

漢籍國字解全書

先哲遺著追補

漢籍國字解全書

早稻田大學出版部藏版

第二十三巻

荀子　下

桂湖村講



荀子國字解下目次

（終）

荀子國字解下

湖村桂五十郎講述

荀子卷第十二

正論篇第十八

此の篇は、世俗の謬論を論正せるものなり、堯舜及び湯武の批難に就て、辯駁せるもの各二、法刑に就て論ぜるもの二、墨子を駁するもの一、宋鈃を攻むるもの二あり、

世俗之爲説者曰、主道利周、

此の節は、世俗の論者の説を擧げたり、世俗の説を爲す者曰く、人主たるものゝ守る道は、秘密にして其の情を隱匿し、下民をして知らしめざるを以て宜しとすと、

【主道】は人主の取るべき道なり、【利】は宜なり、ヨロシと訓む【周】は密なり、秘密にして下民をして知らしめざるなり、

是不然、主者民之唱也、上者下之儀也、彼將聽唱而應、視儀而動、唱嘿則民無應也、儀隱則下無動也、不應不動、則上下無以相胥也、若是則與無上同也、不祥莫大焉、

此れより以下終りまで、荀子の駁論なり、此の節は、人君は下民より見れば主唱者たり、儀表たるの地位にある者なり、然るに其れが秘密を守るときは、下民は如何にして之れに從ひ則るを得んや、然らば君主なきも同じことなることを説けり、

余之れを駁して曰く、是れ然らず、左に其の故を説か

ん、人主なる者は、下民の主唱者なり、君上なる者は、下民の儀表なり、故に彼れ下民は、君上が唱ふる言を聽きて之れに應じ從ひ、君上の儀表を視て之れに則り動かんとするなり、然るに今首唱者が沈默するときは、下民は之れに應じ從ふすべなく、儀表が隱れて視えざるときは、下民は之れに則り動くすべなし、下民が應じ從はず、則り動かざる時は、上下離れ／＼になりて互に相待ちて事を爲すこと能はざるなり、是の如くなれば、君上がありても實はなきと同じことなり、不吉なること是れより大なるはなし、

【唱】は首唱なり、【儀】は儀表なり、【嘿】は默に同じ、【上下無相胥也】胥は須なり、マツと訓む、一句の意は、上下相待ちて事をなすことなく、離れ／＼になるなり、

故上者下之本也、上宣明則下治辨矣、上端誠則下愿愨矣、上公正則下易直矣、治辨則易一、愿愨則易使、易直則易知、易一則彊、易使則功、易知則明、是治之所由生也、上周密則下疑玄矣、上幽險則下漸詐矣、上偏曲則下比周矣、疑玄則難一、漸詐則難使、比周則難知、難一則不彊、難使則不功、難知則不明、是亂之所由作也、

此の節は、人君が公正明白端誠なるときは、下民之れに傚ひ則りて國治まり、秘密陰險偏頗なるときは、下民之れに傚ひ則りて國亂るゝことを說けり、

以上述ぶる如くなるが故に、君上は下民の本なり、君上が明白にして隱さゞるときは、下民は從ふ所を知るを以て、能く和ぎ治まり、君上が端正誠實なるときは、下民は之れに傚ひて、誠實端正となり、君上が公

正なるときは、下民は之れに化して、和易正直となり、陰險なる事を爲さゞるなり、かく人民が和ぎ治まるときは、一致し易く、誠實端正なるときは、之れを使役し易く、和易正直にして、陰險なる事を爲さゞるときは其の心情を知り易し、人民が一致し易きときは、國自ら強く、人民を使ひ易きときは、之れに由りて功業を立つるを得、人民の心情を知り易きときは、之れに從ひて政を施し得るを以て、政明白なり、是れ治平の由つて生ずる所の基なり、之れに反し、君上秘密を守りて其の情を隱すときは、下民は疑ひまどふなり、君上が陰險にして測り難ければ、下民は之れに化して、奥深くして計り知るべからざる詐謀を弄するなり、君上が偏頗邪曲なれば、下民は之れに傚ひて互に相親み近づきて、徒黨を組み惡事を働くに至るべし、かく人民が疑ひ惑ふときは、一致し難く、奥深くして測り知るべからざる詐謀を弄するときは、之れを使役すること難く、互に相親み近づきて徒黨を組むときは、其の心情を知ること難し、人民が一致し難きときは、國自ら强からず、人民を使役すること難きときは、功業を建つること能はず、人民の心情を知り難きときは、如何なる政を施さば、人民は喜ぶや分らざるを以て、得加減の政を爲すを以て、政明白ならざるなり、是れ騷亂の由て生ずる基なり、

【宣明】宣は露るゝなり、明白にして隱さゞるをいふ、【治辨】辨も亦治なり、【端誠】は端正誠實なり、【愿愨】は誠實端正なり、【易直】は和易正直にして陰險なる謀を弄せざるなり、【易一】は一致し易きなり、下句の難一の一も亦此れに同じ、【易知】は民情を知り易きなり、下句の難知の知も亦此れに同じ、【周密】は極めて秘密なるなり、【疑玄】玄は眩と通ず、惑ふなり【幽險】は陰險にして、測り知る可からざるなり、【漸詐】漸は潛と同じ、深なり、深詐とは奥深くして測るべからざる詐謀なり、【偏曲】は偏頗邪曲なり、【比周】は互に相親み近づきて、徒黨を組むなり、

故主道利明不利幽、利宣不利周、故主道明則下安、主道幽則下危矣、故下安則貴上、下危則

賤上、故上易知則下親上矣、上難知則下畏上矣、下親上則上安、下畏上則上危、故主道莫惡乎難知、莫危乎使下畏己、傳曰、惡之者衆則危、書曰、克明明德、詩曰、明明在下、故先王明之、豈特玄之耶哉、

此の節は、君上は明白にして隱さゞるを以てよろしとし、秘密にして隱すを以てよろしからずとなし、詩書を引きて之れを證明し、以て前節を結べり、

以上述ぶる通りなるが故に、人主たるの道は、明白にして隱さゞるを以てよろしとなし、奥深く隱すを以て利しからずとなす、又隱さずあらはすを以てよろしとなし、秘密にして隱すを以て利しからずとなす、故に人主の政道が明白なるときは、下民は從ふ所を知るを以て、相安んずるなり、人主の政道が奥深くして明ならざるときは、下民は向ふ所を知らざるを以て、相危むなり、故に下民が安んずるときは、則ち君上を貴び愛しみ、下民が危むときは、則ち君上を賤み惡むなり、故に君上の政道明にして、下民其の意を知り易きときは、則ち下民は君上に親みなつくなり、君上の政道秘密にして下民其の意を知り難きときは、下民は君上を危み畏るゝなり、下民が君上に親みなつくときは、則ち力を致すを以て、君上の身安く、君上を危み畏るゝときは、則ち力を致さゞるを以て、君上の身危し、それ故に人主の政道は、秘密にして知り難きより惡しきはなく、下民をして己を危み畏れしむるより、危きはなし、傳に曰く、「己を惡むもの多ければ危し」と、又書經に曰く、「人君はよく德を明にして政を施し、毫も民に隱さず」と、又詩に曰く、「文王の德は明に下民の間に輝けり、故に下民は親み安んず」と、此れ等の言に由りて之れを觀るに、政道を明白にして、下民をして知り易からしむるは、人主の務むべき事なり、故に先王は皆之れを明白にして、民に隱さざるなり、どうして之れを秘密にして、民をして疑ひ

危ましむることをなさんや、
【幽】は奥深くして隱すなり、【宣】は露るゝなり、明白の意なり、【貴上】は上を貴び愛しむ意なり、【賤上】は上を賤しみ惡む意なり、【書曰】此語は、書經康誥の篇にあり、【克明德】はよく其の德を明にして、政を施すに、民に隱すことなき意に見るべし、【詩曰】此の詩は詩經大雅大明の篇にあり、文王を頌美せし詩なり、【明明在下】明明は明なる貌なり、一句の意は、文王の德は明に下民の間に輝けりとなり、【特】はタヽと訓む、語助なり、【玄之】玄は幽玄にて、奥深く秘密なるなり、
○以上第一章、人主の政道は秘密にして、其の情を隱匿するにありといふ說を駁して、是れ下民をして危み惑はしめ、疑ひ懼れしむるものにして、國を亂すものなることを說けり、當時法家の學派流行して、政治は秘密主義を貴ぶことを鼓吹したり、故に荀子之れを攻駁せるなり、

世俗之爲說者曰、桀紂有天下、湯武簒而奪之、

此の節は、湯武を以て簒奪者となす世俗の說を擧げたり、
世俗の說を爲す者曰く、夏の桀王と殷の紂王とは、天下を有せるを、殷の湯王と周の武王とが、之れを簒ひ取れりと、
【簒】は奪なり、ウバフと訓む、

是不然、以桀紂爲常有天子之籍則然、親有天子之籍則然、天下謂在桀紂則不然、古者天子千官、諸侯百官、以是千官也、令行於諸夏之間、謂之王、以是百官也、令行於境內、國雖不安、不至於廢易遂亡、謂之君、聖王之子也、有天下之後也、勢籍之所在

也、天下之宗室也、然而不材不中、內則百姓疾之、外則諸侯叛之、近者境內不一、遙者諸侯不聽、令不行於境內、甚者諸侯侵削之、攻伐之、若是則雖未亡、吾謂之無天下矣、

此の節以下終りまで、荀子の駁論なり、此の節は桀紂は自ら天下を失ひしものなることを說けり、

余之れを駁して曰く、是れ然らず、夏の桀王と殷の紂王とを以て、世々相承けて天子の位を有するとするは、則ち然り、躬親ら天子の位を有する とするは、則ち然り、天下二王の手にありと謂ふは則ち然らず、今其の故を說明せん、古は天子には千官あり、諸侯には百官あり、天子是の千官を以て政を行ひ、號令我諸夏の間に行はるゝ、之れを王といふ、諸侯此の百官を以て政を爲し、號令我國中に行はる、たとひ其の國安からずと雖、位を廢易せられ、又は放逐せられて亡滅するに至らず、之れを君と謂ふなり、今桀王紂王を見るに、共に聖王の子孫なり、天下を所有せし聖君の後なり、天子の位の在る所の身なり、天下の尊び仰ぐ宗室なり、然るに材智なく中正ならず、內は百姓之れをにくみ、外は諸侯之れに叛く、近くは畿內の人民一致せず、遠くは諸侯命を聽かず、故に號令畿內の中に行はれず、放肆にして、諸侯互に人の地を侵し削り、又は攻め伐つの甚しきに至る、是の如き次第なれば、たとひ未だ亡滅せずと雖、吾は之れを天下を有するなき者と謂ふなり、

【常有天子之籍】常有は世々相承けての意なり、籍は位なり、【諸夏之國】夏は大なり、支那人自ら其國を稱して夏といふ、尊稱の語なり、諸夏の國とは、天下の諸侯をいふ、【境內】は國境內なり、【廢易】は位を廢易するなり、舊君を廢して易ふるに新君を以てするなり、【逐亡】は放逐されて亡滅するなり、【聖王之子】子は子孫なり、桀王は禹王の後、紂王は湯王の後なり、故に聖王の子孫といふ、【勢籍】は勢位に同じ、【宗室】は猶俗にいふ本家の如し、【不中】は中正ならざるな

り、【近者境內不一】境內は畿內の中をいふ、下句令不行於境內の境內も、亦此れに同じ、【遙】は遠なり、トホクと訓む、【無天下】は天下を有つなしなり、

聖王沒、有勢籍者、罷不足以縣天下、天下無君、諸侯有能德明威積、海內之民、莫不願得以爲君師、然而暴國獨侈、安能誅之、必不傷害無罪之民、誅暴國之君、若誅獨夫、若是、則可謂能用天下矣、能用天下之謂王、湯武非取天下也、修其道、行其義、興天下之同利、除天下之同害、而天下歸之也、桀紂非去天下也、反禹湯之德、亂禮義之分、禽獸之行、積其凶、全其惡、而天下去之也、天下歸之之謂王、天下去之之謂亡、故桀紂無天下、而湯武不弑君、由此效之也、

此の節は、湯武は天下を奪ひ取りしに非ず、德を修め義を行ひしが故に、天下自ら歸せしことを說けり、

以上述ぶる如く、禹王湯王の聖王既に歿して、其の子孫の天子の位を有する者、行正しからずして、以て天下の治平を保つこと能はざれば、是れ天下に君なきなり、天下に君なければ、諸侯にして能く德明にして威力を積むものあらば、海內の民之れを戴きて君長と爲さんことを願はざるはなし、然り而して暴國の君(暗に桀王と紂王とを指す)獨り民を恤へずして、奢侈を肆にするときは、即ち之れを誅戮す、而して其の民は暴王の民と雖、もと是れ無辜のものなるが故に、必ず之れを傷け害ふことなし、此の如きときは、

其の民皆我を慕ひて其の暴君を助くるものなきを以て、是れを誅するの易き、恰も一夫を誅するが如し、是の如くなれば、能く天下を治むるものと謂ふべし、能く天下を治むる、之れを王といふなり、湯王武王即ち是れのみ、故に湯王と武王とは、天下を奪ひ取りたるに非ざるなり、其の正しき道を修め、其の正しき義を行ひて、天下の人民の同じく利とする所を興し、天下の人民の同じく害とする所を、除き去りたるよりして、天下の人民が自然に之れに歸服せしなり、又桀王と紂王とは、自ら天下を離れ去りしに非ざるなり、其の祖王たる禹王と湯王との德（即ち仁義の德）に反きて、私欲を肆にし、禮義を亂りて、社會の秩序を破壞し、禽獸の行をなして、其の凶虐を積み、其の暴惡を成し遂げしかば、天下の人民之れを見棄て去りしなり、天下の人民の歸服する之れを王といひ、天下の人民之れを見棄て去る之れを亡君といふ、故に桀王と紂王とは、天下の人民に見棄られて、天下を有つなきものなれば、言はば流浪人なり、湯王と武王とは、此の流浪人を誅したるものなれば、君を弑せしに非ざるなり、此の道理は此に述べし所に由りて證明すべきなり、

【聖王】は禹王と湯王とを指す、【罷】は行なきをいふ、行なきとは行正しからざるなり、【縣天下】縣は衡るなり、天秤にてはかるなり、天下をはかるとは、天下をはかりて平均ならしむるなれば、天下の治平を保つをいふなり、【君師】師は長なり、君師は君長なり、【侈】は奢侈なり、【安能誅之】安は語助にてコ、ニと訓む、【獨夫】は一夫なり、【用天下】用は治なり、ヲサムと訓む、【同利】は同じく利とする所なり、【同害】は同じく害とする所なり、【去天下】は天下を離れ去るなり、【禹湯之德】は禹王湯王の德、即ち仁義の德なり、【亂禮義之分】は禮義を亂りて社會の分別、即ち秩序を亂るなり、【其凶】は其の凶虐なり、【全其惡】は其の暴惡を成し遂ぐるなり、【由此】由は因なり、ヨルと訓む、【効之】効は驗なり、驗は證明なり、之れを効すとは之れを證明するなり、

湯武者、民之父母也、桀紂者、民之怨賊也、今世俗之爲說者、以

桀紂爲君、而以湯武爲弑、然則是誅民之父母、而師民之怨賊也、不祥莫大焉、以天下之合爲君、則天下未嘗合於桀紂也、然則以湯武爲弑、則未嘗有說也、直墮之耳、

此節は、湯武と桀紂とを比較し、湯武は民の父母にして桀紂は民の怨賊なりとなし、世俗の論者の誤れることを辨せり、

湯王と武王とは、民の父母として慕ひなづく所なり、桀王と紂王とは、民の怨賊として疾み嫌ふ所なり、今世俗の說を爲す者は、桀王と紂王とを以て君となして、湯王と武王とを以て、君を弑するの賊となせり、然らば則ち、是れ民の父母を誅めて賊となし、却て民の怨賊を長として尊ぶものなり、不吉是れより大なるはなし、天下の人民の合體一致して、歸向する所の人を以て、君と爲すは、言ふに及ばざることなり、是によれば、天下の人民は、未だ嘗て桀王紂王に向ひて、合體一致して歸向せずして、却て湯王武王に向つて歸服せり、然らば湯王武王が眞の君なることは、一目了然たるに、却て之れを以て君を弑するの賊と爲す、此の如き愚說は、古より未だ嘗てあらざるなり、而して近世に至りて始めて之れを唱ふるものあり、此れたゞ妄言を弄して之れを毀るなるのみ、大人氣なきことならずや、

【誅民之父母】誅は責むるなり、【師】は長なり、【天下之合】は天下の人民の合體一致して尊ぶなり、【未嘗有說】は古より未だ嘗て此の如き說をなすものあらずとなり、【直】はタヾと訓む、語助なり、【墮】は毀なり、ソシルと訓む、

故夫子唯其人、天下者至重也、非至彊莫之能任、至大也、非至辨莫之能分、至衆也、非至明莫

之能和、此三至者、非聖人莫之能盡、故非聖人莫之能王、聖人備道全美者也、是縣天下之權稱也、桀紂者、其知慮至險也、其志意至闇也、其行爲至亂也、親者疏之、賢者賤之、生民怨之、禹湯之後也、而不得一人之與、刳比干、囚箕子、身死國亡、爲天下之大戮、後世之言惡者必稽焉、是不容妻子之數也、故至賢疇四海、湯武是也、至罷不容妻子、桀紂是也、今世俗之爲說者、以桀紂爲有天下、而臣湯武、豈不過甚哉、譬之、是猶傴巫跛覡、大自以爲有知也、

此の節は、天子の定義を掲げ、湯武の天子にして、桀紂の天子に非ざるを論じ、重ねて世俗の論者の誤れることを言へり、

以上述ぶる如くなるが故に、天子はたゞ其の適任の人を以てせざる可からず、何となれば、天下は至つて重き荷物なり、至つて强きものに非ざれば、能く之れを擔ふに堪ふることとなし、又天下は至つて廣大なるものなり、至つて智辨なるものに非ざれば、能く之れを分ち治むることとなし、又天下の人は至つて多し、至つて德明なるものに非ざれば、之れを能く和げ調ふることなし、此の至大至重至衆の三つの者は、聖人に非ざれば能く之れを治め盡す能はず、故に聖人に非ざれば、能く天下に王たることとなし、聖人は實に正しき道を身に備へ、美しき德を具備せる者にて、天下をはかりて其の平均を保つ所の權稱なり、彼の桀王と紂

王とは、果して此の天子の資格を具ふるや、否、二王は其の智慮至つて不正なり、其の志意至つて暗愚なり、其の行爲至つて亂暴なり、故に親戚のものは之れを疏じ嫌ひ、賢者は之れを賤しみ惡み、人民は之れを怨み疾むなり、聖王たる禹王湯王の子孫なれども、天下中にて一人の徒黨をも得ず、然るに二王はかゝることに頓着なく、忠臣比干を殺して其の胸を剖き、箕子を囚へたり、之れが爲に身死し國亡びて、天下の大耻辱を受け、後世の惡事を論ずる者は、必ず二王の行を以て考證し、龜鑑となせり、是の二王の行へる道は妻子をすら保んずる能はざる小道なり、如何でか天子といふを得んや、至賢なる人は、四海を保つ、湯王武王是れなり、至罷の人は、妻子をすら保んずる能はず、桀王紂王是れなり、今世俗の説を爲すものは、此の理を悟らず、徒に桀王と紂王とを以て、天下を所有せる天子となし、湯王と武王とを以て、臣にして其の君を弑するの賊となす、豈過りの甚しきものに非ずや、之れを譬ふれば、世俗の人は恰も片輪者の巫覡が自ら智あるが故に、祈禱して神の靈驗があると思ふと一般なり、愚の甚しきものに非ずや、

【其人】は其の適任の人なり、【能任】は能く之れを擔ふに任ふるなり、【至辨】は辨は智ありて物を辨別するなり、【能分】は貴賤上下など、凡ての分別を立つるをいふ、【能盡】は能く治め盡くすなり、【全美】は美德を全く身に具ふるなり、【權稱】は天秤なり、【至險】險は險惡なり、險惡は正しからざるなり、【一人之與】は一人の徒與なり、【刳比干】刳は剖なり、サクと訓む、比干は紂王の一族なり、殺して胸を剖きて見しことは、臣道篇に解せり、【箕子】は紂王の一族なり、王が之れを囚へしこと、亦臣道篇に解せり、【大戮】は大戮辱なり、戮辱は猶耻辱といふが如し、【稽】は考なり、考證して龜鑑となすなり、【不容妻子之數也】數は猶道といふが如し、一句の意は、妻子をすら保んずる能はざる小道をいふ、【疇】は壽と通ず、保つなり、タモツと訓む、【至罷】罷は行なきなり、至罷とは至つて不正なるをいふ、【傴巫跛覡】傴はせしむなり、跛はちんばなり、巫覡ともにみこなり、女のみこを巫といひ、男のみこを覡といふ、古はみこには片輪者を用ふ、故に傴巫跛覡といふ、【爲有知】知は智なり、

故可以有奪國、不可有以奪天下、可以有竊國、不可有以竊天下也、奪可以有國、而不可以有天下、竊可以得國、而不可以得天下、是何也、曰國者小具也、可以小人有也、可以小道得也、可以小力持也、天下者大具也、不可以小人有也、不可以小道得也、不可以小力持也、國者、小人可以有之、然而未必不亡也、天下者至大也、非聖人莫之能有也、

此の節は、國は小人之れを有し得べきも、天下に至りては聖人に非ざれば、有つ能はざることをいひ、前節の意を反覆詳論せり、

以上述ぶる如く、天下は聖人に非ざれば之れを有つ能はず、故に國を奪ふことはあるべきも、天下を奪ふことはある可からず、國を竊むことはあるべきも、天下を竊むことはある可からざるなり、國は奪うて有す可きも、天下は奪うて有す可からず、國は竊みて有す可きも、天下は竊みて有す可からずとは、如何なる理由なりや、曰く國は小さき道具なり、故に小人を以て之れを有すべく、小道を以て之れを得べく、小力を以て持つべきなり、是れ其の奪ひ竊み得る所以なり、天下に至りては、大なる道具なり、故に小人を以て有す可からず、小道を以て得べからず、小力を以て持つ可からず、大人大道大力の人に非ずんば不可なり、是れ其の奪ひ竊む能はざる所以なり、此の如く、國は小人以て之れを有すべし、然れども未だ必ずしも亡びずとは言へず、亡び易きなり、天下は至つて廣大なる道具なり、大道を施き大力を有する聖人に非ざれば、之れを能く有することなきなり、

【國】は諸侯の封域を指す、【天下】は天子の領地にて、四海中なり、

○以上第二章、湯武を以て簒奪の臣となす世俗の說を駁正せり、桀紂は天下を有せず、湯武は德を修めて天下之れに歸服せしなり、決して桀紂の天下を取りしに非ざることを言へり、

世俗之爲レ說者曰、治古無二肉刑一而有二象刑一、墨幪、劓慅嬰、宮艾畢、剕紨屨、殺赭衣而不レ純、治古如レ是、

此の節は、世俗の論者の古は肉刑なくして象刑のみありといふ說を擧げたり、

世俗の說を爲す者曰く、治まれる古の御世には、肉刑とて身體へ傷つける、墨、劓、剕などの刑罰なくして、たゞ象刑とて服章を異にして其の形象を耻かしむる刑罰のみなり、故に墨刑を犯したるものは、黑巾を蒙らしめ、劓刑を犯したるものは、其の冠の紐を黑くせしめ、宮刑を犯したるものは、蒼白色の蔽膝を爲さしめ、剕刑を犯したる者は、麻の屨をはかしめ、死刑を犯したるものは、赤土色の領縁なき衣を着せしめて、之れを常人と區別するに過ぎず、身體を殺し、又は傷つくることなし、治まれる古の御世は誠に是の如くなりきと、

【治古】は治まれる古の御世なり、【肉刑】は身體を殺し傷つくる刑にて、墨、剕、劓などの刑なり、【象刑】は服章を異にして、其形象を辱かしむる刑をいふ、【墨幪】墨は入れ墨の刑なり、幪は巾なり、一句の意は、墨刑を犯したるものは、墨巾を蒙らしめて之れを辱しむるに止まり、別に刑を施さゞるなり、【劓慅嬰】　は鼻をきる刑なり、慅嬰は草纓と音通なり、草は皁と音通なり、とちの實にて染めし黑色なり、纓は冠の紐なり、一句の意は、鼻をきる刑を犯したるものは、黑色の冠の紐をつけしめて辱しむるに止まり、別に刑を施さゞるなり、【宮艾畢】宮は宮刑なり、宮刑は男子の勢を殺ぐ刑なり、艾は蒼白色なり、畢は韠と同じく紱なり、蔽膝なり、一句の意は、宮刑を犯したる者は、蒼白色の蔽膝をなさしめて辱しむるに止まり、

別に刑を加へざるなり、【剕紨屨】剕は足きる刑なり、紨は枲なり、枲は麻なり、屨はくつなり、一句の意は、足きる刑を犯したるものは、麻の屨をはかしめて辱しむるに止まり、別に刑を施さゝるなり、【殺赭衣而不純】殺は死刑なり、赭は赤土なり、赭衣は赭赤土を以て染めたる衣なり、純は領縁なり、一句の意は、死刑を犯したるものは、赤土にて染めたる領縁なき衣を着せて之れを辱しむるに止まり、別に殺さゝるなり、

是不然、以爲治耶、則人固莫觸罪、非獨不用肉刑、亦不用象刑矣、以爲人或觸罪矣、而直輕其刑、然則是殺人者不死、傷人者不刑也、罪至重而刑至輕、庸人不知惡也、亂莫大焉、凡刑人之本、禁暴惡惡、且徵其未也、殺人者不死、而傷人者不刑、是謂惠暴而寬賊也、非惡惡也、故象刑殆非生於治古、方起於亂今也、

此の節以下、荀子の駁論なり、此の節は、古肉刑なくして象刑ありといふ說は、近代の亂世に生ぜし學者の妄說なることを說けり、

余之れを駁して曰く、是れ然らず、說者の如く、古を以て治平なるときとなすか、治平なる時ならば、人民は生活に苦しむことなきを以て、固より惡事を爲して罪に觸るゝことなし、罪に觸るゝことなければ、獨り肉刑を用ひざるのみならず、亦象刑を用ひざるなり、又人民或は罪に觸るゝものありと爲して之れを處分するに、其の刑罰を輕くするときは、是れ人を殺すものは死罪にならず、人を傷つくるものは其れ相當の重刑に當てられざるなり、かく至つて罪の重きものにして、刑罰の至つて輕きときは、普通の人間は、刑罰にかゝることを惡むことを知らざるに至るなり、國家を亂る、是れより大なるはなし、凡そ人を刑

罰する根本の理は他なし、たゞ暴亂を禁じ惡を爲すものを惡み、以て將來を懲し戒むるなり、然るに說者の如く、人を殺す者、死罪にならず、人を傷つくる者、其れ相當の重刑に處せられざるときは、是れ亂暴ものを惠みいたはりて、凶賊を寛すものなり、惡事をなすを惡むに非ずして、却て之れを奬勵するなり、古聖王の世に豈に此の如きことあらんや、故に象刑の說は殆ど治まれる古の御世に生ぜしに非ずして、まさに今の亂れし、世の妄學者の間に起りしものなり、【傷人者不刑】は人を傷つくる者、其れ相當の重刑に處せざるなり、【庸人】は普通の人なり、【徵其未】徵は懲と通ず、コラスと訓む、未は未來なり、一句の意は、將來を懲し戒むるなり、【寛】はユルスと訓む、大目にみてゆるすなり、【亂今】は亂れたる今の世の妄學者の意なり、【方】はマサニと訓む、

治古不然、凡爵列官職、賞慶刑罰皆報也、以類相從者也、一物失稱、亂之端也、夫德不稱位、能不稱官、賞不當功、罰不當罪、不祥莫大焉、昔者武王伐有商、誅紂、斷其首懸之赤旆、夫征暴誅悍、治之盛也、殺人者死、傷人者刑、是百王之所同也、未有知其所由來者也、刑稱罪則治、不稱罪則亂、故治則刑重、亂則刑輕、犯治之罪固重、犯亂之罪固輕、書曰、刑罰世輕世重、此之謂也、

此の節は、治まれる古の御世は、信賞必罰、決して象刑にてなかりしことを例證して說明せり、

治まれる古の御世は、決して然らざるなり、凡て爵位官職賞賜刑罰は皆其の行の報酬として與ふるなり、其の報酬は、其の類を以て相從ふものなり、例へば、

善き行なれば、之れと同類なる善き官位と賞賜とを報酬として與へ、惡しき行なれば、之れと同類なる低き位官又は刑罰を報酬として與ふるなり、凡て世の中は、一物にても平均を失ふときは、騷亂の端緒(イトグチ)となるものなり、故に賞罰と其の行事とは、相平均せざる可からず、それに若し其の德行が其の爵位に稱はず、才能が官職に稱はず、賞賜が功績に當らず、刑罰が罪に當らず、其の平均を失するときは、大亂の徵なり、不吉是れより大なるものあらんや、昔は武王の商を伐ち紂王を誅するや、其の首を斬つて、之れを赤き旆(ハタ)の頭(サキ)に懸けて、其の罪を責め、衆人の見せしめとなせり、夫れ此の如く暴惡のものを征伐し、兇悍のものを誅戮するは、盛大なる政治なり、人を殺す者は死罪に處し、人を傷つくる者は重き刑に處するは、是れ古より百王の同じくとり給へる所にして、何れの世に始まりしや、未だ其の由來する所を知れる者あらざるなり、刑罰が其の罪に稱ふときは、則ち世治まり、其の罪に稱はざるときは、則ち世亂るゝなり、故に治世は則ち刑罰重く、亂世は則ち刑罰輕きものなり、何となれば、治世は人民皆豐富にして生計に苦むことなきを以て、法を犯すものは少なし、若し之れを犯して世を亂るものあらば、衆皆之れを惡む、刑罰固より當に重かるべきなり、亂世は人民皆貧にして飢寒に迫るを以て、法を犯すもの多し、多ければ一々之れを刑すること能はず、刑罰固より當に輕かるべきなり、是れ治世は刑罰重く、亂世は刑罰輕き所以なり、書經に曰く、「刑罰は世の治亂に從ひて、或は輕くし或は重くす」、即ち此の事を謂ひしなり、

【爵列】列は位なり、【賞慶】は賞賜なり、【報】は報酬なり、【以類相從】は其の行の種類によりて、報酬の賞罰が異なるなり、例へば善き類の行を爲すときは、其れと同類の賞賜を得、惡しき類の行をなすときは、其れと同類の刑罰を得るなり、【失稱】稱は權稱(ハカリ)なり、權稱を失ふとは平均を失ふといふ、端は端緒(イトグチ)なり、【有商】有は大なり、商は國名にて殷の別名なり、【斷其首懸之赤旆】旆ははたなり、議兵篇に圖解せり、史記には此の事を記して、武王紂王の頭を斬り、之れを大白旗に懸くとありて、赤旆とあらず、蓋し傳聞の異なるべし、【悍】は兇悍なり、【犯治之罪固重】は治世は人々豐富にして生計に苦まざるを以て、法を犯

すもの少なし、若し之れあるときは、人々之れを惡む故に罪固より重かるべきなり、【犯亂之罪固輕】は亂世は人々貧にして飢餓に迫るを以て、法を犯すもの多し、多ければ一々之れを刑すること能はず、故に罪固より輕かるべきなり、【書曰】此の語は書經の呂刑に見ゆ、【刑罰世輕世重】は世には治亂あり、從つて或は刑を重くし、或は刑を輕くするなりといふ意なり、されど此に引用せし意は、原書の意と稍異なれり、讀む者必注意すべし、

○以上第三章、古の世には肉刑なく象刑のみありといふ俗說を駁せり、愼子に、有虞氏之誅、以蒙巾當墨、以草纓當劓、以復紨當刖、以艾韠當宮、布衣無領、當大辟、此有虞之誅也、斬人肢體、鑿其肌膚、謂之刑、畫衣冠、異章服、謂之戮、上世用戮而民不犯、中世用刑而民不從とあり、されば此の駁論は愼到一派の論者に向つて加へたるものなること明なり、

世俗之爲說者曰、湯武不能禁令、是何也、曰、楚越不受制、

此の說は、湯武は偏く四海に禁令する能はざりきといふ俗論をあげたり、

世俗の說を爲すもの曰く、湯王と武王とは聖王と稱せらるれども、偏く四海に禁令を施すこと能はざりき、故に來り服さゞるものありたりと、是れは如何なる事かと、問ひ返へせば、彼れ曰く、楚越二國は二王の制裁を受けざりし故なりと、

是不然、湯武者、至天下之善禁令者也、湯居亳、武王居鄗、皆百里之地也、天下爲一、諸侯爲臣、通達之屬、莫不振動從服以化順之、曷爲楚越獨不受制也、

此の節以下、皆荀子の駁論なり、此の節は、湯武は四海を治め、四海悉く來り服せることを說けり、

余之れを駁して曰く、是れ然らず、湯王と武王とは、至つて善く天下に禁令を施せし君なり、湯王は亳に

居り、武王は鄗に居りき、共に百里の地に過ぎざれども、天下一となり、諸侯臣と爲り、舟車の通ずる處に住めるともがらは、震ひ動きて服從し、其の德に化し忠順に事へざるものなし、何ぞ楚越の二國のみ、其の制裁を受けざることあらんや、畢竟妄說に過ぎざるなり、

【通達之屬】は舟車の通達する所即ち天下至る所に住めるともがらなり、【化順】は其の德に化し、忠順なるなり、

彼王者之制也、視形勢而制械用、稱遠近而等貢獻、豈必齊哉、故魯人以糖、衛人用柯、齊人用一革、土地形勢不同者、械用備飾、不可不異也、故諸夏之國、同服同儀、蠻夷戎狄之國、同服不同制、封內甸服、封外侯服、侯衛賓服、蠻夷要服、戎狄荒服、甸服者祭、侯服者祀、賓服者享、要服者貢、荒服者王、日祭、月祀、時享、歲貢、終王、夫是之謂視形勢而制械用、稱遠近而等貢獻、是王者之制也、

此の節は、王者の制を說けり、

彼の王者の四海を制する法は、如何にといふに、土地の形勢を視て、其の使用する器械を制して、其の風俗習慣にかなはしめ、國の遠近をはかりて、其の貢獻する物の等差を分ち定むるなり、豈必ず之れを齊一にせんや、故に魯國の人は糖を以て貢し、衛人は柯を以て貢し、齊人は皮革を以て貢せり、かく土地の形勢同じからざれば、其の器械や服飾も亦異ならざる可か

らず、故に諸夏の國は、同じく王者に服事して其の制度を同じくし、蠻夷戎狄の國は、同じく王者に服事して其の制度を同じくせず、故に畿內の民は、王の田を耕治する務を以て服事し、畿內外の諸侯は、四方を斥候して不虞の難に備ふる務を以て服事し、侯衞の地の諸侯は、賓客の資格を以て服事し、蠻夷の國は、好信を結びて服事し、戎狄の國は、何の規定もなく、漫然として服事するなり、王の田を耕治する務を以て服事する者は、祭時毎に物を獻り、四方を斥候して不虞の難に備ふる務を以て服事する者は、祀時毎に物を獻り、賓客の資格を以て服事する者は、享時毎に物を獻り、好信を結びて服事する者は、歲毎に物を獻り、何の規定もなく服事する者は、たゞ王として事ふるのみにて、別に貢獻することなし、祭時毎に物を獻るとは、朝廷の日々のお祭に供物を獻ることなり、祀時毎に物を獻るとは、朝廷の月々のお祭に、供物を獻ることなり、享時毎に物を獻るとは、朝廷の四時のお祭に供物を獻ることなり、歲毎に物を獻るとは朝廷の歲毎のお祭に、物を獻ることなり、王として事ふるとは、舊君終りて新君位に即くとき、來朝することなり、夫れ是れを土地の形勢を視て、其の使用する器械を制して、其の風俗習慣にかなはしめ、國の遠近をはかりて、其の貢獻する物の等差を分ち定むといふ、是れ王者が四方を制するの法なり、

【形勢】は土地の形勢なり、【械用】は使用する器械なり、【稱遠近】稱ははかるなり、國の遠近をはかるなり、【等】は等差なり、【榶】は盌なり、盂の一種なり、盂は飯器なり、【柯】は盂なり、【一革】革は皮革なり、皮革にて造れる物を盛る器なり、【備飾】は服飾なり、【諸夏之國】は前に解せり、天下の諸侯の國をいふ、【同服】服は事なり、服を同じくすとは、同じく服事するをいふ、【儀】は制度なり、【蠻夷戎狄】は皆えびすなり、【封內】は畿內の內をいふ、【甸服】甸は田なり、甸服とは王の田を耕治する務を以て、服事するなり、【封外】は畿內の外四方五百里の間なり、【侯服】侯は候なり、斥候なり、四方を斥候して不虞の難に備ふるなり、【侯衞】は侯圻より衞圻に至る、封外の外四方二千五百里の間にて、侯圻、甸圻、男圻、采圻、衞圻をいふ、各、圻の間相去る五百里なり、【賓服】は賓客の格式を以て服事するなり、【蠻夷】は衞圻の外四方千里の

間にて、蠻圻夷圻に分つ、二者の間、相去る五百里なり【要服】要は要結なり、好信を要結して服事するなり、【戎狄】は夷圻の外、四方千里の間にて、戎圻、狄圻に分つ、二者の間相去る五百里也、戎圻は一に鎭圻といひ、狄圻は一に蕃圻といふ、【祭】は祭時毎に物を獻るなり、【祀】は祀時毎に物を獻るなり、【享】は享時毎に物を獻るなり、【貢】は歳毎に物を

狄
蠻
侯
衛
夷
戎
狄戎夷蠻衛采男甸侯封
封内
千里　千里
外圻圻圻圻圻圻圻圻圻圻
五百里　五百里　五百里　五百里　五百里　五百里　五百里　五百里　五百里　五百里
五百里　五百里　五百里　五百里　五百里　五百里　五百里　五百里　五百里　五百里

貢獻するなり【王】は王として事ふるなり、【日祭】は王の父及び祖父の祭なり、日々祭る、故に日祭といふ、【月祀】は王の曾祖と高祖との祀なり、月々祀る、故に月祀といふ、【時享】享は祭なり、高祖の父と祖との祭なり、四時に祭る故に時享といふ、【歳貢】は歳毎の祭に貢物を獻るなり、高祖の祖以上の祭は、毎歳之れを行ふ、故に歳毎の祭といふ、【終王】は

舊王の世終りて、新王即位の時來朝するなり、
以上封内以下戎狄に至るまでの地を分り易からしめんが爲に圖解して示せり、

彼楚越者、且時享歲貢終王之屬也、必齊之日祭月祀之屬、然後曰受制耶、是規摩之說也、溝中之瘠也、則未足與及王者之制也、語曰、淺不足與測深、愚不足與謀知、坎井之鼃、不可與語東海之樂、此之謂也、

此の節は、世俗の論者の智慮淺薄にして取るに足らざることを說けり、
彼の楚越の二國は、四時の祭毎に、貢物を獻る賓服の國か、歲毎に貢物を獻ずる要服の國か、新王即位の時に來朝する荒服の國か、其の何れかの屬なり、論者は必ず、此の二國を、日々の祭に貢物を獻る甸服の民か、月々の祀に貢物を獻る侯服の國かの屬と同等に見て、然して後王の制裁を受くべきものと考へたるか、是れ揣摩臆測の說のみ、かゝる論者は智慮淺薄たる乞食の徒にして、未だ與に王者の制を語るに足らざるものなり、語に曰く、「淺薄なる者とは、ともに深大なることを語るに足らず、愚者とは、ともに智慮深く要することを謀るに足らず、壞れ井の鼃とは、ともに東海の廣大なる樂を語るに足らず」と、此れは即ち智慮淺薄なる世俗の論者のことを謂ひたるなり、
【齊】はヒトシと訓む、同等の意なり、【規摩】規は規畫なり、摩は揣摩なり、故に規摩二字にて臆測推量のことゝ見るべし、【溝中之瘠】は溝壑の中に瘠せつかれたる乞食をいふ、されど此にては單に乞食の意に見てよし、【未足與及王者之制也】は、未だ與に王者の制を語るに及ぶに足らざるなりにて、王者の制を語るに足らざるの意なり、【知】は智に同じ、【坎井】は壞れ井なり、【鼃】は蛙の類なり、【東海】支那は東方に海あり、故に東海といひしなり、
○以上第四章、湯武は四方に禁令する能はずといふ、

論者の說を反駁せり、

世俗之爲說者曰、堯舜擅讓、是不然、天子者、勢位至尊、無敵於天下、夫有誰與讓矣、道德純備、智慧甚明、南面而聽天下、生民之屬、莫不振動從服、以化順之、天下無隱士、無遺善、同焉者是也、異焉者非也、夫有惡擅天下矣、

此の節は、論者の堯舜は生前賢を擇びて位を讓れりといふ說を駁せり、

世俗の說を爲すもの曰く、堯舜は賢者を選みて之れに位を讓れりと、余之れを駁して曰く、是れ然らず、天子は勢位至つて尊くして、天下に匹敵するものなし、又誰にか位を讓らんや、讓るとは其れより以上の者の出でしときのことなり、且つ其の道德は純粹完備にして、智惠甚だ明に、南面の位に就きて天下の政を聽斷す、生民のともがらは震ひ動きて從服して、其の德に化し忠順ならざることなし、賢能は必ず之れを登用して遺すことなきを以て、天下に隱れたる賢士なく、遺されたる善人なし、故に天下の人々にして天子の命令に合同して順ふものは、是けれども、之れに異論を立てゝ逆ふものは非ろし、必ず誅罰さるゝなり、威權此の如く赫々たり、それに又どうして天下を禪らんや、殆ど禪る必要なきなり、

【擅讓】擅は禪に同じ、故に擅讓は禪讓なり、堯が舜に位を讓り、舜が禹に位を讓りたることは、名高き事なれば別に說かず、【有誰與讓】有は讀んで又と爲す、マタと訓ず、下句の有惡擅天下の有も亦此れに同じ、【純備】は純粹に完備せるなり、【南面】は南面の位なり、天子は南に面して坐す、故に其の位を南面の位といふ、【遺善】は遺されたる善人なり、【同焉者】は天子の命令に合同して順ふものなり、【惡】はイヅクンゾと訓む、

曰、死而擅之、是又不然、聖王在上、圖德而定位、量能而授官、皆使民載其事、而各得其宜、不能以義制利、不能以僞飾性、則兼以爲民、聖王已沒、天下無聖、則固莫足以擅天下矣、天下有聖、而在後子者、則天下不離、朝不易位、國不更制、天下厭然與鄉無以異也、以堯繼堯、夫又何變之有矣、聖不在後子、而在三公、則天下如歸、猶復而振之矣、天下厭然與鄉無以異也、以堯易堯、夫又何變之有矣、唯其徙朝改制爲難、故天子生、則天下一隆、致順而治、論德而定位、死則能任天下者、必有之矣、夫禮義之分盡矣、擅讓惡用矣哉、

此の節は、論者が堯舜は生前に於て、豫め賢者を求め、死後に至りて之れに位を禪りしといふ說を駁せり、

論者又曰く、堯舜生前に禪讓の事なければ、豫め聖賢を求め置き、死後に至りて讓りしなりと、余之れを駁して曰く、是れ又然らず、聖王上にあれば、臣下の德をはかりて其の位次を定め、才能をはかりて其の官職を授け、下民をして皆其の職事を行ひて、各〻其の宜しきを得せしめ、禮義を以て利欲の心を制すること能はず、禮義を以て本性を飾り修むること能はざるものあるときは、則ち兼併して以て己が民となし、之れをして善に就き惡に入るを免れしむるなり、聖人

すでに歿し、天下に聖人なきときは、則ち固より以て天下を禪るに足るものなし、されど天下に聖人ありて、其の聖人が前の天子の嗣なるときは、天下の人民歸する所を得るを以て、離れ叛かず、朝廷にては百官の官位を易ふる必要もなく、國家にては制度を更むる必要もなく、天下は順服して以前と少しも異なることなきなり、是れ堯帝の如き聖人を以て、聖人堯帝の後を繼ぐもの、又何ぞ禪讓などのことあらんや、若し其の聖人が嗣子ならずして、三公の中にあるときは、天下の人民安ずること、己が家に歸着するが如し、故に其の天下を治むるは、恰も衰弊の後を改復して之れを振ひ起すが如く、國勢隆々たるに至るを以て、天下は順服して以前と少しも異なることなきなり、是れ堯帝の如き聖人を以て、聖人堯帝に易ふるもの、又何ぞ禪讓などのことあらんや、たゞ其の朝廷の政を改むるが故に、百官の官位を移し易ふると、國家の制度を改むるとの二つが、嗣子繼承に比較して難しとなすのみ、後世の人々、其の改易を見て誤りて、禪讓と言ひ傳へたるならん、故に天子生ずれば、則ち天下の人々は專心一意無上の尊として、あがめ事ふるなり、而して天子は忠順の道を極めて、此の世を治め、臣下の才德を論じて、其の官位を定め、以てそれ〳〵の職務に當らしめ、死するときは、天下を治むるに堪ふる者、必ず代りて之れを有するなり、是れにて禮義の本分は盡きたるなり、又惡んぞ禪讓を用ふることあらんや、

【次】は位次なり、【載】は行なり、オコナフと訓む【義】は禮義なり、【利】は利欲なり、【僞】は人爲なり、禮義を指す【飾性】性を飾り修むるなり、【後子】は嗣子なり、【不易位】は百官官位を易へざるなり、【厭然】は順服の貌なり、【鄉】は嚮と通ず、以前の意なり、【何變之有】變は禪讓を指す、一句の意は、何ぞ禪讓することあらんやの意なり、【三公】は太師、太保、太傅にて後世の宰相なり、【天下如歸】は己が家に歸るが如しにて、安ずるをいふ、【復而振之】は國家舊に復りて、振興するをいふ、【徙朝】は朝廷の百官の官位を移易するなり、【一隆】は專一に崇め尊ぶなり、【致順而治、論德而定次】致は極なり、キハムと訓む、此の二句は、前後と意相續せず、故に注家誤脫あらんと疑ふものあり、今は意を以て解せり、【任天下者】は天

下を治むるに堪ふる者なり、【分】は本分なり、

曰、老衰而擅、是又不然、血氣筋力則有衰、若夫智慮取舍則無衰、曰、老者不堪其勞而休也、是又畏事者之議也、天子者、勢至重而形至佚、心至愉而志無所詘、形不爲勞、尊無上矣、衣被則服五采、雜間色、重文繡、加飾之以珠玉、食飮則重大牢、而備珍怪、綦臭味、萬而饋、伐睾而食、雍而徹乎五祀、執薦者百人、侍西房、居則設張容、負依而坐、諸侯趨走乎堂下、出戸而巫覡有事、出門而宗祝有事、乘大路越席以養安、側載睪芷以養鼻、前有錯衡以養目、和鸞之聲、步中武象、趨中韶護、以養耳、三公奉軶、持納、諸侯持輪、挾輿先馬、大侯編後、大夫次之、小侯元士次之、庶人介而夾道、庶人隱竄、莫敢望視、居如大神、動如天帝、持老養衰、猶有善於是者與、老者休也、休猶有安樂恬愉如是者乎、故曰、諸侯有老、天子無老、有擅

國、無擅天下古今一也、

此の節は、論者が堯舜は老衰して位を讓れりといふ說を駁せり、

論者又曰く、堯舜は老衰して位を禪れるなりと、余曰く、是れ又然らず、血氣や筋力は、年老て衰ふれども、智慮取舍の見識に至りては、年老ゆるとも毫も衰ふることなし、何ぞ禪讓の必要あらんやと、論者又曰く、否年老いたるを以て、政務を見るの煩勞なるに堪へずして、賢者に禪りて休息せるなりと、余又之れを駁して曰く、是れ又尋常人の勞事を畏れ憚るより見て、立てたる議論なり、何ぞ取るに足らんや、夫れ天子は勢位極めて重けれども、身體は極めて安逸に、心は極めて愉樂なり、心愉樂にして屈する所なく、身體安逸にして苦勞なきは、是れ無上の尊きなり、衣服は五色に染めなせる上衣と、間色にて染めなせる裳とを着け、文繡の美しき服を重ね、此の上に種々の美しき珠玉を裝飾として添ふるなり、飲食は則ち多くの大牢の肉を用ひ、珍しき食物を備へ、皆臭よき味を極め求む、而して其の食を進むるときは、萬舞を奏し、其の食に就くときは、鼓樂を奏し、其の食を終るときは、雍の詩を歌ひて膳を撤去し、之れを竈の上に置き、恰も竈神を祭るが如くす、其の食時に當りてや、召上がる品物を執りて西廂に侍立するもの百人の多きに及ぶなり、朝廷に坐して政を聽くときには、帷帳と屛風とを設け、斧扆を背にして立ち、南面して諸侯に對すれば諸侯は堂下に趨走して、是れ命をこれ聽くなり、又外出の時は、內門を出づるや、巫覡が不祥を祓ひ除き、都の門を出づるや、神官が行道の神を祭りて、前途の安全を祈る、而して大路の車に乘り、越席を敷きて、身體を安かにし、車の側には、澤芷の香草を載せて、以て鼻を樂まし、車の前には、美しく裝飾せる轅の端の橫木ありて、目を樂まし、車上の鈴の鳴る聲は、車が徐行するときは、武象の樂章の調に中り、疾行するときは、韶護の樂章の調に中り、以て耳を樂ます、其の時三公は車の軛と輌とを奉持し、諸侯は或は車の輪を持ち、或は輿の左右に侍し、或は馬首を持ちて、之れを導く、愈〻門を出でゝ行列となるや、大國の侯は車の後に列り、大夫のもの之れに次ぎ、小國の侯及び附庸の君と、上士のものと之れに次ぎ、兵士は甲

冑を着けて、道を夾み以て非常に備へ、庶人は畏れ隱れて、敢て望み視ることなきなり、かく天子が朝廷に居るときは、大神の如く祟び敬はれ、外に出づるときは、天帝の如くに畏れ敬はる、老衰の身を扶持し養ふに、また是れより善き方法あるか、必ず之れなからん、一體老とは休息することなり、休息するに安樂愉快なること、まだ是の如きものあるか、必ず之れなからん、余故に曰く、「諸侯は筋力を勞して天子に奉仕す、筋力衰へ奉仕すること難ければ、則ち老を以て致仕するあれども、天子は筋力を用ふることなく、智を研き徳を修め、臣民に臨むに過ぎず、智徳は年と共に長ずるを以て、老を以て位を退くことなし、されば諸侯は己が國を讓ることあれども、天子は天下を讓ることなし、是れは古も今も同じことなり」と、

【畏事】は勞事を憚り畏るゝなり、【形至佚】形は身體なり、佚は逸に同じ、至逸は極めて安逸なるなり、【至愉】は極めて愉樂なるなり、【志無所詘】詘は屈に同じ、此の句は心至愉の句を承く、【形不爲勞】此の句は形至佚の句を承く、【衣被】は猶衣服といふが如し、【服五采雜間色】五采は五色を備へたる衣なり、五色は青黄白赤黑なり、間色は五色の中の、二種若くは二種以上の色の混和せる色にして、紅碧の色の如き是れなり、此れは裳に用ふ、【文繡】は文繡の服也、五色の絲にて種々の模樣を縫ひ刺したるものを繡といふ、文は文飾にて其の形容の語なり、【重大牢】重は多くの意なり、大牢は牛と豕と羊との肉をいふ、【珍怪】は珍しき食物なり、【綦】は極なり、キハムと訓む、【臭味】は臭よき味なり、【萬】は萬舞なり、萬舞は多くの舞樂なり、【饋】は食を進むるなり、【伐皋】皋は皋鼛なり、皋鼛は大鼓なり、大鼓を伐つとは、大鼓をうちて音樂を奏するなり、【雍而徹乎五祀】雍は樂章の名にて、詩經周頌の中にあり、徹はとりのけるなり、五祀は竈の異名なり、一句の意は食終れば、雍詩を歌ふて、食膳を取りのけ、竈の上に置き、竈の神を祭るが如くするなり、周禮膳夫職に、王卒食、以樂徹于造といひ、淮南子主術訓に、奏雍而徹、已飯而祭竈とあり、古天子には、此の如き儀式ありたるなり、造は竈と音通なり、【執薦者百人】薦は召し上がる食物なり、周禮の膳夫職にも天子の召し上がる食物は百二十品、薦を執るもの百人とあり、【侍西房】侍は侍立な

り、西房は西廂なり、廂はひさしの處なり、【居】は朝廷に居て政を聽くときをいふ、【張容】張は帳と通ず、帷帳なり、容は屏風の如きものなり、【依】は扆と通ず、戶牖の間に立てる屏風又ついたて樣のものなり、【出戶】は宮中の內門を出づるなり、【巫覡有事】女のみこを巫といひ、男のみこを覡といふ、有事とは仕事ありにて、不祥を祓ひ除くを指す、【宗祝有事】は祭祀を主る官、即ち神官のことなり、有事とは行道(ミチ)の神を祭りて、前途の安全を祈るをいふ、【大路】は天帝を祭る車なり、【越席】は蒲を結びて造りたる席なり、【養安】體を安かにして樂む意なり、【睪芷】睪は澤と通ず、睪芷は澤芷なり、澤芷は川澤に生ずる香草なり、【養鼻】は猶鼻を樂ましむといふが如し、下句の養目、養耳の養も皆此れと同意なり、【錯衡】錯は文飾なり、衡は轅(ナガエ)の端の横木なり、【和鸞】は車上につけてある鈴なり、衡にあるを鸞といひ、軾の前にあるを和といふ、軾は車の坐前にある木なり、途中にて人に遇ひしとき之れによりて禮するなり、【步】は車の徐行するをいふ、【中武象】武象は共に周の武王の制定したる樂章の名なり、一句の意は、鈴の鳴る聲が、武象の樂章の曲調に中るなり、【趨】は車の疾行するをいふ、【韶護】護は濩と同じ、音クワク、韶と共に殷の湯王の制定したる樂章の名なり、【軛】は車の轅(ナガエ)の端の横木にて、馬の首に結びつけるものなり、【納】は軜に同じ、驂馬(ソヘウマ)の內轡なり、【持輪】は車輪の側に立つなり、【挾輿】は輿(コシ)の左右に立つなり、【先馬】は馬首を執りて馬を導くなり、【大侯】は大國の諸侯にて五等(公侯伯子男)の爵位を有するものなり、此の句より以下は其の行列の順序なり、【編後】は天子の車の後に編入するにて、後に列り從ふなり、【大夫】は天子の大夫なり、天子の大夫は子男の諸侯と同格なり、故に之れに次ぐといふ、【小侯】は僻遠の地にある五等の爵位以外の小諸侯、及び附庸の國をいふ、附庸の國とは大國に附して天子に朝する小國なり、【元士】は天子の元士なり、元士は上士なり、上士は士の一番上なるものなり、【庶士】は軍兵なり、【介】は甲冑なり、【隱竄】は畏れてにげ隱るゝなり、【動】は外に出づるを指す、【恬愉】はよろこびやすらかなり、【諸侯有老】は諸侯は筋力を盡くして天子に奉事するものなり、筋力衰へて奉事する能はざるに至らば、致仕せ

ざる可からず、故にいふ、【天子無老】は天子は筋力を勞することなく、たゞ智を研き德を修め、臣下に臨むに過ぎず、智德は年を經ると共に高くなるを以て、老衰を以て位を退く要なし、故にいふ、

夫曰堯舜擅讓、是虛言也、是淺者之傳、陋者之說也、不知逆順之理、小大至不至之變者也、未可與及天下之大理者也、

此の節は、復び論者は取るに足らざる淺陋の徒たることを言ひ、前數節を總結せり、

以上論せし通りなるが故に、かの堯舜は位を讓れりといふ說は、是れ虛言たるを知了すべし、要するに是の說は、淺薄なるものゝ言傳へたる言なり、固陋なる學者の妄說なり、尊を以て卑に讓るは道に逆ひ、匹敵ものが相讓るは道に順へること、及び諸侯は勢位至重ならず、身體至逸ならず、心至愉ならず、故に老衰して位を讓ることあれども、天子は勢位至重、身體至逸、心至愉なるが故に、老いても位を讓るといふが如きことなき差異あることを知らざるものなり、何ぞ取るに足らんや、

【淺者】は淺薄者なり、【傳】は傳ふる言なり、【陋者】は固陋者なり、【逆順之理】尊を以て卑に讓るは、道理に逆り、匹敵するものが相讓るは道理に順ふをいふ、堯が舜に讓り舜が禹に讓るは、尊を以て讓るものなり、【小大】は國即ち諸侯と、天下即ち天子とをいふ、【至不至】至は勢位至重身體至逸心至愉にして天子をいひ、不至は勢位至重ならず、身體至逸ならず、心至愉ならざるにて、諸侯をいふ、【變】は異なり、差異なり、

○以上第五章、堯舜が位を讓れりといふは、妄說たることを辨駁せるものなり、されど堯舜禪讓のことは、尙書の堯典に見え、出處確實なれば、古今の注家荀子が論の過激に走れるをいふもの多し、

世俗之爲說者曰、堯舜不能教化、是何也、曰、朱象不化、

此の節は、世俗の論者の、堯舜は敎化することは能はざ

りしといふ説を擧げたり、
世俗の説を爲す者曰く、堯舜二帝は、充分に天下を敎化すること能はざりきと、是れは如何なることぞやと問へば、彼答へて堯帝は我子たる丹朱を、舜帝は我弟たる象を、敎へて、善に化せしむること能はざりしに非ずやと、
【朱象】は堯帝の子丹朱、舜帝の弟象となり、尙書堯典に放齊といへる臣が、丹朱の智明なるを稱して世嗣となす可きを言へるに、堯帝は彼は口に忠信の言を吐かず、好んで人と爭論すとて、之れを斥けたること見ゆ、又益稷に、丹朱は傲虐にして漫遊を好み、水なき處に舟を行り、家にありて淫亂度なかりしことを記せり、象は舜帝の異母弟なり、父母と相謀りて舜を殺さんとせしこと數、あり、或時は廩に上らしめて下より火を放ち、或時は井戸を浚へしめて上より井戸を塞ぎたるが如き、是れなり、二聖帝にして此の惡子弟あり、是れ其の敎化する能はずといふ説の起る所以なり、

是不然也、堯舜至天下之善教化者也、南面而聽天下、生民之屬、莫不振動從服、以化順之、然而朱象獨不化、是非堯舜之過、朱象之罪也、堯舜者、天下之英也、朱象者天下之嵬、一時之瑣也、今世俗之爲説者、不怪朱象、而非堯舜、豈非過甚矣哉、夫是謂嵬説、

此の節以下、荀子の答なり、此節は朱象は感化す可からざる惡奸なり、之れを罪せずして、徒に堯舜を怪むは、過りなることを説けり、
余之れを駁して曰く、是れ然らず、堯舜二帝は天下中にて善く人々を敎化する第一等の人なり、故に其の南面の位に就きて、天下の政事を聽斷するや、生民のともがらは、振ひ動きて從ひ服し、化して忠順ならざ

るものなし、然り而して丹朱と象とのみ、獨り之れに化せざるは、是れ堯舜の過に非ずして、丹朱と象との罪なり、何となれば、堯舜は天下に於て最も俊英なる者なり、丹朱と象とは、天下に於て最も根性の曲れるものなり、一時に傑出せる小人なり、根性の曲れる小人にして、俊英なる人に從はざるは、是れ殆ど教化す可からざるの奸人、罪誅戮を免れざるものなり、今世俗の説を爲す者は、毫も丹朱と象との奸惡を怪まずして、徒に堯舜を非るは、豈過りの甚しきものに非ずや、夫れ是れを、狂妄なる曲説といふなり、

【英】は英俊なり、【嵬】は曲なり、根性の曲れるをいふ、【瑣】は瑣細なり、瑣細の人、即ち小人をいふ、【嵬説】は奸曲なる説なり、

羿蠭門者、天下之善射者也、不能以撥弓曲矢中微、王梁造父者、天下之善馭者也、不能以辟馬毀輿致遠、堯舜者、天下之善教化者也、不能使嵬瑣化、何世而無嵬、何時而無瑣、自太皡、燧人莫不有也、故作者不祥、學者受其殃、非者有慶、詩曰、下民之孼、匪降自天、噂沓背憎、職競由人、此之謂也、

此の節は、前節を詳説し、かゝる妄説を唱ふるものは、必ず殃あるべきをいへり、

羿と蠭蒙とは、天下に秀でたる弓射りの名人なり、されど、そり反りたる弓と、曲れる矢とを以て、微細なるものに的中すること能はず、王梁と造父とは、天下に秀でたる御者なれども、躄の馬と毀れたる輿とを以て、遠き路程を走り極むること能はず、此れと同じく、堯舜二帝は天下に秀で、善く人を教化する聖人なれども、根性の曲れる小人を矯め直して、善に化せしむること能はざるなり、且つ何れの世にても根性の

曲れるものなからんや、何れの時代にても、小人なからんや、太古の太皡、燧人の御世にても、有らざることなかりき、堯舜の時代に之れあるも、何ぞ怪むに足らんや、故に堯舜二帝を非る(ソシ)が如き妄說を爲す者は、必ず殃災を受けん、之れに反し、此の妄說を攻擊して之れを闢くものは、必ず幸福あるなり、昔の詩に曰く、「下民が災害は、天から降り來るに非ず、彼等が相聚り合うて相談論し、背くときは則ち互に相憎みてそしり合ひ、以て自ら此の災害を養ひ成す、故に此の災害は、專ら彼れ等が競うて相爭論して相憎疾するに由る、即ち人爲に由りて生ずるなり、天より降すに非ず」と、此の詩は、つまり、世俗の論者の如き爭うて妄說をなす者は、必ず自ら災にかゝることを謂ひたるなり、

【羿蠭門】蠭門は一に逢蒙に作る、門蒙古音相通せしなり、二人は共に古の弓射りの名人なり、羿は儒效篇に逢門は王覇篇に解せり、【撥弓】撥は捩開なり、捩開せる弓とは、捩ぢてそりかへりたる弓をいふ、【曲矢】はまがりたる矢なり、【王梁造父】は共に古の名高き御者なり、造父は儒效篇に、王良は王覇篇に解せり、王梁は一に王良に作る、梁良古音相通せしに由るなり、【辟馬】辟は躄と通ず、躄馬はびつこ馬なり、【太皡】は伏犧氏の號なり、伏犧氏は三皇の一にて、牧畜、婚娶、文字などを創めて人民を導きたり、【燧人】は伏犧の前の帝王にて、火を造ることを創めて、民を敎化せり、【作者】は妄說を作す者なり、【學者】は妄說を學ぶ者なり、【非者】は妄說を非る者なり、【慶】は幸福なり、【詩曰】此の詩は、詩經小雅十月之交の篇にあり、【孼】は妖孼なり、災害に喩ふ、【噂沓】噂は音ソン、聚り語るなり、沓は音タフ、重るなり、噂沓は聚りて互に相語り論ずるをいふ、【職】は主なり、モッパラと訓む、【由人】は災害は人爲に由る、天より降すに非ざるをいふ、

○以上第六章、堯舜は子弟を敎化する能はざりしといふ妄說を反駁せり、

世俗之爲レ說者曰、太古薄葬、棺厚三寸、衣衾三領、葬不レ妨レ田、故

不レ掘也、亂今厚葬飾レ棺、故掘也、

此の節は、薄葬論者の非厚葬説を擧げたり、
世俗の説を爲すもの曰く、太古は薄葬にて、棺の厚は三寸にして、死人に着する衣服と衾ねとは、僅に三枚に過ぎず、葬るにも平地の而も耕作に妨げなき地を擇びて、丘陵の如き高壯なる處を擇ばす、故に墓が立派に目に附かず、又墓中に寶や金も埋めてなき故、盜賊を發掘することなかりき、然るに現今の亂世に至りては、極めて手厚く葬り、種々の寶玉を以て棺を飾るを以て、盜賊は之れを發掘して、寶玉を盜みとるなり、是れ厚葬の弊に非ずやと、

【衣衾】は衣服と衾となり、【三領】衣服の えりを領といふ、三領とは 蓋し三枚の意なり、【葬不レ妨レ田】葬るには平地を擇べとも、耕作を妨げざる所に葬るなり、【掘】は堀と通ず、ホルと訓む、【亂今】は只今の亂世なり、【飾レ棺】は寶玉を以て棺を飾るなり、

是不レ及レ知ニ治道ニ、而不レ察ニ於抇不抇者之所レ言也、凡人之盜也、必以有レ爲、不ニ以備ニ不足ニ、則以重ニ有餘ニ也、而聖王之生レ民也、皆使下富厚優猶知レ足、而不レ得下以有ニ餘過上レ度、故盜不レ竊、賊不レ刺、狗豕吐ニ菽粟ニ、而農賈皆能以ニ貨財ニ讓、風俗之美、男女自不レ取ニ於塗ニ、而百姓羞レ拾レ遺、故孔子曰、天下有レ道盜其先變乎、雖下珠玉滿レ體、文繡充レ棺、黃金充レ椁、加レ之以ニ丹矸ニ、重レ之以ニ曾青ニ、犀象以爲レ樹、琅玕龍玆華瑾以爲レ實、人猶且莫ニ之抇ニ也、是何也、則求レ利之詭緩、而犯レ分

之羞大也、

此の節以下、荀子の駁論なり此の節は人主仁政を敷き民をして充足せしむれば、民惡を爲さず、然らば如何なる寶玉を以て葬るも、墓を掘るものなし、故に論者の言の如きは、根本の理を究めざるものなること を說けり、

余之れを駁して曰く、是れ天下を治むる根本の道を知らず、墓を掘られると、掘られぬとの道理を察せざるものゝ言ふ所なり、凡て人が盜みをするは、必ず爲にする所ありて爲すなり、即ち盜み取りたる所を以て、不足に備ふるに非ざれば、則ち餘りある上に又重ねて財を得んと欲するが爲なり、是れを以て、聖王の民を養ふや、仁政を施して、之れをして皆富厚に裕にして、足るとを知らしめ、又制限を立てゝ餘ありとて度を過して財を得んと欲するが如きことなからしむ、是の如くなれば、民皆衣食に窮することなく、從つて惡しき心を起すとなき故に、盜賊も亦皆善に化し、人の物を竊み取らず、菽粟多くして、狗や豕も之れに飽きて路傍に食ひ棄つる樣になり、農夫商人、皆能く貨財を相讓り、利を貪らざる樣になる、かく風俗純美にして、男女自ら塗に落ちたるものを取らず、百姓は皆人の遺失せし物を拾ひ取るを羞づるに至るなり、故に孔子曰く、「天下に道行はるれば、人々衣食足り、榮辱を知るに至るを以て、盜賊は其れ一番先きに變じて良民とならんか」と、是の事を謂はれしなり、此くなるときは、珠玉は死人の體に滿つる樣に付けられ、文繡の衣は棺内に充ち、黃金は椁内に充ち、此の上に丹矸と曾青とを以て美しく彩飾し、犀角と象の牙とにて樹を造り、之れを墓の中に建て、琅玕、龍玆と光華ある瑾の寶玉とを以て、其の果實となすと雖、人は之れを發掘することなし、是れは如何なる理由なりや、人々利を求め詐るの心緩く鈍くして、人の人たる分限を犯して、人の物を盜み取るの恥辱の大なるを知るが故なり、

【扣】は掘と通ず、ほるなり、【生民】生は生養なり、【優猶】は寬泰なり、寬泰はゆたかなるなり、【過度】は程度を過ぐるとにて、妄に貨財を貪り貯へざるなり、【盜賊】は分けて言へば、私に竊むを盜といひ、劫かし殺して物を奪ひ取るを賊といふ、されど此にては、單

盜人といふ意に見てよし、【剌】は采取するなり、トルと訓む、【狗豕吐菽粟】狗は豢犬を指す、豢犬は食用に供する犬なり、吐は棄なり、スツと訓む、菽は豆の總名なり、粟は我國にてはアハと訓ずれども、古にてはアハに限らず、もみごめをもいへり、此はもみごめの意ならん、一句の意は、菽粟多くして、狗豕も之れを食ひきれず、路傍に棄つるとなり、多きことを形容して言ひたるなり、【以貨財讓】は貨財を讓り合ふにて利を貪らず相讓るをいふなり、【不取於塗】は路に落ちたる物を取らざるなり、【拾遺】は路に遺失したる物を拾ひ取りて己の有となすなり、【滿體】體は死人の體をいふ、【充棺】棺は內棺なり、【椁】は外棺也、【丹矸】丹砂なり、丹砂は礦物なり、緋色にして大なるは鷄卵の如く、小さきは石榴の子の如し、研して粉となし、彩飾の用に供す、【曾青】は銅の精粹なるものにて、形珠の如く、其の色極めて靑し、亦彩飾に用ふ、【犀象以爲樹】は犀角と象牙とを以て樹となし、墓中にたつるなり、【琅玕】は寶石なり、玉に次ぎて美し、五色ありといふ、【龍茲】は珠の名なるも、其の如何なるものなるかは詳ならず、【華瑾】は光華かゞやける瑾なり、瑾は美玉の名なり、【實】は果實なり、【求利之詭】詭は詐なり、利を求め詐るの心なり、【綏】は綏く鈍きにて急がざるなり、【犯分】は人の人たる分限を犯すなり、

夫亂今而後反是、上以無法使、下以無度行、知者不得慮、能者不得治、賢者不得使、若是、則上失天性、下失地利、中失人和、故百事廢、財物屈、而禍亂起、王公則病不足於上、庶人則凍餧羸瘠於下、於是桀紂群居、盜賊擊奪、以危上矣、安禽獸行、虎狼貪、故脯巨人、而炙嬰兒矣、若是、則

有何尤抇人之墓、抉人之口、而求利哉、雖此倮而埋之、猶且必抇也、安得葬埋哉、彼乃將食其肉、而齕其骨也、

此の節は、近世は上暴政を行ふを以て、人民塗炭の苦あり、衣食する能はざるを以て、人肉を食ふに至らんとす、されば墓を發掘するに至るも怪むに足らざることを説けり、

夫れ亂れし今の世は、全く前に述べたる所と相反せり、君上は無法なることを以て人民を虐使し、人民は氣儘なる心を以て事を爲し、上の命に從はず、實に混亂の世なり、智者と雖、之れを平にせんことを慮り計ること能はず、才能の者と雖、之れを治むることを得ず、賢德の士と雖、民を使役すること能はざるなり、是の如き次第なれば、上は天の時に順ひ之れを治むる能はざるを以て、天の性を失ひて、洪水大旱等の災害並び至り、下は土地を修理せざるを以て、次第に地の利を失ひ、荒れ果てゝ、穀物や蔬菜も充分に出來ざる樣になり、中は人民の和睦を失ふに至る、故に凡ての政事廢れて財物はなくなり、禍亂相續きて起り來り、王公は則ち上に居て貨財の不足を心配し、庶人は則ち下に居て凍え飢ゑ、つかれやするなり、是に於て桀王紂王の如き暴虐なる惡臣が群居して、互に私利を圖り、盜賊橫行して人を擊殺して、財物を劫奪し、以て君上を危險に陷らすなり、一般の人民も亦此の暴逆に感化されて、禽獸の如き殘忍なる所行を爲し、虎狼の如き貪慾を肆にするが故に、大人の肉を脯にし、幼兒を炙にして食ふに至らん、是の如くなれば、又何ぞ人の墓を發掘し死人の口を抉りて、其の中に銜める珠玉を取り、以て利を求むるを尤む可けんや、かゝる有樣なれば、たとひ死人を裸にして、之れを埋むと雖、猶必ず發掘して其の肉を食ひ、其の骨を齧まんとす、安んぞ埋葬することを得んや、人死するも埋葬すること能はざるの慘狀を呈するに至らん、

【無度】は法度なきなり、氣儘なるをいふ、【知者】は智者に同じ、【不得使】は人を使ふを得ざるなり、【失天性】は天の時(四時風雨寒暑等)に從ひ、之れを治

むること能はず、故に天災續出するに至るを云ふ、例へば、山林を濫伐するは、是れ天に逆ふものなり、故に洪水といふ災害あるが如し、【失地利】は力を耕作に盡さゞるを以て、土地次第に荒れ果て、穀物野菜などの出來ざるをいふ、【屈】は盡なり、ツクと訓む、【凍餧】凍はこゞえるなり、餧は餒と通ず、飢うるなり、【羸瘠】はつかれやするなり、【桀紂】は桀王紂王の如き、暴虐なる惡臣を指す、【安禽獸行】安は語助にて、コヽニと訓む、禽獸行とは禽獸の如き殘忍なる行なり、【虎狼貪】は虎狼の如く貪慾を肆にするなり、【脯】は乾し肉なり、【巨人】は大人なり、【炙】はあぶりものなり、【尤】はトガムと訓む、【抉人之口】は死人の口を抉りて、其の中に銜める珠玉をとるなり、【倮】は裸と同じはだかなり、【安得葬埋哉】安はイヅクンゾと訓む、此の句は次の彼乃將食其肉而齕其骨也の下にあるを順當とす、然るに上に置きたるは、倒裝法を用ひたるなり、【齕】は齧なり、カムと訓む、

夫曰、太古薄葬、故不抇也、亂今厚葬、故抇也、是特姦人之誤於亂說、以欺愚者而淖陷之、以偷取利焉、夫是之謂大姦、傳曰、危人而自安、害人而自利、此之謂也、

此の節は、薄葬論者は是れ自ら利し人を害ふ姦人たりと斷じ、以て前二節を總收せり、

以上論ずる通りなるが故に、かの太古は薄葬せり、故に盜賊が墓を發掘することなかりき、亂れし今の世は手厚く葬るが故に、盜賊が墓を發掘して物を奪ひ取るといふ說を唱ふるものは、是れ姦人の暴亂なる說に誤り惑うて、之れを信じ、以て之れを唱道して、愚民を欺き、之れを不仁不義の泥中に陷らして、利益を偸み取るものなり、夫れ是れを大姦の徒といふ、傳に曰く、「人を危險に陷らして、自らは安全にし、人を害うて、自ら利を得」と、此れは即ち此の大姦のことを謂ひたるなり、

【淖陷之】淖は泥なり、一句の意は、人民と不仁不義

の泥中に陷らすとなり、【偸】はぬすむなり、

○以上第七章、近世は厚葬するが故に、盜賊が墓を發掘して、珠玉を盜みとるといふ說を駁せり、案ずるに、墨子一たび薄葬說を唱へて、儒者の厚葬說に反對してより、其の學派の流行と共に、薄葬說は大なる勢力を占むるに至れり、呂氏春秋に、節葬篇あり、大に厚葬を非とせり、以て當代の風潮を知るべし、荀子が之れを駁擊せるは已むを得ざるに出でしなり、

子宋子曰、明見侮之不辱、使人不鬪、人皆以見侮爲辱、故鬪也、知見侮之爲不辱、則不鬪矣、

此の節は宋子の侮るゝは恥辱にあらざることを知らば、人をして鬪ふことなからしむといふ說を擧げたり、

宋子の徒、其の師の說を唱へて曰く、「先生宋子曰く、侮るゝの恥辱ならざる義を明にするときは、人をして爭ひ鬪はざらしむと、すべて人は皆侮るゝを以て恥辱となすが故に、之れを雪がんとて爭ひ鬪ふなり、若し侮るゝの恥辱ならざることを知るときは、爭ひ鬪はざるなり、子宋子の言豈理あらずや」と、

【子宋子】は宋鈃なり、鈃の傳は非十二子篇に解せり、宋子の氏上の上は尊稱語にて猶先生といふが如し、宋子の徒師を尊びて言ふなり、

應之曰、然則亦以人之情、爲不惡侮乎、曰、惡而不辱也、曰、若是則必不得所求焉、凡人之鬪也、必以其惡之爲說、非以其辱之爲故也、今俳優侏儒狎徒、詈侮而不鬪者、是豈鉅知見侮之爲不辱哉、然而不鬪者、不惡故也、今人或入其缺瀆、竊其猪彘、則援劍戟而逐之、不避死傷、是豈

以喪猪爲辱也哉、然而不憚闘者、惡之故也、雖以見侮爲辱也、不惡則不闘、雖知見侮爲不辱、惡之則必闘、然則闘與不闘耶、亡於辱之與不辱也、乃在於惡之與不惡也、

此の節と次節と、荀子の駁論なり、此の節は、人の爭ひ闘ふは、侮られて恥辱とするを以ての故に非ずして、之れを惡むが故なることを說けり、

余は之れに應へて曰く、然らば人の情を以て、侮るゝを惡まずとするかと、彼曰く、否、惡めども恥辱とせざるなりと、余之れを駁して曰く、是の如くなれば、必ず爭ひ闘はざらんことを求むるも得ず、闘はざる可からざるに至るなり、左に其の故を說明せん、凡そ人の爭ひ闘ふは、必ず其の人を惡むを以て口說と爲し、其の恥辱とするを以て理由と爲すに非ざるなり、今俳優や侏儒や狎徒は、常に人々より詈り侮れて、闘はざるものは、どうして侮るゝの恥辱とならざる宋子の說を知りて、然るならんや、然り而して闘はざるものは、詈侮せし人を惡まざるが故なり、されど今人が若し其の家の缺竇より忍び入りて、其の畜へる猪彘を竊むときは、彼等は劍や戟を執つて之れを逐ひかけ、たとひ己の身が傷き死するが如きありと雖、之れを避けざるものは、是れ豈猪を喪ふを以て恥辱となす爲ならんや、然り而して闘ふを憚らざるものは、其の盜を惡むが故なり、是れに由りて之れを觀れば、人は侮るゝを以て恥辱となすと雖、惡まざれば闘はず、侮るゝの恥辱ならざるを知ると雖、之れを惡まば必ず闘ふことを知るべし、然らば則ち人が闘ふと闘はざるとは、恥辱に思ふと恥辱に思はざるとにあらずして、之れを惡むと惡まざるとにあることと知るべきなり、

【所求】は闘はざらんと求め願ふ所なり、【說】は口說なり、【爲故】故は理由なり、【侏儒】は一寸法師なり、【狎徒】は狎れ戲るゝ者にて、今の幇間の如きものなり、【豈鉅】二字にて

アニ又はナンゾと讀むべし、どうしての意なり、【缺濱】濱は竇に通ず、缺竇は缺け竇にて、忍び入るを得べきものなり、【豬彘】は二字共に豕の子なり、

夫今子宋子不能解人之惡侮、而務說人以勿辱也、豈不過甚哉、金舌蔽口、猶將無益也、不知其無益則不知、知其無益也、直以欺人則不仁、不仁不知、辱莫大焉、將以爲有益於人耶、則與無益於人也、則得大辱而退耳、說莫病是矣、

此の節は、宋子の說は不智の至なり、之れを唱ふるは人を欺くにて不仁の至なることを言ひて反駁せり、

以上述ぶる所によりて、人の鬪ふと鬪はざるとは、其の人を惡むと惡まざるとに原因することを知れり、然るに今君等が師とする子宋子は、人の侮るゝを惡むことを了解すること能はずして、務めて人に說くに侮るゝも恥辱とすること勿れといふことを以てす、豈過りの甚しきものに非ずや、此の如くば、たとひ金の舌にて口が破れるまで說きまはるとも、何の益もなき也、かく何の益もなきを知らずして人に說くは是れ不智なり、其の益なきを知りて說くは、たゞ以て人を欺くなり、人を欺くは是れ不仁なり、不仁不智なるほど、大なる恥辱はなし、彼は始め人に益あらんとして、此の說を爲したるならんも、今いふ通り人に益なきを以て、識者より說破され、大恥辱を得て退かんのみ、是れ本人に侮るゝも恥辱とせざることを教へて、却て大恥辱を得るものなり、世に多くの說を爲すものあれども、此の說より病ましきものはなし、

【金舌蔽口】蔽はやぶるなり、一句の意は、金の舌で口のやぶれるまで唱へてもとなり、【則與無益於人也】與は以と通ず、モッテと訓む、

子宋子曰、見侮不辱、

此の節は、宋子の徒の說をあげたり、宋子の徒、猶前說を主張して曰く、「先生宋子曰く、侮られても恥辱とせずと、是れ間違の論にあらず」と、

應之曰、凡議、必將立隆正、然後可也、無隆正、則是非不分、而辨訟不決、故所聞曰、天下之大隆也、是非之封界、分職名象之所起、王制是也、故凡言議期命、莫非以聖王爲師、而聖王之分、榮辱是也、是有兩端矣、有義榮者、有勢榮者、有義辱者、有勢辱者、志意修、德行厚、知慮明、是榮之由中出者也、夫是之謂義榮、爵列尊、貢祿厚、形勢勝、上爲天子諸侯、下爲卿相士大夫、是榮之由外至者也、夫是之謂勢榮、流淫汙漫、犯分亂理、驕暴貪利、是辱之由中出者也、夫是之謂義辱、詈侮捽搏、捶笞臏腳、斬斷枯磔、藉靡舌縪、是辱之由外至者也、夫是之謂勢辱、是榮辱之兩端也、故君子可以有勢辱、而不可以有義辱、小人可以有勢榮、而不可以有義榮、有勢辱無害

爲堯、有勢榮無害爲桀、義榮勢榮唯君子而後兼有之、義辱勢辱唯小人然後兼有之、是榮辱之分也、聖王以爲法、士大夫以爲道、官人以爲守、百姓以爲成俗、萬世不能易也、

此の節及び次節、共に荀子の答なり、此の節は榮辱に義榮勢榮義辱勢辱の別あり、是れ聖王の定め給ひたるものなり、人は須らく義榮を貴び義辱を賤み、勢辱は必しも避けず、勢榮は必ずしも求めざるべきことを謂へり、

余之れに應へて曰く、凡て議論は中正の道即ち標準を立てゝ、然して後是れに由りて是非を決すべきなり、標準なきときは、是と非とが分たず、辯論爭訟しても決着せざるなり、故に我師に聞く所の説に曰く、「天下の大標準なるものは、是非の封界、分限、職掌名義法則の起る所のものにして、聖王の制定せられたる道、即ち是れなり」と、故に凡て言論や名號は、聖王を以て師となし、其の定むる所に從はざるはなし、聖王が人の守るべき分限として制定せられたるものは、榮と辱との二なり、榮と辱とは各〻二種あり、榮には則ち義榮といふものあり、勢榮といふものあり、辱には則ち義辱といふものあり、勢辱といふものあり、心は能く修まり、徳行は厚く、智慮は明なるものは、人より崇敬せらる、是の榮は我心の中より出で來るものなり、是れを義榮といふ、爵位尊く、貢物や俸祿は澤山に、威勢は盛に、上は天子諸侯と爲り、下は公卿宰相士大夫と爲り、人より尊敬せらる、是の榮は外より得來るものなり、是れを勢榮といふ、だらしなく淫亂に、心汚れ氣儘に、人の人たる分限を犯し、正しき道理に悖り亂り、驕慢暴亂にして利を貪り取るは、是れ大辱なり、是の辱は我心の中より出で來りしものなり、是れを義辱といふ、人に罵り侮られたり、髮の毛を引ぱりてさいなまれたり、手にてうたれたり、杖にてなぐられたり、脚の骨をきられたり、首を討ち斬られたり、はりつけにされたり、鐵鏁にて珠數つな

ぎにされたり、口枷(クチカセ)をはまされたりするは、大辱なり、是の大辱は外より加へらるゝもの也、是れを勢辱といふ、是れが榮と辱との二つの種類なり、其の何れが是(ヨ)く、何れが非(ワルキ)きかは、言はずして明也、故に君子は、不慮の災にかゝりて、勢辱を受くることあるべけれども、義辱を受くることあるべからず、小人は勢榮を受くることあるべけれども、義榮を受くることあるべからず、勢辱を受くることありとて、堯たるに何の損害もなし、即ち堯の徳に何の傷(キズ)も付かざる也、勢榮を受くることありとて、桀たるに損害もなし、即ち桀の身に何の譽も付かざる也、義榮と勢榮とは、たゞ君子にして而して後之れを兼ね有し、義辱と勢辱とは、たゞ小人にして然して後之れを兼ね有する也、是れが即ち榮と辱との大體の區別也、聖王は之れを以て法則となし、士大夫は之れを以て己の守るべき道となし、官吏は之れを以て己の守札(マモリフダ)となし、百姓は之れを以て己の習慣と爲し、義榮に就き勢榮を得んことを務めず、義辱を避けて勢辱にかゝるとも悔ひざらんことを勉むる也、此の法則は、萬世に至るも易ふること能はざるもの也、

【凡議】議は議論なり、【隆正】は中正なり、標準となるべきものを指す、下句の大隆是れなり、【辨訟】は辨論爭訟なり、【所聞】は師に聞く所なり、【大隆】は大中なり、大中とは大中正にして、大標準の義なり、【封界】はさかひなり、【分職】は分限職掌なり、【名象】は名義法象なり、法象は法則なり、【王制】は聖王の制定せられたる道也、【言議】は言論なり、【期命】は名號なり、忠、不忠、孝、不孝などの名號なり、【聖王之分】は聖王が定められたる人の人たる分限なり、【兩端】は猶兩種といふが如し、【知慮】は智慮に同じ、【由中】中は心の中なり、【爵列】列は位なり、【貢祿】貢は貢物なり、天子諸侯にかゝる、祿は俸祿なり、卿相士大夫にかゝる、【形勢】は威勢なり、【勝】は猶盛なりといふが如し、【卿相】は公卿宰相なり、【流淫】はだらしなく淫亂なるなり、【汙漫】は心穢れ我儘なるなり、【捽搏】捽は髮の毛を引ぱりて、さいなむなり、搏は手にてうつなり、【捶笞】は二字共に杖なり、杖にて撃つことなり、【臏腳】臏は膝の骨なり、腳は脚の古字なり、臏腳とは膝の骨をきることなり、【斬斷】は首を討ち斬ることなり、【枯磔】枯は辜なり、辜は磔なり、故に二字にてはりつけの刑をいふ、【藉靡】藉は陵ぎ犯すこと、

靡は縛ること、藉靡とは鐵鏁にて珠數つなぎに縛ることなり、【舌繆】は詳ならず、聲を發するを得ざらしむる械具にて、口枷ならんといふ、【官人】は官吏なり、【成俗】は成れる風俗にて習慣の意なり、

今子宋子案不然、獨詘容爲己、慮一朝而改之、說必不行矣、譬之、是猶以塼塗塞江海也、以焦僥而戴太山也、蹎跌碎折、不待頃矣、二三子之善於子宋子者、殆不若止之、將恐得傷其體也、

此の節は、宋子は人々の守るべき標準たる榮辱の分を知らざるものなれば、其の說は危險の說なり、故に其の說を唱ふることを止むべしと、其の徒に向つて勸告せり、

今諸君の師とする子宋子は然らず、全く是の人の標準として分るべき榮辱の分を知らざるなり、而して獨り身を屈して恥辱を受くるを以て、己が道と爲し、以て一朝にして此の聖王の法を改めんと欲す、此の如き妄說は決して行はれざるなり、行はれざるのみならず、必ず災禍に罹るなり、之れを譬ふれば、恰も丸くまろめし泥土を以て、江や海を塞がんとし、一寸法師の身を以て、太山を戴かんとするが如し、直につまづき仆れ、碎け折れて、大なる痛手を負ふなり、されば諸君子宋子の道を慕ひ治むる者は、其の妄說を唱ふることを中止するに若かず、然らざるときは、恐らくは大辱を受けて其の體を傷つくるに至らん、

【案】は語助にて、コ、ニと訓む、【詘容】詘は屈なり、容は容貌なり、容貌を屈するとは身を屈するなり【爲己】は己が道と爲すなり、【改之】之は前に述べたる聖王の法を指す【塼塗】塼は團に同じ、團塗は丸くまろめし泥土をいふ、【焦僥】は一寸法師なり、【太山】は五岳の一にて、東方にあり、今の山東省濟南府泰安州にあり、【蹎跌】はつまづき仆るゝなり、【碎折】はくだけ折るゝなり、【不待頃矣】頃は少頃にて、シバラ

クと訓む、一句はしばらくも待たずにて、直にの意なり、【二三子】は猶諸君といふが如し、【善子宋子者】は子宋子の説を慕ひ修むるものなり、

○以上第八章、宋子が人に侮るゝとも恥辱とせざる觀念を養ふときは、人と爭ひ闘はず、世は治平なるべしといふ説を反駁し、是れ恥辱の義を知らざるものにして、却て世を亂すものたることを說けり、

子宋子曰、人之情欲寡、而皆以己之情欲爲多、是過也、故率其群徒、辨其談說、明其譬稱、將使人知情欲之寡也、

此の節は、宋子の人の情は欲少しといふ説を擧げたり、

宋子の徒、宋子の說を述べて曰く、「先生宋子曰く、凡て人の情は欲少きものなり、然るに世人は皆己の情欲を以て多しと爲すは、是れ過なりと、故に其の多くの徒弟を率ゐ、其の談論を辨明にし、其の譬稱を明示し、將に世人をして、人といふは情欲の寡きものなり、情欲多きは正しからざることを知らしめんとす、吾々は即ち其の志を繼ぐものなり」と、

【辨】は辨明なり、【譬稱】はたとへなり、

應之曰、然則亦以人之情、爲目不欲綦色、耳不欲綦聲、口不欲綦味、鼻不欲綦臭、形不欲綦佚、此五綦者、亦以人之情、爲不欲乎、曰、人之情欲是已、曰若是、則說必不行矣、以人之情、爲欲此五綦者而不欲多、譬之、是猶以人之情、爲欲富而不欲貨也、好美而惡西施也、古之人爲之不然、以人之情、爲欲多而不欲寡、

故賞以富厚、而罰以殺損也、是百王之所同也、故上賢祿天下、次賢祿一國、下賢祿田邑、愿愨之民完衣食、今子宋子以人之情、爲欲寡而不欲多、然則先王以人之所不欲者賞、而以人之所欲者罰耶、亂莫大焉、

此の節及び次節、荀子の答なり、此の節は人の情欲は多し、故に聖王之れに由りて賞罰の法を立て、治平を計るなり、宋子の如く、欲少なしとするときは、賞罰の法行はれず、世治まらずして亂るゝに至るべきことを説けり、

余之れに應へて曰く、然らば、宋子は人の情を以て、目は好き色をきはめ見ることを欲せず、耳は好き音聲をきはめ聞くことを欲せず、口はよき味を極め味ふことを欲せず、鼻はよき臭を極め臭ふことを欲せず、身體は安佚を極むることを欲せずと爲すなり、此の五つのものを極めんと欲するは人の情なるに、宋子は人情を以て之れを欲せずとなすかと、彼答へて曰く、否人の情は之れを欲するのみと、余之れを駁して曰く、宋子の言の如くんば、其の説は必ず行はれざるなり、何となれば宋子は人の情を以て此の五つのものを極むるを欲すと言ひて、さて欲すれども多くは欲せずと爲すは、甚だ可笑しき議論なり、欲して多きを望まざるもの、何處にありや、宋子の議論の如きは、之れを譬ふるに、人の情を以て、富を欲して貨財を欲せず、美人を好みて西施を惡むと爲すが如し、曖昧極まれるに非ずや、古の聖人が爲す所を見るに、決して然らず、人の情を以て多きを欲して寡きを欲せずと爲すが故に、恩賞を施すときは富厚なる物を以て之れに與へ、刑罰するときには物を減じ損して與へざるなり、是の法は、古より百王の等しく奉じて從ふ所のものなり、故に第一等の賢者は、天子となりて、天下の富を以て、其の俸祿となし、其次の賢者は、諸侯となりて、一國の富を以て、俸祿となし、又其次

の賢者は、卿大夫となりて、村邑の富を以て、俸祿となし、誠實端正の民は、衣食を完うするを得て、不足を感ずる所なし、是れ皆人の情は欲多きを以て、各、其の力を盡くして功を立て、其の功の大小によりて、與へられたる報酬なり、今諸君の師とする子宋子は、人の情を以て少なきを欲して多きを欲せずと爲す、然らば則ち先王を以て、人の欲せざる所を以て人を賞し、人の欲する所を以て人を罰するものとなせるや、是れ實に悖亂の說にして、天下を亂る、是れより大なるはなきなり、

【綦】は極なり、キハムと訓む【形】は身體なり、【佚】は逸に通ず、安逸なり、【貨】は貨財なり、【好美】は美人を好むなり、【西施】は吳王の妃たりし絕世の美人の名なり、【古之人】は古の聖人なり、【殺損】殺は音サイ、減なり 殺損は減損なり、【祿天下】は、天子となり、天下の富を以て其の俸祿と爲すなり、【祿一國】は、諸侯となりて、一國の富を以て其の俸祿となすなり、【祿田邑】は卿大夫となりて、村邑の富を以て其の俸祿と爲すなり、【愿慤】は誠實端正なり、【完衣食】は衣食に不足せざるなり、

今子宋子嚴然而好說、聚人徒、立師學、成文典、然而說不免於以至治爲至亂矣、豈不過甚矣哉、

此の節は、宋子の說は世を亂るものなることをいひ、前節を結べり、

今諸君の師とする子宋子は、儼然としてかゝる邪說を好み、多くの生徒を聚めて、一種の師法學術を立て、其の說く所條理粲然たり、然り而して其の說は、聖王が制定せる至治の法を以て、至亂の法となすを免れず、豈過りの甚しきものに非ずや、

【嚴然】嚴は儼と通ず、儼然はおごそかに恭しき貌也、【人徒】は生徒なり、【師學】は師法學術也、【文典】は法則に文飾備はるなり、所謂條理粲然たる也、【至治】は至治の法なり、前に述べたる古の聖王の法を指す、

○以上第九章、宋子の人の情は欲望少きを以て正しとし、多きを以て惡しゝとする說を駁し、是れ人をして希望少なからしむるものにして、世を亂るものな

ることをいへり、

荀子卷第十三

禮論篇第十九

此の篇は、首に禮の起原を論じて、人々の欲望を制限して相爭奪するなからしむる爲に起るとなし、次に天地、先祖、君師は、禮の本たることを論じ、其れより禮の用に說き及び、最も喪祭の二禮を詳說せり、荀子は禮を以て其の學の主眼とすれば、此の篇は最も重視すべきものなり、史記の禮書は、全く此の篇を取りて綴れるものなり、

禮起於何也、曰、人生而有欲、欲而不得則不能無求、求而無度量分界、則不能不爭、爭則亂、亂則窮、先王惡其亂也、故制禮義以分之、以養人之欲、給人之求、使欲必不窮乎物、物必不屈於欲、兩者相持而長、是禮之所起也、

此の節は、禮の起る所以を論せり、禮は人々の欲望を制限し、相爭奪することなからしむる爲に起れるものなることをいへり、

禮は何の爲に起れるものなるや、曰く、人は生れおつると同時に、欲望あるものなり、欲し望みても其れを達することを得ざるときは、則ち强ひて求むる意なきこと能はず、求めて分量や分限がなきときは、飽くまで得ざれば足ることなし、されど物には限りあり、之れを欲するの人は限りなし、限りなき人が、限りある物を飽くまで得んとするときは、則ち相爭はざること能はず、相爭ふときは、則ち騷亂となる、騷亂となるときは、則ち困窮するに至るなり、先王は其の騷亂となりて、人々の困窮に陷るを惡み給ふ、故に禮義

を制定して、分量を定め分限をつけ、以て人々の欲望を養ひ、人々の求めを足し、欲望をして必ず物を窮め取らしめず、物をして欲望の爲に竭乏することなからしめ、欲望と物と相扶持しつゝ相長じ相養ふ樣にせられたり、是れ禮の起る所の本意なり、

【度量】度は物尺にて度ること、量は枡にて量ることなり、凡ての物を此れにてはかり分つなれば、つまり分量の意に見てよし、【分界】界は限なり、分界とは猶分限といふが如し、【分之】は分量を定め分限をつけることなり、【給】は足すなり、タスと訓む、【不窮乎物】は物を窮め取らざるなり、【屈】は竭なり、ツクと訓む、【兩者】は欲と物との二なり、【相持而長】持は扶持するなり、長は長養なり、長養は相長じ相養ふなり、

故禮者養也、芻豢稻粱五味調盉、所以養口也、椒蘭芬苾、所以養鼻也、彫琢刻鏤黼黻文章、所以養目也、鐘鼓管磬琴瑟竽笙、所以養耳也、䟽房檖須越席牀第几筵、所以養體也、故禮者養也、

此の節は、禮は人の五官を養ふ所以のものなることを說けり、

以上述ぶる通り、禮は人々の欲望を適度に養ふものなり、故に禮は人々の身を養ふものなり、と謂ふことを得るなり、牛馬犬豕や稻粱や、五味の調和は、口を養ふ所以の物なり、椒蘭芬苾の香高き草木は、鼻を養ふ所以の物なり、玉や木や金の彫刻、種々の色彩の裝飾は、目を養ふ所以の物なり、鐘、鼓、管、磬、琴、瑟、竽笙の樂器は、耳を養ふ所以の物なり、明るき風通しよき房や、幽邃なる家や、越席や、牀第や、几筵は、體を養ふ所以の物なり、此れ等の凡ての物は、禮によりて其の用法分量を定められ、以て人々に供給す、故に禮は人々の身を養ふものなりといふことを得るなり、

【芻豢】芻は草食の家畜にて牛馬をいふ、豢は穀食の

家畜にて犬豕をいふ、犬は豢犬にて食料に供するものなり、【粱】はおほあはなり、【五味】は辛き甘き鹹き、酸き、苦き五つの味なり、【調盉】盉は和の古字なり、【椒】は香木なり、さんせうなり、【芬苾】は共に芳ばしき香なり、【彫琢】彫はほるなり、琢はみがくなり、玉をほりみがくこと、【刻鏤】刻はきざむなり、木をきざみて裝飾とするなり、鏤はちりばむなり、金をちりばめて飾とするなり、【黼黻文章】白と黒と之れを黼といひ、黑と青と之れを黻といひ、青と赤と之れを文といひ、赤と白と之れを章といふ、四字にて種々の美しき色彩の意に見るべし、【管】は笛の一種なり、磬は石にて造りたる樂器にて、之れを打つときは金の如き音出づ、【琴瑟】共にことなり、勸學篇に解せり、【竽笙】共に樂器なり、富國篇に圖解せり、【疏房】疏は通なり、疏房とは通明の房なり、通明とは風通しよく明かなるをいふ、【檖貇】檖は讀んで邃となす、幽邃なり、貇は廟なり、されど此にては家の意に見てよし、【越席】は蒲を編みて造りたる席なり、【牀笫】牀は簀子なり、敷きて坐するに用ふ、笫は牀棧なり、牀棧は木を組みて造りたるものにて、人の坐する所、我板の間の如きものなり、【几筵】几はひぢかけなり、筵は竹にて組みたる敷物なり、

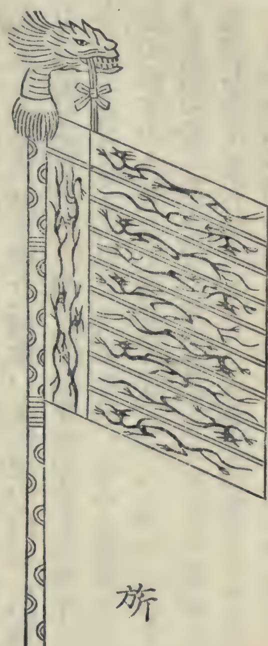
君子既得其養、又好其別、曷謂別、曰、貴賤有等、長幼有差、貧富輕重、皆有稱者也、故天子大路越席、所以養體也、側載睪芷、所以養鼻也、前有錯衡、所以養目也、和鸞之聲、步中武象、趨中韶護、所以養耳也、龍旂九斿、所以養信也、寢兕、特虎、蛟韅、絲末、彌龍、所以養威也、故大路之馬、必信至教順、然後乘之、所以養安也、

此の節以下、禮は人々を養ふものなれども、養ふにはそれ〴〵の分別あることを說けり、此の節は天子の禮を說き、其の臣民と異なることを示せり、

君子は既に其の身體を養ふを得るときは、又其の養に分別を立てんことを好むなり、何となれば、すべての人を同樣に養ふといふことは、到底不可能なればなり、然らば如何なることを分別といふや、曰く、貴賤に等級あり、長幼に差別あり、貧富輕重の身分に應じ、各ゝ其の宜しきに當り、少しも紊れざるをいふなり、天子は人々の中に於て無上の尊なり、故に其の身體を養ふにも、人々より尊大なり、左に之れを例證せん、其の大路の車に乘り、越席の上に坐し給ふは、體を養ひ給ふ所以なり、車の側に、澤芷の香草を載するは、鼻を養ひ給ふ所以なり、車の前に美しく裝飾せる轅(ナガエ)の横木あるは、目を養ひ給ふ所以なり、車の上にある和鸞の鈴の鳴る音は、車が徐行するときは、武象の曲調に中り、疾行するときは、韶濩の曲調に中るは、耳を養ひ給ふ所以なり、交龍のはたの頭に九つの小さき吹き流しの添へるは、人々をして望んで天子の尊さを知らしむる爲にして、つまり人民の尊崇と信仰とを養ひ給ふ所以なり、車輪に寢たる兕牛と一匹の虎とを畫き、馬の腹帶は蛟の形に造り、軾は絲にて織れる幦にて覆はれ、車の衡軛の末(サキ)に金に飾れる龍の首あるは、人々をして威儀儼然たるを畏れしむる爲にして、つまり威嚴を養ひ給ふ所以なり、天子は其の身を養ふにも人々と異なること、すべて此の如し、故に大路の車の馬は、普通の馬と異なり、必ず馴して充分に信實になり、致練して柔順になりて、然して後、之れに乘る、之れは驚奔して危險を來たすを防ぐ爲にして、安全を養ひ給ふ所以なり、以上述ぶる所によりて、分別あることを悟るべし、

【等】は等級なり、【輕重】は身分の輕きと重きとなり、【稱】は宜しきに稱ふをいふ、【大路】は天を祭る車なり、【側】は車の側なり、【睪芷】睪は澤なり、芷は香草なり、川澤のほとりに生ずる故澤芷といふ、【錯衡(ナガエ)】は文衡なり、文衡は裝飾せる衡なり、衡は車の轅の横木なり、【和鸞】は共に車上の鈴なり、前篇に解せり、【步】は車の徐行するをいふ、【武象】は共に周の武王の制定せる樂章の名なり、【趨】は車の疾行するをいふ、【韶護】護は濩と通ず、音クワク、韶濩は共に殷の

湯王の制定せる樂章の名なり、【龍旂】は交龍を畫けるはたなり、左圖の如し、【九斿】斿は旗の末に垂れた



るきれにて、小さき吹き流しなり、九つあるより九斿といふ、【寢兕】は寢たる兕牛なり、兕牛は犀の類なり、【特虎】は一匹の虎なり、兕牛と共に車の輪に畫く、【蛟韅】蛟は蛟龍なり、蛟龍は龍の屬なり、韅は音ケン、馬の腹帶なり、蛟韅は蛟の形をなせる馬の腹帶なり、【絲末】末は幦と同じ、覆笭なり、覆笭は車笭を覆ふものなり、笭は軾なり、軾は車前にある木にて、途中にて人に遇へるときは、之れに倚りて禮するものなり、絲幦とは生絲にて織れる覆笭なり、【彌龍】彌は讀んで弭となす、末なり、軛の末にある金にて飾れる龍首をいふ、軛は轅の端の横木にて、馬の頷を駕するものなり、【信至】は馴れて充分信實になりたることとなり、【敎順】は敎練して柔順になりたることなり、

孰知夫出死要節之所以養生也、孰知夫出費用之所以養財也、孰知夫恭敬辭讓之所以養安也、孰知夫禮義文理之所以養情也、故人苟生之爲見、若者必死、苟利之爲見、若者必害、苟怠惰偷儒之爲安、若者必危、苟情說之爲樂、若者必滅、故人一之於禮義、則兩得之矣、一之於情性、則兩喪之矣、故儒者將使人兩得之者也、墨者將使人兩喪

之者也、是儒墨之分也、

此の節は、臣庶の禮を述べて、禮の効用に及び儒墨の別に說及せり、

以上に於て、禮は人々を養ふものなれども、其の養ふには分別あることをいひ、天子のことを擧げて、其の臣庶と異なることを示せり、よりて此には臣庶の間の禮を述べん、死力を出して働き、節義を立つるは、是れ臣庶たるもの丶務むべき禮義なり、此の禮義を盡くすが故に、君より祿を受けて我生命を養ひ得るなり、されど誰か能く此の禮義を盡くすの、我生命を養ふ所以なるを知るものあらんや、又費用を出して種々の品物を買ひ、之れを人に贈りて互に交際を親しくするは、是れ人々の務むべき禮義なり、此れを務むれば、人々より憎惡さるゝことなきを以て、我が財は安全なり、されど誰か此の禮義の我財を養ふ所以なるを知るものあらんや、又人に接するに、恭敬辭讓なるは、是れ人の務むべき禮なり、此れを務むれば、人々より愛せらるゝを以て、我身は常に安全なり、されど誰れか此の禮の我身の安全を養ふ所以なるを知るものあらんや、又性情の樂み易かなるは、人々の欲する所なり、凡ての禮儀威儀は、人々の守るべきものにして、之れを守れば性情は常に樂み易かなり、されど誰れか此れを守るとの、性情を養ふ所以なるを知るものあらんや、此く人々が己が務むべきことを知るもの少なきは、つまり私欲に迷はされたるが故なり、故に人苟にもたゞ己が生命のみを見て、死力を出して働き節義を立つること能はざる、此の如きものは、必ず重き罪咎を得て死するなり、又苟にも利益のみを見て財を出すことを惜む、此の如きものは、人々より憎まれて必ず害せらるゝなり、又苟にも怠惰懦弱を以て安泰となし、恭敬辭讓ならざる、此の如きものは、人々より嫌はるゝを以て、其の身必ず危きなり、又苟にも性情を悅ばすことのみを樂しみとなし、禮義や威儀を守ることなき此の如きものは、淫亂度なく、放漫止まざる所なきを以て、人々より指彈され、遂に其の身を滅すなり、故に人、生と財と安と情とを養ふに、專ら禮義によるときは、貴き禮義と性情の樂易と、兩ながら之れを得れども、情性のみによるときは、貴き禮義と情性の樂易と、兩ながら之れを喪ふ

なり、儒者は禮義を貴ぶ故に、儒者は將に人をして貴き禮義と、情性の樂易と、兩ながら之れを得せしめんとする者なり、墨者は禮義を尙ばず、故に、墨者は人をして貴き禮義と、情性の樂易と、兩ながら之れを喪はしめんとするものなり、是れ儒墨の別なり、【孰】はタレと訓む、誰なり、【出レ死】は死力を出して働くなり、【要レ節】要は要約なり、節義を立つるを要約すにて、つまり節義を立つることなり、【出二費用一】は費用を出して種々の品物を買ひ、之れを人に贈りて交際をなすなり、【文理】は文章修理なり、威儀を指す、【若者】若はカクノゴトシと訓む、【偸儒】儒は懦と通ず、音ダ、偸懦は惰弱にして、事を爲すを憚るなり、【情說】說は悅と通ず、音エツ、情悅とは情性のみを悅ばすなり、換言すれば、本能を滿足さするなり、【一二之於禮義一】は專なり、之れは前の生と財と安と情とを指す、一句の意は、生と財と安と情とを養ふに、專ら禮義によればとなり、【兩得】は禮義と情性の樂易と兩ながら得るなり、次の兩喪の兩も之れに同じ、【墨者將レ使レ人兩二喪之一者也】墨者は墨子の學派の學者なり、墨子は儉約を尙びて禮義を廢す、故にいふ、【儒墨之分】分は別なり、

○以上第一章、禮は人の身を養ふものなり、人々は己が身を養はんが爲に、種々の欲望あり、人々各、其の欲望をして滿足せしめんとする時は、相爭ふに至るを以て、聖人禮を制定し分量分限を設け、以て爭鬪の害を塞ぎ、人をして安全に欲望を達し、其の身を養はしむることを說けり、此れ一篇の主意のある所なり、

禮有二三本一、天地者生之本也、先祖者類之本也、君師者治之本也、無二天地一惡生、無二先祖一惡出、無二君師一惡治、三者偏亡、焉無二安人一、故禮上事レ天、下事レ地、尊二先祖一而隆二君師一、是禮之三本也、

此の節は、禮の三本を說けり、三本とは天地と先祖と君師となり、

禮には三つの根本となるものあり、天地ありて初め

て生民あり、故に天地は生民の本なり、先祖ありて人類繁殖す、故に先祖は人類の本なり、君師ありて世治まる、故に君師は治平の本なり、天地なきときはどうして生民が生れんや、先祖なきときは、どうして人類が出でんや、君師なきときは、どうして世が治まらうや、此の三の者は、人々に取りて缺く可からざるものなるに、若しこゝに其の一を缺くときは如何、安全なる人は獨もなし、故に禮に於て、上は天に事へ、下は地に事へ、先祖と君師とを尊び仰ぐなり、是れが即ち禮の三つの根本となるものなり、

【生】は生民なり、【類】は人類なり、【君師】は君主なり、君主は人民を導く方より云へば師にして、治むる方よりいへば君なり、故に君師といふ、【惡】はイヅクンゾと訓む、【偏亡】は一を缺くをいふ、【安人】は安全なる人なり、【隆】はたつとぶなり、

故王者天太祖、諸侯不敢壞、大夫士有常宗、所以貴始、貴始得之本也、郊止乎天子、而社至於諸侯、道及士大夫、所以別尊者事尊、卑者事卑、宜大者巨、宜小者小也、故有天下者事七世、有一國者事五世、有五乘之地者事三世、有三乘之地者、事二世、持手而食者、不得立宗廟、所以別積厚、積厚者流澤廣、積薄者、流澤狹也、

此の節は、天地先祖を祭祀することを說き、以て前節の本を尊ぶの意を例證せり、

以上述ぶる通りなるが故に、王者は、太祖を祭りて、之れを天に配し、諸侯は、先祖の廟を敢て毀ち壞ることなく、永遠に之れを存し、大夫と士とは、別に一家を立つるもの甚だ多きに至ると雖、其の一族は常に太宗として尊ぶ所のものあり、かくの如きは、皆其の

家の始を崇め貴ぶ所以なり、始を崇め貴ぶは、德の本なり、天を祭るは、たゞ天子に止まりて、其の餘のものは祭ることを得ず、蓋し天子は天帝の代理として、此世をしろしめすものなればなり、地を祭るは、天子は言ふに及ばず、諸侯に至り、通じて士大夫に及べども、其の禮には厚薄の差あり、例へば、天子や諸侯は、獨り二社を立つれども、大夫以下に至りては、合して僅かに一社を立つるを得るが如き是れなり、此れは神に事ふるにも、尊き者は尊き禮を以てし、卑しき者は卑しき禮を以てし、宜しく其の禮を大きくすべきものは大きくし、宜しく其禮を小さくすべきものは小さくする、其の間の差別を明かに立つる所以なり、故に天下を有つ天子は、七世の祖まで事へ、一國を有つ諸侯は、五世の祖まで事へ、五乘の地を有つ大夫は、三世の祖まで事へ、三乘の地を有つ適士は、二世の祖まで事ふ、而して其の事ふるや、各ゝ宗廟を立てゝ奉祀するなり、されど庶民に至りては、宗廟を立てゝ事ふるを得ざるなり、かく先祖に事ふるにも、厚薄の差あるは、功業を別つ所以なり、即ち功業厚大なるものは、其の後世に及ぼす德澤も亦廣大なり、是れ天子の七世の祖まで奉祀する所以なり、之れに反し、功業薄小なる者は、其の後世に及ぼす德澤も亦狹く小さし、是れ諸侯以下の其の奉祀する所の次第に減ずる所以の理なり、

【天二太祖一】太祖は天子の一番古き先祖なり、太とは其の尊稱の語なり、一句の意は、太祖を崇尊して天帝に配祀するなり、【不二敢壞一】は太祖の廟は永遠に存し、之を毀ち壞らざるを云ふ、下の【事二七世一】【事二五世一】の處を見て、其の詳を知るべし、【有二常宗一】常宗とは常に太宗として尊ぶ所のものなり、禮記大傳篇に、別子爲ㇾ祖、繼ㇾ別爲ㇾ宗、(中略)有二百世不ㇾ遷之宗一、云云、百世不ㇾ遷者、別子之後也、(中略)尊ㇾ祖故敬ㇾ宗、敬ㇾ宗尊ㇾ祖之義也となり、別子とは世子の外なる本妻の子をいふ、此れが外にゆきて別家し、其の家の祖となるなり、其の世適を宗といふ、一族の人は之れを尊びて太宗といひ、百世といへども易ふることなし、故に常宗といふ、【得之本也】得は德なり、古相通ぜり、【郊】は天を祭る祭の名なり、【社至二於諸侯一、道及二士大夫一】社は地をまつる祭の名なり、道は通なり、一句の意は、社の祭は天子より諸侯に至り、通じて士大夫に及ぶまで爲すこと

を得となり、されど其の禮には、厚薄の差あり、禮記祭法篇に、王爲群姓立社曰大社、王自爲立社曰王社、諸侯爲百姓立社曰國社、諸侯自爲立社曰侯社、大夫以下、成群立社、曰置社とあるにて知るべし、成群立社とは、大夫以下のものは特に社を立つることを得ず、民と群居し、百家以上にて則ち一社を立つるをいふ、【巨】は大なり、オホイニと訓む、【有天下者】は天子なり、【七世】は太祖以下、父より以上六世なり、【有一國者】は諸侯なり、【五世】は先祖以下、父より以上四世なり、【有五乘之地者】古は十里の地を成といふ、成より兵車一乘を出だす、故に五乘とは五十里の地なり、大夫の采地なり、故に五乘の地を有する者とは、大夫をいふ、【有三乘之地者】三乘の地は三十里の地なり、上士の采地なり、故に三乘の地を有する者とは、上士をいふ、【三世】は父より以上三世なり、禮記王制篇に據れば、大夫は先祖と父祖との廟凡て三廟とあれども、荀子は諸侯不敢壞といへり、不敢壞とは、前にもいへるが如く、太祖の廟を毀ちて他に合祀せざることなり、此の言に據れば、大夫以下は太祖の廟を毀ちて、別に室を設けて合祀するか、或は父祖の廟に合祀すると見たるが如し、王制篇の所說と相異なれば、見るもの注意すべきなり、次頁に天子の七世以下の廟を圖解して示すべし、【持手而食者】は己が手の力を恃みて食する者にて、庶民を指す、【積厚】積は績と音通にて功業なり、【流澤】は後世に及べる德澤なり、

大饗尚玄尊、俎生魚、先大羹、貴食飲之本也、饗尚玄尊、而用酒醴、先黍稷、而飯稻粱、祭齊大羹、而飽庶羞、貴本而親用也、貴本之謂文、親用之謂理、兩者合而成文、以歸大一、夫是之謂大隆、

此の節以下三節、饗禮を述ぶ、饗禮に質素を尚ぶは、太古質朴の風を存し、以て始を貴ぶ所以の意を說けり、此の節は其の總論なり、

天子が先王を祭るときは、水の尊を上に置き、生魚を

天子七廟

太祖の廟	夾室
六世の祖の廟	五世の祖の廟
四世の祖の廟 即ち高祖父の廟	三世の祖の廟 即ち曾祖父の廟
二世の祖の廟 即ち祖父の廟	一世の祖の廟 即ち父の廟

六世の祖以上は夾室に合祀す，夾室とは太祖以下六世の祖以上合祀の處の稱

大夫三廟

曾祖父の廟

祖父の廟

父の廟

曾祖父以上は別に室廟を設けて合祀するか、或は父祖の廟に合祀すとなせるもの丶如し。

諸侯五廟

太祖の廟	夾室
四世の祖の廟 即ち高祖父の廟	三世の祖の廟 即ち曾祖父の廟
二世の祖の廟 即ち祖父の廟	一世の祖の廟 即ち父の廟

四世の祖以上は夾室に合祀す

士二廟

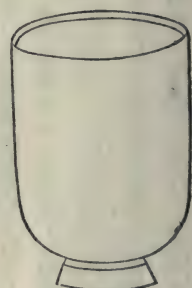
祖父の廟

父の廟

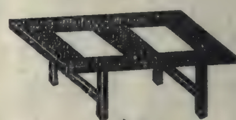
祖父以上は別に室を設けて合祀するか、或は父祖の廟に合祀すとなせるもの丶如し。

俎に載せ、鹽梅なき肉の汁を先づ羞むるなり、何れも粗末のものなれども、飲食を造り創めし太古の風習を貴びて、かゝるものを奉るなり、四時の宗廟の祭の時には、水の尊を上に置きて、次に醴酒を獻じ、黍稷を先に陳ねて、次に稻粱の飯を羞め、月々の祭の時には、鹽梅なき肉の汁を上に奉りて、次にもろ〱の供物を充分に上るなり、此れは飲食を造り創めし太古の風習を貴び、且つ今の時代に用ふる飲食を親み、二つを併せ用ひたるなり、かく本たる太古を貴ぶ、此れを正しき情といふ、現代に用ふるものを親みつかふ、之れを道理に適ふといふ、太古を貴ぶと現代を親むとの二つが一緒になつて、こゝに粲然たる文章（アヤモヤウ）を成し、以て禮を具備すれども、其のつまりは、太古の質素に歸着すること、先王を祭るときの如し、是れを大に隆盛なる禮といふ、

【大饗】は先王を祭るときの供へをいふ、【尙】は上なり、上に置くなり、【玄尊】玄は玄酒にて水なり、尊は酒を入るゝ器なり、模樣には種々あれども、其の形は相同じ、下圖の如し、【俎二生魚一】は生魚を俎上に置くなり、俎は種類多くあれども、其の形は下圖の如し、



尊



俎

【大羹】は鹽梅なき肉汁なり、【食飲之本】は食飲を造りたる初をいふなり、太古は酒なき故水を用ひ、燒き煮の法なき故生魚を其の儘用ひ、鹽や醬油などなき故、肉の汁にても鹽梅なし、先王は太古の人故、之れを祭るにも太古の風習に從ふなり、【饗】は四時の宗廟の祭の時の供へなり、【酒醴】は醴酒に同じ、一夜造りの酒にて、あま酒の類なり、【黍稷】黍はもちきび、稷はこきびなり、【飯二稻粱一】は稻粱の飯をすゝむるなり、【祭】は月々の祭なり、【嚌】は升なり、ノボスと訓む、先きに獻るなり、【飽二庶羞一】庶羞はもろ〱の供物なり、飽は充分にすゝむる意なり、【貴レ本】本は食飲の本にて、玄尊、黍稷、大羹を指す、【親レ用】は現代に用ふる飲食を親み用ふることにて、酒醴、稻粱、庶

羞を指す、【兩者】は貴本と親用とを指す、【成文】は古と今と相折衷して用ふ、故に文章を成すといふ、【大一】大は太と同じ、太一とは太古の質素なる時をいふ、【大隆】は大に隆盛なる禮の意なり、

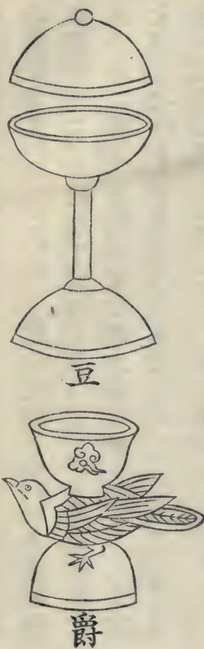
故尊之尙玄酒也、俎之尙生魚也、豆之先大羹也、一也、利爵之不醮也、成事之俎不嘗也、三宥之不食也、一也、大昏之未發齊也、大廟之未入尸也、始卒之未小斂一也、大路之素末也、郊之麻絻也、喪服之先散麻也、一也、三年之喪、哭之不反也、淸廟之歌、一倡而三嘆也、縣一鐘尙拊膈、朱絃而通越也、一也、

此の節は前節の意を、例證をあげて細説せるものなり、

以上述ぶる如く、饗禮に質素を尙ぶは、太古の風習に象るなり、故に彼の尊に水を入れて第一に上る所以と、豆に鹽梅なき汁を入れて第一に上る所以と、俎に生魚を載せて第一に上る所以との義は、一なり、又饗禮に佐食者が形代に酒を獻じ、形代は祠官に酳ひ、祠官は之れを受けて飲み盡くさずして之を奠く所以と、祭畢りて後、主人坐位に即きて哭するとき、爵を受くれども俎上の肉を嘗めざる所以と、三人の宥者が形代に食をすゝめて、自ら食はざる所以との義は、一なり、又大婚の儀式の始には、席と黍稷と爵とを、相對して二つ陳ぬるのみで、未だ新夫新婦の相對せざる所以と、大廟の祭の始には、未だ形代を入れざる所以と、死者の始めて息の絶えたるときは、未だ小斂の禮を施さゞる所以との義は、一なり、又大路の車の幃の質素にして裝飾を施さゞる所以と、上天を祭るときに麻の冕を蒙り、喪服を着るときは、先づ麻にて製せし腰帶を垂れて絞ばざる所以との義は、一なり、又三年の喪に服するとき、哭泣するに、其の聲恰も往

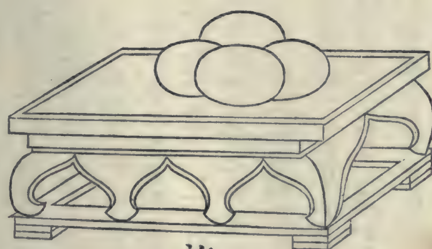
いて反らざるが如き所以と、清廟に歌樂を奏するとき、一人先づ倡ふれば、三人瑟を撃ちて之れに和する所以と、其の時に一鐘を懸け拊膈を上に置き、又大瑟の絃は朱にて染め、兩端の孔を相疏通して、其の聲を濁りて遲からしむる所以との義は、一なり、以上述ぶる所、皆質實簡素を主とす、太古の朴實に象るなり故に一なりといふなり、

【豆】は物を盛る器なり、左圖の如し、【一也】は其義一なりの意なり、皆太古の質實簡素に象る、故に一也といふ、【利爵之不醮也】利は佐食者をいふ、佐食者は供物をすゝむることを掌るものなり、爵はさかづきなり、左圖の如し、さかづきの酒を飲み盡すを醮といふ、一句の意は、饗禮の時に、佐食者が爵を洗ひて形代に獻ずれば、形代は之れを祠官に酳ひ、祠官は受けて之れを飮みつくさずして奠くをいふ、【成事之俎】成事は卒哭の祭をいふ、卒哭の祭とは、祭禮畢り、主人坐位に即きて哭するをいふ、一句の意は、其の哭する時には、爵は受くれども俎上の肉を嘗めざるをいふ、【三宥之不食】宥形代に食を勸むる者をいふ、祭禮には形代に食を勸むるに、一飯每に宥一人つく、形代は三飯にて止む、故に宥者三人を要す、是れ三宥といふ所以なり、一句の意は、三宥は形代に食を勸めて自ら食はざるなり、【大昏之未發齊】大昏は大婚に同じ、發は開始なり、齊は夫妻相對するの義なり、大婚の禮には、始め先づ二つの席と、黍稷と爵とを陳ぬれども、新夫新婦は未だ之れに即かず、之れを未發齊といふ、新夫が新婦を迎へて入り、相對して坐し、爵を酬ひ合ひて後、夫婦の親み始めて成る、之れを發齊といふ、【大廟之未入尸】大廟は宗廟なり、大は尊稱の語なり、尸は形代なり、又神代といふ、神の代理者なり、祭時には必ず之れを置くを禮とす、其の如何なる者を神代となすかは、禮記曲禮に、爲人子者、祭祀不爲尸、則尸筮無父者、皆用孫之倫有爵者爲之あるにて知る可し、一句は、宗廟の祭の始には、神代を



入れざるをいふ、【始卒之未〻小斂〻】始卒は、始めて息の絶え卒りし時をいふ、小斂は死體を斂むる最初の儀式をいふ、人死して翌日に至り、衣衾を敷きて屍を其の上に移し、布にて首を掩ひ足を掩ひ畢りて、又衾を以て之れを覆ふ、之れを小斂の式といふ、一句は、始めて息の絶えたるときは、萬一蘇るかも知れずといふ心あるを以て、小斂の式を行はざるなり、【大路之素】大路は天子が天を祭る車なり、末は帑なり、帑は軾を覆ふものなり、前に解せり、素末とは質素にして裝飾なき帑なり、【郊】は上天をまつる祭なり、【麻絻】絻は冕に同じ、大夫以上のかんむりをいふ、麻冕とは麻にて製したる冕なり、【喪服之先散〻麻〻】麻は麻にて製したる腰帶をいふ、散とは腰帶の端を垂れたるまゝにして、絞ばざるをいふ、喪服を着るときは、始は腰帶の端を垂れたるまゝにて絞ばず、小斂の式終りて後、始めて絞ぶなり、此の句は小斂以前をいふ、【三年之喪】は君父の喪なり、三年の間服する故、三年之喪といふ、【哭〻之不〻反】之れを哭して往いて反らざるが如く、悲しき聲にてなくをいふ、【清廟】は宗廟なり、廟は清潔にして汚穢なし、故に清廟といふ、

【一倡而三嘆】一人唱ふるときは、三人が瑟を擊ちて贊嘆するなり、贊嘆とは嘆美して和することなり、三嘆とは嘆者少なきをいふなり、【縣】は懸に同じ、カクと訓む、【尙〻拊膈〻】尙は上なり、上に置くなり、拊膈共に樂器なり、拊は韋にて造り中に糠を滿つ、樂を節するときに用ふ、左圖の如し、膈は詳ならず、拊の種類ならん、【朱絃】朱にて染めたる絃なり、瑟の絃に用ふ、【通越】瑟の兩端の孔を越といふ、通越とは兩端の


拊

孔を相連ねて通ずる樣にするなり、此れは其の聲を濁り遲からしむる爲にするなり、

凡禮始乎脫、成乎文、終乎悅、故至備情文俱盡、其次情文代勝、其下復情、以歸大一也、

此の節は、前節を結び、禮は簡略に始まり次に文飾せられ、終に復簡略にかへることを說けり、

凡て禮の成立を考ふるに、始は粗略にして、次第に文飾されて完成し、終は人情を和悅せしむるに歸し儀式を問はざるなり、故に情意と儀式とが俱に至り盡くせるは、禮の至り備はれるもの、換言すれば完成せる禮なり、其の次は、或は情意が儀式に勝ち、或は儀式が情意に勝つ、又其の次は、全く情意に復りて絕えて文飾なく、以て太古の風習に歸するなり、前節に於て、述ぶる所に由りて、之れを知了すべし、

【脫】は脫略なり、脫略は猶粗略といふが如し、【文】は文飾なり、【悅】は人心を和悅せしむるなり、【情文】情は情意にて、文は文飾即ち儀式をいふ、【俱盡】盡は具はり盡くせるなり、【大一】は太古の質素なる時をいふ、

天地以合、日月以明、四時以序、星辰以行、江河以流、萬物以昌、好惡以節、喜怒以當、以爲下則順、以爲上則明、萬變而不亂、貳之則喪也、禮豈不至矣哉、

此の節以下、禮の功用を說けり、此の節は禮の功用を頌せり、

天地は以て和合して災變なく、日月は以て明に絕えず四方を照し四時以て順序正しく相代り、星辰は以て一定の軌道を循行し、江河は以て定まれる路を流れて、汎濫の患なく、萬物は各、其の生を遂げて發育するは、禮の功用なり、人々の好惡が、能くきりもりされて、正しき道をはづれず、喜怒は正しき道に當りて偏頗ならず、以て下位にあるときは則ち柔順に、以

て上位にあるときは則ち公明に、萬の變り起る事柄を治めて、一筋も亂れざるは、禮の功用なり、故に人は禮に從はざる可からず、若し之れにたがへば、則亡ぶるなり、禮の功用豈至大ならずや、

【合】は和合なり、土用が涼しくして、立秋後酷だ暑きは、是れ順序正しく相代らざるなり、【序】は順序正しく相代るなり、【星辰】は日月の交會する所をいふ、されど此にては星辰にて單に星といふ意に見てよし、【昌】は其の生育を遂げて盛なるをいふ、【節】はきりもりするなり、きりもりして宜しきに合ふなり、【當】は正しき道にあたるなり、【萬變】は萬の變り起る事柄なり、【貳】は忒なり、タガフと訓む、【喪】は亡なり、【至】は至大なり、

立隆以爲極、而天下莫之能損益也、本末相順、終始相應、至文以有別、至察以有說、天下從之者治、不從者亂、從之者安、不從者危、從之者存、不從者亡、小人不能測也、禮之理誠深矣、堅白同異之察入焉而溺、其理誠大矣、擅作曲制辟陋之說入焉而喪、其理誠高矣、暴慢恣睢輕俗之屬入焉而隊、故繩墨誠陳矣、則不可欺以曲直、衡誠縣矣、則不可欺以輕重、規矩誠施矣、則不可欺以方圓、君子審禮、則不可欺以詐僞、

此の節は、禮は天下の人人の則り據るべきものなれども、小人は智淺きが故に、之れに則るを知らず、邪說に惑はさるれども、君子は禮を守るを以て、惑はさ

れざることを說けり、
聖人隆盛の禮を立てゝ人の則り據るべき標準と爲し給ふ、天下の人、之れを能く損益することなきなり、禮の盛なる、情と文と相順ひ相應じて、始終を一貫し、毫も相悖ることなし、極めて文飾さるれども、艶美に陷らず、繁瑣に流れず、尊卑上下の別、整然として少しも紊るゝことなし、極めて明白なれども、簡疎ならず、淺薄ならず、解說あり始めて其の理を盡くすべし、天下此の如き完備のものあらんや、故に天下の人にして、之れに從ふものは身治まり、之れに從はざるものは身亂る、之れに從ふものは身安く、之れに從はざるものは身危し、之れに從ふものは身存し、之れに從はざるものは身亡ぶなり、かく禮を守ると、守らざるとは、人の安危存亡に關するものなるに拘らず、小人は之れを守らざるは何ぞや、其の智淺薄なればなり、禮の理や誠に深し、小人は之れを測り知ること能はず、故に惠施や鄧析の堅白同異の說が耳に入ると、其れに溺れ迷ふなり、禮の理や大に誠なり、小人は之れを測り知ると能はず、故に愼到、田駢の如き、擅に典令制度を製作して人を惑はす偏頗固陋の說が耳に入ると、其れに迷ひて心を喪ふなり、禮の理や誠に高し、小人は之れを測り知ること能はず、故に它囂魏牟の如き暴慢に我儘に、尊大自ら喜び、世俗を輕視するのともがらの說が耳に入りて、其の渦中に墜落するなり、此くして彼れ等小人は我身を危亡しつゝあるなり、併しかゝる邪說の人々を惑はすは、人々が禮を審に知らざるより起るなれば、之れを審に知るは人々の務むべきことなり、君子は即ち之れを知るを務むる人なり、故に繩墨(スミナハ)が正しく陳ねられたるときは、曲を直とし、直を曲として、欺く可からず、權衡(ハカリ)が正しく前に懸けてあるときは、輕きものを重しとし、重きものを輕しとして、欺く可らず、曲尺(サシガネ)や筆規(ブンマハシ)が正しく置かれたるときは、方を圓とし、圓を方として、欺く可からず、此れと同じく、君子は禮を審に知り究むるを以て、かゝる詐僞の說を以て、之れを欺く可からざるなり、此れに由りて之れを觀るに、かゝる邪說の行はるゝは、人々が禮を審に知らざるに因る、故に人々は之れを審に知ることを務むべきなり、
【隆】は隆盛なる禮なり、隆盛は禮の形容語なり、【極】は中正なり、標準なり、【本末】は前節の情と文とをい

ふ、【終始】は本末に同じ、文を互にせし迄にて、別に意味なし、【至文以有別】至文は極めて文飾あるなり、以は而と通ず、シカウシテと訓む、一句の意は極めて文飾あれども、艶美に陷らず、繁瑣に流れず、整然として尊卑上下の別あるをいふ、【至察以有說】至察は極めて明察なり、明察は明白に同じ、以は而と通ず、一句の意は極めて明白なれども、簡疎ならず、淺薄ならず、解說あり始めて其の理を盡くすをいふなり、【滚】は深に同じ、フカシと訓む、【堅白異同之察】察は觀察なれば說といふ意に見てよし、堅白異同の說は、惠施、鄧析の唱ふる所なり、詳細は修身篇に解せり、【擅作典制辟陋之說】は愼到田騈の說を指す、愼到は卷首楊倞の序の條に、田騈は非十二子篇に解せり、典制は典令制度なり、辟陋は偏頗固陋なり、【喪】は失なり、心を喪ふなり、【暴慢恣睢輕俗之屬】は它囂、魏牟を指す、二子の事は非十二子篇に解せり、恣睢は我儘放埒なり、【輕俗】は世俗を輕視するなり、【屬】はともがらなり、【隊】は墜の古字なり、墜落するなり、【繩墨】はすみなはなり、【誠陳】誠は正なり、タヾシクと訓む、以下誠縣誠施の誠の字、此れに同じ、

【衡】は權衡(ハカリ)なり、【縣】は懸に同じ、【規矩】規は圓をはかる器にて筆規(ブンマハシ)なり、矩は角をはかる器にて曲尺(サシガネ)なり、

故繩者直之至、衡者平之至、規矩者方圓之至、禮者人道之極也、然而不法禮、不足禮、謂之無方之民、法禮足禮、謂之有方之士、禮之中焉能思索、謂之能慮、禮之中焉能勿易、謂之能固、能慮能固、加好者焉、斯聖人矣、故天者高之極也、地者下之極也、無窮者廣之極也、聖人者道之極也、故學者固學爲聖人也、非

特學爲有方之民也、

此の節は、禮は人道の標準にして、之れを知悉應用するものを聖人といふ、故に人は此の聖人を標的として學ぶべきことを說けり、

以上述ぶる通りなるが故に、墨繩は眞直の至極なるものなれば、凡ての直ぐなる者は、之れを標準とするなり、權衡は平正の至極なるものなれば、凡ての平なる者は、之れを標準とするなり、筆規と曲尺とは、方圓の至極なるものなれば、凡ての方圓は、之れを標準とするなり、此れと同じく、禮は人道の至極なるものなれば、凡ての人道は之れを標準とするなり、然り而して、此の標準たる禮に法らず、又之れを重んぜざる、之れを無道の民といふ、禮に法り、之れを重んずる、之れを有道の士といふ、禮の中にありて、能く思索する、之れを能く慮るといふ、禮の中にありて、志を變ずることなき、之れを能く固しといふ、能く慮り能く固くして、其の上に中心より之れを好むは、これ聖人なり、聖人は禮の權化なり、故に天は高きの極度なり、地は低きの極度なり、四方は廣大の極度なり、聖人は道の極度なり、故に學問とは、聖人たることを學ぶなり、特に有道の民たることを學ぶのみに非ざるなり、

【繩】は墨繩なり、【直之至】至は至極にして、標準たるの謂なり、【不足禮】足は重んずるの意なり、【無方之民】方は道なり、無方の民とは、無道の民をいふ、次の有方之士の方も亦此れに同じ、【下之極也】下は低きなり、【無窮】は四方なり、四方は東西南北なり、

○以上第二章、天地と先祖と君師とは禮の三本たることを說きて、特に之れを尊崇することに及び、最後に禮の功用の偉大なることを論じ、人たるものは必ず之れを標準として學ばざる可からざることを論ぜり、

禮者以財物爲用、以貴賤爲文、以多少爲異、以隆殺爲要、

此の節は、禮の用と文飾と異同と樞要とを說けり、

禮は財物を以て之れを行ふの用となす、例へば貢獻問遺の類是れなり、又禮は貴賤によりて其の服章を分つを以て文飾となす、例へば天子諸侯によりて、其

の車服旗章を異にするが如き是れなり、又禮は物の多少によりて其の制裁を異にす、例へば富貴のものと、貧賤のものと、其の制裁を異にせるが如き是れなり、又禮は隆に厚くすべきは隆に厚くし、薄く粗末にすべきは薄く粗末にし、各〻其の當を失はざるを以て、樞要となすなり、

【文】は文飾なり、【隆殺】は猶厚薄といふが如し、【要】は樞要なり、

文理繁、情用省、是禮之隆也、文理省、情用繁、是禮之殺也、文理情用、相爲內外表裏、並行而雜、是禮之中流也、故君子上致其隆、下盡其殺、而中處其中、步驟馳騁厲騖、不外是矣、是君子之壇宇宮庭也、

此の節は、前節の禮は隆殺を以て要と爲すの句を詳說せり、

威儀多くして忠誠の情の省ける、即ち威儀が盛大にして、忠誠の情に勝てる場合、例へば諸侯が天子に貢物を享獻するときの禮に、賓主百拜して威儀を苟にせざる場合の如きは、是れ禮の隆に厚きときなり、之れに反して、威儀が省けて忠誠の情の多き、即ち忠誠の情が威儀に勝てる場合、例へば先王を祭るときに、生水を奉り、生魚を上るが如き、たゞ情のみを主とする場合の如きは、是れ禮の薄く粗末なるときなり、威儀と忠誠の情とが、或は內となり、或は外となり、或は表となり、或は裏となり、あまねく相並び行はるゝ場合は、是れ禮の中道にして厚薄其の宜しきを失はざるときなり、故に君子は、上は其の隆に厚き禮を極め、下は其の薄く粗末なる禮を盡くし、中は其の中道の禮に處りて、一方に偏せず、步くときも、是の三者の間を外れず、是の三者は實に君子の壇宇宮庭として常に守り居る處なり、

【文理繁情用省】文理は威儀なり、繁は多きなり、情用は忠誠なり、省は省略なり、一句の意は、威儀が多く

して忠誠の情の省ける即ち威儀が盛大にして忠誠の情に勝てる場合、例へば、諸侯が天子に貢物を享獻せるときは、賓(諸侯)主(天子)百拜して、威儀を苟もせざる時の如きをいふ、【文理省情用繁】は威儀が省略されて忠誠の情の多き、即ち忠誠の情の盛にして威儀に勝てる場合、例へば先王の祭の時に、生水や生魚を上るが如く、たゞ情のみを用ふるときをいふ、先王の祭に生水や生魚を上ることとは前章にあり、【雜】は帀を通ず、アマネシと訓む、【中流】は中道なり、中道とは中正にして一方に偏らざるをいふ、【其中】は其の中道なり、【歩驟馳騁厲鶩】驟馳騁皆走るなり、厲鶩は疾く走るなり、驟以下は皆走る意なれば、此の句は歩むとき走るときとの意に見て可なり、【不外是】外ははづれるなり、是は前の隆と殺と隆殺の中との三を指す、【壇宇宮庭】壇は楚にては庭中をいふ、宇は四方の屋邊をいふ、宮は家室なり、庭は門内をいふ、四字皆一定の區域內を指す、故に四字にて區域內の意に見るべし、此にては前の隆と殺と隆殺の中とを以て區域內と見たるなり、

人有是士君子也、外是民也、於是其中焉、方皇周挾、曲得其次序、是聖人也、故厚者禮之積也、大者禮之廣也、高者禮之隆也、明者禮之盡也、詩曰、禮儀卒度、笑語卒獲、此之謂也、

此の節は、聖人は禮を極め盡くせるもの、換言すれば、聖人は禮の權化なりとなし、之れを稱賛し、人々は之れを標準として則り倣ふべきことを示せり、禮の大なるは前に述ぶる所の如し、人にして是の禮の區域內に居りて、之れを去らざる樣務むるものは、士君子なり、是の禮の區域を外づれて邪徑に蹈み入るものは、凡民なり、是の禮の區域內に於て徧く徘徊し、其の爲す所悉く次第順序を得て、寸毫も亂るゝことなきは、是れ聖人なり、故に聖人の德の厚きは、禮を積み重ねしに由るなり、其の德の大なるは、禮を積むことと廣きに由るなり、其の德の高きは、禮を隆び行ふに由るなり、其の德の明なるは、禮を行ひ盡くせる

に由るなり、昔の詩に曰く、「其の爲す所ことごとく法度ありて禮儀に外れず、笑語するにも苟もせず、ことごとく禮に適ひ其の中正を得」と、是れは即ち聖人のことを謂ひたるなり、かく聖人は禮の權化たるものなれば、人たるものは之れを學び倣はざる可からず、

【有是】有は域と通ず、居なり、ヲルと訓む、是は禮を指す、下句の外是、是其中の是も、亦之れに同じ、【民】は凡民なり、【方皇周挾】方皇は彷徨と音通なり、徘徊すること、挾は浹と通ず、音セフ、周浹はあまねきなり、一句の意は、あまねく徘徊するなり、【曲得】は充分に得るなり、【次序】は次第順序なり、【厚者】は聖人の德厚きものはの義なり、下句の大者高者明者も亦皆德大者、德高者、德明者の意なり、【禮之積也】は禮を積み重ねたるに由るの意なり、【禮之廣也】は禮を廣く積み重ねたるに由るの意なり、【禮之隆也】は禮を隆び行ふに由るの意なり、【禮之盡也】は禮を行ひ盡くせしに由るの意なり、【詩曰】此詩は、詩經小雅楚茨の篇に出づ、【禮儀卒度】卒は盡なり、コトごとクと訓む、度は法度なり、一句の意は、其の爲す所悉く法度ありて禮儀をはづれざるなり、【獲】は得るなり、

〇以上第三章、禮の用と文飾と異同と樞要とを說き、樞要の最も大切なることを明にし、之れを躬にせる聖人を稱賛して、人たる者は聖人に則り效ふべきことを示せり、

禮者謹於治生死者也、生人之始也、死人之終也、終始倶善、人道畢矣、故君子敬始而愼終、終始如一、是君子之道、禮義之文也、夫厚其生而薄其死、是敬其有知、而慢其無知也、是姦人之道、而倍叛之心也、君子以倍叛之心接臧穀、猶且羞之、而況以事其所隆親乎、

此の節は、禮は人の生れたる時と、死したる時と、共に嚴重にして誠心をつくし、決して粗略にせざることを説けり、

禮は人の生まるゝときと、死せる時との事を治むるを、謹み、嚴にするものなり、夫れ生まるゝは、人の此の世に出る始なり、死するは、人の此の世に於ける終極なり、されば、此の二つは、極めて大切にすべきものなり、終りも始も倶に善く治むれば、人間の道は、それにて畢るなり、故に君子は始めを敬ひて終りを愼み、終始一の如く、少しも變りなし、是れ君子の道にして、禮義の文飾なり、然るに其の生るゝときのみ手厚くして、其の死せるときを粗略にするは、是れ其の人の生れて物事を知るあるときを敬ひて、其の死して物事を知ることなきときを怠慢にするものなり、世には此れが道理なることを唱ふるものあり、墨子の徒此れなり、是れは姦人の道にして、倍叛の心あるものなり、君子は倍叛の心を以て、下男下女に接するすら、之れを羞づるに、まして此の心を以て、隆び親む所の君と父母とに事ふるに於てをや、羞づる所か畏れて爲さゞるなり、

【倶善】は倶に善く治むるなり、【禮義之文】文は文飾なり、生るゝときの祝と、死せるときの葬式とは、一種の裝飾的儀式なり、故に禮義の文飾なりといふ、【有知】は生れて物事を知るある時をいふ、【無知】は死して物事を知るなき時をいふ、【姦人】は墨子を指す、墨子は薄葬論者なればなり、【臧穀】穀は獲と音通にて用ふ、下男を臧といひ、下婢を獲といふ、【所隆親】は隆ぶ所の君と、親む所の父母とをいふ、

故死之爲道也、一而不可得再復也、臣之所以致重其君、子之所以致重其親、於是盡矣、故事生不忠厚不敬文、謂之野、送死不忠厚不敬文、謂之瘠、君子賤野而羞瘠、故天子棺椁七重、諸侯五重、大夫三重、士再重、然後

皆有衣食多少厚薄之數、皆有翣蔞文章之等、以敬飾之、使生死終始若一、足以爲人願、是先王之道、忠臣孝子之極也、

此の節は、人死すれば復び歸るべからざるものなれば、其の葬禮を手厚くするは、其の君子たるものゝ誠心を盡し、平生の願を達するわけなることを說けり、以上述ぶる通りなるが故に、死を治むるの道は、心を盡さゞるべからざるなり、何となれば、一たび死せば再び復ることを得べからず、臣が其の君に致す忠の道と、子が其親に致す孝の道とは、復び盡すこと能はざるに至るを以て、是に充分心を盡くしてなすなり、故に生ける時に事へて、忠信に篤厚ならず恭敬ならざる、之れを野人といふ、死せるとき之れを葬送するに、忠信に篤厚ならず恭敬ならざる、之れを乞食といふ、皆人として取るに足らぬものなり、君子は野人を賤みて乞食たるを羞づ、故に生死ともに心を盡すなり、生けるときに仕ふる禮は姑く置き、死せるときに心を盡くす禮式の大略を語らん、天子は內棺外椁合せて七重、諸侯は五重、大夫は三重、士は再重なり、なきがらを此中に納めて、然して後いろ／＼裝飾を爲す、天子より庶人に至るまで、皆衣衾と食物とを供ふれども、位の高下に應じて、其の數に多少厚薄の差あり、又皆翣蔞を初め種々の文飾あれども、亦位の高下に應じて等差あり、かくて納棺の後は、身分に應じて心を盡くし、以て敬みて之れを裝飾するなり、かくして生ける時も、死せる時も、始も終も、一つの如くならしめて、以て其の平生心に願ひ思へることを、充分に果する、是れが先王の定められたる道にして、忠臣孝子の極致として崇び敬ひ服膺する所なり、

【致重】重は極めて重き道にて、臣にては忠、子にては孝なり、【忠厚】は忠信に篤厚なり、【敬文】は恭敬にして文飾あるなり、【野】は野人なり、野人は禮を知らざるもの、輕蔑の稱呼なり、【瘠】は乞食なり、罵る辭なり、【棺椁】棺は內棺、椁は外椁なり、【衣食】は衣衾と食物とにて、皆死者に供ふるものなり、【翣蔞】は棺側に建つる裝飾品なり、木を以て筐を爲り、之れに白

布を張り、布には雲氣を書き、柄を附けて持つ樣にせるものなり、左圖の如し、但し棺に建つるものは、翣



翣蔞の圖

蔞のみならず、龍翣、黼翣、黻翣、畫翣などあり、茲にては翣蔞一を擧げて他を包括せしものなるべし、

【等】は等差なり、【極】は極致なり、極致として尊ぶ道なり、

天子之喪、動₂四海₁屬₂諸侯₁、諸侯之喪、動₂通國₁屬₂大夫₁、大夫之喪、動₂一國₁屬₂脩士₁、脩士之喪、動₂一鄉₁屬₂朋友₁、庶人之喪、合₂族黨₁動₂州里₁、刑餘罪人之喪、不ㇾ得ㇾ合₂族黨₁、

此の節は、死は人心を動かす故に、葬式には人々來り會して哀むことを說けり、

死は一大事變なり、故に人々の心を動かし哀しますなり、左に之れを例說せん、天子の喪は、四海の人心を動かし、葬式の時には四方の諸侯を來會さす、諸侯の喪は、修好諸國の人心を動かし、葬式の時には其の諸國の大夫を來會さす、大夫の喪は、一國の人心を動かし、葬式の時には庶士を來會さす、庶士の喪は、一鄉の人心を動かし、葬式の時には朋友を來會さす、庶人の喪は、州里の人心を動かし、葬式の時には村里の人々を來會さす、刑を蒙りし罪人の喪は、葬式の時には村里の人々を來會さすことを得ず、獨り妻子のみを來會さすなり、かく地位の高下によりて、人心に感動を與ふると、葬式に大小の差ありと雖、其の死を以て一大事變となし、心を盡くすは即ち一なり、

【屬₂諸侯₁】屬は會なり、來り會するなり、一句の意は

諸侯を來會さすにて、つまり諸侯が來り會することなり、以下屬大夫、屬修士、屬朋友、屬妻子、皆之れと同じ意なり【通國】は修好せる國をいふ、【屬大夫】此の大夫は通國の大夫を指す、【修士】は單に士といふが如し、士は學を修め道に志すもの、故に修士といふ、【族黨】百家の邑を族といひ、五百家の邑を黨といふ、されど二字にて村里の意に見てよし、【州里】二十五家を里といひ、二千五百家を州といふ、されど二字にて村里の意に見てよし、【刑餘罪人】は刑を蒙りし罪人なり、

棺厚三寸、衣衾三領、不得飾棺、不得晝行、以昏殣、凡緣而往埋之、反無哭泣之節、無衰麻之服、無親疏月數之等、各反其本、各復其始、已葬埋若無喪者而止、夫是之謂至辱、

此の節は、墨子の薄葬説をあげ、是れ至辱の道を以て君父に奉ずるものなるものなることを說き、反駁を加へたり、

以上に於て述ぶる如く、死は人の一大事なれば、心を盡くして懇篤にせざる可からざるに、墨子の徒は之れと反對に、薄葬を主張せり、其の言ふ所に據れば、棺の厚さは三寸にて、衣衾は三襲に過ぎず、種々の物品を以て棺を裝飾するを得ず、晝行きて葬るを得ず、黃昏を以て埋葬すべし、而して妻子と雖平日服する所の衣にて之れを送りて埋葬するに過ぎず、家に歸りても、哭泣の禮節なく、衰麻の喪服を着ることなく、又親疏の間によりて、喪に服する月數に等差あるを禮とすれども、かゝることもなく、各其の平日の通りに復りて業務に從ひ、既に埋葬したる後は、喪中にても喪なきものゝ如くにして止む、是れ之れを至辱の道といふ、此の道を以て君父に奉ず、冷刻も亦甚しといふべし、

【三領】は三襲なり、【晝行】は晝行きて葬るなり、【昏】は黃昏なり、【殣】は墐と通ず、埋なり、ウヅムと訓む、【凡緣】凡は常なり、緣は因なり、一句の意は、妻子は

平常の服裝によりてとなり、【反無哭泣之節】は家に反りて哭泣の禮節なきなり、葬に哭泣の禮あるは、下段の本文に詳しければ茲に說かず、【衰麻之服】は喪服なり、斬衰齊衰等の區別あり、此等の喪服は麻にて作る故は衰麻といふ、斬衰、齊衰は下段に圖解せり、【親疏月數】は親疏の間によりて、其の服喪の月數に差あるをいふ、下段に詳しければ此には省略すべし、【等】は等差なり、【反其本】本は平日を指す、一句の意は、其の平日の通りにかへり業務に從ふなり、次句の復其始も亦此れと同意なり、【至辱】は至辱の道なり、○墨子薄葬說は、既に正論篇其の外の篇に於て說きしが、そは僅に棺や衣衾や埋葬の大略に過ぎざれば、此には其の全體をあぐべし、墨子の節葬篇に曰く、棺三寸足以朽體、衣衾三領、足以覆惡、以及其葬也下毋及泉、上毋通臭、壟若參耕之畝、則止矣、衣者既以葬矣、生者必無久哭、而疾而從事、人爲其所能以交相利也、此聖王之法也と、又曰く、衣食者人之生利也、然且猶尚有節、葬埋者人之死利也、夫何獨無節於此乎と、此節と相對照して見るべし、

○以上第四章、禮は生死ともに之れを治むるに謹むことを說き、最後に死を治むるに就て殊に愼重すべきを論じ、以て墨子の薄葬說を反駁せり、

禮者謹於吉凶、不相厭者也、紸纊聽息之時、則夫忠臣孝子、亦知其閔已、然而殯斂之具、未有求也、垂涕恐懼、然而幸生之心未已、持生之事未輟也、卒矣然後作具之、故雖備家、必踰日然後能殯、三日而成服、然後告遠者出矣、備物者作矣、故殯久不過七十日、速不損五十日、是何也、曰、遠者可以至矣、百求可以得矣、百事可以成矣、其忠至矣、其

節大矣、其文備矣、然後月朝卜宅、月夕卜日、然後葬也、當是時也、其義止、誰得行之、其義行、誰得止之、故三月之葬、其貌以生設飾死者也、殆非直留死者以安生也、是致隆思慕之義也、

○第五章、凶禮即ち葬禮を治むるに愼重にする理由を説明せり、前章の附論なり、

禮は吉祥の時も、凶事の時も、之れを治むるに謹み嚴にして、決して粗忽にせぬものなり、吉祥の時のことは姑く措き、凶事に就て之れを述べん、綿を鼻の下に置きて、其の動靜を以て、息の絶えしか絶えざるかをうかゞふときは、即ち夫の忠臣孝子も、亦其の病重くして到底蘇るべからざるを知るなり、然れども殯斂の道具は、未だ求むることあらざるなり、涕を流して其の死なんことを心配すれども、然も其の蘇ることを願ふの心は、未だやまず、其の生命を持ちこたへんことを思ふ心は、未だ輟まざるなり、故にかく殯斂の道具を求むることを、爲さゞるなり、卒去して然して後、始めて之れを作り具ふるなり、故に如何なる豐富なる家と雖、必ず死してより二日目に納棺して、之れを宅の邊に假埋葬し、三日目に喪服を作り成すなり、然して後、遠方へ死去の報知を告ぐるものが出で、葬式に必要の品物を準備する者がそれ〴〵の品物の製作に從ふなり、故に假埋葬すること久しくとも七十日を過ぎず、速くとも五十日を減ぜざるなり、此の長く置くは、如何なる故なるや、曰く、此の日限ありて、始めて遠方の者も會葬するを得べく、凡ての品物も得べく、凡ての事務も成り調ふ可ければなり、かくして始めて其の死者に對する誠心が充分に至り、其の禮節が盛大に、其の裝飾が備るわけなり、然して後、月の朔に墓地を卜ひ定め、其の夕に葬式の日を卜ひ定め、然して後葬るなり、是の時に當りてや、日限至らざるときは、其の葬儀は停止さるゝわけなれば、誰か敢て之れを行ふことを得んや、其の日限來らば、葬儀は當然行はるゝなれば、誰か之れを止むることを

得んや、古より死してより三箇月にして始めて葬むるは、如何なる理由なりやといふに、生前に設くる所の器械用具を以て死者を飾るには、三箇月にして始めて能く備ふるを得るを以て、之れを其の法則として遵奉するなり、決して三箇月の間、死者を留めて生者の間に安居せしむるに非ざるなり、要するに、是れは死者を思慕するの禮を隆盛するの義なり、

【吉凶】は吉祥と凶事とにて、吉祥は祭祀祝事の禮をいひ、凶事は喪禮をいふ、【不相厭也】厭は掩ふなり、一句の意は相侵掩せざることにて、つまり粗忽にせざることなり、【紸纊聽息】紸は注と通ず、ツクと訓む、纊は綿なり、聽は候なり、ウカヾフと訓む、一句の意は、將に死せんとする病者の鼻下に綿をつけ、其の動靜によりて息のあるかなきかを候ひ見ることにて、古の習俗なり、【閔】は病なり、病は疾重くして蘇生の見込なきをいふ、【殯斂】殯は我國にてかりもがりといふ、假埋葬の義にして、家宅の邊に假に埋葬するなり、斂は尸骸を棺に納むること、【幸生之心】は蘇生をねがふの心なり、幸は僥倖なり、僥倖にねがふなり、【持生之事】は生命をとり留める事なり、【輟】は止なり、ヤムと訓む、【卒矣】は卒去するなり、【作具之】は殯斂の道具を作り具ふるなり、【備家】は豐富の家なり、【踰日】は一日を踰すことなれば、死去の翌日なり、【成服】は喪服を成すなり、【告遠者】は遠方へ死去の報知を告ぐる者なり、【備物者】は葬式に用ふる凡ての道具を準備する者なり、【損】は減なり、【百求】は凡ての物品なり、【忠】は誠心なり、【節大】は禮節盛大なり、【文】は文章にて裝飾儀式なり、【月朝】は月の朔なり、【宅】は墓地を指す、【月夕】は其月の朔の夕なり、【義止】義は葬儀なり、日限來らざれば、葬儀は必然停止して行はれず、故に義止といふ、【義行】は日限來れば、當然葬儀は行はる、故に義行といふ、【三月】は數へ月の三箇月にて、滿三箇月に非ず、前の七十日五十日は數へ月にて、三箇月になるべし、【貌】は象なり、象は法なり、【生設】は死者が生前に設置せし所の器械用具なり、【安生】は生者の間に安居するなり、【致隆思慕之義】は死者を思慕するの禮を隆に致すの義といふ意なり、

喪禮之凡、變而飾、動而遠、久而

乎、故死之爲道也、不飾則惡、惡則不哀、介則翫、翫則厭、厭則怠、怠則不敬、一朝而喪其嚴親、而所以送葬之者、不哀不敬、則嫌於禽獸矣、君子耻之、故變而飾、所以滅惡也、動而遠、所以遂敬也、久而平、所以優生也、

此の節は、喪禮の大略を說けり、本章の敍論なり、喪禮の大略を說かん、喪禮の道は、斂より殯に、殯より葬と死者の位置の變ずるに從ひて、裝飾を加へ、斂より殯、殯より葬と、死者の位置の動くに從ひて、生者と遠ざくるなり、埋葬して月日を經ること久しくして、哀痛の情も滅じて、平日の如くなるなり、故に死者を治むる道たるや、死者に裝飾を加へざれば、則ち醜惡にして見るに堪へず、醜惡なれば則ち之を見て哀まず、又死者を近づくれば則ち戲れ狎るゝに至る、戲れ狎るれば則ち之れを厭ふに至る、厭ふときは則ち之れに對する處置を怠るに至る、怠るときは之れを敬さゞるに至るなり、一朝にして其の尊愛なる親を喪ひて、之れを送葬する所以のもの、哀まず敬せざるときは、則ち禽獸に近きの嫌あり、君子之れを耻づ、故に斂より殯、殯より葬と、死者の位置の變ずるに從ひて裝飾を加ふるは、醜惡を滅する所以の理なり、斂より殯、殯より葬と、死者の位置の動くに從ひて、生者を遠ざかるは、敬を成す所以の理なり、埋葬の後、月日を經ること久しくして、哀痛の情滅じて、平日の如くなるは、生者の禮を養ふ所以の理なり、

【凡】は大凡なり、大凡は猶大略といふが如し、【變而飾】は斂より殯、殯より葬と、死者の位置の變ずるに從ひて、裝飾を加ふるをいふ、【動而遠】は斂より殯、殯より葬と、死者の位置の動くに從ひて、生者と遠ざかるなり、禮記檀弓篇に子游曰、飯於牖下、小斂於戶內、大斂於阼、殯於客位、祖於庭、葬於墓、とあり、是の其の次第に遠ざかる證なり、【久而平】は埋葬の後月日を經ること久しきに從ひ、哀痛の情滅じて、平日の如

くなるをいふ、【惡】は醜なり、ミニクシと訓む、【个】は邇に同じ、邇は近に同じ、【翫】は戯れ狎るゝなり、【嚴親】嚴は尊なり、尊親は尊愛なる親なり、【嫌於禽獸矣】は禽獸に近きの嫌ありの意なり、【遂】は成なり、ナスと訓む、【優生】は生を養ふなり、生者の體を養ふなり、

禮者斷長續短、損有餘益不足、達哀敬之文、而滋成行義之美者也、故文飾麤惡、聲樂哭泣、恬愉憂戚、是反也、然而禮兼而用之、時擧而代御、故文飾聲樂恬愉、所以持平奉吉也、麤惡哭泣憂戚、所以持險奉凶也、故其立文飾也、不至於窕冶、其立麤惡也、不至於瘠弃、其立聲樂恬愉也、不至於流淫惰慢、其立哭泣哀戚也、不至於隘懾傷生、是禮之中流也、

此の節は、禮は人情の兩極端の中を取り、人をして其の情を盡くして、悲哀の極、生を傷つくるに至り、愉樂の極、放逸に流るゝの弊に陷ることなからしむるものなることを說けり、

凡て物には、長あれば短あり、有餘あれば不足あり、之れを譬ふれば、賢者は親の喪にあひて、哀敬の情を極めて、殆ど生を傷つくるに至る、是れ其の長なり、有餘なり、之れに反して、不肖者は哀敬の情足らず、平日の如き思をなすは、此れ其の短なり、不足なり、此の二者は共に皆極端に馳せて、中道といふ可からず、禮は即ち此の長を斷ちて短を續ぎ、有餘を損して不足を益して、人々をして其の中道を得せしむるものなり、即ち賢者をして哀敬を情を達して、而も生を

傷つくるに至らしめず、不肖者をして此れに從ひて行儀の美風を成し遂げ、禽獸に陷ることなからしむるなり、左に之れを詳しく說かん、以上述ぶる如くなるが故に、文飾と粗惡と、音樂と哭泣と、恬愉と憂戚とは、是れ全く相反するものなり、然り而して、禮は此の相反するものを兼せて之れを用ひかはる〴〵擧げて進め用ふるなり、故に文飾と音樂と恬愉とは、平安の時を維持し、吉慶の事を奉行するときに用ふるものなり、例へば祝事の時に、美しき服飾を設け、樂しき音樂を奏し、愉快に樂むが如き是れなり、麤惡と哭泣と憂戚とは、不安の時を維持し、凶災の事を奉行するときに用ふるものなり、例へば喪禮の時に、粗惡なる服飾を設け、哭泣して悲しみ戚むが如き是れなり、然れども、共に極端に流れしめず、故に其の文飾の禮を立つるとも、なまめかしくつやぽきに至らず、其の麤惡の禮を立つるとも、輕薄にして廢棄するが如きに至らず、其の音樂と恬愉との禮を立つるにもだらしなく淫放に、又惰りなげやりにするが如きに至らず、其の哭泣と哀戚との禮を立つるとも、失心する許りにいたみくるしみて、生命を傷つくるが如きに至らず、其の中を取りて行く、是れ禮の中道なり、彼の喪禮に變而飾動而遠、久而平なるの法を定めしも、亦此の意に外ならぬなり、

【哀敬之文】は哀敬の情なり、文飾を用ふるより哀敬之文といふ、【行義】は行儀なり、【麤惡】は粗惡に同じ、【聲樂】は音樂に同じ、【恬愉】は愉快に樂しむなり、【憂戚】は憂ひいたむなり、【時擧】時は更なり、カハル〳〵と訓む、【御】は進なり、ス丶ムと訓む、進め用ふる意なり、【持平奉吉】は平安の時を維持し、吉慶の事を奉行するなり、【險】は不安の時なり、【窕冶】は姚治に同じ、つやぽくなまめかしきなり、【瘠弃】瘠は薄なり、瘠弃は輕薄にして廢弃するなり、【流淫】はだらしなく淫放なるなり、【惰慢】はおこたりなげやりにすること、【隘懾】は失心せん許りに、くるしみいたむこと、【中流】は中道なり、中道とは中を得て一方に偏せざるなり、

故情貌之變、足以別吉凶明貴賤親疏之節斯止矣、外是姦也、

雖難君子賤之、故量食而食之、量要而帶之、相高以毀瘠、是姦人之道也、非禮義之文也、非孝子之情也、將以有爲者也、

此の節は、禮は前節に述ぶるが如く、中を得るを貴ぶ、故に極端に走るは姦人の行爲にして、禮義は外づるゝものなることを說けり、

以上述ぶる通り、禮は中を貴ぶものなるが故に、其の情性と容貌との變るによりて、人をして見て其の吉祥に遇へるか、凶災に遇へるかを別ち、又貴き人に對して爲す禮節か、賤しき人に對してなす禮節か、親しき人に對してなす禮節か、疎き人に對して爲す禮節かを、明に見分けしむれば可なり、禮は斯にて止まれり、是れ以外は姦人の道なり、成し難きことを成すと雖、君子は之れを賤むなり、故に喪に居るとき、食料を量りて而して後之れを食ひ、我腰を量りて経を結び、我身の瘠せ衰ふるを以て相高ぶり、以て至孝の行となすが如きは、是れ成し難き事なれども、決して禮義の節にかなへるに非ず、又孝子の眞情に非ず、姦人の道なり、將に名を邀へ利を求めんが爲に、此の如きことをなすなり、

【情貌】は性情と容貌となり、【節】は禮節なり、【雖難】は成し難き事と雖の意なり、【量食而食之、量腰而帶之、相高以毀瘠】は即ち成し難き事なり、要は腰なりコシと訓む、帶之は経を帶ぶるなり、経は喪中に結ぶ帶なり、毀瘠は瘠せ衰ふるなり、一句の意は、喪中に食料を量りて之れを食ひ、腰を量りて経を結び、身の瘠せ衰ふるを以て相高ぶることなり、莊子外物篇に、演門有親死者、以善毀、爵爲官師、其黨人毀而死者半とあり、演門は宋の都の城門の名なり、黨は郷黨なり、是れに由れば、當時此の如きことを尊びてなすもの多かりしことを知るべし、【禮義之文】は禮義の文節なり、文節は單に節といふに同じ、【有爲】は名を邀へ利を求むることを爲す有るなり、

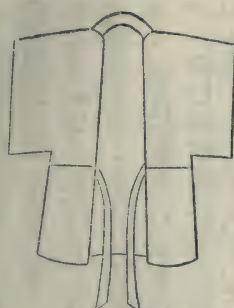
故說豫娩澤、憂戚萃惡、是吉凶憂愉之情、發於顏色者也、歌謠

譀笑、哭泣諦號、是吉凶憂愉之情、發於聲音者也、芻豢稻粱酒醴魚肉、餰鬻菽藿水漿、是吉凶憂愉之情、發於食飲者也、卑絻黼黻文織、資麤衰經非繐菅屨、是吉凶憂愉之情、發於衣服者也、疏房檖䫉越席牀笫几筵、屬茨倚廬席薪枕塊、是吉凶憂愉之情、發於居處者也、

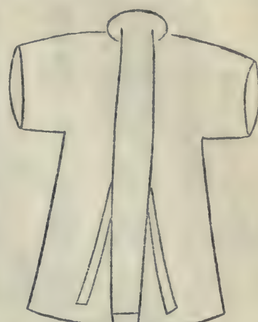
此の節は、前節にいへる情性容貌の變化によりて、其の吉禮を行へるか、凶禮を行へるかを見分る法を、例證して說明せり、

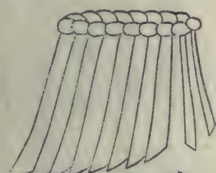
故に悅び樂み諧ぎ光澤よきは、是れ吉祥に遇ひて、愉快なる情の、顏色に見れたるものなり、之れに反して、憂ひ戚みやつれて光澤惡きは、是れ凶災に遇ひて、憂戚の情の、顏色に見れたるものなり、歌ひさわぎ戲れ笑ふは、是れ吉祥に遇ひて、愉快なる情の、聲音に見れたるものなり、之れに反して、哭き泣き啼き號ぶは、是れ凶災に遇ひて憂戚の情の、聲音に見れたるものなり、牛羊豕犬の肉と稻粱の飯と醴酒と魚肉とは、是れ吉祥に遇ひて、愉快なる情の、飲食に見れたるものなり、之れに反して、粥と菽藿と水漿とは、是れ凶災に遇ひて、憂戚の情の飲食に見れたるものなり、冠冕と黼黻の模樣と、文章ある織物とは、是れ吉祥に遇ひて、愉快なる情の、衣服に見れたるものなり、之れに反して、齊衰の服と、衰服の經と、粗末なる繐服と、菅屨とは、是れ凶災に遇ひて、憂戚の情の、衣服に見れたるものなり、明るき風通しよき房と、幽邃なる家と、越席と牀笫と、几筵とは、是れ吉祥に遇ひて、愉樂の情の、居處に見れたるものなり、之れに反して、茨を連ねてふきたる屋根と、墻に倚りて造れる小屋と、薪のむしろの上に席り、土塊を枕とするは、是れ凶災に遇ひて、憂戚の情の、居處に見れたるものなり、以上述ぶる所によりて、其の人の吉禮を行へる

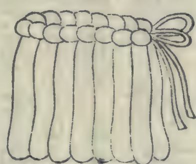
か、凶禮を行へるかは、一見して知るを得べきなり、【説豫】説は悦と通ず、音エツ、よろこぶなり、豫は樂むなり、【娩澤】娩は音バン、媚なり、媚は諧ぐなり、澤は顏の光澤よきなり、【萃惡】萃は顇と同じ、やつれるなり、惡は顏色のわるきなり、【發】は見なり、アラハルと訓む、【歌謠】説文に節をつけてうたふを歌といひ、獨りにてわけもなくうたふを謠といふとあれども、二字にて單にうたひさわぐ意に見てよし、【謸】は戲れたのしむなり、【哭泣】哭は聲を出してなくこと、泣は聲を出さずになくこと、【諦號】諦は啼と通ず、啼號はなきさけぶなり、【芻豢】芻は草食の家畜にて牛馬をいふ、豢は穀食の家畜にて犬豕をいふ、犬は豢犬にて食料に供するものなり、【酒醴】は一夜造りの酒にて、あま酒の類なり、酒醴は以上の芻豢の肉、稻粱の飯、魚肉と共に吉禮の時の食品なり、【餰鬻】は饘粥に同じ、音センイク、濃きかゆを饘（餰）といひ、薄きかゆを粥（鬻）といふ、【菽藿】菽は豆の總名なり、藿は豆の葉なり、【水漿】は水の漿なり、單に水といふに同じ、水漿は以上の餰鬻、菽藿と共に、喪者の食品なり、【卑絻】卑は弁の古字、絻は冕と通ず、弁冕は共にかんむりにて、猶冠冕といふが如し、【黼黻】白と黑との色を黼といひ、黑と靑との色を黻といふ、共に裝飾の模樣なり、【文織】は絲を染めて織れる文章ある服飾なり、文織は以上の弁冕黼黻と共に、吉禮の時の服裝に用ふ、【資麤】資は齊と通ず、音シ麤は粗布なり、齊衰の服をいふ、粗布に造るより、資麤といひなり、齊衰の服は一年の喪の時に服する服なり、一年の喪は、祖父母、伯叔父母、兄弟等の喪をいふ、其の喪に服する期限が一箇年なるより、一年の喪といふ、【衰絰】は齊衰の服繐衰の服などの喪服を着たるときに、冠又は腰に結ぶ紐又は帶をいふ、【菲繐】菲は粗末なり、繐は音ケイ、繐衰の服なり、諸侯の大夫が天子の爲に服する喪服なり、【菅屨】は菅草を以て造りし草履にて、斬衰の服を着る者、之れをはく、齊衰の服をきる者の草履は疏屨といふ、喪服の異なるに從ひ草履も異なるを常とす、斬衰の服は三年の喪に服するものゝ着る喪服なり、三年の喪は君又は父母の爲に服する喪の期限なり、菅屨は以上の齊衰の服、衰絰、繐衰の服と共に、喪者の服飾なり、左にそれぐ圖解すべし、

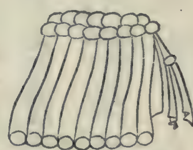

總衰の衣


斬衰の衣


齊衰の衣


總衰の裳


斬衰の裳


齊衰の裳

斬衰の衣は本文に之れなけれども後段の本文に之れあれば序に此に掲ぐ


斬衰の首經


菅屨


斬衰の腰經

衰絰は喪服によりて製法を異にするを以て、一々あぐる能はず、今は姑く斬衰の服に用ふるものをあげ、以て其一般を示す。

【疏房】疏は通なり、通房とは明るくして、風通しよき房なり、【檖額】檖は讀んで邃となす、幽邃なり、額は廟なり、されど此にては家の意に見るべし、【越席】は蒲を編みて造りたる席なり、【牀笫】牀は簀子(スノコ)なり、敷きて座するに用ふ、笫は牀棧なり、牀棧は木を組みて造りたるものにて、人の座する所、我板の間の如きものなり、【几筵】几はひぢかけなり、筵は竹にて編みた

る敷物なり、几筵は以上の疏房、檖貌、越席、牀笫、と共に、吉禮に用ふるものなり、【屬茨】屬は連ぬるなり、茨は茅の一種なり、屬茨とは茨を連ねて葺きたる屋根なり、【倚廬】は父母の喪中に起臥する小屋なり、中門の外の墻に倚せかけて、片ひさしといふものに造る、故に倚廬といふ、【席薪】薪は草なり、苫に同じ、父母の喪には、薪といへる草にて編みし席の上に起臥す、之れを席薪といふ、【枕塊】塊は墼なり、墼は甓なり、父母の喪には甓を枕とするなり、禮記門喪篇に、倚廬に居り苫を席とし塊を枕とする理由を解して曰く、不敢入處室、居於倚廬、哀親之在外也、寢苫枕塊、哀親之在土也とあり、

兩情者、人生固有端焉、若夫斷之繼之、博之淺之、益之損之、類之盡之、盛之美之、使本末終始、莫不順比、足以爲萬世則、是禮也、非順孰修爲之君子、莫之能知也、

此の節は、吉と凶とによりて、愉樂すると憂戚するとの兩情を、折衷調和して、一定の法則としたるものは禮なることを言ひ、前節を結收せり、

以上述べる所の、吉祥と凶災とにより愉樂し憂戚する二つの情は、人性の固有する所にして、物に觸れて其の端緒があらはるゝあるなり、されど之れを放任するときは、各、極端に走るものなり、若し夫れ此の二の情を取りて、其の長を斷ち其の短を補ひ、其の狹過ぐる所を博くし、其の深過ぐる所を淺くし、其の不足を益し、其の有餘を損し、類に觸れて之れを長くし、其一を知りて以て二を盡くし、之れを盛にし之れを美しくし、本末始終をして中正を得て、順當にそろはざることなからしめ、以て萬世の法則と爲るに足るものは、是れ禮なり、約言すれば、此の兩情は禮を以て、調和折衷せられて、始めて中正に歸するなり、此の理は、禮に從ひ禮に熟し禮を修め爲せる君子に非ざれば、能く知ることなきなり、

【兩情】は吉祥に遇ひて愉樂し、凶災に遇ひて憂戚す

る、二つの情をいふ、【人生】生は性と通ず、人生は人性なり、【端】は端緒なり、【類之】は類に觸れて長ずるをいふ、【盡之】は一を知りて二を盡くすをいふ、【順比】は順當に揃ふこと、【萬世則】は萬世の法則なり、【順孰】孰は熟の古字なり、禮に順ひ禮に熟するなり、

故曰、性者本始材朴也、僞者文理隆盛也、無性則僞之無所加、無僞則性不能自美、性僞合然後成聖人之名、一天下之功、於是就也、故曰、天地合而萬物生、陰陽接而變化起、性僞合而天下治、天能生物、不能辨物也、地能載人、不能治人也、宇中萬物生人之屬、待聖人然後分也、詩曰、懷柔百神、及河喬嶽、此之謂也、

此の節は、禮と性との關係を論じ、性を整へ理むるものは禮なり、而して禮は聖人の制定する所なることをいひ、以て聖人の功德を稱贊せり、

以上述ぶる通り、禮は凡ての物の標準となるものなり、余故に曰く、人性は本素樸にして何の文飾もなきものなり、禮は文章條理の隆盛なるものなり、此の禮にて此の性を文飾するが故に、此の性は美しくなるなり、されど性なきときは、則ち禮は加ふべき所なく、禮なきときは則ち性は自ら獨りにて美しくなること能はず、性と禮とが合一して、(即ち禮が能く性を調へ性が能く禮に調へられて)然して後、聖人の名聲を成し、天下を一統するの功業も、亦是に於て成就するなり、蓋し聖人禮を以て性を調へ飾り、人々之れを遵奉するに至らば、此の世は眞の文明となるを以て、其の名聲の高きは言ふに及ばず、眞正に天下一統

の實を擧ぐるを得ればなり、余故に又曰く、天地の二者相合して萬物生れ、陰陽の二氣相交接して變化起り、性と禮と合一して天下治まるなり、天は能く物を生めども、之れを治むること能はず、地は能く人を載すれども、人を治むること能はず、之れを治むるものは誰ぞ、聖人なり、故に宇宙の萬物や生民のともがらは、聖人を待ちて而して後各〻其の職分を分ち定められ、其の生を保つことを得るなりと、昔の詩に曰く、「武王が天下を巡幸して五岳の下に來られて、百神を祭り給ふに、在天の神々より始め、河や高き嶽の神と順々に祭り、之れを安んじ給ふ、百神は其の誠心に感じて天降りましますと、此の詩は聖人の德の大なる、人民は言ふに及ばず、神々までも感動さすることを謂ひたるなり、

【本始】二字にて、もと又は始の意に見るべし、【材朴】朴は樸と同じ、材質が素樸にして飾なきなり、【僞】は人爲にて禮を指す、禮は聖人の制作せるもの、即ち人爲によりて成れる物なればなり、【文理】は文章條理なり、【就】は成就なり、ナルと訓む、【辨】は治なり、ヲサムと訓む、【宇中】は宇宙に同じ、【然後分】分は職分が分ち定められて各〻其の生を保つをいふ、【詩曰】此の詩は、詩經周頌時邁の篇にあり、武王が天下を巡幸して、五岳の下にて百神を祭り給ふことを歌ひたるものなり、五岳は五方の高山にて、泰山(東)、華山(西)、嵩山(中央)、衡山(南)、恒山(北)をいふ、五方の山鎭として古より尊崇せらる、【懷柔百神】懷は來なり、柔は安なり、百神は在天の神々より山川の神々に至るまで、凡ての神々をいふ、一句の意は、五岳の下に來りて、百神を祭り之れを安んずとなり、【喬嶽】喬は高なり、高嶽とは五嶽を指していふ、

○以上第六章、喪禮の大略を說きて後、禮は人の兩情(愉樂と憂戚と)を折衷調和して、中正に歸し、極端に馳することなからしむるものなることに論及し、最後に禮を制作せる聖人の功德を稱贊せり、

喪禮者、以生者飾死者也、大象其生以送其死也、故事死如生、事亡如存、終始如一也、

此の節は、喪禮は生ける時の如くに、死者を待遇する

ものなることを說けり、

喪禮は、生者の待遇を以て、死者を裝飾するものなり、換言すれば、死者を生けるときの如くに待遇するなり、大に其の生ける時の有様に象りて、其の死者を送り葬るものなり、故に死者に事ふるは、生者に事ふるが如く、亡者に事ふるは、存者に事ふるが如く、生者と死者とに事ふる相同じくするなり、

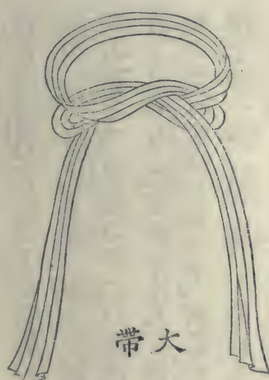
【以生者】は生者の待遇を以てなり、【象其生】は其の生ける時の有様に象りてなり、【終始】は死生に同じ、

始卒、沐浴鬠體飯唅、象生術也、不沐則濡櫛三律而止、不浴則濡巾三式而止、充耳而設瑱、飯以生稻、唅以槁骨、反生術矣、說褻衣、襲三稱、縉紳而無鉤帶矣、設掩面儇目、鬠不冠弁矣、書其名而置于其重、則名不見而柩獨明矣、薦器則冠有鍪而毋縰、甕廡虛而不實、有簟席而無牀第、木器不成斲、陶器不成物、薄器不成用、笙竽具而不和、琴瑟張而不均、輿藏而馬反、告不用也、具生器以適墓、象徙道也、略而不盡、貌而不功、趨輿而藏之、金革轡靷而不入、明不用也、象徙道又明不用也、是皆所以重哀也、故生器文而不功、明器貌而不用、

此節は前節を詳解せしものなり、始め卒去せしときに、死者の髪と體とをあらひ清め、爪を揃り、新しき水にて洗ひし米を飯せしめ、貝を口に含ますは、全く死者が生ける時に執り行ひし道に象りたるものにて、古禮なり、然るに死者の髪をあらはざるときは、ぬれた櫛にて三たび髪をときつけて其れにて止め、體をあらはざるときは、ぬれた手巾にて三たび拭うて其れにて止め、耳を塞ぐには瑱を設け、飯するには米を以てし、含ますには貝を以てするは、古禮なる死者が生ける時に執り行ひし道に象るとは反し、専ら後世の禮なり、さて死者に米貝を含ませて後、病中に着たる汚れたる着物を脱ぎ棄て、新しき衣服を三枚かさねて着させ、大帶をして笏をさしはさむ、而して其の帶は帶どめにてとめず、之れは再び帶を解く必要なき故なり、次に掩面にて首を包み、幎目にて顔と目をかくし、髪をくゝるも、男なれば冠をつけず、女なれば笄をさゝず、其れから其の名を銘旌に書きて、これを重に置く、重のみでは誰の柩なるや明ならざれども、此の銘旌あるによりて誰の柩なるや明なる樣にするなり、次に明器を陳ぬ、其の木偶人の冠は、首に加ふる兜鍪の如きものありて、髪を韜む縦なし、又甕と甒とを陳ぬれども、其の中には何も實さず、又棺の中には簟席を敷けども、牀笫を敷くことはなし、其れから凡て陳ぬる所の器具類は、木製の器は彫斲を加へず、陶器は荒燒きのまゝにて、光澤を加へず、竹や葦にて造れる器は、形のみで物を納るゝの用をなさず、笙竽の樂器は具へても調べず、琴瑟の樂器は張れども調べず、輁軸は棺と共に墓中に藏むれども、之れを引く馬は反へす、以上は皆用ひざるを示す意にて、かくなすなり、其れから、葬式の時に弓矢盤盂などの生器を具へて墓に送りゆくは、生時外へ遷徙する道に象るなり、以上生器と明器とを具ふれども、一は簡略にして備を盡くさず、一は形貌を具ふれども精巧を加へず、明器は共に葬れども、生器は然らず、前に掲げし輁軸(明器)を葬め、馬(生器)を葬らざるは、即ち此の例なれども、更に一例をあぐれば、蒭靈と塗車(明器)とは墓中に葬れども、車にある和鸞の鈴と、車の前の飾の革と轡と、馬の胸にある革帶とは、墓へ入れざるが如し、明器は再び世に用ひざるを明にする意にて、かく葬るなり、又生器は死者が生時

外へ遷徙する意に象りて具ふるものなれども簡略にして備を盡くさゞるは、亦世に用ひぬを明かす意にてかくなすなり、蓋し死者を以て半ば知ありとし、半ば知なしと思推する觀念によりて、此の二つを兼せ用ふるなり、故に生器は文飾すれども功用あらず、明器は形貌を具ふるのみにて、實用を成さゞるものを用ふるなり、是れは皆哀悲の情を重ぬる意にてなすなり、以上述ぶる所によりて、後世死者を葬るは古禮に非ずとも、半ば生者の待遇を以てなすことを、略知すべきなり、

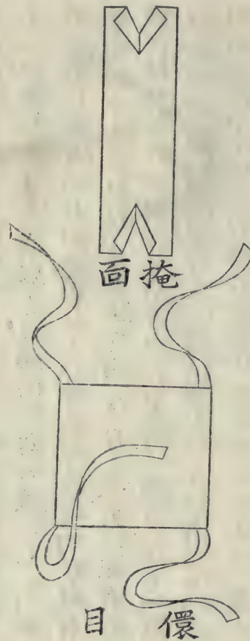
【始卒】は始めて卒去するなり、【沐浴】髮を洗ふを沐といひ、體を洗ふを浴といふ、【鬠】は髮をくゝり結ぶことなり、音クワツ又クワイ、古より兩音あれども意は相同じ、【體】は手足をいふ、此にては手足の爪をきること、【飯唅】唅は含に同じ、死者の口に洗ひし新しき米を飯し、貝を含ますなり、死せりとて何も食はさずに置くは、情に忍びずとて、かくなすなり、【生術】術は道なり、死者が生ける時に執り行ひし所の道なり、【濡櫛】濡は濕すなり、濡櫛はぬれた櫛なり、【三律】律は髮を理むるをいふ、三律とは三たび髮をかきつくるなり、【濡巾】はぬれた巾なり、巾は手巾(テヌグヒ)なり、【三式】式は拭と同じ、三拭とは三たびふき拭ふなり、【充耳而設瑱】瑱は耳飾りにて玉にて造る、死者には特に白き綿にて造る、一說に生時にても白綿にて造り用ふとあり、何れか是なるを知らず、一句の意は、耳を塞ぐに瑱を設くるなり、充は塞ぐ意なり、瑱の形は左の如し、【生稻】は米なり、【槁骨】は貝なり、【反生術也】は反はソムク義に解するが普通なれば、玆にも亦之れに從ひたれど、クリカヘスの意にて、生ける時に取り行ひたる道をくりかへすと解しても差支なし、【說】は脫と通ず、ヌグと訓む、【褻衣】は褻はけがれなり、褻衣とは死者の身につけし汚れし衣なり、【襲三稱】は新しき衣を三枚襲ねきるなり、【搢紳】搢は揷に同じ、揷むなり、紳は大帶なり、搢紳


大帶

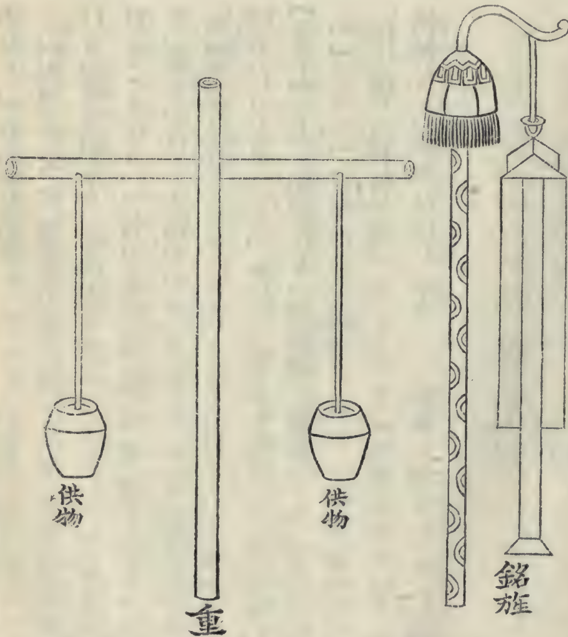

瑱


笏

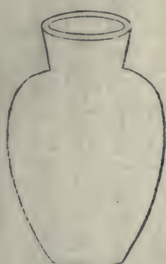
とは大帶をして笏を挿むなり、【無鉤帶】鉤は金鉤にて帶留めなり、一句の意は、帶を帶留にてとめずとなり、死者は帶をとく必要なき故然かするなり、【掩面】は死者の首をつゝむものなり、練帛にて作る、其の末を析きて頤の下にて結ぶ樣にする、【儇目】儇は還と通ず、還は縈と義同じきより相通ず、縈は又幎と音通ず、故に儇目は幎目なり、幎目は緇帛にて造る、方一尺二寸あり、四方に紐あり、面目をつゝむものなり、

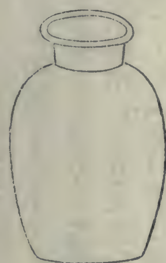


【鬠而不冠笄】は髮をくゝり結ぶのみにて、男なれば冠せず、女なれば笄をさゝざるなり、【書其名置于其重】書其名は死者の名を銘旗に書くなり、儀禮士喪禮に書銘于末曰某氏某之柩とある是れなり、重は木にて作る、長さは天子は九尺、諸侯は七尺、大夫は五尺、士は三尺と、身分によりて異なれり、横に木を仕組みて、是れに紐をつけて物をかける樣にす、横木は長さの半分のものを用ふ、是れは祭禮に於ける位牌の如きものにて、死者の神靈に依る所なきときは不可なるを憂ひ、此れを設けて神靈の依る所となし、之れに種々の品物を懸けて供ふるなり、一句の意



は、銘旌を重にもたせ置くなり、銘旗の柄の長さと、重の長さとは、相同じければ、もたせ置くことが出來るなり、【名不見而柩獨明矣】は重は位牌の如くに名を書かぬ故、之れのみにては死者の誰たるかは見えざれども、銘旌に某の柩と書きてあるによりて、明に誰たるかを見得る樣にするとなり、【薦器】は明器をすゝめ陳ぬるなり、明器とは神明の器の義にして、死者と共に葬る器具の總稱なり、此にては次句に冠有鍪而云々とあれば、木偶人を指すなり、古は死者の僕從侍女等の木偶人を造り之れを共に葬るなり【冠有鍪而毋縰】鍪兜鍪(カブト)なり、縰は髮をつゝむ者なり、上句の意は、木偶人の冠は兜鍪の形の如くにして、髮を韜む所の縰なきなり、【罋廡虛而不實】廡は甒と通ず、物を盛る器なり、一句の意は、二器とも中は虛にして物を實(ミタ)さゞるなり、【簟席】は竹にて編みたる敷


罋


甒

物なり、【牀笫】は前節に解せり、【斲】は削(ケヅ)り彫むこと、【陶器不成物】禮記の檀弓篇には、瓦不成沫に作れり、沫は靧なり、靧は面を洗ふことにて、光澤をつけることなり、一句の意は、陶器は荒燒きのまゝにて、藥をかけて光澤をつけざるをいふ、【薄器不成用】薄器は竹又は葦にて作りたる器なり、不成用とは形だけを具ふるのみにて、實用をなさゞるなり、【笙竽】は共に樂器なり、富國篇に圖解せり、【具而不和】は具へつけたれども調べざるなり、【不均】は不和に同じ、音曲を調べざるなり、【輿藏而馬反】輿は輁軸なり、輁軸は棺を家室より祖廟に遷すときに載



輁軸

せる臺なり、祖廟に遷すは先祖に暇乞ひの意なり、藏は埋むる意なり、一句の意は、輁軸は墓に埋むれども其れを引きし馬は埋めずに反すとなり、【告】は示すなり、【具二生器一以適レ墓】生器は死者が生前に使用せし器にて、弓矢盤盂などの屬をいふ、適は往なり、ユクと訓む、一句の意は、葬式の時生器を具へて墓に送り行くなり、【象二徙道一】は死者が生前外へ遷徙する道に象るとなり、外へ徙るときは必ず弓矢を持つを常とす、故にいふ、【須而不レ功】須は貌の古字なり、一句の意は、形貌を具ふれども、精巧を加へずとなり、【趨輿】趨は芻と音相通ず、芻靈なり、芻靈は藁にて作りし人形にて、お伽として葬るなり、輿は塗車なり、塗車は木に造りたる小車なり、死者は生前車に乘りし故、之れを造りて葬り、お伽にするなり、【而藏レ之】而は則なり、スナハチと訓む、下句の而不入の而も此に同じ、一句の意は、則ち之れを墓中に藏むるなり、【金革轡靷】金は車につける和鸞の鈴をいふ、和鸞の事は前篇に解せり、革は車鞎なり、車の前にある飾りの革をいふ、靷は馬の胸にあてる革帶にて、軸を引く所のものなり、【生器文而不レ功】生器は前にあげし弓矢盤盂などを指す、文而不功とは文飾すれども功用あらずとなり、【明器而須不レ用】は前にある塗車、芻靈、斲彫を加へざる木器、荒燒きのまゝの陶器、實用をなさゞる薄器などを指す、須而不用とは、形貌のみ具へて實用なきなり、

凡禮、事レ生飾レ歡也、送レ死飾レ哀也、祭祀飾レ敬也、師旅飾レ威也、是百王之所レ同、古今之所レ一也、未レ有下知三其所二由來一者上也、

此の節は、喪禮は悲哀の心を動作儀式にあらはすものなることを言ひ、生者に事ふる禮及び祭禮軍禮と比較して前節を結べり、

凡て禮を大別すれば、生者に事ふるの禮、喪禮、祭禮、軍禮の四となるべし、生者に事ふるの禮は、歡樂の心を、動作や儀式に飾り見すなり、死者を送るの禮は、悲哀の心を動作や儀式に飾り見すなり、祭祀の禮は、恭敬の心を動作や儀式に飾り見すなり、軍の禮は、威

嚴の心を動作や儀式に飾り見すなり、是れは百王の同じく執り給へる禮にて、古今より一定して動かざる所なり、未だ其の由來する所の理由を知るものあらざるなり、

【師旅】五百の兵を旅といひ、五旅の兵を師といへども、此にては單に軍といふ意に見てよし、

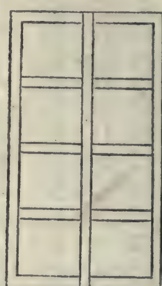
故壙壠其須象室屋也、棺椁其須象版蓋斬柫也、無帾絲歶縷翣其須以象帟帷幬幄也、抗折其須以象槾榱番閼也、

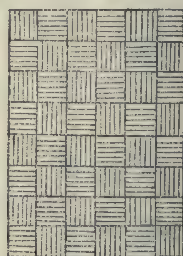
此の節は、死者の墓場、棺椁等は、其の生時に用ひたる家室車等に象りたるものなることを說き、前節の葬禮は悲哀の情を儀式に飾り見はしたるものといふ例證となせり、

故に墓室と冢とは、其の形貌、生ける時に住まひし室內と屋根とに象りしなり、內棺と外椁とは、其の形貌、生ける時に乘りし車の塵よけと、車の蓋と輿の前後の革とに象りしなり、柳車を覆ふ幠と帾と絲歶と蔞翣とは、其の形貌、生けるときに用ひし帷幕の類に象りしなり、墓口に設置する所の抗席と折とは、其の形貌、生ける時に用ひし楣椽と籬垣とに象りしなり、是れ皆悲哀の情の儀式に飾り見れしものなり、

【壙壠】壙は墓穴なり、壠は墓の上へ土をもり上げしものにて冢なり、【須】は貌に同じ、【室屋】は室內と屋根となり、【版蓋】版は軓と通ず、車の塵よけにて、車の旁側にあり、蓋は車の日蓋にて、形我邦の雨傘の如し、【斬柫】斬は鞎と音通なり、柫は茀と通ず、輿の前にある革を鞎といひ、後にある革を茀といふ、【無帾】無は幠と通ず、柳車の上部を覆ふ飾の幕を幠といひ、下部を覆ふ幕を帾といふ、柳車は棺を載する車なり、【絲歶】は詳ならず、蓋し喪車の飾の一ならん、【縷翣】は蔞翣に同じ、柳車に附する裝飾の品なり前章に圖解せり、【帟帷幬幄】上に張る幕を帟といひ、上と四方とに張る幕を帷といひ、牀上に張る幕を帳といひ、上下四方に張る幕を幄といふ、されど此にては四字にて單に幕の意に見て可なり、【抗折】は抗席と折となり、共に墓穴の上に設置するものなり、墓穴の上に折

を置き、折の上に抗席を敷く、土の墓穴内に入るを禦ぎ留むるものなり、【槾榱】槾は梠なり、梠は楣にて梁なり、門上の横梁をいふ、榱はたるきなり、【番閼】番は藩と通ず、籬なり、閼は垣と通ず、かきなり、故に二字にてかきの意に見るべし、


折


抗席

故喪禮者無他焉、明死生之義、送以哀敬、而終周藏也、故葬埋敬葬其形也、祭祀敬事其神也、其銘誄繫世敬傳其名也、事生飾始也、送死飾終也、終始具而

孝子之事畢、聖人之道備矣、

此の節は、再び喪禮の義を述べて、前節を總收せり、喪禮の大義は、前に述ぶる所の如し、故に喪禮とは、少しも他の理由なし、死者は生者の如く待遇するものなりといふ禮義を明に辨へ、悲哀の情と恭敬の情とを盡くして、終に周到に遺憾なく葬むることなり、故に埋葬とは、其の形骸を敬みて葬むるなり、祭祀とは、其の神靈に敬みて事ふるなり、其の銘と誄と繫世とは、其の名を敬ひて後世に傳ふるなり、生時に事ふる禮は、始を飾るなり、死を送る禮は、終を飾るなり、終始の禮具りて、孝子の行事は遺憾なく畢りたるなり、聖人の道も此れにて備るといふものなり、

【死生之義】は死者は生者の如く待遇するといふ禮義なり、【哀敬】は悲哀の情と恭敬の情となり、【周藏】は周到に遺憾なく葬るなり、【形】は形骸なり、【神】は神靈なり、【銘】は記すなり、死者の行事を器物に記すことにて、誡となすと同時に、後世に傳ふる意にてなすなり、【誄】は祭文の一なり、平生の行實を累擧して記すなり、【繫世】は後世の系譜なり、

○以上第七章、葬禮の大義を説けり、死者を待遇するに、生者の禮を以てするは、喪禮の本義なりとして、其の事例を列擧し、生者に事ふる禮と喪禮とを實行しつくして、始めて人たる本務を全うするものとせり、

刻死而附生、謂之墨、刻生而附死、謂之惑、殺生而送死、謂之賊、大象其生、以送其死、使死生終始、莫不稱宜而好善、是禮義之法式也、儒者是矣、

○第八章、其の生ける時の有樣に象りて其の死を送るは、禮義にかなひたることにて、儒者の執る所なるをいひ、之れに反する三の法を擧げて反駁を加へたり、前章の附論なり、

死者を送る禮式を減損して、其れ丈の情と費用とを生ける者に附益して、之れを大切にする、之れを闇昧にして道理を知らぬものといふなり、又生ける者に事ふることを損減して、其れ丈の情と費用とを死者に附益し、之れを丁寧にする、之れを禮義を知らぬ惑亂のものといふなり、又生ける者を殺して死者を送る、之れを賊といふなり、以上の三法に反し、大に其の生けるときの有樣に象りて、以て其の死を送り、生者に事ふるにも、死者に事ふるにも、皆宜しきに合ひて善からざるなきは、是れ正しき禮義の法則なり、儒者の執る所即ち是れなり、

【刻死】刻は減損なり、一句の意は、死者を送る禮式を減損するなり、【附生】は生者に附益するなり、死者に對してへらしたる丈の情と費用とを、生者に附益し大切にするなり、【墨】は闇昧なり、闇昧にして道理を知らぬなり、【惑】は禮義を知らぬ惑亂ものなり、【殺生而送死】は生者を殺して死者を送ることにて、殉死のことなり、【好善】は非常に善き意なり、

三年之喪何也、曰、稱情而立文、因以飾群、別親疏貴賤之節、而

不可損益也、故曰、無適不易之術也、創巨者其日久、痛甚者其愈遲、三年之喪、稱情而立文、所以爲至痛極也、斬衰苴杖、居廬食粥、席薪枕塊、所以爲至痛飾也、三年之喪、二十五月而畢、哀痛未盡、思慕未忘、然而禮以是斷之者、豈不以送死有已、復生有節也哉、

此の節は、三年の喪の意義を解せり、父母が死して三年の喪に服するは、至痛の情を儀式に飾りあらはせるものなることを説けり、

或人問うて曰く、父母の喪を三年と定めたるは、如何なる故なりやと、余答へて曰く、聖人人の情の輕重をはかりて、禮節を制立し給ふに、三年の喪を以て本とし給へり、即ち此れを本として、親の一族に對する禮を表し、又此れを本として、親しき者、疏き者、貴き者、賤しき者に對する禮節を別ち、以て之れを益したり損したりすべからざる樣にし給へり、故に曰く、此の禮は何れに適きても易ふ可からざる道なりと、今何故に三年と定めたるかを考ふるに、大なる創を負ひし者は、其の癒ゆるに久しき月日を要し、痛甚しき者は、其の癒ゆるの日遲きは明なることなり、父母の死は、子たる者の大負傷大至痛なり、豈數箇月にして之れを癒すべけんや、故に三年の喪は、聖人が人情をはかりて禮を立て、以て至痛の極を表はし給ひたるものにて、此の長き月日にして、始めて此の創痛を癒し得べしとなし給ひたるなり、彼の斬衰の服を着、苴杖をつき、倚廬に居り、粥を食ひ、薪を席とし、塊を枕とするは、至痛の情の章表と爲す所以なり、三年といふと雖、滿三箇年に非ずして、二十五箇月、即ち滿二箇年と一箇月なり、之れにて忌服は畢れども、哀痛の情は未だ盡きず、思慕の念は未だ心に忘るゝこと能はず、然り而して、禮は之れを以て斷じて、此れ以上を

過さしめざるものは何ぞや、蓋し哀痛の情已むときなくんば、生業に復る期限は永遠になき理由なり、人々此の如くんば、此の世は維持すること能はざるに至るを以て、聖人は此の二十五月の期限を定め、死者を送るは、之れ限りにて已むべく、生業に復するは、此の期限よりすべきことを知らしめたるに非ずや、【三年之喪】は父母の喪なり、【稱情】稱ははかるなり、人情の輕重をはかるなり、【文】は禮を指す、禮は文理粲然たり、故に文と稱す、【飾群】飾は飾り表はすなり、群は親の一族なり、【親疏貴賤之節】は親しき者(父母と祖父母)疏き者(兄弟伯叔父母以下)、貴き者(天子諸侯)など、賤しき者(士庶人)に對する禮節なり、【無適不易之術】は何處に往きても易ることなき道の意なり、【創】はきずなり、【巨】は大なり、【其日久】は其の癒ゆる日久きにて、其の癒ゆるに長月日を要するをいふ、【斬衰】は三年の喪服なり、前に圖解せり、【苴杖】は竹にて作りたる杖なり、喪服の時に用ふ、苴は黯なり、喪中は憂痛の極、貌蒼黯なりとの意に因みて、苴杖といふなり、【廬】は倚廬なり、前に解せり、【至痛飾】飾は章表なり、【送死有已】は死を送るには、此れ丈にて已めるといふ期限あるなり、【復生有節】節は節限即ち限りの意なり、一句の意は、生業に復するには此からといふ期限がありて、何時までも喪中に居るといふわけに非ずとなり、

凡生乎天地之間者、有血氣之屬、莫不有知、有知之屬、莫不愛其類、今夫大鳥獸、則失亡其群匹、越月踰時、則必反鉛、過故鄉、則必徘徊焉、鳴號焉、躑躅焉、踟蹰焉、然後能去之也、小者是燕爵、猶有啁噍之頃焉、然後能去之也、故有血氣之屬、莫知於人、故人之於其親也、至死無窮、將

由夫愚陋淫邪之人與、則彼朝死而夕忘之、然而縱之、則是曾禽獸不若也、彼安能相與群居而無亂乎、將由夫修飾之君子與、則三年之喪二十五月而畢、若駟之過隙、然而遂之、則是無窮也、故先王聖人安爲之立中制節、一使足以成文理、則舍之矣、

此の節は、鳥獸に至るまで群を慕ひ故棲を戀ふの情あり、況して人が其の親を喪ひ哀痛の情に堪へざるは、當然なり、されど哀痛の情に堪へずとて、之れを放任するときは、生業に復するものなきに至るものあるを以て、聖人は三年の喪期を定めて之れを制限したることを說けり、

凡そ天地の間に生ずる者の中にて、血氣ある屬は、智慮あらざることなし、智慮あるの屬は、其の同類を愛せざることなし、今夫の大なる鳥獸にありて、其の群や配偶を失ふときは、月を越え時を踰えても、必ず歸り來りて、其の故棲を過ぐれば、必ず鳥はあちこちと飛びまはり、或は鳴き號び、獸は或は足を以て地を擊ちてもどかしがり、或は行きつ戻りつして戀ひ慕ひ、然して後能く此處を立ち去るなり、又小なる燕や雀などに至りても亦、しばらく鳴き哀みて、然して後能く此處を立ち去るなり、故に血氣あるの屬にて、人より智惠あるものなし、智慮少なき禽獸すら此の如し、況して人に於てをや、故に人の其の親の喪に於ける哀痛の情は己が死するに至るとも窮ることなきは、當然のことに非ずや、されど何人にても此の如しとは言へぬなり、彼の頑愚にして固陋に、淫蕩にして邪僻なる人にありては、朝に親が死して、夕には早之を忘れて、平氣に居るなり、然り而して此の殘忍の情を縱にさすときは、則ち禽獸にだも及ばざるの貪殘なる境遇に至るなり、彼れ等安んぞ能く相ともに群居

して、亂るゝことなからんや、相亂れて鬪爭を事とするに至るや、言ふを待たざるなり、之れに反し、夫の身を修めたゞせる君子にありては、三年の喪を務めて、二十五箇月にて之れを畢ふ、其の早きこと駟馬に鞭ちて一寸の空隙を過ぐるが如し、然り而して、其の情の滿足するまで喪に服するといふ樣にするときは、除服の期は無窮にて、何時果つべくもあらず、故に先王聖人は、之れが爲に小人の如く殘酷に傾かず、君子の如く哀痛に流れず、其の中なる中人の制を立てゝ、此の三年といふ年月を制定し、凡ての人をして、皆此の禮を守りて之れを成し遂げしめ、之れを畢るときは、直に喪服を除きて生業に復する樣になさしめ給へるなり、

【莫レ不レ有レ知】知は智なり、下句の有知之屬の知も亦之れに同じ、【群匹】群は群集、匹は配偶なり、【反鉛】鉛は沿に同じ、循なり、反循とは其の故棲に循ひ反るなり、【徘徊】はさまよふなり、此にては鳥のとびまはるをいふ、【躑躅】は足を以て地を擊ち、もどかしがる貌なり、【踟躕】は行きつ戻りつする貌なり、【爵】は雀に同じ、【啁噍】は鳴き哀しむ貌なり、【愚陋】は頑愚固陋なり、【淫邪】は淫蕩邪僻なり、【縱レ之】は其の殘忍の情を縱にするなり、【修飾】飾は正すなり、修飾とは身を修め正すなり、【若二駟之過一レ隙】駟は四匹の馬なり、隙は空隙なり、一句の意は、駟馬の車に策ちて、空隙を疾驅するが如しにて、極めて早きをいふ【遂レ之】は哀痛の情のなくなるまで服喪をなし遂ぐればの意なり、【是無レ窮也】は除服の期は無窮にて、何時果つべくも分らずとなり、【安爲レ之】安は語助にて、コヽニと訓む、【立レ中】は小人の殘忍にも流れず、君子の哀痛にも傾かず、其の中なる中人の禮制を立つるなり、【制レ節】は節限を制定するなり、【一】は皆なり、凡ての人を指す、【文理】は文章條理にて、禮を指す、【舍レ之】舍は除なり、喪服を除きて生業に復するなり、

然則何以分レ之、曰、至親以レ期斷、是何也、曰天地則已易矣、四時則已徧矣、其在二宇宙一者、莫レ不二更始一也、故先王案以レ此象レ之也、然

則三年何也、曰加隆焉、案使倍之、故再期也、由九月以下何也、曰、案使不及也、故三年以爲隆、緦麻小功以爲殺、期九月以爲間、上取象於天、下取法於地、中取則於人、人所以群居和一之理盡矣、故三年之喪、人道之至文者也、夫是之謂至隆、是百王之所同古今之所一也、

此の節は、親族に對する喪期を五等に分けたる理を說き、以て三年の喪は至痛の情をあらはす最大禮なることを述べたり、

或人問うて曰く、人が父母のみならず、骨肉の情ある親戚を失ひたる悲は、其の間に厚薄の差別はあれども、先づ大體相同じ、然らば喪服の期も一定したらばよかるべきに、何故に三年(父母)、一年(祖父母、伯叔父母、兄弟)九月(從父兄弟)、五月(再從兄弟、外祖父母)三月(三從兄弟)と、之れを五等に區別するやと、余答へて曰く、然り、至親の者に對する喪期は一箇年を以て斷限となし、其れ以上には至らぬ樣に定めてあるなりと、或人曰く、何故に一年と定めしやと、余答へて曰く、一年を過ぐれば天地は則ち既に易はり、四時は則ち既に徧く周ぐり、其の宇宙間に散在する萬物は、皆更りて始にかへらざることなし、故に先王は此の變化の期限に象りて一年と定め給ひしなりと、或人又問うて曰く、既に一年と定めながら、父母の喪期だけ三年となせしは何故なるやと、余答へて曰く、父母は至親の中にても、一番親しき者なる故に、一段重じ隆ぶことを加へて、之れを倍ならしめ、一箇月を加へて都合二十五箇月としたるなり、故に父母の喪は足かけ三年なれども、實は再期即ち二年なり、或人又問うて曰く、然らば九月より以下、五月三月といろ／＼喪期を設けたるは、何故なりやと、余答へて曰く、至親のものは特別故、此の外のものに對

しては、此の如く差別をつけて、此れに及ばざらしむる意にてかくはしたるなり、故に三年を以て隆厚の極となし、緦麻（三月）小功（五月）を以て減小の極となし、一年と、九月とを以て其間に置き、此に五等に分ち定めたるなり、故に此の別は、上は法を天の循環に取り、下は法を地の變化に取り、中は法則を人情の厚薄に取りて定めたるものにて、至中至正なり、人が群居して和親一致する所以の道理は、是に盡きたり、故に三年の喪は、孝道を完うする所以なり、故に此れは人道の中にて文章條理を極めたるものにて、之れを至つて隆盛なる禮といふ、是れは百王の同じく執り給へる所にて、古今より一定して動かざる所なり、【何以分之】は何故に五等の喪期を立てたるかとなり、五等の喪期は大略左の如し、

喪者	喪服期	喪服
父母	三年	斬衰
祖父母、伯叔父母、兄弟等	一年	齊衰
從父兄弟姉妹等	九月	大功
從祖父母、再從兄弟等	五月	小功
族曾祖父母、三從兄弟等	三月	緦麻

（此の表は大體を表したるのみ、此の間に又種々の輕重あり、詳しくは儀禮を見るべし）

【至親】は親族中の至親のものにて、父母兄弟祖父母などを指す、【期】は一年なり、【已易】は已に移り易はるなり、【已徧】は已に徧く周ぐるなり、【宇中】は宇宙に同じ、【更始】は更りて始にかへるなり、【案】は語助にて、コ、ニと訓む、【加隆焉】は重じ隆ぶことを父母の身に加へてとなり、【再期】は二年なり【使不及】は父母に及ばざらしむるなり、【緦麻小功】は共に喪服の名なり、緦麻は三箇月の喪に、小功は五箇月の喪に服するなり、前章に圖解せし縗衰の服の製法相似たり、故に別に圖解せず、【殺】は音サイ、減小なり、【上取象於天下取法於地】は前の天地則已易矣云云の句を承く、【取則於人】は法則を人情の厚薄に取るなり、【和一】は和親一致なり、【至文】は文章條理を極めたるものゝ意なり、【至隆】は至つて隆盛なる禮なり、

君之喪、所以取三年何也、曰、君者治辨之主也、文理之原也、情

貌之盡也、相率而致隆之、不亦可乎、詩云、愷悌君子、民之父母、彼君者、固有爲民之父母之說焉、父能生之、不能養之、母能食之、不能教誨之、君者已能食之矣、又善教誨之者也、三年畢矣哉、乳母飲食之者也、而三月、慈母衣被之者也、而九月、君曲備之者也、三年畢矣哉、得之則治、失之則亂、文之至也、得之則安、失之則危、情之至也、兩至者俱積焉、以三年事之、猶未足也、直無由進之耳、故社祭社也、稷祭稷也、郊幷百王於上天、而祭祀之也、

此の節は、君の喪にも三年の間服する所以を說けり、君の恩は父母の恩を兼ぬ、故に三年の 喪に 服する所以なり、

或人又問うて曰く、君の喪にも、亦三年の月日を取るは何故なりやと、余答へて曰く、世の治平は君によりて保たる、故に君は此の世を治め平にするの主なり、又此世の秩序を維持する禮節と法理とは、君の制定する所なり、故に君は禮節法理の根原なり、此の世に忠誠を盡くして恭ひ尊ふべきものは君に過ぐるものなし、故に君は忠誠と恭敬とをうくる資格を盡く備へたるものなり、君の大恩此の如し、然らば臣民相率ゐて、三年の喪に服し、之れを隆び極むるも亦可ならずや、昔の詩に曰く、「愷悌の德ある君子は、能く民を敎へ安ずるを以て、民は己が父母の如くに尊び親む、故にかゝる君子は民の父母と謂ふ可し」と、此の君子

は即ち君を指す、然らば彼の君を以て民の父母と爲すの說は、古より之れあるの說なり、今君と父母とを比較せんに、父は能く我を生めれども、之れを食ふこと能はず、母は我に乳を與へて食へども、之れを敎誨すること能はず、君は既に能く我を食ひ、又能く我を敎誨するものなり、かく君の恩は父母の恩を兼せたるものなれば、三年の喪をつとめたる丈にては、迚も之れに報ひ畢ふるを得んや、又彼の乳母は、我に乳を與へて養ひ呉れし者なり、而して其れが爲に三月の喪に服するなり、慈母は我に衣服を着せて育て呉れし者なり、而して其れが爲に九月の喪に服するなり、君は我に食と衣とを與へ給ふものにて、乳母と慈母との恩を兼はせ備ふるものなり、然らば三年の喪に服したる丈にては、其の恩を報ひ畢ふるを得んや、又君を得れば則ち國治まり安らかに、君を得ざるときは則ち國亂れて危し、君は此く國をして治まり安らかならしむるものなり、然らば君は法度を以て民を導くの至れる者にして、又忠厚の情の至れる者なり、此の二つの至れる德を倶に積み累ねたる君に對しては、三年の喪を以て之れに事へ報ふるとも、猶未だ足らざるなり、さればとて年數を長くすれば、生業を廢するに至るを以て、仕方なく此れにて止めたるのみ、世の中に尊き神は多かれども、社神と稷神と天神とに及ぶものなし、三神の中にても、一番尊きは天神なり、故に社の祭は社神のみを祭り、稷の祭は稷の神のみを祭るに止まれども、郊の祭に至りては、上天の神々に、古今の多くの君を併せて之れを祭祀するなり、此れは君の恩は鴻大にて、三年の喪にては迚も報ひきれぬより、尊き天神の祭に合祀して崇め仰ぎ、報恩のしるしとなすなり、

【治辨之主】辨も亦治なり、君ありて國治まる、故に君は國を治むるの主といふ、【文理之原】文は禮文、理は法理なり、禮文と法理とは君の制定する所なり、故に君は文理の原といふ、【情貌之盡】情は忠誠、貌は恭敬なり、民が忠誠と恭敬とをさゝぐるものは君なり、故に君は忠誠と恭敬とをうくる資格を盡く備ふるものなりといふ、【致隆】致は極なり、隆び極むるなり、【詩云】此の詩は詩經大雅洞酌の篇にあり、【愷悌】愷は樂なり、樂みて人を敎ふるをいふ、悌は易なり、和易にして人を悅ばし安んずるものをいふ、【不レ能レ養レ之】

は祿を與へて養ふこと能はずといふ意なり、【母食之】は乳を與へて食ふなり、食はヤシナフと訓む、【三年畢矣哉】は君恩は鴻大故、三年の喪にては之れを報ひ畢ふるを得んやとなり、【慈母】は庶子の母なきものが、父の他の妾を母として事ふるものをいふ、儀禮喪服篇に、庶子にして母なき者は、父が他の妾に命じ、之れを子として慈み育つべきことを命ずとあり、【曲備】は充分に備ふること、【得之】は君を得るなり、失之の之も亦此れに同じ、【文之至也】文は法度なり、君は法度を以て民を導くの至れるものなりとの意なり、【情之至】は忠厚の情の至れるものなりとの意なり、【直】は但なり、タヾと訓む、【無由進之耳】は君の恩は三年の喪にては報ひきれぬ故、之れを長くせんとすれば、生業を廢するの患あるを以て、仕方なく此れにて止めたるのみとなり、【社祭社】は社の祭は社神のみを祭るなりの意なり、社は土地の神なり、【稷祭稷】は稷の祭は稷神のみを祭るなりの意なり、稷は五穀の神なり、【郊】は天を祭る祭の名なり、【幷】は併と通ず、アハスと訓む、【百王】は多くの君なり、

三月之殯、何也、曰、大之也、重之也、所致隆也、所致親也、將舉錯之、遷徙之、離宮室、而歸丘陵也、先王恐其不文也、是以繇其期、足之日也、故天子七月、諸侯五月、大夫三月、皆使其須足以容事、事足以容成、成足以容文、文足以容備、曲容備物之謂道矣、

此の節は、三箇月の間殯して後葬むる理由を說けり、附錄なり、

或人問うて曰く、人死さば三箇月の間假埋葬して、而して後本葬するは如何なる故なるやと、余答へて曰く、死者を大切にするなり、丁重にするなり、尊ぶ心

を極むる所以なり、親む情を極むる所以なり、人死すれば、將に之れを擧げて外野に遷し、吾居宅を離れて遠く丘陵に送り、之れを土に歸さんとす、先王其の急遽にして文飾なく禮式を缺かんことを恐れ給ふ、是れを以て、其の葬送の期日を長くして多くの日數を與へ、充分に遺憾なく準備をなさしめ給ふなり、故に古より天子は七箇月、諸侯は五箇月、大夫と士とは、三箇月の間、假埋葬に附し、然る後本葬する禮あり、されば三箇月とは單に大夫士の制を言ひたるものなることを知るべし、此れは皆其の葬期を遲くして、臣子をして充分に喪具を備へ、喪具は充分に盛大なる禮を盡くすを得、盛大なる禮は充分に文飾を備へ、文飾は充分に總べての物を備へ缺くる所なからしめんが爲なり、此く充分に總べての物を備へつけて、死者を葬送する、之れを禮にかなひたる道といふなり、

【三月之殯】は三箇月の間假埋葬することなり、殯は假埋葬のこと、前章に解せり、【大」之也】は之れを大切にするなり、【重」之也】は之れを丁重にするなり、【致」隆】致は極むるなり、下句の致」親の致も、亦此れに同じ、隆は尊なり、【擧」錯】は錯は措なり、擧措は擧げて他へ措くことにて、死者の體を動かすをいふ、【歸二丘陵一】は丘陵に葬り土に歸するなり、【不」文】は文飾なく禮を缺くことなり、【繇二其期一】繇は遙と通ず、トホシと訓む、一句の意は、其の本葬の期日を遠くしてとなり、期日を遠くしてとは期日を長くしてに同じ、【足二之日一也】は日數を充分に與へて準備をなさしむるなり、【天子七月、諸侯五月、大夫士三月】左氏傳にも天子七月而葬、同軌畢至、諸侯五月而葬、同盟至、大夫三月而葬、同位至、士踰」月外姻至、とあり、踰月といへば二箇月なり、然るに此の文に三箇月といひしは、大夫と總括して言ひたるにて、別に意味なし、地位の上進するに從ひて、大なる準備を要するを以て、次第に多くの日數を要するなり、【須】は遲なり、オソシと訓む、其の日數を遲くするなり、日數を遲くすとは猶日數を長くすといふが如し、【容」事】容は猶備ふといふが如し、事は喪具をいふ、【成】は盛と通ず、盛大の禮なり、【曲容】は充分に容れ備ふる意なり、

○以上第九章、三年の喪を論じ、終に三箇月殯して後、本葬する理由を附論せり、三年の喪は、至痛の情

をあらはす章表なり、父母を喪ひし至痛の情は三年にて消ゆべくもあらねど、放任するときは生業に復するの期なく、國家の成立に動搖を來たすを以て、此れを以て限りとなせしものにして、君の喪にも、父母と同じく三年の間服するは、君は父母の恩を兼ぬるを以ての故なることをいへり、

祭者志意思慕之情也、愅詭唈僾、而不能無時至焉、故人之歡欣和合之時、則夫忠臣孝子、亦愅詭而有所至矣、彼其所至者、甚大動也、案屈然已、則其於志意之情者、惆然不嗛、其於禮節者、闕然不具、故先王案爲之立文、尊尊親親之義至矣、故曰、祭者志意思慕之情也、忠信愛敬之至矣、禮節文貌之盛矣、苟非聖人、莫之能知也、聖人明知之、士君子安行之、官人以爲守、百姓以成俗、其在君子、以爲人道也、其在百姓、以爲鬼事也、

此の節は、祭祀の定義をあげ、祭祀は心に思慕する情の儀式としてあらはれたるものなりとせり、

祭とは、心にて思慕する情のあふれ出でゝ、一の儀式となりしものなり、夫れ人は變事にあひて感動するの情と、欝憤の舒びざるの情とは、時に至ることなき能はざるなり、故に人和親一致して歡び樂む時あれば、則ち彼の忠臣孝子も、亦父母と此の樂を同うせざるを心に感動して、思慕の情油然として至る所あり、彼の其の思慕の情は甚大に動く也、此の時に當り空しくして、祭も何もせず過すときは、則ち其の情に於て

はあき足らず恨み思ひ、其のなき君父に對する禮節に於ては、缺けて具はらず、爲に人をして茫然として措く所を知らざらしむに至る、故に先王は、之れが爲に祭祀の禮を立て給ふ、君を尊び親を親むの義は此に至り盡くせり、余故に曰く、祭は心に思慕する情の儀式にあらはれたるものなり、忠信愛敬の心の至れるものなり、禮節の中にても殊に文飾の盛大なるものなり、然れども、苟も聖人に非ざれば能く此の理を知ることなきなりと、聖人は明に此の祭禮の理を知り、士君子は安んじて此の祭禮を行ひ、官人は此の祭禮を以て、自己の務めとして守り、百姓は此の祭禮を以て己の行ふ可き習俗となすなり、又其の君子にありては、祭禮を以て人の行ふ可き道として行ひ、其の百姓にありては、祭禮を以て鬼神に事ふるの事となし、之れを畏れ愼むなり、かくして祭禮は此の世に行き渡りたるなり、

【愅詭】愅は音カク、革なり、詭は恑なり、恑は變なり、革は更まるなり、愅詭はあらたまり變ずるなれば、つまり變動の貌なり、【悒僾】は音イウアイ、氣の欝憤して舒びざる貌なり、【和合】は和親一致なり、【有所至】は思慕の情湧き至るあるなり、【所至者甚大動也】は湧き至る所の思慕の情が、甚大に動くなり、【案】は語助にて、コ、ニと訓む、以下同じ、【屈然已】屈は竭なり、竭然は空然に同じ、空然は空しき貌なり、一句の意は、空しく祭もせず過さばとなり、【惆然】は悵然に同じ、恨み思ふ貌なり、【不嗛】嗛は飽き足ること、不嗛は飽き足らざるなり、【闕然】は缺くる貌なり、【立文】文は禮なり、玆にては祭禮を指す、【尊尊】は尊ぶべき人を尊ぶなり、尊ぶべき人とは君を指す、【文貌】は文飾の形なり、【鬼事】は鬼神に事ふるの事なり、

故鐘鼓管磬琴瑟竽笙、韶夏護武、酌桓削象、是君子之所以爲愅詭其所喜樂之文也、斬衰苴杖居廬、食粥、席薪枕塊、是君子之所以爲愅詭其所哀痛之文

也、師旅有制、刑法有等、莫不稱罪、是君子之所以爲悖詭其所敦惡之文也、

此の節は、諸種の禮は人の心に感動せる情の儀式に見れたるものなることを列擧し、前節の祭者志意思慕之情也の證左となせり、

禮は情の發表なり、故に鐘、皷、管、磬、琴瑟、竽、笙の諸樂器を以て韶、夏、濩、武、酌桓、箾象の樂曲を奏するは、是れ君子が感動せる情を、其の喜び樂む所の方面に見せる所以の禮なり、又斬衰の服を着て、苴杖を持ち、倚廬に居りて、粥を食ひ、薪を席とし、塊を枕とするは、是れ君子が感動せる情を、其の哀痛する所の方面にあらはせる所以の禮なり、軍隊には制定の人數あり、刑法は等差あり、軍隊にて伐ち刑法にて罪するに、其の所置其の罪に稱はざることなきは、是れ君子が感動する情を、其の惡み憎む所の方面にあらはせる所以の禮なり、以上述ぶる所の吉禮凶禮軍禮皆感動せる情を、異なりたる儀式に見はせるものなるを知らば、祭祀の禮は思慕の情の儀式にあらはれたるものなりといふ定義は、毫も怪しむに足らざるなり、

【管】は笛の一種なり、【磬】は石にて製したる樂器、【竽笙】は共に樂器、富國篇に圖解せり、【韶】は舜の制定せる樂章なり、【夏】は夏の禹王の制定せる樂章なり、【護】は濩と通ず、音クワク、殷の湯王の制定せる樂章なり、【武】は周の武王の制定せる樂章なり、【酌桓】此の二つも亦武王の時の樂章なり、【箾、象】此の二つは周の文王の制定せる樂章なり、【文】は文飾なり、禮を指す、【斬衰】は三年の喪服なり、【苴杖】は三年の喪中につく杖なり、【廬】は倚廬なり、【席薪】は薪草を編みて之れを席とするなり、【枕塊】は塊を枕として臥すなり、【斬衰、苴杖、倚廬、席薪と共に前章に詳解せり、【師旅】は軍隊なり、【有制】は人數に制限あるなり、【有等】は等差あるなり、【敦惡】敦は憝と通ず、音タイ、憎むなり、敦惡は憎み惡むなり、

卜筮視日、齊戒修涂、几筵、饋、薦、告祝、如或饗之、物取而皆祭之、

如或嘗之、毋利擧爵、主人有尊、如或觴之、賓出、主人拜送、反易服、即位而哭、如或去之、哀夫、敬夫、事死如事生、事亡如事存、狀乎無形、影然而成文、

此の節は、祭禮の狀況を記して之れを贊せり、祭禮を行ふには、先づ卜筮にて日を視、吉日を撰び定め、其れより齋戒して、宗廟を掃除して淸くするなり、祭の當日には、祠官が筵を敷き几を陳ね、牲の肉を獻じ、次に黍稷を薦め上るや、形代は祠官に命じ、主人に告げて曰く、神は汝孝孫に無窮の福を與へ給ふと、恰も神が實際に此の祭祀を饗けたまふあるが如し、其れより、佐食者が一つ〳〵の供物を少しづつ取りて祭れば、形代は之れを食ふ、恰も神が親しく之れを嘗め食ひ給ふあるが如し、其れより酒を獻るなるが、此れは佐食者が爵を擧ぐることなく、主人自ら尊より酒を酌みて形代にすゝむれば、形代は之れを飮む、恰も神が親しく之れを飮み給ふあるが如し、祭畢りて、賓客（即ち形代）出づれば、主人は之れを拜送し、引き返して祭服を脱して喪服に易へ、吾坐位に即きて哭するは、恰も神の此處を去り給へるを悲しむあるが如し、かく哀みたり敬ひたりして、死者に事ふるは恰も生者に事ふるが如く、死亡者に事ふるは生存者に事ふるが如く、形なき神を形代に宿らせて、恰も髣髴として其の形を見るが如く然り、以て玆に禮節を成就するなり、

【卜筮】龜甲を灼きて占ふを卜といひ、筮竹にて占ふを筮といふ、【齋戒】はものいみなり、【脩涂】修は淸くすること、涂は除と通ず、音ジョ、掃除することなり、【几筵】は祠官が筵を敷き几を陳ぬるなり、几筵は前章に解せり、【饋】は牲の肉を獻るをいふ、牲は牛羊豕をいふ、【薦】は黍稷をすゝむるをいふ、【告祝】は祝は祠官なり、一句は、形代が祠官に命じ、主人に告げて曰く、皇尸命工祝、承致多福無疆于女孝孫、來女孝孫、使女受祿于天、宜稼于田、眉壽萬年、勿替引之といふを指す、祭には必ず神靈の代理者を置く、之れを尸といふ、前に詳解せり、【饗】は祭をうくるなり、【物取

而皆祭之】は供へたる品物を佐食者が少し許取りて祭り、形代之れを食ふをいふ、【嘗】はナムと訓む、口になめるなり、【毋利擧爵】利は佐食者なり、前に解せり、爵はさかづきなり、前に圖解せり、一句の意は、酒は佐食者が爵を擧げて神にすゝむることなしとなり、主人自らすゝむる故かく言ひしなり、【有尊】有は侑と通ず、スヽムと訓む、尊は酒を入るゝ器なり、前に圖解せり、【觴之】觴はさかづきなり、之れを觴すとは、猶酒を飮むといふが如し、【賓】は賓客なり、形代を指す、【易服】は祭服を脱して喪服に易ふるなり、天降りし神が去り給ひしは、生者が死せしと同じ樣なるわけ故、喪服に改むるなり、【哀夫】夫は哉と通ず、カナと訓む、次句の敬夫の夫も、亦此れに同じ、咏嘆の意なり、【狀乎無形影然而成文】狀は形象なり、一句の意は、形なき神を形象にあらはして、即ち形代に宿らせて、恰も髣髴として其の影を見るが如く然り、以て茲に禮節を成就すとなり、【文】は禮節なり、○以上第十章、祭禮を論じ、人の思慕の情を儀式に見はしたるものとなせり、

荀子卷第十四

樂論篇第二十

人心を調和し中正に歸せしむるは、音樂に如くはなし、故に儒教に於ては、禮樂の二を重んじ、禮を以て身を修め、樂を以て心を和ぐるものとす、荀子既に禮論篇を作りて、禮の起原効用を論ず、是に於て、又此の篇を作りて樂の起原効用を論ぜり、故に此の篇は禮論篇と共に、荀子三十篇中の雙美たるものなり、始に樂の起原を論じて、人心を調和して中正に歸せしむるにありとし、其れより樂の雅正と邪淫とを分別し、禮と樂との關係に及び、各樂器の特長と歌舞の定義とを擧げたり、禮記の樂記篇、史記の樂書は此の篇を取りて、多少の增訂を加へたるものなり、

夫樂者樂也、人情之所必不免也、故人不能無樂、樂則必發於聲音、形於動靜、而人之道、聲音

動靜、性術之變盡是矣、故人不能不樂、樂則不能無形、形而不爲道、則不能無亂、先王惡其亂也、故制雅頌之聲以道之、使其聲足以樂而不流、使其文足以辨而不息、使其曲直繁省廉肉節奏足以感動人之善心、使夫邪汙氣無由得接焉、是先王立樂之方也、而墨子非之奈何、

此の節は、樂の起る所以を論じ、先王制樂の道に及べり、

夫れ音樂とは樂むことなり、樂むといふことは、人情の必ず免れざる所なり、故に人は樂むことなきこと能はず、樂むときは則ち必ず聲音に發して歌となり、動靜にあらはれて舞となる、是れ人道の自然なり、此の聲音と動靜とにあらはるゝ歌舞は、性情の物に感じて發動する所以の變化にして、其の變化は、實に是の二つに盡きたり、故に人は樂まざることは能はず、樂むときは、聲音動靜にあらはるゝことなき能はず、聲音動靜にあらはれて、之れを正しき方に導くことを爲さゞるときは、亂れて淫蕩に赴くことなき能はず、故先王は其の人々の亂れて淫蕩に赴くを惡み給ふ、故に雅頌の正しくみやびなる音樂を制定して、以て之れを正しき方に導き、其の聲調は人をして以て樂むに足りて而も淫放に流れざらしめ、其の樂章は、人をして義理を論辯するに足りて、善き方にすゝむことを息むことなからしめ、其の聲調は或は曲折し、或は長く直く、或はさわがしく、或は淡泊に或は細く鋭く、或は太くゆるやかに、或はとゞめ、或は奏むるに、皆人の善心を感動するに足らしめ、彼の邪に汙れたる氣をして、心に接することを得るに由なからしむ、是れ先王が音樂を建立し給ふの道なり、然るに墨子は此の音樂を非認するは、如何なるわけぞ、

【樂者樂也】上の樂は音ガク、音樂なり、下の樂は音ラ

ク、たのしむなり、【發於聲音】は歌となりてあらはるゝをいふ、【形於動靜】は舞蹈となりてあらはるゝをいふ、【性術之變】性術は性情の物に感じて發動する所以をいふ、變は變化なり、【盡是矣】は是の歌舞の二に盡くなり、【不爲道】道は導に同じ、ミチビクと訓む、下句の以道之の道も之れに同じ、一句の意は、正しき方に導くことを爲さゞるなり、【亂】は亂れて淫蕩に赴くをいふ、【雅頌】は詩經の大小雅と頌となり、勸學篇に解せり、雅頌は共に正しくみやびなる音樂なり、故に此にては正しくみやびなる音樂の意に見るべし、【流】は淫放なり、【文】は樂の篇章をいふ、【辨】は、辨論なり義理を辨論するをいふ、【曲直】曲は聲調の曲折せるをいひ、直は聲調の直く長きをいふ、【繁省】繁は聲調のさわがしきをいひ、省は聲調のあつさりとしたるをいふ、【廉肉】廉は聲調の細く銳きをいひ、肉は聲調の太くゆるやかなるをいふ、【節奏】節は聲調を止めること、奏は聲調を奏むること、一曲を奏する中に、一寸止めてはすぐ奏し、奏しては又一寸止めるをいふ、【邪汙】は邪に汙れたるなり、【立樂之方】方は道なり、一句の意は、音樂を建立するの道なり、【墨子非之如何】墨子には非樂篇ありて音樂を非定せり、故に質問的に攻擊するなり、墨子の非樂篇の大意に曰く、先王は租稅の金を以て舟車を造れり、水を行くには舟を要し、陸を行くには車を要す、舟車はかくして至る所に設けられ、人民は至大の便利を得たり、然るに、今の人君は租稅の金を以て種々の樂器を造りて樂めり、然れども人民に至りては何等の利益を蒙ることなし、是れ故に音樂は非なりと、又曰く、人民が樂器を造りて之れを持ちたりとて、此れが衣食の財となるべきものに非ず、却て衣食の損となるなり、故に音樂は非なりと、又曰く、上は王公より、下は庶民に至るまで、音樂を事とするときは、游惰放逸に流れ、職業を務めざるに至る、是れ天下の財用を空乏し、刑法を廢亂するの基なり、故に音樂は非なりと、蓋し墨子は節儉力行主義なれば、此の點より非樂を主張するに至れるなり、

故樂在宗廟之中、君臣上下同聽之、則莫不和敬、閨門之内、父

子兄弟同聽之、則莫不和親、鄉里族黨之中、長少同聽之、則莫不和順、故樂者、審一以定和也、比物以飾節者也、合奏以成文者也、足以率一道、足以治萬變、是先王立樂之術也、而墨子非之奈何、

此の節は、音樂の効果を述べ、復び先王制樂の理に及べり、

以上述ぶる通りなるが故に、音樂は、宗廟の中にて、君臣上下一同にて之れを聽くときは、皆和ぎて恭ひ敬まざるはなし、家中にて父子兄弟一同にて之れを聽くときは、皆和ぎて親睦せざるはなし、村里の中にて、年長者年少者一同にて之れを聽くときは、皆和ぎて柔順ならざるはなし、故に音樂は人の聲音を審に觀察して、以て調和の音を定め、種々の樂器を比べて、以て音節を飾りとゝのへ、其のとゝへたる音節を合奏して、粲然たる文章を成すものなり、而して人心を和ぎとゝのふるに足り、又以て萬の事變を治むるに足るなり、是れ先王が音樂を建立し給ふの道なり、然るに墨子之れを非難するは、如何なるわけぞ、【閭門之内】家中の小門を閭といふ、故に閭門之中とは家の中といふ意なり、【鄉里族黨】二十五家の邑を里といひ、百家の邑を族といひ、五百家の邑を黨といひ、一萬二千五百家の邑を鄉といふ、されど四字にて、單に村里といふ意に見てよし、【長少】は年長者と年少者となり、【審一以定和】一は人の聲をいふ、和は調和の音なり、一句の意は、人の聲を審に觀察して、調和の音を定むるなり、蓋し人聲は一なりと雖、其の感は殊なり、或は哀樂の感あり、或は喜怒の感あり、故に當に其の聲を詳に察して、以て調和の曲を定むるなり、【比物以飾節】物は種々の樂器を指す、飾はとゝのふるなり、節は音節なり、一句の意は、諸種の樂器を比べて以て其の音節をとゝのふるなり、【合奏以成文】は其のとゝひたる音節を合奏して、粲然

たる文章をなすなり、【率一道】率は循なり、シタガフと訓む、一道は和を指す、一句の意は、人心を和げとゝのふることにて、前の和敬、和親、和順の句を承けて結ぶなり、【治萬變】は、萬の事變なり、音樂にて人心和ぎとゝのふときは、萬の事變を治むることを得べし、故にいふ、【術】は道なり、

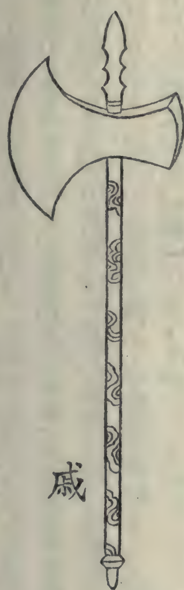
故聽其雅頌之聲、而志意得廣焉、執其干戚、習其俯仰屈伸、而容貌得莊焉、行其綴兆、要其節奏、而行列得正焉、進退得齊焉、故樂者出所以征誅也、入所以揖讓也、征誅揖讓其義一也、出以征誅、則莫不聽從、入以揖讓、則莫不從服、故樂者天地之大齊也、中和之紀也、人情之所必不免也、是先王立樂之術也、而墨子非之奈何、

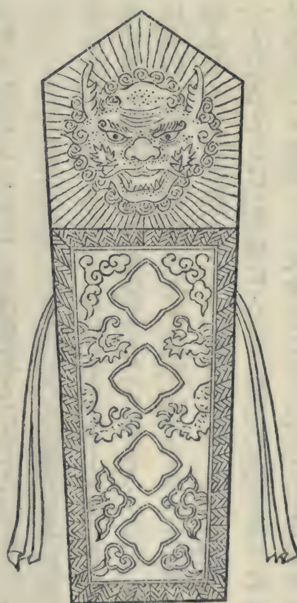
此の節は、前節と同じく音樂の效用を述べ、先王制樂の理に及べり、

故に人々が其の雅頌の正樂を聽くときは淫邪の念萠さずして、志意廣大となるを得、其の干と戚とを執りて舞ひ、其の俯したり仰ぎたり、屈みたり伸びたりする所作を習ふときは、規律嚴正となりて、容貌莊嚴となるを得、又舞者が其の舞踏場内の中央なる位置に集りて、其場内を行くときは、行列正しきを得、其の時音樂を奏して其の進退を合一にするときは、舞者は其れに從ひて進退するを以て、進退齊一となるを得るなり、志意廣大となり、容貌莊嚴となり、進退齊一となるときは、朝廷に入りて揖讓の禮を爲すにも、外へ出でゝ叛賊を征誅するにも、規律嚴正となり、こゝに雍容たる德を養ひ、又國威を發揚するを得べし、故に音樂は、外に出でゝは亂賊を征誅する所以の準

備を爲すものなり、朝廷に入りては、揖讓の禮を爲す所以の用意を爲すものなり、されば征誅も揖讓も、其の之れに由りて規律を養ふ所以の義は、一なり、かくして出でゝ以て征誅すれば、如何なる國も命を聽きて服從せざることなく、朝廷に入りて揖讓すれば、人々從ひ服さゞることなし、是れ故に、音樂は大に天地を齊ふるものなり、人の性情を中和にする大綱たるものなり、而して人情の必ず免れざる所なり、是れ先王が音樂を建立し給ふの道なり、然るに墨子之れを非定するは、如何なるわけぞ、

【而志意得」廣】而は則と通ず、スナハチと訓む、下句の而容貌得」莊、而行列得」正の而も之れに同じ、【執」其干戚】は干と戚とを執りて舞ふなり、武の舞なり、干はたて、戚は斧の類なり、左の圖の如し、【俯仰屈伸】は俯したり、仰ぎたり、屈みたり伸びたりすることにて、舞踏の仕方なり、【莊】は莊嚴なり、【綴兆】綴は舞踏者が集まる舞踏場内の中央をいふ、兆は域にて其の場内を指す、【要」其節奏」】要は會なり、アハスと訓む、節は止ること奏は進むことなれば、進退に同じ、一句の意は、音樂を奏して、其の調子にて舞者の進退を合一にするなり、【齊】はヒトシと訓む、一定にするなり、【揖讓】は揖讓の禮なり、揖はゑしやくすること、讓は辭讓すること、【其義一也】 舞踏によりて規律を養ふ所以の義は一なるの意なり、【天地之大齊也】前に述ぶる如く音樂の效果は、人民服從し、天地治平なるに至る、故に音樂は天地を大に齊ふるものなりといふ、【中和之紀】紀は大綱（オホヅナ）なり、一句の意は音


戚


干

樂は性情を中和にする大綱なりとなり、中庸に、喜怒哀樂之未發、謂之中、發而中節、謂之和、とあり、

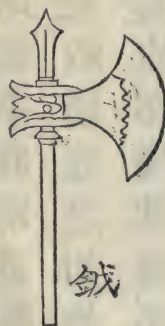
且樂者、先王之所以飾喜也、軍旅鈇鉞者、先王之所以飾怒也、先王喜怒皆得其齊焉、是故喜而天下和之、怒而暴亂畏之、先王之道、禮樂正其盛者也、而墨子非之、故曰、墨子之於道也、猶瞽之於白黑也、猶聾之於淸濁也、猶欲之楚、而北求之也、

此の節は、音樂の効果の盛なるを說き、墨子の樂を非とするを攻擊せり、

且つ音樂は、先王が喜びの心を飾り表はす所以のものなり、軍隊と鈇鉞とは、先王が怒りの心を飾り表はす所以のものなり、先王の喜怒は、皆其の中正を得、是れ故に先王喜べば天下の人皆喜んで之れに和し、怒れば暴亂のものも震ひ畏るゝなり、されば先王の制定せられたる道にて、禮樂の二道は正に其の盛大を極むるものなり、然るに墨子は此の音樂を非定するは、愚の至りなり、故に墨子の道に於ける觀考を譬へて言へば、瞽者が白黑の色に於けるが如く、聾者が淸濁の聲に於けるが如く、迚も辨別することは出來ぬなり、又南方なる楚に行かんとして北に向ひて道を求むるが如し、馬鹿の骨頂なり、

【軍旅】一萬二千五百の兵を軍といひ、五百の兵を旅といふ、されど此にては二字にて軍隊の意に見るべし、【鈇鉞】鈇は斧なり、鉞は斧の類なり、左圖の如し、【齊】は中正なり、【瞽】はめくらなり、【淸濁】は聲の淸





濁なり、【欲之楚而北求之】は楚は南方にあり、されば茲に行かんとするには、南に向つて路を取らざる可からず、然るに北に向つて路を求むるは、馬鹿の骨頂なるに喩ふ、

夫聲樂之入人也深、其化人也速、故先王謹爲之文、樂中平則民和而不流、樂肅莊則民齊而不亂、民和齊則兵勁城固、敵國不敢嬰也、如是則百姓莫不安其處、樂其鄉、以至足其上、然後名聲於是白、光輝於是大、四海之民、莫不願得以爲師、是王者之始也、樂姚冶以險、則民流慢鄙賤矣、流慢則亂、鄙賤則爭、亂爭則兵弱城犯、敵國危之、如是則百姓不安其處、不樂其鄉、不足其上矣、故禮樂廢而邪音起者、危削侮辱之本也、

此の節は、音樂の人心を感化することの偉大なるを說き、正樂の行はれしときと、邪樂の行はれしときとの、國家に及ぼす影響を敍べたり、

夫れ音樂の人心に入るや深し、其の人を感化するや速也、故に先王は謹みて之れが文飾を爲し給へり、言ひ換ふれば、雅樂を制定して、人を善き方に導き給へり、左に音樂の人心を感化するの大なることを例證せん、音樂が中正にして平和なれば、則ち人民は之れに感化され、和ぎて淫蕩に流れず、音樂が肅敬に莊重なるときは、則ち人民は之れに感化され、齊一にして亂れざるなり、人民和ぎ齊ふときは、則ち兵強く城固く、敵國敢て迫り來らず、國家此の如く强大なるとき

は、則ち百姓は其の住處に安んじ、其の鄉里に樂みて居り、以て其の君上の政治を滿足に思はざるものなし、然して後、其の君の名聲は、玆に大にあきらかに、其の德の光は玆に大に輝き、四海の人民は以て己が君長となさんことを願はざるものなし、是れ實に王者になるの手始なり、之に反し、音樂がなまめかしくつやぽくして、平正ならざるときは、即ち人民は之れに感化され、淫蕩怠慢に陷り、野鄙賤劣に赴くなり、人民が淫蕩怠慢なるときは則ち國亂れ、野鄙賤劣なるときは則ち相爭ふ、國亂れて人民相爭ふときは、則ち兵は弱く城は屢々侵略さるゝを以て、敵國は容易に之れを危くすることを得るなり、國家是の如く危弱なるときは、則ち百姓は其の住處に安居せず、其の鄉里に居るを樂まず、其の君上の政治を滿足と思はず、離叛するに至る、故に正しき禮樂廢れて邪惡なる音樂の起るは、國危く地削られ敵國に侮り辱めらるゝの本なり、

【入レ人】は人心に浸み入るなり、【爲二之文一】は文飾を爲すなり、正しき音樂を制定するをいふ、【中平】は中正にして平和なり、【不レ流】流は淫蕩なり、【肅莊】は肅敬莊重なり、【齊】はひとしきなり、【嬰】は攖と同じ、セマルと訓む、迫り來るなり、【至足】は滿足なり、【白】は明白なり、アキラカと訓む、【光輝】は德の光なり、【師】は長なり、君長なり、【王者之始】は王者になるの手始なり、【姚冶】は窕冶に同じ、なまめかしくつやぽきなり、【險】は不平なり、平正ならざるをいふ、【流慢】は淫蕩怠慢なり、【鄙賤】は野鄙賤劣なり、【敵國危レ之】は敵國は能く我國を危くするなり、【危削】は國危く地削らるゝなり、

故先王貴二禮樂一而賤二邪音一、其在二序官一也、曰、修二憲命一、審二詩商一、禁二淫聲一、以レ時順修、使三夷俗邪音不二敢亂一レ雅、太師之事也、墨子曰、樂者聖王之所レ非也、而儒者爲レ之過也、君子以爲レ不レ然、樂者聖人之

所樂也、而可以善民心、其感人深、其移風易俗也速、故先王導之以禮樂、而民和睦、

此の節は、前節を承け、音樂の人心を感化すること、是の如くなるが故に、先王は太師の官を設けて邪聲を禁じ、人心を善化することを務むることを說き、墨子の非樂說を駁撃せり、

以上述ぶる通りなるが故に、先王は正しき禮樂を貴びて、淫邪なる音樂を賤み給ふ、されば其の官職を序定し給ふとき、太師の官を設けて曰く、「學校の法令を修めとゝのへて人民に表示し、歌詩の篇章を審に觀察して、正しき歌を存し淫猥なる聲詩を禁じ、時々之れを修め正して、以て蠻夷の俗樂と淫邪の音樂とをして、敢て雅正なる音樂を亂さゞらしむるは、太師の職掌なり」と、其の音樂の重んじ給ふこと此の如し、然るに墨子は之れを非として曰く、「音樂は聖王の非定し給ふ所なり、然るに儒者が之れを大切にして唱導するは、過なり」と、我君子は以爲らく然らず、

音樂は聖人の樂む所なり、以て民心を感化して、善き方に導くべし、其の人心を感化するの深く、其の風俗を移し易ふるの速なる、之れに如くものなし、故に先王は人民を導くに正しき禮樂を以てし給ふ、而して人民和睦して國家强大なりと、

【序官】は官職を序定するなり、序定とは秩序正しく定むるなり、【憲命】は法令なり、學校の法令を指す、太師は古より國學の政を掌れり、【審詩商】商は章と通ず、詩商は詩章なり、一句の意は、歌詩の篇章を審に觀察して、正しくみやびなる者を存し、邪淫なるものを棄つるなり、【以時順修】は時々修め正すなり、雅樂を存し淫聲を禁じても、年月を經るに從ひ、淫聲の流行することあるを免れず、故に時々之れを正すなり、【夷俗】は蠻夷の俗樂なり、【雅】は雅正の音樂なり、【墨子曰、樂者聖王之所非也云云】は墨子非樂篇上に、夫仁者之爲天下度也、非爲其目之所美、耳之所樂、口之所甘、身體之所安、以此虧奪民衣食之財、仁者弗爲也、是故子墨子之所以非樂者、非以大鍾鳴鼓琴瑟竽笙之聲以爲不樂也、非以鏤華文章之色以爲不美也、非以犓豢煎炙之味以爲不甘也、非以高

臺厚樹蓬野之居、以爲不安也、雖身知其安也、口知其甘也、目知其美也、耳知其樂也、然上考之、不中聖王之事、下度之、不中萬民之利、是故子墨子曰、爲樂非也、といへるをつゞめたるなり、

○以上第一章、音樂は人心を和ぐる爲に、自然に生ぜしものなり、然れども之れを放任するときは、淫蕩に流るゝを以て、先王は雅樂を制して、之れを善に導くを論じ、音樂の感化の廣大なるを例證し、墨子の之れを非とせるを駁撃せり、

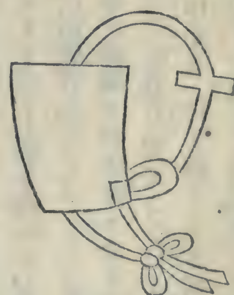
夫民有好惡之情、而無喜怒之應、則亂、先王惡其亂也、故修其行、正其樂、而天下順焉、故齊衰之服、哭泣之聲、使人之心悲、帶甲嬰冑、歌於行伍、使人之心愓、姚冶之容、鄭衛之音、使人之心淫、紳端章甫、舞韶歌武、使人之心莊、故君子耳不聽淫聲、目不視姦色、口不出惡言、此三者君子愼之、

此の節は、音樂は人心に偉大なる感動を與ふるものなるを以て、君子は雅樂を制定して、人心を善き方に導くことを説けり、

夫れ民には好惡の情ありて、好めば喜び、惡めば怒るを常とす、然れども其の喜と怒とが中正を得ることなければ、則ち亂暴に流るゝなり、先王は人民が亂暴に流るゝを惡み給ふ、故に其の行を修め整へ、其の音樂を正しくして、人民を導き給へり、故に天下の人民皆之れに順ひ、亂暴に流るゝことなきに至れり、今其の音樂が人心に感動を與ふることを說かん、齊衰の服を着て、哭泣する聲を聞くときは、人心をして悲哀を感ぜしめ、甲を著、冑を被りて、軍列をなして歌ふを見ば、人心をして動蕩して凜然たる感を起さしめ、

なまめかしく、つやぽき容貌にて、鄭衞の淫猥なる音樂を奏するを見ば、人心をして淫亂ならしめ、大帶を帶び、玄端の服を着、章甫の冠をして、韶樂を舞ひ、武樂を歌ふを見ば、人心をして莊重ならしむ、此の如く音樂は人心に感動を與ふること大なり、故に君子は耳に淫猥なる音樂を聽かざると同時に、目には姦惡の色を見ず、口には邪惡の言を出さゞるなり、此の三つの者は君子常に之れを愼み、又以て人を導くなり、【喜怒之應】應は節に應ずることにて、中正を得るをいふ、【齊衰之服】は一年の喪服なり、禮論篇に圖解せり、【甲】は鎧なり、【嬰】はカクと訓む、首にかけるなり、【冑】はかぶとなり、【惕】は蕩なり、動蕩なり、【鄭衞之音】は鄭國と衞國とに流行する音樂にて、淫猥なり、禮記樂記に、鄭衞之音、亂世之音也とあり、孔穎達の疏に、鄭國之音好濫淫志、衞國之樂促速煩志、竝是亂世之音也とあり、【紳】は大帶なり、禮論篇に圖解せり、【端】は玄端の服なり、富國篇に圖解せり、【章甫】は殷代の冠なり、下圖の如し、【韶】は舜帝の制定せる樂章なり、【武】は周の武王の制定せる樂章なり、【莊】は莊重なり、【姦色】は姦惡なる色なり、

凡姦聲感人、而逆氣應之、逆氣成象、而亂生焉、正聲感人、而順氣應之、順氣成象、而治生焉、唱和有應、善惡相象、故君子愼其所去就也、君子以鐘鼓導志、以琴瑟樂心、動以干戚、飾以羽旄、從以磬管、故其清明象天、其廣大象地、其俯仰周旋有似於四


章甫冠

時、故樂行而志淸、禮修而行成、耳目聰明、血氣和平移風易俗、天下皆寧、美善相樂、

此の節は、聲樂の善惡によりて人の氣象に關係を及ぼし、其れより國の治亂に關係を來たすを以て、君子は雅正の樂を制して人の氣象を正大にし、國家の治平をはかることを說けり、

凡そ姦邪の聲樂が人心を感動さすと、姦邪の氣が直に來りて、其の感動したる心に應ずる、姦邪の氣が來り應ずると、心がとろけてしまひ、それが直に淫猥なる歌舞となつてあらはるゝ、而して其の極は、人々淫蕩游惰に流れて生業を顧みず、騷亂生ずるに至るなり、雅正の音樂が、人心を感動さすと、柔順の氣が直に來りて、其の感動したる心に應ずる、柔順の氣が來り應ずると、心が正しくなつて、其れが直に優美なる歌舞となつてあらはる、而して其の極は、人々謹直勤勉になりて、各業務を勵むを以て、治平を生ずるに至るなり、かく姦邪の音樂を唱ふれば、姦邪の氣之れに和し、雅正の音樂を唱ふれば、柔順の氣之れに和す、二者各相應じて、玆に善（勤勉正直―治平）と、惡（淫蕩游惰―騷亂）とを生ず、此の善と惡とは、始め唱ふる所の音樂に相象れり、是れ故に、君子は其の音樂に於て取捨する所を愼みて、正に就きて邪を去るなり、

君子が取る所の音樂は如何、君子は、鐘と大鼓とを擊ちて、以て志を廣大に導き、琴と瑟とを奏して、以て心を優しく樂ましめ、身體を動かすには、干と戚とを以て舞ひ、其の舞を飾るに羽と旄とを以てし、之れに從ひて磬と管とを合奏するなり、此の音樂歌舞は、象を天地に取りし者なり、即ち其の人の淸潔にして顯明なる歌聲は、天の淸潔にして顯明なるに象り、鐘鼓の寬廣壯大なるは、地の寬廣壯大なるに象り、其の干戚羽旄を執つて、或は俯し或は仰ぎ、或は周旋して舞蹈するは、四時の變化するに似たるあり、故に此の音樂が行はれて、人々の志は淸明になり、此の歌舞の禮が修まりて、人々の行は成就するなり、志淸明なるが故に、耳目聰明となりて、姦邪の樂を聞かず、姦惡の色を見ず、行成就するが故に、血氣和平にして、淫蕩遊惰に流れず、かくして風俗を移し易へて、天下安寧

に、人々の志行風俗、皆美しく善くなり、鼓腹して相樂むに至るなり、

【姦聲】は姦邪の音樂なり、【感レ人】は人心に感動を與ふるなり、【逆氣】は姦邪の氣なり、【成レ象】は形象を成すにて、歌舞となりてあらはるゝをいふ、【正聲】は雅正の音樂なり、【順氣】は柔順の氣なり、【唱和有レ應】は姦邪の音樂を唱ふれば、姦邪の氣之れに和し、雅正の音樂を唱ふれば、柔順の氣之れに和す、かく二者は各〻相應ずるなり、【善惡相象】は雅正なる音樂の行はれたる結果は善となる、善とは人民が勤勉正直になり、治平を來すを指す、又姦邪なる音樂の行はれたる結果は惡となる、惡とは人民が淫蕩遊惰に流れ、騷亂を釀すを指す、かく結果として生ずる善惡の二者は、原因たる正邪の音樂に相似るとをいふ、【去就】は取捨に同じ、【以二鐘鼓一導レ志】鐘と大鼓の音を聞くときは、心が何となく壯大に廣くなる心地す、故に鐘鼓を以て志を導くといふ、志を導くとは志を廣大に導く意なり、【以二琴瑟一樂レ心】琴瑟の音を聞くときは、心が優しく樂しくなる、故に琴瑟を以て心を樂しますといふ、【動以二干戚一】は身體を動かすに干戚を以てすなり、干と戚とを執りて舞蹈するをいふ、干戚は前に圖解せり、【飾以二羽旄一】は舞蹈を飾るに羽旄を以てするなり、羽旄を以て舞ふをいふ、干戚のみにては寂しきより、此の二つを加ふるなり、羽は鳥羽の長きものを以て柄の上に挿みたるもの、其の羽は或は鷺を用ひ、或は翟を用ふ、旄は旄牛の尾を取り、之れを旗



竿につけたるものなり、羽旄ともに圖を見て其の形狀を知るべし、【磬管】は共に樂器なり、前に解せり、【清明象レ天】清明は人の歌聲をいふ、一句の意は、清潔顯明なる歌聲は、天の清潔顯明なるに象るとなり、【廣大象レ地】廣大は鐘鼓の音をいふ、一句の意は、寬廣壯大なる鐘鼓の音は、地の寬厚壯大なるに象ると

なり、【俯仰周旋】は或は俯し、或は仰ぎ、或は周旋することにて、舞蹈の形狀をいふ、【耳目聰明】は志淸の句を承く、【血氣和平】は行成の句を承く、【美善相樂】は人々の志行風俗、皆美しく善く、互に鼓腹して相樂むをいふ、

故曰、樂者樂也、君子樂得其道、小人樂得其欲、以道制欲、則樂而不亂、以欲忘道、則惑而不樂、故樂者所以導樂也、金石絲竹者、所以導樂也、故樂行而民鄕方矣、故樂者治人之盛者也、而墨子非之、且樂也者、和之不可變者也、禮也者理之不可易者也、樂合同、禮別異、禮樂之統、管乎人心矣、

此の節は、音樂は人を樂ますものなれども、姦邪の音樂は、人をして樂んで淫せしむるに至る、故に君子は雅正の音樂を以て、人を導き正道に向はしむ、故に音樂は人を治むるに缺く可からざるものなることを說けり、

以上述ぶる通りなるが故に、余曰く、音樂とは歡び樂むことなりと、君子は之れによりて仁義の道を身に得るを樂み、小人は之れによりて邪淫の欲を肆にし得るを樂むなり、君子上にありて、雅正の樂を奏し、仁義の道を以て、邪淫の欲を肆にするを禁制するときは、天下の人民は皆之れに感化され、安んじ樂みて、昏亂することあらざれども、若し小人上にありて姦邪の音樂を奏し、淫邪の欲を肆にして、仁義の道を忘るゝときは、則ち天下の人皆之れに感化して、志意惑亂して歡び樂むを得ざるに至るなり、是れ故に、音樂は人々の歡び樂みを導く所以なり、金石絲竹の樂器は、音樂を導く所以なり、正しき音樂行はれて人民は仁義の道に向ふなり、故に音樂は人を治むるの道

の中にて、殊に盛大なるものなり、然るに墨子の之れを非とするは、如何なるわけぞ、且つや、音樂は人の心を和げ調へて中正ならしむるものにして、如何にしても變ふ可からざるものなり、禮は事をして秩序正しく條理整然たらしむるものにして、如何にしても易ふ可からざるものなり、かく音樂は人心を和げ調ふることを統べ、禮は事物に貴賤上下の差異を別つことをなす、此の音樂と禮との二つが相統合して、人の心を管轄し、正に歸し邪に遠ざからしむるなり、墨子が音樂を非とするは、此の理を知らぬ故なり、哀むべき至ならずや、

【樂者樂也】上の樂は音樂なり、下の樂は歡び樂むなり、【其道】道は仁義の道をいふ、【其欲】欲は邪淫の欲なり、【以〻道制〻欲】は君子上にあり、仁義の道を以て邪淫の欲を禁制するなり、【以〻欲忘〻道】は小人上にあり、邪淫の欲を肆にして、仁義の道を忘るゝなり、【惑】は志意惑亂するなり、【樂者所〻以導〻樂也】上の樂は音樂なり、下の樂は歡び樂むなり、【金石絲竹者所〻以導〻樂也】金は金にて造りたる樂器にて鐘をいふ、石は石にて造りたる樂器にて磬をいふ、絲は絲ある樂器にて琴瑟を指す、竹は竹にて造りたる樂器にて簫や管などの類なり、導〻樂の樂は音樂なり、【樂行】は音樂行はるゝなり、【方】は道なり、仁義の道をいふ、【治〻人之盛者】は人を治むる道の中にて、殊に盛大なる者なりといふこと、【墨子非〻之】は墨子は之れを非とするは、如何なるわけぞの意なり、【和之不〻可〻變者也】は人心を和げ調へて中正ならしむるものにて、如何にしても變ふることの出來ぬ大切のものなりとの意なり、【理之不〻可〻易者也】理は事なり、一句は事物をして秩序正しく條理整然たらしむるものにして、如何にしても易ふることの出來ぬ大切のものなりの意なり、【統同】統は領ぶるなり、同は和げ調ふるなり、人心を和げ調ふることをすべつかさどるなり、【別〻異】は貴賤上下の差異を別つなり、【禮樂之統】は禮樂の二者が統合しての意なり、【管】は管轄なり、

○以上第二章、音樂は人心を變化するものなり、即ち雅正なる音樂をきけば、心正大寛厚になり、邪淫なる音樂をきけば、心淫蕩惰弱となる、故に君子は雅正なる音樂を以て民を導き、治平の世を形造ることを說

けり、

窮本極變、樂之情也、著誠去僞、禮之經也、墨子非之、幾遇刑也、明王已沒、莫之正也、愚者學之、危其身也、君子明樂、乃斯聽也、亂世惡善、不此聽也、於乎哀哉、不得成也、弟子勉學、無所營也、

○第三章、禮樂の義を論じて、墨子の之れを非とするを駁し、弟子を誡飭せり、

人の本心を窮めて、其の改め變じて善となれるか否かを極め知るは、是れ音樂の實なり、蓋し心の邪正は其の聲音にあらはるゝを以て、音樂を聞くときは直に之れを判知し得ればなり、又人の誠信を著して虛僞を去るは、是れ禮の常に行ふ所なり、蓋し邪僞を去りて誠信に歸せしむるは、禮の務なればなり、禮樂の人に缺く可からざるは是れにて明なり、然るに墨子の之れを非とするは、誠に不屆なることにして、先王の時なれば、殆ど所刑せられしならん、惜い哉、聖明の君王、既に沒して、其の罪を正すものなく、愚者は其の說を學んで、其の身を危くするもの多きなり、君子が音樂の理を明にするは、乃ち斯の人々をして聽いて心を改めしめんが爲なり、然るに亂世の人々は、善を惡みて、此の君子の言を聽かざるなり、嗚呼哀い哉、かくては到底其の德を成すを得ざるなり、弟子たちよ、學問を勉めて、墨子の邪說に惑はさるゝことなかれ、

【本】は本心なり、【變】は惡を改め變するをいふ、【情】は實なり、【經】は常なり、【幾遇刑】幾は殆なり、ホトンドと訓む、一句の意は、先王の時なれば殆ど所刑されしならんとなり、【於乎】は嗚呼に同じ、ア、と訓む、【營】は熒と通ず、惑なり、マドフと訓む、

聲樂之象、鼓大麗、鐘充實、磬廉制、竽笙簫和、筦籥發猛、塤篪翁

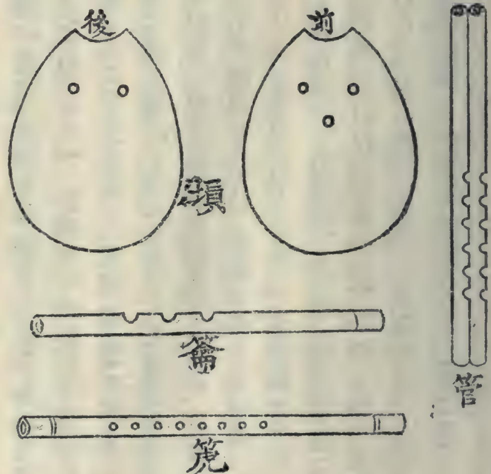
博、瑟易良、琴婦好、歌清盡、舞意天道兼、鼓其樂之君耶、故鼓似天、鐘似地、磬似水、竽笙筦籥似星辰日月、鞉鼓拊鞷椌楬似萬物、曷以知舞之意、曰、目不自見、耳不自聞也、然而治俯仰詘信、進退遲速、莫不廉制、盡筋骨之力、以要鐘鼓附會之節、而靡有悖逆者、衆積謘謘乎、

○第四章、音樂は象を天地萬物に取りて制定せしものなることを說けり、

音樂は何に象りたるものなるか、左に說明せん、大鼓の音は、廣大にして群音の附き從ふ所なり、鐘の音は沈厚にして、充實せり、磬の音は、きつぱりとして裁斷あり、竽と笙との音は、靜肅にして和げり、管と籥との音は、强くして猛厲なり、塤と篪との音は濃厚にして窮なし、瑟の音は和易にして温良なり、琴の音は、優柔にして婉麗なり、歌聲は清朗にして精審なり、舞蹈の意は天道を兼ねたり、就中大鼓の音は群音の附き從ふ所にして、群音之れを得ざれば和せず、是れ音樂の君なるものか、是れ故に、鼓の音の廣大にして群音の附き從ふは、天の高大にして萬象の附き從ふに似たり、鐘の音の沈厚にして充實するは、地の厚大にして萬物を充實せるに似たり、磬の音の、きつぱりとして裁斷あるは、水の勢强くして淡泊なるに似たり、竽笙管籥の音の明なるは、日月星辰の明なるに似たり、鞉鼓、拊鞷、柷敔の音は、それ〳〵の萬物に似たり、是れに由りて、音樂は天地萬物に象りたるものなることを知るべし、或人曰く、是れ既に明に了解せり、何を以て舞蹈の意は、天道を兼ぬることを知れるやと、答へて曰く、舞蹈するに當りてや、目には自ら其の形を見ざるなり、耳には自ら其の歌ふ聲を聞かざるなり、然れども、其の或は俯し、或は仰ぎ、或は屈み、或は伸び、或は進み、或は退き、或は遲く、或は速

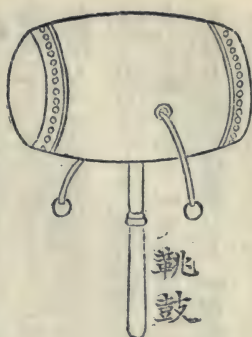
なる所作を治むるに、きつぱりとして裁斷して柔弱なることなく、筋骨の力を盡くして、以て鐘と鼓とにて附け會はす音節を邀へて、調子を合はして舞ふに、少しも悖り逆ふことなく、音節と舞とが一致するなり、是れ天の絶えず運行して四時順に來り、日月迭に照し、八風皆備はりて、而も其の然る所以に至りては天自ら知らざるに似ずや、是れ【舞蹈の意は天道を兼ぬと言ふ所以なりと、

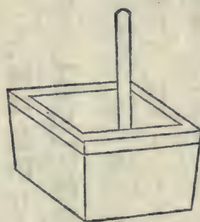
【聲樂之象】は音樂は何に象りて制したるやの意なり、【大麗】は音の廣大にして群音之れに附麗（ツキシタガフ）するをいふ、【充實】は沈厚にして充實するなり、【廉制】廉は凌峭なり、きつぱりとして强きこと、制は裁斷なり、裁斷ありて柔弱ならざることなり、【肅和】は靜肅にして和げるなり、【筦籥】筦は管に同じ、籥は管の類なり、下圖の如し、【發猛】發は發强にて、ぱつとして强きなり、猛は猛厲なり、【塤篪】塤は土を燒きて造りたる樂器なり、上に一、前に三、後に二の孔あり吹きて鳴らすなり、篪は竹にて作りたる樂器にて、笛の類なり、下圖の如し、



【翁博】は蓊勃なり、博と勃とは一聲の轉なり、蓊勃は雲の生じて窮らざる貌なり、此にては音の濃厚にして窮りなきに譬ふ、【易良】は和易にして溫良なるなり、【婦好】は柔婉なり、柔婉は優柔にして婉麗なるなり、【清盡】は清朗にして精審なり、精審は粗略ならざるをいふ、【鼓其樂之君邪】鼓の音大にして群音皆之れに附き從ふ、君唱へて臣の附き從ふに似たり、故に

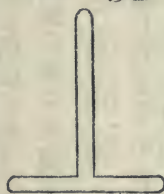
鼓は樂の君かといふ、【鞉鼓】は鼓に似て小さくして柄あり、胴の眞中に二つの紐あり、紐の先に玉をつ











く、柄を持ちて搖かすときは、玉が鼓面にあたりて鳴るなり、形上圖の如し、【拊鞷】は拊膈に同じ、共に樂器なり、禮論篇に圖解せり、【椌楬】は柷敔をいふ、柷は漆桶の如し、中に止ありて、其の柄底に連る、此の柄を持ちて左右にうごかし擊つなり、止は柷を擊つものなり、敔は木にて伏したる虎を造り、其の背上に、くひちがひになれる刻(キザミ)あり、籈にて之れをこするなり、籈は敔をこする撥(バチ)なり、【曷以知舞之意】曷は何なり、ナニと訓む、どうしてなり、一句の意は、どうして舞蹈の意は、天道を兼ぬることを知れるやとなり、【目不自見云々】　舞蹈は天の絶えず運行して四時順に來り、日月迭に照し、八風皆備はれるに象れり、故に天道を兼ぬといひしなり、八風は八方の風なり、立春の風を東北風(一名條風)といひ、春分の風を東風(一名明庶風)といひ、立夏の風を東南風(一名清明風)といひ、夏至の風を南風(一名景風)といひ、立秋の風を西南風(一名涼風)といひ、秋分の風を西風(一名閶闔風)といひ、立冬の風を西北風(一名不周風)といひ、冬至の風を北風(一名廣莫風)といふ、【詘信】は屈伸に同じ、【要鐘鼓附會之節】要は邀なり、ムカフと訓む、一句の意は、鐘と鼓とにて附け會はす音

節を邀へて舞ふなり、言換ふれば鐘鼓の音に合はして舞ふなり、【衆積謘謘乎】此の句は、前後に錯簡あるべし、先儒皆以て讀むべからずとせり、郝蘭皐は獨り之れを解して、舞意と衆音と繁會して、節に應ずること、恰も人の告語の熟して謘々然たるが如きなりといへども、面白からず、故に之れが解を省けり、

吾觀於鄉、而知王道之易易也、

此の節は鄉飲酒の禮を見て王道の容易なることを說けり、

吾鄉飲酒の禮を觀て、王道の極めて容易にして六ッかしからざることを知れり、左に之れを說明せん、

【鄉】は鄉飲酒の禮を指す、鄉飲酒とは鄉に於て催す酒宴也、凡て四種あり、(一)は鄉の大夫が鄉校の卒業生を都に升すとき、(二)は鄉大夫が鄉中の賢者を賓として酒宴を催すとき、(三)は州長が射禮を講習して村の人々を饗するとき、(四)は黨(ムラ)の長が蜡祭(年末の祭)の節、村の人々を饗するとき之れなり、儀禮の鄉飲酒篇に記す所は、(一)の禮にて最も名高し、されば其の梗概を記して一斑を紹介すべし、致仕して鄉に在る大夫を父師といふ致仕して鄉にある士を小師といふ、此の二人は鄉の學校にあり鄉中の人を敎ふ、之れを稱して鄉先生といふ、鄉の學校は三年にして卒業す、卒業生は之れを學士といふ、必ず之れを君に薦め、君は必ず之れを官に用ふるなり、學士を君に薦めて都に升すとき、大夫が主人となりて學士を賓客となし、學校にて酒宴を催す、之れを鄉飲酒禮といふなり、三年每に卒業生が出る故、此の禮も亦三年每に行ふなり、此の時學士中の最も賢なる者一人を擇びて賓となす、正賓の義なり、其の次の者を介となす、介は介添なり、正賓に屬す、其の次の者は皆衆賓となす、俗にいふ相伴なり、酒宴の時は、樂人詩を歌ひ樂を奏す、此の間の言語容貌より進退周旋に至るまで、皆丁重なる禮ありて苟(カリソメ)にせず、極めて重き儀式なり、【易易】は容易なる貌なり、

主人親速賓及介、而衆賓皆從之、至于門外、主人拜賓及介、衆賓皆入、貴賤之義別矣、三揖至

于階、三讓以賓升、拜至獻酬辭讓之節繁、及介省矣、至于衆賓、升受、坐祭、立飲、不酢而降、隆殺之義辨矣、工入升歌三終、主人獻之、笙入三終、主人獻之、間歌三終、合樂三終、工告樂備遂出、二人揚觶、乃立司正焉、知其能和樂而不流也、賓酬主人、主人酬介、介酬衆賓、少長以齒、終沃洗者焉、知其能弟長而無遺也、降脫履升坐、修爵無數、飲酒之節、朝不廢朝、暮不廢夕、賓出、主人拜送、節文終遂焉、知其能安燕而不亂也、貴賤明、隆殺辨、和樂而不流、弟長而無遺、安燕而不亂、此五行者、足以正身安國矣、彼國安而天下安、故曰、吾觀於鄉、而知王道之易易也、

此の節は、鄉飲酒の禮を見て王道の容易なることを知る所以を說明せり、

鄉飲酒禮の時、主人が親ら正賓と介添とを招く、衆賓は親ら之れを招かず、正賓と介添とに自から從ひて來るなり、門外に來るときは、主人親から出迎へて、正賓と介添とを拜す、賓と介添と答拜して門內に入れば、衆賓は從ひて自から門內に入るなり、かく正賓と介添とを優禮するは貴きが爲にして、衆賓に對して禮を薄くするは賤しきが爲めなり、是れにて貴賤の義自ら明に別かるゝなり、其れより門內にて主賓

互に三たび會釋して階下に至り、亦互に三たび辭讓して後、主人は先きに立ち正賓を案內して升る、階上にて主人は北面して正賓の至るを再拜し、爵を或は獻じ或は酬ふ、互に辭讓する禮節盛なり、介添に至りては獻酬の禮少しく省略す、衆賓に至りては、階上に升りて、爵を主人より受け坐して祭り、立ちあがりて飮み、復爵を主人に酬ひずして降るなり、かく正賓に於ては禮隆く、衆賓に於ては禮減ず、是れにて尊き者には禮隆く、卑き者には禮減ずるの義、明かに別かるゝなり、其れより樂正が樂工を率ゐて階上に升りて、鹿鳴、四牡、皇皇者華の三詩を歌ひ終はれば、主人は之れに酒を獻ず、次に笙を吹く人が階下に入りて、南陔、白華、華黍の三詩を歌ひ終れば、主人は之れに酒を獻ず、次に階上と階下とにて、代る〲歌樂を奏すること、三たびにして終れば、此度は上下にて歌樂を合奏す、此れ亦三たびにして終れば、樂正は正賓に向ひ樂は完全に終れりと告げて、遂に階を降るなり、此の時主人は一人の吏に命じて觶を擧げて正賓と介添とに獻じ、旅酬を行はんことを示し、後一人を擇びて司正の役となし、懈惰者を監督せしむ、是れを見て、其の能く和樂して而かも放慢に流れざるを知るべきなり、旅酬になると、先づ賓が主人に酬ひ、主人が介添に酬ひ、介添が衆賓に酬ふ、其れより主人の方の人々も賓客の方の人々も、年の長少を以て順序正しく酬ひ合ひ、盥や爵を洗ふ賤しきものに至りて終る、是れを見て、其の能く年少者も、年長者も、皆恩澤を被りて遺さるゝことなきを知るなり、旅酬終りて後、皆階を降りて屨を脫ぎ、再び升り來りて坐し、其れよりは、賓主互に爵をすゝめ合ふに數かぎりなし、然れども、飮酒の節は、朝は早く朝廷へ出でゝ、其の職務を廢せず、それが終りて後に飮み、又暮方は、日の未だ沒せざるに先ちて飮むことを罷め、歸りて夕べに務むべき家事を廢せざるなり、さていよ〲宴終り、正賓辭して出づれば、主人は門外に拜送す、是に至りて、禮節は全く滯りなく終るなり、是れを見て主客ともに、其の能く安氣に酒宴して樂しみ、而も亂暴に流れざることを知るべきなり、以上述べたる、貴賤の義明なると、尊き者は禮隆く、卑き者は禮減ずるの別と、和樂すれども、放漫に流れざると、年少者年長者とを問はず、恩澤を施して遺すことなきと、安氣に酒宴し

て樂み、而も亂暴に陷ることなきとの、此の五つの行は、之れを推しひろめて行ふときは、以て身を正しくし國を安んずるに足るなり、彼の國安ければ天下も亦安し、余故に曰く、吾鄕飮酒の禮を觀て、王道の容易にして六ッかしからざることを知れりと、

【速】は招なり、マネクと訓む、【賓】は正賓なり、【介】は介添なり、【三揖】は三たび會釋するなり、會釋する所は門內なり、【三讓以賓升】は階下に至りて主客互に辭讓し主人先づ升り、正賓を案內するをいふ、以は案內の意なり、ヒキヰテと訓む、【拜至】は主人が階上の楣に當りたる所に立ち、北面して正賓の至るを再拜するなり、北面は臣下の禮なり、臣下の禮を執るは、正賓を尊ぶなり、【獻酬】主人が先づ爵に酒を酌みて、正賓にすゝむるを獻といふ、正賓が其れを飮み卒りて、酒を酌み主人に報うるを酬といふ、之れを主賓にて數度くりかへしてなす、【辭讓】は主賓互に辭讓するなり、【繁】は盛なり、【及介省矣】は介に及びては正賓の如く獻酬の禮を丁重にせず、一度丈けにて省略するなり、【坐祭】は坐して神を祭るなり、【酢】は酬に同じ、【隆殺】隆は尊きなり、殺は減ずるなり、尊き者は禮隆く、卑き者は禮減ずるを云ふ、【辨】は別なり、【工】は樂正なり、樂正は樂工の長なり、【升歌三終】升歌は階上に升りて奏する歌にて、詩經の鹿鳴、四牡、皇皇者華の三篇なり、此の三篇は共に小雅の中にあり、三終とは三篇を奏し終るなり、【笙入三終】は、笙を吹く人が階下に入りて、南陔、白華、華黍の三篇を奏し終るなり、此の三篇は詩經小雅の中にあり、然れど今は其の詞亡ぶ、【間歌三終】間は代なり、代歌とは代る〳〵歌ふなり、即ち階上と階下とにて、代る代る歌ふなり、即ち階上にて先づ魚麗の詩を歌へば、階下にて由庚の詩を歌ふ、是れ一終なり、次に階上にて南有嘉魚の詩を歌へば、階下にて崇丘の詩を歌ふ、是れ二終なり、次に階上にて南山由臺の詩を歌へば、階下にて由儀の詩を歌ふ、是れ三終なり、此等の詩は、皆詩經小雅の中にあり、就中由庚、崇丘、由儀の三詩は今其の詞亡びたり、【合樂三終】は階上と階下とにて合奏するなり、即ち階上にて關雎の詩を歌へば、階下にて鵲巢の詩を歌ひて之れに合はす、是れ一終なり、次に階上にて葛覃の詩を歌へば、階下にて采蘩の詩を歌ひて之れに合はす、是れ二終なり、次に階上に

て卷耳の詩を歌へば、階下にて采蘋の詩を歌ひて之れに合はす、是れ三終なり、【遂出】は樂正が樂工を率ゐて階上を出で去るなり、【二人揚觶】は主人が二人の吏に命じて觶をあげて正賓と介添とにさし、人々に旅酬の禮を加ふることを示すなり、旅は衆なり、旅酬とは主賓を始め、主人方のものも、賓の方のものも、年の多少を問はず、殘らずあつまりて、觶を相酬ひて飮むなり、故にもろ〳〵酬ひ飮むといふ、觶はさかづきの一種なり、形左圖の如し、【司正】は役の名なり、旅酬の際、懈惰あるときは、禮を缺くに至るを以て、此の役を設けて監督するなり、【不流】は放漫に流れざるなり、【少長以齒】は旅酬の際は、年長者と年少者と年齡順にするなり、【沃洗者】は盥を沃ひ爵を洗ふ賤役のものなり、【降脫屨】は皆階を下りて屨を脫するなり、旅酬以前は立ちて禮を行ひ、此れより後は、將に安燕せんとするが故に、屨をぬぎ坐して飮むなり、【修爵】は爵を擧ぐるなり、修は擧なり、アグと訓む、【無數】は數限りなきなり、【朝不廢朝】は朝は朝廷に出でゝ、其の職務を行ひて後、歸りて飮む、故に朝は朝を廢せずといふ、【暮不廢夕】は暮方は日の沒せざるに先ちて飮むことを罷め、歸りて夕方の家の務めをなすなり、故に暮は夕を廢せずといふ、【節文】は禮節儀式なり、【終遂】は全く滯りなく終るなり、【安燕】燕は宴なり、安燕は宴會して安氣に樂しむなり、


觶

○以上第五章、鄉飮酒の禮は、修身より治國に至る大道を備ふ、是れを見て王道の簡易なることを知ることを說けり、此の章と次章とは、音樂と關係なし、他篇の錯簡なるべきことを、荻生徂徠言へり、思ふに然らん、

亂世之徵、其服組、其容婦、其俗淫、其志利、其行雜、其聲樂險、其

文章縟而采、其養生無度、其送死瘠墨、賤禮義而貴勇力、貧則爲盜、富則爲賊、治世反是也、

○第六章、亂世の徵候を說けり、

只今は亂世なり、左に亂世たる徵候を證明せん、其の服は華美に、其の容貌は優柔に、其の風俗は淫亂に、其の志は利を貪り、其の行は汚れてきたなく、其の音樂は姦邪にして平正ならず、其の文章は繁縟にしてはなやかに、其の生者を養ふは奢侈度なく、其の死者を送るは輕薄極まれり、常に禮義を賤しみて勇力を貴び、貧なる時は則ち竊盜をなし、富めるときは則ち賊を爲すなり、治平の世は全く之れに反するなり、

【亂世之徵】は亂世の徵候なり【組】は文なり、華美をいふ、【婦】は婦人の如く優柔なるなり、【利】は利を貪るなり、【雜】は汙雜なり、けがれきたなきこと、【險】は不平なり、姦邪にして平正ならざるなり、【縟而采】は繁縟にしてはなやかなり、中實なきを云ふ【無度】は奢侈度なきなり、【瘠墨】二字ともに薄きなり、輕薄極まるをいふ、【盜】は竊盜なり、【賊】は人を劫し又は殺して物を奪ふこと、

荀子卷第十五

解蔽篇第二十一

蔽とは、心の物欲に壅蔽せられて通明ならず、一方に偏するをいふ、當時正道行れず、人心壅蔽せらる、異端曲說之れに乘じて競ひ起り、盛に之れを誘惑す、此の篇は即ち異端曲說を辨じて、心の壅蔽せられたる者の迷霧を解き、之れをして正道に歸せしめんとす、故に解蔽を以て篇に名づくるなり、首に現代は心の壅蔽せられたるもの多きが爲に、邪說のつけ入りて、益〻之れを誘惑する狀態を敍べ、次に心の働きを論じて、治心の法に及び、最後に人々は聖人を目標として進むべきことを說けり、此の篇文辭奇古、誤脫多く、尤も難解と稱せらる、

凡人之患、蔽於一曲、而闇於大理、一則復經、兩則疑惑矣、天下無二道、聖人無兩心、

此の節は、人邪說に蔽はれて道理に闇しと雖、心專一なるときは正道に復ることを得べきを說けり、凡そ人の患とする所は、一方に偏れる邪說に蔽はれて之れを信じ、以て大なる道理に闇きあり、道理に闇しと雖、心專一なるときは、常道に復歸することを得れども、專一ならざるときは、益〻疑惑の淵に沈むものなり、夫れ道は一のみ、心は一のみ、故に天下に二道なく、聖人に兩心なし、人々が專一の心にて、唯一の正道を守るべきは、言ふ迄もなきことならずや、【一曲】は猶一偏といふが如し、一方に偏れる說をいふ、【大理】は大なる道理なり、【一則復經】一は專一なり、經は常なり、常道なり、常道は一定不易の正道をいふ、一句の意は、心專一なれば、たとひ道理に闇しと雖、常道に復歸するを得んとなり、【兩則疑惑】兩は心二つなり、即ち專一ならざるなり、一句の意は、心專一ならざるときは、益〻疑惑の淵に沈むとなり、

今諸侯異政、百家異說、則必或是或非、或理或亂、亂國之君、亂家之人、此其誠心、莫不求正而以自爲也、始繆於道、而人誘其所殆也、私其所積、唯恐聞其惡也、倚其所私、以觀異術、唯恐聞其美也、是以與治離走、而是己不輟也、豈不蔽於一曲而失正求也哉、心不在焉、則白黑在前、而目不見、雷鼓在側、而耳不聞、況於使者乎、德道之人、亂國之

君、非之上、亂家之人、非之下、豈不哀哉、

此の節は、現今の人々は心が一方に偏りて專一ならざるに、邪說に誘惑せられて、爭うて之れに走り、爲に正道を唱ふる者を非るに至れるは、悲むべき現象たることを說けり、

今や諸侯、各〻其の政を異にし、多くの學者は、各〻其の說を異にす、其の中には、或は是なるものあり、或は非なるあり、或は治まれるあり、或は亂れたるあり、種々樣々なり、是きものや治まれるものは別として、亂國の君、亂家の人と雖、此れ其の誠心には、正道を求めて自らの爲めにせんことを欲せざるはなし、然るに始めに正しき道をふむことを繆りて邪に走りしより、種々の邪なる學者は、之れをよき事にして、其の好む所に投じて、種々の說を唱へ、之れを誘惑するや、彼等は益〻之れを信用し、其の極は其の習ふ所の邪說に親みて、他人より其の缺點を聞かんことを恐れ、又其の私に親む所の邪說に偏り倚りて、以て己の學ぶ所と異なる學術を觀て、之れを妬嫉し、たゞ其の美點を聞かんことを恐るゝなり、是れを以て、益〻正道と離れ遠ざかりて、己の習へる邪說を是しとして、之れを信ずることを止めざるなり、是れが、なんと一方に偏れる邪說に蔽はれて、正道を求むることを失ひしものに非ずや、凡て心こゝに在らざれば、白や黑の色が前にありても、少しも目に見えず、雷の如き太鼓の音が側に響きても、少しも耳に聞えざるものなるに、況して邪說に使役せらるゝ者に於ては、心が闇黑になり居る故、正道を求むることを忘るゝも、亦不思議の事に非ず、されば正道を會得する人あれば、亂國の君は、上にありて之れを非り、亂家の人は、下にありて之れを非るを以て、身を措くに所なく、不遇の中に終るなり、なんと哀しきことに非ずや、

【百家】は多くの學者なり、【理】は治なり、【求正】は正道を求むるなり、【自爲】は自分の爲にするなり、【繆】はあやまりなり、【人誘其所殆】人は異端の學者をいふ、殆は近なり、チカシと訓む、所近とは好む所をいふ、一句の意は、異端の學者が、人々の好む所に投じて、種々の說を唱へて之れを誘惑するなり、例へば、人々儉約を好むときは、則ち墨子節儉の說を唱へ

て、之れを誘ひ、人々辯を好むときは、則ち惠施詭辯の說を唱へて、之れを誘ふが如し、【私ニ其所ノ積】私は私に親むなり、積は習ふなり、ナラフと訓む、習ふ所とは、習ふ所の邪說を指す、【其惡】は其の己の習ふ所の說の缺點なり、【倚ニ其所ノ私】倚は偏り倚るなり、所レ私は私に親む所の邪說を指す、【異術】は己が奉ぜる所と異なれる學術なり、【其美】は其の己が奉ぜる所と異なる學術の美點なり、【與レ治離走】治は治まれる道にて正道を指す、離れ走るとは、離れ遠ざかるなり、【輟】は止なり、ヤムと訓む、【雷鼓】は雷の如き大鼓の音なり、【使者】は邪說に使役せらるゝものなり、【德レ道之人】德は得なり、ウと訓む、一句の意は、正道を會得する人をいふ、【非ニ之上ニ】非はそしるなり、次の非之下の非も、亦之れに同じ、

○以上第一章、現今の人々が邪說に蔽はれて、之れを信奉し、正道を顧るものなく、爲に邪說の益〻流行するに至ることを嘆息せり、

故爲レ蔽、欲爲レ蔽、惡爲レ蔽、始爲レ蔽、終爲レ蔽、遠爲レ蔽、近爲レ蔽、博爲レ蔽、淺爲レ蔽、古爲レ蔽、今爲レ蔽、凡萬物異則莫レ不ニ相爲一レ蔽、此心術之公患也、

此の節は、人々は其の知る所、好む所のものゝ爲に、心を蔽はるゝことを數へ擧げて說明せり、

如何なるものが、心を蔽ふことを爲すや、曰く、人欲する所のものあれば、其のものが心を蔽ふことを爲すなり、又惡む所のものあれば、其のものが心を蔽ふことを爲すなり、又始に或るものを偏り好みたるが爲に、其のものが心を蔽ふことを爲すなり、又終に或るものを偏り好みたるが爲に、其のものが心を蔽ふことを爲すなり、又高遠なる說を好みたるが爲に、其の說が心を蔽ふことを爲すなり、又淺近なる說を好みたるが爲に、其の說が心を蔽ふことを爲すなり、又博覽を務めたるが爲に、其の博覽が心を蔽ふことを爲すなり、又淺薄に安んじたるが爲に、其の淺薄が心を蔽ふことを爲すなり、又古の事のみ偏り修めたるが爲に、其の古の事が心を蔽ふことを爲すなり、又今

の事のみ偏り修めたるが爲に、其の今の事が心を蔽ふことを爲すなり、凡て萬物は人が其の好む所異なれば、則ち互に人を蔽ふことを相爲さゞるはなし、此れ心を治むる道に於て、天下の人々の共に患とする所なり、

【故】は胡と通ず、ナンゾ、又はナニヲカと訓む、【欲爲蔽】は欲する所のものあれば、其のものが心を蔽ふことを爲すなり、例へば酒色を好めば其れが爲に、心を蔽はれて迷亂するが如し、【惡爲蔽】は惡む所のものあれば、其のものが心を蔽ふことを爲すなり、例へば妖怪を惡み嫌へば、其れが爲に小膽となり、茶の樹を見ても妖怪と思ふが如し、【遠爲蔽】は高遠なる説を好みたるが爲に、其の説が心を蔽ふことを爲すなり、例へば、餘り高遠なる哲理を研究して、尊大自ら持し、己れ天下第一の哲學者と思ふが如し、【淺爲蔽】は淺近なる説を好みたるが爲に、其の説が心を蔽ふことを爲すなり、例へば、淺學の徒が、自ら其れに甘んじて、專門に學術を研究する者を笑ふが如し、【博爲蔽】は博覽を務めたるが爲に、其の博覽が心を蔽ふことを爲すなり、例へば、博く種々の學を修めて其の一端をかぢり知り、大學者氣取りで威張るが如し、【淺爲蔽】は淺薄に安んじたるが爲に、其の淺薄が心を蔽ふことを爲すなり、例へば、己れ淺薄にして定見なきに拘らず、くだらぬ説を主張して、得意がるが如し、【古爲蔽】は古の事のみ偏りて修めたるが爲に、其の古の事が心を蔽ふことを爲すなり、例へば、古の事を研究する學者が、古を尊び今を賤むが如し、【今爲蔽】は今の事のみ偏りて修めたるが爲に、其の今の事が心を蔽ふことを爲すなり、例へば今の事を研究する學者は、古は野蠻だとかなにとかいうて、くさすが如し、【心術】術は道なり、心道とは心を治むるの道なり、【公患】公は共なり、共患とは天下の人々が共に患ひとする所なり、

昔人君之蔽者、夏桀殷紂是也、桀蔽於末喜斟觀、而不知關龍逢、以惑其心、而亂其行、紂蔽於妲己、飛廉、而不知微子啓、以惑

其心、而亂其行、故群臣去忠而事私、百姓怨非而不用、賢良退處而隱逃、此其所以喪九牧之地、而虛宗廟之國也、桀死於鬲山、紂縣於赤旆、身不先知、人又莫之諫、此蔽塞之禍也、

此の節は、其の好む所の臣下の爲に心を蔽はれて國を亡せし、夏の桀王と殷の紂王との事を說き、心の蔽はれたる害毒の大なるを示せり、

昔の人君の中にて、心を蔽はれて國を喪ひし者は、夏の桀王と殷の紂王と是れなり、桀王は愛妃末喜と、嬖臣斟觀との爲に心を蔽はれて、忠臣關龍逢を知らず、是れを以て其の心を惑はし、其の行を亂したり、紂王は愛妃妲己と、嬖臣飛廉との爲に心を蔽はれて、忠臣微子啓を知らず、是れを以て、其の心を惑はし其の行を亂したり、故に二王ともに、群臣は忠義の心を棄て去りて、私事のみを謀り、百姓は暴政を怨み誹りて、上の命令を用ひず、賢良の士は、朝廷を退きて野に處り、又は山に隱れ逃れたり、之れが其の二王が九州の土地を喪ひて、先祖の宗廟のある國都を墟址にせし所以の理由なり、かくて桀王は放逐せられて鬲山に死し、紂王は首を斬られて赤旆のさきに懸けられたり、かく二王は先きに身の亡ぶることを知らずして傲奢を極め、人も亦之れを諫むるものなくなりたるは、全く此の姦婦と姦臣とに心を蔽ひ塞がれし爲に、此の禍に罹りたるなり、

【末喜】は桀王の妃なり、桀有施氏を伐つ、有施の君末喜を獻ず、美なり、桀之れを寵し、言ふ所皆從ふ、民の財を殫して瑤の宮、瑤の臺を造り、肉山脯林を設け、池を穿ちて酒を滿たす、以て船を運らすべし、池の堤は糟を以て作る、一たび鼓すれば牛飲するもの三千人、末喜以て樂と爲す、國人大に亂ると史に見ゆ、【斟觀】は夏と同姓の國にて、其の君は當時桀王の嬖臣なりしならんといふ、事蹟詳ならず、【關龍逢】は桀王の臣なり、王を諫めて殺さる、【妲己】は紂王の妃なり、紂王有蘇氏を伐つ、有蘇の君妲己を獻ず、美なり、

王之れを寵し、言ふ所皆從ふ、賦税を厚くして、鹿臺に錢を實て、鉅橋の倉に粟を盈て沙丘にある臺と苑とを廣くし、珍奇の禽獸を取りて其の中に置く、又酒池肉林をつくりて、男女をして裸になりて其の間に相逐はしめ、長夜の飲を爲す、百姓怨望して諸侯背くものありと、史に見ゆ、【飛廉】は紂王の嬖臣なり、王を導きて亂行をなさしめたり、【微子啓】は紂王の庶兄なり、微は國名、子は爵、啓は名なり、紂王を諫むれども聞かず、國亡びて先祖の祭を絶やすに至らんことを慮り、祭器を抱いて周に奔り、後宋の國に封ぜらる、【去忠】は忠義の心を棄て去るなり、【怨非】非は誹に同じ、そしるなり、【不用】は上の命令を用ひざるなり、【九牧】は九州なり、牧は養ふなり、九州の民を養ふといふ意より九牧といふ、昔し夏の禹王支那の地を分ちて九州となす、故に九州とは全國の代名詞なり、【虛】は墟と通ず、墟址なり、【宗廟之國】は先祖の宗廟のある國都なり、【桀死於鬲山】は山名、鬲音レキ、淮南子修務篇に、湯整兵鳴條、困夏南巢、譙以其過、放之歷山とあり、【紂縣赤旆】縣は懸に同じ、赤旆はあかはたなり、周の武王紂を伐ち其の首を斬つて赤旆のさきにかけてさらせしこと、史に見ゆ、【身不先知】は先きに身の亡ぶることを知らず、傲奢を極めしとなり、

成湯鑒於夏桀、故主其心、而愼治之、是以能長用伊尹、而身不失道、此其所以代夏王、而受九有也、文王鑒於殷紂、故主其心、而愼治之、是以能長用呂望、而身不失道、此其所以代殷王、而受九牧也、遠方莫不致其珍、故目視備色、耳聽備聲、口食備味、形居備宮、名受備號、生則天下歌、死則四海哭、夫是之謂至盛、

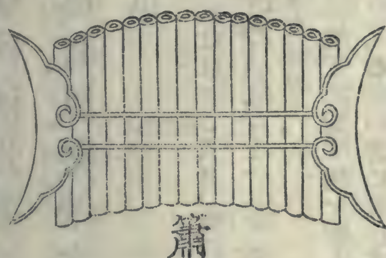
詩曰、鳳凰秋秋、其翼若干、其聲若簫、有凰、有鳳、樂帝之心、此不蔽之福也、

此の節は、心を蔽はれざる人君、殷の湯王と、周の文王との至大の幸福を受けしことを說き、以て蔽はれざるの利益多きを示せり、

殷王成湯は、夏の桀王の爲す所を鑒とす、故に其の心を守りて愼み治め、姦邪の爲に蔽ひ惑はされず、是れを以て、能く長く賢臣伊尹を用ひて國を治め、身は正道を修めて之れを失はず、此れ其の夏王に代りて九州の地を受け、之れを有ちし所以なり、又周の文王は、殷の紂王の爲す所を鑒とす、故に其の心を守りて之れを愼み治め、姦邪の爲に蔽ひ惑はされず、之れを以て、能く長く賢臣呂望を用ひて、國を治め、身は正道を修めて之れを失はず、此れ其の殷王に代りて九州の地を受け、之れを有ちし所以なり、二王九州を有ちてより後は、遠方の民皆歸服し、珍奇の物を貢ざることなし、故に目は完備せる色を視、耳は完備せる音樂を聽き、口は備完せる味を食ひ、體は完備せる宮殿に居り、名は完備せる稱號を受け、生けるときは、天下の人々其の德を謳歌し、死せるときは、四海の民慟哭して悲しめり、夫れ之れを至つて盛なる德ある人といふ、昔の詩に曰く、「鳳凰が秋々と躍り舞ふ、其の翼は恰も干の如く、其の聲は恰も簫の如し、かく凰と鳳とが來て歌ひ舞ひ、皇帝の心を樂しましむ」と、此の詩は、堯帝のとき、鳳凰が來て帝の心を樂しませることを歌ひたるものなれども、成湯、文王の二王も亦堯帝の如き有德者なれば、此の詩にいへるが如き、目出度き樂を得たるをいへるなり、此れはつまり姦邪の爲に心を蔽はれざる爲に、此の幸福を得たるなり、

【主二其心一】主は守なり、マモルと訓む、一句の意は、其の心を守りて失はざるなり、【伊尹】は湯王の臣にて、王を輔けて天下を一統したる賢相なり、【九有】は九州なり、九州の土を撫有すといふ意より、九有といふ、【文王】紂王を滅して天下を一統せしは武王なり、然るに此に文王といひしは、武王が成功は文王の聖德に本づく、故にこゝには文王といひたるなり、【呂望】は文王の臣にて賢人なり、王及び武王を輔けて天

下一統の業をなせり、所謂太公望是れなり、【珍】は珍奇の物なり、【備色】は完備せる色なり、以下備の字、此の備と同意なり、【天下歌】は天下の人其の德を謳歌するなり、【至盛】は至盛の德なり、【詩曰】此の詩は逸詩なり、【鳳凰】は鳥の王なり、雄を鳳といひ、雌を凰といふ、【秋秋】は蹌蹌に同じ、躍り舞ふ貌なり、【干】は楯なり、禮論篇に圖解せり、武の舞には之れを執りて舞ふ、【簫】は樂器なり、竹を編みて作る、左圖の如し、【帝】は堯帝を指す、尚書の臯陶謨に鳳凰來儀すとあり、


簫

昔人臣之蔽者、唐鞅、奚齊是也、唐鞅蔽於欲權、而逐載子、奚齊蔽於欲國、而罪申生、唐鞅戮於宋、奚齊戮於晉、逐賢相而罪孝兄、身爲刑戮、然而不知、此蔽塞之禍也、故以貪鄙背叛爭權、而不危辱滅亡者、自古及今、未嘗有之也、

此の節は、貪欲の爲に心を蔽はれて誅戮せられし人臣、唐鞅と奚齊とをあげて、心を蔽はれたる害毒の甚しきを示せり、

昔の人臣にて、貪欲の爲に心を蔽はれ、身を亡ひしものにて名高きは、宋の唐鞅と、晉の奚齊と是れなり、唐鞅は政權を欲する欲望の爲に心を蔽はれて、賢相載子を放逐し奚齊は國家を欲する欲望に心を蔽はれ

て、孝心深き兄の申生を罪し、一時は望を達し得しも、間もなく唐鞅は宋にて誅戮せられ、奚齊は晉にて誅戮せられたり、かく賢明なる宰相を放逐し、孝心深き兄を罪すれば、身は刑罰に處せられて誅戮せらるゝは、明なることとなるに、二人はそれに氣付かず、欲望を達せんとせしは、淺ましき事なり、此れ貪欲の爲に心を蔽ひ塞がれたるが故に、此の禍に罹りしなり、故に貪欲鄙劣、道理に背き、政權を得んと爭ひ、以て危辱を被り身を滅さゞる者は、古より今に至るまで未だ嘗て之れ有らざるなり、

【唐鞅】は宋の康王の臣なり、事蹟詳ならず、呂氏春秋當染篇に、宋康王染於唐鞅、田不禋といひ、又同書淫辭篇に、宋王謂其相唐鞅曰、寡人所殺戮者衆矣、而群臣愈不畏、其故何也、唐鞅對曰、王之所罪、盡不善者也、罪不善、善者故爲不畏、王欲群臣之畏也、不若無辨其善與不善而時罪之、如此則群臣畏矣、居無幾何、宋君殺唐鞅とあり、此れによれば、鞅が姦言を以て康王を迷はし、一時權威を恣にせしが、後遂に王の意に觸れ戮せられたるを知る可きなり、【奚齊】は晉の獻公の子なり、【唐鞅蔽於欲權而逐載子】載は讀んで戴と爲す、音タイ、或は戴不勝なりといひ、或は戴驩なりといふ、前説可なるに近し、孟子滕文公篇に、戴不勝が宋王を輔翼し、賢臣薛居州を薦めたるを批評して、王の側に居る臣下は皆小人なれば、居州一人にて如何に善言を進めて諫むるとも、役に立つまじといへる記事あり是れによるも、不勝の賢相なりしことを推知すべし、唐鞅が之れを放逐せし事は、詳ならず、【奚齊蔽於欲國而罪申生】申生は晉の獻公の太子なり、仁惠にして孝なり、獻公驪戎を伐ち、驪姫を得て歸る、美なり、之れを愛し立てゝ夫人と爲す、奚齊を生めり、是に於て申生を廢して奚齊を立てんとす、驪姫亦申生を憎み之れを公に讒し、出だして曲沃に處らしむ、後種々の謀を以て申生を讒害せしが、申生は孝心深き故少しも逆はざりき、後驪姫、申生に命じて、父上が齊姜(申生の生母)を夢見られたる故、祠りて其の供への胙肉と酒とを送らしむ、申生は命の如くし胙肉を送りしに、驪姫は毒を其の肉と酒とに入れ、公に薦む、公將に食はんとするとき、驪姫毒味とて肉を犬に投げ與へしに、犬は忽ち斃れしかば、公は大に怒り、申生の傅役たる杜原欵を殺せしかば、

中生は恐れて新城に走り、遂に自經して死せり是に於て奚齊を立てゝ太子とせり、獻公の薨ずるや、大臣里克等謀りて、驪姫と奚齊とを殺して、惠公を立て、國を安んぜり、其の顛末は、左傳及び國語に詳なり、【貪鄙】は貪欲鄙劣なり、【背叛】は道理に背くなり、

鮑叔甯戚隰朋、仁智且不蔽、故能持管仲、而名利福祿與管仲齊、召公呂望、仁智且不蔽、故能持周公、而名利福祿與周公齊、傳曰、知賢之謂明、輔賢之謂能、勉之彊之、其福必長、此之謂也、此不蔽之福也、

此の節は、心を蔽はれざる人臣、鮑叔、甯戚、隰朋、召公、呂望の幸福を得しことを説きて、蔽はれざるの利益の大なるを示せり、

齊の鮑叔と甯戚と隰朋とは、仁智を兼備して欲望の爲に心を蔽はれず、故に能く賢臣管仲を扶翼して、桓公に事へしかば、其の名聲利益福祿ともに管仲と齊しかりき、又周の召公と呂望とは、仁智兼備して欲望の爲に心を蔽はれず、故に能く賢臣周公を扶翼して武王成王に事へしかば、其の名聲、利益、福祿ともに周公と齊しかりき、傳に曰く、「賢人を知るこれを明ありといふ、賢人を輔くる之を能ありといふ、人賢を知り賢を輔くることを勉め彊むれば、其の幸福は大にして且つ長久なり」と、此の語は鮑叔、甯戚、隰朋、召公、呂望諸臣のことを謂ひしなり、此れ等は欲望に心を蔽はれざるが故に、此の幸福を得しなり、

【鮑叔】は名は牙、叔は其の字なり、齊の桓公の傅なり、管仲と親交あり、仲は始め桓公兄糾の臣にて、糾と桓公と位を爭うて戰ふとき、仲は射て桓公を傷つけたり、糾敗死するや、仲は囚へらる、桓公の位に即くに及び、鮑叔は仲の賢なるを以て、恨を措きて之れを用ひんことを桓公にすゝめ、公は其の言を納れて仲を用ひ執政となし、遂に覇業を成せり、鮑叔は仲をすゝむるの後、常に仲の下位に立ち、仲を扶翼せり、是

れを以て、天下の人仲の賢を稱せずして、鮑叔が賢人を知りて君にすゝめ、身を以て之れに下るの美德を稱せりといふ、左傳史記に事蹟見ゆ、【甯戚】は衞の人なり、齊の桓公の賢を聞き、之れに事へんと欲すれども、傳手なきを以て、旅商となり、車を庸ひて齊に行き、都の東門の外に宿せり、此の夜桓公客を迎ふるが爲に、東門に來らる、甯戚車下にて牛に食を與へ、其の角を擊ちて、南山矸、白石爛兮、生不遭堯與舜禪、短布單衣適至骭、從昏飯牛薄夜半、長夜曼曼何時旦と聲高く歌ひたれば、桓公は之れを聞き其の常人に非ざるを知り、後車に命じて戚を載せて宮に歸り、與に語りて其の賢なるを知り、大に喜び、群臣の諫を斥け、直に大夫に擢んでたること、呂氏春秋、淮南子、新序、三齊略記等に見ゆ、されど其の管仲との關係は詳ならず、思ふに仲の下に從ひて之れを輔けたるものならん、【隰朋】は齊の大夫にて、管仲の執政中は常に其の下にありて働けり、仲病みて將に死せんとするや、桓公問うて曰く、卿不幸にして死さば、誰を以て相となして可ならんと、仲對へて曰く、隰朋可なり、朋の人と爲りや、中心堅固にして擧作嚴格に、欲少なくして信多し、此れ覇者の佐なり、君其れ之れを用ひよと、言ひしこと、韓非子十過篇に見ゆ、以て其の賢明なることを知るべし、【持】は扶翼なり、タスクと訓む、【召公】は名を奭といふ、周の武王の支族なり、武王天下を一統するや、其の力與りて大なり、燕に封ぜらる、武王崩後、周公と共に成王を輔佐し、周室を泰山の安きに置けり、【彊】は勉なり、ツトムと訓む、【長】は長久なり、

昔賓孟之蔽者、亂家是也、墨子蔽於用、而不知文、宋子蔽於欲、而不知得、愼子蔽於法、而不知賢、申子蔽於勢、而不知知、惠子蔽於辭、而不知實、莊子蔽於天、而不知人、故由用謂之道盡利矣、由欲謂之道盡嗛矣、由法謂

之道盡數矣、由勢謂之道盡便矣、由辭謂之道盡論矣、由天謂之道盡因矣、此數具者、皆道之一隅也、夫道者、體常而盡變、一隅不足以擧之、曲知之人、觀於道之一隅、猶未之能識也、故以爲足而飾之、內以自亂、外以惑人、上以蔽下、下以蔽上、此蔽塞之禍也、

此の節は、天下の諸學者の曲說に蔽はれて、自ら身を賊ひ、又人を惑はしつゝあるをあげ、其の害を論ず、昔し天下の諸侯に遊說したる士にて、一方に偏り心を蔽はれたる者の中にて名高きは、亂家の學者なり、左に之れを列擧せん、墨子は上下の別なく、力を用ひて勤め働きて節儉するといふ說を唱へ、此の說の爲に心を蔽はれて、世の中には貴賤上下の等級ありて文飾せられ、貴くして上にあるものは心を勞して、賤しくして下にある者を役し、賤しくして下にあるものは力を勞して働き、貴くして上にあるものに役せらるは天下の通義なることを知らず、宋子は人の情は欲寡し、故に之を制するを要せず、たゞ其の欲する所に任すときは自ら治まるといふ說を唱へ、此の說の爲に心を蔽はれて、人には道德といふ無上の貴きものあり、之れに向つては極めて多欲なるべく、私利私欲に向つては、此の道德てふものにて制裁して之れを欲するなからしむるといふことを知らず、愼子は法律一片にて、法律さへ備はれば、賢才なしと雖、世は治まるといふ說を唱へ、此の說の爲に心を蔽はれて、法律は賢才を待ちて後擧るものなれば、賢才はなくてならぬ者なることを知らず、申子は權勢を得て刑法を以て下を馭すれば、誰にても世は治まるといふ說を唱へ、此の說の爲に心を蔽はれて、權勢は才智の人を待ちて始めて効力あり、世も亦之れに由りて治まることを知らず、惠子は詭辯の辭を弄し、其れ

が爲に心を蔽はれて、實理を知らず、莊子は人々無爲自然なれば世は太平なりといふ說を唱へ、此の說の爲に心を蔽はれ、世の治亂は人爲にあることを知らず、是れ故に、墨子の如く、上下の別なく力を用ひて勤め働きて節儉するを以て、之れを正道といふときは、其の弊や、人々盡く利を求むるに至り、世は爭亂の巷と化さん、宋子の如く、人は欲少なし故に之れを制するを要せず、たゞ其の欲する所に任さば則ち自ら治まるといふを以て、之れを正道といふときは、其の弊や、人々盡く己が意を快くすれば足れりと思ひ、放漫淫逸に流れん、愼子の如く法律さへ備はれば、賢人なくとも世は治まるといふを以て、之れを正道といふときは、其の弊や、人々盡く術數を弄し、世は詐僞の巷とならん、申子の如く、權勢を得て刑法を用ひば、何人にても世を治むるを得といふを以て、之れを正道といふときは、其の弊や、人々盡く才智を研きて之れを利用することを爲さず、たゞ便宜を逐ふて勢を得んことをのみ務め、世は輕薄となり了らん、惠子の如く、詭辯の辭を弄して、之れを正道といふときは、其の弊や、人々盡く辯論に走りて實行を顧みず、世を亂すに至らん、莊子の如く、無爲にして才智を用ひざるを以て、之れを正道といふときは、其の弊や、人々盡く自然に放任し、身國を修治するものなく、世は渾沌として未開時代の古に復らん、此の數人の學術は、皆道の一隅を見て道と思へるなり、夫れ道といふ者は、其の本體は一定不易にして、萬古に亙りて變せざるものなれども、其の用（ハタラキ）に至りて、千變萬化の妙を盡くすものなり、至大にして至重なるものなり、迚も一隅を以て、之れを擧ぐるに足らざるなり、然るに偏知の人々は道の一隅を覩るも、猶未だ充分に之れを識り盡くす能はず、況んや道の全體に於てをや、識り盡くす能はざるが故に、得加減に知り得たる丈けを以て充分とし、之れを飾り立てゝ勿體ぶり、以て之れが正道なりと思ひ、內は以て自己の身を亂し、外は以て人々を惑ひ迷はし、上にありては、以て下民の心を蔽ひ惑はし、下にありては、以て上の心を蔽ひ惑はし、此の世を壞すなり、此れ偏れる邪なる說に、心を蔽ひ塞がれたるが爲に、此の禍を釀したるなり、

【賓孟】孟は讀んで萌となす、音バウ、萌は民なり、賓

民とは賓客のことなり、春秋より戰國にかけて、天下に遊説する士は、皆諸侯大夫より賓客として遇せらる、故にいふ、【亂家】は亂家の學者なり、邪説を唱ふる學者は、己のみならず人の身と家とを亂しつゝあり、故にいふ【墨子蔽於用】墨子の傳は卷首楊倞の序に述べたり、用とは力を用ひて働くの義なり、墨子は上下の區別なく力を用ひて、脛に毛はなくなる程にかせぎ働きて節儉することを唱ふ、故に用といひしなり、【文】は文飾なり、貴賤の等級といふ文飾を設け、貴くして上にある者は、心を勞すれども力を勞せず、以て下を役し、賤しくして下にある者は、力を勞して役して働き上に事ふる義を指す、孟子の所謂或勞心、或勞力、勞心者治人、勞力者治於人、治於人、者食人、治人者食於人天下之通義也と同意なり、【宋子蔽於欲】宋子の傳は、非十二子篇に述べたり、宋子は人の情は欲寡し、故に道德を以て之れを制裁するを要せず、其の欲する所に任さば則ち治まることを唱ふ、之れを欲といひしなり、【不知得】得は德と通ず、道德なり、道德に向つては如何に多欲なるとも差支なけれども、私利私欲に向つては道德を以て制裁すべき義を指す、【愼子蔽於法】愼子の傳は、卷首楊倞の序の條に述べたり、愼子は法律論者にて、法律さへ備はれば、賢人なくとも世は治まるといふ説を唱ふ、之れを法といひしなり、【不知賢】は法律は賢人を待ちて後始めて能く擧がることを知らずとなり、【申子蔽於勢】申子は申不害なり、不害の傳は卷首楊倞の序の條に解せり、其の學は略愼到と同じく、黄老の説を本として法家の學を唱ふ、其の説を要するに、權勢を得、刑法を以て下を馭すれば足る、才智の人を要せずといふ、故に勢といふ、【不知知】下の知は智に同じ、才智の人にあらずんば、權勢を順用し、世を治平にすること能はざるの理を知らずとなり、【惠子蔽於辭】惠子の傳は修身篇に述べたり、惠子は詭辯の辭を弄して人を驚かす、故に辨といふ、【實】は實理なり、【莊子】は莊周なり、周は宋の人なり、孟子と時を同じくす、老子の學を修め、著書五十三篇あり、今存する者は三十三篇なり、就中內篇七篇は周の自作なること確なれども、他は其の徒の述ぶる所相混ぜり、楚の威王、其の賢を聞き幣を厚くして迎へたれども仕へず、修身逍遙自適して暮せりとい

ふ、天は無爲自然の道をいふ、周は無爲にして自然に任さば可なり、才智を用ふ可からず、世の亂るゝは才智を用ふるに由ると唱へたり、【不ㇾ知ㇾ人】人は人爲なり、世の治平なるは人爲に由りて然ることを知らずとなり、【由】は從なり、ヨルと訓む、【盡ㇾ利】は人々盡く利を求むるに至り、爭亂を引き起さんとなり、【盡ㇾ嗛】嗛は慊に同じ、快なり、一句の意は、人々盡く意を快くするを以て滿足となし、放漫淫逸に流れんとなり、【盡ㇾ數】數は術數なり、一句の意は、人々盡く術數を弄し、世は詐僞の巷と化さんとなり、【盡ㇾ便】は人々盡く才智を硏きて之を順用することを爲さず、たゞ便宜を逐うて勢を得んことを務め、世は輕薄とならんとなり、【盡ㇾ論】は人々は盡く辯論のみを弄して、實行を缺くに至らんとなり、【盡ㇾ因】は人々盡く自然に因りて放任し、毫も才智を用ひざるときは、世は渾沌として未開時代の古に反らんとなり、【數具】具は猶術といふが如し、數人の學術なり、【體ㇾ常而盡ㇾ變】常は一定不易なり、變は變化なり、一句の意は、本體は一定不易にして萬世に亙るとも變ずることなけれども、其の活用に至りては千變萬化を盡くして窮る處なしとなり、【曲知人】は偏知の人なり、偏知とは一方に偏りたる智をいふ、【爲ㇾ足而飾ㇾ之】は道の一隅も知ること能はざるに拘らず、得加減に生かぢりに知り得たるものを以て、道と思ひ、滿足して之れを飾り立てゝ、勿體をつけて世に唱ふなり、

孔子仁智且不ㇾ蔽、故學二亂術一足三以爲二先王一者也、一家得二周道一、擧而用ㇾ之、不ㇾ蔽二於成積一也、故德與二周公一齊、名與二三王一竝、此不ㇾ蔽之福也、

此の節は、心を蔽はれざるの學者孔子を擧げて、其の心を蔽はれざるの利益の多大なるを示せり、

孔子は仁智にして且つ心を蔽はれず、故に天下を治むるの術を學びて、先王に及ぶに足れり、僅に一丈夫の身分を以て、文武周公の道を修め得て、擧げて之れを世に用ひ、人々を敎化せり、是れ蓋し道の全體を身

に積み得て、而も其れに心を蔽はれざるが故に、此の如く功績を擧ぐるを得しなり、故に其の德は周公と齊しく、其の名聲は三王と相並べり、此れ心を蔽はれざる故に、此の幸福を得たるなり、

【亂術】亂は治なり、治術とは天下を治むるの術をいふ、【足以爲先王也】は以て先王に及ぶに足るの意なり、【一家】卿大夫を家と稱す、孔子は大夫なり、故にいふ、僅に一大夫の身分にての意なり、【周道】は周家の道なり、文武周公の道をいふ、【成積】は道のすべてを身に積み成したるなり、【三王】は夏の禹王、殷の湯王、周の文王武王（一王と見るなり）をいふ、

聖人知心術之患、見蔽塞之禍、故無欲無惡、無始無終、無近無遠、無博無淺、無古無今、兼陳萬物、而中懸衡焉、是故衆異不得相蔽以亂其倫也、

此の節は、聖人は權衡を懸けて萬物の輕重をはかりて、其の中を取り、一方に偏れるものに心を蔽ひ塞がれざることを說けり、

聖人は心を修むるの道に於て、第一に患ふる所は、一方に偏りたる考に、心を蔽ひ塞がるゝ禍にあることを知り給ふ、故に偏りて欲することなく、偏りて惡むことなく、始にありて偏ることなく、終りにありて偏ることなく、淺近なる說に偏ることなく、高遠なる說に馳することなく、博覽に走ることなく、淺薄に流るゝことなく、古に拘ることなく、今を偏り信ずることなく、己に來り應ずる所の萬物を兼せ陳べて、其の眞中に權衡を懸けて、其の輕重をはかりて、重くして利ある物を取り、輕くして害あるものは之れを棄つ、是れ故に衆多の異物も、互に來りて其の心を相蔽ひて、其の得たる道理を亂すことを得ざるなり、

【中懸衡】は多くの陳べたる萬物の中に、權衡を懸けて其の輕重をはかり、重くして利ある物を取り、輕くして害ある物を棄つるなり、【衆異】は衆多の異物なり、【倫】は理なり道理なり、

何謂衡、曰、道、故心不可以不知

道、心不知道、則不可道、而可非道、人孰欲得恣、守其所不可、以禁其所可、以其不可道之心、取人、則必合於不道人、而不合於道人、以其不可道之心、與不道人論道人、亂之本也、夫何以知、曰、心知道、然後可道、可道然後能守道、以禁非道、以其可道之心取人、則合於道人、而不合於不道之人矣、以其可道之心、與道人論非道、治之要也、何患不知、故治之要、在於知道、

此の節は、萬物の輕重をはかる權衡は道なり、故に人は心に道を知らざる可からず、道を知らざるときは、小人と親みて君子を退くるを以て、騷亂の本となる、故に道を知りて君子と親み小人を退くるは、政治の要務なることを說けり、

上節に於て、權衡を以て萬物の輕重をはかることをいへり、何をか權衡といふや、曰く、道是れなり、道とは即ち禮義にして、萬物の標準たるものなり、故に人は心に道を知らざる可からず、心に道を知らざるときは、則ち道を不可とし、非道を可しとするなり、人誰か恣欲を果し得んと欲して、其の不可とする所のものを守り、以て其の可しとする所のものを禁止するものあらんや、故に其の道を不可とするの心を以て人を取るときは、則ち必ず其の同類なる不道人と意氣合ひて之れを取り、其の同類ならざる道人とは意氣合はずして之れを取らざるなり、何となれば、意氣合はざる道人を取るときは、己の恣欲を果すを得ざればなり、而して其の道を可しとせざる心を以て、不道人と道人を評論するときは、己等と意見合はざる道人のことなれば、どし〳〵之れを斥くるを以て、世

は不道人のみとなり、果ては騷亂を引き起す本となるなり、然らば道人を知りて不道人を斥く可きは、甚必要なるは言ふまでもなきことなり、夫れ道人は如何にして知り得べきや、曰く、心に道を知りて然して後道を可しとす、道を可しとして然して後、能く道を守り以て非道を禁むるなり、其の道を可しとする心を以て人を取るときは、則ち其の同類なる道人と意氣合ひて之れを取り、其の同類ならざる不道人とは意氣合はずして、之れを取らざるなり、何となれば、意氣合はざる不道人を取るときは、己が希望を果すを得ざればなり、而して其の道を可しとする心を以て、道人と非道を論じ、之れを禁遏するは、政治上の要務なり、此の要務を果さば、世は治平となるなり、かく心に道を知るときは、何ぞ道人を知らざるを患へんや、故に政治上の要務は道を知るにあるなり、【道】は禮義を指す、【不可道】可はよしとするなり、【得恣】は恣欲を果し得るなり、【不道人】は道を知らざる人、即ち小人なり、【道人】は道を知るの人、即ち君子なり、【何以知】は何を以て道人を知るぞとなり、【論非道】は非道を論じて、之れを禁遏するなり、【患不知】は心苟も道を知らば、何ぞ道人を知らざるを患へんとなり、

何以知道、曰、心、心何以知、曰、虛一靜、心未嘗不臧也、然而有所謂虛、心未嘗不兩也、然而有所謂一、心未嘗不動也、然而有所謂靜、人生而有知、知而有志、志也者臧也、然而有所謂虛、不以所已臧害所將受、謂之虛、心生而有知、知而有異、異也者同時兼知之、同時兼知之、兩也、然而有所謂一、不以夫一害此一、謂之一、心臥則夢、偸則自行、使之

則謀、故心未嘗不動也、然而有所謂靜、不以夢劇亂知、謂之靜、未得道而求道者虛一靜、作之則、將須道者、虛則入、將事道者、一則盡、將思道者、靜則察、知道察、知道行、體道者也、虛一而靜、謂之大淸明、

此の節は、道を知るには心を虛一にして靜にせざる可からざることを說けり、
上節に於て、人は道を知るべきを言へり、然らば如何なる法を以て道を知るべきや、曰く、何にてもなし、たゞ心にて之れを知れば足れり、心は如何にせば以て道を知り得べきや、曰く、虛一にして靜なれ、然らば能く之れを知るを得るなり、心は未だ嘗て種々ものを包藏せずんばあらず、然り而して所謂空虛なる所あり、心は未だ嘗て同時に兩方面に働かずんばあらず、然り而して所謂專一なる所あり、心は未だ嘗て活動せずんばあらず、然り而して所謂靜なる所あり、こは如何なることなるか、左に詳しく說明せん、人は生るゝと同時に種々の物を知るの力あり、知れば心に記憶するなり、記憶するは之れを包藏することなり、之れを心は未だ嘗て種々ものを包藏せずんばあらずといふ、然り而して所謂虛なる所ありとは、既に多く包藏する所ありて、又更に見聞する所あらば、亦之れを包藏するを得、其の時に先きに包藏する所のことを以て、新に包藏せし所を妨害せず、調和して之れを包藏するを謂ふなり、是れ心の空虛にして我なく意なく、萬物を包みて猶餘ある所以なり、又心は生るゝと同時に物を知るの力あり、知ることあれば、必ず好む所と憎む所とあり、好む所と憎む所とは同時に之れを兼せ知るなり、即ち一方を好めば一方を憎むは必ず同時なればなり、同時に之れを兼せ知るは、之れ心が兩方に働くなり、之れを心は未だ嘗て同時に兩方に働かずんばあらずといふなり、然り而して、所謂專一なる所ありとは、彼の好む所の缺點を忘れて、此

の惜む所の美點を害はず、之れを取捨するをいふ、之れを專一といふなり、蓋し心は專一なる所あるが故に、好む所に偏せず、惜む所に偏せず、其の中を取るを得るなり、又心は寢るときは則ち夢を見、覺るときは則ち自らの仕事を行ひ、之れを使役すれば則ち種々の事を計畫するなり、かく心は晝夜働く、故に心は未だ嘗て活動せずんばあらずといふなり、然り而して所謂靜なる所ありとは、夜間夢に見る所の想像と、晝間行ひ又は計畫する繁劇なる事務と謀計との爲を以て、其の心の物を識別する力を亂されざるをいふ、之れを靜といふなり、蓋し心の機關は絕えず活動すと雖、靜肅にして物に動かざる所あり、故にあらゆる變化に應じて整然として亂るゝことなきなり、故に未だ道を會得せざるものにして、道を知らんと求むる者は、心を虛一にして靜にすべし、此れを第一に守り行ふべき法則となすべきなり、故に將に道を求めんとする者は、心虛なるときは則ち道心に入るなり、將に道を知りて行はんとする者は、心專一なるときは、則ち知りて行ひ盡くすを得るなり、將に道を思ひて知らんとする者は、心靜なるときは、則ち明に之れを察知するを得るなり、道を知りて之れを明察し、道を知りて之れを行ふは、道を體に付くるものなり、即ち道と一なるものなり、以上述ぶる通り、心の虛一にして靜なるを大清明といふなり、大清明とは心の淸く明にして寸毫も蔽ひ塞がるゝ所なきを謂ふなり、

【曰心】は曰く心にて道を知るを得るなりの意なり、【臧】は藏と通ず、包藏するなり、【兩】は同時に兩方面に働くなり、【一】は專一なり、【動】は活動なり、【志】は記すなり、記憶するをいふ、【不以所已臧害所將受】受は新に見聞して心に受取り記憶するなり、一句の意は、既に多く記憶して包藏する所あり、而して又更に見聞する所あれば、則亦之れを記憶するを得、されど先きに包藏する所の事を以て、新に包藏し得し所の事を害はずして、能く之れを調和するなり、是れ即ち心の虛なる故なり、若し先きに包藏する所を以て、新に包藏する所を害はゞ、是れ心先きに包藏する所の事に蔽はれたるものにして虛にあらざるなり、【有異】は好む所惜む所の異あるをいふ、【不以夫一害此一】夫は彼なり、カノと訓む、彼の一とは好む所を指す、此の一とは惜む所を指す、一句の意は、

彼の好む所の缺點を忘れて、此の惜む所の美點を害はず、之れを取捨するをいふなり、【喩則自行】喩は覺なり、サムと訓む、目が覺むれば則ち自らの仕事を行ふなり、【使之則謀】は心を使役すれば、則ち種々の事を計畫するなり、【夢劇】は夜間夢に見たる想像と、覺めたる時、即ち晝間行ひ又は計畫する繁劇なる事とをいふ、【亂知】知は心の物を識別する力なり、【作之則】は此れを以て法則となすなり、【須】は求なり、モトムと訓む、【察】は明察なり、【知道察知道行】は兩の道の字の下に而の字を入れて見るべし、【體道者】は道を體につけて居るものにて、道と一なるものなり、

萬物莫形而不見、莫見而不論、莫論而失位、坐於室而見四海、處於今而論久遠、疏觀萬物而知其情、參稽治亂而通其度、材官萬物、制割大理、而宇宙裏矣、恢恢廣廣、孰知其極、睪睪廣廣、孰知其德、涫涫紛紛、孰知其形、明參日月、大滿八極、是之謂大人、夫惡有蔽矣哉、

此の節は、心の大清明なるときは、極めて明極めて大、天地萬物の表裏を透觀し、之れを包藏して吾用となすに至ることを說けり、

心が大清明になるときは、則ち總べての萬物の實情に通ずるが故に、萬物の形あるものは、總べて吾が前に現れざることなし、現るゝものは、すべて之れを評論して其の善惡長短を定めざるはなし、其の評論して善惡長短を定むるに、宜しきを得ざることなし、而して一室に坐しながらにして四海の狀況を見、現代に處りて久遠なる古の事を論じ、萬物を通觀して其の實情を知り、治亂を考驗して其の制度に通じ、毫も誤ることとなし、かくして天地を經緯して、宜しきを得しめ、萬物を度り治めて、其の官能を盡くさしめ、大

道を制定して人々をして安からしめ、以て宇宙の萬變を包裹して遺す所なし、此く廣大なる心の量を、誰か其の極を料り知らんや、又廣大曠遠なる心の德を、誰か其れを料り知らんや、又ごた／＼と入り亂れて萬物に應接し活動する心の形を、誰か其れを窺ひ知らんや、其の明や實に日月に參りて光りを齊しくし、其の廣大や八方に滿ちて溢れんとす、是の如き心の人を、大人といふなり、夫れ此の如くにして惡んぞ物に蔽はるゝことあらんや、

【莫形而不見】は形あるものは、すべて吾前に現れ來らざることなしとなり、【論】は評論なり、評論して其の善惡長短を定むるなり、【失位】は萬物の位を失ふにて、評論して善惡長短を定むるの宜しきを得ざるなきことゝなり、【久遠】は久遠なる古の事を指す、【疏觀】疏は通なり、疏觀は通觀に同じ、【情】は實情なり、【參稽】參は驗なり、稽は考なり、驗考はしらべ考ふるなり、【度】は制度なり、【經緯】經は縱縷、緯は緯縷なり、縱縷と緯縷とを錯綜して反物を織り上げることにて、つまり治めとゝのふ意となるなり、【材官萬物】材は裁と通ず、度り治むるなり、一句の意は、萬物を度り治めて其の官能を盡くさしむるなり、【制割】は制定に同じ、分類して制定するより制割といふ、割は即ち分類するなり、【大理】は大道なり、禮義を指す、【宇宙裏】は宇宙の萬變を包裹して遺す所なきなり、【恢恢】は大なる貌なり、【廣廣】は廣き貌なり、【睪睪廣廣】睪は讀んで皐と爲す、皐、音カウ、皐は廣大なる貌なり、此の廣廣は曠曠に同じ、曠遠なる貌なり、【涫涫】は湯の沸き上る貌なり、【紛紛】は雜亂の貌なり、涫々紛々にて心のごた／＼と入り亂れて萬物に應接し、活動する意に見るべし、【參日月】參はまじはるなり、日月に參るとは日月と光を齊くするなり、【八極】は八方なり、

○以上第二章、始に人々の邪說に馳するは心の偏頗といふものや欲望といふものなどに蔽はれたる爲なることを論じて、古の君臣及び學者にて、心の蔽はれて禍災を得たるものと蔽はれずして幸福を得たるものとを擧げて、其の利害を示し、終りに心を蔽はれざる樣にするには、心に道を知るにあり、道を知るには心を虛一にして靜にせざる可からず、心を虛一にして靜にするときは、明を日月と齊くし、大は八方を

極むるに至り、宇宙萬物の表裏精粗明ならざるなきに至ることを說きて結べり、

心者形之君也、而神明之主也、出令而無所受令、自禁也、自使也、自奪也、自取也、自行也、自止也、故口可劫而使墨云、形可劫而使詘申、心不可劫而使易意、是之則受、非之則辭、故曰、心容、其擇也、無禁必自見、其物也雜博、其精之至也不貳、詩云、采采卷耳、不盈頃筐、嗟我懷人、寘彼周行、頃筐易滿也、卷耳易得也、然而不可以貳周行、故曰、心枝則無知、傾則不精、貳則疑惑、以參稽之、萬物可兼知也、

此の節は、心は形體の君にして自ら活動し自ら靜止す、故に之れを保護して專一にせざるときは、物に接して是非を識別する能はず疑ひ惑ふに至るを以て、人は邪道に迷はず正道に志し專一に之れを守るべきことを說けり、

心は形體の君主にして神明の主なり、命令を出して形體を使役し、形體の爲に命令を受くる所なく、自ら禁ずるなり、自ら使ふなり、自ら奪ふなり、自ら取るなり、自ら行くなり、自ら止まるなり、故に口は劫して默せしめたり云はしむるを得可く、形體は劫して屈みたり伸びたりせしむ可けれども、心は劫して其の意ふ所を易へしむ可からず、心は自ら是とすれば則ち之れを受け納め、自ら非とすれば則ち之れを辭し去るなり、故に余曰く、「心の情狀は物に蔽ひ禁せらるゝことなければ、則ち其の是非を擇ぶや、必ず自然に明に見定むるなり、而して其の來り接する所の萬物は、たとひごた〳〵として衆多なりと雖、心至つ

て專一にして二つに分れざるときは、少しも疑ひ惑ふことなく、是に就き非を去る」と、昔の詩人が、文王の妃なる太姒の懷を歌ひ述べて曰く、「妾は卷耳を采つても〳〵、どうしても頃筐に一ぱいにならず、思へは我なつかしき夫を天子は久しく旅路に置き給へり、我夫は旅路にありて戰に從ひ給ひ、何時歸り來給ふやも知れず、妾が心は此の思にかき亂さるゝが故に、卷耳摘む手もはかどらず、此れぞ頃筐に滿たぬわけぞかし」と、頃筐は小にして滿ち易き器なり、卷耳は得易き草なり、然るに滿たし能はざるは、旅路にある夫を思ふ念がありて、心が二つになれる故なり、此の詩に歌へるが如く、心が二になれば卷耳すら頃筐に滿たす程采り得る能はざるに、況して得難き正道を、心を二つにして得可からざるは言はでも明なることならずや、余故に曰く、「心が二またにわかるれば、則ち物の是非を知ることなし、心が一方に偏り傾けば、則ち精一に物を知ること能はず、心が二つになれば、則ち疑ひ惑ひて是非を識別すること能はず、之れに反して心を專一にして驗べ考ふるときは、則ち萬物雜然として來り接するとも、其の善惡長短を同時に兼せ知ることを得べきなりと、

【形】は形體なり、【墨云】墨は默と同じ、だまること、云は言ふこと、【詘申】は屈伸に同じ、【易意】は意ふ所を易ふるなり、【心容】容は心の情狀なり、【其擇也無禁必自見】は心といふものは、外物の爲に蔽ひ塞がれて、其の働きを禁めらるゝことなければ、其の己に接し來る物の是非を擇ぶや、必ず自然に明に見定むるものなりとなり、【其物也雜博】は其の來り接する所の萬物は、雜然として博く衆多なりと雖の意なり、【其精之至也不貳】精は專なり、一句の意は、心が至つて專一にして二つにならざるときは、少しも疑ひ惑ふことなく、是非を識別して是に就き非を去るとなり、【詩云】此の詩は詩經國風周南卷耳の篇にあり、詩人が文王の妃大姒に代りて、其の思を叙べ歌ひたるものなり、【采采】采は摘みとるなり、二字重ねしは采つても〳〵の意なり、【卷耳】は我が國にいふ鼠のみゝ、又の名は猫のみゝといふ草なり、道傍或は庭除に叢り生ず、葉尖小にして鼠の耳の如し、春の末に白花を開き小さき實を結ぶ、此の實を采るなり、【盈】は滿なり、ミツと訓む、【頃筐】は竹を編みて造る、糧

を入るゝ器なり、【嗟】は嘆辭なり、アヽと訓む、【懷人】は懷かしく思ふ人にて、夫の文王を指す、【寘彼周行】寘は置なり、オクと訓む、周行は周道なり、旅路をいふ、一句の意は、天子は我夫を久く旅路に置き給へり、故に懷ひ歎むとなり、此の時文王殷の紂王の命を受けて征伐に出づ、故にいふ、【不可以貳周行】は滿ち易き頃筐に、得易き卷耳を采り入るゝも、旅路にある夫を思ひて心が二つになれば、滿たす能はず、況して得難き正道を心を二つにして得可からざるやな明なりとなり、【枝】は岐と通ず、二つに分れるなり、【傾】は偏り傾くなり、【精】は精一なり、精一は猶專一といふが如し、【參稽】參は驗なり、稽は考なり、

身盡其故則美、類不可兩也、故知者擇一而一焉、農精於田、而不可以爲田師、賈精於市、而不可以爲市師、工精於器、而不可以爲器師、精於物者也、有人也、不能此三技、而可使治三官、曰、精於道者也、精於物者、以物物、精於道者、兼物物、故君子一於道、而以參稽物、一於道則正、以參稽物則察、以正志行察論、則萬物官矣、昔者舜之治天下也、不以事詔、而萬物成、

此の節は、一道(正道)を擇び、心を專一にして之れを守り行ふときは、萬物を治めて其の所を得せしめ、天地と其の德を齊しくするに至ることを說けり、

以上述ぶる如くなるが故に、人は其の心を二つにせざることを行ひ盡くすときは、則ち身は美しくなるなり、凡てのことは兩つを兼ぬ可からず、兩つを兼ぬれば心が二つになる故、成し遂ぐる能はざるなり、故に智者は一道(正道)を擇びて、專一に之れを守るを

以て、物に迷ひ惑はず、必ず成功するなり、彼の農夫は農事に精しけれども、以て田師と爲す可からず、商人は市情に精しけれども、以て市師と爲す可からず、工人は器の事に精しけれども、以て器師と爲すべからず、爲すべからざる所以は、一物にのみ精しきものなればなり、即ち一方に偏りたるが爲なり、此に人あり、此の三の技藝を能くせざれども、此の三つの技藝を取締る官長たらしむべきものは、何ぞ、曰く、是れ道に精しき者なればなり、一物にのみ精しき者は、一物を治むるを以て事となすに過ぎざれども、道に精しき者は、一物を治むる者を殘らず兼はせ治むるなり、故に君子は道を專一に守りて、以て萬物の情狀を驗べ考へて、之れを兼はせ治むるなり、道に專一なるときは則ち正大なり、萬物の情狀を驗べ考ふるときは、則ち其の善惡得失を明察して遺す所なし、正大の志を以て明察なる評論を行ふときは、則ち萬物各〻其の所を得て官能を盡くすなり、昔は舜帝の天下を治むるや、躬親ら政事を執り臣民に命令することをなさずして、天下能く治まり、萬物其の所を得て發育したりき、此れは言ふまでもなく舜帝がすべての政務を百官に委任して、己は一道を專心に守りて之れを統括せしに過ぎざりしが故なり、

【盡其故】故は事なり、一句の意は、其の心を二つにせざる事を行ひ盡くせばなり、【類不可兩也】類は事類なり、猶事といふが如し、一句の意は、事は兩つを兼ぬ可からず、兩つを兼ぬるときは、心が二つになる故成功せずとなり、【擇一而一】は一道を擇びて、心を專一にして之れを守るなり、正しき道は一のみ、故に一道とは正道の謂なり、【田師】は田を掌る長官なり、【市師】は市場を掌る長官なり、【器師】は器械類を掌る長官なり、【三技】は三つの技藝にて、前にあげし農、工、商の三を指す、【物物】上の物は物を治むることなれば治むる意に見るべし、一句の意は、一物のみを治むるなり、【兼物物】は一物をのみを治むる者を殘らず兼せ治むるなり、【正】は心正大なるなり、【察】は明察なり、【察論】は明察なる評論なり、【萬物官】は萬物各〻其の所を得て、官能を盡くすを謂ふなり、【不以事詔】詔は告なり、ツグと訓む、命令することなり、一句の意は、親ら政事を執りて以て臣民に命令せずして、萬般の政務は、凡て百官に委任して、己は

一道を專心に守りて之れを監督するに止まるをいふ、【萬物成】は萬物成就するなり、萬物各、其の所を得て發育するをいふ、

○以上第三章、心は形體の君にして自ら活動靜止す、故に之れを專一にして橫道に走らざる樣にすべきことを說き、以て專一にせしときの効果の偉大なるに論及せり、

處一之危、其榮滿側、養一之微、榮矣而未知、故道經曰、人心之危、道心之微、危微之幾、惟明君子、而後能知之、

此の節は、外物に接觸せしときの心と、外物に接觸せざるときの心とを養ふ工夫を說けり、

心の外物に接觸して善惡何れに動くか、極めて危險なる時に當りて、戰々兢々と戒愼恐懼して、善き方に動き惡しき方にそれざれば、充分なる光榮を見得るなり、又心の未だ何物にも接せざる極めて微妙なるとき、能く之れを養ひて邪道をして亂さゞらしむれば、心は中正を失はざるを以て、知らずして光榮を得る也、故に道經に曰く、「外物に接觸するときの心は極めて危し、何となれば一歩を誤らば邪道に入るを以てなり、外物に接觸せざるときの心は極めて微妙にして、善に向くか惡に向くかはかり知るべからず、故に愼まざる可からず」と、此の心の危きとき微妙なるとき、善惡何れに動くか向くかの萠兆は、たゞ聰明なる君子にして而して後能く之れを知るなり、君子は之れを知りて善に動き向かば直に之れに猛進し、惡に動き向かんとせば直に之れを禁遏して動かしかへ又向きかへさすなり、是れ君子の心の常に正しき所以なり、

【處一之危】一は心を指す、一句の意は、心が外物に接觸して、善き方に動くか惡き方に動くか、極めて危險なるときに處りて、戒愼恐懼して善き方に動き、惡しき方に向はざるときはとなり、【其榮滿側】側は偪側にて充滿の義なり、故に滿側二字にて充滿の意に見て可なり、一句の意は、其の光榮が充分に見得らるゝとなり、【養一之微】微は微妙にしてはかる可から

ざるをいふ、一句の意は、心の未だ外物に接觸せざる極めて微妙にして善に向くか惡に向くかはかり知るべからざる時に、之れを能く養ひて邪道に亂されざるときはとなり、【榮矣而未知】は古來の注家難解の句と稱す、恐くは知らずして光榮を得るといふ意ならん、【道經】は如何なる經典なるか詳ならず、其の人心道心の語を列するを見るに、頗る道家者流の書に似たるを覺ゆ、【人心之危、道心微】人心道心は道經にては、人欲の心を人心といひ、道義の心を道心といひたるならんも、荀子は心は敎導次第にて善惡何れへも向ふ物となす見なれば、こゝに引證せる考は、原書の如き意味にてはあらざらん、外物に接觸するときの心は欲望甚しきを以て、之れを人心と見、未だ外物に接觸せざるときの心は善惡何れにも向かず、極めて純乎たるものなれば、道心と見たるならん、一句の意は、外物に接觸するときの心は極めて危し、何となれば一歩を誤らば惡しき方に走るを以てなり、未だ外物に接觸せざる時の心は極めて微妙にして、善に向くか惡に向くかはかり知る可からず、故に愼まざる可からずといふことならん、【幾】は萌兆なり、善惡の萌兆なり、【明君子】は聰明なる君子なり、

故人心譬如槃水、正錯而勿動、則湛濁在下、而清明在上、則足以見鬚眉而察理矣、微風過之、湛濁動乎下、清明亂於上、則不可以得大形之正也、心亦如是矣、導之以理、養之以清、物莫之傾、則足以定是非決嫌疑矣、小物引之、則其正外易、其心內傾、則不足以決麤理也、

此の節は、心は敎導次第にて善惡何れにも向ふことを說けり、

以上述ぶる通りなるが故に、人の心は譬へば盤中の水の如し、正しく置きて動かすことなければ、則ち濁

りたる泥は沈みて下にあり、清く明なる水は澄みて上にあり、然るときは鬚も眉毛も明に見え皮膚の文理も觀察するに足るなり、若し微風が水面を過ぐるときは、忽ち動搖を起して、沈みたる泥は下に動き、清く明なる水は上に亂るゝなり、然るときは姿勢の正しきことすら見得る能はざるなり、心も亦是の盤水の如し、之れを導くに正理を以てし、之れを養ふに清明の氣を以てし、外物が之れを誘ひて一方に傾きかたよらすことなければ、則ち以て萬物の是非を定め、嫌疑を決斷するに足るなり、されど若し細小の物にても心を引き寄することあらば、忽ち其の正しき姿勢は易はり、其の心は傾き偏るなり、然るときは以て粗略なる道理にても決斷するに力足らず、況んや是非を定め嫌疑を決するに於てをや、以て心は專一にして邪道に傾かざる樣に注意すべきことを知るべきなり、

【人心】は人の心なり、道經の人心とは同じからず、【槃水】槃は盤に同じ、古よりはちをも盤といひ、たらひをも盤といへり、此にては何れに見てもよし、【正錯】錯は置なり、正錯は正しく置くなり、【湛濁】湛は讀んで沈となす、音チン、濁は泥なり、【鬚】はおとがひのひげなり、【眉】は眉毛なり、【察レ理】理は皮膚の文理なり、【大形之正】は大なる形體の正しきなり、姿勢の正しきをいふ、【養レ之以レ清】清は清明の氣なり、【其正外易】は其の正しき姿勢が易はるなり、姿勢は外面にあらはるゝもの故に、外の字を添ふ、【其心內傾】心は內にあり、故に內の字を添ふ、【麤理】は粗理に同じ、粗略の理なり、一寸した道理をいふ、

故好レ書者衆矣、而倉頡獨傳者一也、好レ稼者衆矣、而后稷獨傳者一也、好レ樂者衆矣、而夔獨傳者一也、好レ幾者衆矣、而舜獨傳者一也、倕作レ弓、浮游作レ矢、而羿精二於射一、奚仲作レ車、乘杜作二乘馬一、而造父精二於御一、自レ古及レ今、未三嘗

有兩而能精者也、曾子曰、是其庭可搏鼠、惡能與我歌矣、

此の節は、心を專一にして危微の際に戒愼せしものは、たとひ一技を修むる者と雖、後世に傳はることを例證せり、

以上述ぶる通なるが故に、人は心を專一にして危微の際に戒愼し、外物に惑はされざる時は、たとひ一技を修むるものと雖、必ず後世に傳はるもの也、左に之れを例證せん、古より文字を好み修めし者は衆かりき、而して倉頡のみ獨り後世に傳はるものは、其の道に專一なりし故也、又古より稼穡の道を好みしものは衆かりき、而して后稷のみ獨り傳はるものは、其の道に專一なりし故なり、又古より音樂を好みしものは衆かりき、而して夔のみ獨り傳はるものは、其の道に專一なりし故なり、又古より機を好みて造りしものは衆かりき、而して舜のみ獨り後世に傳はるものは、其の道に專一なりし故なり、其の他倕の弓を作れる、浮游の矢を作れる、羿の射に精しき、奚仲の車を作れる、乘杜の乘馬を作れる、造父の御に精しき、皆其の道に專一なるが故に、後世に傳はりしなり、是れによりて之れを觀るに、古より今に及ぶまで、未だ嘗て心が二つにして（即ち專一ならずして）、能く一技に精能なるものはあらざるなり、曾子曰く、「此に人あり其の庭の中にて鼠を搏ちて之れを捕ふべきを覗居れり、彼れ既に此れが爲に心を奪はる、どうして我と歌詠し得んや」と、此の語は、つまり心專一ならざれば、共に歌ふことすら爲し得ざるを謂ひしなり、

【書】は文字なり、【倉頡】は黃帝の史官なり、文字の創作者として名高し、其の事蹟は詳ならず、【稼】は稼穡なり、【后稷】は周室の先祖なり、名を棄といふ、農業に深く堯舜二帝に事へて后稷となれり、后稷とは農業を掌る官なり、棄之れに任ぜられしより、后稷は棄の別名の如くなれり、【夔】は舜帝に事へて音樂を掌れり、夔が磬を撃ちて歌へば百獸も率ゐ舞へりといふ、【幾】は機なり、天文を正す器にて、玉を以て之れを飾れるものを璿璣といふ、後幾を改めて儀に作り、玉儀と稱す、舜典に在璿璣玉衡以齊七政とありて、別に其の官を載せざるより見れば、此の機は舜の巧思に成りしものならん、【倕】は一に垂に作る、音同じ

き故通じて用ふるなり、舜の共工なり、共工は百工の長官なり、【浮游】は詳ならず、世本に夷牟作矢とあり、宋衷の注に、黄帝の臣とあり、或は浮游は夷牟の別名か、或は音相近くして誤りしものかならん、【羿】は堯舜二帝に事ふ、弓射りの名人なり、【奚仲】は夏の禹王の車正にて薛に封ぜらる、車正は車を掌る官なり、黄帝の時既に車あれば、仲が車を作りしといふは改制せしを指すならんといふ、【乘杜作乘馬】世本に相土作乘馬とあり、相土は契の孫なり、契は堯舜二帝の臣なり、杜は土と同じ、乘馬は四馬なり、四馬を車に駕するは相土に起る、故に乘馬を作るといふ、其乘馬の法を作るを以ての故に、之れを乘杜と謂ふなり、【造父】は周の穆王の御者にて、名人なり、【曾子】は曾參なり、參字は子輿、孔子の門人にて、其の學統を傳へて孟子に至れり、越に遊仕せしことありしが、晩年には武城に住し講說して徒に授けたり、【是】は諟と通ず、視なり、ミルと訓む、【搏鼠】は鼠を搏ちて捕ふるなり、

○以上第四章、人は心を專一にして危微の際に戒愼恐懼し、邪道に惑はされざるときは、一技一藝の微は言ふに及ばず、彼の正道にも通じて此れと一體たるべきことを說けり、

空石之中有人焉、其名曰觙、其爲人也、善射以好思、耳目之欲接、則敗其思、蚊虻之聲聞、則挫其精、是以闢耳目之欲、而遠蚊虻之聲、閑居靜思則通、思仁若是、可謂微乎、孟子惡敗而出妻、可謂能自彊矣、未及思也、有子惡臥而焠掌、可謂能自忍矣、未及好也、闢耳目之欲、而遠蚊虻之聲、可謂能自危矣、未可謂微也、

此の節は、空石の人と孟子と有子との行を擧げて未だ微妙の域に至らず、未だ善く思ひ善く好むの境に達せざることをいへり、

石窟の中に人あり、其の名を觙といふ、其の人と爲りや、射術を善くす、之れを心から好み且つ思ひ考へて、精好の域に達せんとす、されど美しき聲色を見聞して、耳目の欲望が之れに接觸するときは、則ち其の思を亂し敗り、蚊や虻の如き小さき聲にても耳に聞ゆると、其の精神を挫折するを以て、是に於て耳目の欲望を屏け、蚊虻の聲に遠ざかり、閑居して靜に思ひを凝して、始めて通ぜりといふ、仁を思ふこと此の人の如くんば、其の微妙の域に到るを得と謂ふ可きか、否、昔し孟子は其の德を敗るを惡みて、其の妻を出だしたりき、此れ能く自ら身を修むるに勉むるものと謂ふべし、されど未だ能く思ふものに及ばざるなり、何となれば能く思ふものには此の如き行なければなり、有子は臥寢して勉めに怠るを惡みて、其の掌を灼きて臥寢することをこらへたり、此れ能く自ら忍耐するものと謂ふべし、されど未だ能く好むものには及ばざるなり、何となれば能く好むものには此の如きことをなすの要なければなり、次に黜つて石窟の人の行を考ふるに、其の耳目の欲を屏けて蚊虻の聲に遠ざかるは、能く自ら外物に惑はされんことを危みて戒懼し、能く思ひ能く好むものと謂ふべし、されど此の如くにして仁を思ひたりとて、未だ微妙の域に到り得とは謂ふ可からざるなり、

【空石】は石窟なり、【觙】は音義未だ詳ならず、或は觡と通ずるか、觡は觻の俗字にて、アク、ヤクの兩音あり、弓を調するをいふ、故に以て善射者の名となせしものか、【好思】は好みて且つ思を凝らすなり、【耳目之欲接】は善き聲を聞き、善き色を見て、耳目の欲が其れに接觸すればとなり、【蚉】はあぶなり、【挫其精】は其の精神を挫折するなり、【闢】は屏除なり、シリゾクと訓む、【靜思則通】則は而と通ず、シカウシテと訓む、【可謂微乎】は微妙の域に到るを得と謂ふべきかとなり、【孟子惡敗而出妻】敗は德を敗るなり、韓詩外傳には、孟子妻獨居踞、孟子入戸視之、白其母曰、婦無禮、請去之、其母止之、於是孟子自責不去婦、とありて此の文と同じからず、未だ孰れか是なるを知らず、【自彊】彊は强に同じ、ツトムと訓む、自彊

とは自ら身を修むるに強むるなり、【有子】は有若なり、孔子の弟子にて字を子有といふ、魯の人なり、論語に其の語出づ、【惡臥而焠掌】焠は灼なり、ヤクと訓む、一句の意は、勉強して睡氣を催し臥寝するを惡みて、眠くなれば火にて其の掌を灼きて氣を引き起し、勉強するをいふ、【可謂能自危】は外物の爲に誘はれて思を亂さんことを危みて、自ら戒愼恐懼すと謂ふべしとなり、

夫微者至人也、至人也、何彊何忍何危、故濁明外景、清明內景、聖人縱其欲兼其情而制焉者理矣、夫何彊何忍何危、故仁者之行道也無爲也、聖人之行道也無彊也、仁者之思也恭、聖人之思也樂、此治心之道也、

此の節は、至人の境涯を說き、此の如くにして始めて微妙の域に至るべきことをいへり、

夫れ微妙の域に到るものは、至人なり、至人や微妙の域に到る、何ぞ身を修むるを強めんや、何ぞ忍耐して勉強せんや、何ぞ邪道に入らんことを危みて戒懼せんや、皆其の必要なきなり、故に至人は萬物の本、禮樂仁義の祖たる神靈を身に備へて、德を天地と齊しくするものなり、又聖人は其の心の欲する所を縱にし、其の情の至る所を快くしても、法度を踰えざるものは、其の心が暗に道理と會ひて、理即ち心、心即ち理といふ境涯にあればなり、此の如くなるに、夫れ何ぞ身を修むるを強めんや、何ぞ忍耐して勉強せんや、何ぞ邪道に入らんことを危みて戒懼せんや、皆其の必要なきなり、故に仁者の道を行ふや、思慮を用ひて爲すなきなり、自然なり、聖人の道を行ふや、強めて爲すなきなり、自然なり、仁者の思ふや、たゞ恭しく、手を拱するのみ、聖人の思ふや、たゞ樂しめるのみ、共に少しも苦しまざるなり、此の聖人の心を處する法が、即ち心を治むるの道なり、

【微者至人也】は微妙の域に到れる者は至人なりとな

り、至人は至德の人なり、下句の仁者も聖人も皆之れに同じ、たゞ文字を易へたるのみ、【濁明外景、清明內景】火は光明なれども透明ならず、故に濁明と名づく、水は光透淸にして明なり、故に淸明と名づく、火の影は外に向ふ、故に又外景といふ、水の影は內に向ふ、故に又內景といふ、水は陰にして火は陽なり、陽の精氣は神といひ、陰の精氣を靈といふ、故に濁明二句は、神靈の二字に同じ、神靈は萬物の本にして禮樂仁義の祖なり、至人は之れを身に備へて完くせるをいふ、大戴禮曾子天圓篇に、參(曾子名)嘗聞之夫子、曰、天道曰圓、地道曰方、方曰幽、而圓曰明、明者吐氣者也、是故外景、幽者含氣者也、是故內景、故火曰外景、而金水內景、吐氣者施、而含氣者化、是以陽施而陰化也、陽之精氣曰神、陰之精氣曰靈、神靈者、品物之本也、而禮樂仁義之祖也、而善否治亂所興作也とあり、荀子の言は、此に本づきたるものなれば、此の文を併せ考ふべし、【兼】は慊と通ず、快なり、コ、ロヨシと訓む、【制焉者】は不過制者の意なり、制は法度なれば、つまり法度をこえざればといふことなり、【理矣】は暗に道理と會ふなり、即ち理即ち心、心即ち理の境涯にあるなり、【恭】は恭しくして手を拱するのみの意なり、苦しまざるをいふ、【樂】は樂しめるのみにて、亦苦しまざるをいふ、

○以上第五章、至人は德を天地と齊しくし、道理と一體たり、即ち微妙の域に到れるものなり、故に無爲無彊にして道を行ふ、此の至人の治心法が即ち心を治むるの道なることを說けり、

凡觀物有疑、中心不定、則外物不淸、吾慮不淸、則未可定然否也、冥冥而行者、見寢石以爲伏虎也、見植木以爲候人也、冥冥蔽其明也、醉者越百步之溝、以爲蹞步之澮也、俯而出城門、以爲小之閨也、酒亂其神也、厭目而視者、視一以爲兩、掩耳而聽

者、聽漠漠以爲哅哅、勢亂其官也、故從山上望牛者若羊、而求羊者不下牽也、遠蔽其大也、從山下望木者、十仞之木若箸、而求箸者不上折也、高蔽其長也、水動而影搖、人不以定美惡、水勢玄也、瞽者仰視而不見星、人不以定有無、用精惑也、有人焉、以此時定物、則世之愚者也、彼愚者之定物、以疑決疑、決必不當、夫苟不當、安能無過乎、

此の節は、怪異は凡て心の迷より來る、故に心さへ明ならば怪異を見ることなし、世の學者之れを知らずして、徒に此の怪異を見て、かれこれ評論決斷せんとするは、過れることを說けり、

凡そ物を觀るに疑あり、且つ心中定まらざるときは、則ち外物は明かに見えざるなり、かく吾心慮が明ならざるときは、外物を明かに見ること能はざるが故に、未だ其の物の果して然るものか否かを定む可からざる也、之れを譬へて言へば、眞闇の夜に、路行くものは、路傍に倒れたる石を見て、伏せる虎となし、立ち木を以て人が佇立して己を候ふ者となすなり、此れは眞闇が其目の明かに物を視る力を蔽ふ故なり、又醉者は百歩の幅の溝を飛び越えて、以て半歩の澮となすなり、首を俯して大なる城門を出でゝ、以て宮中の小門と爲すなり、此れは酒が其の精神を錯亂せるが故なり、目に指をあてゝ見るときは、一のものを視て以て兩ありとなし、耳を手にて掩ひて聽けば、漠々と聲なきものをきゝて、以て哅々とやかましき樣に聽ゆるは、其の勢が耳目の官を亂ればなり、故に山上より麓を行く牛を望むときは、羊の如く小さく見ゆ、されど羊を求むる者は、決して下りて之れを牽

き行かざるなり、かく羊の如く小さく見ゆるは、遠き距離が其の大さを蔽ひかくせしが故なり、又山下より頂上なる木を望むときは、十仞の大木も箸の如く小さく見ゆ、されど箸を求むるものは、上りて之れを折り取らざるなり、かく短小に見ゆるは、高遠なる距離が其の長さを蔽ひかくせしが故なり、又水が動きて其れに映れる人の影も搖けば其の人は自身の容貌の美惡を見定むることならず、此れは水の動搖する勢に眩惑されたるが故なり、又瞽者は首を仰げて視ても星を見ず、以て星のあるかなきかを定むること能はざるは、精が眩惑せるを以てなり、此に人あり、此の如き時に於て、物の美惡有無を定むるは、甚しき誤にて、世の最愚者なり、彼の愚者の物の有無美惡を定むるや、疑はしき心を以て疑はしきことを決斷するなり、其の決斷は必ず理に當らざるなり、夫れ苟も理に當らざれば安んぞ能く過失なからんや、

【不清】清は明審なり、アキラカと訓む、【冥冥】は眞闇の夜なり、【寢石】は寢たる岩なり、寢たる岩とは倒れたる岩のことなり、【植木】は立ち木なり、【傒人】は佇立して候ふ人なり、【頍步】は半步なり、【澮】は小溝なり、【城門】は城の門にて大なり、【小之閨】は小閨に同じ、之は助語なり、小閨は宮中の小門をいふ、【厭目】厭は指にておさへること、【漠漠】は聲なき貌なり、【呴呴】は喧しき貌なり、【十仞】八尺を仞といふ、十仞は八十尺なり、【人不以定美惡】人は其の影の水に映れる人自身をいふ、美惡は容貌の美惡なり、【玄】は眩に同じ、眩惑なり、【瞽者】はめくらなり、【人不以定有無】人は瞽者自身を指す、有無は星の有無なり、【精惑】精は睛と通ず、ヒトミと訓む、ひとみが眩惑するなり、【定物】は物の有無美惡を定むるなり、【以疑決疑】は疑はしき心を以て疑はしきことを決斷するなり、

夏首之南有人焉、曰涓蜀梁、其爲人也、愚而善畏、明月而宵行、俯見其影、以爲伏鬼也、卬視其髮、以爲立魅也、背而走、比至其家、失氣而死、豈不哀哉、凡人之

有鬼也、必以其感忽之間、疑玄之時定之、此人之所以無有而有無之時也、而已以定事、故傷於溼、而擊鼓鼙、則必有敝鼓喪豚之費矣、而未有兪病之福也、故雖不在夏首之南、則無以異矣、

此の節は、疑はしき心を以て、疑はしき時に物の有無を定むるは、夏首の愚人に異ならざることを說けり、

前節と同意なり、

夏水の入口の南に人あり、涓蜀梁といふ、其の人と爲り、愚鈍にして善く物に畏る、或る明月の宵に、獨り路を行けるとき、俯して其の身の影を見て以て伏せる鬼となし、仰ぎて其の髮を見て以て立ちたる魅となせり、驚きて影を脊にして逃げ走り、其の家に歸りつく頃、氣絶して死せり、豈哀しからずや、凡そ世の人が鬼ありとするは、必ず其の疑惑眩迷せるとき、疾忽の間に、物を見、之れを鬼と定むるなり、此の疑惑眩迷せる時が、世の人が有るものを無しとし、無きものを有りとするの時なり、而して此の如くにして以て事の有無を定むるが故に、濕氣にあたりて痺を患ふれば、物の祟となし、鼙鼓を擊ち豚肉をさゝげて神に祈るは世人の常なれども、かくするときは必ず鼓を破り豚を喪ふの失費あるのみにて、未だ病を平癒する幸福はあらざるなり、故に之の如き人は、夏水の入口の南にあらずとも、其の愚なることは其處の愚人と異なることなきなり、

【夏首】は夏水の入口なり、【涓蜀梁】は涓は姓にして、蜀梁は其の名なり、未だ何代の人なるかを詳にせず、列仙傳に涓子あり、齊の人にて宕山に隱れ、木を餌となし、能く風雨を致すこと見ゆ、されど此の涓蜀梁とは別人なるや明なり、【明月而宵】而は之と通じ、ノと訓む、【卬】は仰に同じアフグと訓む、【立魅】は立ちたる魅也、魅は鬼物なり、【背而走】は影を背にして走り逃ぐるなり、【比】はコロホヒと訓む、【感忽】感は撼と

通ず、撼忽は猶疾忽といふが如し、【疑玄】玄は眩に同じ、疑眩は疑惑眩迷なり、【傷於溼】溼は濕に同じ、濕に傷くとは濕氣にあたりて、痺を患ふるなり、痺は濕病なり、【擊鼓鼙】は鼙鼓を擊ちて神に祈るなり、鼙鼓は鼓の一種なり、左圖の如し、【敝鼓喪豚之費】鼓を



鼙鼓

擊ち豚肉を捧げて祈れども、病は癒えず、故に鼓を敝り豚を喪ふ失費ありといふ、敝は破なり、ヤブルと訓む、【兪】は愈と通ず、イユと訓む、

○以上第六章、世人が變怪鬼物ありとするは、疑惑眩迷せるとき、物を見て驚怖の餘、疾忽の間に之れを鬼と定むるにて、心の中正を得ざるに坐す、然るに世には實際鬼ありと唱ふる學者あり、此れ亦心の眩惑せるもの、世の迷信者流と異なるなきを論ぜり、按ずるに、墨子に明鬼篇あり、鬼物を以て世にあり人の禍福を掌るとなせり、されば此の文は、墨子に對する辯駁なるべし、

凡以知人之性也、可以知物之理也、以可以知人之性、求可以知物之理、而無所疑止之、則沒世窮年、不能偏也、其所以貫理焉、雖億萬、已不足以浹萬物之變、與愚者若一、學老身長子、而與愚者若一、猶不知錯、夫是之謂妄人、

此の節は、物の理を知らんとして止まる所を知らざる時は、身老いて死に至るとも之れを硏むること能

はず、此の如きは愚妄の人たるを說けり、
凡そ人の性を知り、之れを本として推し究むれば、以て萬物の理を知る可き也、されど人の性を知る可きを以て、之れを推して以て萬物の理を知るを得べしとて、妄に其の理を求めて止まる所を知らざる時は、壽命を窮めて死に至るとも、徧く萬物の理を窮ること能はざるなり、たとひ其の理を習ふこと、億萬の多きに至ると雖、終に萬物の變化に浹く通曉すること能はずして、結局不得要領に終る、愚者と異なることなし、學問をして身老い子供が成長する樣になりても、愚者と異なることなきも、猶之れを廢むることを知らず、ぼつ〳〵と研め知らんと欲する、夫れ是れを之れ愚妄の人と謂ふなり、
【以知人之性也可以知物之理也】は人の性は如何なるものにして、如何にせば善くなるかを知り、之れを推し究めて物の理を知るなり、即ち物の性も人の性も相似たり、人の性が此の如くにして善くならば、物の性も亦、此樣にせばよくなると、其の理を究め知ることなり、中庸に唯天下至誠、爲能盡其性、能盡其性、則能盡人之性、能盡人之性、則能盡物之性とあるも、亦之れと同意なり、【疑止】疑は定なり、定止は此の邊と定めて止まるなり、【沒世窮年】沒世は世を沒するにて死することなり、窮年は壽命を窮むることにて、亦死することなり、故に二語にて壽命を窮めて死に至る意に見るべし、【徧】は徧く通ずるなり、【貫理】貫は習ふなり、ナラフと訓む、研究して理を習ふなり、【雖億萬】は億萬の多きに至ると雖の意なり、【已】は終なり、ツヒニと訓む、【浹】は周なり、アマネシと訓む、【老身長子】は身老い子長ずるなり、【錯】は置なり、廢めて置くこと、

故學也者、固學止之也、惡乎止之、曰、止諸至足、曷謂至足、曰、聖王也、聖也者、盡倫者也、王也者盡制者也、兩盡者、足以爲天下極矣、故學者、以聖王爲師、案以聖王之制爲法、治其法以求其

統、以務象效其人、嚮是而務士也、類是而幾君子也、知之聖人也、

此の節は、學者は止まる所を知らざる可からず、止まる所は聖王の道なり、萬物の理を研めて、此にて止まれば充分なることを說けり、

以上述ぶるが如く學問して止まる所を知らざるときは、即ち愚妄の人と同じ、故に學問は固より學びて止まるべき所に止るにあり、然らば如何なる所に止まるべきや、曰く、至足の地に止まるべし、曷をか至足の地といふや、曰く、聖王の道なり、聖王の道は、物の理を盡くせるもの也、聖王の道は法度を盡くせるものなり、此の兩つの盡くせる道は、以て天下の人民の標準と爲すに足るなり、故に學者は聖王を以て師となし、聖王の定められたる法度を以て法則となして、其の法則を治め、以て其の法則の大綱を求めて之れを失はぬ樣に持ち、以て務めて其の聖王に象り傚ふべし、是の聖王の道に向つて務むるは士なり、其の行爲學問聖王の道に類似して、之れに近きものは君子なり、是の聖王の道を知りて身に體せる者は聖人なり、

【至足】は至つて安全に滿足なる地なり、【聖也者】は聖王也者の略なり、【倫】は物理なり、【王也者】は聖王也者の略なり、【制】は法度なり、【極】は表極なり、標準をいふ、【案】はコ、ニと訓む、語助なり、【求其統】統は大綱なり、一句の意は、法則の大綱を求めて失はず守るなり、【象效】は象り傚ふなり、【其人】は聖王を指す、【類是而幾】幾は近なり、チカシと訓む、一句の意は、其の行爲學問聖王の道に類似して、之れに近きはの意なり、【知之】は聖王の道を知るなり、【聖人也】此文にては、道德上より分ちて、德ありて且つ天子の位にあるものを聖王と稱し、德ありて位なきものを聖人と稱し、聖人に次ぐものを君子と稱し、君子に次ぐものを士と稱したるなり、

故有知非以慮是、則謂之惡、有勇非以持是、則謂之賊、孰察非

以分是、則謂之簒、多能非以脩是、則謂之蕩、辯利非以言是、則謂之誕、傳曰、天下有二、非察是、即察非、謂合王制與不合王制也、天下有不以是爲隆正也、然而猶有能分是非治曲直者耶、

此の節は、是非を分つは聖王の法度を以て標準とし、以て之れを見定むべきことを説けり、

以上述ぶる如くなるが故に、人は聖王の道を以て標準として進むべきなり、されば彼の非を爲すに智ありて、以て是を傾けんと慮り謀るものは、之れを姦惡の人といふなり、又己が非を以て是となして之れを執持し、以て之れを爲すに勇むものは、之れを賊徒といふなり、又其の非を熟察して、以て是を爲すの心を分ちて、其の非を成し遂ぐる、之れを簒奪の人といふなり、又非を知るに多能にして以て是を滌ひ去りて爲さゞる、之れを放蕩の人といふなり、又辯説利口を以て非を飾り、之れを是の如くに言ふ、之れを多言にして誠なきの人といふなり、傳に曰く、「天下に二道あり、是を察して之れを明にするに非ざれば、即ち非を察して之れを明にするなり」と、是と非とは聖王の法度に合ふものと、合はざるものとを謂ふなり、天下に是の聖王の法度を以て、中正なるものと爲さゞる者あらんや、然り而して猶此の中正なる法度をすてゝ、是非を分ち曲直を治むる者あらんや、必ず之れをすてゝは、是非曲直を分ち治むることは能はざるなり、

【有知非以慮是】知は智なり、一句の意は、非を爲すに智ありて、以て是を傾けんと謀り慮るをいふ、【有勇非以持是】は己が非を以て是と爲して、之れを執持して失はず、成し遂げんと勇むをいふ、【孰察非以分是】孰は熟に同じ、一句の意は、其の非なることを熟察して、以て是を爲すの心を分ち、其の非を成し遂ぐるをいふ、【簒】は簒奪なり、【多能非以脩是】脩は讀んで滌と爲す、アラフと訓む、滌ひ去るなり、一句の意は、非を知るに多能にして、以て是を滌ひ去るをいふ、【蕩】は放蕩なり、【辯利非以言是】辯

利は辯說利口なり、一句の意は、辯說利口を以て非を飾り、之れを是の如くに言ふなり、【譊】は音エイ、多言なり、併し此にては多言にして詐る義に見るを可とす、【有二】は二道ありなり、【王制】は聖王の法度なり、【以是】是は聖王の法度を指す、【隆正】は中正の義なり、

若夫非分是非、非治曲直、非辨治亂、非治人道、雖能之無益於人、不能無損於人、案直將治怪說、玩奇辭、以相撓滑也、案彊鉗而利口、厚顏而忍詬、無正而恣睢、妄辯而幾利、不好辭讓、不敬禮節、而好相推擠、此亂世姦人之說也、則天下之治說者、方多然矣、傳曰、析辭而爲察、分物而爲辯、君子賤之、博聞彊志、不合王制、君子賤之、此之謂也、

此の節は、聖王の道を守りて是非曲直を分つに非ず、たゞ怪說奇辭を弄して、世を惑はす異學の徒を反駁せり、

聖王の道を標準として是非曲直を分たざる可からざることは、前に之れを述べたり、若し夫れ聖王の道を守りて是非を分つに非ず、曲直を治むるに非ず、治亂を辨別するに非ず、人道を治むるに非ざる說に至りては、之れを能くすと雖、人に益あるなく、能くせずとも人に損なし、然るに世には之れを知らず、此の無用の怪說を治め奇辭を玩びて、以て世を擾亂するものあり、其の人と爲りや、強惡にして利口に、厚顏にして恥を忍び、正義を守ることなくして、我儘の擧動のみなし、妄に辯說を弄して利に近づき、辭讓の禮を好まず、禮節を敬まず、好んで人を推し擠れて、自ら利することを爲す、此れ亂世の姦人の說なり、天下の

種々の學說を治むる學者は、まさに多く然り、傳に曰く、「言辭を分析してくど〳〵しき觀察を爲し、牽强して物を分類して、無用の辯說を爲すものは、君子之れを賤しむ、又博聞强識にても、聖王の道に合はざるものは、君子之れを賤しむ」と、此の語は怪說奇辭を弄する天下の學者のことを謂ひしなり、

【案】はコ、ニと訓む、語助なり、【直】はタヾと訓む、語助なり、【撓滑】撓は擾と同じ、滑は亂なり、世を擾亂するなり、【彊鉗】鉗は惡なり、彊鉗は强惡なり、【厚顏】はあつかましきなり、【詬】は耻なり、【無正】は正義を守るなきなり、【恣睢】は我儘なり、【妄辯】は妄に辯說を爲すなり、【幾】は近なり、チカヅクと訓む、【推擠】は人を推し擠るなり、【析辭而爲察分物而爲辯】は言辭を分析して、くど〳〵しき觀察を爲し、牽强して物を分類して、辯說を爲すをいふ、公孫龍、惠施の徒が詭辯を弄し、堅白異同の論を立て、堅白石を分ちて三と爲すが如きをいふ、【彊志】志は識と通ず、彊志は强識なり、

爲之無益於成也、求之無益於得也、憂戚之無益於幾也、則廣焉能弃之矣、不以自妨也、不少頃干之胸中、不慕往、不閔來、無邑憐之心、當時則動、物至而應、事起而辨、治亂可否、昭然明矣、

此の節は、無用なる辯說の爲に心を奪はれずして、能く聖王の道を執り守るときは、如何なる事變に應ずるも、立所に是非を辨正し得べきことを說けり、

前節に於て、奇辭怪說の世を亂す無用のものたることを說けり、されば之れを爲すとも、道を成すに益あるなく、之れを求め得たりとも、道を得るに益あるなく、之れを會得せんと憂へ戚しみたりとて、道に近づくに益なきことなれば、遠く之れを弃て去りて顧みず、之れに近づきて修道の妨となさず、少頃も之れを留めて胸中を犯さしめず、往古の事を慕はず、將來の

事を憂へず、たゞ義のある所に是れ從ひ、寸毫も之れを棄て去るを吝みて不快に思ふ心なく、動く可き時に當りて活動し、物が接し來りて之れに應じて處置し、事が起り來りて之れを治むるときは、國の治亂、事の可否は、昭然として明なり、是れ君子の貴ぶ所なり、

【爲レ之】之は前の怪説奇辭を指す、以下求レ之、憂二戚之一、弃レ之、之胷中、の之も皆同じ、【成】は道を成すなり、【得】は道を得るなり、【幾】は近なり、道に近づくなり、【廣焉】は曠焉なり、遠くの意なり、【干】は犯なり、ヲカスと訓む、【往】は往古の事なり、【閔】は憂なり、ウレフと訓む、【來】は將來の事なり、【無二邑憐之心一】邑は悒と同じ、怏なり、憐は讀んで吝となす、惜むなり、一句の意は、無益なる怪説奇辭を惜みて、怏々として不快なる心なしとなり、【當時則動】則は而と通ず、シカウシテと訓む、一句の意は、動く可き時に當りて活動するなり、【辨】は治むるなり、【昭然】は明なる貌なり、

○以上第七章、人は聖王の道を標準として、之れに向つて進み、是非を定むべし、知り盡くす可からざる萬物の理を窮るが如き、又怪説奇辭を治むるが如き、無益なることを爲して、自ら戕ひ世を亂す可からざることを説けり、此の章は公孫龍惠施等の詭辯に向つて、打撃を加へしものなり、

周而成、泄而敗、明君無二之有一也、宣而成、隱而敗、闇君無二之有一也、

此の節は、明君は政事を宣明にして隱蔽せず、闇君は政事を秘密にして宣明にせざることを説けり、政を爲すに、秘密に隱蔽して成就し、漏泄し明にして敗るといふことは、闇君の行にして、明君には毫も之れなきなり、政を爲すに、宣明にして隱蔽せずして成就し、秘密に隱蔽して敗るといふことは、明君の行にして、闇君には毫も之れ無きなり、

【周】は周密なり、周密とは周到に秘密にして、少しも明さゞるをいふ、【泄】は漏泄なり、漏泄して明にするをいふ、【宣】は宣明なり、宣明にして隱蔽せざるをいふ、【隱】は隱蔽なり、隱蔽して秘密にするをいふ、

故君レ人者周則讒言至矣、而直

言反矣、小人邇而君子遠矣、詩曰、墨以爲明、狐狸其蒼、此言上幽而下險也、

此の節は、政を行ふに秘密にして隱蔽せしときの結果を説けり、

故に人に君たる者は、政を爲すに、何事も秘密にして隱蔽するときは、下民は少しも朝廷の事を知らず、故に小人は之れをよき機會にして、交々讒言を進めて君子を排斥することに勉め、之に反して、忠直の者は、迚もだめと思ひ、直言を上らず、是に於て、小人は君に近づきて勢を得、君子は位を辭して君と遠ざかるなり、此の如くにして、國は滅亡するなり、昔の詩に曰く、「人君が幽闇なる行を以て、公明なる行となさば、臣下は君を誑して、狐狸は黄色なるものなるに、之れを詐りて蒼色といひ、ごまかしをのみ勉むるに至るべし」と、此の詩は、君上が幽闇にして秘密を是れ事とするときは、下民は陰險になり種々の惡計を弄して、君を誑すに至ることを謂ひしなり、

【直言反矣】は之れに反して、直言は至らずの意なり、【詩曰】此の詩は逸詩なり、【墨以爲明、狐狸其蒼】墨は幽闇の意なり、蒼は蒼色なり、此の句の意は、人君が幽闇の行を以て、明なる行となすときは、則ち臣下は君を誑し、狐狸は黄色のものなれども、之れを蒼色といひごまかすに至るとなり、例へば、秦の二世は幽闇の行を以て明なる行となせし暗君なり、故に姦臣趙高は、亂を爲さんと欲し、鹿を指して馬と爲し、青を以て黒となし、黒を以て黄となし、以て之れを誑せしが如し、【幽】は幽闇なり、【險】は陰險なり、

君人者、宣則直言至矣、而讒言反矣、君子邇、而小人遠矣、詩云、明明在下、赫赫在上、此言上明而下化也、

此の節は、政を爲すに宣明にして隱蔽せざるときの結果を説けり、

以上述ぶる所に反し、人君たるもの、政を爲すに宣明

にして隱蔽せざるときは、下民皆朝廷の事を知る故に、忠直の者は君國の隆盛ならんことを喜び、交〻直言を進め至り、之れに反して小人は迚もだめと思ひて讒言を上らず、是に於て、君子は進みて君に近づき、小人は退きて君より遠ざかるなり、昔の詩に周の文王の德を頌して曰く、「臣民が下に在りて其の德明明として明なるは、如何なるわけぞ、そは文王が上にありて、其の德赫赫と輝きて、下民を感化せしに由る」と、此の詩は君上の德明にして、下民之れに化し、君臣の間雍々として父子の如く親しきことを謂ひしなり、

【詩云】此の詩は、詩經大雅大明の篇にあり、周の文王の德を頌せしものなり、【明明在レ下赫赫在レ上】此の句、原詩の意は、文王の德明々として下に輝けり、其れが赫々として上天にまでも著るといふことなれども、茲に引證せる意は、文王は上にありて其の德赫々として輝けり、故に下民は其の感化をうけ、下にありて其の德亦明々と輝けりといふ意なり、明明は明なる貌、赫赫は光り輝く貌なり、

○以上第八章、人君は政を爲すに秘密を主とするときは、小人進みて國亂れ、之れに反して、公明を主とするときは、君子進みて國盛なることを說けり、當時法家學派の對民策を見るに、政を爲すには秘密にして民に知らしむ可からざることを主張せり、韓非子は荀子の門より出でゝ法家に轉じたる人なるが、盛に此の策を唱道せり、されば此の段は、法家學派に對する駁擊なり、

荀子卷第十六

正名篇第二十二

當時諸學派競ひ起りて異說を主張し、各〻自己の見る所を以て、或は名稱に定義を下し、或は名稱を變更し、或は新に名稱を作るなど、亂名其の極に達せり、殊に公孫龍、惠施等の詭辯學派に至りては其の弊最も甚し、是に於て、荀子此の篇を作りて、之れを矯正せんとせり、正名とは、名稱を正すの義にして、其の語は、論語子路篇の「子路曰、衞君待レ子而爲レ政、子將レ奚先、子曰、必也正レ名乎

云云、名不正則言不順、言不順則事不成、事不成則禮樂不興、禮樂不興、則刑罰不中、刑罰不中、則民無所措手足、故君子名之必可言也、言之必可行也、君子於其言、無所苟而矣已」といへるに本づく、首に名の出來し理由、及び制名の要法を說きて、現代學者の亂名に及び、次に辯說して之れを闢くの必要を論じて、辯說の意義に及び、聖人君子の辯說を言ひ、最後の欲を去り欲を寡くする說を反駁せり、

後王之成名、刑名從商、爵名從周、文名從禮、散名之加於萬物者、則從諸夏之成俗、曲期遠方異俗之鄕、則因之而爲通、散名之在人者、生之所以然者、謂之性、性之和所生、精合感應、不事而自然謂之性、性之好惡喜怒哀樂謂之情、情然而心爲之擇謂之慮、心慮而能爲之動謂之僞、慮積焉能習焉而後成謂之僞、正利而爲謂之事、正義而爲謂之行、所以知之在人者謂之知、知有所合謂之智、所以能之在人者謂之能、能有所合謂之能、性傷謂之病、節遇謂之命、是散名之在人者也、是後王之成名也、

此の節は、後王の因襲して使用せる完全なる名稱の

重なるものを擧げて、之れを說けり、
後王が因襲して使用せる完全なる名稱を說かん、刑法上の名稱は、商王の制定せるものに從ひ、官爵の名稱は、周王の制定せるものに從ひ、禮節儀式上の名稱は、周王の制定せられたる儀禮に從ひ、萬物の上に加ふる所の諸種の名稱は、則ち我夏國の舊俗方言に從ひ、遠方異俗の鄕の諸種の名稱に至りては、之れを我夏國の物と會せて、充分に比較討査し、我夏國の名稱に因りて、譯して之れを通ずるなり、次に種々の名稱の人體に在るものに就て述ぶれば、人が生まるゝと同時に、必然的に有する所以のものを性といふ、性には冲和の氣あり、其の氣より生ずる所の働き、其れは精靈が外物と合ひて、而も其の感應が自然にして少しも造作を假らざる、亦之れを性といふ、性が物に感じて後、好み惡み喜び怒り哀しみ樂しむといふ六つのものが生ずる、之れを情といふ、情が斯樣に思ひて、それを心が正しきか否かを擇ぶ、之れを慮るといふ、心にて慮りて後、其の正しきに從ひて能く動作する、之れを僞といふ、僞とは作爲なり、作爲を以て其の本性を矯正するの謂なり、心に慮ることが積み重りて、又能く動作するに習ひ、而して後、其れが成就して天性の如くになる、亦之れを僞といふ、義利を目當にして爲す、之れを事といふ、正義を目當にして爲す、之れを行といふ、人の心に在りて物の是非を辨へ知る所の働き、之れを智といふ、智が衆くの外物に應じて、それ／＼に之れを所置する、亦之れを智といふ、人の心にありて、能く思ひ能くなし得る所以の働き、之れを才能といふ、才能が物に應じて之れを實際に思行する、亦之れを才能といふ、天性を傷つけて順當に修めざる之れを病といふ、時に當りて遇ふ所の禍福災祥、之れを運命といふ、是れ等は、皆諸種の名稱の人體にあるものなり、而して以上述ぶる所は、是れ後王が因襲して使用せる完全なる名稱なり、

【後王】は現代の王を指す、【成名】は完全なる名稱なり、【刑名從商】は刑法上の名稱は、商王の制定せる所に從ふとなり、商の刑法は未だ如何なるものなりしかを聞かざれども、書經の康誥に、殷罰有倫とあれば、其の法律の秩序ありて允當なりしことは、略、推知することを得るなり、【爵名從周】は官爵上の名稱は、周王の制定せるものに從ふとなり、官は三百六

十官にして周禮に備はれり、爵は公、侯、伯、子、男の五等の爵位なり、周王は文武周公を指す【文名從」禮】文は禮節威儀を指す、一句の意は、禮節威儀上の名稱は、周王の制定せられたる儀禮に從ふとなり、【散名】は諸種の名稱なり、【諸夏】は支那人の自國を稱する語なり、【成俗】は舊俗方言なり、【曲期遠方異俗之郷一】曲は委曲にて充分の義なり、期は會すなり、一句の意は、遠方の風俗を異にせる郷の、諸種の物の名稱は、之れを我夏國の物と會せて、充分に比較討査して定むとなり、【因」之而爲通】は我夏國の名稱に因りて譯して之れを通ずとなり、【散名之在」人者】は諸種の名稱の人體にあるものにて、人體に關する諸種の名稱をいふ、【生之所」以然」者謂二之性一】は性を本體の方面より見て下したる定義なり、言ふ心は、人が生まるゝと同時に、必然的に有する所以のものを性といふとなり、中庸に天命之謂」性と同意なり、【性之和所」生精合感應不」事而自然謂二之性一】は性を活用の方面より見て下したる定義なり、和は冲和の氣なり、精は精靈なり、性のことなり、感應は外物が性に感じて來り應ずるなり、不」事は造作を假らざるなり、一句の意は、性には冲和の氣あり、其の氣より生ずる所の動き、其れは精靈が外物と合ひて而も其の感應が自然にして少しも造作を假らざる、之れを性といふとなり、【情然而心爲二之擇一】然は如」是なり、一句の意は、情に於て斯樣に思ひて、それを心が正しきか否かを判定して擇ぶなり、【心慮而能爲二之動一謂二之僞一】は僞の始をいふ、能爲二之動一は能く動作を爲すなり、僞は作爲なり、作爲を以て本性を矯めて正しくする道をいふ、【慮積焉能習焉成謂二之僞一】は僞の終、即ち僞の成就したる方より見て下したる定義なり、慮積は慮ることが積み重なるなり、能習は能く動作するに習ひ馴るゝなり、成は成就して其れが天性の如くなれるをいふ、【正」利】正は期待なり、目當にすること、次句の正」義の正も亦之れに同じ、利は義利にて善き方の利なり、【所」以知」之在」人者謂二之知一】は智を本體の方より見て下したる定義なり、謂二之知一の知は智に同じ、一句の意は、人の心に在りて是非を辨へ知る所以の働き、之れを智といふとなり、【知有」所」合謂二之智一】は智を活用の方より見て下したる定義なり、知は智に同じ、合は應なり、一句の意は、智が衆くの外

物に應じて、それ〳〵に之れを所置する之れを智といふとなり、【所以能之在人者謂之能】は才能を本體の方より見て下したる定義なり、謂之能の能は才能なり、一句の意は、人の心に在りて、能く思ひ能く行ひ得る所以の働き、之れを才能といふとなり、【能有所合謂之能】は才能を活用の方面より見て下したる定義なり、二能の字皆才能をいふ、合は應なり、一句の意は、才能が物に應じて實際に思行する、之れを才能といふとなり、【性傷】は天性を傷つけて順當に修めざるをいふ、【節遇謂之命】節は時なり、一句の意は、時に當りて遇ふ所の禍福災祥、之れを運命といふとなり、孟子の莫之致而至者命也と同意なり、【是後王之成名也】は上文を結收せるなり、

故王者之制名、名定而實辨、道行而志通、則愼率民而一焉、故析辭擅作、以亂正名、使民疑惑多辨訟、則謂之大姦、其罪猶爲符節度量之罪也、故其民莫敢爲奇辭以亂正名、故其民愨、愨則易使、易使則功、其民莫敢爲奇辭以亂正名、故一於道法、而謹於循令矣、如是則其迹長矣、迹長功成、治之極也、是謹於守名約之功也、

此の節は、名を正しうして民を率ゐしときの効果の大なるを説けり、

王者の諸種の名稱を制するや、極めて愼重を極むるなり、何となれば、凡て名稱定まりて然る後、其の實得て辨ずべく、實辨ずべくして而して後、其の道行はれ其の志通ず可ければなり、故に王者は、愼みて其の諸種の名稱を一定にし、其の民を率ゐ治むるなり、故に、いろ〳〵に言辭を分析して、擅に種々の名稱を作

り、以て正しき名稱を亂り、人民をして疑ひ惑ひ辯論訴訟多からしむるに至るものは、之れを大姦人といふ、其の罪は、猶私に證文手形や度量の器械を製造する罪に同じ、王者はかゝる大姦人あらば、どし／＼所罰して假借する所なきを以ての故に、其の人民は敢て奇異なる言辭を爲して、以て正しき名稱を亂ることなし、故に其の人民は誠實となるなり、人民が誠實なるときは、則ち之れを使役し易し、人民使役し易きときは、則ち功業を立つることを得べし、又其の人民は敢て奇異なる言辭を爲して以て、正しき名稱を亂ることなし、故に人民は專一に王の制定せられたる法律に由り、謹みて王の命令に循ふに至る、是の如く、人民歸服するときは、則ち其の敎化の迹は長久なり、敎化の迹長久に、功業成就するは、治平の極度なり、是れはつまり人民と約定せし所の名稱を嚴重に守りたる功なり、

【愼率ㇾ民而一】は愼みて其の名を一にし、以て其の民を率ゐ治むるの意なり、【析ㇾ辭擅作】はいろ／＼に言辭を分析して、擅に名稱を作るなり、【辨訟】は辨論訴訟なり、【爲二符節度量一之罪】爲は私造の意なり、符節は一種の約束の切符にて、今の證文手形の如し、度は物尺、量は枡なり、符節や度量の器械は、政府に造り私造を禁ずるは、古よりの法なり、若し之れを犯して私造するものあらば、其の罪重きなり、【奇辭】は奇異なる言辭なり、【慤】は誠實なり【一二於道法一】道は由なり、ヨルと訓む、一句の意は、專一に法に由るとなり、【其迹長】は其の敎化の迹長久なり【謹】は嚴重にするなり、【名約】は約定する所の名稱なり、

今聖王沒、名守漫、奇辭起、名實亂、是非之形不ㇾ明、則雖三守法之吏、誦數之儒二、亦皆亂、若有二王者起一、必將ㇾ有ㇾ循二於舊名一、有ㇾ作二於新名一、

此の節は、現代亂名の甚しきを說きて、正名の必要を論せり、

只今は聖王沒してより、年久しきことゝて、人々が正

しき名稱を守ることを怠り、奇異の辭競ひ起り、名稱と實物と相亂れて一致せず、從つて是非の形明白ならず、法律を守る官吏、經典を誦讀する儒者と雖、亦皆其の渦中に陷りて正しき名稱を亂るなり、名の亂るゝ此の時より甚しきはなし、されば若し王者起ることあらば、必ずや將に名を正さん、即ち舊き名稱にして善なる者は之れに循ひ、惡しき者は改めて新しき名稱を作り、以て天下の耳目を一定せんとするなり、

【名守慢】慢は漫と通ず、怠漫なり、正しき名稱を守ることを怠漫にするをいふ、【名實亂】は名稱と實物との一致せずして、亂るゝこと、【是非之形】は物の是非は、必ず表面にあらはれて耳目に映ずるより、かくいふ、【誦數之儒】數は經なり、誦數之儒とは、經典を誦讀する儒者なり、【循於舊名】は善き舊名は、循ひて改めざるをいふ、

然則所爲有名、與所緣有同異、與制名之樞要、不可不察也、

此の節以下四節、萬物には名のある所以と、同類の物は其の名を同うし、異類の物は其の名を異にする所以と定名の要法とを論ぜり、此の節は、其の總序なり、

以上述ぶる所に由りて、正名の必要なるは明白ならん、然らば則ち、君主たる者は、世の中に名といふものがある所の理由と、萬物は同類と異類とに因つて、其の名にも亦同異の別あることゝ、名を制定する要法とは、明に察知せざる可からざるなり、

【所爲有名】は世の中に、名といふものがある所の理由の意なり、【所緣有同異】緣は因なり、ヨッテと訓む、一句の意は、同類と異類との物に因りて、其の名にも亦同異の別ありて、一樣ならざるをいふ、【制名之樞要】は名を制定する樞要なる法義なり、樞要なる法義とは即ち要法の謂なり、

異形離心、交喩異物、名實玄紐、貴賤不明、同異不別、如是則志必有不喩之患、而事必有困廢

之禍、故知者爲之分別、制名以指實、上以明貴賤、下以辨同異、貴賤明、同異別、如是則志無不喩之患、事無困廢之禍、此所爲有名也、

此の節は、所爲有名の句を詳說せしものなり、世の中にありとあるものは、各〻其の形を異にし、人々は其の心を殊にす、心に殊にする人々が、各〻其の心に思ふ所を以て、其の異なりたる種々の物を形容し、交〻人を喩さんとするときは一物にて種々樣々の名稱が出來るわけなれば、一寸日用使用する品物の名稱に至りても、亦何萬に達するか到底料り得ざるに至らん、かくては名稱と實物と互に交結紛亂して、分ち知ること難く、貴賤の別も明ならず、同異の差も辨別されずなるなり、是の如きときは、則ち人々の志は、必ず「人に指示せんと欲する所あるも、之れを喩すを得ずといふ患」があり、人々の事業は、必ず「通せず成らずといふ禍」があるなり、此れにては、世は混亂に終るが故に、智者は萬物の分別を爲して、各〻適當なる名稱を制して、以て實物を指定し、上は以て貴賤の別を明にし、下は以て同異の差を辨別するなり、是の如く、貴賤の別明に、同異の差分別する時は、則ち人々の志は、「人に指示せんと欲しても之れを喩すを得ずといふ患」なく、人々の事業は、「通せず成らずといふ禍」もなくなるなり、此れが世の中に、名といふものゝある所以の理なり、

【異形離心】離は猶殊なりといふが如し、一句の意は、萬物各〻異なりたる形を有し、人々各〻殊なりたる心を有するとなり、【交喩異物】は殊なりたる心の人々が、交〻異なりたる形の萬物を形容して、人を喩すをいふ、【名實互紐】紐は結なり交結紛亂なり、名稱と實物と交結紛亂して、分ち知り難きなり、【不喩之患】は人々に指示せんと欲する所あるも、之れを喩すを得ずといふ患なり、【困廢】困は通せざるをいひ、廢は成らざるをいふ、【知者】は智者に同じ、【制名以指實】に名稱を制して實物を指定するなり、

然則何緣而以同異、曰、緣天官、凡同類同情者、其天官之意物也同、故比方之疑似而通、是所以共其約名以相期也、形體色理以目異、聲音清濁調節奇聲以耳異、甘苦鹹淡辛酸奇味以口異、香臭芬鬱腥臊漏庮奇臭以鼻異、疾養凔熱滑鈹輕重以形體異、說故喜怒哀樂愛惡欲以心異、心有徵知、徵知則緣耳而知聲可也、緣目而知形可也、然而徵知必將待五官之當簿其類然後可也、五官簿之而不知、心徵之而無說、則人莫不謂之不知、此所緣而以同異也、

此の節は、所緣有同異の句を詳說せるものなり、或る人曰く此の世の中に名といふものあり、萬物は同類異類に因りて、其の名にも亦同異ありて一樣ならずといふことは、之れを知れり、然らば即ち何によりて、以て其の同異を別つやと、余答へて曰く、我身體に具れる自然の官能、即ち五官と心とによりて之れを別つなり、凡そ天下の物には、同類にして同情のもの多し、是の如き者は、人々の自然の官能にて、其の如何なるかを意想するに、皆其の同類にして同情のものなることを知る、故に其の中に形の大小、色の相違など、疑似の點ありと雖も、而も之れを比方して、同一種となして名を定め、然して後、民相通用するなり、是れが同一種類の物にして、其の總名稱を共にして以て相期定して動かぬやうにする所以の理なり、次に異類に至りては如何にして識別するやとい

ふに、凡ての物の形狀色彩文理は、目を以て其の異を分ち、聲音の淸き、濁る、調ふる、節するを始とし、其の外奇異の聲音は、耳を以て其の異を分ち、甘き、苦き、鹹き、淡き、辛き、酸き、味を始とし、其の外奇異の味は、口を以て其の異を分ち、香き、臭き、芬しき、腐れ臭き、腥き、臊き、螻蛄臭き、朽ち臭きを始とし、其の外の奇異なる臭は、鼻を以て其の異を分ち、痛き、癢き、寒き、熱き、すべ／＼して滑らかなる、がさ／＼して剛き、輕き、重きは、形體の感觸を以て、其の異を分ち、解說、事柄、喜び、怒り、哀しみ、樂しみ、愛しみ、惡み、欲することは、心を以て其の異を分つなり、心は萬物を徵證識認する力あり、されど其の徵證識認するには、心獨りにては能はず、則ち必ず耳によりて、音聲を知覺して、始めて其の如何なる聲なるかを識認し得可く、目に因りて、形狀を知覺して、始めて其の如何なる形狀なるかを識認し得可きなり、然らば則ち心は、五官が其の物類を知覺することを司るを待ちて、然して後ち之れを識認し得べきなり、五官は物類を知覺することを司れども、而も其の如何なるものなるかを知る能はず、心は之れを徵證識認すれども、而も解說して名稱を附することなきときは、則ち之れを人々に曉し告ぐるとも、人々は皆之れを曉り知らずといはざるものなし、かくては世の不便は如何許りなるべき、此れ聖人が萬物を分別して同異を分ち、其の名稱を立つる所以なり、

【緣】は因なり、ヨルと訓む、【天官】は人の身體に備はれる自然の官能にて、五官と心を指す、【同類同情者、其天官之意物也同、故比方之疑似而通】意は意想なり、意想とは意中にて想像するなり、比方は比較すること、一句の意は、天下には同類にして同情の物多し、同類とは形相の相類するをいひ、同情とは性情の相同じきをいふ、馬を以て之れを譬ふれば、白黑の色、大小の形同じからずと雖、然も其の頸長く鬣ありて角なく、四足にして爪なきものは、皆是れ同類なり、是の如き物は、天官にて知覺意想して其の類同じく其の情同じきを知る故に、其中に大小色の相違など、疑似の點ありと雖、而も之れを比較して以て同一種と爲し馬と名づけ、然して後民相通用するなりとなり、【共其約名以相期】約名は總約の名稱なり、總約の名稱とは猶總稱といふが如し、例へば、馬を白

馬、黒馬、赤馬、大馬、小馬と細別せずして、單に馬と總稱するが如きなり、期は期定なり、一句の意は凡て同類の物は、其の總稱を共にして、以て相期定して動かぬやうにするとなり、【色理】は色彩と文理なり、【以目異】は目を以て其の異を分つなり、以下以耳異以口異など皆此れと同意なり、【調節】は音樂を調ふると節するとなり、【鹹】はしほはゆきこと、【淡】はあつさりとせること、【香】はよき香なり、【芬】はかんばしき香なり、【鬱】は腐れ臭きなり、【腥】はなまぐさきなり、【臊】はあぶらくさきなり、【漏】は螻蛄蟲の如き臭きにほひなり、【庮】は朽ち木の如きにほひなり、【疾】は痛きなり、【養】は癢と同じ、かゆきなり、【滄】は寒きなり、【滑】はすべ〱と滑なるなり、【鈹】はがさ〱してこはきなり、【以形體異】此の形體は、形體の觸感、即ち皮膚を指す、【說故】說は解說なり、故は事なり、物は事柄なり、【徵知】は徵證識認するなり、【緣耳而知聲可也】は耳に因りて音聲を知覺して、然して後心にて其如何なる音聲なるかを識認し得べしとなり、次句の緣目而知形可也も、亦此れと同意なり、【然而徵知】此の而の字は則の意に見るべし、【當簿】は猶主司といふが如し、主司は司るなり、【無說】は解說して名を附するなきなり【謂之不知】知は曉知の意に見るべし、

然後隨而命之、同則同之、異則異之、單足以喩則單、單不足以喩則兼、單與兼無所相避則共、雖共不爲害矣、知異實者之異名也、不可亂也、故使異實者莫不異名也、猶使同實者莫不同名也、故萬物雖衆、有時而欲徧擧之、故謂之物、物也者大共名也、推而共之、共則有共、至於無共然後止、有時而欲偏擧之、故

謂之鳥獸、鳥獸也者、大別名也、推而別之、別則有別至於無別、然後止、名無固宜、約之以命、約定俗成、謂之宜、異於約則謂之不宜、名無固實、約之以命、約定俗成、謂之實名、名無固善、徑易而不拂、謂之善名、物有同狀而異所者、有異狀同所者、同狀而爲異所者、雖可合謂之二實、狀變而實無別、而爲異者、謂之化、有化而無別、謂之一實、此事之所以稽實定數也、此制名之樞要也、

此の節は、制名之樞要の句を詳說したるものなり、既に心に於て物の同類と異類とを分別して、然して後、其の特質に隨ひて之れに名を命ずるなり、則ち同類なれば則ち其の名稱を同じくし、異類なれば則ち其の名稱を異にするなり、而して其の名は、單名にて以て喩すに足れば則ち單名にし、單名にて以て喩すに足らざるときは、則ち複名にするなり、單名と複名とに分つは、其の相混亂して疑惑を生ずるを避くる爲なれども、かゝる患なき時は、其名を共同にして呼びて可なり、共同にして呼びても毫も妨げなきなり、されど異なりたる實質の物は、必ず異なりたる名稱なることを知りて、亂るべからざることなり、故に異なりたる實質の物をして、異なりたる名稱ならざることなからしむるは、猶同じき實質の物をして、同じき名稱ならざることなからしむるが如きなり、然れども萬物の衆多なる精細なる點より觀るときは、各、相異なれりと雖而も其の實質に於て多少相似たる所あり、例へば人と鳥獸と草木と、同じく天地の間に

生をうけて、其の命を保つが如きは此れなり、此の點より觀て、其の名を共同するを得べきや論なかるべし、故に萬物衆しと雖、時ありては之れを徧ねく總括して擧げんとするときは、之れを物といふ、物とは大なる共同の名稱なり、例へば、人も禽獸も魚蟲も草木も、皆之れを物といふが如きなり、是れより推して凡ての物を共同の名稱にせんとして、共同の名稱を附するときは、則ち之れを共同にし又之れを共同して、何も共同にするものなきに至りて止むべし、即ち宇宙間の森羅萬象は、物といふ大共同の名稱の下に一括し得べきなり、又時ありて其の一部分を擧げんとするときは、之れを鳥獸といふ、鳥獸とは大なる別名稱なり、是れより推して之れを細に別ち名を附けんとして、別名を附けゆくときは、則ち之れを別ち、又之を別ちて、何も別つものなきに至りて、然して後止むべし、即ち無名に至りて終るなり、是れ故に、名は固より一定不易の宜しき名といふものなし、こゝに一の物あれば、聖人其の特長を捕へて一の名稱を與へ、以て人と之れを約束す、約束定まりて習俗と成ると、之れを宜しき名といふ、故に若し人にして此の約束の名稱に違ひて、異なりたる名をいふときは、則ち之れを宜しからざる名といふなり、又名の實物に於ける、固より一定不易なるものに非ず、聖人の實物を捕へて、之れに一の名稱を與へ、以て人と約束す、約束定まりて習俗と成ると、之れを實名といふに至るなり、又名は固より善し惡しの定まりたるものに非ず、たゞ其の實物に附したる名稱が、人々に曉り易くして惑はざるときは、則ち之れを宜き名稱といふに至るまでなり、次に種々の物に就て見るに、形狀(カタチ)を同じくて、其の實質を異にするものあり、形狀を異にして、實質を同じくするものあり、形狀を同じくして其の實質を異にするものは、合して其名を一にすべしと雖、之れを二實質と謂ひ、其間に差異あるを知るべきなり、狀變りて實質に別なけれども、原形と異なるものは、之れを變化といふ、變化するありても實質には別に異なりたることなきは、之れを一實質といひ、同名を附するも差支なきなり、此れが事物に就て、其の實質を稽(カンガ)へ、名數を定むる所以の法なり、以上述ぶる所は、此れ名を制定する要法なり、

【然後隨而命之】然後は上節を承く、既に同異を分ち

て然して後の意なり、命は名を命ずるなり、【同則同之】は同類なれば、則ちすべて同じ名稱を附すといふことなり、【異則異之】は異類なれば則ち其の名稱を異にして混疑を避くるなり、【單】は單名なり、【喩】は曉なり、さとすなり、【兼】は複名なり、【單與兼無所相避則共雖共不爲害矣】は單名と複名とに分つは、名稱の混亂して疑はしきを避くる爲なれども、若し之れを避くる所なければ、則ち其の名稱を共同にするなり、共同にしても毫も妨げなきなりとなり、不爲害とは分別に害あることを爲さずにて、妨なきの謂なり、例へば、單名にて馬といふ、されど馬には種々の類あれば、之れを區別して白馬、黑馬などいふ、是れ複名なり、然れども、之れを共同に馬と呼びて混疑の憂なければ、共同に呼び可なるをいふ、【異實者】は實質異なるものなり、【同實者】は實質同じきものなり、【偏擧】は偏く總括して擧ぐるなり、【推而共之共則有共至於無共然後止】は是れより推して、すべての物を共同の名稱にせんとして、共同の名を附する時は、則ち之を共同にし、又之れを共同にして、終には共同にするものなきに至りて、然して後止まるべしとなり、例へば鳥獸共に物と名づくれば、蟲魚も共に物と名づくべし、鳥獸蟲魚の動物共に物と名づく可ければ、植物も亦物と名づくるを得べし、動植物共に物と名づく可ければ、人も亦共に物と名づくるを得可し、人も共に物と名づく可ければ、學問も亦た共に物と名づくるを得べし學問も共に物と名づく可ければ、學問をすることも亦た共に物と名づることを得べし、かく其れから其れへと推しきはめて共名にするときは、共にするものなきに至りて終るべし、【偏擧】はかた〳〵擧ぐるなり、一部分を擧ることとなり、【推而別之別則有別至於無別然後止】は是れより推して、細に別名稱を附せんとして、別ちて名稱を附するときは、則ち之れを別ち、又之れを別ちて、終には別つものなきに至りて、然して後止まるとなり、例へば、鳥獸を別ちて鳥と獸となし、鳥を別ちて鷄と曰ひ、雉と曰ふ、又鷄中に於て別ちて烏鷄といひ、白鷄といふときは、別名此に至りて盡き、復分別す可からざるに至るが如きなり、【名無固宜】は名は固より一定不易の宜しき名といふものなしとなり、【約之以命】命は命名なり、一句の意は、聖人物

の特質を捕へて之れに命名し、以て人と約束するとなり、【名無固實】は名の實物に於ける、固より一定不易の者に非ざるをいふ、此の句以下四句は、上の名無固宜數句の意を反覆して說けるなり【名無固善】は名は固より善し惡しの定まりたるものに非ざるをいふ、【徑易】徑は疾きなり、易は平易なり、疾は平易にして疾く分るにて、曉り易きことなり、【不拂】はもとりたがはざるなり、【同狀而異所者】所は指す所の處にて、實質の義なり、一句の意は、形狀を同じくして、實質を異にするものなり、例へば虎の鞣と犬の鞣との如し、形狀同じけれども實質異なれり、【異狀而同所者】は形狀を異にして、實質を同じくするものなり、例へば蠶と蛾との如し、形狀異なれども、實質は相同じ、【同狀而爲異所者云云】は前の有同狀而異所者の句を承く、【雖可合】は合して一名となすべしと雖の意なり、【狀變而實無別云云】は有異狀而同所者の句を承く、【稽】は考なり、【數】は名數なり、名數とは猶單に名といふが如し、

後王之成名、不可不察也、

此の節は、前數節を結べり、

後王が因襲して使用せる完全なる名稱は、上述の如き理數の下に定められたるものなり、されば人々は能く之れを觀察せざるべからざるなり、世に名稱を亂るもの多きは、畢竟之を觀察せざるに坐するのみ、

○以上第一章、首に後王の因襲して使用せる完全なる名稱に就て、之れを例說し、王者の名を正しくするを論じて、現今の亂名に及び、最後に世の中に名といふものゝ有る理由と、同類と異類とによりて名に同異あることゝ、名を制定する要法とを論じて、正名の必要なることを示せり、

見侮不辱、聖人不愛己、殺盜非殺人也、此惑於用名、以亂名者也、驗之所爲有名、而觀其孰行、則能禁之矣、山淵平、情欲寡、芻豢不加甘、大鐘不加樂、此惑於

用實以亂名者也、驗之所緣以同異、而觀其孰調、則能禁之矣、非而謁、楹有牛、白馬非馬也、此惑於用名以亂名者也、驗之名約、以其所受、悖其所辭、則能禁之矣、凡邪說辟言之離正道而擅作者、無不類於三惑者矣、

此の節は、當時の異學派を擧げて、其の亂名の甚しきことを例證せり、

宋子は「侮れても辱とせず」といひ、墨子は「聖人は人を愛して己を愛せず」といひ、莊子は「盗を殺すは人を殺すに非ず」といふ、此れ等は皆徒に其の名を用ふるに惑ひて、其の實を究めず、以て正名を亂るものなり、夫れ世の中に名といふ者のある所の理由を驗ふるに、物に定まりたる名なきときは、人々が種々の物に遇ひて迷惑して喩らず、又事を爲すにも困廢して行はれざるの禍にかゝるを以てなり、此の理を本として、彼れ等が名づくる所と、古來聖王が名づくる所と、何れか行はるゝかを觀察するときは、則ち彼れ等の說は迚も行はれざること明なり、行はれざること明にして然して後、明に其の非なることを知り、能く之れを禁ずるなり、又惠施は「山と淵とは平にして高低なし」といひ、宋子は「人の情は欲寡し」といひ、墨子は「牛馬犬豕の肉は甘からず、野菜と同じ、大鐘の音は樂しからず、瓴盆の音と同じ」といふ、此れ等は、皆徒に其の實質を用ふるに迷惑して、以て正名を亂るものなり、夫れ同類の物は其の名を同じうし、異類の物は其の名を異にする所以の理由を驗ふるに、同異を分たずして名を附するときは、名實混亂して調和せず、人々歸向する所を知らざるを以てなり、此の理由を本として、彼れ等の名づくる所と、古の聖王の名づくる所と、孰れか能く實物と調和して、人々に便なるや否やを觀察するときは、即ち彼れ等の說は不便にして行はれざることは明なり、行はれざること明にして、然して後明に其非なることを知るを以

て、能く之れを禁ずるなり、又或る人は「非にして謁す」といひ、「楹に牛あり」といひ、公孫龍は「白馬は馬に非ず」といふ、此れ等は、徒に其の名を用ふるに迷惑して、以て其の實を亂るものなり、夫れ制名の要法を驗ふるに、至便を期するにあり、今此の理を本として、其の名を受けし所の實物を以て、其の彼れ等が言ふ所の辭說に比べ、辭說と實物の名と相一致すれば宜しけれども、相悖るときは即ち其の非を知るなり、其の非を知るときは、能く之れを禁ずるなり、凡て正道を離れて擅に起る邪惡の說や偏僻の言は、以上のべたる三つの惑ひに類せざるものなし、皆此れと同類なり、

【見侮不辱】は宋鈃の說なり、鈃の傳は、非十二子篇に解せり、一句の意は、人に侮られても辱とせざるなり、其の言正論篇に詳しく出でたり、就て見るべし、夫れ辱といふ名稱は、本侮らるゝによりて之れ有るものなり、今宋子は强ひて不辱の名稱を立て、人の侮らるゝも辱と爲さゞらんことを欲す、然れども、宋子の言の如くなれば、所謂辱とは何の謂なるかを知らず、此れ即ち不辱の名を用ひて、辱といふ、正名を亂るものなり、【聖人不愛己】は墨子の說なり、墨子の傳は卷首楊倞の序の條にあり、墨子は兼愛說を唱へ、己の頂を摩して以て踵に至るまで、以て天下を利すべくは、即ち之れを爲すといへり、故に聖人は己を愛せずして、人を愛すといふ、夫れ己を愛する心あるによりて、此の心を推しひろめて、人を愛するに至るなり、されば己を愛するの心なくして、人を愛するといふは矛盾せる理なり、然るにそれを矛盾なりとせざるは、此れ亦不愛己といふ名を用ひて、愛己といふ正名を亂るものなり、【殺盜非殺人也】は莊子天運篇に、老聃の子貢（孔子の弟子）を諭す語中にあれども、老子の語に非ずして、莊子の假托せるものなるべし、言ふ心は、人にして盜まざれば則ち之れを殺さず、但し其の盜むが爲に之れを殺すなり、是れ殺すは盜むにありて人にあらざるなり、夫れ人の肉を盜み、猫の肉を盜む、均しく是れ盜なり、人なるときは則ち之れを人といひ、猫なるときは則ち之れを猫といふ、是れ其の盜むによりて盜の名あり、亦其の人たるによりて人の名あるなり、然らば盜、人の兩名は偏廢す可からざるものなり、莊子は則ち之れを偏廢す、是れ

即ち盗の名を用ひて人の名を亂るるものなり、【驗㆓之所㆑爲㆑有㆑名而觀㆓其孰行㆒】驗はしらぶるなり、考ふるなり、所㆑爲㆑有㆑名とは、名といふものがある所の理由なり、一句の意は、此の世の中に名といふものがある所の理由をしらべ考ふるに、物に名なきときは、人々が物に遇ひ、惑ひて喩らずといふ患と、事を爲すにも困廢して行はれざるの禍あるに由りてなり、されば名は人情に從ひ曉り易きを主とするなり、此の理由を本として、彼等異學者が名づくる所と、古の聖王が名づくる所と、何れか能く行はるゝかを觀察するときは、無論彼等の說は行はれずとなり【能禁㆑之矣】は其の行はれざることと明にして、始めて明に其の非なることを知り、能く之れを禁ずるなりとなり、【山淵平】は惠施の說なり、惠施の傳は修身篇に出づ、此の語の意は、山は高しと雖、山に居るものは矢張り平地に居るが如く思ひ、淵は深しと雖、淵に居るものは矢張り平地に居るが如く思ふ、されば山も淵も共に平なりといふを得べしとなり、此れは其の居る所の實際に惑ひて、高深の名を亂るるものなり、【情欲寡】は宋銒の語なり、荀子は常に宋子を墨子と相倂稱せり、蓋し其の說の相似たるが爲なり、此の語の意は、人の情は欲寡しとなり、蓋し墨子の聖人不㆑愛㆑己といふと同意にて、不㆑愛㆑己といふより欲寡しといひたるなり、一體人は欲望多きが故に、活動して家國の爲に盡くすなり、若し寡しといふときは、枯木の如くなり、活動する能はざるは明なり、是れは其の見る所の實際に惑ひて、欲望多しといふ名を亂るるものなり、【芻豢不㆑加㆑甘、大鐘不㆑加㆑樂】は墨子の語なり、芻は草食の家畜にて牛馬をいふ、豢は穀食の家畜にて犬豕をいふ、不㆑加㆑甘とは甘き味を增さずといふことにて、つまり甘からずといふ意なり、不㆑加㆑樂も亦此れと同句調なり、大鐘は樂器にて鐘のことなり、大は形容の語なり、此の語の意は、甘しとか樂しとかいふは、只一寸口耳に適するよりいふなり、されば牛馬犬豕の肉を甘しといふは、たゞ口ざはりのよきのみにて、腹の中に入りては野菜と異なることなし、されば實際は甘しといへぬなり、大鐘の音を樂しといふは、たゞ一寸耳に聞えよきよりいふのみ、頭の中に入りては盆や瓶(ホトギ)を擊つ音と異なることなし、されば實際は樂しとはいへぬとなり、古は下等社會にて、酒を飲みて樂

むときは、盆や瓴を擊ちて調子をとり娛樂する風あり、故に比するなり、蓋し墨子は極端なる節儉論者にして、且つ極端なる非樂論者なり、故に此の語あるなり、然れども、牛馬の肉の美味にして、野菜の美味ならざると、瓴盆の音の娛少なくして、大鐘の音の樂盛なるは、萬人の見て知る所、かく其の類を異にするによりて、其の名にも亦同異あるなり、今之れを以て相同じとするは、此れ其適する所の實際に惑ひて、正名を亂るものなり、【驗之所緣以同異而觀其孰調】緣は因なり、所緣以同異とは、名に同異の別ある所の理由なり、調は調和なり、一句の意は、物には同類と異類とあり、若し之れを分たずして名を附するときは名實相混亂して調和せず、人々歸向する所を知らざるに至る、是れ同類と異類とによりて、同名と異名との生ずる所以の理なり、此の理由を本として、彼れ等の名づくる所と、古の聖王の名づくる所と、孰れが能く實物と調和して人々に便なるや否やを觀察すとなり、【非而謁楹有牛】此の二語は、詭辯學派の說ならんも、誰の語なるや詳ならず、從つて其の意義も亦明ならず、【白馬非馬也】は公孫龍の語なり、龍の傳は修身篇に解せり、此の語は其の有名なる白馬論にて、其の意は、白馬と一口にいへども、白と馬とは二物なり、白は色に名づくる所以、馬は形に名づくる所以なり、色は形に非ず、形は色に非ず、されば白馬は馬に非ずといふを得となす、此れは形色の名に惑ひて、白馬の實を亂るものなり、【驗之名約以其所受悖其所辭】名約は名を約定するにて、前の制名の樞要なり、制名の樞要とは、制名の要法なり、其所受は其の名を受くる所の實物なり、其所辭は其言ふ所の辭說なり、其の名を受くる所の實物とは、馬を謂ふ名を受けし所の實物、即ち馬なり、其の言ふ所の辭說とは、白馬非馬といふ是れなり、一句の意は制名の要法を考ふるに、至便を期するにあり、今此の理由を本として、其の名を受けし所の實物を以て、其の彼れ等が言ふ所の辭說に比べ、辭說と實物の名と相一致すれば宜しけれども、相悖るときはの意なり、【辟言】辟は僻と通ず、僻言とは偏僻なる言なり、【三惑】は前の惑於用名以亂名者と、惑於用實以亂名者と、惑於用名以亂實者とを指す、

故明君知其分、而不與辨也、夫民易一以道、而不可與共故、故明君臨之以勢、道之以道、申之以命、章之以論、禁之以刑、故其民之化道也如神、辯說惡用矣哉、

此の節は、明君位にあるときは、辯說を用ひずして亂名の徒を感化することを說けり、

亂名の徒は惑へるものなり、惑へる者を化するには、勢威と刑罰とを以て臨むに如くなし、故に賢明の君は、聖王の制定せし名分を知り、之れを謹み守りて、亂名の徒と共に是非を辯說することをせざるなり、夫れ民は愚にして曉し難し、故にたゞ正道を示して之れに沿ひて行かしむべし、されば之れを一定にすること易し、決して其の何故に正道に沿ふ可からざるかといふ理を明にして、之れを知らしむ可からざるなり、何となれば、之れを明にして知らしむるときは、能く會得せざるものは惑ふに至るを以てなり、故に明君は之れに臨むに勢威を以てし、之れを導くに正道を以てし、此の上に重ねて正しき名稱を立てゝ之れを敎へ、倫理を說きて之れを明に諭し、刑罰を示して之れに背くものを禁遏するなり、かくする故に、民の道に感化するや、恰も神のしわざの如し、夫れ此の如くんば、いづくんぞ辯說を用ふるの要あらんや、

【其分】は聖王の定められたる名分なり、【不與辯】は亂名者と是非を辯說せざるなり、【民易一以道而不可與共故】故は然る所以の理をいふ、一句の意は、民は愚にして曉し難し、故にたゞ正道を示して之れに沿ひて行かしむべし、されば之れを一致ならしむること易し、然れども其の何故に正道に沿ひて行かざる可からざるかといふ理を明にして、之れを知らしむ可からず、何故となれば、之れを明にして知らしむるときは、能く會得せざるものは、惑ふに至るを以てなりとなり、此の語は、孔子の民可使由之、不可使知之と相同じ、【道之以道】道之の道は導に同じ、ミチビクと訓む、以道の道は正道なり、【申之】申

は重なり、カサヌと訓む、【命】は名なり、【章】は明なり、アキラカと訓む、【論】は倫と通ず、倫理なり、【惡用】惡はイヅクンゾと訓む、

今聖王沒、天下亂、姦言起、君子無勢以臨之、無刑以禁之、故辯說也、

此の節以下、現今は聖王なし、故に亂名の徒を警醒するに、辯說の必要なる所以を說けり、此の節は其の序論なり、

只今は聖王沒し給ひてより、年を經ること久しく、天下騷亂し、姦惡なる言說競ひ起りて、世を惑はし、民を誣ふれども、君主德薄くして、勢威を以て之れに臨むことなく、刑罰を以て之れを禁ずることなし、故に我々は辯說して之れを覺醒せんとするなり、

【君子】は位を以て見るべし、君主を指す、

實不喩然後命、命不喩然後期、期不喩然後說、說不喩然後辯、

故期命辯說也者、用之大文也、而王業之始也、名聞而實喩、名之用也、累而成文、名之麗也、用麗倶得、謂之知名、名也者所以期異實也、辭也者兼異實之名、以論一意也、辯說也者、不異實名、以喩動靜之道也、期命也者、辯說之用也、辯說也者、心之象道也、心也者道之主宰也、道也者治之經理也、

此の節は、辯說の意義を說けり、

凡て衆人を喩すには、先づ實物を示して喩らずして然して後、之れに名を附するなり、之れに名を附して

も、衆人猶之れを喩らずして然して後、相約して以て其の名を期定するなり、其の名を期定して喩しても、猶喩らずして、然して後、其の理を説き明して喩すなり、其の理を説き明して喩しても、猶喩らずして然して後、反覆(クリカヘ)して之れを辯明するなり、故に物に名を附すると、其の名を期定して動かぬ樣にすると、其の理を説明すると、更に之れを反覆辯明するとの、四の者は、實用上の大文飾にして、又王業の始たるものなり、夫れ其の名を聞きて、直に其の實物を喩り知るは、名の効用なり、名を累ねて種々の言辭を成すは、名の裝飾なり、効用は例へば質なり、裝飾は例へば文なり、文質倶に宜しきを得る、是れを能く名實を知るの人と謂ふなり、次に辯説の意義を説かん、名とは、種々の實物として、其各、異なることを明ならしむることを期定する所以のものなり、言辭とは、數個の異實の名を兼(アハ)せて、其れが一意を成すことを喩すものなり、辯説とは、啻に數個の異實の名を兼せて、其れが一意を爲すことを諭すのみならず、其の作用を明にするの道なり、辯説とは單に此れ丈のものなるか、曰く否、此れは單に其の一端をいへるに過ぎず、左に細説せん、彼の期約して名づくる所の名は辯説の用を爲すものなり、此れなければ辯説を爲す能はざるなり、辯説とは己が心を以て、此の道を形容して以て衆人を喩すものなり、心は即ち道を主宰するものにして、道とは天下を治むるの常法條理なり、

【實不喩然後命】は人を喩すに先づ實物を示して喩らず、然して後に名をつけるなり、命は名なり、【命不喩然後期】期は期定なり、一句の意は、名をつけて衆人を喩しても、猶喩らずして、然して後相約して其の名を期定すとなり、【説】は其の理を説明するなり、【辯】は反覆辯明するなり、【用之大文也】は實用上の大文飾なりとなり、此の四の者なきときは、萬事行はれず、故にいふ、【王業之始】王業の始は正名にあり、此の四の者は、正名の法なり、故にいふ、【名聞而實喩至而謂之知名】此の數句は、名を賛説せり、【名聞而實喩】は其の名を聞けば、則ち直に其の實物を喩り知るなり、【名之用】は名の効用なり、【累而成文】文は言辭なり、一句の意は、名を累ねて種々の言辭を成すとなり、例へば、鳥といふ名と、獸といふ名とを累ぬれば「鳥獸」又は「鳥と獸」といふ言辭をなすが如し、

【名之麗】は名の麗飾なり、麗飾とは美しき飾の義なり、言辭は名の美しく累りて飾り成れるものなり、故にいふ、【用麗】は効用と麗飾となり、【俱得】は俱に宜しきを得るなり、【知名】は名實を知るの人の意なり、【名也者至喩動靜之道也】此の數句は、名と言辭と辯說との意義を說けり、【名也者所以期異實也】期は期定なり、一句の意は、名とは種々の實物をして、其の各、異なることを明ならしむるを期定する所以のものなりとなり、【辭也者兼異實之名以諭一意也】辭は言辭なり、一句の意は、言辭とは數個の異實の物の名を兼せて、其れが一意を爲すことを喩すものなりとなり、例へば、「鳥と獸」といへば、一の言辭にして自ら一意を爲せるが如し、【辯說也者不異實名以喩動靜之道者也】不異實名とは、言辭の如く、數個の異實の名を累ねて其れが一意を爲すことを喩すのみならずとなり、動靜は作用なり、一句の意は、辯說とは、言辭の如く、數個の異實の名を累ねて、其れが一意を爲すことを喩すのみならず、其の作用を喩し明にするの道なりとなり、例へば、「鳥と獸」といへば言辭なれども、之に鳥の有せる作用「飛ぶ」と、獸の有せる作用「走る」とを加へて、「飛ぶ鳥と、走る獸」といへば、是れ辯說となるなり、【期命也者至治之經理也】此數句は、上の名也者云々の數句の意を、更に一歩を進めて覆說せるものなり、【期命】は期約して名づくる所の名なり、【辯說也者心之象道也】象はかたどるなり、形容なり、一句の意は、辯說とは己が心を以て、此の道を形容して、以て人を喩すものなりとなり、此の辯說の意義は、前より一歩進みて說きたるなり、【經理】經は常なり、常法なり、理は條理なり、

心合於道、說合於心、辯合於說、正名而期、質請而喩、辨異而不過、推類而不悖、聽則合文、辨則盡故、正道而辨姦、猶引繩以持曲直、是故邪說不能亂、百家無所竄、有兼聽之明、而無奮矜之

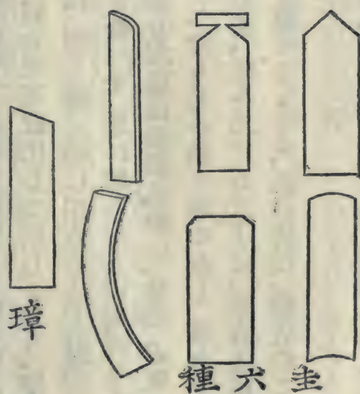
容、有兼覆之厚、而無伐德之色、說行則天下正、說不行則白道而冥窮、是聖人之辯說也、詩曰、顒顒卬卬、如珪如璋、令聞令望、豈弟君子、四方爲綱、此之謂也、

此の節は、聖人の辯說を說けり、聖人の辯說は辯說の至れるものなり、

心は能く道を知り、道と合して正しく、說は心の謀り慮る所に合して、邪曲に馳せず、辯は說と合して詭辯に陷らず、以て名を正しうして期定し、其の實に本づきて喩し明にし、異實の物を辨別して、而も過說して人を迷はさず、同類の物を推しきはめて、其の名を共同にして、而も悖り誤らず、他人の說を聽くときは、則ち其の條理に合ふものを取りて、自ら益し、自ら辯說するときは、則ち其の然る所以の理を說き盡くして、人をして曉然として曉らしめ、其の道を正しうして、姦邪の道を辨明することは、丁度墨繩を引きて木の曲直を制するが如し、是れ故に、姦邪の說も之れを亂すこと能はず、多くの學者の僻說も、隱れ竄るゝことなく、皆正さるゝなり、其の上に、總べての ものを兼せ聽く所の聰明の智ありても、ほこりたかぶる容色なく、總べての物を兼せ覆ふ厚き德ありても、之れにほこるの色なく、謙恭自ら持し、己が辯說が行はるゝときは、則ち天下感化して正しくなり、辯說行はれざるときは、則ち道を明にすることを務めて、其の身の隱るゝを憂へず、是れ即ち聖人の辯說なり、昔の詩に曰く、「其の容貌は恭敬溫順に、其の 志氣は 高大純潔なること、恰も圭の如く璋の如し、善き名聞と、善き德望とある、樂み和げる君子は、四方人民の綱紀となり、仰ぎ慕はるゝ」と、此の詩は、聖人のことを謂ひたるなり、

【心合於道】は心能く道を知り、道と合して正しきなり、【說合於心】は其の說く所は、心の謀り慮る所に合一して、横道にそれざるなり、【辯合於說】は辯が其の說と合して、說以外即ち詭辯に馳せざること、【質請而喩】質は本なり、請は情と音通す、實なり、一句の意は、其の實物に本づきて喩し明すなり、【推

「類」は同類を推しきはめて、其の名を共同にするなり、【聽則合」文】は他人の說を聽くときは、則ち其の條理に合ふものを取りて自ら益すなり、文は文理なり、文理は條理なり、【辨則盡」故】は自ら辯說するときは、則ち其の然る所以の理由をとき盡くして、人に納得さするなり、故は然る所以の理なり、【正」道而辨】は其の道を正しうして、異端を辨明するなり【繩】は繩墨(スミナハ)なり、【持」曲直」】持は制なり、制」曲直」とは、木の曲直を制するなり、【百家無」所」竄】百家は多くの學者なり、竄はかくれのがるゝなり、一句の意は、多くの學者の僻說も、かくれのがるゝ所なく、正さるゝとなり、【兼聽之明】は總べての物を一時に兼せきくの明智なり、【奮矜之容】は矜は誇るなり、奮矜之容とはほこりたかぶる容色なり、【兼覆之厚】は總べての物を覆ひ育つるなり厚き德なり、【伐」德】伐は誇なり、ホコルと訓む、【天下正】は天下の衆民感化して正しくなるなり、【白」道】白は明なり、アキラカと訓む、【冥」窮】冥は幽隱なり、カクスと訓む、窮は躬と通ず冥」躬とは、退いて其身を隱くすなり、【詩曰】此詩は、詩經大雅卷阿の篇にあり、【顒顒】は容貌の恭敬にして溫順なる貌なり、顒音ギョウ、【卬卬】は志氣の高大にして純潔なる貌なり、卬音カウ、【如」珪如」璋】珪璋共に、天子諸侯の執る所の玉の名なり、左圖の如し、一句の意は、容貌志氣の敬順高潔なること、珪璋の如きなり、圭は形種々あれども、大抵六種を出でず、



璋は種類多しと雖、其の形は圖示の一種のみなり、【令聞】令は善なり、善聞とは善き名聞なり、次の令望の令も、亦之れに同じ、【豈弟】豈は愷と通ず、樂しきなり、弟は悌と通ず、易なり、易は和易なり、【綱】は綱紀なり、綱紀は大綱にて、大法則なり、

○以上第二章、諸學派の亂名を例證して、辯說して之れを正さゞる可からざるの所以を說き、次に辯說の意義を論じ、最後に辯說の至れるもの、即ち聖人の辯說を說きて、暗に自ら比せり、

辭讓之節得矣、長少之理順矣、忌諱不稱、祆辭不出、以仁心說、以學心聽、以公心辯、不動衆人之非譽、不治觀者之耳目、不賂貴者之權勢、不利便辟者之辭、故能處道而不貳、咄而不奪、利而不流、貴公正而賤鄙爭、是士君子之辯說也、詩曰、長夜漫兮、永思騫兮、大古之不慢兮、禮義之不愆兮、何恤人之言兮、此之謂也、

○第三章、君子の辯說を說けり、前章の附錄なり、辭讓の禮節は、其の當を得て正しく、長者少者に對する倫理は禮に順ひて悖らず、忌諱の言を口にとなへず、奇異の辭を口より出ださず、仁慈の心を以て、道を說きて、人を開導し、學問する心を以て、敬み愼みて、他人の說喩を聽きて、己が智德を研き、至公の心を以て、他人の說の是非を辯明し、衆人の非りたり、譽めたりするによりて、心を動かして辭を變へることをせず、詭辯を弄し奇行をなして、觀るものゝ耳目を惑はさず、權勢ある貴顯の人に、こびへつらはず、便辟者の辭を悅びて之れに從はず、身を持すること、此の如し、故に能く道に居りて心を貳にせず、困しみくじくることありとも、其の志を奪はれず、とん〱と都合よろしきことありと雖、氣儘に流れず、公明にして正大なることを貴びて、鄙劣にして人と爭ふことを賤しむは、是れ士君子の辯說なり、昔の詩に曰く、「漫々と長き夜に、騫々と永く正しき道を思ひつゞく、太

古と聖王の言を尊びて慢らず、禮義に從ひてたがふことなくば、人が彼れ此れと己の事を私言したりとて何ぞ之れを心配するを要せんや」と、此の詩は、つまり辯說其の正しきを得るときは、何にも人の言を憂ふに足らざることを謂ひたるなり、

【長少之理順矣】は長者少者に對する條理(スヂミチ)が禮に順ふとなり、【忌諱不レ稱】は忌諱の言は稱へずとなり、忌諱の言は、忌み嫌ふべき言なり、稱ふとは口にとなふるなり、【祆辭不レ出】祆辭は奇異の辭なり、奇異の辭を口より出ださゞるなり、【以二仁心一說】は仁愛の心を以て、道を說き、人を敎へ導くなり、【以二學心一聽】は學問する心を以て、他の說喩を聽き、己が智德を錬磨するなり、【以二公心一辯】は至公の心を以て、他人の說の是非を辯明し、道を明にするなり、【不レ動二衆人之非譽一】非はそしるなり、一句の意は、衆人の己をそしりたり譽めたりするによりて、其の心を動かされずとなり、【不レ治二觀者之耳目一】治は蠱なり、蠱は惑はすなり、一句の意は、奇異の言行をなして、觀るものゝ耳目を惑はさずとなり、【賂】は賄賂を贈ることとなり、其れより轉じてこびへつらふ意となる、【貴者之權勢】は猶權勢ある貴者といふが如し、【不レ利二便辟者之辭一】利はよしとして悅び從ふなり、便辟者とは、便は習熟なり、辟は僻と通ず偏る(カタヨ)なり、邪なり、威儀に習ひて、而も邪なるものをいふ、一句の意は、便辟者の邪なる言辭を悅びて、之に從はずとなり、【不レ貳】は心を貳にせざるなり、【咄而不レ奪】咄は詘に通ず、困詘なり、困詘とは困しみくじくるなり、一句の意は、困詘することありても、我志を奪はれずとなり、【利而不レ流】此の句は、咄而不レ奪の句と相對す、利は通利なり、通利とはとん／＼拍子に都合の宜しきをいふ、一句の意は、とん／＼拍子にて都合宜しきことありても、氣儘に流るゝことなしとなり、【詩曰】此の詩は逸詩なり、【長夜漫兮】漫は漫々にて、長夜の貌なり、長夜漫とは漫々たる長夜の意なり、【永思騫兮】騫は音ケン、騫々なり、騫々は永思の貌なり、永思騫とは、騫々として永く思ふの意なり、【大古之不レ慢兮】大は太と通ず、太古とは太古の聖人を指す、一句の意は、太古の聖人の言を慢らず、之れを信奉するをいふ、【愆】は過つなり、差ふ(タガ)なり、【恤】は憂なり、ウレフと訓む、

君子之言、涉然而精、俛然而類、差差然而齊、彼正其名、當其辭、以務白。其志義者也、彼名辭也者、志義之使也、足以相通、則舍之矣、故名足以指實、辭足以見極、則舍之矣、外是者謂之訒、是君子之所棄、而愚者拾以爲己寶、

此の節は、君子の言は皆理に當り邪ならざることを説けり、

君子の言は、博く物事に涉れども、而も精密にして淺薄ならず、常人の言に近かけれども、而も法則ありて虚誕ならず、是非を論列するに齊はざるが如くに見ゆれども、而も齊ひて寸毫も亂れず、彼の君子は、其の名を正しくして、其の言辭を能く道理に當てはめ、以て務めて其の志す所の義理を明にするものなり、彼の名と言辭とは、志す所の義理を人に傳ふる所の使者なり、以て人々に相通ずるに足れば、則ち宜し、外の事は舍てゝ言はざるなり、故に名は以て實物を指示するに足り、言辭は以て中正なる事を見はすに足れば、則ちそれで宜し、外の事は舍きて論ぜざるなり、是れにはづるゝ者は、之れを通じ難き説と謂ふなり、是の通じ難き説は、君子の棄てゝ顧みざる所にして、愚者は却て之れを拾ひ取りて、以て己の寶となし、唱へまはりて世を惑はすなり、

【涉然而精】涉然は博く物事にゆき涉る貌なり、一句の意は、博く物事にゆき涉るものは、淺薄なるを常とすれども、君子はさることなく、博く物事にゆき涉りて、而も精密なりとなり【俛然而類】俛然は俯就の貌なり、俯就とは俯してよりつくにて、猶近づくといふが如し、類は法なり、一句の意は、普通の人の言説に近けれども、而も法則ありて虚誕ならずとなり【差差然而齊】差々然は不揃の貌なり、一句の意は、是非を論ずるに、其の言不揃にして調はざるが如くに見ゆれども、而も整然として齊しくして亂れずとなり、

【當二其辭一】は其の言辭を道理に當てはめるなり、【白二其志義一】白は明なり、アキラカと訓む、志義は志す所の道義なり、【名辭也者志義之使也】名辭は前にある名と言辭となり、使は使者なり、一句の意は、名と言辭とは、我が志す所の義理を、人に通ずる所の使者なりとなり、【相通】は人々に相通ずるなり、【舍レ之】は外の事は舍てゝ言はずとなり、【指レ實】は實物を指示するなり、【極】は中正なり、【外レ是】外はハヅルと訓む【訒】は難なり、通じ難き說なり、

故愚者之言、芴然而粗、嘖然而不レ類、誻誻然而沸、彼誘二其名一、眩二其辭一、而無二深於其志義一者也、故窮藉而無レ極、甚勞而無レ功、貪而無レ名、

此の節は、愚者の言は理に當らず、邪なることを說けり、

愚者は、君子の棄つる所の通じ難き說を、寶として貴ぶが故に、其の言根據なくして、而も粗略に、深遠なるが如くなれども、而も法則なく、べちや〱しやべり立つれども、丁度湯の沸き騰る樣にて、少しも齊はず、彼れ愚者は、其の名をいつはりあざむきて、正しうせず、其の言辭を眩惑して實なく、其の名と言辭とは志義を相通ずるの使者たるものなるの理を、深く明に會得せざるものなり、故に極めて熱心に其の言辭をしきつらねても、而も標準なく、甚だ勞苦して說けども、功績なく、名を立てんと貪り求むれども、之れを立つること能はざるなり、

【芴然】は忽然に同じ、根本なき貌なり、【粗】は粗略なり、【嘖然】嘖は賾と同じ、深なり、嘖然は深遠の貌なり、【誻誻然】はべちや〱としやべる貌なり、【沸】は湯の沸き騰るが如くにて不揃なるに譬ふ、【誘二其名一】誘は誑なり、アザムクと訓む、一句の意は、其の名を詐りあざむきて正しうせずとなり、【眩二其辭一】は其の言辭を眩惑して實なしとなり、【無二深於其志義一者也】は名と言辭とは、志す所の義理を、人に通ずる所の使者たるものなる理を、深く會得せざるものなり

となり、【窮藉而無極】藉は布き陳ぬるなり、極は準極にて標準なり、一句の意は、極めて熱心に精しく其の言辭を布き陳ねても、而も標準なしとなり、【貪】は名を立てんと貪り求むるなり、

故知者之言也、慮之易知也、行之易安也、持之易立也、成則必得其所好、而不遇其所惡焉、愚者反是、詩曰、爲鬼爲蜮、則不可得、有靦面目、視人罔極、作此好歌、以極反側、此之謂也、

此の節は、君子の言は知り易く行ひ易くして、之れを成し遂ぐるときは、幸福を得れども、愚者の言は之れに反するを言ひ、詩を引きて愚者を戒飭せり、

以上述ぶるが如くなるが故に、智者の言は何人も之れを慮り考へて知了し易く、安んじて之れを行ひ易く、之れを持ちて世に立つにいと立ち易し、而して之れを成し遂ぐれば、必ず其の好む所の幸福を得て、其の惡む所の不幸に遇はざるなり、愚者の言は、全く是れに反するなり、昔の詩に小人を攻擊して曰く、「汝をして鬼たり蜮たらしめば、妖怪なるを以て其の面目を見ることを得べからざれども、汝は靦然と面目あり、汝は即ち人なり、人が人を視ることは、此れまでと極まる時なし、然るに汝は人に遇ひても、平氣に惡しき事を爲す、汝の情は實に測り知る可からざるなり、是れを以て我は此の好き歌を作りて、汝が反覆常なき心を極め求めて、之れを戒む」と、此の詩は、取りも直さず愚者を戒飭したるなり、

【知者】は智者に同じ、前の君子の字を換へて出でしなり、【所好】は幸福なり、【所惡】は不幸なり、【詩曰】此の詩は、詩經小雅何人斯の篇にあり、【蜮】は水中に住みて、人を惱ます毒蟲なり、其の形見る可からず、故に之れを鬼に比するなり、儒效篇に詳解せり、【靦】は面目ある貌なり、【視人罔極】は人が人を視るに、此れが見納めといふやうに極まる時なし、何時にても視得るとなり、【極反側】反側は反覆なり、反覆常なき心をいふ、一句の意は、汝が反覆常なき心を極め

求めて之れを戒むとなり、
○以上第四章、君子の言と愚者の言とを比較して、君子の言は名を正し、愚者の言は名を亂すを主とするを以て、君子の言は世を益し、愚者の言は世を利せざることを說き、詩を引きて愚者を戒飭せり、

凡語治而待去欲者、無以道欲、而困於有欲者也、凡語治而待寡欲者、無以節欲、而困於多欲者也、有欲無欲異類也、性之具也、非治亂也、欲之多寡、異類也、情之數也、非治亂也、

此の節は、欲の有無多寡は、治亂に關係なきことを說けり、
凡て治道を論ずるに、人をして盡く欲を去らしめんと欲する者は、間違なり、夫れ欲は導かざる可からず、導けば則ち惡しき方に向はず、然るに欲を導くことなくして、一概に之れを去らしめんとすれば、反て有欲の者の爲に困しめらるゝなり、又凡て治道を論ずるに、人をして欲を寡なくせしめんと欲する者は、間違なり、欲は節せざる可からず、節すれば則ち善き方に働く、然るに欲を節することなくして、一概に之れを寡くせしめんとすれば、多欲の者の爲に困しめらるゝなり、夫れ有欲と無欲とは類を異にす、共に其の性中に必然的に具ふる所なり、治亂に關係あるに非ざるなり、治亂に關係あるは、欲を導くと、導かざるとにあり、何となれば、欲を導けば善き方に向ふを以て則ち治まり、欲を導かざれば惡しき方に走るを以て、亂るればなり、又欲の多寡は類を異にす、共に人情に必然的にあるものなり、治亂に關係あるに非ざるなり、治亂に關係あるは、欲を節すると、節せざるとのみ、何となれば、欲を節すれば善き方に向ふを以て治まり、欲を節せざれば惡しき方に向ふを以て、亂るればなり、
【語治而待去欲】は宋鈃の說なり、宋子が寡欲論は解蔽篇に詳し、待は猶欲すといふが如し、待去欲と

は人々をして盡く欲を去らしめんと欲するはの意なり、【無以道欲】道は導に同じ、ミチビクと訓む、一句の意は、欲は多くとも導けばよし、さらば善き方に向ふべし、然るに之れを導くことなくして、一概に盡く去らしめんと欲すればとなり、【語治而待寡欲者】は語治而待去欲と同じく、宋子の說なり、【無以節欲】節は節抑なるなり、一句の意は、欲は多くとも節抑すればよし、さらば善き方に向ふべし、然るに之れを節抑することなくして、一概に之れを善くせんとすればとなり、【性之具也】は性中に必然的に具はれるものなりとなり、【情之數也】は人情必然に具はれるものなりとなり、數とは必然の數にて、必ずきまりてあるものをいふ、

欲不待可得、而求者從所可、欲不待可得、所受乎天也、求者從所可、所受乎心也、所受乎天之欲、制於所受乎心之計、人之所欲生甚矣、人之所惡死甚矣、然而人有從生成死者、非不欲生而欲死也、不可以生、而可以死也、故欲過之而動不及、心止之也、心之所可中理、則欲雖多奚傷於治、欲不及而動過之、心使之也、心之所可失理、則欲雖寡、奚止於亂、故治亂在心之所可亡於情之所欲、不求之其所在而求之其所亡、雖曰我得之、失之矣、

此の節は、欲は自然に存するものにして、之れを制す

るものは心なり、心の可とする所理に中れば、節制其の宜しきを得るを以て、欲多しと雖治平に害なく、心の可とする所理に中らざれば、節制其の宜しきを得ざるを以て、欲寡しと雖、亂を止むること能はざることをいへり、前節を詳解せしものなり、

欲は求むることを待たずして至る、即ち自然に起るものなり、而して之れを達せんと求むるものは、其の得べき所の方法に從ひて求むるなり、欲は求むるを待たずして至るとは、是れ自然に受くる所の謂なり、欲を達せんと求むるものは、其の得べき所の方法に從ひて求むるとは、是れ心に受くる所の謂なり、自然に受くる所の欲望は、心に受くる所の計略に制せらるゝなり、夫れ人の欲する所は、生を以て甚しとなし、人の惡む所は死を以て甚しとなす、然り而して人は生をすてゝ死を成すものあるは、決して生を欲せずして死を欲するに非ず、生くることが出來ずして、死せざる可からざればなり、此れはつまり心が欲を制したるなり、故に欲望が多過ぎて、作爲する所之れに及ばざるものは、心が欲望を制止すればなり、されば心にて可しとする所の計が、道理に中るときは、欲望を節制するに其の當を得るを以て、欲望多過ぐると雖、どうして治平に害あらんや、少しも害なきなり、又欲望は足らずして、作爲する所之れに過ぐるものは、心にて知慮せし計が、かくならしむるなり、されば心にて可とする所の計が道理を失ふときは、欲望を節制すること能はざるのみならず、却て欲望以上のことを企圖するに至る可きを以て、欲寡しと雖、どうして騷亂を止むることを得んや、騷亂止むことなきに至るべし、此れ故に、世の治亂は、人々の心に可とする所の、道理に中ると然らざるとにありて、情の欲する所の多寡には、毫も關係なきなり、然るに宋子の徒は、治亂の原因を、其の關係ある所の心のよしとする所の理否に求めずして、之れを其の關係なき所の情の多寡に求むるは、甚しき間違にて、彼れ自身は之れを旨く說き得たりと曰ふと雖、そはうぬ惚にて、大に思ひ違へるなり、

【欲不レ待可レ得】は欲は求むるを待たずして至るなり、自然に起るをいふ、【求者從レ所レ可】は欲を達せんと求むるものは、其の得べき所の方法に從ひて求むとなり、【所レ受二乎天一】は自然に受くる所にて、自然にある

なり、【從生】從は縱と通ず、縱は舍なり、スツと訓む、【動】は作爲なり、【止之】止は制止なり、【使之】は斯樣にならしむるなり、【止於亂】は騷亂を止むることを得んやとなり、【亡】無なり、ナシと訓む、【之其所在】之は治亂を指す、所在は治亂の原因のある所にて、心にて可しとする所の理否をいふ、【所亡】は治亂の原因に關係なき所の情の多寡なり、【雖曰我得之】は彼れ宋子は自身にて旨く說き得たりと曰ふと雖となり、我は宋子自身を指す、【失之矣】は之れを考へ失へりにて、思ひ違へるなり、

性者天之就也、情者性之質也、欲者情之應也、以欲爲可得而求之、情之所必不免也、以爲可而道之、知所必出也、故雖爲守門、欲不可去、雖爲天子、欲不可盡、欲雖不可盡、可以近盡也、欲雖不可去、求可節也、所欲雖不可盡、求者猶近盡、欲雖不可去、所求不得、慮者欲節求也、道者進則近盡、退則節求、天下莫之若也、

此の節は欲は、自然に起るものなれば、之れを去る可からず、道を知りて節制すれば過らず、自然に起ると雖、之れを達し盡くす可からず、道を知らば肆にせざるを以て、殆ど達し盡くし得べし、道は實に欲を宜しき樣に導く羅針盤なることを說けり、

性とは、天の我に賦與する所にして、自然に成れるものなり、情とは性に具はる所のもの、即ち所謂種々の性質なり、欲とは情が外物の刺戟に應じて起る所のものなり、欲を以て達するを得べしと爲して、之れを達せんことを求むるは、人情の必ず免れざる所なり、

欲を以て達するを得べしとなして、いろ〳〵して、之れを達せんことを求むるは、當り前にて、知慮ある以上は必ず此に出でざる能はざるなり、故に門番の如き鄙賤の者と雖、欲は去る可からず、去る可からざればとて、心にて之れを節制せざる可からず、されば天子たりと雖、欲を盡くす可からざるなり、欲は盡くす可からずと雖、若し道を知らば、之れを肆にせざるを以て、殆ど之れを盡くし得可きなり、欲は去る可からずと雖、其の之れを達せんと求むる所の事は、道を以て之れを節制すべし、然らば過らざるなり、又欲する所は盡くす可からずと雖、之れを達せんことを求むる者は、道を知らば之れを肆にせざるを以て、殆ど盡し得るに近し、欲は去る可からずと雖、之れを達せんことを求めて慮るも、達するを得ざるときは、則ち其の達せんと求むる所の事は、道を以て節制すべし、然らば過らざるなり、かく欲を盡くし欲を達せんことを求むるには、共に道を知らざる可からず、故に道を知りて之れを守るときは、進みて天子たるときは、則ち其の欲を盡すを得るに近く、退きて門番の鄙しきにあれば、則ち其の欲を達せんと求むる所の事を節制して過なきを得るなり、道なる哉、道なる哉、治亂のかゝる所なり、天下豈之れに若くものあらんや、宋子之れを知らず、一概に欲を寡くすれば則ち治まるとなす、過まれるの甚しきに非ずや。

【性者天之就也】就は成なり、一句の意は、性は天の賦與する所にして自然に成れるものなりとなり、【情之質也】は情は性の具ふる所のもの、即ち性質なり、つまり性に種々なる性質あるより、之れを情といひしなり、【欲者情之應也】は欲は情が外物の刺戟に應じて起るものなりとなり、【以レ爲レ可而道レ之、知レ所二必出一也】道は方なり、道レ之とは、多方以て之れを求るなり、多方とはいろ〳〵の方法の意なり、知レ所二必出一とは、人既に知慮あれば、必ず此に出でざる能はずとなり、一句の意は、欲を以て達し得べしとなし、之れを達せんと、いろ〳〵な方法をなすは當り前にて知慮あるものは必ず此に出でざる能はずとなり、【守門】は門番なり、【欲不レ可レ盡】は欲は達し盡くす可からざるなり【欲雖レ不レ可レ盡至求可レ節也】此の四句は、雖レ爲二守門一四句を覆解せるものなり、可三以近二盡一とは、道を知るときは、欲を肆にせざるを以て、欲を達すること

得るに近し、即ち殆ど達することを得べしとなり、求可レ節也とは欲を達せんと求むる所の事は、道を以て之れを節制すべきなり、然らは過らずとなり、【所レ欲雖レ不レ可レ盡至欲節求也】此四句は、再び前の雖レ爲ニ守門一四句を覆解せり、求者猶レ近レ盡とは、欲を達せんことを求むる者は、道を知らば之れを肆にせざるを以て、殆ど達することを得るに近しとなり、所レ求不レ得レ慮者とは、欲を達せんとを求めて慮るも、之れを達するを得ざるときはの意なり、欲節求也は、其の欲を達せんと求むる事は、道を以て節制すべしとなり、【道】は前の心之所レ可中レ理ものを謂ふ、【進】は進みて貴き地位にあるの時なり、前の天子の句を承く、【退】は退いて賤しき地位にあるときなり、前の守門の句を承く、【天下莫ニ之若一也】は天下此の道に若くものなしの意なり、

○以上第五章、宋鈃の寡欲説を反駁せり、欲の多寡は治亂に關係なし、道を以て欲を節制すると然らざるとは、善惡の分るゝ關鎖にして、治亂の原因なることを説けり、

凡人莫レ不レ從ニ其所一レ可、而去ニ其所一レ不レ可、知ニ道之莫ニ之若一也、而不レ從レ道者、無ニ之有一也、假ニ之有レ人、而欲レ南無レ多、而惡レ北無レ寡、豈爲ニ夫南者之不一レ可レ盡也、離ニ南行一而北走哉、今人所レ欲無レ多、所レ惡無レ寡、豈爲ニ夫所レ欲之不一レ可レ盡也、離ニ得レ欲之道一、而取ニ所レ惡也哉、

此の節は、人は道に從ひて、欲を節制するの心あることを説けり、

凡て人は其の心に可しとする所に從ひて、其の心に不可とする所を去らざることなし、而して其の可不可を決するは、道を標準とするに如くことなきを知らば、則ち道に從はざる者は、之れあることなし、譬へば、茲に人あり、南せんと欲するの心は、未だ切な

らず、而して北せんことを惡む心は甚だ切なり、然るときは、どうして南するの行き盡くす可からざるが爲にとて、南路を離れて北に走ることを爲さんや、これと同じく、人の道に從ふことを欲する所の心は未だ切ならず、而して道に從はざるを惡む心は、甚だ切なり、然るときは、どうして其の道を欲するの成し盡くす可からざる爲にとて、欲を盡くし得る所の此の道を離れて、其の惡む所の道を離るゝ方法を取るものあらんや。

【知道之莫之若】は可不可を決するは、道を標準とするに若くなきことを知らばの意なり、【假】は譬なり、タトフと訓む、【欲南無多】は南せんと欲する心は、多きことゝなしにて、心の未だ切ならざるをいふ、【惡北無寡】は北せんことを惡む心は寡なきことなしにて、惡む心の甚だ切なるをいふ、【南行】は南路なり、【所欲無多】は道に從はんと欲する所の心の未だ切ならざるをいふ、【所惡無寡】は道に從はざるを惡む所の心の甚だ切なるをいふ、

故可道而從之、奚以損之而亂、不可道而離之、奚以益之而治、故知者論道而已矣、小家珍說之所願皆衰矣、

此の節は、治亂は人々が道に從ひて欲を制すると否とにあり、故に智者は之れを唱ふることを說けり、

以上述ぶる如くなるが故に、人々道を以て可しとして之れに從ふときは、皆之れを以て節欲して善に進むを以て、世は自ら治平になるなり、さらば宋子の去欲寡欲之說を捐て去りたりとて、どうして世は亂れんや、之れに反して、人々道を不可として之れを離るゝときは、欲を肆にするを以て、世は自ら亂るゝなり、さらば宋子の去欲寡欲之說を、益唱へひろめて世を導きたりとて、世はどうして治まらんや、是れ故に、智者は道を論じて明にすることをのみ務むるなり、宋子などのつまらぬ學者が珍重する說にては、其の願ふ所の人々をして欲を去り欲を寡くせしむることを實現せんとしても、欲は少しも衰へず、結局何の役にも立たぬことなれども、道を明にして人をして

之れに從はしむるときは、少しも力を用ひずして、欲は自ら衰ふるなり、是に由りて之れを觀れば、宋子の願ふ所は、道を明にすれば直に達し得らるゝ理なり、然るに之れを知らずして、徒に願ふ所を果さんとす、過れるの甚しきものに非ずや、

【損レ之】は宋子の去レ欲寡レ欲之說を損つる也、【益レ之】は宋子の去レ欲寡レ欲の說を益すにて、益、唱ふるをいふ【知者】は智者に同じ、【小家珍說之所レ願皆衰矣】小家はつまらぬ學者なり、宋子の徒を指す、珍說は珍重する說なり、所レ願は人々をして欲を去り欲を寡なくせしめんとするをいふ、一句の意は、宋子などつまらぬ學者の珍重する說に從ふときは、人の欲を去り欲を寡なくせんことを欲すと雖、欲は卒に衰へず、されど道に從ふときは、彼等が願ふ所の欲を去り欲を寡くせんとすることは、力を用ひずして果すを得べし、即ち欲は自然に衰ふるなりとなり、

○以上第六章、治亂は人々が道を以て欲を節すると、然らざるとにあり、而して人々は道を欲する心あり、智者は道を論じて之れを明にし人々を導くことを說き、宋子の去レ欲寡レ欲說を駁せり、前章の續なり、

凡人之取也、所レ欲未二嘗粹而來一也、其去也、所レ惡未二嘗粹而往一也、故人動而不レ可三以不二與レ權俱一、衡不レ正、則重縣二於仰一、而人以爲レ輕、輕縣二於俛一、而人以爲レ重、此人所三以惑二於輕重一也、權不レ正、則禍託二於欲一、而人以爲レ福、福託二於惡一、而人以爲レ禍、此亦人所三以惑二於禍福一也、道者古今之正權也、離レ道而內自擇、則不レ知二禍福之所一レ託、

○第七章、取舍は欲にまかす可からず、必ず道を以て之れをはかり決すべし、然るときは、禍福に惑はざることを說けり、前章の續なり、

凡て人は意にて取らんとする所あり、而して其の取らんと欲する所のものは、未だ嘗て全く來らず、又意にて去らんとする所あり、而して其の去らんとして惡む所のものは、未だ嘗て全く往かず、かく我意を遂ぐる能はざるときは、必ず惑亂憂悶するなり、是れ蓋し道に由らずして取舍を決すればなり、故に人は一擧一動、すべて取舍をはかる所の權、即ち道と倶にせざる可からず、道と倶に進退するときは、貧賤を戚まず、富貴を慕はず、毫も得喪利害をして懷に滯らざらしむるを以て、欲自ら節制するなり、今道と倶にせざる可からざることを例證せんに、秤の衡が正しきときは、則ち輕重等しく平均にかゝるを以て、人疑はざれども、若し之れが正しからざるときは、則ち重きものが衡の昂れる方にかゝりても、人は以て輕しと爲し、輕きものが衡の下れる方にかゝりても、人は以て重しとなす、されど實際は然らず、重きものは矢張重く、輕きものは矢張輕し、此れ人の輕重に惑ふ所以なり、此れと同じく、人が取舍を決する所以の秤の權が正しからず、即ち道を知らずして欲に任せ偏見するときは、禍の神は其の欲する所のものによりて居りながら、人は之れを知らずして却て福となし、福の神は、其の惡む所のものによりて居りながら、人は之れを知らずして却て禍となす、而して其の結果に至りては、禍福相轉ず、是れ人の禍福に惑ふ所以なり、夫れ道は、古今より傳はる所の取捨をはかる正しき權にして、實に禍福のよる所を知れるものなり、故に人は之れを以て取舍をはかりて欲を節し、福に就き禍を去らざる可からざるなり、若し道を離れて私心にて、取舍を擇ぶときは、禍福のよる所を知らざるを以て、禍と思ひ去りし事が、福となりて悔しがり、福となると思ひて取りし事が、禍となりて嘆き悲しむ樣になるなり、

【未嘗粹而來也】粹は全なり、マツタシと訓む、一句の意は、未だ嘗て全く來ることあらずとなり、【往】は去りて往くなり、【動】は擧動なり、【權】は秤の錘なり、道に喩ふ、【衡】は秤のさをなり、【重懸於仰而人以爲輕、輕懸於俛而人以爲重】仰は昂るなり、俛は俯に同じ、下ることをいふ、此の句の意は、秤にて重きものと輕きものとをはかるに、衡が正しきときは、重き物は衡の下れる方にかゝり、輕き物は衡の昂れ

る方にかゝるを以て、誰も少しも怪まざれども、衡が正しからざるときは、重き物が衡の昻れる方にかゝる、されど人は昻れる方にかゝれるより、此れは輕き物と思ふ、又輕き物が衡のさがれる方にかゝる、されど人はさがれる方にかゝれるより、此れは重き物と思ふとなり、【禍託於欲而人以爲福】託はよりかゝるなり、一句の意は、道を以て取舍を決せず、欲に任すときは、禍の神が其の欲する所のものによりかゝりて居りても、知らずに福となし、之れを取るとなり、【福託於惡而人以爲禍】は道を以て取舍を決せず、欲に任すときは、福の神が其の惡む所のものによりかゝり居りても、知らずに禍となし、之れを去るとなり、【內】は私心なり、

易者以一易一、人曰無得亦無喪也、以一易兩、人曰無喪而有得也、以兩易一、人曰無得而有喪也、計者取所多、謀者從所可、以兩易一、人莫之爲、明其數也、從道而出、猶以一易兩也、奚喪、離道而內自擇、是猶以兩易一也、奚得、其累百年之欲、易一時之嫌、然且爲之、不明其數也、

此の節は、道に從ひて謀り慮るものは、得喪の數を明に知るものにして幸を得べく、然らざるものは、禍を得べきことを說けり、

交易する者、一品を以て一品に易ふれば、人皆曰く得る所もなく、喪ふ所もなしと、一品を以て二品に易ふれば、人皆曰く、喪ふ所なくして、得る所ありと、二品を以て一品に易ふれば、人皆曰く、得る所なくして、喪ふ所ありと、凡て物を計算する者は、多く得になる所を取り、道を謀り慮る者は、其の心に可とする所に從ふなり、二品を以て一品に易ふることは、人皆之れを爲すものなきは、其の得喪の數を明に知ればなり、道に從ひて謀り慮る者は、猶一品を以て兩品に易ふ

るが如し、何ぞ喪ふことあらんや、之れに反して道を離れて私心にて自ら取舍を擇ぶは、猶二品を以て一品に易ふが如し、何ぞ得る所あらんや、其れ一生の間欲して積み累ぬる所のものを、一時の快樂に易ふることは甚損なることなれども、然も之れを爲すものあり、是れ其の得喪の數を明に知らざるものなり、【易者】は交易する者なり、【計者】は物を計算する者なり、【取所多】は利得の多き所を取るなり、【謀者】は道を謀り慮る者なり、【其數】は其の得喪の數なり、【從道而出】は道に從ひて謀を出し慮を出すなり、道に從ひて謀り慮るをいふなり、【累百年之欲易一時之嫌】累は積なり、百年は猶一生といふが如し、積一生之欲とは、一生の間欲して積み累ぬる所なり、嫌は慊と通ず、快なり、一句の意は、一生骨折りて積み累ねたる所を、一時の快樂に易ふとなり、所謂一生所畜、一旦而喪之ものなり、

有嘗試深觀其隱而難察者、志輕理而不重物者無之有也、外重物而不内憂者無之有也、行離理而不外危者無之有也、外危而不内恐者無之有也、心憂恐、則口銜芻豢而不知其味、耳聽鍾鼓而不知其聲、目視黼黻而不知其狀、輕煖平簟而體不知其安、故嚮萬物之美而不能嗛也、假而得間而嗛之、則不能離也、

此の節は、道に從はざるものは、心常に憂恐するを以て快樂を受くること能はざることを說けり、

上節に於て、道に從ひて謀り慮る者は、一品を以て二品に易ふに等しく利得になり、然らざる者は、二品を以て一品に易ふると等しく損耗になることをいひ、一

例を擧げて證せしが、玆に又試に其深く隱れて一寸察知し難き者をあげて觀察せんに、志道理を輕んじて外物を重んぜざるものは、之れあるなし、外物を重んじて、內心に憂へざるものは、之れあるなし、行道理を離れて、身危からざるものは之れあるなし、身危くして、內心に恐れざる者は之れあるなし、此れ等は皆道に從はず、所謂二品を以て一品に易ふるものにして、安樂といふ利得を得ることなくして、憂恐といふ損耗のみを得るなり、かく心に憂へ恐るゝときは、則ち口に牛馬犬豕の肉を食ひても、其の味の旨きことを知らず、耳に鍾や大鼓の音樂を聽きても、其の聲調の面白きを知らず、目に黼黻の色彩を視ても、其の美しき形(カタチ)を知らず、輕く煖かなる衣を着、平なる簟の上に坐しても、身體は其の安樂なることを知らず、故に心に憂ひ恐るゝときは、萬物の美しきものを我身に受けても、之れを快しとする能はざるなり、たとひ間暇(ヒマ)を得て、暫くの間快樂を受け得るとも、忽ち舊に反りて、終に其の憂を離れ忘るゝこと能はざるなり、

【有嘗試】有は又と通ず、マタと訓む、嘗試ともにこゝろむるなり、故に二字にてコヽロミニと訓むべし、

【理】は道理なり、【衘】は口にふくむなり、フクムと訓む、【芻豢】草食の家畜を芻といふ、牛馬なり、穀食の家畜を豢といふ、犬豕なり、【黼黻】白と黑と之れを黼といひ、黑と青と之れを黻といふ、皆色彩をいふ、【輕煖】は輕く煖な衣服なり、【平簟】は平たくして坐るに心地よき簟なり、簟は竹葦にて編みたる敷物なり、【嚮】は饗に同じ、受くるなりウクと訓む、【嗛】は快なり、足るなり、コヽロヨシと訓む、【假而得レ間而嗛レ之、則不レ能レ離也】假而は假使なり、タトヒと訓む、間は閒暇なり、一句の意は、たとひ間暇を得て、快樂を得るとも、そは暫時にして、復舊の如くなり、終に其の憂を離れ忘るゝこと能はずとなり、

故嚮二萬物之美一而盛レ憂、兼二萬物之利一而盛レ害、如レ此者、其求レ物也、養レ生也、粥レ壽也、故欲レ養二其欲一而縱二其情一、欲レ養二其性一而危二其形一、欲レ養二其樂一而攻二其心一、欲レ養二其名一而

亂其行、如此者、雖封侯稱君、其與盜無以異、雖乘軒戴絻、其與無足無以異、夫是之謂以己爲物役矣、

此の節は、道に從はずして心に憂恐する者即ち外物に役せらる者は、富貴と雖、貧賤者と異なることなきを說けり、

以上述ぶる通りなるが故に、道に從ひて謀り慮らざるものは、萬物の美しきものを身に受けても、盛に憂ひ恐れ、萬物の利を兼せ得ても、盛に心を痛め害ふなり、此の如きものは、其れどうして、願ふ所の物を求むるを得んや、生命を養ひ得んや、壽命を養ひ得んや、故に彼の其の欲望を養はんと欲して其の情欲を縱にし、其の性を養はんと欲して其の身を危くし、其の安樂を養はんと欲して其の心を攻めさいなみ、其の功名を養はんと欲して其の行を亂る、此の如き者は、たとひ諸侯に封ぜられ君と稱すと雖、盜賊と異なることなく、軒車に乘じ冕を戴くと雖、足なき片輪物と異なることなく、禍を得て壽命を保つこと能はざるなり、夫れ是れを己の身を以て外物の役夫となるといふなり、

【盛害】は盛に心を痛め害ふなり、【求物也】也はヤと訓む、下句の養生也粥壽也の也も此れに同じ、一句の意は、願ふ所の物を求め得んやとなり、【粥壽也】粥は育と通ず、養ふなり、ヤシナフと訓む、一句の意は、壽命を養ひ得んやとなり、【危其形】形は身なり、其の身を危くすとは、身を正しうせざるをいふ、【攻其心】は其の心をせめさいなむなり、【軒】は大夫の乘る車をいふ、【絻】は冕に同じ、大夫以上のかんむりをいふ、【無足】は罪を得て足きられたる片輪物をいふ、【以己爲物役】は己れ外物を使役する能はずして、却て外物の役夫となるをいふ、

心平愉、則色不及備、而可以養目、聲不及備、而可以養耳、蔬食菜羹、而可以養口、麤布之衣、麤

紃之履而可以養體、局室蘆簾稾蓐、尙机筵、而可以養形、故無萬物之美、而可以養樂、無勢列之位、而可以養名、如是而加天下焉、其爲天下多、其私樂少矣、夫是之謂重己役物、

此の節は、道に從ふもの(即ち外物を使役する者)は、たとひ萬物の美萬物の利なしと雖、安樂壽考なることを說けり、

道に從ひて心が平和に愉快なるときは、色彩が備はらずとも、以て目を養ふ可し、必ずしも黼黻の色を要せざるなり、聲調が備はらずとも、以て耳を養ふ可し、必ずしも鐘鼓の樂を要せざるなり、粗末なる食、野菜の羹にても、以て口を養ふ可し、必ずしも芻豢の美を要せざるなり、粗末なる布の衣服、粗末なる麻の履にても、以て體を養ふ可く、又狹くむさくろしき室にて、蘆の簾をかけ、稾の蓐に寢ね、素樸なる机筵によりて居りても、以て體を養ふべし、必ずしも輕煖の衣、平簟の敷物を要せざるなり、故にかゝる人は、萬物の美しきものなくとも、以て安樂を養ひ成す可く、權勢官爵の位なくとも、以て功名を養ふべし、是の如き人にして、天下に加ふるときは、則ち其の天下の爲にすること、必ず多く、其の己一人にて樂むことは少なし、夫れ是れを己の身を重んじて、外物に誘はれず、能く外物を使役して己の用を爲さしむるものといふなり、

【平愉】は平和にして愉樂なり、【菜羹】は野菜の羹なり、羹はあつものなり、【麤布之衣】麤は粗に同じ、粗末なる布の衣服なり、【麤紃之履】紃は履のへりのあみ絲をいふ、履は即ち履なり、麤紃之履とは粗末なる麻の紃の履にて、つまり粗末なる麻の履をいふ、【局室】局は促なり、促狹なる室なり、狹くむさくろしき室をいふ、【蘆簾】は蘆にて編みたる粗末なるすだれなり、【稾蓐】は稾にて造れる粗末なる蓐なり、蓐はしとねなり、【尙】は素樸の意なり、【机筵】机は几に同じ、脇息なり、筵は竹にてあみたる敷物なり、【形】は

形體なり、【勢列】は權勢官爵なり、【如是而加天下焉】は是の如き人にして、天下の政權を身に加ふるときはの意なり、【私樂】は私に和樂するなり、

○以上第八章、道に從ふときは、貧賤にありと雖、心常に平和愉樂なるを以て、終に安樂功名壽考を得べく、道に從はざるときは、富貴にありと雖、心常に憂恐するを以て、終には苦痛を得、功名壽考を得ざることを說けり、前章の續なり、

無稽之言、不見之行、不聞之謀、君子愼之、

○第九章、中庸ならざる言行は、君子之れを愼むことを說けり、中庸ならざる言行とは、宋鈃などの言行をいふ、此章にて前數章宋子を駁せる意を結收せるなり、

古聖王の說に證據することなき荒誕の言論と、古聖王の書に現はれざる奇異の行と、先正に聞きてたゞさゞる突飛なる謀とは君子は愼みて爲さゞるなり、宋鈃の徒は之れに反す、過れりと謂ふ可し、

【無稽之言】は稽ふるなき言なり、古聖王の說に證據せざる荒誕の言論をいふ、【不見之行】見は現なり、古聖王の書に現はれざる奇異の行なり、【不聞之謀】は先正に聞きて正さゞる突飛なる謀計なり、

荀子卷十七

性惡篇第二十三

荀子は禮を以て其の學の根本となせり、禮の必要は人の性惡なるが爲なり、即ち人の性惡なるが爲に、禮を以て之れを矯制せざる可からざるなり、荀子嚮に禮論篇を著して、禮の起原効用を論じたれども、未だ人性の論に及ばず、是に於て、此の篇を著して、人性の惡なることを說き、以て禮の必要に及べり、されば此篇と禮論篇とは、相離る可からざる關係あるなり、首に人の天性は好利疾惡より、あらゆる欲望を有せり、若し此れを放任するときは、爭奪殘賊暴亂の惡風に陷るを以て、聖人禮義を制して之れを矯制する

なり、若し人の性善ならば、禮義の必要なきことを論じて、人性の惡なることを明にして、孟子の性善論を駁撃し、其れより、禮義は聖人が性惡の弊を矯めんが爲に、思慮を積みて作爲したるものなることに及び、性と禮との關係を詳論し、且つ反對説を駁せり、

人之性惡、其善者僞也、

此節は第一章の主意にして、又一篇の主意なり、人生の惡なることを斷ぜり、

人の性は惡しきものなり、其の善なるは作爲によりてなれるなり、即ち禮義師法にて、惡しきものを矯制せしによるなり、

【僞】は作爲なり、

今人之性、生而有好利焉、順是、故爭奪生、而辭讓亡焉、生而有疾惡焉、順是、故殘賊生、而忠信亡焉、生而有耳目之欲、好聲色、焉、順是、故淫亂生、而禮義文理亡焉、然則從人之性、順人之情、必出於爭奪、合於犯文亂理、而歸於暴、故必將有師法之化、禮義之道、然後出於辭讓、合於文理、而歸於治、用此觀之、然則人之性惡明矣、其善者僞也、

此の節は、前節の説明なり、人の性は惡なるを以て、之れを放任するときは騷亂生ず、故に禮義師法の必要なることを言へり、

今人の性を觀るに、生れ出づると利を好むの心あり、是の心に順ふ故に、爭奪の行生じて、辭讓の節なくなるなり、又人は生れ出づると嫉み惡む情あり、是の情に順ふ故に、他人を殘ひ賊ふの風生じて、忠信の行なくなるなり、又人は生れ出づると耳目の欲ありて、美

しき聲音と色とを好む、是の欲情に順ふが故に、淫亂の行生じて文章條理の備はれる禮義を守るの風なくなるなり、然らば則ち人の性に從ひ人の情に順ふときは、必ず爭奪の行に出で、此れが禮義の文章條理を犯し亂る行と合して、終に亂暴に歸着するなり、故に人は必ず師法の感化と禮義の導きあり、此の性情を變じて、然して後、辭讓の行に出で、此れが禮義の文章條理を守る行と合して、終に治平に歸着するなり、此れを以て之れを觀れば、人の性は惡なること明なり、其の善なるものは作爲によりてなれるものなり、【疾惡】疾は嫉と同じ、惡はにくむなり、【殘賊】はそこなひきずつくるなり、【文理】は文章條理なり、禮義には文章粲然として條理備はれり、故にいふ、【師法】は師匠と法則となり、【禮義之道】道は導なり、ミチビキと訓む、【用此】用は以と通ず、モッテと訓む、

故枸木必將待檃栝烝矯然後直、鈍金必將待礱厲然後利、今人之性惡、必將待師法然後正、得禮義然後治、今人無師法、則偏險而不正、無禮義則悖亂而不治、古者聖王、以人之性惡、以爲偏險而不正、悖亂而不治、是以爲之起禮義制法度、以矯飾人之情性而正之、以擾化人之情性、而導之也、使皆出於治合於道者也、今之人化師法、積文學道禮義者爲君子、縱性情安恣睢而違禮義者爲小人、用此觀之、然則人之性惡明矣、其善者僞也、

此の節も、亦前節と同じく、第一節の說明なり、人の性は惡なるが故に、聖王禮義法度を制して、之れを矯制し正しからしめしことを言へり、

以上述ぶる如くなるが故に、曲れる木は必ず檃栝に入れて蒸し矯むるを待ちて、然して後直く、鈍き金物(カナモノ)は必ず砥石にてとぎ磨くを待ちて、然して後銳利になるなり、此れと同じく、今人の性は惡なるが故に、必ず師法の感化を待ちて然して後正しく、禮義の導きを待ちて然して後治まるなり、今人に師法なきときは、則ち偏頗陰險にして正しからず、禮義なきときは則ち悖り亂れて治まらざるは明なり、古は聖王人の性惡なるを以て、之れを放任するときは、偏頗陰險にして正しからず、悖り亂れて治まらずと爲し給ふ、是れを以て、之れが爲に、禮義を起し、法度を制定して、以て人の情性を矯正修飾し、以て人の情性を馴(ナラ)し化して之れを善に導き、人々をして皆治平といふ處に出で、正しき道に合一せしめ給へり、されば、今の人は師法に感化せられ、學問を身に積み、禮義に由りて行くものを君子と爲し、情性の欲を縱にし、平氣に我儘なる事をなし、禮義に違ふものを、小人となすなり、此れを以て之れを觀るときは、則ち人の性は惡なるや明なり、其の善なるものは作爲によりてなれるものなり、

【枸木】枸は鉤と通ず、曲なり、枸木は屈曲せる木をいふ、【檃栝】檃は弓をためる器、栝は矢をためる器なれども、此にては二字にて曲木を直す器と見てよし、【烝矯】烝は蒸と通ず、火にてむすこと、烝矯は火にてむして矯め直すなり、【鈍金】は鈍き金物(カナモノ)なり、【礱厲】礱は磨くなり、厲は礪と同じく砥石なり、礱厲は砥石にてとぎ磨くこと、【利】は銳利なり、スルドシと訓む、【偏險】は偏頗陰險なり、【矯飾】は矯正修飾なり、【擾化】擾は馴なり、擾化は馴し化すこと【出於治】は治平といふ、結構なる所に出づるなり、【積文學】積は身に積むなり、文學は學問なり、【道禮義】道は由なり、ヨルと訓む、【安恣睢】恣睢は我儘なり、我儘に安んずとは、平氣にて我儘をすることなり、

〇以上第一章、人の性は惡なるが故に、之れを放任するときは、亂暴に陷るを以て、聖人禮義を制して之れを矯正修飾し、以て善ならしむ、若し人の性善ならば、禮義は何の必要ありて設けられん、禮義の必要な

るは、人の性惡しきが爲なることを説けり、

孟子曰、人之學者、其性善也、曰、是不然、是不及知人之性、而不察乎人之性僞之分者也、凡性者天之就也、不可學、不可事、禮義者聖人之所生也、人之所學而能、所事而成者也、不可學、不可事而在人者、謂之性、可學而能、可事而成之在人者、謂之僞、是性僞之分也、今人之性、目可以見、耳可以聽、夫可以見之明不離目、可以聽之聽不離耳、目明而耳聰、不可學明矣、

此の節は、性と作爲との分別を論じて、孟子の性は善なり、學問は其の善を成す所以なりといふ説を駁せり、

孟子曰く、「人の學問をなすは、其の性善なるが爲なり、善なるが爲に學問を爲し、之れによりて益〻其の善を成すなり」と、余曰く、是れ然らず、是れは智慮淺近にして人の性を知るに到らず、且つ人の性と作爲との分別を觀察せざるものなり、凡そ性といふものは、天より賦與されて自然に成りしものなり、學ばずして能くし、爲さずして成るものなり、禮義といふものは、聖人の作爲せし所にして、人の學びて始めて能くし、爲して始めて成る所のものなり、されば人にありて學ばずして能くし、爲さずして成るもの、之れを性といひ、人にありて學びて始めて能くし、爲して始めて成るもの、之れを作爲(即ち禮義)といふなり、是れが、性と作爲との分別なり、今人の性は、目は以て見るべく、耳は以て聽く可し、以て見る可き所の明なる力は、常に目を離れず、以て聽く可き所の聽き力

は、常に耳を離れず、生れてより自然に目は明にして、耳は聽きものなり、此れ即ち學ばずして能くする明なる證據なり、

【孟子曰、人之學者、其性善也】此の語は孟子の説を約言せしものなり、孟子告子篇中に其の意見多く散在せり、【不及知】は猶知るに到らずといふが如し、【性僞之分】は性と作爲との分別なり、【性者天之就也】就は成なり、一句の意は、性は天が人に賦與して自然に成りしものなりとなり、【不可學】は學ばずして能くするなり、【不可事】事は爲なり、ナスと訓す、不可事とは爲さずして成るなり、【所生】は生作せし所なり、猶作爲せし所といふが如し、【不可事而在人者】此の而字は之と通ずノと訓む、

孟子曰、今人之性善、將皆失喪其性故也、曰、若是則過矣、今人之性、生而離其朴、離其資、必失而喪之、用此觀之、然則人之性惡明矣、所謂性善者、不離其朴而美之、不離其資而利之也、使夫資朴之於美、心意之於善、若夫可以見之明、不離目、可以聽之聰、不離耳、目明而耳聰也、今人之性、飢而欲飽、寒而欲煖、勞而欲休、此人之情性也、今人飢見長而不敢先食者、將有所讓也、勞而不敢求息者、將有所代也、夫子之讓乎父、弟之讓乎兄、子之代乎父、弟之代乎兄、此二行者、皆反於性而悖於情也、然

孝子之道、禮義之文理也、故順情性則不辭讓矣、辭讓則悖於情性矣、用此觀之、然則人之性惡明矣、其善者僞也、

此の節は、孟子の性の惡なるは、物欲の爲に誘はれて、善き本性を喪失せし故なりといふ說を駁せり、孟子曰く、「今人の性をみるに善なり、而して其の惡なるは、皆物欲に誘はれて、其の善き本性を喪失せしが故なり」と、余曰く、是の如き說は、則ち過れるの甚しきものなり、今人の性をみるに、生れて直に其の自然に放任し、禮義師法を以て矯正修飾することを爲さゞるときは、日に其の素樸を離れ、其の材質を離れ、必ず之れを喪失して、殘賊淫亂に至るなり、若し人の性をして善ならしめば、決して此の如きことなきなり、此れを以て之れを觀るに、則ち人の性は惡なること明なり、孟子の所謂性善とは、生れて其の素樸を離れずして之れを美しくし、其の材質を離れずして之れを利しくすものなり、彼の素樸材質の美に於ける、心意の善に於けるをして、彼の以て見る可き所の明なる力が目を離れず、以て聽く可き所の力が耳を離れず、生れながらにして目は明に、耳は聰きが如くならしむるものなり、此れは果して間違なき言なるか、今人の性を觀るに、飢ゑては飽かんことを欲し、寒えては煖ならんことを欲し、勞れては休息せんことを欲す、此れ即ち人の情性なり、然るに今人は飢ゑて糧食を見れば、己れ敢て先づ食はざる者は、將に父兄に讓る所あらんとするなり、勞れても敢て休息せざるものは、將に先づ父兄に休息せしめて、己はそれに代り働かんとする所あるなり、夫れ飢ゑたるとき、食を見て、子の父に讓り、弟の兄に讓り、勞れたるとき、子の父に代りて働き、弟の兄に代りて働く、此の二つの行は、皆己が性に反して情に違ふものなり、何となれば、己が情性は食ひたく休みたきに拘らず、之れを抑制すればなり、然り而して此の時、父兄に讓り代るは、即ち孝子の道にして、禮義の文章條理を守るものなり、是れ故に、情性のまゝに順へば、則ち辭讓することなく、己が欲望を滿し、辭讓するときは、

則ち情性の欲する所に違ひて、之れを抑制するなり、此れを以て之れを觀るに則ち人の性は惡なること明なり。其の善なるものは、作爲によりてなれるものなり、孟子の言の間違なるは、言はずして明なり、

【孟子曰、今人之性善、將皆失喪其性故也】此の言も亦孟子の説を約言せしもの也、孟子告子篇中に其の意見多く散在せり、皆失喪其性故也とは、其の性の惡なるは、其の本性を喪失せるが故なりの意也、【生而離其朴離其資必失而喪之】朴は素樸なり、資は材質なり、材質も素樸も共にきぢなれば、離其朴離其資の二句は、同じ事を二つ重ねしもの也、失而喪之は喪失之に同じ、一句の意は、人は生れて直に其の自然に放任し、禮義師法を以て矯正修飾することを爲さゞるときは、日に其の素樸を離れ、其の材質を離れて、必ず之れを喪失して、殘賊淫亂に至るとなり、【利之】利はよろしくするなり、【長】は糧に通ず、糧なり、【所代】は父兄に休ませて、己はそれに代りて働くなり、【悖】は違ふなり、

○以上第二章、性と作爲との分別を説きて、孟子の性善説を反駁せり、

問者曰、人之性惡、則禮義惡生、

此の節は、或人の禮義は如何にして生ずるかといふ問を叙せり、

問ふもの曰く、貴説の如く人の性惡なるときは、則ち禮義はどうして生ずるやと、

【惡生】惡はイヅクンゾと訓む、

應之曰、凡禮義者、是生於聖人之僞、非故生於人之性也、故陶人埏埴而爲器、然則器生於陶人之僞、非故生於人之性也、故工人斲木而成器、然則器生於工人之僞、非故生於人之性也、聖人積思慮習僞故、以生禮義而起法度、然則禮義法度者、是

生於聖人之僞、非故生於人之性也、

此の節以下終まで荀子の答なり、此の節は、禮義は聖人の作爲にて生ずることを說けり、

余之れに答へて曰く、凡そ禮義といふ者は、是れ聖人の作爲に生ず、本より聖人の性より生ずるものに非ざるなり、故に陶人は黏土を擊ちまろめて陶器を造る、此れは陶人が思慮を積み、工夫を凝して、造り上ぐるなり、然らば則ち陶器は陶人の作爲に生ず、本より陶人其の性より生ずるものに非るなり、故に工人は木をけづりて器具を造る、此れは工人が思慮を積み工夫を凝して、造り上ぐるなり、然らば則ち器具は工人の作爲に生ず、本より工人の性より生ずるものに非るなり、此れと同じく、聖人は思慮を積み作爲の事を習ひ、以て禮義を作りて法度を起せるなり、然らば則ち禮義法度といふものは、聖人の作爲に生ず、本より聖人の性より生ずるものに非るなり、

【非故生於人之性】故は本なり、モトと訓む、以下同じ、人は、聖人の處は聖人を指し、陶人の處は陶人を指し、工人の處は工人を指す【陶人】は陶器を造る工人をいふ、【埏埴】埏は擊なり、ウツと訓む、うちまろめるなり、埴は黏土なり、黏土はねばつちなり、【工人】は職工をいふ、此にては木工を指す、【斵】はきるなり、けづるなり、【僞故】故は事なり、作爲の事なり、

若夫目好色、耳好聲、口好味、心好利、骨體膚理好愉佚、是皆生於人之情性者也、感而自然不待事而後生之者也、夫感而不能然、必且待事而後然者謂之生於僞、是性僞之所生、其不同之徵也、故聖人化性而起僞、僞起而生禮義、禮義生而制法度、然則禮義法度者、是聖人之所

生也、故聖人之所以同於衆、而不過於衆者性也、所以異而過衆者僞也、

此の節は、性と作爲との別を說き、聖人の衆に異なるは作爲の點にあることとに及べり、

若し夫れ目は色を好み、耳は聲を好み、口は味を好み、心は利を好み、骨體皮膚は愉快安逸を好むは、是れ皆人の情性より生ずる者なり、此れ等の嗜好は、外物に感じて自然に生ずるものにして、學び爲すことを待ちて後生ずる者ならざるなり、夫れ外物に感じて斯樣に嗜好すること能はず、必ず學び爲すを待ちて而して後、斯樣に嗜好するものは、之れを作爲に生ずといふ、これ性と作爲との生ずる所、其の同じからざるの證据なり、故に聖人は、其の本性を變化して、作爲の道を起すなり、作爲の道起りて禮義生ずるなり、禮義生じて法度を制するなり、然らば則ち禮義法度なるものは、是れ聖人の生ずる所なり、故に聖人の衆に同じくして、衆人より超絕せざるものは性なり、衆人に異にして、衆人より超絕するものは、作爲の道にあるなり、

【骨體】は筋骨四體なり、四體は四肢に同じ、【膚理】膚は皮膚なり、理は皮膚の文理なり、されど膚理二字にて皮膚の意に見てよし、【愉佚】佚は逸に同じ、愉逸は愉快安逸なり、【待事】事は爲なり、ナスと訓む、爲すを待つとは、學び爲すを待ちての意なり、【徵】は驗なり、證据の意なり、【過於衆】は衆人に超過するなり、超過は超絕に同じ、下句の過衆も亦此れと同意なり、

夫好利而欲得者、此人之情性也、假之資財而分者、且順情性、好利而欲得、若是則兄弟相拂奪矣、且化禮義文理、若是則讓乎國人矣、故順情性則弟兄爭矣、化禮義則讓乎國人矣、

此の節は、情性に順へば爭鬪し、禮義に化すれば辭讓することを説き、前二節と相呼應せり、夫れ利を好みて之れを得んと欲するものは、此れ人の情性なり、譬へばこゝに財を取りて之れを分くる者あり、互に情性に順ふときは、利を好みて、己れ獨り之れを得んと欲するなり、是の如くなれば、則兄弟の親と雖、互に艴然として奪ひ爭ふなり、之れに反し、禮義の文章條理に化せらるゝときは、好利の本性を抑制するなり、是の如きときは、則ち國人互に相讓りて、獨り利を貪らざるなり、故に情性に順ふときは則ち兄弟相爭ひ、禮義に化するときは國人互に相讓りて利を貪らざるに至るなり、是れに由りて之れを觀るに、人の性の惡にして禮義の必要なる所以を知るべきなり、

【假】は譬なり、タトフと訓む、【貪財】貪は取なり、トルと訓む、【拂奪】拂は艴と通ず、艴然なり、艴然は忿怒の色なり、拂奪とは艴然として爭奪するをいふ、【讓乎國人】は國人が國人に讓るにて、國人互に相讓るをいふ、

○以上第三章、禮義は聖人の作爲に生ずることを説き、人の性は惡なるが故に、殊に之れを要することに及べり、

凡人之欲レ爲レ善者、爲二性惡一也、夫薄願レ厚、惡願レ美、狹願レ廣、貧願レ富、賤願レ貴、苟無二之中一者、必求二於外一、故富而不レ願レ財、貴而不レ願レ勢、苟有二之中一者、必不レ求二於外一、用レ此觀レ之人之欲レ爲レ善者、爲二性惡一也、

此の節は、人が善を爲さんと欲するは、即ち性惡なるが爲なることを説けり、凡そ人の善を爲さんと欲するものは、性の惡しきが爲なり、夫れ薄ければ厚からんことを願ひ、醜ければ美しからんことを願ひ、狹ければ廣からんことを願ひ、貧しければ富まんことを願ひ、賤しければ貴から

んことを願ふ、かく苟も欲する所のもの內になければ、必ず外に之れを求むるなり、故に富みては財を得んことを願はず、貴くしては勢を得んことを願はず、かく苟も欲する所のもの內にあるときは、必ず之れを外に求めざるなり、人の善を欲するも亦此の如し、善といふものが性の中になき故、之れを得んと欲するなり、此れを以て之れを觀れば、人の善を爲さんと欲するものは、性惡なるが爲なること明なり、

【惡願美】惡は醜なり、ミニクシと訓む、【無之中】之は於に同じ、下句の有之中の之も、亦此れに同じ、中は內なり、

今人之性、固無禮義、故彊學而求有之也、性不知禮義、故思慮而求知之也、然則性而已、則人無禮義、不知禮義、人無禮義則亂、不知禮義則悖、然則性而已、則悖亂而已、用此觀之、人之性惡明矣、其善者僞也、

此の節は、人の性は惡にして、本より禮義なく、又禮義を知らず、故に之れに順ふときは、悖亂に至るをいひ、禮義の必要を論ぜり、

今人の性を觀るに、固より禮義なし、故に勉强して學びて、之れを有たんことを求むるなり、人の性は禮義を知らず、故に思慮を勞して、之れを知らんことを求むるなり、然らば則ち性のみに任すときは、則ち人は禮義なく、又禮義を知らざるなり、人にして禮義なきときは、則ち亂暴になり、禮義を知らざるときは、則ち悖り亂るゝに至るなり、然らば則ち性のみに放任するときは、則ち悖亂に至らんのみ、此れを以て之れを觀れば、人の性惡なること明なり、其の善なるものは作爲によりてなりしものなり、

【彊學】彊は强に同じ、勉强なり、彊學とは勉强して學ぶなり、

○以上第四章、人が善を欲するは、善といふものが性になき爲なれば、性の惡しきことは明なるを證し、以

て禮義の必要を說けり、

孟子曰、人之性善、曰、是不然、凡古今天下之所謂善者、正理平治也、所謂惡者、偏險悖亂也、是善惡之分也已、今誠以人之性固正理平治邪、則有惡用聖王、惡用禮義矣哉、雖有聖王禮義、將曷加於正理平治也哉、今不然、人之性惡、故古者聖人以人之性惡、以爲偏險而不正、悖亂而不治、故爲之立君上之勢以臨之、明禮義以化之、起法正以治之、重刑罰以禁之、使天下皆出於治、合於善也、是聖王之治、而禮義之化也、今嘗試去君上之勢、無禮義之化、去法正之治、無刑罰之禁、倚而觀天下民人之相與也、若是則夫彊者害弱而奪之、衆者暴寡而譁之、天下之悖亂而相亡、不待頃矣、用此觀之、然則人之性惡明矣、其善者僞也、

此の節は、人の性善ならば、聖王も禮義も入らぬわけなり、聖王と禮義との入るは、性の惡しき證據なることを說き、孟子の性善說を駁せり、

孟子曰く、「人の性は善なり」と、余曰く、是れ然らず、凡そ古今より天下の人々の謂ふ所の善とは、公正にして道理にかなひ、平和にして治まるをいふなり、謂ふ所の惡とは、偏頗にして險惡、悖戾にして亂暴なるをいふなり、是れが善と惡との分別なるのみ、今孟子は誠に人の性は、固より公正にして道理にかなひ、平和にして治まれりと爲すか、然らば則ち又どうして聖王を用ふる必要あらんや、又どうして禮義を用ふる必要あらんや、聖王禮義ありと雖、どうして公正にして道理にかなひ、平和にして治まれるものに、敎化を加へ施す要あらんや、されど今人の性を觀るに、決して是の如くならず、人の性は惡なり、故に古は聖人人の性惡なるを以て、放任するときは、偏頗險惡になりて正しからず、悖戾亂暴になりて治まらずと爲す、故に之れが爲に君主を立て威勢を以て之れに臨み、禮義を明に示して以て之れを敎化し、法度を起して以て之れを治め、刑罰を重くして以て之れを禁じ、天下の人々をして皆治平といふ處に出で、善といふ方に合一せしむ、是れ聖王の政治にして、禮義の敎化なり、今試に君主の威勢を去り、禮義の敎化なく、法度の政治を去り、刑罰の禁止をなくして、天下人民の相與に爲す所を傍觀せよ、是の如くなるときは、則ち力強き者は力弱き者を害ひて、其の所有を奪略し、衆くして勢ある者は、寡くして勢なき者を陵ぎいぢめて、其の所有を裂き取り、天下悖戾騷亂して相互に亡ぶること、暫くの間も待たざるなり、此れを以て之れを觀るに、則ち人の性の惡なること明なり、其の善なるものは作爲によりてなれるなり、

【正理】は公正にして道理にかなへるなり、【平治】は平和にして治まれるなり、【偏險】は偏頗にして險惡なり、【悖亂】は悖戾にして亂暴なり、【善惡之分】は善惡の分別なり、【誠以人之性固正理平治邪】以は爲なり、ナスと訓む、【有惡用聖王】有は又と通ず、マタと訓む、惡はイヅクンゾと訓む、【今不然】は今は是の如くならずの意なり、【法正】は法度に同じ、【嘗試】は二字共にこゝろむるなり、故に二字にてココロミニと訓むべし、【倚而觀天下民人之相與】倚は偏倚なり、偏倚而觀とは、かたはらによりて觀るなり、傍觀に同じ、相與は相與に爲すなり、【衆者】は人數衆くして勢あるものなり、【寡】は人數寡くして勢なき者な

り、【譯】は華と通ず、裂くなり、【不待頃】頃は少頃なり、シバラクと訓む、一句の意は、暫くの間も待たずにて、直にの意なり、

故善言古者、必有節於今、善言天者、必有徵於人、凡論者貴其有辨合符驗、故坐而言之、起而可設、張而可施行、今孟子曰、人之性善、無辨合符驗、坐而言之、起而不可設、張而不可施行、豈不過甚矣哉、故性善則去聖王息禮義矣、性惡則與聖王貴禮義矣、故檃栝之生、爲枸木也、繩墨之起、爲不直也、立君上明禮義爲性惡也、用此觀之、然則人之性惡明矣、其善者僞也、

此の節は、前節と同意なり、

故に善く古の事を論ずるものは、必ず今の事に證據を取るあり、善く天の事を論ずるものは、必ず人間界に證據を取るあり、凡て議論は、其の辯說が實際の證據に合するあるを貴ぶ、故に坐して之れを論ずれば、直に起ちて之れを實際に設く可く、設けて施行すべきなり、言うて行ふ可からざるものは、空論にして取るに足らざるなり、今孟子曰く、「人の性は善なり」と、されど其の辯說は、實際の證據に合ふことなく、坐して之れを論じても、起ちて實際に設く可からず、設けて施行す可からず、空論に過ぎず、豈過れるの甚しきものに非ずや、故に孟子の如く人の性善なりとする時は、則ち聖王を去り禮義を息めて宜しきなり、之れに反し、人の性惡なるときは、則ち聖王の教に從ひ、禮義を貴ぶなり、されど此の世の中には、聖王と禮義とは缺く可からざるものなり、故に檃栝の生ずるは、曲木あるが爲なり、繩墨の起るは、直くならざ

るものあるが爲なり、君上を立て禮義の敎を明にするは、人の性惡なるが爲なり、此れを以て之れを觀るに、則ち人の性惡なること明なり、其の善なるものは作爲によりてなりしなり、

【節】は驗なり、驗は證據なり、【徵】は驗なり、驗は證據なり、【辨】は辨說なり、【符驗】は符節なり、符節は竹を以て造る、執りて以て證據となす所のものなり、故に證據の意に見て可なり、【張】は設くるなり、【息】はヤムと訓む、やめて用ひざるなり、【與聖王】與は從なり、シタガフと訓む、一句の意は、聖王の命に從ふなり、【檃栝】は前に解せり、曲木を正す器械なり、【枸木】枸は鉤と通ず、曲なり、枸木は曲れる木なり、【繩墨】はすみなはなり、

直木不待檃栝而直者、其性直也、枸木必將待檃栝烝矯然後直者、以其性不直也、今人之性惡、必將待聖王之治、禮義之化、然後皆出於治、合於善也、用此觀之、然則人之性惡明矣、其善者僞也、

此の節は、前節と同意なり、反覆して人の性惡なることを明すなり、

眞直なる木は、檃栝の力を待たずして眞直なるものは、其の性眞直なればなり、之れに反し、曲木は必ず檃栝にて蒸して矯め直すを待ちて、然して後眞直なるものは、其の性眞直ならざるを以てなり、今人の性を觀るに、此れと同じく惡なるが故に、必ず聖王の政治と、禮義の敎化とを待ちて、然して後皆治平といふ處に出で、善き方面に合一するなり、此れを以て、之れを觀るに、則ち人の性は惡なること明なり、其の善なるものは作爲によりてなりしなり、

【烝矯】烝は蒸と通ず、火にて蒸すこと、烝矯は蒸して矯め直すなり、

○以上第五章、人の性善ならば聖王も禮義も入らぬわけなり、されど聖王と禮義とは、此の世になかる可

からざるものなり、然らば人の性は惡なること明なりといふ意を、反覆論辯し、以て孟子の性善說を駁せり、

問者曰、禮義積僞者、是人之性、故聖人能生之也、

此の節は、或人の禮義は人の性に固有せり、故に聖人之れを爲くるといふ問を擧げたり、

問ふ者曰く、禮義は作爲を積みて造る所のものなりと雖、是れは人の天性に自ら固有せり、故に聖人能く之れを爲くり得しなり、天性に固有することなくして、豈之れを爲り得んやと、

【禮義積僞者】は禮義は作爲を積みて、爲くる所のものなりと雖の意なり、【是人之性】は、是れ人の性に自ら固有せりとの意なり、

應之曰、是不然、夫陶人埏埴而生瓦、然則瓦埴豈陶人之性也哉、工人斲木而生器、然則器木豈工人之性也哉、夫聖人之於禮義也、辟亦陶埏而生之也、然禮義積僞者、豈人之性也哉、凡人之性者、堯舜之與桀跖、其性一也、君子之與小人、其性一也、今將以禮義積僞爲人之性邪、然則有曷貴堯禹、曷貴君子矣哉、凡所貴堯禹君子者、能化性能起僞、僞起而生禮義、然則聖人之於禮義積僞也、亦猶陶埏而生之也、用此觀之、然則禮義積僞者、豈人之性也哉、所賤

於桀跖小人者、從其性、順其情、安恣睢、以出乎貪利爭奪、故人之性惡明矣、其善者僞也、

此の節以下、荀子の駁論なり、此の節は、聖人が禮義を制するは、猶陶人が陶器を造るが如し、陶人は陶器を造ることを性中に固有せず、聖人の禮義に於けるも亦然り、性中に固有せざることを說けり、

余之れに應へて曰く、是れ然らず、彼の陶人は、黏土を擊ちまろめて瓦器を造る、之れは言ふ迄もなく、陶人の作爲に出づ、然らば則ち瓦器と黏土とは、豈陶人の性中に固有するものならんや、又工人は木をきりけづりて器械を造る、之れは言ふまでもなく工人の作爲に出づ、然らば則ち器械と木とは豈工人の性中に固有するものならんや、夫れ聖人の禮義に於ける、譬へば亦陶人が黏土をうちまろめて瓦器を造ると同じ理なり、然らば則ち作爲を積みて禮義を造るといふことは、豈人の性中に固有するものならんや、凡そ人の性といふものは相同じ、聖人たる堯舜と、惡人たる桀跖と、其の性同じく惡なり、君子と小人と、其の性同じく惡なり、今作爲を積みて禮義を造ることを以て、人の性中に固有すと爲さんか、然らば則ち又何ぞ堯禹を貴ばんや、何ぞ君子を貴ばんや、凡そ堯禹や君子に貴ぶ所のものは、能く其の本性を變化し、能く作爲を起すにあり、作爲起りて禮義を生ずるなり、然らば則ち聖人が作爲を積みて禮義を造るは、猶陶人が黏土をうちまろめて瓦器を造るに於けるが如きなり、此れを以て之れを觀るに、作爲を積みて禮義を造るといふことは、豈人の性中に固有するものならんや、又桀跖や小人に賤む所のものは、其の性を縱にし、其の情に順ひ、平氣に我儘して以て利を貪りて、人の物を爭ひ奪ふ所作に出づるを以てなり、凡ての人も禮義にて本性を感化せざるときは、亦此の如し、故に人の性の惡なることは明なり、其の善なるものは作爲によりてなれるものなり、

【陶人】は陶器を造る人なり、【埏埴】埏は擊なり、うちまろめるなり、埴は黏土なり、【工人】は此にては木工を指す、【陶埏】は陶人が黏土をうちまろめて、瓦器を造るをいふ、【桀跖】は夏の桀王と、盜跖となり、【有

曷】有は又と通ず、マタと訓む、【從其性】從は縱と通ず、ホシイマヽと訓む、放縱なり、【安恣睢】恣睢は我儘なり、我儘に安んずとは、平氣にて我儘を爲すなり、

天非私曾騫孝己、而外衆人也、然而曾騫孝己獨厚於孝之實、而全孝之名者何也、以綦於禮義故也、天非私齊魯之民、而外秦人也、然而於父子之義、夫婦之別、不如齊魯之孝共敬文者何也、以秦人之從情性安恣睢慢禮義故也、豈其性異矣哉、

此の節は、曾騫孝己と、衆人と、齊魯の民と、秦人と、其の性は相同じけれども、一は善にして、一は惡なるは、禮義を守りて本性を矯正すると、本性を縱にするとにあることを說けり、

世に孝子といへば、曾參と閔子騫と、孝己とを指す、天は決して此の三人を私に愛して、かゝる美名を與へ、衆人を疎外せしに非るなり、然り而して此の三人のみ、獨り孝道の實を厚く行うて、至孝の名を全うせしものは、何ぞや、他なし、禮義を行ひ極めて、其の本性を變化せしが故なり、又世に良民といへば、齊魯の民を指し、惡民といへは、秦人を指す、天は決して齊魯の民を私に愛して秦人を疎外せしに非ざるなり、然り而して秦人の父子の恩義、夫婦の分別に於けるを見るに、齊魯の民の至孝にして恭しく、敬愛なるに及ばざるものは何ぞや、他なし、秦人の情性を縱にし、平氣に我儘して、禮義を行ふことを怠るを以ての故なり、此れに由りて之れを觀るに、其の性豈異ならんや、たゞ禮義を行ふによりて至孝良民の名を得、情性を縱にするによりて不孝、惡民の名を得るのみ、

【私】は私に愛するなり、【曾騫】曾は曾參なり、孔子の弟子にて、至孝の人なり、解蔽篇に傳せり、騫は閔子騫なり、曾子と同じく、孔子の門人なり、名は損、騫は

其の字なり、孔子其の孝を稱して、「孝哉閔子騫、人不間於其父母昆弟之言」といはれたり、【孝己】は殷の高宗の太子なり、至孝の名あり、事蹟を詳にせず、【厚孝之實】は孝道の實を厚く行ふなり、口のみにて言はずして、實際に厚く行ふより、かくいひしなり、【外】は疎外なり、【綦】は極なり、キハムと訓む、【齊魯之民】は齊の國、魯の國の民なり、此の二箇國は孔子の感化を受けて、儒教盛に行はる、故に其の民皆純良なり、故に此に擧げしなり、史記項羽本紀に、漢王項羽を滅したる時、魯(項羽の領地)のみ容易に下らざることを記して、「楚地皆降漢、獨魯不下、漢乃引天下兵欲屠之、爲其守禮義爲主死節、乃持項王頭視魯、魯父兄乃降」とあり、其の民の純良なること此れを以て推知すべし、【秦人】秦は禮義を棄て戰功を上ぶの國なり、故に其の民暴惡なり、故に擧げて齊魯の民と相對せしなり、【孝共】共は恭と通ず、孝恭とは至孝にして恭しきなり、【敬文】敬は敬愛なり、文は文飾なり、敬愛を行ふ必ず文飾す、故に敬文といふ、【慢】は漫と通ず、怠漫なり、怠漫は怠ることなり、

○以上第六章、人の性は惡なるを以て聖人禮義を作爲して之れを矯正するなり、禮義は全く別物にて、人の性中に固有するものに非ざることを詳説して、或人の禮義は性中に固有せりといふ説を駁せり、禮義を性中に固有すといふは性善といふ意なれば、或人は孟子流の學者なるべし、

塗之人可以爲禹、曷謂也、曰、凡禹之所以爲禹者、以其爲仁義法正也、然則仁義法正、有可知可能之理、然而塗之人也、皆有可以知仁義法正之質、皆有可以能仁義法正之具、然則其可以爲禹明矣、今以仁義法正、爲固無可知可能之理邪、然則唯

禹不知仁義法正、不能仁義法正也、將使塗之人固無可以知仁義法正之質、而固無可以能仁義法正之具邪、然則塗之人也、且內不可以知父子之義、外不可以知君臣之正、今不然、塗之人者、皆內可以知父子之義、外可以知君臣之正、然則其可以知之質、可以能之具、其在塗之人、明矣、今使塗之人者以其可以知之質、可以能之具、本夫仁義之可知之理、可能之具、然則其可以爲禹明矣、今使塗之人伏術爲學、專心一志、思索熟察、加日縣久、積善而不息、則通於神明、參於天地矣、故聖人者、人之所積而致也、

此の節は、普通の人と雖、皆仁義法度を爲す可き資質あれば、心を專一にして、善を積みて息まざるときは、聖王禹の如くなるを得ることを說けり、

或る人曰く、「普通の人は、皆以て禹王の如くなるべしといふ語あり、若し人の性惡ならば、何を以て禹王の如くになるべきや、此語は一體如何なることを謂ひしものなりや」と、余答へて曰く、凡そ禹王の禹王たる所以は、其の仁義法度を行ふを以てなり、然らば仁義法度は、人々皆知る可く能くす可きの理あるなり、然り而して、普通の人は皆以て仁義法度を知る可きの性質あり、皆以て仁義法度を能くすべきの才能あり、然らば則ち其の以て禹王の如く爲り得べきや

明なり今人に仁義法度を以て、固より知る可く能くす可きの理なしと爲さんか、然らば則ち禹王と雖、仁義法度を知らず、又仁義法度を能くせざるわけなり、されど知るべく能くすべきの理あるが故に、勉めてかゝる聖王となりしなり、又普通人をして固より以て仁義法度を知るべきの性質なく、固より仁義法度を能くすべきの才能なからしめんか、然らば則ち普通の人や、內は以て父子の恩義を知る可からず、外は以て君臣の道を知る可からざるなり、換言すれば普通人は正道を知る可からざる禽獸と等しきなり、されど今は然らず、普通の人は皆內は以て父子の義を知る可く、外は以て君臣の道を知るべし、然らば即ち其の仁義法度を知る可きの性質、能くすべきの才能は普通人にあること明なり、今普通人をして其の仁義法度を知る可きの性質と、能くすべきの才能とを以て、彼の人は仁義法度を知る可く、能くすべきの理に本づきて、之れを行はしめば如何、然らば則ち其の以て禹王の如く爲る可きや明なり、又今普通人をして道を習ひ學を爲め、心を專にし志を一にし、思索して充分に能く觀察し、日を累ね久しきを積み、以て善を積みて息まざらしむるときは、則ち神明の域に達し天地の間に參りて、其の德を等しくせん、故に彼の聖人といふものは、他なし、普通人の道を習ひ學を爲め、志を專一にして善を積みて、それを極めし所の人なり、

【塗之人可二以爲一禹】は舊くよりある語なり、之れを引きて質問せしなり、塗之人とは道路を往來する衆人なれば、普通の人のことなり、【法正】は法度なり、【質】は性質なり、【具】は才能なり、【唯レ禹】唯は讀んで雖と爲す、イヘドモと訓む、【君臣之正】は君臣の道といふに同じ、【可レ知之理可レ能之具】此れは可レ知之理、可レ能之理の意なれども、對文上下句は理の代りに具の字を使ひし迄にて、別に深き意味なし、【伏レ術】伏は服と通ず、習なり、ナラフと訓む、術は道なり、【加日】は累日なり、【縣久】縣は懸に同じ、カクと訓む、久しきを懸くとは、久しきを積むといふことなり、【通二於神明一】は神の域に通達するなり、神と同位置に到るをいふ、神は聰明なるものなり、故に神明といふ、【參二於天地一】は天地の間に參りて、其の德を等しくするをいふ、【積而致】は道を習ひ學を爲めて、善

を積み極むるなり、致は極なり、

曰、聖可積而致、然而皆不可積、何也、曰、可以而不可使也、故小人可以爲君子、而不肯爲君子、君子可以爲小人、而不肯爲小人、小人君子者、未嘗不可以相爲也、然而不相爲者、可以而不可使也、故塗之人可以爲禹、然則塗之人能爲禹、未必然也、雖不能爲禹、無害可以爲禹、足可以偏行天下、然而未嘗有能偏行天下者也、夫工匠農賈、未嘗不可以相爲事也、然而未嘗能相爲事也、用此觀之、然則可以爲、未必能也、雖不能無害可以爲、然則能不能之與可不可、其不同遠矣、其未嘗不可以相爲明矣、

此の節は、人々禹王の如く聖人となり得べきに、ならざる所以は、其の爲り得べき質を具ふれども、强ひて之れを爲さしむ可からず、是れ性惡の爲なることを說けり、

或る人曰く、「聖人といふ地位には、善を積み極めて到るべしといふ、然り而して普通の人を觀るに、皆善を積み爲すことの出來ざるは如何なるわけぞや」と、余答へて曰く、普通人は以て善を積み爲すの質はあれども、强ひて之を積ましむることは出來ず、是れ他なし、性惡なるが爲なり、故に小人は以て君子と爲る

を得可けれども、君子と爲るを肯せず、君子は以て小人となるを得べけれども、小人と爲るを肯せず、小人が君子と爲り、君子が小人となることは未だ嘗て出來ざることに非ず、然り而して其の共に相ならざるものは、以て爲るべきの質あれども、强ひて爲らしむ可からざればなり、是れ故に、普通人は禹王の如き聖人と爲る可き質あることは言ふ迄もなし、然らば則ち普通人は能く禹王の如く爲るかといふに、未だ必ずしも然りとはいへぬなり、禹王の如く爲る能はずと雖、以て禹王の如く爲る可き質に害あることなし、譬へば足は以て偏く天下を行ることを得べし、然り而して未だ嘗て能く偏く天下を行りし者は非るなり、又彼の工人匠人農夫商人は、未だ嘗て工人が農業を、商人が工業をなすが如く、互に其の外の事業を相爲すことの出來ざるには非ざるなり、然り而して未だ嘗て以て互に其の外の事業を相爲さゞるなり、此れを以て之れを觀るに、然らば則ち皆以て爲す可き質はあれども、未だ必ずしも能く爲さゞるなり、能く爲さずと雖以て爲す可き質に害あることなし、然らば則ち能く爲す可きと、能く爲さゞると、爲す可からざるとは、其の同じからざること遠しと謂ふ可し、されど其の質ある以上は、未だ嘗て其の外の事を相爲す可からずんばあらず、即ち相爲し得るや明なり、普通人が禹王の如くなり得るは即ち此の理なり、

【可以而不可使也】は以て善を積み爲すべきの質はあれども、强ひて積み爲さしむることは出來ず、此れは性の惡しきが爲なりとの意なり、【相爲事】事は業なり、一句の意は、工人が農業を爲し、商人が工業をなすが如く、工匠農商相互に己の外の事業を爲すなり、【能不能之與可不可】は能與可、不能與不可との略なり、能く爲すべきと、能く爲さゞると、爲す可からざるといふことなり、

○以上第七章、人の性は惡なりと雖、仁義法度を知るべきの質と、能くすべきの才能とを具ふるを以て、道を習ひ學を爲め、善を積み累ぬるときは、禹王の如き聖人となることを得べし、而して普通人の善を積み爲さゞるものは、かくの如き質はあれども、强ひて之れを爲さしむることは出來ず、是れつまり性の惡しきが爲の故なることを詳説せり、

堯問於舜曰、人情何如、舜對曰、人情甚不美、又何問焉、妻子具而孝衰於親、嗜欲得而信衰於友、爵祿盈而忠衰於君、人之情乎甚不美、又何問焉、唯賢者爲不然、

○第八章、舜の言を引きて性情の惡なることを證せり、されど堯舜の時、此の議論あるべしとも思はれざれば、荀子の假托なるべきは明なり、

堯帝舜帝に問うて曰く、「人の情は如何なるものぞ」と、舜帝對へて曰く、人の情は甚美ならず、又何ぞ問ふの要あらんや、人は妻子具はりて孝を盡す心が衰へ、親に對して疎遠になり、嗜欲の心が深くなり得て、信義の心が衰へ、友人に對して疎遠になり、官爵俸祿が盈ちて、忠義の心が衰へ、君に對して疎遠になる、人の情か、人の情か、甚美ならず、又何ぞ問ふを要せん、されど唯、賢者のみは然らずと爲す、賢者は禮義を修めて惡しき性情を變化するが故に、決して常人の如くならざるなりと、

【孝衰於親】は孝の心が衰へて親に對して疎遠になるなり、下句の信衰於友、忠衰於君も亦此れと同調なり、

有聖人之知者、有士君子之知者、有小人之知者、有役夫之知者、

此の節は、智に聖人、士君子、小人、役夫の四種あることを說けり、

智には聖人の智といふ者あり、士君子の智といふ者あり、小人の智といふ者あり、役夫の智といふものあり、

【知】は智に同じ、【役夫】は勞役に服事するものにて、最下級の賤民なり、

多言則文而類、終日議其所以、

言之、千擧萬變、其統類一也、是聖人之知也、

此の節は、聖人の智を說けり、

言多ければ、繁雜野鄙に陷るは人の常なれども、決してさることなく、文飾ありて法則備はり、終日議論しても其の之れを言ふ所以は、千擧萬變窮る所なしと雖、其の大綱に至りては、終始一貫して一の如し、是れ聖人の智なり、

【文而類】は文飾なり、類は法なり、法則をいふ、【千擧萬變】は猶千變萬化といふが如し、【統類】は大綱なり、

少言則徑而省、論而法、若佚之以繩、是士君子之知也、

此の節は、士君子の智を說けり、

其の言ふ所は少なけれども、正直にして簡潔に、次第ありて法則備はること、恰も繩墨を引きて物を列ぬるが如く、整然たるは、是れ士君子の智なり、

【少言】聖人は經營すること廣く、言論すること多し、故に多言と曰ふ、士君子はたゞ其の守る所を恭しくするに過ぎず、多く言論するを要せず、故に少言といふ、【徑】は直なり、正直なり、【省】は辭寡なきをいふ、簡潔なるなり、【論】は倫なり、倫次なり、次第をいふ、【若佚之以繩】佚は佾と義同じ、列なり、ツラヌと訓む、繩は墨繩なり、一句の意は、墨繩を引きて物を陳列するが如く、整然たるなり、

其言也諂、其行也悖、其擧事多悔、是小人之知也、

此の節は、小人の智を說けり、

其の言や疑はしく、其の行や理に悖り、其の爲する所の事は、失敗のみで後悔すること多きは、是れ小人の智なり、

【諂】は疑なり、【擧事】は擧行する事なり、

齊給便敏而無類、雜能旁魄而毋用、析速粹熟而不急、不恤是

非不論曲直、以期勝人、爲意、是役夫之知也、

此の節は、役夫の智を說けり、

極めて敏捷に言ひ行へども、法に合ふことなく、廣く雜學に堪能なれども、而も實用なく、言辭を分析して論ずること敏速に、且つ綜合して著論するに熟練するとも、而も急務ならず、是非を憂へず、曲直を論ぜず、たゞ人に勝つことをあてにするを以て意と爲すは、是れ役夫の智なり、

【齊給便敏】齊は疾なり、疾給は猶敏捷といふが如し、便敏も亦敏捷に同じ、されば四字にて極めて敏捷なる意に見て可なり、【雜能旁魄】雜能は雜學なり、旁魄は廣博なるなり、一句の意は、廣く雜學に通ずるをいふ、【析速】は言辭を分析して論ずるに敏捷なるなり、【粹熟】粹は萃と同じ、聚なり、綜合の謂なり、粹熟とは綜合して著論するに熟練なるをいふ、【不急】は急務ならざるなり、【期】は必なり、きつとあてにするなり、

○以上第九章、智に聖人、士君子、小人、役夫の四等あることを論じ、其の區別を說けり、

有上勇者、有中勇者、有下勇者、

此の節は、勇に上中下の別あることを說けり、

勇には上勇なるものあり、中勇なるものあり、下勇なるものあり、凡て三種なり、

天下有中、敢直其身、君王有道、敢行其意、上不循於亂世之君、下不浴於亂世之民、仁之所在無貧窮、仁之所亡無富貴、天下知之、則欲與天下同苦樂之、天下不知之、則傀然獨立天地之間而不畏、是上勇也、

此の節は、上勇を說けり、

天下に中道行はるゝあれば、思ひきつて其の身を直くし、中立して寄らず、君王正道を行ふあれば、思ひきつて其の意志を決行し、毫も遲疑せず、上は亂世の君に從ひて道を曲げ、以て榮達をはからず、下は亂世の民に從ひて、其の惡習に染まず、仁道のある所なれば、樂みて之れに居り、毫も貧窮を憂ふることなし、仁道のなき所なれば、去りて此に居らず、毫も富貴を慕ふことなし、天下の人、己を知りて用ふるときは、則ち天下の人を敎化し、以て之れと苦樂を同じうせんと欲す、天下の人己を知りて用ひざるときは、則ち傀然として天地の間に獨立して、泰然自若、百難前に迫り千苦後を襲ふとも畏るゝことなし、是れ上勇なるものなり、

【天下有ㇾ中】は天下に中道行はるゝあるなり、中道は禮なり、【敢】は果決なり、思ひきつてすることゝ、【君王有ㇾ道】は君王正道を行ふあるなり、【沿】は循なり、シタガフと訓む、【仁之所ㇾ在無ㇾ貧窮】は仁道のある所なれば、之れに安じ樂みて居り、毫も貧窮を憂ふる念なきなり、貧窮すと雖平氣なるをいふ、【仁之所ㇾ亡無ㇾ富貴ㇾ】は仁道のなき所なれば、去りて此に居らず、毫も富貴を慕ふの念なきなり、富貴を得ると雖棄てゝ顧みざるをいふ、【天下知ㇾ之】は天下の人己を知りて用ふるなり、【傀然】は獨居の貌なり、【不ㇾ畏】は薄害せられて萬難千苦に遇ふとも畏れざるなり、

體恭而意儉、大齊信焉、而輕貨財、賢者敢推而尙ㇾ之、不肖者敢援而廢ㇾ之、是中勇也、

此の節は、中勇を說けり、

其の身體は恭敬にして、意志は謹儉に、大に忠信を尊びて之れを守り、貨財を輕視して貪らず、賢者は思ひきつて推し上げて之れを尙び、不肖者は思ひきつて引き去りて之れを廢棄するは、是れ中勇なるものなり、

【儉】は謹儉なり、謹儉は謹愼にしてつゞまやかに華美ならぬことゝ、【大齊信】齊は中なり、齊信は中信なり、中信は忠信に同じ、一句の意は、忠信を大に尊びて之れを守るとなり、【尙】はたつとぶなり、【援】は引なり、ヒクと訓む、引き去ること、【廢】は廢棄するな

り、

輕レ身而重レ貨、恬レ禍而廣解、苟不レ恤二是非然不之情一、以期レ勝レ人爲レ意、是下勇也、

此の節は、下勇を説けり、

我身を輕視して、之れを修めず、貨財を重んじて、之れを貪り、禍難の中に安居して、心を正し身を修むることを曠くして懈り、苟も理の是非、事の可否の實情を窮め知ることを憂へず、たゞ人に勝つことを、あてにすることを以て意と爲す、是れ下勇なるものなり、

【恬禍】恬は安なり、ヤスンズと訓む、禍難の中に安じて居るをいふ、禍難の中に安ずとは、惡事を恣にするをいふなり、【廣解】廣は曠と通ず、空しくするなり、解は懈と通ず怠るなり、【是非然不之情】然不は然否に同じ、然否は猶可否といふが如し、實情なり、一句の意は、理の是非、事の可否の實情なり、

○以上第十章、勇に上中下の三等あることをいひ、其區別を説けり、此の段及び上段は、性惡篇と關係なし、恐くは他篇の脱簡なるべし、

繁弱鉅黍、古之良弓也、然而不レ得二排檠一、則不レ能二自正一、桓公之葱、太公之闕、文王之錄、莊君之曶、闔閭之干將、莫邪、鉅闕、辟閭、皆古之良劍也、然而不レ加二砥礪一、則不レ能レ利、不レ得二人力一、則不レ能レ斷、驊騮騹驥、纖離、綠耳、此皆古之良馬也、然而必前有二銜轡之制一、後有二鞭策之威一、加レ之以二造父之馭一、然後一日而致二千里一也、

此の節は、良弓良劍良馬と雖、人工を加へざれば用を

爲さゞることをいひて、下節人の性も亦賢師賢友の教化切磋を待たざれば、善くならざるといふ張本となせり、

繁弱と鉅黍とは古の良弓なり、然り而して排撒の器の力を得ざるときは、自ら其のゆがみを正すこと能はず、齊の桓公の製せられし葱と、齊の太公の製せられし闕と、周の文王の製せられし錄と、楚の莊王の製せられし曶と、吳王闔閭の製せられし干將、莫邪と、鉅闕と、辟閭とは、此れ皆古の良劒なり、而して、砥石にてとぎ磨くことをなさゞるときは、則ち銳利なること能はず、又人の力を假らざれば、則ち物を斷ち斬ること能はず、驊騮と、騹驥と、纖離と、綠耳とは、此れ皆古の良馬なり、然り而して必ず前に銜轡の制裁あり、後に鞭策の威力あり、其の上に造父の馭法を以てして、然して後一日に千里の遠き道を行き極むるなり、

【繁弱】は古の大弓の名なり、左傳に見ゆ、【鉅黍】は詳ならず、古の良弓の名ならん、【排撒】は弓のゆがみを正す器なり、【桓公之葱】は齊の桓公が刀工に命じて製したる葱といふ劒なり、【太公之闕】は齊の太公が刀工に命じて製したる闕といふ劒なり、太公は太公望なり、【文王之錄】は周の文王が刀工に命じて製したる錄といふ劍なり、【莊君之曶】莊君は楚の莊王なり、莊王が刀工に命じて製したる曶といふ劍なり、【闔閭之干將、莫邪、鉅闕、辟閭】は吳王闔閭が刀工に命じて製したる干將といふ劍、莫邪といふ劍、鉅闕といふ劍、辟閭といふ劍なり、【不レ加二砥礪一】砥礪共に砥石なり、砥石を加へずとは、砥石にてとぎみがゝぬこと、【利】は銳利なり、【驊騮】は赤色黑鬣の馬にて、周の穆王の八駿馬の一なり、騹驥以下皆同じ、穆王が八駿馬に御して天下を週遊せしは、名高き話なり、【騹驥】騹は騏と通ず、音キ、黑綠色の馬なり、驥は千里の名馬なり、騹驥とは蓋し黑綠色の驥馬の意ならん、【纖離】離は驪に通ず、纖驪は黑色の馬なり、【綠耳】は又騄駬に作る、綠色の馬なり、【銜轡】二字共にくつわなり、【鞭策】は二字ともに馬のむちなり、【造父】は周の穆王の臣にて、御者の名人なり、【馭】は馬を馭するなり、

夫人雖下有二性質美一、而心辨知上、必將求二賢師一而事レ之、擇二賢友一而友

之、得賢師而事之、則所聞者、堯舜禹湯之道也、得良友而友之、則所見者、忠信敬讓之行也、身日進於仁義、而不自知也者、靡使然也、今與不善人處、則所聞者、欺誣詐僞也、所見者、汙漫淫邪貪利之行也、身日加乎刑戮、而不自知者、靡使然也、傳曰、不知其子視其友、不知其君視其左右、靡而已矣、靡而已矣、

此の節は、人はたとひ性質美にして、心に是非を辨知すと雖、賢師賢友の敎導と切磋とを假らざれば、善くはならざることを說けり、本章の主意なり、

夫れ人はたとひ性質の美ありて、心は是非を辨へ知ると雖、必ず賢師を得て之れに事へ賢友を擇びて之れを友とするなり、賢師を得て、之れに事ふれば、則ち日々聞く所の者は堯帝舜帝禹王湯王の遺されし正道なり、良友を得て、之れを友とするときは、則ち日々見る所の者は、忠信恭敬謙讓の行なり、而して身は日々仁義の道に進みて自ら知らざる者は、切磨の力然らしむるなり、今之れに反して、不善人と同じく處るときは、則ち日々聞く所の者は欺誣詐僞の言なり、日々見る所の者は、汙穢怠慢淫邪貪利の行なり、而して身は日々刑戮の罪過を加へて自ら知らざるものは、切磨の力然らしむるなり、傳に曰く、「其の子の善し惡しを知らざるときは、其の朋友を視よ、其の朋友が善ければ其の子も亦善く、朋友惡しければ其の子も亦惡し、又其の君の善し惡しを知らざるときは、其が左右の臣を視よ、其の左右の臣が善ければ其の君も亦善く、惡しければ其の君も亦惡しゝ」と、是れ皆切磨の力にて、此の異同を來たすなり、嗚呼人の善性となるは、賢師良友と切磨するにあるのみ、切磨するにあるのみ、

【靡】は切磨なり、切磨は切瑳に同じ、【汙漫】は汙穢怠漫なり、【加於刑戮】は刑戮の罪過を加ふるなり、
○以上第十一章、人はたとひ性質の美ありと雖、賢師良友の教導と切瑳とを假らざれば、善くなる能はざることを説き、況して性惡なるに於ては、學問禮義にて切磋して變化するの必要なるは、言ふまでもなきことなるの意を示せり、

天子篇第二十四

此の篇は、首に天子は無上の尊きことを論じ、次に聖天子の治化を説きて、現今の亂世と對し、最後に復聖王の道を論じて、一篇を歸宿せり、

天子無妻、告人無匹也、四海之內無客禮、告無適也、足能行、待相者然後進、口能言、待官人然後詔、不視而見、不聽而聰、不言而信、不慮而知、不動而功、告至備也、天子也者、勢至重、形至佚、心至愈、志無所詘、形無所勞、尊無上矣、詩曰、普天之下、莫非王土、率土之濱、莫非王臣、此之謂也、

此の節は、天子は尊きこと上なきことを說けり、天子は妻なし、妻とは齊しきなり、夫と地位齊しきものなり、天子に之れなきは人に其の尊きこと上なく、匹ぶもののなきことを示すなり、又天子は四海の內皆其の臣民なれば、客禮を以て遇せらるゝことなし、これは其の尊きこと敵するもののなきことを示すなり、又天子は親ら足を以て能く行けども、相者の先導を待ちて、然して後進み、親ら口を以て能く言へども、官人の取次を待ちて、然して後詔し、凡ての政事は、群臣に一任し、群臣は其の耳目手足となりて活くが

故に、親ら事を視ざれども明に見え、親ら事を聽かざれども聰く分り、親ら物言ざれども信ぜられ、親ら慮らざれども智明に裁斷をあやまらず、親ら動かざれども功業大なり、これは凡ての事極めて備はりて缺くる所なきを示すなり、又天子は、勢威は極めて重大にして、形體は極めて安逸に、心は極めて愉樂なるものなり、故に其志は少しも屈する所なく、形體は少しも勞苦する所く、尊きこと無上なり、昔の詩に曰く、「廣大なる天が下は、すべて王の土地に非ざるはなく、土地に循うて至る所、何れの涯(ホトリ)に住める民も、亦すべて王の臣民に非ざるはなし」と、此の詩は天子は天下の主にして、最高無上なることを謂ひたるなり、

【天子無㆑妻】妻は齊なり、夫と齊しき地位に立ち、夫と齊しき尊敬を受くるものなり、故に妻と曰ふ、天子は尊きこと無上なり、若し妻あらば、尊きこと無上ならず、故に天子には妻なしといふ、然らば后妃は妻に非ざるかといふに、禮記曲禮篇に、天子之妃曰㆑后、后後也とあり、後とは天子の後に位するものにして、天子と齊しからざるものなり、故に后妃は妻に非ざるを知る可し、【告】は示なり、シメスと訓む、【無匹】は匹(ナラ)ぶものなきなり、【四海之內無㆓客禮㆒】は天子は無上の尊にて、四海の內の人は、皆臣民なれば、客禮を以て遇せらるゝことなきなり、天子臣下の第に幸するも、天子は客とならず、主となるなり、故に禮記曲禮篇にも、天子無㆓客禮㆒、莫㆓敢爲㆒㆑主焉、君適㆓其臣㆒、升㆑自㆓阼階㆒、不㆓敢有㆒㆓其室㆒也とあり、【適】は敵と通ず、【相者】は官名なり、侍從の類ならん、【官人】は館人なるべし、館人は小臣なり、周官に小臣掌㆓王之小命㆒とあり、【不㆑慮而知】知は智なり、【形】は形體なり、【至佚】佚は逸なり、至逸とは極めて安逸なる也、【至愈】愈は愉と通ず、至愉とは極めて愉樂なるなり、【詘】は屈なり、【詩曰】此の詩は、詩經小雅北山の篇にあり、【普天之下】普は溥に同じ、大なり、廣大なる天が下なり、【率土之濱】率は循なり、濱は涯なり、一句の意は、土地に循うて至る所の海涯に住める人民の意なり、

聖王在㆑上、分義行㆓乎下㆒、則士大夫無㆓流淫之行㆒、百吏官人無㆓怠慢之事㆒、衆庶百姓無㆓姦怪之俗㆒、

無盜賊之罪、莫敢犯上之禁、天下曉然皆知夫盜竊之不可以爲富也、皆知夫賊害之不可以爲壽也、皆知夫犯上之禁不可以爲安也、由其道則人得其所好焉、不由其道則必遇其所惡焉、是故刑罰綦省、而威行如流世曉然皆知夫爲姦則雖隱竄逃走之由不足以免也、故莫不服罪而請、書曰、凡人自得罪、此之謂也、

此の節及び次節、聖王の治を說けり、此の節は聖王上にあるときは、禮義の化行はるゝを以て、臣民皆善くなり惡を爲すものなきに至ることを說けり、

上述の如く、天子は無上の尊なり、されば其の善惡によりて天下に及ぼす影響は亦極めて大なり、即ち善き天子なれば天下榮え、惡しき天子なれば天下衰ふ、左に之れを論述せん先づ善き天子より始めん、聖天子が上にありて、禮義の化下に行はるゝときは、則ち士大夫は淫邪にして、だらしなき行なく、多くの官吏は怠惰にしてだらしなき事なく、もろ〳〵の百姓は姦惡怪異の風俗なく、盜賊の罪にかゝるものなく、皆君上の禁令を愼み守りて、敢て之れを犯すものなし、かくて天下の人々は、曉然として皆かの人の物を盜みては富を爲す可かず、人を賊害しては、以て壽命を保つ可からざることを知るなり、又皆夫の君上の禁命を犯すときは、以て安樂を得可からざることを知るなり、而して其禮義の道に由るときは、則ち人々の好む所の富貴安樂壽命を得、其禮義の道に由らざるときは、則ち必ず其の惡む所の貧賤苦痛短命に遇ふを以て人々能く其の禮義の道を守る、是れ故に刑罰は極めて省きて、威光の行はゝること水の流るゝが

如く早し、世の中の人々は曉然として姦惡を爲すときは、則ち隱れ逃ぐると雖、以て其の身を免るゝに足らざるを知るが故に、姦惡の事をなすときは、直に服罪して自ら刑罰に處せられんことを請はざることなし、書經に曰く、「人々罪を犯さば、敢て隱さず、自首して、其の處置を請ふ」と、此れは禮義の化行はれて、人々惡を爲すときは、免るゝ能はざることを自覺せることを謂ひたるなり、

【分義】は禮義なり、禮は貴賤上下の分別あり、故にいふ、【流淫】だらしなく淫亂なるなり、【百吏官人】は猶百官といふが如し、【怠慢】は怠惰にしてだらしなきなり、【上之禁】は君上の禁令なり、【曉然】はさとる貌なり、【賊害之不レ可二以爲一レ壽】は人を賊害するときは己も亦刑戮せらる、故に壽命を保つ可からずといふ、【其道】は禮義を指す、【所レ好】は富貴安樂壽命なり、【所レ惡】は貧賤、苦痛、短命なり、【綦】は極なり、キハメテと訓む、【如レ流】は速なるに喩ふ、【隱竄】はかくるゝなり、【之由】之は而と通ず、由は猶と通ず、【請】は自ら刑罰に處せられんことを請ふなり、【書曰、凡人自得レ罪】此れは書經の康誥にあり、荀子が引證する意と、原書の意とは異なれり、所謂應用的解釋なり、凡て人罪を犯すときは、敢て隱れたり、逃げたりせず、直に自首して其の處分を得んことを請ふとなり、

故刑當レ罪則威、不レ當レ罪則侮、爵當レ賢則貴、不レ當レ賢則賤、古者刑不レ過レ罪、爵不レ踰レ德、故殺二其父一而臣二其子一、殺二其兄一而臣二其弟一、刑罰不レ過レ罪、爵賞不レ踰レ德、介然各以二其誠一通、是以爲レ善者勸、爲二不善一者沮、刑罰綦省、而威行如レ流、政令致明、而化易如レ神、傳曰、一人有レ慶、兆民賴レ之、此之謂也、

此の節は、聖天子は賞罰當を得るを以て、民善に勸み

惡に懲り、天下治平に至ることを說けり、
人々既に自首して刑を請ふに至らば、之れを至當の刑に處せざる可からざると同時に、善を爲すものは之れを賞せざる可からず、而して其の刑と賞とは、極めて愼重に判せざる可からず、故に刑罰が其の罪に相當するときは、則ち人々威れつゝしみ、罪に相當せざるときは、則ち人々に侮り輕ぜられ、爵位が賢人の器量と相當するときは、則ち人々より貴び敬まはれ、賢人の器量と相當せざるときは、則ち人々より賤しみ侮らるゝなり、故に古聖君の世は、刑罰は其の罪より輕くして、過重にせず、爵を賞するは重くすれども、其の功德相當のものを授けて、其れ以上を授くることを爲さず、故に其の父を殺して其の子を臣として用ひ、其の兄を殺して其の弟を臣として用ひ、刑を犯罪者一人に留めて毫も他に及ぼすことなし、かく刑罰は其の罪より輕くして過重にせず、爵賞は功德相當のものを授けて、其れより以上のものを授くることを爲さゞるときは、上下各、誠心堅固にして、意思相通ずに至る、是れを以て善を爲すものは勸み勵み、不善を爲すものは沮み止まり、刑罰は極めて省きて、威光の行はるゝことは、水の流るゝが如く速に、政令は極めて公明にして、風俗の改り易りて善くなることは、恰も神のしわざの如く、敏速なり、傳に曰く、「天子上に在りて慶福を承くるあるときは、天下の衆民は其の庇蔭（オカゲ）を蒙りて、亦慶福を承くるなり」と、此の語は、つまり天子の刑罰當を得るときは、人民大なる幸福を受くることを謂ひたるなり、

【刑當ㇾ罪】は刑罰が其の罪に相當するをいふ、【威】は畏るゝなり、【不ㇾ當ㇾ罪】は刑罰が其の罪に相當せざることにて、罪より刑罰の重く又は輕きをいふ、【爵當ㇾ賢】は賞する爵位が、賢人の器量に相當するなり、【不ㇾ當ㇾ賢】は爵位が賢人の器量に相當せざることにて、爵位が其の器量より重く、又は輕きをいふ、【刑不ㇾ過ㇾ罪】は刑罰は其の罪より輕くして、過重にせざるをいふ、【爵不ㇾ踰ㇾ德】は爵位は其の功德に相當のものを授けて、功德を踰えたる（即ち功德以上）のものを授くることを爲さずとなり、【殺二其父一而臣二其子一】【殺二其兄一而臣二其弟一】は刑罰は犯罪者一人に止めて、他に及ぼさゞるをいふ、當時は一人刑を犯さば、其の一族を殘らず誅戮するなど、極めて殘酷の刑罰行はれ

たれば、かくいひたるなり、【介然各以其誠通】介然は堅固の貌なり、一句の意は上下各、誠心堅固にして、意思相通ずとなり、【致明】致は至なり、至明とは極めて明なるなり、【化易】は風俗を化易するなり、【如神】は神のしわざの如く、敏速なるを云、【傳曰人有慶兆民賴之】此の語は書經呂刑にあり、一人とは天子を指す、禮記曲禮篇に君天下曰天子朝諸侯分職授政任功曰予一人とあり、慶は慶福なり、慶福は善き幸福なり、兆は十億なり、兆民とは猶衆民といふが如し、左傳に天子曰兆民とあり、諸侯に萬民と曰ふに對せしなり、一句の意は、天子に慶福あるときは、衆民は其のお蔭を蒙りて亦慶福を受くるとなり、天子に聖德あるは其の慶福なり、然るときは人民亦安樂といふ慶福を得るをいふなり、

亂世則不然、刑罰過罪、爵賞踰德、以族論罪、以世擧賢、故一人有罪、而三族皆夷、德雖如舜、不免刑均、是以族論罪也、先祖嘗賢、子孫必顯、行雖如桀紂、列從必尊、此以世擧賢也、以族論罪、以世擧賢、雖欲無亂、得乎哉、詩曰、百川沸騰、山冢崒崩、高岸爲谷、深谷爲陵、哀今之人、胡憯莫懲、此之謂也、

此の節は、現時亂世の暴君の政正しからず、賞罰其の當を失へるを以て、人民心服せざるを說けり、只今の亂世は則ち聖天子の時の如くならず、暴天子上に在す故、刑罰は罪より過重なるものを課せられ、爵位を賞するにも其の功德以上のものを授けられ、罪を論じては以て其の族人に及び、賢者を擧ぐるには、其の人を見ずして、其の先祖のみを見る、故に一人罪あるときは、其の三族は、皆所刑せられて滅ぶなり、德舜帝の如しと雖、連坐を免れず、是れ罪を論じて以て族人に及ぶなり、先祖に嘗て賢人あるときは、

其の子孫は必ず其の德によりて顯はれ、桀紂の如き行のものと雖、其の御蔭にて必ず尊き爵位を受くるは、是れ賢者を擧ぐるに其の人を見ずして、先祖のみを見るなり、かく罪を論じて以て其の族人に及び、賢者を擧ぐるに其の人を見ずして先祖のみを見るは、極めて不公平の所置なり、かくして亂るゝことなからんことを欲すと雖得んや、昔の詩に曰く、「多くの川が沸きあがりて、山の頂の岩の土は崩れ落ち、高き岸は崩れ陷りて谷となり、深き谷は塡塞して陵となる、天地の變化は此の如く甚しきものなり、されば今や世は治平にして事なきが如しと雖、忽ち禍亂の巷と變ずるや明なり、然るに哀むべし、在位の人々は、治平に慣れて暴亂を恣にするのみ、何ぞ曾て道德を修めて以て禍亂の起らんとするを止むることなきや」と、此の詩は君臣各、恣欲に安じて禮義を顧みず、以て世の騷亂を惹き起しつゝあることを謂ひたるなり、

【以族論罪】は罪を論じて族人に連及するなり、【以世擧賢】は賢を擧ぐるに、其の人を見ずして先祖のみを見、先祖に賢人あれば用ふるなり、世は先世にて先祖なり、【三族】は父の兄弟と、己の兄弟と、子の兄弟とをいふ、【夷】は滅なり、誅滅せらるゝをいふ、【刑均】は連坐なり、まきぞへのこと、【列從必尊】列從は蔭襲なり、お蔭といふこと、一句の意は、お蔭にて必ず尊き位を得て、崇めらるゝとなり、【詩曰】此の詩は詩經十月之交の篇にあり、幽王の暴虐を刺りたる詩なり、【山冢】は山の頂なり、【崒崩】崒は崔嵬なり、岩の上に土のあるを崔嵬といふ、それが崩れ落つるなり、【今之人】は今の在位の人をいふ、【憯】は曾なり、カツテと訓む、【懲】は止なり、トヾムと訓む、道德を修めて世の亂れんとするを止むるなり、

○以上第一章、天子は無上の尊なるを說き、聖天子と暴君との政治の異同と、其の民に及ぼす効果とを述べたり、

論法聖王、則知所貴矣、以義制事、則知所利矣、論知所貴、則知所養矣、事知所利、則知所出矣、二者是非之本、得失之源也、故

成王之於周公也、無所往而不聽、知所貴也、桓公之於管仲也、國事無所往而不用、知所利也、吳有伍子胥而不能用、國至乎亡、倍道失賢也、故尊聖者王、貴賢者霸、敬賢者存、慢賢者亡、古今一也、

此の節は、議論をするには、聖王に法り、事を裁制するには仁義の道を以てすべきことを論じ、之れを行へる人君と、之れを行はざりし人君とを擧げて、其の得失を說示せり、

凡て議論をするに、聖王に法り效ふときは、則ち貴ぶ所を知るといふものなり、凡て事を制裁するに、仁義の道を以てするときは、則ち利を得る所を知るといふものなり、議論をするに、貴ぶ所を知るときは、法を取る所を知るといふものなり、事を裁制するに、利を得る所を知るときは、則ち從ふ所を知るといふものなり、此の聖王に法り、仁義の道に由るといふ、二つの者は、實に是非の根本にして、又得失の根源なり、即ち此の二つの者を守れば、則ち議論は是く、事は成るを得、二つの者を守らざるときは、則ち議論は非に陷り、事は失敗するなり、故に周の成王の周公に於けるや、往くとして周公の議論を聽きて從はざる所なきは、即ち貴ぶ所を知る故なり、何となれば周公は聖人なればなり、故に永く天下の王となりて、幸福を保ちたるなり、又齊の桓公の管仲に於けるや、國事は往くとして管仲の言ふ所を用ひざることなきは、即ち利を得る所を知る故なり、何となれば管仲は賢者にして、爲す所皆仁義の道に由ればなり、故に諸侯の霸となりて、尊榮を受けたり、之れに反し、吳には伍子胥といふ賢人ありたれども、其の王夫差は之れを用ふること能はざりしが故に、國家滅亡に至れり、是れ他なし、道に背きて賢者を取り失ひし故なり、是れ故に、聖人を尊び用ふる者は、天下の王となりて無上の尊榮を受け、賢人を貴び用ふる者は、諸侯

の覇となりて強く、賢人を敬ひ養ふ者は、國家を存するを得、賢人を慢りて用ひざるものは、國家滅亡す、是れは古も今も相同じきなり、

【制】は裁制なり、はかりをさめて正すこと、【所利】は利を得る所なり、【所養】養は取なり、トルと訓む、所取とは法則を取る所なり、【伍子胥】は名を奢といふ、子胥は其の字なり、呉王夫差の臣にて、賢名あり、臣道篇に詳解せり、【倍】は背なり、ソムクと訓む、【敬賢者】は賢人を敬ひ養ふのみにて、用ひざるものをいふ、

故尚賢使能、等貴賤、分親疏、序長幼、此先王之道也、故尚賢使能、則主尊下安、貴賤有等、則令行而不流、親疎有分、則施行而不悖、長幼有序、則事業捷成、而有所休、故仁者仁此也、義者分此者也、節者死生此者也、忠者敦愼此者也、兼此而能之備矣、備而不矜、一自善也、謂之聖、不矜矣、夫故天下不與爭能、而致善用其功、有而不有也、夫故爲天下貴矣、詩曰、淑人君子、其儀不忒、其儀不忒、正是四國、此之謂也、

此の節は、先王の道を擧げ仁義忠節の諸道は、即ち此の道の一なり、此れを行ふ者は聖人にして、人々の崇仰を受け、天下の高貴の人となることを説けり、

以上述ぶる通りなるが故に、賢人を尚び才能の士を使ひ、貴賤の等差を定め、親疏の別を分ち、長幼の順序を明にするは、此れ我先王の道なり、故に賢人を尚び才能の士を使ふときは、此れ等の士が各〻力を盡く

して國事を務むるを以て、君主はます〳〵尊くなり、下民は安泰になるなり、貴賤の等差定まりて明になるときは、人々各、其の分限を知り愼み守りて、命令に違ふことなきを以て、命令よく行はれて留滯することなし、親疎の分別ありて亂れざるときは、各、其の分限を知り、親しき者には恩惠多く、疏き者には恩惠少なきは當然なることを知るを以て、恩惠の道行はれて、敢て不平を唱へて乖き悖ることなし、長幼の順序明にあるときは、則ち各、其の順序に從ひて其の力を盡くすを以て、事業速に成就して、且つ休息する所の時あるなり、此の如く、先王の道は、道の根本なり、故に仁とは、此の道を悦び愛しみて、身に體することなり、義とは、此の道を分ち行ひて、宜しきに合はしむることなり、節操とは、此の道と生死を共にすることなり、忠とは、此の道を誠心から厚く信じて行ふことなり、此の仁義忠節の四つを兼はせて、之れを能くすれば、德備はるといふなり、德備はりて、而して人に矜ることなく、至善を極むる之れを聖人といふなり、聖人は功績を立つるとも、自ら其の善に矜らず、功を衆の力に歸す、故に天下のもの敢て之れと與に才能を爭はず、却て力を己の爲に盡くすに至るを以て、極めて善く衆人の功を用ひて事を成すを得るなり、かく才能ありても、謙遜して有る樣な風をせず、故に人々の崇尊を受けて、天下の高貴の人となるなり、昔の詩に曰く、「善人や君子は、其の威儀少しも禮にたがはず、其の威儀少しも禮にたがはざるが故に、能く此の四方の國々を正うす」と、此の詩は、聖人が道を修め謙虛にして伐らざるを以て、天下の人々皆其の德に風化することを謂ひたるなり、

【等二貴賤一】等は等差なり、一句の意は、貴賤の等差を明に定むるをいふ、【分二親疏一】は親しき者と、疏き者との別を明にするなり、【不レ流】流は留と通ず、留滯すること、【施】は恩惠なり、【捷】は速なり、ハヤクと訓む、【仁レ此】仁は悦び愛しむなり、此は先王の道を指す、以下分レ此、死二生此一、敦二愼此一の此も亦同じ、【分レ此】は此の先王の道を分ち行ひて、宜しきに合はしむるなり、【節】は節操なり、【死二生此一】は此の先王の道と、生死を共にするなり、【敦二愼此一】敦は厚きなり、愼は誠なり、一句の意は、此の先王の道に、厚く誠なるなり、誠心から厚く信じ行ふを謂ふなり、【兼レ此】

此は仁義忠節の四を指す、【備】は徳備はるなり、【一自善】は爲す所一々自ら善を盡くすにて、至善を極むるをいふなり、【天下不與爭能】聖人は功を立つるとも、自ら其の功にほこらずして、之れを衆の力に歸す、故に天下心服して、敢て之れと其の才能を爭はざるなり、若し己れ一人の功の樣に言ひて自慢するときは、人々怒りて、なに彼一人の功にあらず、己の功與りて多しなどゝいひて、才能を爭ふもの出で來るなり、【致善用其功】はかく功を衆人の力に歸するときは、衆人其の高き德に心服して、益々奮勵して己に力を盡すに至るを以て、己は極めて善く衆人の功を用ひ大なる事業をなすことを得となり、【有而不有也】は才能ありても有る樣な風をせざるなり、【詩曰】、此の詩は詩經曹風鳲鳩の篇にあり、【淑人】淑は善なり、淑人は善德の人なり、【其儀不忒】儀は威儀なり、忒はたがふなり、一句の意は、其の威儀が禮にたがはざるなり、【四國】は四方の國々なり、

○以上第二章、首に議論は聖王の言に法り、事を裁制するには仁義の道を以てすべきことを説きて、聖賢の貴重すべきに及び、先王の道は聖賢を貴重するを始め、貴賤の等差を分ち、親疏の別を明にし、長幼の順序を立つるにありとなして、其の効果を說き、此の道を行ふものは、則ち聖人にして天下の人々の尊崇を受け、高貴の人となることを言ひて結べり、

荀子卷第十八

成相篇第二十五

此の篇、首に成相の字あり、故に取りて篇に名づく、相とは助くるなり、杵を擧げて穀物を舂き、又は家の土臺を築くときなどに、歌をうたひて拍子をとり、以て其の勞力を助くるをいふなり、此れより轉じて其の歌を相といふ、我國の所謂音頭の類なり、當時此の歌流行せしかば、荀子之れに擬ねて作りたるなり、全篇凡て君道を歌へり、首に賢臣は國家に益なり、愚臣は國家に害あり、故に君は賢を擇び愚を去る可きことを歌ひ、次に古の聖王を歌ひ、次に暴王を歌ひ、次に政治の方法を歌へり、毎節三字二句、七字一句、十一

字一句、凡て四句より成り、毎句押韻す、然れども間、變例あり、

請成相、世之殃、愚闇愚闇墮賢良、人主無賢如瞽無相何倀倀、

此れは第一節にて、世の殃は愚者より起ることを説きて、賢臣の必要なることに及べり、相、殃、良、倀同韻なり、今韻にては共に陽韻に屬す、

請ふ此の歌をうたはん世の殃は、思慮もなく見識もなき愚闇のものより起る愚闇の者が賢良の臣を毀損する故に、世は亂れて殃をかもすなり、人君たるものに賢臣なきときは、譬へば瞽者に手引きのなきが如し、どうして往く所が分らうや、分らざるなり、若しむやみに行くときは、溝に陷るとか、岩に躓くかして、怪我をするなり、此れと同じく、人君も騒亂といふ大怪我にかゝるなり、

【請成相】とは請ふ此の歌を成さんにて、此の歌をうたはんといふ意なり、【愚闇愚闇】と重言するは、意味を強くする爲なり、【墮】は毀損するなり、【瞽】は盲目者なり、【無相】相は助なり、手助けする人、即ち手引きなり、【倀倀】は往く所なき貌なり、倀音チヤウ、

請布基、愼聽之、愚而自專事不治、主忌苟勝群臣莫諫必逢災、

此れは第二節にて、人君は自ら專にすることなく、群臣の意見をきく可し、然らざるときは災禍にかゝることを説けり、基之治災の四字同韻なり、災は音滋(ジ)なり、今韻にては共に支韻に屬す、

請ふ土臺を築かん、愼んで之れを聽けよ、國の土臺は臣民なり、人主たるもの、愚闇なるくせに、自ら才德ありとなし、獨斷に政を爲すときは、國事は治まらざるなり、人君猜忌の心ありて、苟も人に勝たんことを欲すれば、群臣諫むれば逆鱗に觸るゝを以て、敢て諫むるものなし、かく獨斷にて政を爲し、群臣諫むるなきときは、國亂れて必ず災禍にかゝるなり、

【請布基】布は布き陳ぬるなり、基は家の基礎にて土臺を布かんとは、猶土臺を築かんといふが如し、請ふ

土臺を築かんとは、當時土臺を築くときの音頭ならん、荀子は之れを取りて、首に冠せしなり、【忌】は猜忌なり、【苟勝】は苟も人に勝たんとすれば、の意なり、

論臣過、反其施、尊主安國、尚賢義、拒諫飾非、愚而上同、國必禍、

此れは第三節にて、君は自ら正しうして以て其の臣を過し、臣は賢人を尙びて之れに事へ、君國の安全をはかるべし、然らざるときは國必ず、禍あることを說けり、過、施、義、禍通韻なり、過禍、音規(キ)なり、今韻にては施義は支韻に、過は歌箇兩韻に通ひ、禍は哿韻に屬すれども、古韻は相通せしなり、

人君たるもの、臣下の過を論じて其の罪を治めんとせば、必ず先づ其の己の行爲を反省し、自ら正しうして而して後、之れを責め正すべし、又人臣たるものは、主君を尊くし國家を安泰にせんと欲さば、必ず賢人を尙びて之れを君にすゝむべし、之れに反して、君は臣下の諫を拒ぎて、其の非行を成し遂げ、臣は智慮足らずして、たゞ君主の見にのみ、附和雷同し、只管己の身の安からんことをのみ是れはかるときは、國は必ず禍亂に陷るなり、

【論臣過、反其施】此の二句は、君が臣を使ふ道をいふ、施は施行する所にて行爲をいふ、其の意は、人君たるもの、臣下の過を論じて其の罪を治めんとならば、必ず先づ己が行爲の正邪を反省して、己れ正しうして而して後之れを治め正すべしとなり、孔子の君子正己而不責於人と同意なり、【尊主安國尙賢義】は臣君に事ふるの道をいふ、尙は尊ぶなり、義は儀に通ず、賢なり、故に賢義にて賢人の意に見るべし、一句の意は、人臣たるもの、君主を尊くし國家を安泰にせんとならば、賢人を尊びて君にすゝむべしとなり、【拒諫飾非、愚而上同、國必禍】は君臣を混說して、前三句を結べり、拒諫飾非は君にかゝり、愚而上同は臣にかゝる、飾非とは己の非行を飾り立つるにて、其れを成し遂ぐるをいふ、上同とは、君上の意見に附和雷同して、只管に身の安からんことをのみはかるをいふ、

曷謂罷、國多私、比周還主黨與

施、遠賢近讒忠臣蔽塞主勢移、

此れは第四節にて、國の疲弱するは、小人の黨を結び主君を惑はするによることを説けり、罷、私、施、移の四字同韻なり、罷は讀んで疲（ヒ）と爲す、今韻にては共に支韻に屬す、

曷をか國疲弱すといふ、國に私を爲す小人多きに由る、彼れ等小人は、徒黨を組みて主君を惑はし、盛に己が黨與を高官に置く、かくて君主は之れに惑はされて、賢人を遠ざけ、邪曲の人を近づけ、忠臣は蔽ひ塞がれて君に通ずるを得ず、此の如きときは、君主の權勢は移りて權臣に歸するに至るなり、

【罷】は疲なり、疲弱なり、【私】は私を營む小人なり、【比周】比は阿黨なり、周も同じ、【還】は讀んで營と爲す、惑なり、マドハスと訓む、【黨與】は仲間なり、【施】は置なり、高官に置くをいふ、【讒人】は讒言する人にて、邪曲の小人をいふ、【主勢移】は君主の權勢移りて權臣に歸するをいふなり、

曷謂賢、明君臣、上能尊主下愛民、主誠聽之天下爲一海内賓、

此れは第五節にて、賢人とは道を知るものなり、人主之れを尊べば天下服することを説けり、賢、臣、民、賓通韻なり、今韻にては、賢は先韻に、臣民賓は眞韻に屬すれども、古は相通せしなり、

曷をか賢人といふや、君臣の道を明にして、上は能く主君を尊び、下は能く人民を愛するものなり、人主誠に此の賢人に聽きて政をなすときは、天下一となり、海内の民皆賓服するなり、

【明君臣】は君臣の道を明にするなり、【聽之】之は賢人を指す、【賓】は賓服なり、

主之孼、讒人達、賢能遁逃國乃蹷、愚以重愚闇以重闇成爲桀、

此れは第六節にて、人主の災禍は、賢人を斥け小人を進むるにあることを説けり、孼、達、蹷、桀通韻なり、今韻にては、孼桀は屑韻に、達は曷韻に、蹷は月韻に屬すれども、古は相通せしなり、

人主の災禍とする所は、邪曲の小人が志を得て上位

にあり、賢能の士志を得ずして遁げ逃れて、國家乃ち顚覆するにあり、人主若し之れを覺悟せざるときは、益、闇愚に陷り、終には夏の桀王の如く、身死し國滅ぶるに至るなり、

【孽】は災禍なり、【達】は志を得て上位にあるなり、【蹷】は顚覆なり、【愚以重愚、闇以重闇】は愚者は益、愚となり、智闇き者は益、闇くなるをいふ、【成】は終なり、ツヒニと訓む、【桀】は夏の桀王なり、

世之災、妬賢能、飛廉知政、任惡來、卑其志意、大其園囿、高其臺、

此れは第七節にて、世の亂るゝ禍は、人主が忠臣を用ひて奢欲に耽くるにあることを例證せり、災、能、來、臺同韻なり、今韻にては共に灰韻に屬す、能はタイと讀む、

世の亂るゝ災禍は、人主が賢能の士を妬みて斥け、惡臣を用ふるにあり、見よ殷の紂王は、賢臣を惡みて、惡臣を用ひたり、故に惡臣飛廉政を掌りて小人惡來を任用したり、かくて王は己が志意を鄙しくして奢欲に耽けり、民に苛税を課して、其植物苑や動物園を廣大にし、其の樓臺を高くして相樂めり、故に遂に周の武王に誅滅せられたり、

【飛廉】は紂王の惡臣なり、史記に秦本紀に惡來有力、飛廉善走、父子俱以材力事紂とあり、【知政】知は主なり、ツカサドルと訓む、【惡來】は即ち飛廉の子にて、紂に事ふ惡臣なり、【卑其志意】卑は鄙なり、イヤシと訓む、其の志意をいやしくすとは、奢欲に耽けるをいふ、何となれば奢欲は鄙しきものなればなり、

【園囿】園は植物園にて、囿は動物園なり、

武王怒、師牧野、紂之卒易鄉、啓乃下、武王善之封之於宋立其祖、

此れは第八節にて、紂王亂暴を極めしかば、武王之れを誅伐し、微子啓降りしかば、武王之れを嘉賞して侯となしたることを說けり、前節を相續せり、怒、野、下、祖、通韻なり、今韻にては怒祖は麌韻に、野、下は馬韻に屬すれども、古は相通せしなり、

紂王の暴虐益甚しかりしば、周の武王は大に怒りて、兵を率ゐて之れを征め、大に牧野に戰ひたり、然るに紂王の兵卒は、其の主の爲に盡くさず、武王に向ひて進みしを引きかへして、却て紂王の方を攻めしかば、紂王はめちや／＼に破れたり、此の時、紂王の一族たる微子啓は、武王に降參せしかば、武王は之れを嘉賞し、之れを宋の國に封じ、其の祖廟を立て、先祖の祭を絶やさゞらしめたり、

【師牧野】師はいくさなり、牧野は地名にて、殷の都の南にあり、牧野にいくさすとは、牧野に戰ふをいふ、史記殷本紀に、武王率諸侯伐紂、紂亦發兵距之牧野とあり、【紂卒易鄕】卒は兵卒なり、鄕は向と通ず、方向なり、一句の意は、紂王の兵卒は、平素其の暴虐に苦しむものから、此の度の戰にても、最初は武王に向ひて進みしも、忽ちにして方向をかへて、紂王の方に向ひ攻めかゝりたるをいふ、【啓乃下】啓は微子啓にて紂王の庶兄なり、微子啓が武王に降參せしは、牧野の戰の前にあり、玆にあとに置きしは、詩歌なれば曲調押韻の都合なるべし、【善】はヨミスと訓む、嘉賞するなり、【祖】は祖廟なり、

世之衰、讒人歸、比干見刳箕子累、武王誅之呂尙招麾殷民懷、

此れは第九節にて、紂王亂暴して賢人を殺害す、故に武王之れを誅戮し、人民は大に武王になつきしことを說けり、前節と相續けり、衰、歸、累、懷通韻なり、累は縲と通ず、音リ懷は音キなり、今韻には衰歸累は支韻に、懷は佳韻に屬すれども、古は相通せしなり、さても世運衰へし故に、殷の朝廷には邪曲の小人ども相集まりて、王は之れを信用し、賢人の比干は殺されて胸を刳かれ、箕子は囚はれて奴となりぬ、周の武王は之れを惡み、兵をあげて紂王を誅戮しぬ、此の時、呂尙は武王の大將となりて、兵を指揮し、軍律嚴肅にして少しも人民を虐げざりしかば、殷の人民は大になつき從ひぬ、

【歸】はたより集るなり、相集る意に見てよし、【比干見刳】比干は紂王の一族にて、賢人なり、刳は割なり、サクと訓む、比干紂王を强諫せしかば、王大に怒り、比干を殺し胸をさきて、其の心を觀たることと儒效篇に解せり、【箕子累】箕子は紂王の賢臣なり、累

は緤と通す、緤は罪人をしばる繩なり、見緤此の繩にてしばらるゝにて、囚はるゝことなり、箕子は比干の殺されたるを見、佯狂して奴となりしかば紂王之れを囚ふ、此のことは儒效篇に說けり、【呂尙】は武王の大將なり、太公望のことなり、【招麾】は指揮なり、【懷】はナツクと訓む、なつき從ふなり、

世之禍、惡二賢士一、子胥見レ殺、百里徙、穆公得レ之、彊配二五伯一六卿施、

此れは第十節にて、世の亂るゝ禍は、賢士を惡むにあり、之れに反し、賢士を用ふる人君は、必ず國强盛になることを說けり、禍、士、徙、施通韻なり、禍は音キなり、今韻にては禍は哿韻、士、徙は紙韻、施は支韻に屬すれども、古は相通ぜしなり、

世の亂るゝ禍は、賢明の士を惡むにあり、呉の伍子胥は王夫差を諫めて殺され、而して呉は滅びぬ、又虞の百里奚は、虞公の謀を用ひざるを知り、去りて秦の國に徙り、秦の穆公は之れを得て用ひ、國家强盛となり、五覇に配せられ、天子の如く六卿の官を設くるに至れり、

【子胥見殺】子胥は伍員の字なり、員は呉王夫差の臣なり、臣道篇に傳せり、夫差越王勾踐と戰ひ、大に之れを破る、勾踐降を乞ふ、員勾踐の復讐の心あるを知り、之れを許す可からずと奏す、夫差の佞臣伯嚭の辯に迷ひて之れを許し、員の言を用ひず、遂に嚭の讒を信じ員を殺せり、之れが爲に夫差は遂に勾踐に滅さるゝに至れり、【百里徙】百里は百里奚にて、虞の臣なり、初め晉の獻公虢の國を討たんとす、晉より虢にゆくには、虞の國を通らざる可からず、是に於て名馬と寶玉とを虞公に贈り、其の國を通ずることを許されんことを請ふ、蓋し晉は虢を滅して歸る途に、虞をも屠らんとの考なり、よりて立派なる賄賂をつかひて其の歡心を買ひ、油斷せしめんとしたるなり、虞公の臣に宮之奇といふものあり、晉の謀計を看破し、虞公を諫む、公名馬と寶とに迷ひて、其の諫を用ひず、晉の請を許せり、よりて晉は虢を滅し、歸りに又虞を滅せり、此の時百里奚は虞公の到底諫むるとも、用ひざるを知り、去りて秦の國に徙れり、百里奚の事蹟は、左傳、孟子、韓非子、呂氏春秋などに散見せり、【穆

公得之】は秦の穆公は百里奚を得て、之れを用ひしなり、穆公は春秋時代にありて、齊の桓公晉の文公に次ぐ賢君にて、秦の富强は穆公より始まり、孝公更に之を大にし、始皇に至りて遂に天下を一統せり、【彊配五霸】は國家强盛になりて、五霸の中に配せらるゝに至りしをいふ、五霸は卷首楊倞の序文の條に解せり、【六卿施】古は天子に六卿あり、穆公も亦六卿を設くるに至るとなり、施は施設なり、

世之愚、惡大儒、逆斥不通孔子拘、展禽三絀春申道綴基畢輸、

此れは第十一節にて、世人愚にして大儒を惡み爲に、太平を致さゞることを説けり、愚、儒、拘、輸同韻なり、今韻にては共に虞韻に屬す、

世には愚闇なるもの多き故に、先王の道を講じて世を治平に致さんとする大儒を惡み、逆ひ斥けて通達するを得ざらしむ、見よ孔子は匡人や陳蔡の人に拘禁され、展禽は士師となりしが三たび退けられ、我事へし春申君は賢者なりしが、惡人の爲に殺されて、行ひし儒道は中止し、治國の土臺は畢く墮ちて壞れぬ、

【孔子拘】拘は拘禁なり、孔子が匡人や陳蔡の人に拘禁されたるを指す、史記孔子世家に、孔子去衞將適陳、過匡、云云、匡人聞之、以爲魯之陽虎、陽虎嘗暴匡人、匡人於是遂止孔子、孔子狀類陽虎、拘焉五日云云とあり、又其の次に、孔子自蔡如葉、葉公問政、去葉反于蔡、楚使人聘孔子、孔子將往拜禮、陳蔡大夫謀曰、孔子賢者、所刺譏皆中諸侯之疾、今者久留陳蔡之間、諸大夫所設行、皆非仲尼之意、今楚大國也、來聘孔子、孔子用於楚、則陳蔡用事大夫危矣、於是乃相與發徒役圍孔子於野、不得行、從者病莫能興とあり、【展禽絀】展禽は魯の大夫にて賢人なり、孔子よりは先輩なり、字は子禽、謚して惠といふ、柳下に居りしを以て柳下惠といふ、絀は退なり、シリゾクと訓む、論語微子篇に、柳下惠爲士師三黜とあり、其の事蹟は、左傳、國語、孟子、呂氏春秋、韓非子などに散見せり、【春申道綴】春申は春申君なり、姓は黃、名は歇、春申君とは其の封號なり、楚の頃襄、考烈二王の相となり、賢名あり、綴は止なり、トマルと訓む、道止まるとは、儒道を行ふことが中止さるゝなり、春申君は荀

子を用ひて蘭陵の令となし、其の意見を用ひたりしが、李園の爲に殺さるゝに及び、荀子は官を廢めらる、故にかくいひしなり、【基畢輸】輸は墮ち壞るゝなり、オツと訓む、一句の意は、土臺がことぐく墮ち壞るゝをいふ、此句も亦土臺を築くときの音頭にて、「我國にてしつかりせないと土臺がこはるゝ」といふやうなことならん、荀子は之れを用ひて、儒道用ひられず治國の土臺の壞るゝに比べしなり、

請牧基、賢者思、堯在萬世如見之、讒人罔極險陂傾側此之疑、

此れは第十二節にて、人君は賢人を思慕して之れ用ひ、惡人を畏れて斥く可きことを說けり、基、思、之、疑同韻なり、今韻にては共に支韻に屬す、

請ふ土臺を治めん、國の土臺は賢人なり、故に人君は賢人を思慕して之れを用ふべし、堯帝の鴻業は萬世の下にありても彰然として明に、現在之れを目睹するが如き觀あるは、賢人を用ひて政を爲せしに由るなり、賢人は即ち堯帝の道を傳ふるもの、豈貴重せざる可けんや、彼の邪曲の小人は惡心極なく、常に陰險なる計を弄して、人を傾け倒さんとする姦行を爲す、人君たるものは此れを畏れて近づくるなかれ、

【請牧基】牧は治なり、ヲサムと訓む、一句の意は、請ふ土臺を治めんとなり、前の請布基の句と同意にて、家の土臺を築くときの音頭ならん、荀子は之れを取りて首に冠せしなり、【罔極】は惡心極まりなきなり、罔は無と通ず、ナシと訓む、【險陂】平ならざるを險といひ、正しからざるを詖といふ、陰險にしてはかられざる計なり、【傾側】は人を傾け倒さんとする姦行なり、【此之疑】疑は恐なり、畏なり、オソルと訓む、一句の意は、此れこの小人を恐れて近づくるなかれとなり、

基必施、辨賢罷、文武之道同伏戲、由之者治不由者亂何疑爲、

此の節は第十三節にて、國の治亂は臣の賢愚に由る、故に人君は賢愚を辨別して任使すべきことを說けり、施、罷、戲、爲、同韻なり、今韻にては支韻に屬す、

罷は音ヒ戯は義と通ず、
土臺は必ず張大にせよ、土臺張大ならざれば、轉壞の患あり、國の土臺は臣下なり、故に人君たるものは、賢人と罷人とを辨別し、賢人を用ひ罷人を斥く可し、我文王武王の道は、古の聖王たる伏戯の道に同じ、共に賢人を用ひて國の土臺を固くするを主とするなり、されば此の道に由るものは則ち國治まり、此の道に由らざる國亂れ亡ぶことは明なることにて、何ぞ疑ふことを爲さんや、少しも疑ふことなきなり、
【基必施】施は張なり、ハルと訓む、張大にするなり、一句の意は、土臺は必ず張大にせよとなり、此れも亦家の土臺をすゑるときの音頭にて、荀子は即ち之れを取りたるならん、【賢罷】は賢人と罷人となり、罷人は疲弱事に堪へざるの人をいふ、【文武】は周の文王武王なり、【伏戯】は又伏羲とも書く、戯羲音同じきより相通用するなり、古の聖王にて三皇の一なり、【由之】之は文武の道を指す、

凡成相、辨法方、至治之極復後王、愼墨李惠百家之說誠不詳、

此れは第十四節にて、至治を爲さんと欲さば、後王の制に法り、古に拘らざるにあることを説けり、相、方、王、詳同韻なり、今韻にては共に陽韻に屬す、
さあ一緒に此の歌を歌はん、國を治めんと欲さば、政治の方法を辨知すべし、至治の極準は、現代の制度に復り、時に隨ひて敎を設け法を布き、必ずしも古に拘らざるにあり、彼の愼到、墨翟、老聃、惠施を始め多くの學者の説は誠に善からず、此れ等の説に從へば、世は至亂となるべし、至治となれば、此の至亂の説は直に禁止さるゝなり、
【凡成相】は凡て此の歌を歌はんとなり、我國にて「サア一緒に歌ひませう」といふが如し、【法方】は方法に同じ、爲政の方法なり、【至治之極復後王】極は極準なり、極準は目當なり、後王は現代の王を指す、一句の意は、至治の極準は、現代の王の制度に復り、時に隨ひて敎を設け法を布き、必ずしも古に拘らざるにあるをいふ、當時諸學派の政治説を見るに、多く古を謳歌し、古に復るを以て極準とす、孟子然り、老、莊然り、墨子然り、荀子は現代を標準とす、故にかくいひしなり、【愼墨李惠】愼は愼到、墨は墨翟、李は

李耳、惠は惠施なり、愼到、墨翟の傳は、卷首楊倞の序に解せり、李耳は老聃にて、其の傳は天論篇に解せり、惠施の傳は、修身篇に解せり、【不詳】詳は祥と通ず、祥は善なり、不祥は不善なり、

治復一、修之吉、君子執之心如結、衆人貳之讒夫弃之形是詰、

此れは第十五節にて、政を爲すには、專一に禮義によ る可きことを說けり、一、吉、結、詰通韻なり、結音吉に同じ、今韻にては一吉詰は質韻に、結は屑韻に屬すれども、古は相通用せしなり、

國を治むるには、專一に復り禮義に之れ據れ、專一に禮義を修むれば、則ち芽出度し、君子は專一に禮義を執り守り、其の心の堅固なること、恰も絲の結んで解く可からざるが如し、故に國大に治まる、普通の人は、專一に禮義を守らず、惡人は全く禮義を棄てゝ用ひず、刑罰のみを以て國を治む、故に國至亂となるなり、

【治復一】復一は一に復るなり、一は一則治、兩則亂の一にて、專一に禮義を守るをいふ、一句の意は、國を治むるには、專一に復り、禮義を守れとなり、【修之】は專一に禮義を治むるなり、【執之】は禮義を執り守るなり、【心如結】は心は糸の結んで解けざる如く、堅固なるをいふ、【貳之】は專一に禮義を守ることにたがふにて、專一に禮義を守らざるをいふ、【讒夫】は讒言を弄する人にて、惡人をいふ、【弃之】は禮義を棄つるなり、【形】は刑と通ず、刑罰なり、【詰】は治なり、ヲサムと訓む、

水至平、端不傾、心術如此象聖人、一而有執直而用抴必參天、

此れは第十六節にて、心至平なるときは、其の德天と等しきに至ることを說けり、平、傾、人、天通韻なり、平は便と古相通ず、音ベン、傾は當今にてはケイ一にキャウと音すれども、古はケン或はギャンと音せしものならん、今韻にては平は先韻に、傾は庚韻に、人は眞韻に、天は先韻に屬すれども、古は相通用せしなり、

水が極めて平なるときは、端然として傾かざるものなり、人々其の心を治むるの法も亦此の如くなるときは、此れ聖人に象るなり、何となれば、聖人の心は至平なること、水の平なるが如くなればなり、かくて人々專一に心を執り守りて邪に傾かず、己の身を治むるは極めて嚴格正直にして、人に接するには枻を用ひて船を進退するが如く、其の人の性格に應じて宜しき樣に相交る、此の如くなるときは、功業偉大にして、必ず天地と德を相等しくし、其の間に參りて、共に萬物を化育するに至るなり、

【端】は端然なり、たゞしきこと、【心術】は心を治むる法なり、【象】は似なり、ニルと訓む、【一】は專一なり、【有執】は心を執り守るあるなり、【直而用枻】は己を治むるには嚴格正直にして、人に接するには、枻を用ひて船を進退するが如く、其の人の性格に應じて相交るとなり、【參天】は德を天地と等しくし、其の間に參りて萬物を化育するとなり、

世無王、窮賢良、暴人芻豢仁糟糠、禮樂滅息聖人隱伏墨術行、

此れは第十七節にて、王者世に出でざる時の有樣を說けり、王、良、糠、行同韻なり、今韻にては共に陽韻に屬す、

世に王者出づるなき時は、賢良の士をして一生用ひられず、困窮の中に死せしむ、故に亂暴人は、日に芻豢の美肉に飽けども、賢良の仁人は糟糠にだも飽くを得ず、此の如きときは、禮樂の道滅び、聖人隱れて出でず、邪僻なる墨子の學術のみ盛に行はれ、世は濁亂となるなり、今の世や殆ど此れに近し、

【窮】は困窮なり、【芻豢】草食の家畜を芻といふ、牛馬是れなり、穀食の家畜を豢といふ、犬豕是れなり、【仁】は仁人にて、前の賢良の士を指す、【糟糠】はかすとぬかにて、粗末なる食料なり、【隱伏】は二字ともにかくるゝなり、【墨術】は墨子の學術なり、

治之經、禮與刑、君子以修百姓寧、明德愼罰國家既治四海平、

此れは第十八節にて、政治の大綱は禮刑の二つにあることを說けり、經、刑、寧、平通韻なり、今韻にては、

經、刑、寧は靑韻に、平は庚韻に屬すれども、古は相通用せしなり、

政治の大綱は、禮と刑との二なり、君子之れを修むるときは、百姓安んずるなり、かく禮を明にして民を敎へ、刑罰を愼みて妄に施さゞるときは、國家既に治まり四海隨つて太平なり、

【經】は大經なり、大經は猶大綱といふが如し、【寧】は安なり、ヤスンズと訓む、【德】は禮の代へ字に見る可し、

治之志、後勢富、君子誠之好以待、處之敦固有深藏之能遠思、

此れは第十九節にて、政治を爲すの志意を說けり、志、富、待、思通韻なり、富音ヒ、待音チなり、今韻にては、志、思は寘韻に、富は宥韻に、待は賄韻に屬すれども、古は相通用せしなり、

人君政を爲すには、如何なる志意にてなして宜しきかを說かん、恩賞にても何にても、權勢ある者や富貴の地位にある者を先にするが通常なれども、こは下民の怨嗟を招くことあれば、必ず此れ等の人々を後にし、弱者貧者などを先にすべし、然るときは、下民怨嗟の聲なく、權貴の者も亦君の公明に畏れて愼み事ふべし、君子は此の志意を誠にし、よく行ひて以て功用の興るを待つなり、而して此の志意を守ること厚く固く、深く藏めて放失せず、能く遠く思慮し、此れをして充分にのばしむるなり、

【治之志】は政治を爲すに持つべき志意なり、【後勢富】勢富は權勢家と、富貴者なり、一句の意は、恩賞など行ふときには、弱者貧者を先きにして、權勢者富貴者を後にするなり、戰役後、論功行賞のとき、將校を先きにして兵卒を後廻にして、遷延日を過ごし、終に其の激怒を買ひ、騷動起ることあるは、歷史の證する所なり、故にかくいふなり、【誠之】は志意を誠にするなり、誠實に此の志意を立つるをいふ、【待】は功用の興るを待つなり、【敦固】敦は厚なり、【有】は又と通ず、マタと訓む、

思乃精、志之榮、好而一之神以成、精神相及一而不二爲聖人、

此れは第二十節にて、心を專一にして精思するときは、聖人となることを說けり、精、榮、成、人通韻なり、今韻にては、精、榮、成は庚韻に、人は眞韻に屬せり、庚韻は今にてはンとはねざれども、古にてはンとはねたり、故に眞韻と相通用せしなり、

思ふことが乃ち精密なれば、意志が充分に榮えて、何事をなすにも留滯することなし、好みて精思して精神を專一にするときは、則ち神明に通ずるに至るなり、かく精神專一にして分れず、神明に相及ぶときは、則ち聖人と爲るなり、

【好而一レ之】は好みて精思して、精神を專一にするなり、【神以成】は精神が成就するにて、神明に通ずるに至るをいふ、神明に通ずとは神と一となるをいふなり、【相及】は神明に相及ぶなり、【一而不レ二】不二は二にならずにて、分れざるをいふ、一句の意は、精神專一にして分れざるなり、

治之道、美レ不レ老、君子由レ之佼以、好、下以教二誨子弟一、上以事二祖考一、

此れは第二十一節にて、政治を爲すの道は倦まざるを貴ぶことを說けり、道、老、好、考同韻なり、今韻にては共に皓韻に屬す、

政治を爲すの道は、倦まざるを貴ぶ、君子は則ち此の倦まざるの道に由り、下は以て子弟を敎誨し、上は以て先祖及び父母に事ふ、是れを以て、其の名聲極めてよきなり、

【美レ不レ老】美は猶貴ぶといふが如し、老は疲れ倦むをいふ、治之道、美レ不レ老は、論語の子路問レ政、子曰、勿レ倦と同意なり、【由レ之】は此の倦まざる道に由るなり、【佼以好】佼も亦好なり、佼以好とは、極めて美好なるをいふ、【祖考】は祖及び考なり、祖は先祖なり、考は父なれども、こゝにては父母の意に見るをよしとす、

成相竭、辭不レ蹷、君子道レ之順以、達、宗二其賢良一辨二其殃孽一、

此れは第二十二節にて、人君此の歌の言を行ふときは、爲す所必ず達することを言ひ、全章を結べり、竭、蹷、達、孽通韻なり、今韻にては、竭、孽は屑韻に、

蹷は月韻に、達は曷韻に屬すれども、古は相通用せしなり、毎四句目は十一字を以て一句を成す、此の節獨り八字句なるは闕脱せしものならん、

歌は歌ひつきたり、言辭は誠に順當にゆきて、少しもつまづかざりき、君子此の歌にのべし言を行ひ、其の賢良の士を尊びて登用し、其の災を爲す小人を辨知して、之れを斥け遠ざくるときは、其の爲す所の事は、何事に限らず、順當に障なく達することを得るなり、

【辭不蹷】は言辭がつまづかざるなり、順當に障りなくゆきしことをいふ、【君子】は位を以ていふ、君を指す、【道】は行なり、オコナフと訓む、【順以達】は爲す所の事、何事に限らず、順當に障りなく達することを得るの意なり、【宗】は尊なり、タツトブと訓む、【殃孽】はわざはひなり、わざはひをなす小人を指す、

○以上第一章、國は臣工の賢愚正邪によりて盛衰するものなるを以て、人君は臣工の賢愚正邪を識別して、賢に任じ愚を斥け、正を用ひ邪を遠ざく可き事より、政治の大綱、政治を爲すの志意などを歌へり、

請成レ相、道二聖王一、堯舜尙レ賢身辭レ讓、許由善卷重レ義輕レ利行顯明、

此れは第一節にて堯舜二帝謙恭賢に讓り、許由善卷義を重んじ二帝の讓を辭し、名をなせることを説く、相、王、讓、明通韻なり、今韻にては相王は陽韻に、讓は漾韻に、明は庚韻に屬すれども、古は相通用せり、

請ふ此の歌を歌はん、聖王の行を説かん、昔し堯舜二帝は、賢人を尙び、堯帝は位を辭して許由に讓らんとし、舜帝は位を辭して善卷に讓らんとし給へり、されど許由善卷は大義を重んじ、名利を輕んじて、之れを受けず、身を隱したり、何ぞ其の心の清らかなるや、故に其の清き行は、萬世の後まで顯れ明に、人々の尊ぶ所となれり、

【道】は言ふなり、イフと訓む、【許由】は古の隱者なり、莊子讓王篇に、堯以二天下一讓二許由一、許由不レ受、とあり、皇甫謐の高士傳には、更に詳說して許由字武仲、堯聞下致二天下一而讓上焉、乃退而遁二於中嶽潁水之陽箕山之下一隱、堯又召爲二九州長一、由不レ欲レ聞レ之、洗二耳於潁水濱一とあり、【善卷】は古の隱者なり、莊子讓王篇に、舜以二天下一讓二善卷一、善卷曰、余立二於宇宙之中一、冬日衣二皮

毛、夏日衣葛絺、春耕種、形足以勞動、秋收斂、身足以休養、日出而作、日入而息、逍遙於天地之間、而心意自得、吾何以天下爲哉、悲夫子之不知余也、遂不受、於是去而入深山、莫知其處とあり、

堯讓賢、以爲民、氾利兼愛德施均、辨治上下貴賤有等明君臣、

此れは第二節にて、堯帝の至政を説けり、賢、民、均、臣通韻なり、今韻にては賢は先韻に、民均臣は眞韻に屬すれども、古は相通用せしなり、

堯帝は位を舜といふ賢人に讓りて、萬民の爲に幸福をはかり給へり、其の政治を觀るに、汎く萬民を利し萬民を兼せ愛し、恩德をしき施すこと均一にして、少しも偏頗なく、能く上下を治めて、貴賤の等級を立て、君臣の別を明にし給へり、

【氾利】はひろく利するなり、【辨治】辨は治なり、故に二字にて治むの意に見てよし、

堯授能、舜遇時、尙賢推德天下治、雖有賢聖適不遇世孰知之、

此れは第三節にて、堯舜の授受を以て聖賢相遇ふの好機會となし、自己の不遇を嘆ずるの意を漏せり、能、時、治、之通韻なり、今韻にては能は蒸韻に、時治之は支韻に屬すれども、古は相通用せしなり、能はヂと讀む、

堯帝は舜といふ賢能の人に位を授けたり、舜が天子の位を受けしは、つまりよき時に遇ひしなり、堯帝は賢人を尊び、有德者を推擧して、之れに天下を讓り給へり、故に天下は善く治まれり、後世賢聖の人ありと雖、丁度堯帝の如き善き御世に出で、聖天子に遇はざるときは、孰れか之れを知りて用ひ吳るゝものあらんや、悲むべきは澆季の世にこそ、

【推德】は有德者に推し讓るなり、【適】はマサニと訓む、丁度の意なり、

堯不德、舜不辭、妻以二女任以事、大人哉舜南面而立萬物備、

此れは第四節にて、舜が人物の偉大なることを説け

り、德、辭、事、備通韻なり、今韻にては德は職韻に、辭は支韻に、事備は寘韻に屬せり、德は帝(テイ)と同音に讀む、帝は霽韻に屬す、霽韻の字は古は寘韻に通用し、寘韻は支寘と相通用せり、

堯帝は舜に位を讓り給ひしことを以て、恩德を施しゝと思ひ給はず、舜は堯帝より天子の位を受けて別に辭退もせず、かくて堯帝は舜に妻はすに娥皇、女英の二女を以てし、委任するに天下の政事を以てし給へり、嗚呼舜は偉大なる人物なる哉、堯帝の讓を受け南面して帝位に立ちて、天下に臨むや、治政大に擧がり、萬物各〻宜しきを得て其の生を遂げぬ、

【妻以二二女一】は堯が娥皇女英の二女を舜に妻すをいふ、書經堯典に、釐二降二女于嬀汭一、嬪二于虞一とあり、【任以レ事】は堯が舜に任ずるに天下の政事を以てしたるなり、書經舜典に之れを記して、愼二徽五典一、五典克從、納二于百揆一、百揆時敘といへり、【南面而立】は南面して帝位に立つなり、天子は南に面して坐すを禮とす、故に云、【萬物備】は萬物完備するにて、萬物が各〻其の生を遂げ宜しきを得るをいふ、

舜授レ禹、以二天下一、尚レ德推レ賢不レ失レ序、外不レ避レ仇、內不レ阿レ親賢者予、

此れは第五節にて、舜帝の至公を說けり、禹、下、序、予通韻なり、今韻にては禹は麌韻に、下は馬韻に、序は語韻に予は魚韻に屬すれども、古は相通用せしなり、

舜帝は天下を以て禹に授け給へり、其の有德者を尙び賢人を推擧するに、少しも秩序を失ふことなく、極めて公平なりき、見よ、禹は舜帝の仇に非ずや、舜帝には愛子あるに非ずや、然るに舜帝は外は仇たるものを恐れ惡みて避けず、內は親愛の子に阿り私せず、賢者たる仇の禹に位を讓り給ひしに非ずや、

【不レ失レ序】は順序を失はざるなり、極めて公平なるをいふ、【不レ避レ仇】禹の父は鯀なり、鯀は水を治めて成功せず、舜之れを誅せり、故に禹と舜との間は仇敵の關係あり、されど舜は之れを忘れて禹に位を讓りしより、かくいひたるなり、【不レ阿レ親】は親しき者に阿り私せざるなり、舜には子商均あれども、不肖なりしかば位を讓らざりき、故にかくいひしなり、【予】は與に通ず、アタフと訓む、

禹勞力、堯有德、干戈不用三苗服、擧舜甽畝任之天下身休息、

此れは第六節にて、堯帝の德を說けり、力、德、服、息通韻なり、今韻にては力、德、息は職韻に、服は屋韻に屬すれども、古は相通用せしなり、

堯帝はいみじき德ありき、故に干戈を用ひずして三苗來り服しぬ、此の時天下に大水ありしかば、禹を擧げて之れを治めしめ給へり、禹は力を勞して之れを治めぬ、又舜を田間より推擧して、任ずるに天下の政を以てし給へり、舜は心を盡くして善く天下を治めぬ、かくして帝は身を休息し給ひぬ、

【禹勞力】は禹が水を治めたるを云ふ、此の句は、三苗服の下に置きて解す可し、何となれば此の節は堯帝の德を稱し、禹舜二人を推擧して洪水と天下とを治めしめたることをいへるものなればなり、然るに此の句を首に置きしは句調上の都合なり、又禹をあげて水を治めしめしは、書經の舜典には舜とあり、此に堯とあるは傳聞の異なる可し、【三苗服】三苗は今の揚子江沿岸に蟠據せし種族なり、三苗が服從せしは舜の時なり、此に堯の時とせしは傳聞の異なる可し、【擧舜甽畝】甽は畎に同じ、音ケン廣一尺深一尺の田間の溝なり、畝は田百步なり、擧畎畝とは猶擧於畎畝之間といふに同じ、舜は農業に從ひしを、堯帝が拔擢せり、故にいふ、

得后稷、五穀殖、夔爲樂正鳥獸服、契爲司徒民知孝弟尊有德、

此れは第七節にて、堯帝が后稷、夔、契の諸賢臣を登用し、大に天下を治めしことを說けり、稷、殖、服、德通韻なり、今韻にては稷、殖、德は職韻に、服は屋韻に屬すれども、古は相通用せしなり、

堯帝は舜禹二聖の外、賢人后稷を得て民に五穀を種うることを敎へさせたれば、民は其の敎に從ひ、盛に之れを種ゑつけたれば、五穀いたく繁殖しぬ、帝は又賢人夔を以て音樂を司るの長官となし給へり、夔は命を奉じて音樂を以て民心を和げ導けり、其の樂を奏するや、微妙にして鳥獸も之れに感服して舞へり、

帝は又契を司徒となし、敎育を掌らしめ給ひぬ、契は命を奉じて五倫の道を民に敎へければ、民は皆孝悌の道を知り有德の人を尊び敬ふに至りぬ、

【后稷】后は君なり、稷は五穀の長なり、由りて以て農業を司るの官となす、棄此の官に任ぜられてより、遂に棄の別名の如くなれり、書經舜典に、帝曰、棄、黎民阻飢、汝后稷、播時百穀とあり、【五穀】は諸說あれども、今は姑く後漢趙岐の說に從ひ、稻、黍、稷、麥、菽の五種となす、【夔爲樂正、鳥獸服】樂正は官名にて音樂を司る長官なり、此の句は、書經舜典に、帝曰、夔、命汝典樂、敎胄子云云、夔曰、於予擊石拊石、百獸率舞とあるをいへるなり、【契爲司徒】司徒は敎育を司る官にて、我文部大臣に當る、書經の舜典に帝曰、契、百姓不親、五品不遜、汝作司徒、敬敷五敎在寬とあり、五品は父子、君臣、夫婦、長幼、朋友五者の等級なり、五敎は父子有親、君臣有義、夫婦有別、長幼有序、朋友有信の五倫の敎をいふ、

禹有功、抑下鴻、辟除民害逐共工、北決九河通十二渚疏三江、

此れは第八節にて、禹が治水の功を說けり、功、鴻、工、江通韻なり、今韻にて功鴻工は東韻に、江は江韻に屬すれども、古は相通用せしなり、

禹王は大功あり、即ち彼は洪水を遏めて下きに流れ入らしめ、以て民の害を除き惡臣共工を放逐せり、かくて北は九河を決して流れしめ、三江を疏通し、十二州を分ちぬ、

【抑下】抑は遏むるなり、下はひくきに流れゆかしむるをいふ、【鴻】は鴻水なり、鴻は大なり、盛なり、【辟除】辟は避と通ず、避除民害は民の害になるものを遠避け之れを除去するなり、【逐共工】共工は當時の諸侯なり、書經舜典には流共工于幽州とありて舜の時の事とせり、蓋し傳聞の異なるべし、【決九河】決は水をたちきりて流すをいふ、九河は黃河なり、黃河は九道に分れて海にいる、故に九河といふ、【通十二渚】は十二州を分つをいふ、分ちて道を通ず、故に通といふ、渚は小州をいふ、故に假借して州の意に用ひしなり、十二州は冀、兗、靑、徐、荊、揚、豫、梁、雍、幽、幷、營なり、此の句は、疏三江の下に置きて見るべし、上に置きしは句調上の都合なり、【疏三江】は疏通な

り、三江は諸説あれども、今は姑く南江、北江、中江となす、揚子江は彭蠡湖口を過ぎ分れて三となる、南道を行くものを南江といひ、北道を行くものを北江といひ、中道を行くものを中江といふ、

禹溥土、平天下、躬親爲民行勞苦、得益皐陶横革直成爲輔、

此れは第九節にて、禹の功を説けり、土、下、苦、輔通韻なり、今韻にては土苦輔は虞韻に、下は馬韻に屬すれども、古は相通用せしなり、

禹王は洪水を治め土地を分ちて十二州となし、天下を平げ治めぬ、王の此の治功を爲すに當りてや、躬親ら勞苦して、只管民の爲に勉め、毫も己を顧みず、益と皐陶と、横革と直成との四賢臣を得て輔佐となし、以て功を成し遂げぬ、

【溥土】溥は敷と通ず、敷は分なり、ワカツと訓む、敷土とは土地を分つことにて、十二州に分つを指す、【行勞苦】は勞苦の事を行ふにて、つまり勞苦して事をなすの意なり、【益】は伯益なり、禹の部下にありて第一の賢臣にて、禹は之れに位を讓りしこと孟子萬章篇に出でたり、【皐陶】は堯以來の賢臣にて法律家なり、故に書經の舜典にも、帝曰、皐陶、蠻夷猾夏、寇賊姦宄、汝作士云云とあり、士は司法官なり、【横革直成】此の二人は事蹟詳ならず、【輔】は輔佐なり、

契玄王、生昭明、居於砥石遷于商、十有四世乃有天乙是成湯、

此れは第十節にて、殷の湯王の祖を説けり、王、明、商、湯通韻なり、今韻にては王商湯は陽韻に、明は庚韻に屬すれども、古は相通用せしなり、

堯帝の司徒たりし契は玄王といふ、初め砥石に居り、後商に遷れり、子昭明を生む、其れより十四世にして乃ち天乙といふものあり、是れ名高き成湯なり、

【契玄王】契は前にあげし堯帝の司徒たりし人なり、契は玄鳥の子なり、故に玄王といふ、詩經商頌玄鳥の篇に、天命玄鳥、降而生商、とあり、史記殷本紀に之れを詳解して、殷契母曰簡狄、有娀氏之女、爲帝嚳次妃、三人行浴、見玄鳥墮其卵、簡狄取呑之、因孕生契

とあり、【砥石】は地名なり、未だ其の所在を詳にせず、【遷于商】は商に封ぜらるゝをいふ、【十有四世有天乙】は契昭明、相土、昌若、曹圉、冥、振、微、報丁、報乙、報丙、主壬、主癸、を經て天乙に至る、故に十四世といふ、【成湯】は天乙の字といひ、或は諡といふ、何れが是なるかを詳にせず、成湯は即ち夏の桀王を滅して天下を一統し、民を塗炭より救ひたる名君なり、

天乙湯、論擧當、身讓卞隨擧牟光、道古聖賢基必張、

此れは第十一節にて、湯王の至德を説けり、湯、當、光、張同韻なり、今韻にては共に陽韻に屬す、第四句四字に脱落あるべしといふ、

天乙湯は其の爲す所の事理が、皆正しく條理に當る、彼は位を時の賢人卞隨と務光とに讓れり、凡て其の爲す所、古の賢人聖人に由り法るときは、必ず成功して基礎必ず張大になるものなり、湯王は即ち古の聖王堯舜に法りて政を爲し、又賢者に讓れり、國家八百年の間も長く續きたるは、宜ならずや、

【論擧當】論は議論して爲す所なり、即ち爲す所の事理をいふ、擧は皆なり、ミナと訓む、一句の意は、爲す所の事理が皆正しく條理に當るとなり、【讓卞隨擧務光】卞隨務光共に古の隱者なり、擧は與と通ず、トと訓む、湯王桀を伐たんとし卞隨に謀る、卞隨我事に非ずとて之れを辭す、又務光に謀る、務光も亦我事に非ずとて之れを辭す、湯王よりて伊尹に謀り、桀を伐ちて之れに勝つや、乃ち位を卞隨に讓りしに、卞隨は無道の人の言をたび〳〵聞くに忍びずとて、椆水に投じて死せり、湯王又務光に讓る、務光も亦王の擧を非とし、無道の世を見るを厭ふとて、廬水に沈みて死せり、事莊子讓王篇に詳に出づ、【道古聖賢】道は由なり、ヨルと訓む、

願陳辭、世亂惡善不此治、隱諱疾賢長由姦詐鮮無災、

此れは第十二節にて、亂世は賢人を惡み、姦人を用ふるを以て、災を免れざることを説けり、辭、治、災通韻

なり、災音シ、今韻にては、辭治は支韻に、災は灰韻に屬すれども、古は相通用せしなり、此の節、三句しかなし、第一句の次に、三字句を脫せるなるべし、

願くは辭を陳べん、世が亂るゝと、善人を惡み、惡人はびこるを常とす、されど人君たるものは、此の惡弊を治め正すことを知らず、却て己が過惡をいみ隱して、賢人を疾み害ひ、長く姦惡詐僞の人を用ふ、此の如くんば必ず災禍あり、

【不此治】は世亂れて善人を惡むの弊を治むるを知らざるなり、【隱諱】は己が過惡を諱み隱すなり、【由】は用なり、モチフと訓む、【鮮無災】は災禍なきこと鮮しにて、災禍ある意なり、

患難哉、阪先爲、聖知不用愚者謀、前車已覆後未知更何覺時、

此れは第十二節にて、先王の道に反きて政治を爲すは、患難なることを說けり、哉、爲、謀、時通韻なり、今韻にては、哉は灰韻に、爲時は支韻に、謀は尤韻に屬すれども、古は相通用せしなり、哉音シ、謀音ビなり、

患難なることなる哉、先王の所爲に反して政治を行ふことは、見よ亂世の君は、聖智の人を用ひずして愚者を用ひ、之れと事を謀れり、此の如くにして事成らんや、昔より其の例いと多し、前車既に覆らば、後車は之れを觀て愼み戒む可きは、言ふまでもなき所なり、然るに人君たるもの、昔の人君が先王の道に反して、愚者と政を共にし國を滅ぼせることを見て、未だ改むるを知らず、賢を斥け愚を用ふ、此の如んば何ぞ覺悟する時あらんや、覺悟せずして復昔の亡君の轍をふむなり、

【阪】は反と通ず、ソムクと訓む、【先爲】は先王の所爲なり、【聖知】は聖智に同じ、【更】は改なり、アラタムと訓む、【覺】は覺悟なり、

不覺悟、不知苦、迷惑失指易上下、忠不上達蒙揜耳目塞門戶、

此れは第十四節にて、前節を承け昔の人君の失敗を見て覺悟せざるときは、迷惑して闇愚に陷ることを說けり、悟、苦、下、戶通韻なり、今韻にては、悟は遇韻

に、苦戸は虞韻に、下は馬韻に屬すれども、古は相通用せしなり、

昔の人君の失敗を見ても、猶覺悟せざる時は、苦辛の生ずるにも氣付かず、精神迷ひ惑ひて物の本指(ホンスヂ)を取り失ひ、上下の區別を取り易へ、上に置く可き忠臣を下に置き、下に置く可き小人を上に置く樣になるなり、それ故に小人ども相集りて君上の耳目を揜ひかくし、門戸を閉塞して、忠良なる臣民をして君上に通ずることを得ざらしむるなり、

【不レ知レ苦】は困苦の來ることに氣附かずとなり、【指】は本指なり、すぢみちをいふ、【易二上下一】は上下の區別を取り易へるなり、上に置く可き忠臣を下に置き、下に置くべき小人を上に置くをいふ、【忠不二上達一】は忠臣君上に通ずるを得ざるなり、【蒙揜】はおほひかくすなり、【塞二門戸一】門戸を閉塞して人を入れぬなり、忠良の臣民を拒みて君に通ぜざらしむるに譬ふ、

門戸塞リテ、大ニ迷惑ス、悖亂昏莫ソ不二終極一セ、是非反易シ比周ソ欺キレ上ヲ惡ム二正直一ヲ、

此れは第十五節にて、前節を承け、忠臣の路を塞ぐときは、小人跋扈して主上を欺惑するに至ることを說けり、塞、惑、極、直同韻なり、今韻にては共に職韻に屬す、

門戸閉塞して忠臣通ずるに由なきときは、君上は大に精神迷ひ惑ひ悖り亂り、眞暗になりて止まるときなし、かゝるときは、是を以て非となし、非を以て是となすに至るを以て、小人どもは相阿り黨して君上を欺き、正直の者を惡みて、益〻迫害を加ふるに至るなり、

【昏莫】莫は冥なり、昏冥は眞暗なること、【不二終極一】は止まる時なき意なり、【是非反易】は是と非とを反對に取易へるなり、是を以て非となし、非を以て是となすをいふ、【比周】は二字ともに阿り黨(クミ)するなり、

正直ヲ惡ミテ、心無レ度シ、邪枉辟回メ失スルモ二道途一ヲ、已ニ無二尤ムル人一ク、我獨リ自ラ美トスル卄ハ豈ニ無レ故カランヤ、

此れは第十六節にて、前節を承け、正直の者を惡むときは、益〻邪曲に陷り、終には災禍にかゝることを說

けり、惡、度、途、故通韻なり、今韻にては惡、度、故は遇韻に、途は虞韻に屬すれども、古は相通用せしなり、

人君たるもの、小人に欺かれて、正直なる臣を惡みて之れを遠ざけ、精神益〻迷亂して度なく、邪にひがみたる事のみして、正しき道を踏み失ひ、既に之れを尤め正す人もなく、我獨り自ら美しきものなりと高ぶるときは、どうして罪過なからんや、必ず大なる罪過にあふべし、

【無度】度合を失ふなり、【邪枉】は邪にまがれるなり、【辟回】辟は僻と通ず、ひがめるなり、回はよこしまなり、【尤人】尤は咎なり、トガムと訓む、尤人とは己をとがむる人なり、【故】は辜と通ず、罪過なり、

不レ知レ戒、後必有、恨愎遂レ過不レ肯レ悔、讒夫多進、反二覆言語一生二詐態一、

此れは第十七節にて、人君愼み戒むることなく過を遂ぐるときは、小人多く進みて詐欺を弄するに至ることを說けり、戒、有、悔、態通韻なり、有は讀んで又となす、今韻にては、戒は卦韻に、又は宥韻に、悔態は隊韻に屬すれども、古は相通用せしなり、

人君過して愼み戒むることを知らざれば、後必ず過をふたゝびすべし、然るに剛情にも道理に戻り逆ひて、其の過を成し遂げ、肯て之れを悔いざるときは、多くの小人どもは、之れをよきことにして、進み出で、言葉をくりかへして諂諛の容態をなし以て詐僞を弄し、人主を瞞着するに至るべし、

【有】は又と通す、マタと訓ず、又すとは過をふたゝびするをいふ、【恨愎】は恨は很と通ず、很愎はもとりさからふなり、【讒夫】は讒言をする人にて、小人をいふ、【生詐態】は猶諂諛の容態をなし、詐僞を弄すといふが如し、

人之態、不レ知レ備、爭レ寵嫉レ賢相惡忌、妬レ功毀レ賢、下斂二黨與一上蔽匿、

此れは第十八節にて、人君小人の諂諛の容態を爲し、詐僞を弄するを放任して、之れを寵するときは、小人跋扈して君の明を蔽ふに至ることを說けり、態、備、

忌、匿、通韻なり、今韻にては、態は隊韻に、備、忌は寘韻に、匿は職韻に屬すれども、古は相通用せしなり、匿はヂと音す、

人君小人が諂諛の容態を爲し詐僞を弄するを放任し、之れを備ふるを知らざるときは、小人どもは互に寵を得んと爭ひ、賢人を嫉み退け互に相惡み忌み、其の極は、功績あるものを妬み、賢才あるものをそしり、各〻其の黨與を聚めて勢力の發展を謀るに至る、是れが爲に、君上聰明の德自ら蔽ひかくされて、やがては身虚器を擁するに過ぎざる樣になるなり、

【毀】は訾なり、ソシルと訓む、【斂】は聚なり、アツムと訓む、

上壅蔽失輔勢、任用讒夫不能制、郭公長父之難厲王流于彘、

此れは第十九節にて、人君小人の爲に聰明の德を蔽はるゝときは、忠臣を去り小人を任用して、身死し國亡ぶるに至るべきことを說けり、蔽、勢、制、彘同韻なり、今韻にては共に霽韻に屬す、

君上小人の爲に聰明の德を蔽ひふさがるゝときは、輔弼の良臣と、權威勢力とを失ひ、小人を任用して政を執らせ、而も其の跋扈を制止する能はざるに至る、見よ、周の厲王は、小人郭公長父を寵したるが爲に、爭亂起り、遂に彘に流されたるに非ずや、

【輔勢】は輔弼の臣と、權威勢力となり、【郭公長父之難厲王流于彘】郭公長父は、一に郭を虢に作る、音相通ずる故なり、周の厲王の嬖臣なり、事蹟詳ならず、厲王長父を寵して之れに政を委ね、民を暴虐し、忠臣芮良夫、召公の言を聞かず、是を以て民亂を起し、厲王彘に出奔し、遂に茲に死せり、其の事、國語及び史記に詳なり、彘は地名なり、

周幽厲所以敗、不聽規諫忠是害、嗟我何人獨不遇時當亂世、

此れは第二十節にて、周の幽王厲王の敗れしは、忠臣の言を用ひざるにあるを說き、己れ亂世に當りて忠良の志を抱き、而も用ひられざるを嘆息せり、厲、敗、

害、世通韻なり、今韻にては厲世は霽韻に、敗は卦韻に、害は泰韻に屬すれども、古は相通用せしなり、

周の幽王と厲王とが國を敗りし所以は、忠良の臣の規誡諫言を聽かずして、之れを殘ひ害せし故なり、嗚呼我何人ぞ、忠良の志を抱いて、君を諫め以て民を救はんとす、而も獨り時に遇はず、志空しく朽ちんとす、思へば今や亂世に當り、明君上にあらず、小人政を下に亂る、我用ひられざるも亦宜なるかな、

【幽厲】は幽王厲王なり、幽王は厲王の孫なり、褒姒を寵愛して政を亂り、遂に申侯の率ゐる犬戎の兵の爲に殺さる、【規諫】は規誡諫言なり、【我】は荀子自ら言ふなり、

欲對衷言不從、恐爲子胥身離凶、進諫不聽、剄以獨鹿棄之江、

此れは第二十一節にて、自ら思ひきつて規諫せんと欲するも、伍子胥の如く殺さるゝを恐るゝを以て、敢てせざることを說けり、衷、從、凶、江通韻なり、今韻にては、衷は東韻に、從、凶は冬韻に、江は江韻に屬すれども、古は相通用せしなり、

我思ひきつて君を諫め、以て我誠心を遂げんと欲すれども、言從はれざるのみならず、彼の伍子胥の如く進み諫めて聽かれず、剰へ凶難に遇ひ、遂に獨鹿の劍を以て剄ねられ、屍は馬革の嚢に入れて、江に投ぜられんことを恐る、故に敢てせざるなり、【對衷】對は遂と通ず、トグと訓む、衷は誠なり、一句の意は、誠心を遂ぐるなり、【子胥】は伍子胥なり、前に解せり、【離凶】離は遇なり、アフと訓む、凶は凶難なり、【剄以獨鹿棄之江】剄はくびはぬるなり、獨鹿は屬鏤と音通にて用ふ、劍名なり、一句は吳王夫差太宰伯嚭の讒を信じ、子胥に屬鏤の劍を與へて自剄せしめ、其の屍を取り、之れを馬革の嚢に入れ江に投ぜるをいふ、其の事、國語及び史記に詳なり、

觀往事、以自戒、治亂是非亦可識、託於成相以喩意、

此れは第二十二節にて、自ら此の歌を作りて規諫の意を寓するの意を說けり、事、戒、識、意通韻なり、今

韻にては、事、識、意は寘韻に、戒は卦韻に屬すれども、古は相通用せしなり、戒はキ、識はシと音す、此の節第四句四字少なし、或は脱略せるならん、

我規諫せんと欲すれども、言聽かれずして伍子胥の如く害にあはんことを恐る、夫れ往事を觀察すれば、治亂の原因、是非の理、亦識るを得、以て自ら戒むるに足る、故に我此の歌に託して、治亂是非の理を叙べ、以て規諫の意を寓し、以て世の人に君たるものを曉すといふ、

【喩意】喩は曉なり、サトスと訓む、一句の意は、規諫の意を寓し、世の人に君たるものを喩すとなり、

○以上第二章、首に古の聖王の至公なる政治を列擧し、一轉して亂世の混濁なる有樣を歌ひ、自ら此の歌を作りて人に君たるものを規飭するの意をのべたり、

請成相、言治方、君論有五約以明、君謹守之下皆平正國乃昌、

此れは第一節にて、人君政を爲す五つの要法を說けり、相、方、明、昌通韻なり、今韻にては、相、方、昌は陽韻に、明は庚韻に屬すれども、古は相通用せしなり、

請ふ此の歌を歌はん、政治の方法を言はん、人に君たるものの道を論ずるに、凡て五あり、此の五つの道や、簡約にして明白なり、人君謹みて此の五道を守るときは、下民皆平和に正直となり、國乃ち繁昌するなり、

【治方】は政治の方法なり、【君論有五】は君たるの道を論ずるに、五道ありとなり、五道とは、以下臣下職の節、守其職の節、君法明の節、君法儀の節、刑稱陳の節に叙ぶる所を指す、【約以明】は簡約にして明白なり、【平正】は平和正直なり、

臣下職、莫游食、務本節用財無極、事業聽上莫得相使一民力、

此れは第二節にて、君道五の一なり、臣下を監督して游食せしめず、命を之れ奉せしむ可きことを說けり、職、食、極、力、同韻なり、今韻にては共に職韻に屬す、人に君たるものは、臣下の官職を監理し、之れをして

怠惰して事を爲さず、徒に食祿のみを貪るが如きことなからしめ、國本たる農業を務めて、費用を節約するときは、財常に滿ちて盡くる時なし、又臣下をして凡て興す所の事業は、君上の命を聽きて後民を使役し、獨り擅に民を役使するを得せしむることなきときは、民の力をして農業に專一ならしむるを得るを以て國大に盛なり、

【游食】は遊んで食ふなり、何事もなさず、徒に食祿を貪るといふ、【本】は國の本にて、農業を指す、【用】は費用なり、【財無極】極は盡なり、一句の意は、財常に滿ちて盡る時なきをいふ、【相使】は臣下たる官吏が、臣下たる人民を役使す、故にいふ、古は事あれば人民を使役する例なれども、人民の暇なる冬期に於て之れを役使し、忙しき春夏秋は之れを使役せざるを法とす、暴虐なる人君官吏は之れに從はず、故に特に此に事業聽上莫得相使といふなり、【一民力】は民力をして農業に專一ならしむといふ意なり、

守二其職一、足二衣食一、厚薄有レ等、明二爵服一、利佳卬レ上、莫レ得二擅與一、孰私得、

此れは第三節にて、君道五の二なり、人君臣民を監理し、其の職を守らしむるときは、臣下復私を爲すものなきことを說けり、職、食、得通韻なり、今韻にては、職、食、得は職韻に、服は屋韻に屬すれども、古は相通用せしなり、

人君貴賤の等級を定め、官爵服飾を以て其の別を明にし、臣下をして各其の地位に安んじて職務を盡くさしむ、臣下善く其の職を守るときは、祿を增し賞を與へて、以て其の衣食を充分ならしめ、臣民をして利を欲する所あらば、忠勤を盡くしてたゞ君上に之れ仰ぎ望ましめ、權臣をして擅に臣民に賜與して恩を賣ることなからしむ、此の如くんば、如何に權威を擅にせる臣と雖、誰か敢て私に恩德を施して民心を收攬し、己獨り權を得んと欲するものあらんや、

【足衣食】は祿を增し賞を與へて衣食を足してやるなり、即ち充分に衣食するを得せしむるなり、【厚薄】は貴賤を指す、【等】は等級なり、【明爵服】は官爵服飾にて、貴賤の別を明にするなり、【利佳卬上】佳は唯の古字なり、タダと訓む、卬は仰と同じ、アフグと訓む、一句の意は、臣下をして利を欲する所あらば、

忠勤を盡して、たゞ之れを君上に仰ぎ望ましむとなり、【擅與】は臣下が擅に民に施與するなり、【孰】は誰なり、タレと訓む、【私得】得は德と通ず、私得とは私に恩德を施し、民心を收攬するをいふなり、

君法明、論有常、表儀既設民知方、進退有律莫得貴賤孰私王、

此れは第四節にて、君道五の三なり、人君法制を嚴にして苟もせざるときは、臣下各其の才を盡くし、諂諛するものなきに至ることを說けり、明、常、方、王通韻なり、今韻にては、明は庚韻に、常、方、王は陽韻に屬すれども、古は相通用せしなり、

人君の法制顯明にして、功過を論議するに常ありて少しも紊れず、かく民の標準が既に設けらるゝ時は、臣民は其の向ふ所を知るなり、而して人君は人を進むるにも、人を退くるにも、此の法律に由りて苟もせず、貴賤をして各〻其の才を以てするに非ざれば、其の俸祿賞賜を得ることなからしむ、此の如くんば、誰か私に王に諂諛して利を得んと欲するものあらんや、

【論有常】は功過を論議するに常ありて、少しも紊るゝことなきなり、【表儀】は儀表に同じ、目當てとして則る所、即ち標準なり、【知方】は向ふ所を知るなり、【進退有律】は人を進むるにも人を退くるにも、法律に由りて苟もせざるなり、【莫得貴賤】は貴賤をして各〻其の才を以てするに非ざれば、俸祿賞賜を得るに由なからしむるといふ意なり、【私王】は王に私に諂諛するなり、

君法儀、禁不爲、莫不說敎名不移、修之者榮離之者辱孰他師、

此れ第五節にて、君道五の四なり、人君自ら己を正すときは民敎を守り、國家永久に安らかなることを說けり、儀、爲、移、師同韻なり、今韻にては共に支韻に屬す、

君たるの法儀は、自ら己を正しくして、爲す可からざる事、即ち不正の事を、禁止するにあり、かゝるときは、臣民皆君上の敎を悅びて之れに從ふを以て、君の位と國とは、移り易はることなく、永久なる可し、此

れ人君たるものゝ守る可き無二の道なり、故に此の道を修むる者は身榮え、此の道に離るゝ者は身辱めらる、此の道を除きて孰れか他に師法あらんや、【君法儀】法儀はのり手本なり、一句の意は、君たる者ののり手本はとなり、【禁不爲】不爲は爲す可からざるの事、即ち不正の事なり、【說】は悅と通ず、ヨロコブと訓む、【名不移】名は名器なり、君の位と國とをいふ、不移とは移り易ることなく、永久に保たるゝをいふ、【修之】之は以上に述べし道を指す、離之の之も同じ、【師】は師法なり、

刑稱陳、守其銀、下不得用輕私門、罪過有律莫得輕重威不分、

此れは第六節にて、君道五の五なり、君の刑罰道に稱ふときは、民服し威盛に行はるゝことを說けり、陳、銀、門、分通韻なり、今韻にては、陳、銀は眞韻に、門は元韻に、分は文韻に屬すれども、古は相通用せしなり、君の刑罰が道に稱ひて悖らざるときは、臣民各其の限を守りて、他を犯し、刑罰に觸るゝが如きことはなきなり、而して君親ら刑罰の權を執り、臣下たるもの專ら之れを用ふるを得ざるときは、君の權重くして私門自ら輕し、又罪過あるものを處分するに、法律に由り、愛憎を以て罪輕きものを重く罰し、罪重きものを輕く罰するが如きことなければ、臣民其の公明に服して、君の權威落ちざるなり、

【稱陳】陳は道なり、稱道とは道に稱ひてもとらざるをいふ、【銀】は垠と同じ、垠は限なり、分限なり、【下不得用】は臣下刑罰の法を專用するを得ざるなり、【私門】は政を專に私する權臣をいふ、【莫得輕重】は愛憎を以て、罪輕きものを重く罰し、罪重きものを輕く罰するが如きことなきをいふ、【威不分】は威光が分れて他に移らざるなり、威光の落ちざるをいふ、

請牧基、明有祺、主好論議必善謀、五聽修領莫不理績孰主持、

此れは第七節にて、君は國の土臺たるものなれば、君明察にして論議を好み、前の五道を治むるときは、國

昌なることを說けり、基、祺、謀、持、通韻なり、謀はビと音す、今韻にては、基、祺、持は支韻に、謀は尤韻に屬すれども、古は相通用せしなり、

請ふ士臺を治めん、國の士臺は君にあり、君明察なるときは、必ず目出度ことあり、君主議論を好みて是非を分析し妄斷せざるときは、臣下必ず善く謀計を廻らし、君の爲にはかるなり、かくして、前に述べし政を聽く五つの道が修まり治まれば、臣民皆各、其の職事を治めざることなし、此の如くんば、誰か敢て政權を主持せんとするものあらんや、

【牧】は治なり、ヲサムと訓む、【明有祺】明は明察なり、祺は吉なり、一句の意は、明察なるときは必ず吉祥ありとなり、【五聽】は政を聽く五つの道にて、前に述べし五道を指す、【修領】領は理なり、治なり、修領は修め治むるなり、【理績】績は事なり、理事とは其の職事を治むるなり、【主持】は政權を主持するなり、

聽之經、明其請、參伍明謹施賞刑、顯者必得隱者復顯民反誠、

此れは第八節にて、政を聽くの道は其の情を明にして民をして疑はしめず、以て賞罰を施すにあるを說けり、經、請、刑、誠通韻なり、今韻にては、經刑は靑韻に、請、誠は庚韻に屬すれども、古は相通用せしなり、

政を聽き裁く道は、其の情を明にして民をして疑はしめざるにあり、かれこれと、種々の方面より明に謹みて觀察し、以て恩賞刑罰を施すときは、功名顯はるるものは必ず恩賞を得、功名の隱れたるものも、復顯はれて恩賞に預るに至る、是を以て、民虛僞の以て賞を得べからざるを知り、誠實の心にかへるに至るなり、

【聽之經】經は道なり、聽之道とは政を聽くの道なり、【明其請】請は情と通ず、一句の意は、君其の情を明に示して、民をして疑念を抱かしめざるなり、【參伍】參伍は猶錯雜といふが如し、かれこれと種々の方面より觀察するをいふ、【顯者】は功名顯るゝ者なり、【必得】は必ず恩賞を得るなり、【隱者】は功名隱れたる者なり、

言有節、稽其實、信誕以分賞罰

必下不レ欺レ上皆以レ情言明如レ日、

此れは第九節にて、君たるもの臣民の實情を精査し、賞罰を嚴にするときは、下上を欺かざるに至るべきことを說けり、節、實、必、日通韻なり、今韻にては、節は屑韻に、實、必、日は質韻に屬すれども、古は相通用せしなり、

臣民の言に僞飾あるときは、須く其の實情を査べ考ふ可し、此くするときは、信實なるか、虚誕なるか、了然として分るを以て、賞罰正しく當りて依怙あることなきなり、然るときは、下民君上を欺かず、皆實を以て言ふに至るを以て、君の德明なること日の如くになるなり、

【飾】は僞飾なり、【稽二其實一】稽は考なり、一句の意は、其の實情を査べ考ふるなり、【信誕】は信實と虚誕となり、虚誕は虚僞なり、【賞罰必】必は正しく當るなり、【情】は實なり、

上通利、隱遠至、觀二法不一レ法見レ不レ視、耳目既顯吏敬二法令一莫二敢恣一、

此れは第十節にて、君耳目聰明なるときは、下民歸服し、敢て專擅の行をなすものなきことを說けり、利、至、視、恣同韻なり、今韻にては共に寘韻に屬す、

君の心善く通明にして、私欲に蔽ひふさがれず、法律の及ばざる僻遠の處までも善く觀察し、見聞の至らざる幽隱の所の物までも善く視察し、之れを懷柔するときは、則ち隱れたる賢者も、僻遠の國の人々も、皆慕ひ至るなり、かく君の耳目既に顯明なるときは、官吏皆能く法令を敬み守り、敢て恣なる事を爲すものなし、

【通利】は心の善く通明なるをいふ、【隱遠】は隱れたる賢者と、僻遠の國の者となり、【觀二法不一レ法】は法を法の及ばざる地に觀るなり、即ち法の及ばざる僻遠の地の事を觀察して知ることなり、【見レ不レ視】は視察の及ばざる幽隱の所の物を見分くるなり、

君教出、行有レ律、吏謹將レ之無二鈹滑一、下不二私請一、各以レ所レ宜舍二巧拙一、

此れは第十一節にて、君教令を出だし、之れを行ふに

法律あるときは、吏民謹みて之れに從ひ、邪曲を弄せざることを說けり、出、律、滑、拙通韻なり、今韻にては、出、律は質韻に、滑は黠韻に、拙は屑韻に屬すれども、古は相通用せしなり、

君敎令を出し、之れを行ふに法律あり、官吏謹んで之れを奉行し、敢て伸縮することなきときは、臣下私謁を行はず、各〻其の才能を以て君に事へ、復策略を弄せざるに至るなり、

【將】は行なり、オコナフと訓む、【皺滑】皺はしはありてがさ〱することゝ、滑はなめらかなることゝ、しはあるものは縮まり、滑なるものは伸ぶ、故に皺滑は猶伸縮といふが如し、【私請】は私謁に同じ、內々に謁見して賄賂をつかひ、利を貪ること、【所宜】は宜しき所の技にて、才能をいふ、【舍巧拙】舍は止なり、ヤムと訓む、一句の意は、巧拙を弄することを止むるなり、巧拙を弄すとは、猶策略を弄すといふが如し、

臣謹循、君制變、公察善思論不亂、以治天下、後世法之成律貫、

此れは第十二節にて、君臣の職務を明にせり、循、變、亂、貫通韻なり、今韻にては、循は眞韻に、變は霰韻に、亂貫は翰韻に屬すれども、古は相通用せしなり、

臣下の職分は、謹みて君の敎令に循ひて之れを守り行ふにあり、君たるの職分は、能く時變を察して、敎令を出だすにあり、君臣各〻公正明察にして、善く己が職分を思ひて之れを務め、二者の道、整然として亂れず、以て天下を治むるときは、後世皆之れに法り從ひ、以て爲政者の規則と成るなり、

【謹循】は謹みて君の敎令に循ひ、之れを奉行するなり、【制變】は時變を見て敎令を制定するなり、【公察】は公正明察なり、【論】は倫と通ず、倫は道なり、君臣の道をいふ、【律貫】は規律條貫なり、規律條貫は猶法則といふが如し、

○以上第三章、首に政治の方法は、農を務めて臣下をして游食せしめざること、貴賤の別を明にして勤勉者を奬勵すること、功過を論議するに常法あること、君自ら正しうして不正の事を爲さゞること、刑罰道に稱ふことの五道にあることを叙べ、後之れを敷演して說明せり、

賦篇第二十六

此の篇は賦をあつめたるものなり、故に賦篇と名づく、禮、知、雲、蠶、箴の五賦と、外に天下危殆の事を歌へるもの一を收めたり、賦する所の事は、皆人生に切實なるものなれども、時人多く之れを知らず、故に特に之れを賦して明にせしなり、荀子の作る所の賦は、此の外猶多かりしも、散佚して存せず、僅に此の數篇だけ傳はりしものなりといふ、賦は布くなり、陳ぶるなり、思ふ所を布き陳ぶるなり、體製は文にして押韻するを常とす、

爰有大物、非絲非帛、文理成章、非日非月、爲天下明、生者以壽、死者以葬、城郭以固、三軍以彊、粹而王、駁而伯、無一焉而亡、臣愚不識、敢請之王、

此の節は、人々の必ず賴らざる可からざる、此の世に缺く可からざる物をあげ、此れは如何なる名の物なるかを、先王に問ふことを記せり、章、明、葬、彊、亡、通韻なり、今韻にては、章、彊、亡、王は陽韻に、明は庚韻に、葬は漾韻に屬すれども、古は相通用せしなり、玆に偉大なる物あり、此の物は絲にもあらず、帛にもあらざれども、文あり理あり、自ら美しき文章を成す、又此の物は、日にもあらず、月にもあらざれども、燦然として光を放ち、天下の光明たり、生者は此の物に由りて以て壽を得、死者は此の物に由りて以て葬られ、城郭は此の物に由りて以て固く、三軍は此の物に由りて以て强し、純粹に此の物を守るものは、王となりて天下を一統し、雜駁に此の物を守るものは、霸者となりて强く、一も此の物を守るなきものは、國亡ぶなり、此は如何なる物なるか、臣愚にして其の名を知らず、敢て之れを先王に請ひ問ふ、

【爰】はコ、ニと訓む、【物】は禮を指す、【絲】は生絲なり、【帛】はきぬなり、【文理】文はあや、理はきめなり、【章】は文章なり、あやもやうをいふ、【明】は光明なり、【以壽】以は此の物に由りて以てなり、以下以葬、

以固、以彊の以、皆此れに同じ、【三軍】古は大諸侯の軍をいふ、一軍一萬二千五百人なれば、三萬七千五百人なり、後單に全軍とか、大軍とかいふ意に用ふ、此にては後の意に見るべし、【粹】は純粹なり、【駁】は雜駁なり、【伯】は覇と通ず、音ハ、はたがしらなり、【無二】は一も此の物を守るなきなり、【不識】は其の名を識らずなり、【王】は先王を指す、

王曰、此夫文而不采者與、簡然易知而致有理者與、君子所敬而小人所不者與、性不得則若禽獸、性得之則甚雅似者與、匹夫隆之則爲聖人、諸侯隆之則一四海者與、致明而約、甚順而體、請歸之禮、

此の節は、先王の答なり、此の物の義を敷演し、其の禮なることをいへり、采、理、不、似、海、體、禮通韻なり、不は否と通ず、音ヒ、今韻にては、采、海は賄韻に、理、否、似は紙韻に、體、禮は薺韻に屬すれども、古は相通用せしなり、

先王答へてのたまはく、此の物は、文飾あれども、清麗にして華采ならざるものか、又簡易にして知り易けれども、極めて文理あるものなるか、又君子の敬ひ重んずる所にして、小人の否とする所のものか、又は人の性に(此の物を)得ざるときは、則ち禽獸の如くなり、人の性に(此の物を)得るときは、則ち甚だ正しく麗しくなるものか、又匹夫之れを隆ぶときは、則ち聖人と爲り、諸侯之れを隆ぶときは、則ち四海を一統し得るものか、此の物や、極めて明白にして簡約なり、故に知り易し、甚だ溫順にして體貌具備せり、故に就き易し、嗚呼此れは何物なるか、請ふ之れを禮といふものに歸着せん、

【文】は文飾なり、【采】は華采なり、はでなること、【簡然】は簡易なる貌なり、【致】は極なり、キハメテと訓む、下句致明の致も此れに同じ、【理】は文理なり、【所不】不は否と通ず、【性不得】人の性は、此の物を得て

矯正せざればの意なり、【性得之】は人の性は、此の物を得て矯正するときはの意なり、【雅似】雅は正なり、似は爾と通ず、麗しきなり、【隆】は尊なり、タットブと訓む、【約】は簡約なり、【順】は溫順なり、【體】は體貌なり、【歸之禮】は之れを禮といふ物に歸着せんとなり、歸着すれば禮といふ物になるといふ意なり、

禮、

此れは題目なり、題目を前に置かずして、後に置くは、古に例多し、

○以上禮賦なり、先王との問答に托して、禮の功用を說けり、

皇天隆物、以施下民、或厚或薄、常不齊均、桀紂以亂、湯武以賢、涽涽淑淑、皇皇穆穆、周流四海、曾不崇日、君子以修、跖以穿室、大參乎天、精微而無形、行義以正、事業以成、可以禁暴足窮、百姓待之而後泰寧、臣愚而不識、願聞其名、

此の節は、上帝が下民に賦與せる靈妙なる一種の働きある物(智を指す)は何なるやといふ問を記せり、韻を換ふること三たび、民、均、賢一韻なり、淑、穆、日、室一韻なり、形、成、寧、名一韻なり、今韻にては、民、均は眞韻に、賢は先韻に屬すれども、古は相通用せしなり、賢は讀んでキンとなす、次に淑穆は屋韻に、日、室は質韻に屬すれども、古は相通用せしなり、次に形、寧は青韻に、成、名は庚韻に屬すれども、古は相通用せしなり、

上帝靈妙なる物を降して、下民に賦與し給ふ、而して其の賦與せらるゝや、或は厚きものあり、或は薄き者あり、常に相均しからず、夏の桀王と殷の紂王とは、此の物を以て亂れ、殷の湯王と周の武王とは、此の物

を以て賢し、此の物や、藏まるときは、涽々として定まらず、淑々として靜なるが如きも、著はるゝときは、皇々として光明に、穆々として美盛なり、以て四海を經めぐるに、曾ち一日かゝらずして遍く行きつくすべし、君子は此の物を以て我身を修め、盜跖は此の物を以て盜を爲す、大に此の物を用ふるときは、則ち天地の間に參りて萬物を化育し、小さく此の物を用ふるときは、則ち精微にして形なきものまでも之れを知悉す、行義は此の物を以て正しく、事業は此物を以て成る、人君は此の物を以て暴亂を禁止し、貧窮を足し賑はすを得べく、百姓は此の物を待ちて後、安寧なり、嗚呼此の靈妙にして不可思議なる物は何なるか、臣愚にして識らず、願くは其の名を聞かん、

【皇天】は上帝なり、【隆物】隆は降と通ず、クダスと訓む、物は智を指す、【施】は予なり、予は與に同じ、賦與なり、【齊均】は二字共にひとしきなり、【以亂】以は此の物を以てなり、以下以の字皆同じ、【涽涽淑淑】は智の藏まるときをいふ、涽々は未だ定まらざるの貌なり、淑は寂と通ず、淑々は寂然として靜なる貌なり、【皇皇穆穆】は智の著はれたるときをいふ、皇々は光明の貌なり、穆々は美盛の貌なり、【周流四海曾不崇日】は智の速力の極め早きをいふ、曾はスナハチと訓む、崇は終なり、ヲフと訓む、不崇日とは、一日を終へずにて、極めて早きをいふ、【跖】は盜跖なり、名高き大賊なり、【穿室】は人の家室に穿ち入り物を盜むをいふ、【參乎天】は天地の間に參りて、其れと力を齊しくし萬物を化育するなり、【無形】形なきものまでも知悉するの意なり、【足窮】は窮困者を救ひて充足せしむるなり、【泰寧】は泰は安なり、泰寧は安寧に同じ、

曰、此夫安寬平而危險隘者耶、修潔之爲親、而雜汙之爲狄者耶、甚深藏而外勝敵者耶、法禹舜而能揜迹者耶、行爲動靜、待之而後適者耶、血氣之精也、志意之榮也、百姓待之而後寧也、

天下待之而後平也、明達純粹而無疵也、夫是之謂君子之知、

此の節は、先王の答なり、此の物の義を敷演し、其の智なることをいへり、三たび韻を換へり、隘、狄、敵、迹、適一韻なり、精、榮、寧、平一韻なり、疵、知一韻なり、今韻にては、隘は卦韻に、狄敵は錫韻に、迹、適は陌韻に屬すれども、古は相通ぜしなり、隘は今はアイと讀む、故に卦韻に入るれども、古は益（エキ）と同音にて陌韻に屬せしものならん、次に精、榮、平、は庚韻に、寧は青韻に屬すれども、古は相通用せしなり、次に疵知は共に支韻に屬せり、

先王のたまはく、此の物は夫れ寛和平正なる處を安しとなして常に居り、險阻陋狹なる處を危しとして、之れを遠ざかるものか、又清潔なる處に親み近づきて、汙穢なる處を嫌ひ遠ざかるものか、又甚だ深く内に藏れ居りて、外にあらはるゝときは大敵にも勝ち得るものか、又聖王禹舜に法りて能く、其の行事をつぐものか、又凡ての行爲擧動は、之れを待ちて後宜しきにかなふものか、あゝ此の物は、血氣の精靈なるものなり、志意の光華なるものなり、百姓は之れを待ちて後、安寧なるものなり、天下之れを待ちて太平なるものなり、光明通達純粹にして、一點の疵なきものなり、之れを君子の智といふなり、

【曰】は先王曰くなり、【安寛平而危險隘】は寛和平正なる處を安しとして居り、險阻陋隘なる處を危しとして遠ざかるなり、智の働をいふ、以下皆同じ、【修潔】修は淸なり、修潔は淸潔に同じ、【親】は親み近づくなり、【雜汙】は雜亂汙穢なり、【狄】は逖と通ず、逖は遠なり、トホシと訓む、【揜迹】揜は襲なり、つぐなり、迹は事迹にて行事をいふ、襲迹とは行事をつぐなり、【動靜】は擧動なり、【適】は宜しきにかなふなり、【精】は精靈なり、【榮】は光華なり、【明達】は光明通達なり、【君子之知】知は智に同じ、

知、

此れは題目なり、知は智に同じ、

○以上智の賦なり、智の效用を先王との問答に托して述べしものなり、

有物於此、居則周靜致下、動則綦高以鉅、圓者中規、方者中矩、大參天地、德厚堯禹、精微乎毫毛、而充盈乎大寓、忽兮其極之遠也、攭兮其相逐而反也、卬卬兮天下之咸蹇也、德厚而不捐、五采備而成文、往來惛憊、通于大神、出入甚極、莫知其門、天下失之則滅、得之則存、弟子不敏、此之願陳、君子設辭、請測意之、

此の節は、宇宙間にありて不可思議なる働を有する物(雲なり)をあげ、此れは何なるかを君子に問へるなり、韻を換ふること四度なり、下、鉅、矩、禹、寓一韻なり、遠、反、蹇一韻なり、捐、文、神、門、存、陳一韻なり、辭之一韻なり、今韻にては、下は馬韻に、鉅は語韻に、矩、禹、寓は麌韻に屬すれども、古は相通用せしなり、次に遠反蹇は共に阮韻に屬せり、次に捐は先韻に、文は文韻に、神、陳は眞韻に、門、存は元韻に屬すれども、古は相通用せしなり、次に辭之は共に支韻に屬せり、

此に不可思議の物あり、居るときは、則ち周密安靜にして低きを極め、動くときは、則ち高きを極めて、以て大に廣がり、種々の形をなす、其の圓き形のものは正しく、筆規の曲度に中り、四角なる形のものは、正しくさしがねの曲度に中る、其の大なる働は、天地の間に參りて、共に萬物化育の任を盡くし、其の萬物に及ぼす德は聖王堯禹よりも厚大なり、其の微小なるときは、毫毛よりも精微にして、廣大なるときは宇宙の間に充ち盈つ、或は忽然として極めて遠く行き、或は攭然として相逐うて旋り、或は卬々として高く擧り、天下の物皆澤を之れに取る、其の德や厚大にして五采備はり、粲然たる文章を成せり、萬物は美醜を擇ばずして覆育し、毫も之れを弃てず、其の往來する

や、晦瞑にして、萬物を覆ひかくす大神通力を有せり、其の出入するや、極めて迅速にして、其の出づる所を知ることはなし、天下之れを失へば則ち滅亡し、之れを得れば則ち存在す、嗚呼此の不可思議なるものは何なるか、弟子不肖にして此の事を陳べんことを願へども、其の名を知らず、請ふ君子辭を設けて之れを測度(オシハカリ)し、吾に敎へよ、

【居則周靜致レ下】此れは雲の深く低下せるときをいふ、低下せるときは飛揚せず、故に居といふ、周靜は周密にして安靜なり、致は極なり、キハムと訓む、下はヒクシと訓む、【動則綦高以鉅】は雲の動きて飛揚するときをいふ、綦は極なり、キハムと訓む、鉅は巨なり、巨は大なり、オホイナリと訓む、【規】は筆(ブンマハシ)規なり、【矩】はさしがねなり、【大參二天地一】は大なる働は、天地の間に參りて共に萬物を化育するなり、雲は雨となりて萬物をうるほす、故にいふ、【精微】は精細に微小なるなり、【毫毛】は細小の鋭毛なり、【大寓】寓は宇に同じ、宇宙なり、大は其の形容の語なり、【忽兮】は忽然なり、遠き貌なり、【攭兮】は旋轉の貌なり、攭音レイ、【反】は旋るなり、メグルと訓む、【卬卬兮】は高く擧る貌なり、卬音カウ、【蹇】は攓と通ず、取なり、トルと訓む、澤を取るなり、【不レ捐】捐は弃なり、スツと訓む、不レ捐とは萬物は美醜を問はず之れを弃てざるなり、【五采】は五色に同じ、靑、黃、赤、白、黑、なり、【文】は文章(アヤモヤウ)なり、【惛憊】惛は昏に、憊は昧に通ず、昏昧は猶晦瞑といふが如し、往來晦瞑とは往來するに晦瞑にして萬物を覆ひかくすをいふ、雲のくらく天地を蔽ふをいふなり、【通二于大神一】は大神の力に通ずるなり、所謂大神通力なることをいふ、【甚極】極は亟と通ず、急なり、スミヤカと訓む、【門】は出づる所をいふ、【天下失レ之則滅】雲なきときは雨なし、雨なきときは水なし、水なきときは萬物枯死す、故にいふ、【弟子】は荀子自ら謂ふなり、【不敏】は不敏の身にて、不肖といふに同じ、【此之願陳】は此の事を陳べんことを願へども、其の名を知らずといふ意なり、【測意】意は度なり、測度は推しはかるなり、

曰、此夫大而不レ塞者與、充二盈太宇一而不レ窕、入二郄穴一而不レ偪者與、

行遠疾速而不可託訊、往來惛憊、而不可爲固塞者與、暴至殺傷、而不億忌者與、功被天下而不私置者與、託地而游宇、友風而子雨、冬日作寒、夏日作暑、廣大精神、請歸之雲、

此の節は、君子の答なり、種々の方面より此の物の特長を述べ、其の雲なることをいへり、韻を換ふること三たび、塞、偪、塞一韻なり、忌、置、宇、雨、暑一韻なり、神雲一韻なり、今韻にては、塞、偪共に職韻に屬せり、次に忌、置は寘韻に、宇、雨は麌韻に、暑は語韻に屬すれども、古は相通用せしなり、次に神は眞韻に、雲は文韻に屬すれども、古は相通用せしなり、

君子答へて曰く、此の物は夫れ廣大なれども、宇宙を閉塞せざるものか、又宇宙に充ち盈ちても、間隙あるなく、隙間や穴の中に入りても、逼迫して容らずといふことなきものか、又遠きを行くこと疾速なれども、音信を依託す可からず、往來晦瞑にして萬物を覆ひかくせども、固く閉塞して一處に留まらす可からざるものか、俄に至りて雷を起し雨を降らし、萬物を殺傷して疑忌せざるものか、功天下を被うて、少しも偏頗なきものか、身を地に託せて宇宙に遊び、風を友として雨を子とし、冬日は寒氣を作し、夏日は暑氣を作す、其の變化の廣大なる極めて靈極めて神なり、嗚呼此の物は何なるか、請ふ之れを雲といふものに歸さん、

【大而不塞】は雲は大に廣がりわたれども、宇宙を閉塞することなきをいふ、【窕】は寛にして餘地あるなり、即ち間隙の稱なり、【郄】は隙間なり、【偪】は逼なり、逼迫して容らざるなり、【託訊】訊は問なり、音問をいふ、音問は即ち音信なり、託訊は音信を依託するなり、【固塞】は固く閉塞するなり、【暴至殺傷】暴はニハカと訓む、一句の意は、雲のにはかに起りて、雷を鳴らし雨を降らし、萬物を殺傷するをいふ、【億忌】は億は讀んで意となす、疑なり、億忌は疑忌なり【被】はオホフと訓む、おほひかくすなり、【私置】は私に處

置するにて偏頗なるをいふ、【友風】雲と風とは相伴ふ、故に風を友とすといふ、【子雨】雨は雲に因りて生ず、故に雨を子とすといふ、【作】はオコスと訓む、【精神】精は靈なり、靈神は極めて靈、極めて神なるといふ、

雲、

此れは題目なり、

○以上雲の賦なり、君子との問答に託して、雲の變化効用を述べたり、

有物於此、蠡蠡兮其狀、屢化如神、功被天下、爲萬世文、禮樂以成、貴賤以分、養老長幼、待之而後存、名號不美、與暴爲鄰、功立而身廢、事成而家敗、弃其耆老、收其後世、人屬所利、飛鳥所害、臣愚而不識、請占之帝、

此の節は、此の世の中にある一種の不思議なる蟲（蠶なり）をあげ、其の何なるかを上帝に問ふことを記せり、二たび韻を換ふ、神、文、分、存、隣一韻なり、廢、敗、世、害、帝一韻なり、今韻にては、神、隣は眞韻に、文、分は文韻に、存は元韻に屬すれども、古は相通用せしなり、次に廢は隊韻に、敗は卦韻に、世、帝は霽韻に、害は泰韻に屬すれども、古は相通用せしなり、

此に物あり、其の形狀は、赤倮にして屢〻變化することは、恰も神の如し、其の功績は、天下をおほひ、萬世に至るまで文飾を爲す、禮樂は此の物を以て成り、貴賤は此の物を以て分れ、老者を養ひ、幼者を育つる、此の物を待ちて後爲す可し、されど名號甚だ美ならず、亂暴と相近し、功績を立てゝ身廢たれ、事業成りて家敗れ、世は其の耆老を弃てゝ、其の子孫を收む、人間の屬の、利として用ふる所にして、鳥類の害として食ふ所なり、此の不思議の物は何なるか、臣愚にして其の名を識らず、請ふ之れが考證を上帝に問はん、

【㒩㒩兮】は毛羽なきの貌、赤倮なるをいふ、㒩音ラ、【屢化如レ神】蠶は四眠して繭となり、繭より蛾となり蛾より卵となる、故にいふ、【爲二萬世文一】は萬世の間の文飾を爲すにて、萬世に至るまで文飾に用ひらるゝをいふ、蓋し絹は蠶絲より造り、古より今に至るまで文飾に用ふ、故にいふ、【禮樂以成】禮樂の時に用ふる衣冠は絹にて造る、故にいふ、【貴賤以分】貴き者は絹を着、賤しき者は然らず、故にいふ、【養レ老長レ幼】長は育つるなり、絹を以て衣となし、老幼を養ふ、故にいふ、【後存】は猶後爲すべしといふが如し、【與レ暴爲レ隣】爲レ隣は相近きをいふ、蠶は慘と音近し、慘害と亂暴とは相近し、故にかくいひたるなり、【功立而身廢】蠶は繭となりて煮殺さる、故にいふ、【事成而家敗】繭を煮て絲を取る、絲窮りて繭盡く、故にいふ、【弃二其耆老一收二其後世一】耆老は、六十を耆といひ、七十を老といふ、二字にて老人の意に見てよし、蛾を指す、後世は子孫なり、卵を指す、蛾卵を生めば、人卵のみを取りて蛾を棄つ、故にいふ、【人屬】は人間の屬なり、【占】は驗なり、驗は考ふるなり、證するなり、【帝】は上帝なり、

帝占レ之曰、此夫身女好、而頭馬首者與、屢化而不レ壽者與、善レ壯而拙レ老者與、有二父母一而無二牝牡一者與、冬伏而夏游、食レ桑而吐レ絲、前亂而後治、夏生而惡レ暑、喜レ溼而惡レ雨、蛹以爲レ母、蛾以爲レ父、三俯三起、事乃大已、夫是之謂二蠶理一、

此の節は、上帝の答なり、此の物の特長を敷演し、其の蠶なることを叙べたり、韻を換ふること二たび、首、壽、老、牡一韻なり、游、絲、治、暑、雨、母、父、起、已、理一韻なり、今韻にては、首、牡は有韻に、壽は宥韻に、老は皓韻に屬すれども、古は相通用せしなり、次に游は尤韻に、絲、治は支韻に、暑は語韻に、雨、父は麌韻に、母は有韻に、起、已、理は紙韻に屬すれど

も、古は相通用せしなり、游は音イ、母は音ボ、

上帝考へ證してのたまはく、此の物は、夫れ身は柔婉にして、頭は馬首に似たるものか、又屢〻變化すれども、壽命を終ふるを得ざるものか、又少壯の時に身を養ふに巧にして、老年に、身を守るに拙なるものか、又父母あれども、牝牡なきものか、又冬かくれて夏化生し、桑を食ひて絲を吐き、前に亂れて後に治まり、夏に生長すれども暑を惡み、濕を喜べども雨を惡み、蛹を以て母と爲し、蛾を以て父となし、たび〳〵俯したび〳〵起きて後、事功乃ち全く終るものなり、夫れ是れを蠶の理を言ひつくすといふ、

【女好】は柔婉なり、【頭馬首】は蠶は龍の精にして、馬と氣を同じうすといふこと蠶書に見えたれば、かくいひたるものなるべし、【不レ壽】蠶の壽命は極めて短し、故にいふ、【善レ壯而拙レ老】は少壯の時身を養ふに巧にして、老年に至り身を守るに拙たるをいふ、善は巧なるなり、蠶は始め桑を食ひ、終に繭となりて煮殺さるより、かくいひしなり、【無二牝牡一】蠶は始めて卵を出づるの時、牝牡の別分ち難し、故にいふ、【伏】は匿なり、カクルと訓む、【游】は化生するをいふ、【前亂而後治】は繭を煮て絲を取るとき、始は絲がごたごたと亂れて出づれども、後は一本づゝ正しく出るより、かくいひたるなり、【夏生而惡レ暑】は蠶は初夏に生長し、暑に先ちて繭となる、故にかくいひたるなり、【喜レ溼而惡レ雨】溼は濕に同じ、寒中蠶卵を水に浸す風あり、故に喜レ濕といふ、化生して後は、乾燥を喜びて濕潤を惡む、故に惡レ雨といふ、【蛹以爲レ母蛾以爲レ父】蠶は繭を作り、身其の中に入りて蛹（サナギ）となり、後羽生じて蛾（ヒヒル）となる、此にかくいひしは、文を互にせしまでにて、別に意味なし、【三俯三起】三は極數なるを以て、多く又はたび〳〵の意に用ふ、此の句はたび〳〵俯し、たび〳〵起くるなり、蠶は四眠の後繭となる、故にいふ、【事乃大已】已は終なり、ヲハルと訓む、一句の意は、事功乃ち大に全く終るとなり、繭となるをいふ、【蠶理】は蠶の理なり、

蠶、

此れは題目なり、

○以上蠶の賦なり、上帝との問答に託して、蠶の効用を述べたり、當時世人養蠶を怠る、故に之れを作りて

告諭せしなり、

有物於此、生於山阜、處於室堂、無知無巧、善治衣裳、不盜不竊、穿窬而行、日夜合離、以成文章、以能合從、又善連衡、下覆百姓、上飾帝王、功業甚博、不見賢良、時用則存、不用則亡、臣愚不識、敢請之王、

此の節は、山より生じて家室に居る不思議なる物（箴なり）は、何なるかといふ問を叙せり、堂、裳、行、章、衡、王、良、亡、王一韻なり、今韻にては堂、裳、行、章、王、良、亡は陽に、衡は庚韻に屬すれども、古は相通用せしなり、

此に物あり、山阜の間より生じて堂室の內に居る、智もなく巧もなけれども、善く衣裳を治め、常に穴を穿ちて行けども盜竊することなく、日夜離れたる者を合して、以て粲然たる文章を成す、又既に能く合從し、又善く連衡を爲し、下は百姓を覆ひ育て、上は帝王の身を飾る、其の功業甚博く大なれども、人々より賢良とせられず、時に用ひらるときは則ち出で、用ひられざるときは則ち出でず、此の不思議なるものは何なるか、臣愚にして識らず、敢て之れを先王に請ひ問ふ、

【生於山阜】阜はをかなり、箴は鐵より造る、鐵は山阜より生ず、故にかくいひしなり、【處於室堂】箴は常に室內にて用ふ、故にかくいふ、【知】は智に同じ、【善治衣裳】衣裳は箴にて縫ふ、故にいふ、【穿窬而行】穿は壁を穿つこと、窬は牆を毀して穴をあけること、皆盜賊の侵入するをいふ、箴の穴をあけて縫ひ行くに譬へしなり、【合離】は離れたるものを合はすをいふ、【以能合從又善衡】以は已と通ず、スデニと訓む、從は縱なり、南北をいふ、衡は横に同じ、東西をいふ、戰國の時六國の同盟して秦に當るを合從といふ、六國は南北にのびたり、故に此れが同盟を合從とい

ひたるなり、六國の連合して秦に事ふるを連衡といふ、六國と秦とを比ぶれば、秦は西に六國は東に當る、故に東の六國が西の秦に事ふるを連衡といひしなり、此れは、箴の或は縱（南北）に、或は横（東西）に、縫ひ行くに譬へしなり、【下覆二百姓一】百姓は衣服にて身を覆ひて生く、衣服は箴にて縫ふもの、故にかくいふ、【上飾二帝王一】帝王の服は皆箴にて縫ふ、故にかくいふ、【時用則存不レ用則亡】存は存在なり、出づるをいふ、亡はにぐるなり、出でざるをいふ、箴は人の用ふる時には、出でゝ衣を縫ひ、用ひざるときには出でず、故にいふ、【王】は先王を指す、

王曰、此夫始生鉅、其成功小者耶、長二其尾一而鋭二其剽一者耶、頭銛達而尾趙繚者耶、一往一來、結レ尾以爲レ事、無レ羽無レ翼、反覆甚極、尾生而事起、尾邅而事已、簪以爲レ父、管以爲レ母、既以縫レ表、又以連レ裏、夫是之謂二箴理一、

此の節は、先王の答なり、此の物の特長を敷衍し、其の箴なることを叙べたり、韻を換ふること二たび、小、剽、繚一韻なり、事、極、起、已、父、母、裏、理一韻なり、今韻にては、小、繚は篠韻に、剽は嘯韻に屬すれども、古は相通用せし也、次に事は寘韻に、極は亟と通ず、音キ寘韻に屬す、起、已、裏、理は紙韻に、父は麌韻に、母はボと讀み麌韻に屬す、以上古は皆相通用せしなり、先王答へてのたまはく、此の物は夫れ始生せしときは巨大にして、其の成功せし時は小さきものか、又其の尾を長くして、其の末を鋭くせるものか、又頭は鋭利にして、尾は長く繞りまとふものか、又或は往き或は來るに、尾を結びて仕事を爲すものなり、羽もなく、翼もなけれども、反覆すること甚迅速なるものなり、尾が出で來て仕事を起し、尾がめぐり畢りて事終るものなり、簪を以て父と爲し、管を以て母と爲し、既に以て表を縫ひ、又以て裏を連ねて衣裳を爲すも

ものなり、夫れ是れを箴の理を言ひつくすといふ、【始生鉅成功小】鉅は巨に同じ、大なり、箴は鐵より造る、鐵は巨大なるものなり、故に始生鉅といふ、箴は小なるものなり、故に成功小といふ、【長其尾】尾は絲をいふ、箴の穴に絲をさし長くひけるをいふ、【剽】は末なり、箴のさきをいふ、【頭銛達而尾趙繚】此の句は、前の長其尾而鋭其剽の句を重説するなり、頭は即ち剽なり、銛は鋭なり、達は通すなり、銛達は鋭く物を通すなり、鋭利の意に見てよし、趙繚は繞繚なり、繞り繚ふをいふ、【結尾以爲事】箴につけたる絲の末を結びて、其れより縫ひ始む、故にかくいふ、【反覆】は箴の上下左右に運轉するを形容していひしなり、【極】は亟と通ず、急なり、スミヤカと訓む、【尾生而事起】絲が出來てより裁縫にとりかゝる、故にかくいふ、【尾邅】邅は轉なり、廻なり、メグルと訓む、尾邅とは絲がめぐり終るなり、縫ひ終るをいふ、【簪以爲父】簪は頭蓋のなき釘なり、之れを磨きあぐるときは箴となる、故に爲父といふ、【管以爲母】管は箴を入れる筒なり、故に母と爲すといふ、

箴、

此れは題目なり、箴はに鍼又は針と書く、

〇以上は箴の賦なり、先王との問答に託して、箴の効用をのべたり、當時世亂れて婦人裁縫を務めず、故に荀子此の賦を作りて、規誡の意を寓せしなり、

天下不治、請陳佹詩、天地易位、四時易鄉、列星殞墜、旦暮晦盲、幽闇登昭、日月下藏、公正無私、見謂從橫、志愛公利、重樓疏堂、無私罪人、憼革戒兵、道德純備、讒口將將、仁人詘約、敖暴擅彊、天下幽險、恐失世英、螭龍爲蝘蜓、鴟梟爲鳳凰、比干見刳、孔子拘匡、昭昭乎其知之明也、拂

乎其遇時之不祥也、郁郁乎其欲禮義之大行也、闇乎天下之晦盲也、皓天不復、憂無疆也、千歲必反、古之常也、弟子勉學、天不忘也、聖人共手、時幾將矣、

此の節は、世亂れて聖賢用ひられず、愚不肖跋扈すること久し、されど弟子勉學して怠る勿れ、物極まれば必ず變ず、今や世人は治平を欲し、世運は將に之れに向はんとしつゝあり、勉めて怠らずんば、或は其の時にあはんといふことを說けり、韻を換ふること二たび、治、詩一韻なり、鄕、盲、藏、橫、堂、兵、將、彊、英、凰、匡、明、祥、行、盲、彊、常、忘、將一韻なり、今韻にては、治、詩共に支韻に屬せり、次に鄕、藏、堂、將、彊、凰、匡、祥、行、彊、常、忘は陽韻に、盲、橫、兵、英は庚韻に屬すれども、古は通用せしなり、

天下治まらず、請ふ佹異激切の詩を陳べて、其の理由を明にせん、今や天地は其の位を易へ、四時は其の方向を易へて相亂れ、列星墜落して光なく、朝夕晦暝にして暫くも明なる時とてはなし、是れを以て幽闇なる小人、昭明の位に登り、昭明なること日月の如き賢人は、下に藏れて顯れず、公正無私の人は、反て縱橫の士と謂はれ、公家の利を貪り、以て私を謀るものは、却て高壯なる樓臺、通明の堂室に住せり、私心なくして人を罪に行ふときは、乃ち反て其の黨の爲に害せらるゝ恐あり、故に甲兵を備へて用意するなり、道德純粹に具備しても、讒人の口はかまびすし、是れ故に、仁愛の人は、屈み居りて困窮し、傲慢暴戾の人は、强大にして勢力を擅にす、天下幽暗險惡にして、誠に一世の英雄を失はんことを恐るゝなり、見よ、世は螭龍の靈物を以て蝘蜓と爲し、鴟梟の惡鳥を以て鳳凰と爲すを、故に聖人比干は胸を剖れ、孔子は匡に拘はれたり、聖人の智は昭々として明なれども、事志と違ひ、不吉なる時に遇ひ之れを施すを得ず、聖人の德は郁々として美しく、大に禮義の行はれんことを欲すれども、天下の人晦盲にして之を知らず、或は殺し、或は薄害するなり、あゝ偉大なる上帝は、復び此の世を太平に復し給はざるか、我憂やかぎりなし、さ

れど亂離は何時までも續くものに非ず、亂れてより千歳の後は、必ず治平に反るは、古よりの常理なり、弟子學を勉めて怠ることなかれ、天道は善に福すと聞けば、必ず汝に幸福を降し給はん、故に聖人も亦拱手して時運の反るを待てり、今や世亂れてより將に千歳に近からんとす、時運の反る、殆ど將に久しからざらんとす、

【佹詩】は佹異激切の詩なり、佹は危と通ず、【天地易」位】四句は紛亂又昏亂、道德なく、廉恥なく、全く闇黑世界となれるを言ひしなり、【四時易」鄕】鄕は方なり、方向なり、四時が方向をかへることにて、順當に轉り行かざるをいふ、【旦暮晦盲】は朝夕晦冥にして明るきときなきなり、【幽闇】は奥深く闇きものなり、小人をいふ、【登昭】は昭明の位なり、上位を指す、【日月】は日月の如き昭明の人なり、賢人に喩ふ、【從橫】は縱橫の士なり、縱橫の策略を弄するものをいふ、【志愛」公利】愛は猶貪るといふが如し、公利は公家の利なり、一句の意は公家の利を貪り取らんと志すものはとなり、【重樓】は重りたる樓なり、高壯なる樓を指す、【疏堂】疏は通なり、通堂とは通明なる堂なり、通明とは風通しよく且明るきをいふ、【無」私罪」人憼」革戒」兵】無」私は私心なきなり、憼は儆と同じ、備なり、ソナフと訓む、革は革にて造りたる武器、即ち甲を指す、兵は武器なり、一句の意は、私心なくして人を處罰するときは、却て其の罪人の徒黨より危害を加へらるゝ恐あるを以て、常に兵甲を備へて用意するとなり、【純備】は純粹に具備するなり、【讒口】は讒人の口なり、【將將】はかまびすしき貌なり、【絀約】絀は屈なり、屈み居るをいふ、約は困約なり、困約は困窮に同じ、【敖暴】敖は傲に同じ、傲慢亂暴なり、【幽險】は幽闇にして險惡なるなり、【世英】は一世の英傑なり、【螭龍】は龍の一種にて、靈蟲なり、賢人に比す、【蝘蜓】は守宮なり、やもりをいふ、小人に比す、【鴟梟】は共に惡鳥なり、鴟はよたか、梟はふくろなり、小人に比す、【鳳凰】は靈鳥にて鳥の王と稱せらる、賢人に比す、【比干見」刳】比干は殷の紂王の臣なり、刳はサクと訓む、比干が紂王が爲に殺されて、胸をさかれしとは、臣道篇に解せり、【孔子拘」匡】拘はトラフと訓む、匡は地名なり、孔子が匡に拘はれしことは成相篇に解せり、【昭昭乎】は明なる貌なり、【郁郁乎】は文

章の美しくかゞやける貌なり、【拂乎】はもとり違ふ貌なり、【時之不祥】不祥は不吉なり、時の不吉とは猶不吉の時といふが如し、【闇乎】はまつくらなる貌なり、【天下之晦盲】は天下の人晦盲にして聖人を知らざるなり、【皓天】皓は昊と通ず、昊天は大天なり、偉大なる天帝の意なり、【不復】復はカヘスと訓む、太平の世に復さずとなり、【彊】はカギリ、又はキハマリと訓む、【千歳必反】世亂れて千歳位もたてば、必ず治平に反へるものなりとなり、【古之常】は古よりの常理なりとなり、【共手】共は拱と通ず、拱手とは手をこまぬきて待つ意なり、【時幾將矣】幾はホトンドと訓む、一句の意は、時運の反へるは、ほとんど將に久しからざらんとすとなり、

與愚以疑、願聞反辭、

此の節は、弟子の疑問を叙せり、疑辭一韻なり、今韻にては共に支韻に屬せり、

弟子曰く、予等愚にして以て先生の言を疑ふ、願くは更に反覆叙説の辭を聞かんと、

【與】は予と通ず、ワレと訓む、【反辭】は反覆叙説の辭なり、猶楚辭の亂辭の如し、亂辭とは一賦の終を總べ括るものにて、賦中に述べたる大要をつまみてのぶ、

其小歌曰、念彼遠方、何其塞矣、仁人詘約、暴人衍矣、忠臣危殆、讒人般矣、琁玉瑤珠、不知佩也、雜布與錦、不知異也、閭娵子都、莫之媒也、嫫母刁父、是之喜也、以盲爲明、以聾爲聰、以危爲安、以吉爲凶、嗚呼上天、曷維其同、

此の節は、即ち反辭なり、前賦の意をくりかへして述べたり、韻を換ふること三たび、塞衍般一韻なり、佩、異、媒、喜一韻なり、明、聰、凶、同一韻なり、今韻にては、塞、衍は銑韻に、般は寒韻に屬すれども、古は相通用せしなり、次に佩は隊韻に、異は寘韻に、媒は灰韻に、喜は紙韻に屬すれども、古は相通用せしなり、次

に明は庚韻に、聰は東韻に、凶は冬韻に屬すれども、古は相通用せしなり、

其の小歌に曰く、彼の遠方の國を見るに、何ぞ其れなやみみだるゝや、仁愛の人は、屈み居りて困窮し、亂暴の人はゆたかなり、忠臣は身危く、小人は樂めり、愚暗にして琁、玉、瑤、珠の美しき寶玉を、佩ぶることを知らざるなり、布と錦とを雜へ陳ぬるも、其の異なるを知らざるなり、美女の閭娵と、美男の子都とを媒介することとなくして、醜女の嫫母と、醜男の刁父とを之れ喜ぶなり、盲人を以て目の明なる者となし、聾者を以て聽き者となし、危險なることを以て安全となし、吉祥を以て凶事となすなり、嗚呼上天よ、世の惑亂せること此の如し、曷ぞ其れ之れと共に同じく居る可けんや、

【小歌】は前の賦の意を總括してのぶ、故に小歌といふ、【遠方】は遠方の國なり、此の時荀子趙にあり、故に楚國を指してかくいふ、【蹇】は難なり、擾なり、なやみみだるゝなり、【衍】は饒なり、ユタカと訓む、【危殆】殆も危なり、故に二字にて危き意に見てよし【般】は樂なり、タノシムと訓む、【琁玉瑤珠】賢人に譬ふ、琁は美玉なり、瑤は美石にて玉につぐもの、珠は眞珠なり、【布】は小人に比す、【錦】は君子に比す、【閭娵子都】閭娵は古の美女なり、子都は古の美男なり、共に美才の人に比す、【嫫母刁父】嫫母は古の醜女なり、刁父は古の醜男なり、共に邪惡の人に比す、【以盲爲明】一句は、小人を以て賢人と爲すに譬ふ、

○以上佹詩なり、世昏亂して、小人を以て賢とし、賢人を以て愚となす、是れを以て、小人跳梁し、賢人困窮す、如何なれば此の如きか、上天は治平に反し給はざるかといふ意を反覆し、聖人は靜に時運の反るを待てり、故に汝等も怠らず學びて、之れを待つべしといひ、弟子を諭せり、戰國策、楚策及び韓詩外傳卷四に載する所の荀子の逸事に據れば、春申君が讒を信じて、荀子を逐ひ、荀子楚を去りて趙に行き用ひらるゝや、春申君又客の言を聞きて、之れを悔い、荀子を招く、荀子乃ち書を作りて之れ辭し、因て賦を爲りて云云といひ、此の賦の琁玉瑤珠不知佩以下を引けり、此れに由れば、此の詩は趙より春申君に贈りしものならん、

荀子卷第十九

大略篇第二十七

此の篇は、弟子が荀子の語を雜錄せしものにて、後世の所謂語錄に似たり、錄する所は、禮義、禮制、道德、敎育等、全般にわたれり、大略と名づけしは、篇首の字を取りたるものにて、別に意味なし、

大略、君人者、尊禮尊賢而王、重法愛民而覇、好利多詐而危、

○第一章、王者、覇者、亡者の別を說けり、

凡そ人に君たる者は、禮義を隆び、賢人を尊び用ふるときは、王となりて天下を一統し、禮法を重んじ、人民を愛撫するときは、諸侯の覇となりて强く、利を貪り好み、詐術を多く弄するときは、危亡に陷るなり、

【大略】は大凡と言ふが如し、

欲近四旁、莫如中央、故王者必居天下之中、禮也、

○第二章、王者は天下の中央に都するわけを說けり、四方のはてに近からんことを欲するときは、國の中央に居るに如くはなし、中央に居れば、何れへ行くにも道里相同じければ、近きわけとなるなり、故に王者は、天下の中央に都し、四方へ行くにも、又四方より來るにも、兩方とものの便利をはかれり、此は禮制なり、

【四旁】は四方のほとりなり、卽ち四方のはての意なり、【天下之中】は天下の中央なり、【禮】は禮制なりの意なり、

天子外屏、諸侯內屏、禮也、外屏、不欲見外也、內屏、不欲見內也、

○第三章、天子と諸侯との屏の別を說けり、天子は門外に樹の垣を造り、諸侯は門內に樹の垣を造るは禮制なり、門外に樹の垣を設くるは、外を見ることを欲せざる意なり、門內に樹の垣を設くるは、內を見るを欲せざる意なり、

【外屏】屏は蔽なり、物を蔽ひかくす義に取る、樹の垣をいふ、外屏とは門外の屏なり、【内屏】は門内の屏なり、【不欲見外】は其の明を晦ます意なり、【不欲見内】は内は私なり、敢て其の私を顧みざる意なり、

諸侯召其臣、臣不俟駕、顛倒衣裳而走、禮也、詩曰、顛之倒之、自公召之、

此の節は、諸侯の臣下を召したるときの、臣下の禮を說けり、

諸侯其の臣下を召すときは、臣下たるものは、馬を車につけるを待たず、急ぎあわてゝ、衣裳をひつくりかへし、又さかさまに着て走り行くは、禮なり、昔の詩に曰く、「衣裳をひつくりかへし、又さかさまに着て出で行くは、君公より之れを召し給ひし故なり」と、古より此の禮ありしことを知る可し、

【駕】は馬を車につけることなり、【顛倒】顛はひつくりかへすこと、倒はさかさまにすることなり、急ぎてあわてる故、衣裳をひつくりかへしに着たり、又さかさまにきたりするなり、【詩曰】此の詩は詩經齊風東方未明の篇にあり、【公】は君公なり、

天子召諸侯、諸侯輦輿就馬、禮也、詩曰、我出我車、于彼牧矣、自天子所、謂我來矣、

此の節は、天子が諸侯を召し給ひたるときの、諸侯の禮を說けり、

天子が諸侯を召し給ふときは、諸侯は馬をつける暇なければ、直に車を人に輓かせて走り行き、あとより馬が來るを待ちて之れを車につけ、走らして行くは、禮なり、昔の詩に曰く、「我は我車を出し、牧場なる馬をつけて、急ぎ出でかくるは、天子樣の所より、我に來れと召し給ひし故なり」と、古より此の禮ありしことを知る可し、

【輦輿】輦は車を人に輓かすこと、輿は車なり、輦輿とは急ぎ車を人にひかしてとなり、【就馬】はあとより馬が來るを待ちて、之れを車につけ走らすとなり、【詩曰】此の詩は、詩經小雅出車の篇にあり、【牧】は牧

場なり、

○以上第四章、諸侯及び諸侯の臣が、天子及び諸侯に召されたる時の禮を說けり、

天子袞冕、諸侯玄冕、大夫裨冕、士韋弁禮也、

○第五章、天子、諸侯、大夫、士の衣冠の別を說けり、天子は、朱色の袞龍の衣を着て冕を冠り、諸侯は黒色の袞龍の衣を着て、冕を冠り、大夫は裨衣を着て、冕を冠り、士は韋弁を冠るは、禮制なり、

【袞冕】袞は龍を畫ける衣なり、衣の質は朱色なり、冕は冠なり、大夫以上の冠を冕といふ、【玄】玄は黒なり、黒色の袞衣なり、【裨】は裨衣なり、【韋弁】弁は冕に同じ、韋冠とは韋皮にて造りたる冠なり、此の冠は富國篇に見えたる皮弁と同じ、たゞ色の相異のみ、以上袞冕、玄冕、裨冕、皮弁皆富國篇に圖示して解したれば、就て見るべし、

天子御珽、諸侯御荼、大夫服笏禮也、

○第六章、天子、諸侯、大夫の執る所の笏の別を說けり、古は貴賤皆笏を執る、事ある時は則ち之れを腰帶に搢む、笏とは忽なり、忽忘に備ふる爲に持つものなりといふ、

天子は珽を執り、諸侯は荼を執り、大夫は笏を執るは、禮なり、

【御】は執りて持つことなり、【珽】は笏なり、笏は天子に珽といひ、諸侯に荼といひ、大夫に笏といふ、名異なれども其の實は一なり、たゞ材質及び製法の相異あるのみ、珽は又大圭といふ、美玉にて造る、【荼】は象牙にて造る、【服】は執りて持つことなり、天子諸侯に御といひ、大夫に服といふは、尊卑によりてなり、御とは臣下より進御する所の意にていひ、服とは自分が服用するといふ意にていふ、【笏】は竹にて造り、魚順又は象牙にて飾る、禮論篇に圖解せり、

天子彫弓、諸侯彤弓、大夫黒弓禮也、

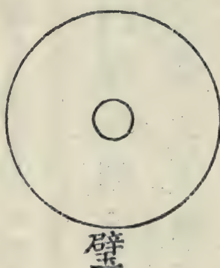
○第七章、天子諸侯大夫の持つ弓の別を說けり、
天子は繪畫を彫刻して飾れる弓を執り、諸侯は、朱塗の弓を執り、大夫は黑塗の弓を執るは、禮なり、
【彫弓】は繪畫を彫刻して文飾せる弓なり、【彤弓】は朱塗の弓なり、【黑弓】は黑塗の弓なり

諸侯相見、卿爲介、以其敎士畢行、使仁居守、

○第八章、諸侯相見るときの事を說けり、
諸侯と諸侯とが相會見するときは、卿を以て介添となし、其の敎習する所の士を率ゐ、一軍畢く隨ひ行く、而して仁厚の臣下をして留守せしむ、
【介】は副なり、介添なり、【敎士】は平素敎習する所の士なり、【畢行】は一軍畢く行くなり【仁】は仁厚の臣なり、

聘人以珪、問士以璧、召人以瑗、絕人以玦、反絕以環、

○第九章、諸侯臣下を遇するときに用ふる玉の別を說けり、
諸侯臣下を招聘するときには、贈るに珪を以てし、臣下に其國事を問ふときには、贈るに璧を以てし、臣下を召すときには、贈るに瑗を以てし、臣下と絕つときには、贈るに玦を以てし、絕交を反すときには、贈るに環を以てするなり、
【聘人】は臣下を招聘するなり、【珪】は玉にて造る、形種々あり、正名篇に圖解せり、【問士】士は事と通ず、國事を問ふなり、【璧】は玉にて造る裝飾は種々異なれども、形は相同じ、


璧

【召人】は臣下を召すなり、【瑗】は玉なり、形璧に同じ、たゞ孔大きくして厚薄異なれり、【絕人以玦、反絕以環】絕人は臣下と絕緣するなり、玦は形環に似て中缺けたるを異とす、反絕は絕緣せしを前の通り

に反すにて、復び君臣の緣を結ぶをいふ、環は輪の形の玉なり、古は臣罪あるときは、國境に放つ、三年にして敢て去りて他國に行かざるとき、君之れに環を與ふるときは、則ち召還する意にして、之れに玦を與へたるときは、全く絕緣する意なり、此の文によれば絕緣を反すときも、亦環を用ひしことを知るべし、

人主仁心設焉、知其役也、禮其盡也、故王者先仁而後禮、天施然也、

○第十章、人主國を治むるには仁を以て先と爲すことを說けり、

人主たるものは、仁愛の心を設けて之れを本とすべし、然るときは智惠は其の役夫となりて働き、禮義は其れによりて盡く布きひろむることを得べし、故に王者は仁愛の心を設くることを先きにして、禮義を布きひろむることを後にするなり、此れは天帝が施設する所に則りて、然るなり、

【仁心設】は仁愛の心を設くるなり、仁愛の心になるをいふ、【知】は智に同じ、【其役】其は仁心を指す、其盡の其も此れに同じ、役は使役なり、【禮盡】は禮義は仁心によりて盡く布きひろめらるゝをいふ、何となれば仁心なくして禮を行ふ可からざればなり、【天施然】は天帝が施設する所に則りて然るなりの意なり、天帝の施設は仁を先にす、故にいふ、

聘禮志曰、幣厚則傷德、財侈則殄禮、禮云禮云、玉帛云乎哉、詩曰、物其指矣、唯其偕矣、不時宜、不敬文、不驩欣、雖指非禮也、

○第十一章、聘禮志をひけり、志の意は、禮を行ふは心にありて、財物にあらざることをいへり、

聘禮志に曰く、幣物もあまり手厚過ぐるときは、則ち德を傷け、財物もあまり奢侈に過ぐるときは、則ち禮の本意をなくすと、されば禮といひ、禮といふも、禮は何も玉帛の進物の多きを貴ぶにあらずして、志を貴ぶをいひしなり、昔の詩に曰く、「御馳走の物は其

れ旨しと雖、たゞ其れ齊しく備はるを貴ぶ、必ずしも多くして味の奇なるを貴ばず」と、此の詩は御馳走の物が時季にあはず、恭敬と文飾とを盡くさず、欣ばしく樂しき情を盡くさざれば、たとひ旨しと雖、禮に非ざることをいひしなり、

【聘禮志】は今存する所の儀禮の聘禮篇をいふか、同篇には多貨則傷于德、幣美則沒德に作れり、【幣】は幣物なり、【侈】は奢侈に過ぐるなり、【殄】は沒に同じ、なくするなり、【玉帛】は二つとも共に丁重なる幣物なり、【詩曰】此の詩は、詩經小雅魚麗の篇にあり、【物其指】物は御馳走の物を指す、指は旨と通ず、ムマシと訓む、【偕】は齊しきなり、齊しく備はるをいふ、【時宜】は時の宜しきに合ふなり、時季のものをいふ、【敬文】恭敬と文飾となり、

水行者表深、使人無陷、治民者表亂、使人無失、禮者其表也、先王以禮表天下之亂、今廢禮者、是去表也、故民迷惑而陷禍患、此刑罰之所以繁也、

○第十二章、禮は人民の標表たるものなり、今代は此の標表を廢す、此れ法を過重するに至れる所以なることを說けり、

川を渡るものは、必ず深き處に標表を立て、人をして陷沒することなからしむ、此れと同じく、民を治むるものは、騷亂といふ危險の處に標表を立て、人民をして足を蹈みはづして、こゝに陷ることなからしむるなり、其の標表は何かといふに、禮なり、故に先王は禮を以て、天下の亂るゝといふ危險の場所の標表となし給へり、然るに今世の人君の禮を廢つるは、是れ標表を去るなり、故に人民は迷惑して方向をあやまり、禍災患難に陷るもの多し、多ければ之れを處置せざる可からず、此れ刑罰の繁く多くなれる所以なり、

【表】は標表なり、【繁】は繁多なり、

舜曰、維予從欲而治、故禮之生、

為賢人以下至庶民也、非為聖人也、然而亦所以成聖也、

○第十三章、聖人は禮を以て欲を制するを待たず、心欲する所に從ひて矩を踰へず、故に禮は中人の爲に設くるものなることを說けり、

舜帝曰く、「予は心欲する所に從ひて、其の身自ら治まる、禮を以て欲を制するを待たず」と、禮を待たずして、治まるものは、獨り舜帝のみならず、他の聖人も亦皆同じ、故に此の世に禮といふものゝ出來しは、賢人より以下庶民に至るまでの者の爲にして、聖人の爲に非ざるなり、然り而して、禮はたゞに欲を制し得るのみに止まらず、亦聖人となる所以のものなり、故に人々禮に由りて離れざるときは、則ち聖人となるを得るなり、

【維予從欲而治】は維れ予は心の欲する所に從ひて、其の身自ら治まる、禮を以て欲を制するを待たずとなり、此の語今は書經の大禹謨に見えたり、されど大禹謨は僞作なれば、古は書經の何れにありしか詳ならず、

不學不成、堯學於君疇、舜學於務成昭、禹學於西王國、

○第十四章、聖人は生知と雖、之れを恃まず、必ず師につきて學ぶことを言ひ、學問の必要を說けり、

學問をせざるときは、道成らず、故に堯帝は君疇に學び、舜帝は務成昭に學び、禹王は西王國に學べり、

【君疇】は新序及び漢書古今人表には、尹壽に作れり、事蹟詳ならず、【務成昭】漢書藝文志小說家に、務成子十一篇あり、此れ即ち舜の師にして、昭は其の名なるべしといふ、尸子に「務成昭之教舜曰、避天下之逆、從天下之順、天下不足取也、避天下之順、從天下之逆、天下不足失也」とあり、【西王國】韓詩外傳にも、禹が西王國に學びしことを記せり、世記には西王悝に作れり、されど其の如何なる人なるかを詳にせず、楊注に或人の說を引きて、「大禹は西羌に生まる、西王國は西羌の賢人なり」といへり、愚考によれば、西王國は西王母にあらざるか、近代學者の說によれば、西王母は崑崙以西に住みし人種の名なるが如しと雖、當時は此れを人名と見てかくいひたるには非ざる

か、

五十不レ成レ喪、七十唯衰存、

○第十五章、老者は服喪の禮を簡略にすることを説けり、

喪に服するに、年五十以上のものは、哭泣辟踊の禮節を成さず、七十以上のものは、たゞ衰麻の喪服をきるのみにて、凡ての禮式を略するなり、蓋し年老いたるものが、盡く凡ての禮節を守るときは、身體にさはりて病を釀すの虞あり、かくては禮を行ひて却て不孝不忠となるわけ合ひなれば、之れを簡略にするなり、

【不レ成レ喪】とは哭泣辟踊の禮節を成さゞることをいふ、辟は胸を拊つこと、踊は跳躍すること、喪禮の儀式の一なり、禮記檀弓篇辟踊哀之至也の孔䟽に、撫レ心爲レ辟、跳躍爲レ踊、孝子喪レ親、哀慕至懣、男踊女辟、是哀痛之至極也とあり、【衰】は衰麻の喪服なり、衰は斬衰齊衰をいふ、此れ等の喪服は麻にて作る、故に衰麻といふ、

親迎之禮、父南鄕而立、子北面而跪、醮而命レ之、往迎ニ爾相一、成ニ我宗事一、隆率以敬、先妣之嗣、若則有レ常、子曰諾、唯恐不レ能、敢忘レ命矣、

○第十六章、親迎の禮のとき父が子を戒むる言をあげたり、此れは儀禮の士昏禮より取りしものなり、士昏禮には父醮レ子、命レ之曰、往迎ニ爾相一、承ニ我宗事一、勗帥以敬、先妣之嗣、若則有レ常、子曰、諾、唯恐弗レ堪、不ニ敢忘一レ命に作り、此れと稍異なれり、

親迎の禮のとき、父は南に向ひて立ち、子は北に面して跪く、父は盞に酒を酌みて子に與へ、命じて曰く、往きて汝が內助を迎へ來りて、我宗廟の祭事を承けつぎ之れを失墜せぬやうにし、丁寧に婦を率ゐるに婦道を以てし、以て之れを敬愛し、母の後嗣となせよ、而して汝の行は則ち常あり、軌道をはづれぬ樣にすべしと、子命を拜して曰く、かしこまり候、小子不肖にして、唯々之れを成し遂ぐること能はざらんこと

を恐る、敢て御敎命を忘れんやと、
【親迎之禮】は婚姻の時に壻が自ら親しく婦の家に至りて迎ふるの禮なり、【父南鄕而立、子北面而跪、醮而命之】鄕は向なり、ムカフと訓む、醮は酒を盞に酌みて與ふるのみにて、酬ふることなきをいふ、此の句は、父禮服を着て、南に向ひて立てば、子は北に向ひて跪き立つ、此の時贊者盞を取りて酒を酌み、子にすゝむれば、子は再拜して之れを啐ひ、盞を贊者に授け、又再拜して進みて父の前に詣り跪けば、父之れに命じていふなり、之れをかく簡單にいひしなり、【相】は助なり、內助をいふ、內助は妻を指す、【宗事】は宗廟に事ふるの事にて祭事なり、祖先を重んずるが故に、祭事を大切にするなり、【隆率】隆は厚なり、アツクと訓む、【先妣】は母なり、【嗣】はあとつぎなり【若】は汝なり、ナンヂと訓む、【諾】は承諾せりの意にて、我國にてかしこまり候といふが如し、

夫行也者、行禮之謂也、禮也者、貴者敬焉、老者孝焉、長者弟焉、幼者慈焉、賤者惠焉、賜予其宮室、猶用慶賞於國家也、忿怒其臣妾、猶用刑罰於萬民也、

○第十七章、行とは禮を行ふの謂なることを說けり、
夫れ行とは、禮を行ふを謂ふなり、禮とは貴き者に對しては尊敬して事へ、老者に對しては孝養の道を盡くし、長者に對しては悌の道をつくし、幼者に對しては之れを慈愛し、貧賤者に對しては之れを惠み勞るをいふ、故に其の家人に恩賞を賜予するは、猶國家の人民に對して恩賞を行ふが如く、其の臣妾の非行を忿怒して處罰するは、猶國家の人民に對して刑罰を行ふが如し、能く此の禮を家に行ふときは、則ち之れを國家に推及し、萬民を治むることを得るなり、
【弟】は悌に同じ、長者に事ふる道をいふ、【宮室】は宮室に居るものにて、家人をいふ、【慶賞】は賞賜に同じ、

君子之於子、愛之而勿面、使之

而勿貌、導之以道而勿彊、

○第十八章、君子の子を敎育する道を説けり、此の語は大戴禮曾子立事篇に出で、曾子の言なり、荀子之れを稱して門人に語りたるものなるべし、

君子の其の子に於けるや、之れを愛すれども、其の慈愛の色を顏に見はさず、之れを使へども、優しき辭色を示さず、常に嚴然たり、又之れを導くに道を以てすれども、怒りて强ひず、寛大にして之れをして自得せしむるなり、

【勿面】は嚴然として慈愛の顏色をあらはさゞるなり、【勿貌】は嚴然として優しき辭色を示さゞるなり、【勿彊】は怒りて强ひず、寛大にして自得せしむるをいふ、

禮以順人心爲本、故亡於禮經、而順人心者、背禮者也、

○第十九章、禮は人心に順ふを以て本となすことを説けり、

禮は人心に順ひ適ふを以て本と爲す、故に禮經に言うてなきことにても、人心に順ひ適ふ行は、禮に背くものならんや、少しも背かざるなり、

【順】は順ひ適ふなり、【禮經】は禮の經典なり、

禮之大凡、事生飾驩也、送死飾哀也、軍旅飾威也、

○第二十章、生、死、軍旅の禮を略説せり、

禮の大略を説かん、生者に事ふるの禮は、歡樂の情を、儀式の上に飾りあらはせしものなり、死者に事ふるの禮は、悲哀の情を、儀式の上に飾りあらはすものなり、軍隊の禮は、威嚴の情を、儀式の上に飾りあらはせしものなり、

【大凡】は大略なり、【驩】は歡と同じ、歡樂なり、【軍旅】一萬二千五百人を軍といひ、五百人を旅といふ、されど二字にて軍隊の意に見て可なり、

親親故故、庸庸勞勞、仁之殺也、

貴貴尊尊、賢賢老老長長、義之

倫也、行之得其節、禮之序也、仁愛也、故親、義理也、故行、禮節也、故成、仁有里、義有門、仁非其里而處之非仁也、義非其門而由之、非義也、

此の節は、仁と義と禮との定義を説き、仁義と禮との關係を明にし、禮によりて始めて仁義を行ふことを得ることをいへり、

親しき者を、親しき者として、親しみ愛し、故舊の者を、故舊の者として、親しみ交り、功績ある者は、功績あるものとして、恩愛を加へ、勞ある者は、勞あるものとして、恩愛を施す、かく相手の異なるに從ひて、それ〲仁愛を異にするは、此れ仁の差等なり、位貴きものは、位貴き者として敬ひ、德尊き者は、德尊きものとして敬ひ、賢人は賢人として敬ひ、老人は、老人として敬ひ、長者は、長者として敬ふ、かく相手の異なるに從ひて、敬ふことの異なるは、此れ義の倫理なり、仁義を行うて、過ぐることもなく、及ばざることもなく、能く其の程合ひを得るは、此れ禮の順序なり、夫れ仁とは愛しむなり、故に親むなり、義とは倫理なり、故に敬を行ふなり、禮とはきりもりをつけ、程合ひをよくすることなり、故に仁と義とは是れに由りて成るなり、故に仁には禮といふ居宅あり、此の居宅にありて、始めて成るなり、義には禮といふ門あり、此の門を入りて、始めて義は成るなり、若し仁にして其の禮といふ居宅に居らずして外に處るときは、そは仁にあらざるなり、義にして其の禮といふ門に入らずして外の處に由るときは、そは義に非ざるなり、

【親親】は親しき者を親しき者として、親愛するなり故、故以下、此れと同句法なり、【故】は故舊なり、【庸】は功なり、民の功を庸といふ、【勞】は功勞なり、事功を勞といふ、【殺】は音サイ、等差なり、【貴】は位貴き者なり、【尊】は德尊き者なり、【倫】は理なり、倫理をいふ、【行之】之は仁義を指す、【節】は程合ひなり【序】は順序なり、【里】はむらなり、轉じて位置又は居宅の義に用ふ、禮を指す、【門】は禮を指す、

推恩而不理、不成仁、遂理而不節、不成義、審節而不和、不成禮、和而不發、不成樂、故曰、仁義禮樂其致一也、君子處仁以義、然後仁也、行義以禮、然後義也、制禮反本成末、然後禮也、三者皆通、然後道也、

此の節は、仁義禮相互の關係をのべ、仁は義によりて行はれ、義は禮によりて行はれ、禮は仁義に本づきて成る、三者皆通じて然して後、道となることを說けり、恩愛を推して人に及ぼすとも、其の義といふ倫理を得ざるときは、則ち仁を成さず、倫理を遂げ行ひても禮によりて其の程合ひを得ざるときは、則ち義を成さず、程合ひを審に知りても、和ぎとゝのはざるときは、禮を成さず、又和ぎとゝのひても、外聲音に發せざるときは、則ち音樂を成さず、かく仁義禮樂の四者は殊なれりと雖、同じく中正を得るに歸す、故に曰く其の極致は一なりと、されば君子は仁に處るに、義を以て據り處となし之れに從ふ、然して後始めて仁となるなり、義を行ふに、禮を以て程合ひをつけて、然して後始めて義となるなり、禮を制定するに、仁義の本に反り、之れに由りて末なる禮節を成す、然して後始て禮となるなり、仁義禮の三者を通じて明にして、然して後始めて道となるなり、

【和】は和ぎとゝのふなり、【發】は外聲音に發するなり、【致】は極致なり、【反本】本は仁義なり、【成末】末は禮節なり、

○以上第二十一章、仁義禮の定義をのべて、其の關係を明かにし、三者を通じて明にして、始めて通となることを說けり、

貨財曰賻、輿馬曰賵、衣服曰襚、玩好曰贈、玉貝曰含、賻賵所以佐生也、贈襚所以送死也、送死

不及柩尸、弔生不及悲哀、非禮也、故吉行五十、犇喪百里、賵贈及事、禮之大也、

第二十二章、喪禮のときに物をおくる禮を說けり、此の段の言は、公羊傳、穀梁傳、左氏傳の言を綜合して說きしものなり、春秋隱公元年、公羊傳に曰く、車馬曰賵、貨財曰賻、衣被曰襚と、同穀梁傳に曰く、乘馬曰賵、衣衾曰襚、貝玉曰含、錢財曰賻と、同左氏傳に曰く、贈死不及尸、弔生不及哀、豫凶事非禮也と、以て證すべし、

喪禮のときに、貨物をおくるを賻と曰ひ、輿や馬をおくるを賵といひ、衣服をおくるを襚といひ、玩好の品をおくるを贈といひ、玉や貝をおくるを含といふ、貨財や輿馬をおくるには、生きて居る喪主の費用を助け補ふ所謂なり、衣服や玩好の品物をおくるは、死者を送るの所以なり、死者に此れ等の物をおくりて、葬式の間にあはず、生ける喪主を弔うて、卒哭の時の間にあはざるは、共に禮に非ざるなり、故に吉禮にあひて之に赴くときは、日に五十里を行き、喪禮にあひて之れに赴くときは、日に百里を走る、かく喪禮のときに急ぐは、間に合はんことを欲すればなり、又生者死者に物をおくるに、葬禮の間にあふやうにするは、實に禮の大なるものなり、

【賻、賵、襚、贈、含】は皆同訓にてオクルといふ、賻は覆なり、覆はおほひかばふにて、助くる意あり、賵は助なり、此の二つは喪主の費用を補助する意にておくるよりいふなるべし、襚は遂なり、彼れ死者に生時の意を遂げさせせんが爲におくるよりいふなるべし、贈は增なり、ある上に增加しておくる意よりいふなるべし、含は死者に貝を含ます禮あれば、玉貝をおくるを含といふなるべし、【輿】は車なり、【玩好】は玩好の品物にて、琴瑟笙等の屬なり、【玉貝】は玉と貝となり、古は貝を貴び寶とするより、玉と倂稱するなり、此の二物は、前の衣服、玩好の品と共に、死者に添へて葬るなり、【佐生】佐は助なり、生者にて喪主を指す、一句の意は、喪主の費用を補助するとなり、【不及柩尸】尸骸の牀にあるを尸といひ、棺にあるを柩といふ、蓋し未だ葬らざるの稱なり、不及柩尸と

は、未だ葬らざる中に及ばずにて、葬式の間にあはぬことなり、【不及悲哀】悲哀は卒哭をいふ、卒哭とは葬後に於て哭泣する最終の祭をいふ、其の日時は身分によりて同じからず、禮記雜記に、士三月而葬、是月而卒哭、大夫三月而葬、五月而卒哭、諸侯五月而葬、七月而卒哭、とあり、【吉行五十】は吉禮の時に行くには日に五十里を行くとなり、五十里といへど、六丁一里なれば我國の里數にすれば八里强となる、【犇葬百里】犇は奔に同じ、喪禮の時に奔るには、日に百里をゆくとなり、喪禮は急を要す、故に奔るといふ、【及事】事は葬式をいふ、

禮者政之輓也、爲政不以禮、政不行矣、

○第二十三章、政をなすには、禮を以てせざる可からざることを說けり、

禮は政を爲すの綂なり、綂なければ、車行かざるが如く、政を爲すに禮を以てせざるときは、政は行はれざるなり、

【輓】は綂と通ず、綂は車を引く繩なり、

天子即位、上卿進曰、如之何憂之長也、能除患則爲福、不能除患則爲賊、授天子一策、中卿進曰、配天而有下土者、先事慮事、先患慮患、先事慮事謂之接、接則事優成、先患慮患謂之豫、豫則禍不生、事至而後慮者謂之後、後則事不擧、患至而後慮者謂之困、困則禍不可禦、授天子二策、下卿進曰、敬戒無怠、慶者在堂、弔者在閭、禍與福鄰、莫知

其門、豫哉、豫哉、萬民望之、授天子三策、

○第二十四章、天子即位のとき、三卿訓誡して策を授くる禮をとけり、

天子位に即き給ふとき、上卿進みて第一の策書を讀みて曰く、「天子はどうして其の憂の長く遠きや、天下の安危を双肩に擔へばなり、能く天下の爲に患を除くときは、則ち人民鼓腹して謳歌し、至大の幸福を得れども、天下の爲めに患を除く能はざるときは、則ち民心離散し、反つて賊ひ害せらるゝに至るなり」と、天子に第一策を授く、次に中卿進みて、第二の策書を讀みて曰く、「上帝に對して此の下土を有するものは、事の未だ起らざるに先きだちて、其の事の處置を慮り考へ、患の未だ至らざるに先ちて、其の患を慮り防ぐべし、事の未だ起らざるに先ちて、其の事の處置を慮り考ふる、之れを敏捷といふ、敏捷なるときは、則ち事業優に成るなり、患の未だ起らざるに先ちて、其の患を慮り防ぐ、之れを豫め備ふといふ、豫め備ふときは則ち禍亂生せざるなり、之れに反し、事が起り來りて後、其の處置を慮り考へるものは、之れを後るゝといふ、後るゝときは則ち事業擧らざるなり、患が起り來りて後、慮り考ふるものは、之れを困むといふ、困むときは則ち禍亂禦ぐ可からざるなり」と、天子に第二策を授く、次に下卿進みて、第三策を讀みて曰く、「常に儆め戒めて怠ること勿れ、少しにても怠るときは、慶びの事が出來て、慶賀に來る者が、未だ堂内にありて歸らぬ中に、忽ち禍が來て、弔ひの者が門に至る、かやうに、禍と福とは相鄰接するなり、二者はかく相鄰接して門を同じうし、其の何れが福の門なるか、禍の門なるかを知り得ることなし、されば豫め戒め備へて、禍に遠ざからん哉、豫め戒め備へて、禍に遠ざからん哉、萬民皆之れを望むなり」と、天子に第三策を授く、

【上卿】卿には上中下あり、故にいふ、上卿とは宰相にあたる、【除患】は天下の爲に患を除くなり、【爲賊】賊は賊害なり、爲賊害とは、賊ひ害せらるゝをいふ、【一策】策は竹を編みて之れを造る、此の訓戒の辭を策に書き、讀みて天子に授くるなり、訓戒の辭は凡て三策に書く、一策とは其の第一の策なり、【配天有下

土者】配は對なり、下土とは天下なり、天帝の世界に對すれば天下は下界なり、故に下土といふ、一句の意は、天子となりて天帝に對し、此の天下を有する者はの意なり、【先事】は事の未だ起らざるに先ちてなり、【先患】は患の未だ來らざるに先ちてなり、【接】は讀んで捷となす、敏速なり、【豫】は豫め備ふるなり、【敬戒】敬は儆と通ず、儆は戒なり、【閭】は門なり、【莫知其門】は禍福門を同じうす、何れが禍の門なるか、福の門なるかを知り得ることなしとなり、【豫哉】は豫め戒め備へん哉の意なり、

禹見耕者耦立而式、過十室之邑必下、

○第二十五章、禹王の恭敬なる德を記せり、

禹王は農夫の二人並び耕して立つを見たるときは、則ち軾によりて禮し、十家あまりの小さき邑を過ぐるときは、則ち車を下りて禮せり、其の謙恭の德を見るべし、

【見耕者耦立而式】耦は並び耕すをいふ、式は軾に同じ、軾によりて禮するなり、軾は車前にある木にて、車上にて禮するときは、之れに倚るなり、家語に如在輿遇三人則下之、遇二人則式之とあり、古禮なるべし、【十室之邑】室は家なり、十家あまりの小邑をいふ、之れを過ぎるとき、車を下りて禮するは、邑人を恭ふ心なるべし、或は邑中に忠信の人ある故なりといふ説あれども、如何にや、【下】は車を下り禮するなり、

殺大蚤、朝大晩、非禮也、治民不以禮、動斯陷矣、

○第二十六章、禽獸を獵るにも、朝廷に出勤するにも民を治むるにも、共に禮を以てせざる可からざることを說けり、

禽獸類を獵するに、期定せられたる時季より甚だ早く獵し、又朝廷に出勤するに、定時刻より甚だ晩きは共に禮に非ざるなり、之れと同じく、民を治むるにも、亦禮を以てすべし、若し民を治むるに、禮を以てせざるときは、民心離散するを以て、動もすれば足を

蹈みちがへて阱に陷るが如き、大災難にあふなり、【殺大蚤】殺は禽獸類を獵り殺すをいふ、大は太と通ず、ハナハダと訓む、蚤は早なり、ハヤシと訓む、一句の意は、禽獸類を獵するに、定められたる時期より甚早きなり、禮記王制篇に、獺期を制定して、獺祭レ魚、然後虞人入ニ澤梁一、豺祭レ獸、然後田獵とあり、獺が魚を祭るは十月なり、虞人は山澤を掌る官なり、豺が獸を祭るは九月なり、是れに由れば、獵期は九月以後なり、【朝大晚】朝は朝廷に出づること、晚は遲に同じ、オソシと訓む、一句の意は、朝廷に出るに、定時刻より甚だ遲しとなり、【動】はヤヽモスレバと訓む、

平衡曰レ拜、下衡曰ニ稽首一、至レ地曰ニ稽顙一、大夫之臣、拜不ニ稽首一、非レ尊ニ家臣一也、以辟レ君也、

○第二十七章、拜禮の別を說けり、拜禮するとき、腰をかゞめて、腰と頭とが平になること、天秤の柄の平なるが如きを、拜といひ、其れより、首を一だん低く下げるを、稽首といひ、顙が地につくを稽顙といふ、稽首以上の禮は、諸侯以上に留まる、故に大夫の臣が、其の主君（即ち大夫）に對しては、拜するのみにて、稽首せざるは、大夫が其の家臣を尊びて優遇するに非ず、稽首は君に對する禮なるを以て、之れを避け己に向つてなさしめざるなり、【平衡】衡は天秤の柄なり、平衡とは拜禮するとき腰をかゞめて、頭と腰とが平になること、衡の如きをいふ、【下衡】は平衡より一段首を低く下げるなり、【家臣】天子に天下といひ、諸侯に國といひ、大夫に家といふ、故に家臣とは大夫の臣をいふ、【辟】は避と通ず、サクと訓む、【君】は大夫の君、即ち諸侯を指す、

一命齒ニ於鄉一、再命齒ニ於族一、三命族人雖ニ七十一不ニ敢先一、上大夫、中大夫、下大夫、

○第二十八章、鄉飲酒禮の時、士大夫卿の坐立の位の禮を說けり、鄉飲酒禮の事は、樂論篇に解せり、但し此の禮は、獨り鄉飲酒禮のときのみに限らざること

は、周禮黨正職に、一命齒于郷、再命齒于父族、三命而不齒といへるにて知るべし、されど茲は郷飲酒禮の時をいふなり、

郷飲酒禮の時、士たる者は、其の坐立の位、己と同年なる郷人と同じ、大夫たるものは、其の坐立の位、郷人の疏遠なる者よりは、年齒の如何に拘らず、上位にあるも、其の親しき者、即ち親族に對しては、己と同年なる者と相並び、己より年齒高き者の下に就くなり、卿たるものは、其の坐立の位親疏年齒を問はず、第一位にあり、親族中七十歳の者と雖、敢て卿に先んぜず、必ず其の下に坐するなり、

【一命】は身一命の官にあるものにて、士をいふ、一命とは始めて命ぜらるゝの意なり【齒於郷】齒は年齒なり、此にては年齒を以て或は坐し或は立つ意に見るべし、一句の意は、己と同年輩なる郷人と同じ位にあるなり、【再命】は身再命の官にあるものにて、大夫をいふ、【齒於族】は郷人の疏遠なる者よりは、年齒の如何を問はず、上位に在り、其の親しき者、即ち親族に對しては、己より年齒の上の者の下に就き、己は己と同年輩の者と同位に就くなり、【三命】は身三命の官にある者にて、卿をいふ、【不敢先】は敢て卿に先んぜずとなり、【上大夫、中大夫、下大夫】此の句上下と意相接せず、想ふに脱簡あるべし、故に解せず、楊倞は強いて上句に續けて解釋すれども、牽強を免れざるなり、

吉事尚尊、喪事尚親、

○第二十九章、祭喪二禮のとき、尚ぶ所の異なるを説けり、

祭禮の時には、位尊き人を尚びて、上に置き、喪禮の時には、親姻のものを尚びて、上に置くなり、

【吉事】は祭禮をいふ、【尊】は位尊き人なり、【親】は親姻なり、

聘問也、享獻也、私覿私見也、

○第三十章、諸侯大夫をして他國に聘問せしむるときの述語を解釋せり、

諸侯大夫をして、珪璋を以て他國に聘使せしむ、聘とは問ふなり、問ふとは御機嫌を伺ふの意なり、其の時、束帛を奉げ璧を加へて享る、享とは獻なり、獻上

の意なり、享禮畢りて後、使者たる大夫が、束帛を奉げて、私に覿んことを請ふ、私に覿ゆとは、私に謁見するの義なり、

言語之儀、穆穆皇皇、朝廷之儀、濟濟鎗鎗、

○第三十一章、賓客に應對する時には、如何なる言語が宜しきか、又朝廷にては如何にせば宜しきかを說けり、此の語は禮記の少儀にも見えたり、他國より賓客の來りし時、之に應接するには、如何なる言語が宜しきか、恭敬にして光澤あり、威儀あるを貴ぶ也、臣下は朝廷にて如何にするが宜しきか、出入進退すべて篤厚に莊重に、寛大に悠舒なるを貴ぶ也、【儀】は宜なり、よろしきなり、【穆穆】は恭敬なる貌なり、【皇皇】は光儀の貌なり、光儀は光澤あり威儀あるなり、【濟濟鎗鎗】は出入進退すべて篤厚に莊重に寛大に悠舒なるをいふ、

爲人臣下者、有諫而無訕、有亡而無疾、有怨而無怒、

○第三十二章、臣下たるものゝ君に對する心得を說けり、人の臣下たる者は、君に過失あれば、諫むることあるとも訕ることはなし又諫めて用ひられず、亡げ去ることあるとも、君を嫉むことなし、又君に對して怨むことはあるとも、怒ることはなし、是れ臣下たるものゝ心得べき禮なり、【訕】はソシルと訓む、上を謗るを訕といふ、【亡】はニグと訓む、にげ去るなり、【疾】は嫉と同じ、ニクムと訓む、

君於大夫、三問其疾、三臨其喪、於士一問一臨、諸侯非問疾弔喪、不之臣之家、

○第三十三章、君が臣下に對する禮を說けり、此の語は禮記喪大記篇にも出づ、君主大夫に對しては、其の病める時は、三度之れを

見舞ひ、其の死せし時は三たび弔問し、士に對しては其の病める時は、一たび之れを見舞ひ、其の死せし時は、一たび弔問するなり、總て諸侯は疾を見舞ひ喪を弔ふに非ざる外は、臣下の家に行かず、是れ禮なり、【三臨其喪】は殯中王たび弔問するなり、故に禮記喪大記には在殯三往焉に作れり殯は假埋葬の義なり、【不之臣之家】之は往なり、ユクと訓む、

既葬、君若父之友、食之則食矣、不辟粱肉、有酒醴則辭、

○第三十四章、父の葬後に於て、尊者より食を賜はりしとき、子たる者の心得を說けり、此の段は禮記喪大記にも出でたり、

子たるもの、既に父を葬るの後、君若しくは父の友が、己を招待して食はしむるときは、喪中なれども、尊者の命なれば辭せずして食ひ、粱肉の美味と雖、之れを避けず、但、酒あるときは、之れのみは辭退して飮まざるなり、此れは酒を飮むときは、顏色の變るのみならず、心の浮き立つが如きことありては、禮にそむくを恐れてなり、

【食之】は己を招きて食はしむるなり、【辟】は避と同じ、サクと訓む、【粱肉】粱米の飯と肉となり、粱はおほあはなり、【酒醴】醴はあまざけの類なり、二字にてさけの意に見て可なり、

寢不踰廟、讌衣不踰祭服、禮也、

○第三十五章、常居の室と、平常の衣とは、粗に從ふことを說けり、此の文は禮記の王制篇にも出でたり、

寢室の普請は、宗廟より立派にせず、平常の衣服は、祭禮の服より立派にせざるは、禮なり、

【寢】は寢室にて、平生起居する家なり、【踰】は立ち踰ゆることにて、立派にするをいふ、【廟】は宗廟なり、【讌衣】讌は宴に同じ、安なり、安衣とは安息する時の衣にて、平常の衣をいふ、

易之咸、見夫婦、夫婦之道、不可不正也、君臣父子之本也、咸感也、以高下下、以男下女、柔上而

剛下、

○第三十六章、易の咸の卦の解釋なり、

易の咸の卦は、夫婦の道を示せり、夫婦の道は正しくせざる可からざるなり、何となれば、夫婦ありて始めて父子あり、父子ありて始めて君臣あり、夫婦の道は實に人倫の始にして、君臣父子の道の本なればなり、夫れ咸とは感ずるなり、高きを以て下きに下り、男を以て女に下り、柔上にして剛下り、以て二氣相感應して通ずるをいふなり、

【咸】は卦名☱☶(艮下兌上)なり、【見夫婦】は夫婦の道を見すなり、艮は少男にして、兌は少女なり、故にいふ、【君臣父子之本也】は夫婦の道は、君臣父子の本なりとなり、易の序卦傳に、有天地然後有萬物、有萬物然後有男女、有男女然後有夫婦、有夫婦然後有父子、有父子然後有君臣とあり、故にいふ、【咸感也以高下下、以男下女柔上剛下】此の文は、彖傳に、咸感也、柔上而剛下、二氣感應以相與止而說男下女是以亨云々とあるに本づきたるなり、咸卦は前にもいへるが如く、艮下兌上なり、艮は山にして高く、兌は澤にして下し、又艮は男にして、兌は女なり艮は剛にして、兌は柔なり、故に以高下下云々といふ、

聘士之義、親迎之道、重始也、

○第三十七章、士を聘するの義と、親迎の禮との意を説けり、

人君士を招聘するに、安車束帛を以て迎ふるの義と、婚姻のとき夫が親ら出でゝ妻を迎ふるの道とは、始を重んずる意より出でたり、蓋し始を疎雜にして終を全うすることは、極めて難きことなればなり、

【聘士之義】は人君が士を招聘するときに、安車束帛にて迎ふるの義理なり、【親迎之禮】は婚姻のとき、夫が親ら妻を迎ふる禮なり、

禮者人之所履也、失所履則顚蹶陷溺、所失微而其爲亂大者禮也、

○第三十八章、禮は人の履む所の道なることを說けり、

禮は人の履み行くべき所の道なり、凡て道を行くに、一歩にても履みはづすときは、顛り蹶きて、水中に陷溺するものなり、其の履みはづすこと微小にして、其の亂るゝこと大なるものは、禮の道なり、

【顛蹷】顛はひつくりかへること、蹷はつまづくこと、

禮之於正國家也、如權衡之於輕重也、如繩墨之於曲直也、故人無禮不生、事無禮不成、國家無禮不寧、君臣不得不尊、父子不得不親、兄弟不得不順、夫婦不得不驩、少者以長、老者以養、故天地生之、聖人成之、

○第三十九章、禮は國家人生に缺く可からざることを說けり、

禮の國家を正すは、恰も權衡の輕重を正し、繩墨の曲直を正すが如し、かく禮は、國家に缺く可からざるものなり、故に人にして禮なきときは則ち生を全うすること能はず、凡ての事禮なきときは、成就せず、國家禮なきときは、安寧ならず、君臣の間、禮を得ざるときは互に尊からず、父子の間禮を得ざる時は、親しからず、兄弟の間、禮を得ざるときは、和順せず、夫婦の間、禮を得ざるときは、驩び睦しからず、少壯の者は、禮によりて以て生長し、老者は、禮によりて以て養はる、故に曰く、天地は人を生育し、聖人は禮を制して之れを敎へ導きて、完全にすと、

【權衡】權は天秤の錘、衡は天秤の柄なり、されど二字にて天秤の意に見てよし、【繩墨】はすみなはなり、【寧】は安寧なり、【君臣不得不尊】不得は禮を得ざればなり、以下同じ、不尊は、君も禮を得ざれば尊嚴を維持されず、臣も禮を得ざれば尊ばれざるをいふ、【順】和順なり、【驩】は歡と同じ、歡び睦しきなり、【少者以長】以は禮を以てなり、以下同じ、【故】の下に曰の字を添へて解すべし、富國篇に、此の語を引き、曰の字あり、【生之】之は人を指す、以下同じ、

和鸞之聲、步中武象、趨中韶護、

○第四十章、車にある鈴の音は、昔の雅樂に合ふことを説けり、

和鸞の鈴の聲は、車が徐行するときは、武象の樂の調子に中り、疾行するときは、韶濩の樂の調子に中るなり、

【和鸞】は車にある鈴なり、正論篇に詳解せり、【步】は車の徐行するをいふ、【武象】は共に周の武王の制定せる樂章の名なり、【趨】は車の疾行するをいふ、【韶濩】は共に殷の湯王の制定せる樂章の名なり、濩は讀んで濩となす、音クワク、

君子聽律習容而後出、

○第四十一章、君子が朝服を着たるときの動作を説けり、

君子朝服を着たるときは、其の佩玉の聲を聽き、其れをして音律に中らしめ、又儀容を習ひて而して後出づるなり、

【君子】は位を以ていふ、士以上の者をいふ、【聽】は佩玉の聲を聽き、其れをして音律に中らしむるなり、古の人は必ず玉を佩ぶ、【習容】は儀容を習ふなり、

霜降逆女、冰泮殺止、內十日一御、

○第四十二章、婚姻の期及び妻妾に接する道を説けり、

霜降りて婦人の仕事が終るときより婚姻をなし、氷が解けて農事に着手する頃に至りて止むべし、其の既に結婚せるものと雖、妻妾を御することは、十日に一たびにすべし、此れ先王の禮なり、

【霜降逆女冰泮殺止】霜降るは秋なり、此の頃は婦人の仕事、即ち養蠶の終りし時なり、逆女は女をむかへ娶るなり、逆はムカフと訓む、冰泮は氷のとけし頃にて、春の候なり、泮は散なり、トクと訓む、殺止は殺は減なり、減止とはへらし止むるなり、一句の意は、霜が降る秋の頃、婦人の仕事、即ち養蠶が終りしときより、婚姻を始め、氷が解くる春の頃、即ち農事の起るに至りて、之れを止むべしとなり、即ち婚姻は秋冬の比較的閑暇の時を以て行ふなり、孔子家語本命解篇に、霜降而婦功成、嫁娶者行焉、冰泮而農桑起、婚禮而殺於此とあり、此れと同じ、【內十日一御】內は妻

妾を指す、一句の意は、既婚者と雖、妻妾を御することとは、十日に一たびにすべしとなり、妻妾を御するを制限するは心身の健康をはかるなり、

坐視膝、立視足、應對言語視面、立視前、六尺、而大之六六三十六、三丈六尺、

○第四十三章、君父と對するときの目のつけ所を說けり、

子たるもの、父と相對して坐するときは、父の膝を視よ、又相對して立つときは、父の足を視よ、又應對して言語するときは、父の面を視よ、決して外を見ること勿れ、又臣たるもの君側に立つときは、六尺の前を視るべし、今少し遠くを視るときは、六尺の六倍なる六六三十六尺、即ち三丈六尺の前を視るべし、之れを超ゆべからず、此れ禮なり、

【坐視膝、立視足、應對言語視面】は儀禮士相見禮より取りしものなり、其の文に子視父則遊目、無上於面、無下於帶、若不言、立則視足、坐則視膝とあり、【立視前云云】は臣君側に侍するときの禮なり、【大之】は前を視ることを大きくするときはの意にて、遠くの前を視るときはの意なり、

文貌情用、相爲內外表裏、禮之中、爲能思索、謂之能慮、

此の節は、威儀と忠誠とは、禮の內外表裏をなすものなることを說けり、

威儀と忠誠とは、禮の內外表裏を相爲すものなり、即ち威儀は外に現はるゝものなり、表面に出づるものなり、忠誠は內に屬するものなり、裏面にあるものなり、威儀に偏せず、忠誠にかたまらず、此の中間に於て能く思索して、其の宜しきを得る、之れを能く慮るものといふなり、

【文貌】は禮論篇には文理に作れり、外貌に表はれたる文飾にて、威儀をいふ、【情用】は中情の働きにて、忠誠をいふ、【禮之中】は威儀に偏せず、忠誠にかたまらざる中間をいふ、

禮者本末相順、終始相應、

此の節は、禮は威儀と忠誠との二者相離る可からざることを說けり、

禮は威儀と忠誠と、相順ひ相應じて、離れざるものなり、故に威儀備はりて忠誠の情なく、忠誠の情ありて威儀なきものは、禮にあらざるなり、

【本末】は忠誠と威儀となり、【終始】は本末に同じ、文を互にせしに過ぎず、

禮者以財物爲用、以貴賤爲文、以多少爲異、

此の節は、禮の用と文飾と差異とを說けり、

禮は財物を以て之れを行ふの用となす、例へば貢獻問遺の類是れなり、又禮は貴賤によりて其の服章を分つを以て文飾となす、例へば天子諸侯によりて其の車服旗章を異にするが如き是れなり、又禮は物の多少によりて其の制裁を異にす、例へば富貴の者と、貧賤の者と其の制裁を異にせるが如き是れなり、

【文】は文飾なり、

○以上第四十四章、禮に關する說を雜錄せり、皆禮論篇中にあり、

下臣事君以貨、中臣事君以身、上臣事君以人、

○第四十五章、臣下を分ちて上中下の三種となし、其の君に事ふる方法の各〻異なることを說けり、

臣下を分ちて上中下の三等となす、下等の臣下は、君に事ふるに苛稅を民より貪り取り、又は珍異の物を獻上するなど、貨財を以て君を悅ばすものなり、中等の臣下は、君に事ふるに我身を抛ちて、社稷を衞ることを以てするものなり、上等の臣下は、君に事ふるに、賢人を推擧し、以て君國の安固をはかることを以てするものなり、

【以貨】は貨財を以て君を悅すなり、即ち苛稅を民に課して、君の懷を肥やし、珍異の物を奉りて、君の心をとろかすをいふ、【以身】は身を抛ちて、社稷を衞ることを以てするなり、【以人】人は賢人をいふ、賢人を推擧して、君國の安固をはかることを以てするなり、

易曰、復自道、何其咎、春秋賢穆公、以爲能變也、

○第四十六章、秦の穆公を稱讚せり、
易の小畜の卦に曰く、「もと過失ありとも、ふり返りて、正しき道に從ふときは、何ぞ其れ咎あらんや、咎なきのみならず、大に吉なり」と、春秋の書に、秦の穆公を賢として之れを稱するは、其の能く心を變じて過を改め、正しき道に從ひたる爲なり、此れを以て之れを觀るに、易の言は誣言に非ざるを知る可きなり、
【易曰、復自道何其咎】は、小畜の卦☴☰の初九の辭なり、自は從なり、よりそうて離れざるなり、【春秋賢穆公以爲能變也】は公羊傳の文を節約せしなり、春秋文公十二年、秦伯使遂來聘の公羊傳に、遂者何、秦大夫也、秦無大夫、此何以書、賢穆公也、何賢乎穆公、以爲能變也、とあり、初め秦の穆公鄭を伐たんとす、蹇叔之れを諫むれども聞かずして之れを伐つ、果して晉の爲に殽に破らる、穆公大に其の過を悔い、還りて、群臣をあつめ己を空しくして賢臣に從ひ、以て國家の福利を増進することを誓ふ、其の誓の書今存せり、書經の秦誓是れなり、

士有妒友、則賢交不親、君有妒臣、則賢人不至、蔽公者謂之昧、隱良者謂之妒、奉妒昧者謂之交譎、交譎之人、妒昧之臣、國之薉孼也、

○第四十七章、狡譎の人、妒昧の臣は、國の災害を爲すものなることを說けり、
士に妒心の深き友あるときは、則ち賢人と交りても、賢人は親まざるなり、君に妒心深き臣あるときは、則ち賢人は來り仕へざるなり、公道を蔽ひかくす者を昧といひ、賢良の人を傷くる者を妒といふ、妒昧の者を尊奉する之れを狡譎の人といふ、狡譎の人、妒昧の臣は、國の災害を釀す所の、穢惡なる魔物なり、
【公】は公道なり、【隱良】は賢良の人を隱してあらはさゞるにて、傷つくるをいふ、【交譎】交は狡と通ず、

狡猾なり、譎は譎詐なり、【薉孽】薉は穢と通ず、穢惡なり、孽は妖孽なり、魔物をいふ、

口能言之、身能行之、國寶也、口不能言、身能行之、國器也、口能言之、身不能行、國用也、口言善、身行惡、國妖也、治國者敬其寶、愛其器、任其用、除其妖、

○第四十八章、言行上より觀て臣下を四種に分ち、其の可否を說けり、

口能く論議し、身能く之れを行ふ人は、國家の寶として尊崇すべきものなり、口にて論議すること能はずして、身能く之れを行ふ人は、國家に缺く可からざる器にて、愛重すべきものなり、口能く論議して、之れを行ふ能はざる人は、國家の用具なり、其の言を用ひて、國を治むべし、口に善きことを言ひて、身に惡事を行ふ人は、國家を傷つくる魔物なり、故に國を治むる者は、其の國寶たる人を尊敬し、其の國に缺く可からざる器たる人を愛重し、其の國の用具たる人を任用し、其の國家を傷つくる魔物を除き去る可し、【用】は用具なり、【妖】は妖孽なり、魔物をいふ、

不富無以養民情、不教無以理民性、故家五畝宅、百畝田、務其業而勿奪其時、所以富之也、立大學、設庠序、脩六禮、明七教、所以導之也、詩曰、飲之食之、教之誨之、王事具矣、

○第四十九章、民は富まして後敎ふべきことを說けり、

衣食足りて榮辱を知るは、人の常なり、故に國富まざるときは、以て民の情を養ふことなし、人の性は惡なり、故に敎へざるときは、民の性を治めて善くすることなし、されば、一家毎に、五畝の宅地と、百畝の田地

とを與へ、其の業を務めしめ、其の大切なる春夏秋の三時を奪うて使役することなきは、之れを富ます所以なり、都に大學を立て、鄕黨に小學を設け、冠、婚、喪、祭、鄕飲酒、士相見の六禮を修め、父子兄弟夫婦、君臣、長幼、朋友、賓客の七敎を明にするは、之れを敎導する所以なり、昔の詩に曰く、「人民を治めて充分に飲食するを得しめて後、之れを敎誨す」と、是れにて王者國を治むるの事は、具はれりと謂ふ可し、

【理】は治なり、ヲサムと訓む、【家】は家毎にの意なり、【五畝宅、百畝田】は一夫受くる所の宅地と田地となり、孟子梁惠王篇にも、王政を記して、五畝の宅、樹之以レ桑、五十者可二以衣一レ帛矣、百畝之田、無レ失二其時一、八口之家、可三以無二飢一矣といへり、【奪二其時一】は農業に大切なる時、春夏秋の三時を奪うて、之れを使役せざるをいふ、【大學】は都にあり、【庠序】は村にある小學校なり、小學校の事を、殷の時代にて序といひ、周の時代にて庠といふ、【六禮】は冠、婚、喪、祭、鄕飲酒、士相見をいふ、冠禮は元服の冠をいふ、鄕飲酒禮は樂論篇に解せり、士相見禮は士が人と會見する時の禮なり、【七敎】は父子、兄弟、夫婦、君臣、長幼、朋友、賓客に對する敎をいふ、【詩曰】此の詩は詩經小雅緜蠻の篇にあり、【飲レ之】之は人民を指す、以下之の字同じ、【王事】は王者國を治むるの事なり、

武王始入レ殷、表二商容之閭一、釋二箕子之囚一、哭二比干之墓一、天下鄕レ善矣、

○第五十章、周の武王が殷を討滅せしときの美行を擧げたり、

周の武王、始めて殷に攻め入り、紂王を滅して後、賢人商容を、其の居住せる村の門に旌表し、賢臣箕子の囚はれたるを釋放し、忠臣比干の墓に詣で、哭泣して其の非命に死せしを悲めり、此く己が善を好むことを、天下の人に示せしが故に、天下の人々感化して皆善に向へり、

【表二商容之閭一】表は旌表なり、旌を立てゝ其の人を表はし示すなり、商容は殷の賢人にして、紂王の貶退する所なり、閭は村の門なり、一句の意は、商容の居住する村の門に、旌をたてゝ商容の賢を表はし示し、

となり、【箕子之囚】箕子は紂王の賢臣なり、紂王を諫めて囚はれたり、【比干】は殷の皇族なり、聖人と稱せらる、紂王を諫めて殺さる、【鄕】は向なり、ムカフと訓む、

天下國有俊士、世有賢人、迷者不問路、溺者不問遂、亡人好獨、詩曰、我言維服、勿以爲笑、先民有言、詢于芻蕘、言博問也、

○第五十一章、國を治むるものは、賢俊の士を用ひ、これに政を問ふべきことを說けり、

天下の國々には俊傑の士あり、又世々に賢人あるものなり、即ち何れの國何れの世にても、俊傑、賢人なきはなし、たゞ人君之れを用ひざるを病むのみ、譬へば路に迷ふものは、路を人に問はざるが爲なり、水に溺るゝものは、遂を人に問はざるが爲なるが如く、國を亡ぼす人君は、獨り自ら計りて、俊傑賢人を用ひて、之れに政を問はざるに由るなり、昔の詩に曰く、「我が言ふ所は、これ當今の急務なり、汝笑ふことを爲す勿れ、古の賢人言へることあり、或は草刈り、木こりの賤者にも問ひはかり、敢て獨り專にせずと、我言は草刈り木こりにはまされり、笑ふ勿れ」と、此の詩は、人君は貴賤貧富の差別なく、博く誰にても問ひはかることを言ひたるなり、

【國】は國々なり、【俊士】は俊傑の士なり、【世】は世々なり、【遂】は徑隧にて、水中の涉るべき徑をいふ、古は水を渡るときは、其の淺き處に表して路となせり、故にいふ、【亡人】は國を亡す人君なり、【好獨】は獨り自ら其の計を用ふるを好み、俊傑賢人を用ひて之れに政を問はざるなり、【詩曰】此の詩は、詩經大雅板篇にあり、【服】は事なり、我言維事とは、我言ふ所は、維れ今日の急事なりとなり、急事とは猶急務といふが如し、【先民】は古の賢人をいふ、【詢】は問ふなり、謀るなり、【芻蕘】は草刈り又は木こりをいふ、

有法者以法行、無法者以類擧、以其本知其末、以其左知其右、

凡百事異理而相守也、慶賞刑罰、通類而後應、政教習俗、相順而後行、

○第五十二章、政を爲すに、其の一を知るときは、其の他は類推して知り行ふべきことを說けり、法ある者は、其の法に由りて以て行ひ、法なき者は、類例を法ある者に求め、之れによりて擧げ行ふべし、凡て事を行ふには、其の本を以て、其の末を知り、其の左を以て、其の右を知るべし、凡百の事、其の理は異なりと雖、其の歸する所は一なり、故に其の一を知らば、其の他は類推するを得るなり、されば慶賞刑罰の道も、古聖賢の行へる類例に通じ、之れに由りて推知して應用するときは、必ず其の當を得、政治敎育習慣風俗も、古聖賢の行へる類例、又は其の土地に行はれたる類例に相順うて、而して後能く行はるゝなり、【以類擧】は類例を法ある者に取りて擧行するなり、【相守】は相守る所一なりの意なり、相守るとは、猶相歸するといふが如し、【應】は當るなり、其の當を得るなり、【順】は類例に順うて爲すなり、

八十者、一子不事、九十者、擧家不事、廢疾非人不養者、一人不事、父母之喪、三年不事、齊衰大功、三月不事、從諸侯來與新有昏、朞不事、

○第五十三章、力役を課せざるものを歷擧せり、年八十の者は、其一子だけ力役に從はず、年九十の者は、全家族力役に從はず、癈疾にして人の手をかるに非ざれば、養はれざる者は、其家族の中一人だけ力役に從はず、父母の喪に居る者は、三年の間力役に從はず、齊衰、大功の喪に居る者は、三箇月間力役に從はず、他國の諸侯に從ひて來り移住する者と、新に結婚するある者とは、一箇年力役に從はず、

【不事】は事は力役なり、事とせずとは力役に從はざるなり、古は人民は力役に從ふの義務あり、特別のも

の丈、之れを免除さる、故に從はざるなり、【擧家】は全家族なり、【非人不養者】は人の手を假るに非ざれば、養はれざるものなり、【齊衰】は一年の喪服なり、禮論篇に解せり、【大功】は九箇月の喪服なり、禮論篇に解せり、【從諸侯來】は他國の諸侯に從ひて來り、移住するものなり、【昏】は結婚なり、【朞】は一年なり、

子謂子家駒續然大夫、不如晏子、晏子功用之臣也、不如子產、子產惠人也、不如管仲、管仲之爲人、力功不力義、力知不力仁、野人也、不可以爲天子大夫、

○第五十四章、孔子の子家駒、晏子、子產、管仲に對する批評をあげたり、

孔子魯の子家駒を評して曰く、剛强不屈の大夫なり、されど齊の晏子に及ばず、晏子は功業を興せる名臣なり、されど鄭の子產に及ばず、子產は仁惠の人なり、されど管仲に及ばず、管仲の人と爲りや、才略に富む、故に功業を立つることを力めて、義を力め行はず、智謀を用ふることを力めて、仁を用ふることを力めず、禮を辨へざるの人なり、以て天子の大夫と爲す可からずと、

【子】は孔子なり、【子家駒】は魯の公子慶の孫にて、公孫歸父の後なり、名は羈、駒は字なり、魯の昭公に事ふ、左傳に事蹟あり、【續然】續の古字は賡なり、賡は音カウ、賡然は剛强不屈の貌なり、【晏子】は名は嬰、字は仲、齊の景公の臣なり、景公を輔けて齊の國を富强にせる名臣なり、左傳史記等に事蹟あり、【功用】は功業なり、功業には必ず用あり、故に功用といふ、【子產】は鄭の政治家なり、公孫僑字を子產といふ、鄭が諸强國の間に介在して、能く其の獨立を保ちたる者は、子產の力なり、故に孔子も論語に於て之れを稱せり、【管仲】は齊桓公の臣なり、仲尼篇に解せり、【力知】知は智に同じ、智謀なり、【野人】は鄙野の人なり、禮義を辨へざる人をいふ、【不可以爲天子大夫】天子の大夫は、天子を輔佐する者にて、仁義の人たら

ざる可からず、管仲は仁義を力めず、故に天子の大夫と爲す可からずといふ、

孟子三見宣王不言事、門人曰、曷爲三遇齊王而不言事、孟子曰、我先攻其邪心、

○第五十五章、孟子の齊にあるときの逸事をあげたり、

孟子三たび齊の宣王に謁えて、三たびとも、一言も政の事を言はずして去れり門人怪しみ問うて曰く、何故に三たび齊王に遇ひて、一度も政の事を言はざるやと、孟子曰く、我先づ王の邪心を攻め破り、然る後政の事を言はんとす、今は邪心を攻め破る最中なり、故に言はざるなりと、

【宣王】は齊の王なり、戰國時代にありては明君にして、賢士を招致し、學者を優遇せしは、明なる事蹟なり、孟子と宣王との關係は、孟子の書に詳し、

公行子之之燕、遇曾元於塗曰、燕君何如、曾元曰、志卑、志卑者輕物、輕物者不求助、苟不求助、何能擧、

○第五十六章、曾元の燕君を批評せる言をあげたり、

公行子燕に行く途中にて、曾元に遇へり、問うて曰く、燕君は如何なる人なるかと、曾元答へて曰く、燕君志卑くして遠大ならず、志卑き者は、凡ての事を輕んず、事を輕んずる者は、賢人を求めて、之れに助力を請はず、苟も賢人を求めて之れに助力を請はざる者は、何ぞ能く君といふ重任に堪へ得んやと、

【公行子之】公行子は齊の大夫なり、之は語助にて、音調上つけし字なり、【之燕】之は行なり、ユクと訓む、【曾元】は孔子の弟子たる曾子の子なり、事蹟詳ならず、【塗】は中塗なり、中塗は中途に同じ、【燕君】は何公なるか詳ならず、幽公、烈公、孝公、靖公、桓公の中ならん、【志卑】は志卑しくして遠大ならざるをいふ、【不求助】は賢人を求めて、之れに助力を請はざるなり、【擧】は國君といふ重任を擧ぐる

に堪へ得んやとなり、

氏羌之虜也、不憂其係壘也、而憂其不焚也、利夫秋豪、害靡國家、然且爲之、幾爲知計哉、

○第五十七章、小利を貪りて國家を滅すものを刺れり、

氏羌といふ夷の國の人が捕虜となるや、其の引きしばられて苦しめらるゝを憂へずして、其の死して屍を火にて焚かれざるを憂ふといふ、其の愚誠に笑ふ可し、彼の國家を治むるもの公正ならずして利を貪る、利する所は秋毫の細微と雖、其の害は乃ち國家を滅すに至るなり、然るに世の君臣は、之れを爲すなり、其の小利を愛して、國家滅亡の大害を憂へざる、何を以て氏羌の笑ふべきに異ならんや、此れ豈計を知るものと爲すを得んや、

【氏羌】は支那の西部に蟠據せし蠻族なり、【虜】は捕虜なり、【係壘】壘は累と通ず、係累とは、引きしばらるゝなり、【憂其不焚】は氏羌の俗、人死するときは、其の屍を火葬するを以て禮とす、故にいふ、墨子節葬篇に、秦之西、有儀渠之國者、其親戚死、聚柴薪而焚之燻上、謂之登遐、然後成爲孝子とあり、氏羌も亦此れと同じ風俗なるべし、【秋豪】は秋毫に同じ、細微をいふ、蓋し秋は獸の毫抜け變りて小さし、よりて細微に喩ふ、【靡】は滅なり、ホロボスと訓む、【幾】は豈と通ず、アニと訓む、

今夫亡箴者、終日求之而不得、其得之、非目益明也、眸而見之也、心之於慮亦然、

○第五十八章、思慮は謹みて專一にすべきことを說けり、

今彼の針を失へる者は、終日之れをさがし求めて得ず、其の漸くにして之れをさがし得るや、目の明に物を見る力が增せし爲にあらず、目を低くして能く丁寧に見たるが爲なり、心の思慮に於けるも亦然り、能く、丁寧に專一に思慮するときは、何事も誤らざるなり、

【亡箴】亡は失なり、ウシナフト訓む、箴は針なり、
【眸】は眴と通ず、目を低くして謹み視るをいふ、

義與利者、人之所兩有也、雖堯舜不能去民之欲利、然而能使其欲利不克其好義也、雖桀紂、亦不能去民之好義、然而能使其好義不勝其欲利也、故義勝利者爲治世、利克義者爲亂世、

此の節は、義と利とを欲する心は、共に人の有する所なり、たゞ上の好尚如何により、或は義を好みて善に趨り、或は利を好みて惡に赴くことを說けり、

義を欲する心と、利を欲する心とは、人の兩ながら有する所なり、堯舜の聖王と雖、民をして利を欲するの心を去らしむること能はず、然り而して、能く敎へ導きて、其の利を欲する心をして、其の義を好むの心に勝たざらしむるに過ぎざるなり、桀紂の暴王と雖、亦民をして其の義を好む心を去らしむる能はず、然り而して、能く之れを惡に導きて、其の義を好む心をして、其の利を欲する心に勝たざらしむるに過ぎざるなり、是れ故に、堯舜の如く、民を敎化して、民の義を好む心が、利を好む心に勝つを、治平の世と爲し、桀紂の如く、民を惡化して、民の利を好む心が、義を好む心に勝つを、騷亂の世と爲すなり、

【義與利】は義を好むの心と利を好むの心との意なり、【欲利】は利を欲する心の意なり、【好義】は義を好む心の意なり、

上重義、則義克利、上重利、則利克義、故天子不言多少、諸侯不言利害、大夫不言得喪、士不通財貨、有國之君、不息牛羊、錯質之臣、不息鷄豚、家卿不脩幣施、大夫不爲場園、從士以上、皆羞

利而不與民爭業、樂分施而恥積藏、然故民不困財、貧窶者有所竄其手、

此の節は、上の好尚如何によつて、民或は義を好み、或は利を好む、故に天子より以下士に至るまで、利をはからずして義を好み、以て民を善に導くことを説けり、

以上述ぶるが如く、君上義を重ずるときは、則ち民之れに化して、其の義を好むの心が、利を好むの心に勝ち、君上利を重ずるときは、則ち民之れに化して、其の利を好むの心が、義を好むの心に勝つ、是れ故に、天子は財貨の多少を言ひて、利に汲々たらず、諸侯は貨財に就て利害を言はずして、たゞ義をこれ見、大夫は貨財に就いて、得失を論ぜずして、たゞ義に之れ據り、士は財貨を融通して利を貪らず、又國を有てる人君は、牛羊を畜ひて、利殖をはからず、士大夫は、鷄豚を畜ひて、利殖をはからず、又上卿は籬垣こはれ破ると雖、自ら之れを修葺せず、大夫は自ら田畑を耕さず、皆之れを民に任して、民の利を奪はず、かく士より以上のもの、皆利を貪ることを羞ぢて、民と業を爭はず、人に分ち施すことを樂みて、財貨を積み藏むることを恥づるなり、是れ故に、人民は財に困しまず、貧窶の者も働く所あり、以て其の口を餬するに足る、かゝれば自然に義を好むに至るなり、

【多少】は財貨の多少なり、得喪は得失に同じ、【利害、得喪】皆財貨に就ての利害得喪なり、【不通財貨】は財貨を融通して利を貪ることとなり、【息】は畜ひ育つるなり、【錯質之臣】錯は置なり、質は贄と通ず、士の君に事ふる時、贄を執りて以て君に捧ぐる所の幣物なり、一句の意は、贄を執りて君に置くの臣なり、儀禮士相見禮篇に、士大夫奠贄於君再拜稽首とあり、されば錯質之臣とは士大夫を指すなり、【冢卿】は上卿なり、【修】は修復なり、【幣施】幣は敝と通ず、破れ壞はるゝなり、施は杝と通ず、籬垣なり、【爲】は治なり、ヲサムと訓む、【場園】は共に蔬菜を植うる所、即ち畑なり、春夏蔬菜を種ゑつけて耕すときは、之れを圃といひ、秋冬此に小屋を築きて其の蔬菜を畜ふときは、之れは場といふ、皆之れを園地に於てするが故に、場園とい

ふなり、【從】は自なり、ヨリと訓む、【然故】は猶是故といふが如し、【貧窶者】は貧にして禮を爲す能はざるものをいふ、極貧者なり、【有所竄其手】竄は容なり、イルと訓む、其の手を容るゝ所ありとは、其の手を容れて働く所ありの意なり、

○第五十九章、義を好むの心と、利を好むの心とは、人の共に有する所なり、たゞ人君の敎導如何によつて、人民或は義を好み、或は利を好むに至る、故に天子より以下士に至るまで、利を貪らずして義を好むときは、民感化して義を好み善に趨るに至ることを說けり、

文王誅レ四、武王誅レ二、周公卒レ業、至二成康一則案無レ誅已、

○第六十章、周室の治平に至る順序を說けり、

周が天下を一統せし順序をいはん、文王は翟、密、崇、昆夷の四箇國を誅伐し、武王は黎、般の二箇國を誅伐し、周公王業を完成し、成王康王に至りて、天下太平、復誅伐することなし、

【誅四】四は翟、密、崇、昆夷の四箇國をいふ、仲尼篇に詳解せり、【誅二】二は黎、般の二箇國をいふ、仲尼篇に詳解せり、【成康】は成王康王なり、【案】はコヽニと訓む、語助なり、

多積レ財羞レ無レ有、重二民任一而誅二不能一、此邪行之所二以起一、刑罰之所二以多一也、

○第六十一章、人君賦稅を苛重にして民をさいなむときは、民惡をなし刑罰を用ふること多きに至る理を說けり、

人君たるもの多く、財貨を積み畜へて、貧しきを羞ぢ、人民の負擔を重くして、其の負擔に耐へざるものは、之れを誅戮するときは、人民貧苦に堪へずして、惡事をなすに至る、此れ民に邪行の起る所以なり、民邪行をなせば、則ち之れを處分す、此れ刑罰の多くなる所以なり、

【無有】は財貨あるなしにて、貧をいふ、【任】は負擔なり、租稅を指す、【不能】能は耐と通ず、タフルと訓

む、不耐は負擔に耐へざるものをいふ、

上好義則民闇飾矣、上好富則死利矣、二者治亂之衢也、民語曰、欲富乎、忍恥矣、負施矣、絕故舊矣、與義分背矣、上好富則人民之行如此、安得不亂、

○第六十二章、人君義を好むときは、民も亦義を好みて世治まり、富を好むときは、民も亦富を好みて、あらゆる不義を行ひ、世亂るゝに至ることを說けり、君上義を好むときは、則ち人民此れに化して、人の見ざる所にても、自ら心身を修め飾りて、利に走らず、之れに反して、君上富を好みて利を貪るときは、則ち人民此れに化し、爭うて利を貪り、此れが爲に死を厭はざるに至るべし、故に人君が義を好むと、富を好むとの二つの者は、治亂の分るゝ路なり、民の語に曰く、「富を欲さんか、恥をこらへ忍べ、施與する道にそむけ、故舊と絕交せよ、義と分れ背けよ」と、君上富を好みて利を貪るときは、則ち人民の行、此の如し、國安んぞ亂れざるを得んや、

【闇飾】闇は隱闇にて、己獨り居り人の見ざる處をいふ、飾は修め飾るなり、言ふは、人の見ざる所にても、心身を修め飾りて、少しも利に走らずとなり、【死利】は利を得んと爭うて、死をも厭はざるをいふ、【衢】は二またの岐路をいふ、【負施】負はソムクと訓む、負施は施與する道に負けなり、【背】は倍なり、そむくこと、

湯旱禱曰、政不節與、使民疾與、何以不雨至斯極也、宮室榮與、婦謁盛與、何以不雨至斯極也、苞苴行與、讒夫興與、何以不雨、至斯極也、

○第六十三章、大旱魃のとき、殷の湯王が上帝に雨乞

ひせし言葉をあげたり、殷の湯王のとき、七箇年の大旱魃あり、人民大に苦しめり、湯王乃ち上帝に雨を乞ひ、禱りて曰く、我政節度あらざるが爲か、我德足らずして、民をして疾苦せしむるによるか、何を以て雨を降らしめ給はざること、斯の如く久しき極に至るか、我宮室華美に過ぐるが爲か、婦謁の盛に行はるゝが爲か、何を以て雨降らしめ給はざること、斯の如く久しき極に至るか、賄賂行はるゝ爲か、小人興りて政を擅にするによるか、何を以て雨降らしめ給はざること、此の如く久しき極に至るかと、此の語の未だ畢らざる中に、大に雨降りしことは、諸子史に見えたり、

【湯】は殷の湯王なり、【旱】湯王の時に大旱魃あり、七箇年もつゞきしこと、史に見ゆ、【節】は節度なり、【疾】は疾苦なり、【斯極】は斯の如く久しき極にの意なり、【榮】は盛なり、華美なるをいふ、【婦謁】謁は請なり、婦人よりの請願にて、内々の依賴をいふ、【苞苴】は鄭玄の說に、魚肉を裹む者にて、或は葦を以て造り、或は茅を以て造るとあり、賄賂は必ず物を以て包裹すること、苞苴の魚肉をつゝむが如し、故に賄賂を苞苴といふに至れり、【讒夫】は讒言を弄する丈夫にて、小人のことなり、

天之生民、非爲君也、天之立君、以爲民也、故古者列地建國、非以貴諸侯而已、列官職差爵祿、非以尊大夫而已、

○第六十四章、天帝が君を立つるは、人民の爲にすることを說けり、

天帝が人民を此の世に生み降せるは、人君の爲に生み降せるに非ず、天帝の人君を立つるは、人民の爲に立てしなり、何となれば、君ありて主宰することなければ、人民は相爭ひて亂るればなり、此れ故に地を列ねて國を建つるは、諸侯を貴ぶのみに非ず、官職を列ね、爵位俸祿に等級を設け、大夫を置くも、たゞに此れ等の者を尊ぶのみに非ず、皆人民の爲をはかるなり、

【列地】は地を連ぬなり、猶地續きにといふが如し、

【國】は諸侯の領地をいふ、【差】は等級なり、

主道知人、臣道知事、故舜之治天下、不以事詔、而萬物成、

○第六十五章、人君と臣との職掌の別を説けり、

人主たる者の道は、賢人を知りて之れを登用するにあり、臣下たる者の道は、己が職務を知りて、之れを守るにあり、君臣各〻之れを知りて行ふときは、天下太平なり、故に古舜帝の天下を治むるや、賢人を登用して、之れに政を一任し、自ら政事を執り命令を下さず、されど登用せられたる賢人、各〻其の職務を守りて政を爲しければ、天下太平に、萬物各〻其の發育を遂げぬ、

【知人】を賢人を知りて登用するをいふ、【知事】事は職務をいふ、職務を知りて守るなり、【詔】は詔し告ぐるなり、【萬物成】萬物の充分に發育を遂ぐるをいふ、

農精於田、而不可以爲田師、工賈亦然、

○第六十六章、大體に通せずして、一局部に精しきものは、其の長たる資格なきことを説けり、

農夫は田地のことに精密なれども、以て農業を掌る長官となす可からず、何となれば、一局部に留り、大體に通せざればなり、工人商人も亦然り、

【田師】は農業を掌る長官なり、【工賈】は工人と商人となり、

以賢易不肖、不待卜而後知吉、以治伐亂、不待戰而後知克、

○第六十七章、賢人を以て不肖に易へ、治國を以て亂國を伐つの吉なることは、言はでも明白なることを説けり、

賢人を以て不肖の者に取り易ふることの吉なることは、言はでも知れし事にて、卜筮にて占ふを待て而して後、吉なることを知らざるなり、又治まれる國を以て、亂れし國を伐てば、直に勝つことは、言はでも知れし事にて、實際に戰ふを待ちて而して後、克つことを知らざるなり、

齊人欲伐魯、忌卞莊子、不敢過卞、晋人欲伐衛、畏子路、不敢過蒲、

○第六十八章、賢勇の士の居る所は、敵人畏れて避くることを例說せり、

齊人魯を伐たんと欲すれども、卞莊子の勇を畏れ、敢て兵を率ゐて卞邑を過ぎず、晋人衛を伐たんと欲すれども、子路の賢にして勇あるを畏れ、敢て兵を率ゐて蒲邑を過ぎず、二士によりて魯衛は侵伐の難を免れたり、國に賢勇の士の必要なること知るべし、

【卞莊子】は魯の大夫なり、勇を以て聞ゆ、其の事蹟を詳にせず、【卞】は魯の邑名、卞莊子の守る所なり、【子路】仲由字は子路、孔子の弟子にて、特に勇を以て聞ゆ、衛に仕へ遂に國難に死せり、【蒲】は衛の邑名、子路の守る所なり、

不知而問堯舜、無有而求天府、先王之道、則堯舜已、六蓺之博、則天府已、

○第六十九章、人知らざることあれば先王の道を學び、人何も有せざらば六經を學ぶべしといふことを說けり、

人知らざることあれば、堯舜に問へ、富を有せざれば、之れを自然の寶庫に求めよ、我先王の道は、即ち生ける堯舜のみ、六經の博き學田は、即ち自然の寶庫のみ、此の道に由れば、即ち知らざることなく、此の寶庫に入らば、即ち富まざることなし、

【無有】は富を有つなきなり、【天府】は自然の寶庫なり、【六蓺】は六藝に同じ、六藝は六經なり、六經は易、書、詩、禮、樂、春秋をいふ、

君子之學如蛻、幡然遷之、故其行效、其立效、其坐效、其置顏色出辭氣效、無留善、無宿問、

○第七十章、君子の學を爲す法を說けり、

君子の學を爲す法は、恰も蟬のぬけかはるが如く、翻

然として、舊き汚行を洗ひ去りて新しき善き行に遷るなり、故に君子は、其の道を行くにも古の聖賢に效ひ、其の立つにも古の聖賢に效ひ、其の坐するにも古の聖賢に效ひ、其の顏色のしかたより、其言葉氣象を出すにも、古の聖賢に效ひ、一善言一善行を得れば、直に服膺踐行して、留滯することなく、知らざること、疑はしきことあれば、直に人に問ひ、ぐずぐずすることとなし、

【如蛻】蛻は蟬のぬけかはるとなり、言ふ意は、蟬のぬけかはる如く、すつかり新しくなるとなり、【幡然】は飜然に同じ、ひるがへりかはる貌なり、【遷之】は新しき善き行に遷るなり、【效】は放なり、ナラフと訓む、古の聖賢にならふなり、【置顏色】は顏色をつかふなり、顏色のなし方をいふ、【辭氣】は言葉氣象なり、【無留善】は善きことを行はずに滯留することなしにて、直に行ふをいふ、【無宿問】は問ふことを宿むることとなしにて、直に問ふをいふ、

善學者盡其理、善行者究其難、

○第七十一章、善く學び善く行ふもののことを說けり、

善く學ぶ者は、其の物の道理を研め盡くし、善く行ふ者は、其の行ひ難きことを究め行ふなり、

【難】は行ひ難きことなり、

君子立志如窮、雖天子三公問、正以是非對、

○第七十二章、君子の志、正大剛强なることを說けり、

君子志を立つる正大剛直、殆ど變通を知らざるものゝ如し、天子三公の御尋と雖、正しく是非を明言して對へ、毫も諱避する所なし、

【立志如窮】は窮は窮迫にて通ぜざるをいふ、一句の意は、志を立つること、正大剛直にして殆ど變通を知らざるが如しとなり、【三公】は太師、太傅、太保にて、朝廷にて最高の官位なり、

君子隘窮而不失、勞倦而不苟、臨患難而不忘絪席之言、

○第七十三章、君子如何なる場合に臨みても、守る所

を失はざることを說けり、

君子は困厄窮乏することありとも、平生の志を失はず、勞れ倦むことありとも、苟にも安逸を貪らず、患難に臨みても、平生談ずる所の言を忘れず、之れを履行するなり、

【隘窮】隘は阨に同じ、困厄なり、窮は窮乏なり、【不失】は平生守る所の志を失はざるなり、【不苟】は苟にも安逸を貪らざるなり、【絪席之言】絪は茵に通ず、茵は蓐なり、絪席の言とは、平生蓐席の上にて談ぜし言にて、平生の言なり、

歲不寒、無以知松栢、事不難、無以知君子、無日不在是、

○第七十四章、君子は平生養ふ所あり、故に患難に臨みて節操あらはるゝことを說けり、

歲寒くなれば、萬樹凋落して、松栢のみ獨り靑々たり、故に歲寒くならざれば、松栢の節操を知ることなし、人も亦此の如し、多くの人は患難に遇ふときは、志を變じ、節を屈するも、獨り君子のみ依然たり、故に患難なる事に遇はざれば、以て君子の節操を知ることなし、君子は一日として心是の道を修むるに在らざるはなし、是れ即ち患難に處して節を變ぜざる所以なり、

【栢】は我國のひのきなり、【事不難】は事難からざればにて、患難の事に遇はざればの意なり、【在是】は心是の道を修むるにあるなり、

雨小、漢故潛、夫盡小者大、積微者著、德至者色澤洽、行盡者聲聞遠、小人不誠於內、而求之於外、

○第七十五章、物は小をつみ、微を重ねて、大に顯はるゝことを說けり、

雨滴は小なれども、降り積もるが故に、漢水の大江も深くなり、遂に汎濫するに至る、夫れ事の成るも亦此の如し小を積み盡くすときは、大となり、微を積みかさぬるときは、著はれ、德を修め極むるときは色澤徧

くよく、行を爲し盡くすときは、名聲遠く聞ゆ、君子はかく心を誠にして德行を積み極む、故に天下の崇仰する所となり、小人は之れに反し、心誠ならずして、徒に外に向つて名聲のあらはれんことを求む、誤れるの甚しきものなり、

【雨小漢故潛】は古來より詳ならずとなす、今諸注を折衷し、自見を加へて說くこと左の如し、漢は漢江なり、潛は深なり、フカシと訓む、一句の意は、雨滴は小なりと雖、降り積る故に、大なる漢江と雖深くなりて、遂には汎濫するに至るとなり、小積りて大となり、細積りて著はるゝに喩ふるなり、【德至而色澤洽】は德を修め極めて色澤遍くよきをいふ、大學の富潤屋德潤身と同意なり、【内】は心なり、

言而不稱師謂之畔、教而不稱師謂之倍、倍畔之人、明君不内朝、士大夫遇諸塗不與言、

○第七十六章にて、師にそむくものは、人々齒せざることを說けり、

談論しても、其の師に受けしことを稱せずして、己獨り知りしが如く言ふものは、之れを師に畔くものといふ、又人を教へて、其の師に受けしことを言はずして、己獨り道を知りしが如く言ふものは、之れを師に反逆するものといふ、此の如き人非人は、明君は排斥して朝廷の内に入れず、士大夫は之れに途中に出遇ふも、蔑すみて言葉を交へざるなり、

【不稱師】は師匠より受けしことを稱せずして、己獨り知りしが如くいふをいふ、【畔】はソムクと訓む、【倍】は背に同じ、ソムクと訓む、反逆なり、畔より意强し、【不内】内は入なり、イルと訓む、

不足於行者說過、不足於信者誠言、故春秋善胥命、而詩非屢盟、其心一也、

○第七十七章、言足らずして信實足るものを稱せり、行の足らざるものは、言說すること甚だ過ぐ、之れを蔽ひかくさんが爲なり、信實足らざるものは、言說を誠らしくす、之れをかくさんが爲なり、此れ等は、皆

僞善なり、故に春秋に、齊侯と衞侯と蒲に相誓命せるを稱揚し、詩に屢〻盟約することを非れるは、其の意同じく信實を稱して僞善を惡むにあり、

【說】は言說なり、【誠レ言】は言說を誠らしくいふの意なり、【春秋善二胥命一】胥は相なり、命は誓命なり、相誓命すとは、誓命して血をすゝるの儀式を畧せしなり、此れを稱せしは盟に信實を以てして、形式を避けし故なり、春秋桓公三年、夏、齊侯衞侯胥二命于蒲一の公羊傳に、胥命何、相命也、何言二乎相命一、近レ正也、此其爲レ近レ正奈何、古者不レ盟、結レ言而退とあり、之れをうけしなり、【詩非二屢盟一】は詩經小雅巧言篇に、君子屢盟、亂是用長とあるをいふ、誠實なき故に屢〻盟ふ、之れを以て刺れるなり、【其心】は猶其の意といふが如し、

善爲レ詩者不レ說、善爲レ易者不レ占、善爲レ禮者不レ相、其心同也、

○第七十八章、何事にても善く至理を會得せるものは、言說を弄せざることを說けり、

善く詩を治め究むるものは、詩の意を、かれこれと說かず、善く易を治め究むるものは、占ひ說かず、善く禮を治め究むるものは、贊相となりて、彼れ此れとしやべらず、其の意は、同じく至理を會得せるものは、言說を弄せざるをいふなり、

【爲】は治なり、ヲサムと訓む、治め究むるなり、【相】は贊相なり、贊相は禮式の時の接伴說明の役をいふ、

曾子曰、孝子言爲レ可レ聞、行爲レ可レ見、言爲レ可レ聞、所二以說一レ遠也、行爲レ可レ見、所二以說一レ近也、近者說則親、遠者說則附、親レ近而附レ遠、孝子之道也、

○第七十九章、曾子の言を引きて、孝子の道を說けり、

曾子曰く、孝子は妄に言はず、言はゞ人をして聞かしむべき信實の言を爲す、又孝子は妄に行はず、行はゞ人をして見て則らしむべき誠實なる行を爲す、人を

して聞きて則らしむべき信實の言を爲すは、此れ遠方の人をして、其の言を傳へ聞きて、悅び慕はしむる所以なり、人をして見て則らしむべき誠實なる行を爲すは、此れ近き所の人をして、其の行を見て、悅び慕はしむる所以なり、近き所の者、悅び慕ふときは、則ち親しみ來り、遠方の者、悅び慕ふときは、則ちなつき來るなり、かく近き所の者を親しまし、遠方の者をなつかすは、孝子の道なり、

【曾子】は孔子の弟子なり、解蔽篇に解せり、【言爲可聞】は妄に言はず、言はゞ人をして聞きて則らしむべき信實の言を爲すとなり、【行爲可見】は妄に行はず、行はゞ人して見て則らしむべき誠實の行をなすとなり、【說】は悅と通ず、ヨロコブと訓む、【附】はナツクと訓む

曾子行、晏子從於郊曰、嬰聞之、君子贈人以言、庶人贈人以財、嬰貧無財、請假於君子、贈吾子以言、乘輿之輪、大山之木也、示諸檃栝、三月五月、爲幬菜蔽、而不反其常、君子之檃栝、不可不愼也、愼之、蘭茝稾本、漸於蜜醴、一佩易之、正君漸於香酒、可讒而得也、君子之所漸、不可不愼也、

○第八十章、晏子の言を引き、君子は人を浸染する法(即ち敎化する法)を、愼まざる可からざることを說けり、此の章は、晏子春秋、孔子家語にも出でたり、たゞ文に小異あるのみ、されど晏子は孔子の先輩にして、曾子の父、猶孔子の弟子たり、曾子は孔子より少きこと四十六歲なるより見れば、晏子が之れを送るといふことは受取れず、想ふに好事者之れを爲りたるものなるべし、

曾子行く、晏子之れを郊に見送りて曰く、嬰之れを聞けり、君子は人に贈るに善言を以てし、小人は人に贈るに貨財を以てすと、嬰は貧にして貨財なければ、之れを贈るに由なし、請ふ假りに君子の爲す所を學び、吾子に贈るに言を以てせん、乘輿の輪は、大山の木を伐りて之れを檃栝の器にかけて置くと、或は三箇月、或は五箇月の後、輪に造る然る時は、轂や輻は破れこはれても、輪は伐りしときの如きますぐなる狀態に反らざるなり、是れに由りて之れを觀れば、君子が檃栝を用ひて人を矯め正す方法は、謹まざる可からざるなり、誤らば人を殺す、吾子請ふ之れを愼めよ、夫れ蘭茝の莖や根を、甘醴に浸し置くときは、香美更に一段を增し、佩玉と之れを交易する程になるが如く、正直の君も、之れを賢人といふ香酒に浸すときは、更に一段の德を增すが故に、姦佞の小人と雖、讒言を弄することを得べけんや、得べからざるなり、君子の人々を浸染する法の、愼まざる可からざるや、以て明なり、

【晏子】は齊の景公の相なり、前に解せり、【郊】は城外四方百里の間をいふ、【嬰】は晏子の名なり、【庶人】は即ち小人なり、【示】は寘と通ず、オクと訓む、【檃栝】は木を矯め曲ぐる器械なり、【三月五月】は或は三箇月、或は五箇月なり、【幬采】幬は轂を冒ふ革なれども、此は轂の意に見るべし、采は讀んで菑と爲す、輻なり、車の矢なり、【其常】は其の平常にて、輪の檃栝にかけざる前、即ち伐りたるまゝの時をいふ、【蘭茝】は共に香草なり、【槀本】槀は莖なり、本は根なり、【漸】は浸なり、ヒタスと訓む、【蜜醴】は蜜の如き甘き醴酒なり、【玉佩】は佩玉に同じ、易は交易なり、【正君】は正直の君なり、【香酒】は賢人に比す、【可讒而得】而は之と通ず、コレと訓む、一句の意は、讒言することを得べけんやとなり、

人之於文學也、猶玉之於琢磨也、詩曰、如切如瑳、如琢如磨、謂學問也、和之璧、井里之厥也、玉人琢之、爲天下寶、子贛季路、故鄙人也、被文學、服禮義、爲天下

列士、學問不厭、好士不倦、是天府也、

○第八十一章、學問の人に缺く可からざることを説けり、

人の學問に於けるは、猶玉の琢磨に於けるが如きなり、玉も琢磨せざるときは、器とならず、人も學問せざれば、人の人たる道を知らざるなり、昔の詩に曰く「彼の君子が修德の有樣を見るに、丁度工人が或は獸骨をきりみがき、或は象牙をきりみがき、或は玉をほりみがき、或は石をほりみがきて、以て器を造るが如し」と、此の詩はつまり君子が學問する方法を謂ひたるなり、彼の卞和の璧は、もと井里といへる處の門の橛なりしが、玉人が之れをほりみがきてより、遂に天下の寶となれり、之れと同じく、子貢と季路とは、もと鄙しき人なりしが、學問といふ衣服を被り、禮義といふ衣服を着たるが爲に、遂に天下に名高き士となれり、是れ故に、學問して厭はず、善き士を好み、之れと交りて智德を研くは、是れ自然の寶庫に入るが如し、其の得る所の利益、誠に料り知る可からざるなり、

【文學】は學問なり、【琢磨】玉をほりみがくを琢といひ、石をほりみがくを磨といふ、【詩曰】此の詩は、詩經衛風淇澳の篇にあり、衛の武公の德を頌せり、此に引用せる一節は、武公の德を修むる有樣をいへるなり、【切】は獸の骨をきりみがきて器となすをいふ、【瑳】は象牙をきりみがきて器となすをいふ、【和之璧】は卞和の見出せし璧なり、韓非子和氏篇に其の由來を記して曰く、楚人和氏得玉璞楚山中、奉獻厲王、王使玉人相之、曰、石也、王以和爲詐、而刖其左足、及武王即位、和又獻之、王使玉人相之、又曰石也、王又以和爲詐、而刖其右足、文王即位、和乃抱其璞而哭於楚山之下、三日三夜、泣盡而繼之以血、王聞之、使人問其故、曰、天下之刖者多矣、子奚悲之、和曰、吾非悲刖也、悲夫寶玉而題之以石、貞士而名之以詐、此吾所以悲也、王乃使玉人理其璞而得寶焉、遂命曰和氏之璧とあり、

【井里之厥】井里は里の名なり、厥は橛と通ず、橛は門のしきみなり、井里の厥とは、井里の入口にある門の

しきみなり、是れより璧を得たりといへば、石の門なるべし、前にあげし韓非子には、和氏の璧を以て楚山の麓に得たりといひ、玆には井里の門のしきみより得たりといひ、其の說同じからざるは、蓋し傳聞の異に出づるなるべし、【天下寶】和氏の璧は天下の寶となりしことは、史記の藺相如傳にも、和氏璧、天下所共傳寶也とあり、趙の惠文王之れを得たるを、秦の昭王之れを奪はんとし、藺相如の力によりて之れを完うするを得たるは、名高き話なり、【子贛】贛又貢に作る、姓は端木、名は賜、子貢は其の字なり、衞の人なり、孔子の門人にて、辯說に秀でたる政治家なり、魯、衞二國の相となり、晚に齊に終れり、【季路】は仲由の字なり、由字は子路、一に季路といふ、其の傳は前に說けり、【天下列士】は天下に名を列ぬる士の義なり、【好士】は善士を好み交るなり、【天府】は自然の府庫なり、

君子疑則不言、未問則不言、道遠日益矣、

○第八十二章、君子は言を愼み道を爲むることを說けり、此の語は、大戴禮曾子制言篇及び曾子立事篇に出づ、曾子の語なり、荀子之れを諷誦せるを、弟子の筆記せしものなるべし、

君子は疑ふ所あれば則ち言はず、誤を言はんことを恐るればなり、人が未だ問はざれば則ち言はず、出過ぐるを恐るればなり、夫れ聖人の道は久遠なりと雖、かく言を愼みて之れを修め行くときは、日々に益する所あり、遂には之れを窮むることを得べし、

【日益】は日々益する所ありの意なり、

多知而無親、博學而無方、好多而無定者、君子不與、

○第八十三章、君子は定操なき者を嫌ふことを說けり、多く物事を知れども、實踐躬行することなく、博く學問すれども、少しも定見なく、彼れ此れと多くいろ〳〵の物をすき好みて、止まる所なきものは、君子仲間とせざるなり、

【親】は親しく行ふなり、實踐躬行のこと、【無方】方は

向なり、志の向ふ所なり、志の向ふ所なしとは、定見なきをいふ、【無定】は定り止まる所なきなり、【與】はクミスと訓む、仲間とすることなり、

少不諷、壯不論議、雖可未成也、

○第八十四章、少壯の時詩書を讀み道義を論議せざるものは、一人前の人間にならぬことをいへり、

少年にして詩書を諷誦せず、壯年になりて道義を論議せざるものは、其の性質は善しと雖、未だ一人前の人間には成らざるなり、

【少】は少年なり、【諷】は諷誦にて、節をつけて讀むこと、詩書を諷誦するをいふ、【壯】は壯年なり、【論議】は道德を論議するなり、【可】はヨシと訓む、性質よきなり、【成】は一人前の人間と成るをいふ、

君子壹教、弟子壹學、亟成、

○第八十五章、師弟各專一なるときは、學問速に成就することを言へり、

君子人を敎ふるに專一にして、弟子學問を受くるに專一なるときは、其の學速に成就するなり、

【壹】は專壹なり、【亟】は急なり、スミヤカと訓む、

君子進則能益上之譽、而損下之憂、不能而居之誣也、無益而厚受之竊也、

○第八十六章、君子仕ふるときは、上は君を益し下は民を恤むことを說けり、

君子進みて仕ふるときは、則ち能く君上の名譽をまして、下民の憂を減ずるなり、故に人臣たるもの、不能にして位に居るは、此れ君を誣ひて祿を盜むものなり、君の名譽を益すことなくして、厚く祿を受くるは、此れ位を竊むものなり、

【進】は進みて位にあるなり、【損】は減なりへらすこと、【誣】は君を誣ひ祿を盜むなり、【受之】は祿を受くるなり、【竊】は位を竊むなり、

學者非必爲仕、而仕者必如學、

○第八十七章、學ぶ者及び仕ふる者に對する訓戒なり、

學問をするは、必しも仕官をするが爲にあらず、小にしては我身を善くし、大にしては人を敎へ濟はんが爲なり、然れども、仕官する上は、必ず學びし所に背かざる樣にすべきなり、

【如學】は學び所の如くすにて、學びし所に背かざるをいふなり、

子貢問於孔子曰、賜倦於學矣、願息事君、孔子曰、詩云、溫恭朝夕、執事有恪、事君難、事君焉可息哉、然則賜願息事親、孔子曰、詩云、孝子不匱、永錫爾類、事親難、事親焉可息哉、然則賜願息於妻子、孔子曰、詩云、刑于寡妻、至于兄弟、以御家邦、妻子難、妻子焉可息哉、然則賜願息於朋友、孔子曰、詩云、朋友所攝、攝以威儀、朋友難、朋友焉可息哉、然則賜願息耕、孔子曰、詩云、晝爾于茅、宵爾索綯、亟其乘屋、其始播百穀、耕難、耕焉可息哉、然則賜無息者乎、孔子曰、望其壙、皐如也、嵮如也、鬲如也、此則知所息矣、子貢曰、大哉死乎、君子息焉、小人休焉、

○第八十八章、孔子の語をあげ、死は人の休息所なることを說けり、孔子の意は、蓋し人此の世に在る中は、休息することなく勉め働かざる可からずといふ

にあり、

子貢孔子に問うて曰く、賜は學問に倦めり、願くは君に事へて祿を受け、休息せんと、孔子曰く、昔の詩に云ふ、「朝夕温和恭敬にして事へ、事務を執るには敬みて粗にせず」と、是れに由れば、君に事ふること難し、君に事へてどうして休息すべけんやと、子貢曰く、然らば則ち賜は願くは親に事へて養育を受け、以て休息せんと、孔子曰く、昔の詩に云ふ「孝子の親に事ふるに、心を竭くさゞる時なければ、上帝は永遠に汝孝子に善きさちを賜ふ」と、是れに由れば、親に事ふること難し、親に事へてどうして休息すべけんやと、子貢曰く、然らば則ち賜は願くは妻子を畜へて休息せんと、孔子曰く、昔の詩に云ふ、「正妻に法りて之れを感化し、次に兄弟を感化し、其れより家を治め邦を治む」と、妻子を治むること難し、妻子を畜へてどうして休息すべけんやと、子貢曰く、然らば則ち賜は願くは朋友と交り、其れによりて以て休息せんと、孔子曰く、昔の詩に云ふ、「朋友は相助け合ふ所あり、相たすけあふに威儀を以てす」と、是れに由れば、朋友と交ること難し、朋友と交りて、どうして休息すべけんやと、子貢曰く、然らば則ち賜は願くは農夫となりて休息せんと、孔子曰く、昔の詩に曰く、「汝農夫よ、今は冬にて業務暇なりとて休息すること勿れ、晝は野に往きて茅を刈り、宵は索をなひ、速に屋に升りて其の修理をなせよ、而して春になりて始めて多くの穀物を播きつけよ」と、是れに由れば、耕作すること難し、農夫になりてどうして休息すべけんやと、子貢曰く、然らば則ち賜は休息する所なきやと、孔子曰く、あり、其方にある丘壠を望むに、高く物を韜む形の如きものあり、山の頂の如きものあり、圓くして鬲を覆せたるが如きものあり、此れを見て汝は汝の休息する所を知らんと、子貢聞きて嘆じて曰く、大なる哉死や、君子も小人も死すれば、こゝに永遠に休息を得るなりと、

【子貢】は前に傳せり、【賜】は子貢の名なり、【息事君】は君に事へて祿を得、休息せんとなり、以下息事親、息於妻子など、皆此れと同句調なり、【詩云、温恭朝夕、執事有恪】此の詩は、詩經商頌那の篇にあり、此の句は、もと祭祀の時に恭敬なるべきことを歌ひたるものなれども、此にては君に事ふる意に見るべし、

溫恭朝夕とは朝夕溫恭に同じ、事は事務なり、恪は敬なり、ツヽシム又はウヤマフと訓む、【詩云孝子不レ匱永錫二爾類一】此の詩は、詩經大雅既醉の篇にあり、匱は竭なり、ツクと訓む、錫は賜なり、タマフと訓む、類は善なり、善きさちなり、一句の意は、孝子の親に事ふるに、心を竭くさゞる時なければ、上帝は永遠に汝孝子に善きさちを賜ふとなり、【詩云刑二于寡妻一至二于兄弟一以御二于家邦一】此の詩は、詩經大雅思齊の篇にあり、刑は法なり、ノットルと訓む、寡妻は適妻なり、適妻は正妻なり、刑二于寡妻一とは正妻ののり手本となりて、之れを敎化するなり、至二于兄弟一は兄弟を感化するに至るなり、御は治なり、ヲサムと訓む、【詩云朋友攸レ攝、攝以二威儀一】此の詩は詩經大雅既醉の篇にあり、此の句は祭祀のとき同僚互にたすけ合ふことを歌ひたるものなれども、此にては朋友の互に相たすけ合ふ意に見るべし、攝は佐なり、タスクと訓む、朋友攸レ攝とは朋友は互に相たすけ合ふ所のものなりの意なり【詩云晝爾于レ茅、宵爾索レ綯、亟其乘レ屋、其始播二百穀一】此の詩は詩經豳風七月の篇にあり、此の句は、百姓は冬期閑暇のとき、家屋を修繕し、春夏秋の三時に専ら力を耕作に致すべき用意をなすべきことを歌へり、爾は汝なり、百姓を呼びていふ、于は往なり、ユクと訓む往茅とは野に往きて茅を刈るなり、索は繩なり、綯は絞なり、ナフと訓む、亟は急なり、スミヤカと訓む、乘は升なり、ノボルと訓む、乘屋とは屋根に升りて之れを修理せよといふ意なり、百穀は多くの穀物なり、【壙】は丘壠なり、家のこと、【皐如】は高き貌なり、高く物をつゝみたる如き家の形を指していひしなり、【嵮如】嵮は巓と通ず、山頂なり、山の頂の如き家の形を指していひしなり、【鬲如】鬲は鼎の種類なり、鬲をうつぶせにしたるが如き形の圓き家をいふ、【君子息焉小人休焉】君子に息といひ、小人に休といふは、文を互にせし迄にて、別に意味なし、

傳曰、國風之好レ色也、盈二其欲一而不レ愆二其止一、其誠可レ比二金石一、其聲可レ內二於宗廟一、小雅不レ以二於汙上一、自引而居レ下、疾二今之政一、以思二往

者、其言有レ文焉、其聲有レ哀焉、

○第八十九章、詩の國風と變小雅との批評なり、傳に曰く、國風は色を好めり、好みて其の欲を滿すと雖、而も其の禮を踰えずと、故に其の禮を以て自ら防ぐの誠は、金石の堅くして變らざるに喩ふ可く、其の中正なる聲調は、之れを八音に合せて、宗廟の祭の時に奏す可し、又變小雅を見るに、汙穢なる驕暴の君に用ひられずして、自ら身を引きて下に居るものゝ作なり、其の詩、當今の政の暴戾を疾みて、往昔文王武王の盛時を思へり、其の言辭は文飾ありて鄙陋ならず、其の聲調は悲哀にして沈思の趣あり、

【國風之好レ色、盈二其欲一而不レ愆二其止一】國風は詩の一體にて、諸國の風儀を謠へるものなり、併し此れは詩經の卷頭にある、周南關雎の篇を指す、關雎の序に曰く、關雎樂レ得二淑女一と、故に好色といふ、又其の詩に曰く、窈窕淑女、寤寐求レ之と、又曰く求レ之不レ得、寤寐思服、と、故に盈二其欲一といふ、盈は滿なり、ミタスと訓む、愆は過なり、アヤマルと訓む、止は止まる可き所にて禮を指す、不レ愆二其止一は其の禮を踰えざるをいふ、【其誠】は其の禮を以て自ら防ぐの誠なり、【可レ內二於宗廟一】內は納なりイルと訓む、宗廟に內るべしとは、宗廟の祭時に他の樂章を合せて奏すべしとなり、【小雅】は詩の體なり、雅は正なり、政を正すの義なり、政の興廢する所以を述ぶ、政に大小あり、故に大雅小雅に分つ、頌美するものを正大雅正小雅といひ、刺譏するものを變大雅變小雅といふ、こゝの小雅は、蓋し變小雅を指す、【不レ以二於汙上一】以は用なり、モチフと訓む、汙上は汙穢なる驕暴の君上の義なり、【自引】は自ら引退するなり、【疾】はニクムと訓む、【今之政】は變小雅作者の時代の政にて、周の幽王厲王の時なり、【往者】は往昔の政にて、文王武王時代の盛政をいふ、【言】は言辭なり、【文】は文飾ありて鄙陋ならざるをいふ、

國將レ興、必貴レ師而重レ傅、貴レ師而重レ傅、則法度存、國將レ衰、必賤レ師而輕レ傅、賤レ師而輕レ傅、則人有レ快、人有レ快則法度壞、

○第九十章、興國の君と、衰國の君との別を說けり、國家將に興らんとするときは、人君必ず其の師を貴び其の傅を重んずるなり、師を貴び傅を重んじて、其の身を苟もせざるときは、臣下皆憚り畏る所あり、善く法度を守る、是れ故に法度存して行はるゝなり、之れに反し、國の將に衰へんとするや、人君必ず其の師を賤みて傅を輕んず、師を賤み傅を輕んじて、其の身を修めず、我儘なるときは、則臣下も之れに見習ひて、己が意を肆にするなり、臣下己が意を肆にするときは、則ち法度を守らず、是れ故に法度壞れて行はれざるなり、

【傅】はもり役なり、【則法度存】下文則法度壞の上には、則人有快、人有快の七字あり、而して此の句には此れなし、此の句と、下文とは同句法なれば、則法度存の上に則人有憚、人有憚といふ句を脫したるならんと、猪飼敬所の說にあり、想ふに然るべし、されど本文には補はず、解釋には此の意を補ひて說けり、法度存とは法度存して行はるゝの意なり、【人有快】人は臣下を指す、快は意を肆にするなり、

古者匹夫五十而士、天子諸侯子十九而冠、冠而聽治、其教至也、

○第九十一章、仕官及び冠禮に於ける異禮を說けり、古は四十にして始めて仕ふるを常禮とす、然るに匹夫のみは、五十にして始めて士に選ばれて仕官するなり、此れは教をうくる晩く、材藝熟さゞる爲なるべし、又二十にして冠を加ふるを常禮とす、然るに天子及び諸侯の子は、十九にして冠を加ふ、冠を加へて後、直に政を聽くは、師傅の教養備はり、材藝熟達せるを以ての故なり、

【匹夫五十而士】古は四十にして仕ふるを常禮とす、此に匹夫は五十にして士となり仕官すといふは、異禮なり、匹夫とは鄉の俊士選士を指すなるべし、古は一鄉の俊秀の士を選拔す、之れを俊士選士といふ、之れを天子に推薦する禮あり、詳に禮記王制篇に出づ、【天子諸侯子十九而冠】古は二十にして冠を加へて成人となるを禮とす、天子諸侯の子のみ、獨り十九にして冠を加ふるは異禮なり、冠を加ふとは元服の禮を指す、

君子也者而好之、其人也、其人而不教、不祥、非君子而好之、非其人也、非其人而教之、齎盜糧、借賊兵也、

○第九十一章、人を教ふるには能く其の人の性質を見る可きことを説けり、

君子の質ある者にして、學問を好むものは、其れ教ふ可きの人なり、教ふ可きの人にして、之れに教へざるは、不善なる行なり、君子の質あるにあらずして、學問を好むものは、其れ教ふ可きの人に非ざるなり、教ふ可きの人に非ずして、之れを教ふるは、恰も盜賊に兵糧を持せてやり、兵器を借すに等し、彼は學問を以て善き方に用ひずして、惡事を行ふ道具に使ふなり、

【君子也者】は君子の質ある者にしての意あり、【好之】は學問を好むなり、【其人也】は教ふ可きの人なりの意なり、【不祥】祥は善なり、不祥とは不善なる行なり、【非君子】君子の質あるに非ざるものをいふ、【非其人也】は教ふ可きの人に非ずといふ意なり、【齎盜糧借賊兵】兵は兵器なり、不善人を教ふるに道を以てするときは、彼は道を以て己が惡事を行ふ道具に使ふなり、漢の王莽が儒道を以て簒弑の道具に使ひしが如し、故にかくいふ、

不自嗛其行者、言濫過、

○第九十二章、行足らざるものは言を飾ることをいへり、

平生行の足らざる者は、自ら顧みて恥づる所あり、言を飾りて以て之れを掩ふ、故に其の言濫にして度を過ぐるなり、

【嗛】は足なりタルと訓む、【濫過】は濫にして度を過ぐるなり、

古之賢人、賤爲布衣、貧爲匹夫、食則饘粥不足、衣則豎褐不完、然而非禮不進、非義不受、安取此、

○第九十三章、古の賢人は禮義を以て進退することを說けり、

古の賢人は、布衣の賤しき身分にて、匹夫の貧しき境涯に居り、食物は饘粥も充分に食ふを得ず、衣服も丁稚の着る短褐の而も完からざるものを着けて困窮するも、禮義を以て招聘せざるときは、進みて仕官せず、禮義を以て來らざれば、萬鍾の祿も之れを受けず、其の志の堅固なること、此の如し、安んぞ道を枉げて此の非禮非義の富貴を取らんや、

【布衣】はぬのにて製せし衣服にて、貧賤者の着るものなり、【饘粥】濃きかゆを饘といひ、薄きかゆを粥といふ、されど二字にてかゆの意にてよし、【豎褐】豎は僮のしもべにて所謂丁稚なり、褐は短褐にて、ぬの製の短き衣服なり、【安取此】安はイヅクンゾと訓む、此は非禮非義にして得る富貴をいふ、一句の意は、どうして道を枉げて此の富貴を取らんやとなり、

子夏貧、衣如縣鶉、人曰、子何不仕、曰、諸侯之驕我者、吾不爲臣、大夫之驕我者、吾不復見、

○第九十四章、子夏の道を枉げざりし話なり、

子夏貧乏にしてつゞれ着物をまとひたり、人問うて曰く、子何故に仕へざるやと、子夏答へて曰く、諸侯の我に驕るものは、吾其の臣下と爲らず、大夫の我に驕るものは、吾復び之れを見ずと、子夏の意は、蓋し禮義に非ずして此れに屈するを恥ぢて、貧賤に安んずるなり、

【子夏】卜商字は子夏、衞の人なり、孔子に學び西河に敎授し、後魏の文侯の師となれり、最も禮に長じ、遂に荀子の學の先驅をなせり、【衣如縣鶉】鶉の尾は特禿にして衣の短結の如し、故に凡て蔽衣を衣若縣鶉といふ、

柳下惠與後門者同衣而不見疑、非一日之聞也、

○九十五章、柳下惠の淸廉誠直にして邪猥ならざる行を擧げたり、

柳下惠は、或る冬の夜、魯の都なる郭門の外にて、閉

門の時間に後れて門に入ることを得ざりし女子と、衣を同じうして寢ねたれども、人々に少しも疑はれざりき、此れは久しき以前より聞きたる話にて、其の淸き行は何人も嘆美する所なり、

【柳下惠】は魯の大夫なり、姓は展、名は獲、字は禽、柳下に居る、惠と謚す、故に柳下惠と稱せらる、孔子の先輩なり、賢名あり、成相篇に傳せり、【與後門者同衣而不見疑】は柳下惠、或る日遠くへ行き、夜に入りて歸りしが、夜晩くして郭門既に閉ぢたれば、已むを得ず其の門外に宿れり、暫くして女子あり、來りて同宿したり、時に寒氣甚しかりしかば、惠は女子の凍死せんことを恐れ、女子を我懷の中に入れ、衣を以て之れを覆ひ、曉に至るまで亂行を爲さゞりし、國人其の話を聞きても、惠を疑ふもの一人もなかりしといふ話を指す、後門者は閉門の時間に後れて入ることを得ざる者にて、女子を指す、同衣とは女子を我懷の中に入れ、衣を以て之れを覆ふことをいふ、【非一日之聞】は今日聞きたるに非ずして、久しき以前より聞き知りたるをいふ、

爭利、如蚤甲、而喪其掌、

○第九十六章、小利を爭ふものを刺れり、

爪ほどの利を爭ひて、其れよりも猶大なる掌を喪ふもの（即ち其の身を傷つけ失ふもの）世に多し、嘆かはしきことにこそ、

【蚤甲】蚤は叉の假借なり、叉は爪に同じ、爪甲とは爪の甲にて、つまり爪の意なり、

君人者不可以不愼取臣、匹夫者不可以不愼取友、友者所以相有也、道不同、何以相有也、均薪施火、火就燥、平地注水、水流溼、夫類之相從也、如此之著也、以友觀人、焉所疑、取友善人、不可不愼、是德之基也、詩曰、無將大車、維塵冥冥、言無與小人處

也、

○第九十七章、友をとるに愼むべきことを說けり、

人に君たるものは、臣下を取るに愼まざる可からず、何となれば、臣下の善惡によりて、國に利損を及ぼすこ甚と大なればなり、之れと同じく、匹夫たるものは、友を取るに愼まざる可からず、夫れ友とは、相與に保有する所以の義なり、道同じくして、始めて、相與に保有することを得べし、若し道同じからざれば、何を以て相與に保有することを得んや、薪を均しく布きならべて火をつくるときは、火は燥く方に燃えつき、地を平にして水を注ぐときは、水は濕へる方に流るゝなり、何となれば、火と燥くと、水と濕ふとは、同類なればなり、夫れ物は類を以て相從ふこと、此の如く著し、友は即ち同類なれば、己と道を同じくせざるものは、友たる能はざるは明なり、故に善人は善人同士にて、惡人は惡人同士にて、互に友となるなり、されば友を以て其の人を觀るときは、必ず其の善惡を知るを得るなり、何ぞ疑ふ所あらんや、善き友は人をして善くならしむるものなれば、友を取ることは愼しまざる可からず、愼しみて善人と同類となるべし、友を取るは實に己が德を成すの土臺なり、昔の詩に曰く、「大車を挽きすゝむることなかれ、塵埃でまつくらになり、目を開けて物を見ること能はず、殆ど盲目同樣となる」と、此の詩は、小人と與に處ることなかれといふことを譬へていひしなり、小人と與に交るときは、心の目が曇りて、物を觀ること能はざるに至るなり、

【相有】有は保有なり、【施火】は火をつけることなり、【溼】は濕に同じ、【善人】は善き友は人をして善からしむるの意なり、【德之基也】は德を成すの土臺なり、【詩曰】此の詩は詩經小雅無將大車の篇にあり、【將】は獎なり、ス、ム と訓む、【冥冥】はまつくらの貌なり、

藍苴路作、似知而非、懦弱易奪、似仁而非、悍戇好鬪、似勇而非、

○第九十八章、似て非なる知仁勇を說けり、

濫りに狡詐を弄し、漫りに作爲するは、智に似て非な

るものなり、懦弱にして操守なきは、仁に似て非なるものなり、兇悍愚直にして、爭鬪を好むは、勇に似て非なるものなり、

【藍苴】は讀んで濫狙となす、狙は狡詐なり、狡詐は狡猾詐僞なり、濫狙とは濫りに狡詐を弄するをいふなり、【路作】路は堅固ならざることにて漫りなる意なり、作は作爲なり、路作とは漫りに作爲を弄するをいふなり、【懦弱易奪似仁而非】仁者は温順にして人と爭はず、好んで人に施與す、故に懦弱易奪似仁といふ、易奪とは己の物を奪はれ易きにて、操守なきを謂ふなり、【悍戇】悍は兇暴なり、戇は愚なり、愚直なり、

仁義禮善之於人也、辟之若貨財粟米之於家也、多有之者富、少有之者貧、至無有者窮、故大者不能、小者不爲、是弃國捐身之道也、

○第九十九章、仁義禮善の四德の人に缺く可からざることを說けり、

仁、義、禮、善の四の者の人に於けるは、之れを譬へていへば、財貨粟米の家に於けるが如し、家に多くの貨財粟米を有するものは富み、少しく有するものは貧しく、一も有するなき者は、困窮するなり、之れと同じく、多く此の四つの者を有するものは身榮え、少しく有するものは身危く、一も有するなきものは亡ぶなり、故に大は國君にして此の四の者を有する能はず、小は人々にして此の四の者を有つことを爲さゞるは、是れ其の國を棄て、身を捐つるの道なり、

【辟】は譬と通ず、タトフと訓む、【大者】は國君を指す、【不能】は仁義禮善を有する能はざるなり、【小者】は人々を指す、【不爲】は仁義禮善を有することを爲さゞるなり、

凡物有乘而來、其出者、是其反者也、

○第一百章、爾に出づるものは爾に反ることを說けり、

凡て禍福災祥は、偶然に來らず、必ず己の行ひし所に因りて來るなり、故に其の身より出でし行は、復び其の身に反るものなり、卽ち己の身より出でし行が善ならば、復び善（卽ち幸福）が身に反り來るが如し、【物】は禍福災祥を指す、【有乘而來】乘は因なり、ヨルと訓む、一句の意は、己の行ひし所に因りて來るとなり、卽ち己が行ひし所、善ならば其れに因りて福來り、惡ならば其れに因りて禍來るが如し、【出者】は身より出づる行なり、【反者】は身に反へるもの、卽ち禍福災祥なり、

流言滅之、貨色遠之、禍之所由生、生自纖纖也、是故君子蚤絕之、

○第百一章、君子は禍を未萌に絕つことを說けり、此の語は、曾子の言にて、大戴禮曾子立事篇にあり、荀子は之れを引きて弟子を敎へたるものならん、

無根の流言は、早く之れを滅絕すべし、貨財女色は、早く之れを遠ざくべし、何となれば、早く之れを絕滅し、早く之れを遠ざけざるときは、料る可からざる禍を來せばなり、夫れ禍の由つて生ずる所は、微小より生ずるものなり、是れ故に、君子は禍の未だ起らざるに先ちて、早く其の萌を絕滅するなり、

【流言】は何處からとも分らず言ひふらせる根もなき言なり、【貨色】は貨財と女色となり、【纖纖】は微小なる貌なり、【蚤】は早なり、ハヤシと訓む、

言之信者、在乎區蓋之間、疑則不言、未問則不言、

○第百二章、言は分限あるべし、過ぎざるを貴ぶことを說けり、

凡そ言の信ずべきは、物品の區蓋の間に在るが如く、分限ありて過ぎざるにあり、故に君子は言を愼み、心に疑ふときは則ち言はず、人が未だ問はざるときは則ち言はざるなり、

【言之信者在區蓋之間】區は物を藏する處、蓋は物を

覆ふ處の物なり、二つとも、物を容るゝに分限あり、故に物品が其の分限を越ゆるときは藏むること能はず、蓋ふこと能はざるなり、一句の意は、言の信ずべきは、物の區蓋の間に溢れずに藏まれるが如く、分限ありて過ぎざるにありとなり、

知者明於事、達於數、不可以不誠事也、故曰、君子難說、說之不以道、不說也、

此の節は、智者の虛忘を以て悅すこと能はざることを說けり、

智者はよろづの事の理に明にして、且つ計に通達するを以て、不誠のことを以て、之れに事ふべからざるなり、故に古語に曰く、君子は悅ばし難し、之れを悅ばすに其の道を以てせざるときは、悅ばざるなりと、

【知者】は智者に同じ、【明於事】事は事の理なり、【數】は計なり、【故曰】此れは古語なり、【君子】は則ち智者なり、【難說】說は悅と通ず、ヨロコブと訓む、

語曰、流丸止於甌臾、流言止於智者、此家言邪學之所以惡儒者也、是非疑則度之以遠事、驗之以近物、參之以平心、流言止焉、惡言死焉、

此の節は、智者出づれば流言惡言自然に止まることを說けり、

語に曰く、流丸は甌臾の如き窪地に至りて止まり、流言は智者に至りて止まると、誠に流丸は窪地を穿ちて進む能はず、流言は智者に向つては何の功もなし、智者出づれば、流言は自ら止まるなり、彼の偏見以て自ら一家の言を成し、又は邪曲の學を唱ふる者の、儒者を惡む所以は、此の古語の如く、儒者は智明かなるが故に、此れに出會ひては、己の說は世に行はれず、自然に滅息するを以てなり、智者は言の是非疑はしきことあるときは、則ち遠き昔しの事を以て之れを度り、近き世の事を以て之れを證し、公平なる心を以

て之れを參へ考へ、以て之れを分ち、是を稱し非を抑へ、假借する所なし、是れ故に流言は止まり、姦惡なる言は消盡するなり、

【流丸】は何處からとも分らず來る丸をいふ、【甌臾】は瓦器にして、かめの類なり、玆にては甌臾の如き窪地のことをいふ、【家言】は偏見以て一家の言を成すものなり、【儒者】は則ち智者なり、【遠事】は遠き昔の事なり、【驗】は證なり、證明するなり、【近物】物は事なり、近事は近き世の事なり、【參】は參へ考ふるなり、【死】は澌なり、澌は消盡の意なり、

○以上第百三章、智者は事理に明達するを以て、虛妄を以て悅ばす能はず、故に智者出づれば、流言惡言自然に滅息することを說けり、

曾子食レ魚有レ餘、曰、泊レ之、門人曰、泊レ之傷レ人、不レ若レ奥レ之、曾子泣涕曰、有二異心一乎哉、傷二其聞之晩一也、

○第百四章、曾子の虛心なる逸事を擧げたり、

曾子ある時、魚を食ひて餘りければ、門人に向ひて曰く、之れを煮て汁にして置けよと、門人曰く、之れを煮て汁にしては、早く腐りて恐くは人を傷けん、之れを炙り置くの永くもつに如かずと、曾子泣涕して曰く、吾豈異心ありて此の如き言をいひたるならんや、全く知らざりしなりと、甚だ後悔せりといふ、曾子は、蓋し其の聞くことの晩きを傷みて、此く言ひたるなり、其の正直にして坦懷なる、嘆美すべきに非ずや、

【曾子】は解蔽篇に傳せり、【泊レ之】泊は肉汁なり、之れを肉汁にせよとは、之を煮て汁とせよの意ならん、【泊レ之傷レ人不レ若レ奥レ之】奥は燠と通ず、炙ることなり、魚は煮るより炙る方が、永く持つ、故に斯く言ひしなり、【異心】は人に異なりたるわる心の意なり、

無下用二吾之所一レ短、遇中人之所上レ長、故ニ塞而避レ所レ短、移而從レ所レ任、疏知而不レ法、察辯而操レ僻、勇果亡レ禮、

君子之所憎惡也、

○第百五章、人は誠なるべし、己の短きを掩うて人と長を爭ふ可からざることを說けり、人は長ずる所あれば、又短なる所あり、されば宜しく其の分を審にし、決して其の短所を掩ひかくしてえらさうにし、以て人の長ずる所に當り、之と爭辯すること勿れ、或は一時を糊塗し得んも、遂には料るべからざる禍にかゝるなり、故に己の短き所を掩ひ避けて、其の能く堪ふる所に就き從ひ、通明の智あれども、法則を守らず、明察なる辨なれども、志操邪僻に、果敢の勇あれども、禮義なきときは、君子の憎み惡む所なり、

【用】は以と通ず、モッテと訓む、【遇】は當なり、アタルと訓む、【塞】は掩なり、おほひふさぐなり、【移】は就なり、移り就くなり、【任】は堪なり、タフと訓む、所任とは能く堪ふる所にて、長ずる所をいふ、【疏知】疏は通なり、知は智に同じ、通明なる智をいふ、【察辯】察は昭著なり、明察なる辯をいふ、【操僻】は志操邪僻なり、【勇果】は果敢の勇なり、

多言而類、聖人也、少言而法、君子也、多少無法而流、喆然而雖辯、小人也、

○第百六章、聖人、君子、小人の辯の別を說けり、此の語は非十二子篇に出でたり、多言にして、然も法度あるは、聖人なり、言ふこと少くして、而も法則あるは、君子なり、言ふことは多少に拘らず法則なくしてだらしなければ、賢くして辯舌ありと雖、小人なり、

【類】は法なり、法度なり、【流】はだらしなきなり、【喆然】喆は哲と同じ、音テツ、哲然は賢き貌なり、

國法禁拾遺、惡民之串以無分得也、有分義、則容天下而治、無分義、則一妻一妾而亂、

○第百七章、禮義あれば治まり、禮義なければ亂るゝことを說けり、

國法に、遺失物を拾ふことを禁止するは、人民が己の物人の物といふ分別なく、何物にても取り得るといふ習慣になることを惡みてなり、されば人民をして己の物と人の物とを分別し、己の物に非らざる以上は、塵一つと雖取る可からずといふ習慣、約言すれば禮義を守るの習慣を養成せしむべきは、言ふを待たずして明なり、是れ故に、禮義あれば、則ち天下の廣きを容れてもたやすく治まり、禮義なきときは、則ち一妻一妾にても、治むること能はず、亂るゝなり、

【遺】は遺失物なり、【串】は習なり、ナラフと訓む、【無分】は己の物と人の物との分別なくの意なり、【分義】は分別義理なり、つまり禮義のことなり、

天下之人、雖各特意哉、然而有所共予也、言味者予易牙、言音者予師曠、言治者予三王、三王既已定法度、制禮樂而傳之、有不用而改自作、何以異於變易牙之和、更師曠之律、無三王之法、天下不待亡、國不待死、

○第百八章、國を治むるものは、必ず三王の法に準據せざる可からざることを說けり、

天下の人々は、各〻其の意を殊にすと雖、然も共に相許して同じとする所あるなり、故に味を言ふものは、易牙が料理の名人なることは、誰も許す所なり、音樂を言ふものは、師曠が音樂の名人なることは、誰も許す所なり、之れと同じく、政治を言ふものは、三王が政治の善を極め美を窮むることは、誰も許す所なり、三王は既に法度を定め禮樂を制して、之れを後世に傳へ給へり、後世の人君又之れを用ひずして、改めて自ら法度禮樂を作るは、何を以て、易牙の鹽梅せし料理を變更し、師曠の整へし音律を更るに異ならんや、ロクなことの出來ぬは、分りきつたことなり、故に三王の政法を用ふるなきときは、天下は指折り數ふるを待つ間もなく、直に亡滅し、國は指折り數ふるを待つ間もなく、直に滅亡するなり、

【特】は殊なり、コトニと訓む、【予】は許なり、ユルス

と訓む、【易牙】は齊の桓公の料理番にて、天下第一の料理人なり、【師曠】は晉の平公の樂師にて、其の音樂に妙なりしことは、左氏傳、韓非子などに出でたり、【三王】は夏の禹王殷の湯王、周の文王武王(父子を一人と見るなり)なり、【有不用】有は又と通ず、マタと訓む、【和】は和味なり、鹽梅せし味をいふ、【天下】は天子をいふ、【不待亡】は亡ぶることは、指折り數ふるを待つ間もなく、直に亡ぶるの意なり、【國】は諸侯をいふ、【不待死】は不待亡と同句法なり、死は死亡なれども、此にては滅亡の意に見るべし、

飮而不食者蟬也、不飮不食者蜉蝣也、

○第百九章、人生の短きことを譬へ說けり、たゞ露を飮むのみにて、何も食はずして死するものは蟬なり、何も飮まず何も食はずして死するものは蜉蝣なり、彼れ等が生涯の短きこと此の如し、人生も亦之れに似たり、

【蜉蝣】はがげろふなり、朝生れて夕に死する、極めて短命なる蟲なり、

虞舜孝已、孝而親不愛、比干子胥、忠而君不用、仲尼顏淵、知而窮於世、

○第百十章、忠臣孝子の不遇を說けり、虞の舜帝と、殷の孝已とは、孝行の人なれども、親は之れを愛せず、いろ〳〵に苦しめたり、殷の比干と、吳の子胥とは、忠義の人なれども、君は之れを用ひず、遂に殺したり、我孔子と顏淵とは、智慮ある人なれども、世に遇はず、窮厄して一生を終れり、

【虞舜】虞は舜帝の國の號なり、舜帝が父母に苦しめられたるは、父母は象(舜の弟)を愛して舜を惡み、舜をして廩に上りて修理せしめ、火を放ちて之れを燒き殺さんとしたるが如き、又井を渫へしめて、上より土石を下し、之れを殺さんとしたるが如きをいふ、【孝已】は殷の高宗武丁の子なり、賢にして才あり、其の母早く死す、高宗後母の言に惑ひて之れを放つ、後遂に配所に死せり、【比干】は殷の紂王の臣なり、王を

諫めて殺さる、臣道篇に傳せり、【子胥】は伍子胥なり、呉王夫差に事へ諫言して殺さる、臣道篇に傳せり、【仲尼】は孔子の字なり、【顏淵】は魯人なり、名は回、淵は其の子なり、孔子の門にありて、第一等の人と稱せらる、惜い哉早世せり、故に孔子は天我を喪せりと嘆ぜり、

劫迫於暴國、而無所辟之、則崇其善、揚其美、言其所長、而不稱其所短也、

○第百十一章、暴國にありて薄害せらるゝ時の、身の持ち方を說けり、

暴國にありて其の君より劫迫せられ、之れを避くる所なきときは、其の君の善を崇びてほめ、其の君の美點を稱揚し、其の君の長ずる所を言ひて、其の君の短所を稱へざれ、是れ身を全うするの道なり、

【辟】は避と通ず、サクと訓む、【其善】其は暴國の君を指す、以下其の字皆同じ、

惟惟而亡者誹也、博而窮者訾也、淸之而兪濁者口也、

○第百十二章、口を愼まざるの害を說けり、下二句は榮辱篇に出でたり、

はい〱と人につき從ひて居りながら、身を亡すものは、影にまはりて人を誹るが故なり、辯說博く爽にして而も困窮するものは、人を訾ることを好む故なり、此れに由れば、口ほど愼むべきはなし、之れを淸くしていよ〱濁りゆくものは口なり、大に愼むべきなり、

【惟惟】惟は唯と通ず、唯々とははい〱と、人に聽き從ふ貌なり、【誹】はソシルと訓む、人の缺點を指してそしるなり、【博】は辯說の博く爽なること、【訾】はソシルと訓む、人の缺點を無理に見出してそしるなり、【兪】は愈と通ず、イヨ〱と訓む、

君子能爲可貴、不能使人必貴己、能爲可用、不能使人必用己、

○第百十三章、君子は道を己に修めて、遇不遇は之れを天に任すことを說けり、此の語は、非十二子篇にあり、

君子は能く人々より貴ばる可きこと、即ち道を修むることをなせども、人々をして必ず己を貴ばしむること能はず、又能く人々より用ひらるべきこと、即ち才能を有すれども、人々をして必ず己を用ひしむること能はず、されぱとて、毫も不平を起すことなく、ます／＼道を修め才を硏き、以て命を天に待つなり、【可貴】は道を指す、【可用】は才能を指す、

詰誓不及五帝、盟詛不及三王、交質子不及五伯、

○第百十四章、後世に至るに從ひ德義衰へ、盟約を重くするに至れることを說けり、

言辭を以て相戒め約束することは、至德なる五帝の頃にはなきことにて、其れより以後の世なり、牲を殺し其の血をすゝりて神に告げ、約に背けば如何なる禍も甘受すべしと、固く盟約することは、三王時代にはなきことにて、其れより以後の世なり、交へ人質を取りかはせて約束することは、五霸の頃にはなきことにて、其れより以後の世なり、世の下るに從ひて、人々德義薄くなり、盟約を重くするに至れることを知るべし、

【詰誓】詰は謹なり、約束して謹み戒むるなり、誓は言辭を以て相約信する所なり、【不及五帝】は五帝の時代には及ばずにて、五帝時代以後の事なり、以下不及三王、不及五伯皆此れと同句法なり、五帝は黃帝、顓頊、帝嚳、帝堯、帝舜をいふ、詳しきことは卷首楊倞の序の條に說けり、【盟詛】盟は牲を殺して其の血をすゝり、神に告げて、以て明に約束するをいふ、詛は盟の小なるものにて、たゞ神前にて此の約束に背くときは、如何なる禍にかゝるとも之れを甘受すとちかふことなり、【三王】は前に解せり、【交質子】質子は人質なり、我子を以て人質となす、故に質子といふ、一句の意は、交へ人質を取りかはすなり、【五伯】は齊の桓公、宋の襄公、晉の文公、秦の穆公、楚の莊王なり、卷首楊倞の序の條に說けり、

荀子巻第二十

宥坐篇第二十八

此の篇以下終までは、皆雜記の文にして、荀子の手になれるものもあらん、又弟子の筆記せるものもあらん、一々識別すること能はざるなり、此の篇は、孔子の言行を錄せり、首に孔子が宥座の器を見て門人を戒めたる話を掲ぐ、故に篇に名づくるに宥坐の二字を以てせり、

孔子觀於魯桓公之廟、有欹器焉、孔子問於守廟者曰、此爲何器、守廟者曰、此蓋爲宥坐之器、

此の節は、孔子が魯の桓公の廟にて、宥坐の器を見ることを叙せり、

孔子魯の桓公の祠廟に詣で、あちこちと觀まはる中に、傾ける器ありければ、孔子は祠廟を守る役人に、此れは何といふ器なりやと問へり、祠廟を守る役人は答へて、此れは蓋し人君の坐右に置きて戒となす器なりと云へり、

【桓公之廟】桓公は魯の始祖周公より十五代目の君なり、韓詩外傳、説苑には周廟に作れり、【欹器】欹は傾なり、カタムクと訓む、欹器とはかたむける器なり、【宥坐之器】宥は右なり、右坐とは猶坐右といふが如し、人君が坐右に置きて以て戒となす器なり、

孔子曰、吾聞宥坐之器者、虛則欹、中則正、滿則覆、孔子顧謂弟子曰、注水焉、弟子挹水而注之、中而正、滿而覆、虛而欹、孔子喟然而嘆曰、吁、惡有滿而不覆者哉、子路曰、敢問持滿有道乎、孔子曰、聰明聖知、守之以愚、功被天下、守之以讓、勇力撫世、守之以

怯、富有四海、守之以謙、此所謂挹而損之之道也、

此の節は、孔子が宥坐の器を實驗して、門人を戒むることを說けり、

孔子曰く、吾は、人君が坐右に置きて戒となす器は、虛なるときは則ち傾き、水を中ぐらゐに入るれば則ち正しくなり、餘り水を滿つる程に入るゝときは、則ちひつくりかへると聞けりと、乃ち顧みて弟子に謂ひて曰く、此の器の中に水を注げと、弟子は命を奉じて水を挹みて之れに注ぎけるに、果して中ぐらゐに入れて器正しくなり、滿ちあふるゝほどに入れて覆り、少しも入れず虛にして傾けり、孔子之れを見、喟然として嘆息して曰く、あゝ人も亦此の器の通りなり、滿ちて覆らざるものあらんやと、子路之れを聞きて曰く、敢て問ふ、滿ちたる境遇を、覆へらぬ樣に持ちこたへるに方法ありや、孔子曰く、あり、己聰明聖智なるも、之れを恃みにせず、愚なるが如き風をなし、以て其の身を守るべし、己功績天下にゆきわたる程あるも、誇らず、功を他人に讓りて、己は功なきものゝ如くになし、以て身を守るべし、己の勇力は、世を蓋ひかくす程あるとも、鼻にかけず、恰も鄙怯なるが如くに裝ひ、以て身を守るべし、己の富力は四海の地を有するが如き程あるとも、之れを恃まず、謙遜して富まざるものゝ如くにし、以て身を守るべし、此れ等の道が古語に所謂己が智慮欲望を抑へ退けて、而して又之れを損し、以て身を保つの道なりと、

【挹】は酌なり、クムと訓む、【喟然】は嘆息する貌なり、【吁】は歎辭なり、アヽと訓む、【惡】はイヅクンゾと訓む、【聖知】は聖智に同じ、【被】は及なり、表るゝなり、あらはれゆきわたるをいふ、【憮世】憮は覆なり、オホフと訓む、憮世は蓋世と同じ、世をおほひかくすことにて、大なるをいふ、【挹而損之】は上に所謂の字あれば古語なるべし、老子にも此の語出でたり、たゞ挹を損に作れるを異となすのみ、挹は抑ふるなり、退くなり、損は減すなり、一句の意は、己が身を保つには、少しも誇り高ぶることなく、智慮欲望を抑へ退けて、而して又之れをへらすべしとなり、

○以上第一章、孔子が魯の桓公の廟に遊び、宥坐の器を見て門人を戒められたる話を記せり、

孔子爲ニ魯攝相一、朝七日而誅ニ少正卯一、

此の節は、孔子は魯の相となりて、少正卯を誅せる事を記せり、

孔子魯の定公に事へて宰相の輔佐役となり、政を聽くこと七日にして、政を亂るの大夫少正卯を誅戮せり、

【魯攝相】攝相は宰相の輔佐役なり、史記孔子世家に、定公十四年、孔子年五十六、由ニ大司寇一行ニ攝相事一とあり、少正卯を誅したるは、此の時なるべし、【朝】は朝廷にて政を聽くの意なり、【少正卯】は魯の大夫なり、事蹟詳ならず、

門人進問曰、夫少正卯魯之聞人也、夫子爲レ政、而始誅レ之、得レ無レ失乎、

此の節は、門人の誅戮に關する疑問を記せり、

門人進み問うて曰く、夫れ少正卯は魯國にても聞えたる名高き人なり、然るに先生政を爲して、最初に此の人を誅せらる、過失に非ざるなきを得んやと、

【聞人】は名高く聞えたる人なり、【夫子】は先生なり、

孔子曰、居吾語ニ汝其故一、人有ニ惡者五一、而盜竊不レ與焉、一曰心達而險、二曰行辟而堅、三曰言僞而辯、四曰記醜而博、五曰順レ非而澤、此五者、有レ一ニ於人一、則不レ得レ免ニ於君子之誅一、而少正卯兼ニ有之一、故居處足ニ以聚レ徒成一レ群、言談足ニ以飾レ邪營一レ衆、彊足ニ以反レ是獨立一、此小人之桀雄也、不レ可レ不レ誅

也、是以湯誅尹諧、文王誅潘止、周公誅管叔、太公誅華仕、管仲誅付里乙、子產誅鄧析、史付、此七子者、皆異世同心、不可不誅也、詩曰、憂心悄悄、慍于羣小、小人成群、斯足憂矣、

此の節は、孔子の答を記せり、詳に誅戮せし理由を說けり、

孔子門人を顧みて曰く、そこにすわれ、吾汝に其の理由を語らん、凡て人に姦惡として排斥すべきもの五種あり、盜竊の事は之れにあづからず、一に曰く、心は物事に通達して、而も凶險なるもの、二に曰く、行僻みかたよりて、堅くいつこくなるもの、三に曰く、言論僞りて能辯なるもの、四に曰く、非義の事を記憶して而も博きもの、五に曰く、非義に順ひて之れを改めず、却て潤澤をつけ飾り立つるもの、是れなり、此の五つのもの、人に一あるときは、則ち君子に誅戮さるゝことを免れず、而るに少正卯は之れを兼せ有せり、故に彼は其の居る處にて、以て徒黨を聚めて、群衆を養成するに足り、言談は以て邪惡を飾り、衆民を惑はすに足り、剛愎なる心は、正しき道理に反して獨立し、世を惑亂するに足る、是れ小人の殊にすぐれたるものなり、故に誅せざる可からざるなり、是の理由を以て、殷の湯王は尹諧を誅し、周の文王は潘止を誅し、周公は管叔を誅し、齊の太公は華仕を誅し、管仲は付里乙を誅し、鄭の子產は鄧析、史付を誅せり、此の七子の者は、皆世は異なれども、其の心は少正卯と同じきものなれば、是非とも誅戮せざる可からざるなり、昔の詩に曰く、「我君國を憂ふる心は悄々として止むことなし、多くの小人我意を肆にす、我之れを見て忿怒に堪へざるなり」と、小人群を成して世を亂す、斯れ誠に憂ふるに足る、安んぞ誅戮せざるを得んやと、

【不與】與は預なり、アヅカルと訓む、【心達而險】は心事に通達して、而も凶險はかられざること、【行辟而堅】辟は僻と通ず、偏僻なり、一句の意は、行僻みかた

よりて堅くいつこくなりとなり、【醜】は非義なり怪異なり、【順非而澤】澤は潤澤するなり、一句の意は、非義に順ひて之れを改めず、却て潤澤つけて裝飾し、之れを成し遂ぐるをいふ、【營衆】營は讀んで熒となす、熒は惑なり、マドハスと訓ず、【彊】は孔子家語には强禦に作れり、剛愎なること、【反是】是は是非の是にて、正しき道理を指す、【桀雄】桀は傑に同じ、すぐるゝなり雄も同じ、【尹諧、潘止】二人の事蹟詳ならず、【周公誅管叔】管叔名は鮮、叔は其の字なり、文王の子にて、武王の弟、周公の兄なり、武王崩じ、成王幼なり、周公乃ち天下の政を總攬するや、管叔其の弟蔡叔と流言を放ちて曰く、周公は成王を斥けて自ら天下を取るなりと、乃ち殷侯武庚祿父（紂王の子）と兵を擧げて周公を討つ、周公是に於て兵を率ゐて之れを誅戮し、天下を安んじたり、【太公誅華仕】太公は太公望にて、齊の國の始祖なり、太公が華仕を誅戮したることは、詳に韓非子外儲說篇に出づ、左に約說せん、太公武王を相けて天下を一統し、功を以て齊に封ぜらる、齊の東海のほとりに、華仕兄弟住めり、二人議を立てゝ曰く、吾天子に臣たらず、諸侯を友とせず、耕して食ひ、掘りて飲む、吾は人に求むる所なしと、太公國に就くや、直に執へて之を殺せり、周公之れを聞き問うて曰く、二人は賢者なり、今國に就きて直に之れを殺せしは、何故ぞと、太公曰く、彼れ等曰く、天子に臣たらず諸侯を友とせずと、是れ吾彼を臣使するを得ざるなり、彼又曰く、耕して食ひ掘りて飲み、人に求むる所なしと、是れ吾賞罰を以て彼を勸禁する能はざるなり、且つ先王の其の臣を事ふ所以のものは、爵祿刑罰の四者なり、今四者以て彼れ等を使ふに足らざれば、吾は誰の君とならんや、是れを以て之れを誅するなりと、【付里乙】事蹟詳ならず、【子產】は鄭の名宰相、公孫僑の字なり、王制篇に傳をあげたり、【誅鄧析史付】鄧析の傳は、不苟篇に解せり、史付の事蹟は詳ならず、子產が鄧析を誅したることは、列子力命篇に詳しく出でたり、是れに由れば、子產は竹刑を作り國中に用ひけるに、鄧析は詭辯を弄して之れを攻駁しければ、子產もいたく持てあまし、遂に執へて之れを戮すとあり、されど春秋左氏傳に由れば、鄧析を殺したるは、子產より三代後の執政駟歂にして子產に非ず、荀子及び列子の誤聞ならんといふ、

【七子】は尹諧以下史付に至る迄を指す、【詩曰】此の詩は詩經邶風柏舟の篇にあり、【悄悄】は憂ふ貌なり、【慍】は怒なり、イカルと訓む、

○以上第二章、孔子が魯の攝相となりて、少正卯を誅したる話なり、

孔子爲魯司寇、有父子訟者、孔子拘之、三月不別、其父請止、孔子舍之、

此の節は、孔子魯の司寇となりて父子互に訴訟せしものありしが、裁決せざりしことを叙べたり、

孔子魯の司寇となりて、刑獄を掌りしとき、父子相爭ひて訴訟せしものあり、孔子之れを同じ監房に拘留し、三箇月間も其のまゝにして裁決せざりけるに、其の父中頃になりて訴訟を止めんことを請ひしかば、孔子は二人とも舍してやりたり、

【爲魯司寇】司寇は司法と警察との事を兼ねたる役なり、孔子が司寇となりしは、魯の定公の十二年にて、五十四歳の時なり、【孔子拘之】を孔子家語には、夫子同狴執之に作れり、狴は牢にて今の監房に中れり、【不別】別は猶決といふが如し、裁決なり、【止】は訴訟を止むるなり、即ち取り下ぐること、【舍】は釋なり、ユルスと訓む、放免するなり、

季孫聞之不悦曰、是老也欺予、語予曰、爲國家必以孝、今殺一人以戮不孝、又舍之、

此の節は、魯の國老季孫が、此の事に關して孔子が言行矛盾せることを批評せることを記せり、

魯の國老季孫之れを聞き、悦ばずして曰く、此の孔翁は予を欺けり、翁嘗て予に語りて曰く、國を治むるには、必ず孝道を以て民を勸むべしと、然らば今度彼の一人の子を殺して不孝の行を罪し、衆民の見せしめしにして然る可きに、父のみならず又此の不孝の子まで放免せしは、わけの分らぬ事なりと、

【季孫】は魯の國老にて、なか〳〵の勢力家なり、【是老也】老は猶翁といふが如し、【爲國家】爲は治なり、ヲサムと訓む、

冉子以告、

此の節は、冉子が季孫の批評を孔子に告げしことを記せり、

冉子は季孫の批評を聞き、急ぎ之れを孔子に告げたり、

【冉子】は孔子の門人にて、此の時季孫に事へ、其の家宰となれり、名は求、字は子有といふ、魯の人なり、

孔子慨然歎曰、嗚呼、上失之下殺之、其可乎、不教其民、而聽其獄、殺不辜也、三軍大敗、不可斬也、獄犴不治、不可刑也、罪不在民故也、今嫚令謹誅賊也、生也有時、斂也無時暴也、不教而責成功虐也、已此三者、然後刑可即也、書曰、義刑義殺、勿庸以即予、維曰未有順事、言先教也、

此の節以下終まで、孔子の答なり、此の節は、教へずして民を刑するの不可なることを說けり、

孔子慨然として歎じて曰く、嗚呼上政を爲すの道を失ひて、下民罪を犯すは當然の事なり、然るに上自ら反省せずして、下民を殺さば、其れ可ならんや、夫れ民を教へて民從はず、然る後之れを刑すべし、之れに反し、其の民を教へずして、民の訟獄を聽き判き之れを處罰するは、間違なることにて、つまり罪なきものを殺すわけになるなり、三軍大に敗れたりとて、悉く其の兵士を斬る可からざるなり、牢獄治まらずとて、悉く罪人を刑す可からざるなり、何となれば其の罪は君上の處置宜しきを得ざるにあり、人民に非ざるが故なり、今の國君のやり方を見るに、法令を怠慢にして、たゞ誅罰のみを謹み嚴重にす、是れ人民を賊害するなり、凡て米麥などの生物は、收穫に一定の時あり、何時にても收穫せらるゝものに非ず、然るに、租税を徵集するは一定の時なし、故に民常に苦しむ、是

れ人民を陵ぎ暴すなり、又民を敎へ導くことなくして、徒に成功を責むるは、是れ民を虐げ苦しむるなり、人君たるもの、此の三惡政を止めて、然る後刑罰に就く可きなり、書經に周公康叔を戒めて曰く、「凡て罪あるものを處置するには、義を以て標準となし、以て刑し以て殺すべし、我心の喜怒に任せて、之れを處罰すること勿れ、維れ我は未だ人をして順ひ守らしむるだけの政事あらず、故に罪を犯すものあるなりと、自ら其の敎の至らざるを責めよ」と、此の語は、つまり民を治むるには敎育を第一にすべきことをいへるなり、

【慨然】は歎息の貌なり、【失之】は政の道を失ふをいふ、【不辜】辜は罪なり、不罪は猶無罪といふが如し、【三軍】周初は大諸侯の軍にて、三萬七千五百人をいふ、されど後には單に大軍の意に用ひたり、こゝにては春秋の末の事なれば前の解に見るべし、【犴】は獄なり、犴はもと胡の野犬にて善く獄を守るものなり、其れより遂に獄を犴といふに至れり、【嫚令】嫚は慢に同じ、怠慢なり、法令を怠慢にすることなり、【謹誅】謹は謹み嚴重にすること、【生也有時】生は生物にて米麥などを指す、有時とは收穫に一定の時あるなり、【斂】は租税なり、【已】に止なり、ヤムと訓む、【可即】は即は就なり、ツクと訓む、【書曰】此の語は書經康誥にあり、周公が康叔を戒めたる語なり【義刑義殺】は義を標準として以て刑殺すべしとなり、【庸】は用なり、【即予】は我心に就くなり、我心の喜怒に委せて獄訟を裁くをいふ、【順事】は人民をして順守せしむ可き善き政事の意なり、

故先王既陳之以道、上先服之、若不可、尚賢以綦之、若不可、廢不能以單之、朞三年而百姓往矣、邪民不從、然後俟之以刑、則民知罪矣、是以威厲而不試、刑錯而不用、詩曰、尹氏大師、維周之氐、秉國之均、四方是維、天子

是庳卑民不迷、此之謂也、

此の節は、敎育を先にせし先王の政治を説けり、以上述ぶる通りなるが故に、先王は既に人民の前に陳ね示すに、道といふ結構なるものを以てし、君上先づ自ら之れを行ひて、民を導くなり、かくして若し民が敎化に從はぬときは、道を行ふ所の賢き人を尙び用ひて之れを優寵し、人々を勸め勵すなり、かくして若し敎化に從はぬときは、道を行ふ能はざる所の小人を廢して、以て之れを貶黜し、人々を懲し戒むるなり、此の如くするときは、三年を期して百姓歸往するに至るなり、姦邪の民猶之れに從はざるものあり、然る後之れを待つに刑罰を以てするときは、則ち皆其の罪を知り甘じて刑に服し、去つて善を爲すに至るなり、是れを以て先王の世は威權はたゞ擧げて示すのみて、少しも試みられず、刑罰は備はれども、置いて用ひられざるなり、昔の詩に曰く、「彼の大師の役なる尹氏は、維れ我周の國の基礎にて、國家の治平を執り守れり、氏は是れ四方の治平を維持し、天子を輔佐し、人民をして方向を迷はざらしむるものなり」と、此の詩は先王の道を行ひたる人のことを謂ひしなり、

【陳之】は人民の前に陳ね示すなり、【服之】服は行なり、オコナフと訓む、【若不可】可はキクと訓む、不可とは命をきかぬにて敎化に從はざるをいふ、【尙賢】賢は道を行ふものを指す、【綦】は極なり、キハムと訓む、位官を極むるにて優寵するをいふ、【不能】は道を行ふ能はざるものをいふ、【單】は盡なり、ツクスと訓む、貶黜するをいふ、【百姓往矣】往は歸往するなり、【厲】は抗なり、抗は擧なり、アグと訓む、あげて示すをいふ、【錯】は置なり、オクと訓む、【詩曰】此の詩は、詩經小雅南山の篇にあり、周の大夫が幽王を刺りたるものなり、此に引ける句は、幽王の大師たる尹氏の職責の重大なることを説きて、氏が之れを盡くさゞるを責めたるものなれども、玆にては尹氏が先王の道を行ひて、大に職責を果せし意に取るべし、所謂斷章取義なり、【尹氏】尹は姓なり、名は詳ならず、【大師】は位の名、太傅、太保と共に三公と稱す、朝廷にて最上の位なり、【氏】は本なり、【秉】は執り守るなり、【國之均】は國家の平均なり、國家の平均とは、猶國家

の治平といふが如し、【維】は維持なり、【庳】は毗と通ず、輔なり、タスクと訓む、【卑】は俾と通ず、シテ……シムと訓む、

今之世、則不然、亂其敎、繁其刑、其民迷惑而墮焉、則從而刑之、是以刑彌繁而邪不勝、三尺之岸、而虛車不能登也、百仭之山、任負車登焉、何陵遲故也、數仭之牆、而民不踰也、百仭之山、而竪子馮而游焉、陵遲故也、今夫世之陵遲亦久矣、而能使民勿踰乎、詩曰、周道如砥、其直如矢、君子所履、小人所視、眷焉顧之、潸焉出涕、豈不哀哉、

此の節は、現今の世の失政を慨嘆せり、

今の世は決して然らず、人主其の敎化を亂りて其の刑罰を繁く煩しくし、其の人民が方向に迷ひ惑うて罪惡の淵に墮ち込むときは、則ち從つて之れを刑罰に處す、民も亦刑罰をくゞる法を講ずるを以て、姦僞續出す、是れを以て刑獄いよ〳〵繁く煩しくして、邪姦の者を制禁すること能はず、見よ三尺ばかりの川岸にても、空車にても登ること能はざるに、百仭の高山に重き荷を積みたる車が登り行くは、如何なる理由かと考ふるに、山が次第に崩れ落ちて卑く平になり居るが故なり、又數仭の牆にても、民は飛び踰ゆる能はざるに、百仭の高山に小供が登りて遊ぶは、如何なる理由かと考ふるに、山が次第に崩れ落ちて卑く平になり居るが故なり、今夫れ世の次第に崩れ落ちて衰ふるも、亦久しきことなり、能く人民をして此の世の山なる法刑を踰えて、惡をなさしむること勿からしめんと欲するも得んや、昔の詩に譚國の大夫が周室の衰頽を悲しみて曰く、「我周の道は平坦なる

こと砥石の如く、眞直なること矢の如し、君子の履み行く所にして、小人の視て從ふ所なり、然るに今や此の道は頽壞して荒れ果てたり、我之れを顧み潸焉として涕の迸り出づるを禁ずる能はざるなり」と、吾國の有樣も亦之れに似たり、豈哀しからずや、是れを以て推し考ふるときは、我此の度の所置も、强ち無意味ならざることを悟るべしと、

【邪不勝】は邪に勝たずといふ意なり、【虛車】は空車なり、【任負車】任も亦負なり、重き物を積み載せたる車なり、【陵遲】は山の次第に崩れ落ちて卑く平になるをいふ、【牆】はかきなり、【豎子】は小供なり、【馮】は登なり、ノボルと訓む、【詩曰】此の詩は詩經小雅大東の篇にあり、譚國の大夫が周室の衰頽を嘆息して作りたるものなり、【周道】は周の道路なり、法度政治に譬ふ、【砥】はといしなり、【君子】は位を以ていふ、士大夫以上を指す、【小人】は位を以ていふ、庶民を指す、【眷焉】は反顧する貌なり、【潸焉】は淚下る貌なり、

○以上第三章、孔子が司寇たりしとき、父子相訴ふるものを放免せしを、季孫が罵り評せしかば、孔子當今の罷政を慨嘆して、我所置の誤ならざることを說けり、

詩曰、瞻彼日月、悠悠我思、道之云遠、曷云能來、子曰、伊稽首、不其有來乎、

○第四章、德政を施すときは、四方の民遠きを厭はず、來り服することを說けり、

詩に曰く、「彼の日月を瞻るに、互にめぐり往きめぐり來る、我は之れをみて悠々として思に堪へざるなり、何となれば我思ふ人は遙に遠き道の彼方にあり、何れの日かどうして能く此處に歸り來らんや、我之れを思ふ故に、悠々の情に堪へざるなり」と、孔子曰く、此の詩は婦人が行役せる夫を思慕して言ひたる辭なれば、無理もなし、人君が民の來るを望むに於けるは、是れと異なり、人君德政を施すときは、四方の民はこれ稽首して慕ひ來る、如何なる僻遠の地と雖、其れ慕ひ來る有らざらんや、慕ひ來りてやまざるなり、

【詩曰】此の詩は詩經邶風雄雉の篇にあり、衛の宣公がしば〳〵軍旅を起して、士民を使役せるを以て、國人が患ひて此の詩を作り刺れるなり、茲に引ける句は、妻が遠征の夫を思へる樣を歌ひたるものなり、【悠悠】は思ふ貌なり、【云】はコ、ニと訓む、語助なり、【伊】は發語の辭なり、コレと訓む、稽首は大略篇に荀子の自ら解釋せるあり、就て見るべし、

孔子觀於東流之水、子貢問於孔子曰、君子之所以見大水必觀焉者、是何、孔子曰、夫水偏與諸生而無爲也、似德、其流也埤下裾拘、必循其理、似義、其洸洸乎不淈盡、似道、若有決行之、其應佚若聲響、其赴百仭之谷不懼、似勇、主量必平、似法、盈不求概、似正、淖約微達、似察、以出以入、以就鮮絜、似善化、其萬折也必東、似志、是故君子見大水必觀焉、

○第五章、孔子が水を觀て其の德を嘆稱せる話を記せり、

孔子高き處に登り、東海に流るゝ水を觀察せられたり、時に子貢孔子に問うて曰く、君子の大水を見るときは、必ず觀察する所ある所以は、是れ如何なる故なるかと、孔子曰く、夫れ水は偏く諸々の生物を養ひて、其の功に伐らざるは、恰も上德の人に似たり、其の流るゝや卑下に就き、或は角を成し、或は曲るに、心ず其の地の理に循ふは、恰も義あるものに似たり、其の深く廣くして竭きざるは、恰も道の窮りなきに似たり、若しこれをたちきりて行かしむるときは、其の相應ずることの疾きは、響の聲に應ずるが如く、其の百仭の谷に流れ赴きて懼れざるは、恰も勇者に似

たり、其の經る處の坑は、注ぎて必ず平にして、然して後過ぐるは、法度あるもの丶何事も平均にむらなくなすに似たり、其の何處にても盈つるや、槪を求むるを待たずして、自ら平なるは、恰も正しき人の法刑の禁令を假らずして、行の自ら正しきに似たり、至つて柔弱なれども、如何なる細微なる處までも、達せざることなきは、恰も明察なる人の細微なる處まで見透すに似たり、萬物水を出入して以て新鮮清潔になるは、恰も善く人を德化して、惡を去り善に就かしむるものに似たり、其の流るゝや、いろ〳〵に屈折すれども、必ず東海を指して注ぎ入るは、恰も志の奪ふ可からざるものに似たり、是れ故に君子は大水を見れば、必ず觀察する所以なりと、

【觀】は觀察なり、【與諸生】は養分を諸々の生物に賦與して育つるをいふ、【無爲】は功と爲すなしにて、功に伐らざるをいふ、【埤下】埤は卑に通ず、埤下は卑下に同じ、卑下の地をいふ、【裾拘】裾は倨に同じ、方なり、方は角なり、拘は曲なり、水は或は角を成し或は曲折して流るゝをいふ、【其理】は其の地の理なり、【洸洸乎】洸は滉と通ず、水の深く廣き貌なり、【不漏盡】漏は屈と通ず、竭なり、【決行】はたちきりて行かしむること、【應佚】佚は昳に通ず、疾なり、應疾とは應ずることの疾きをいふ、【若聲響】は響の聲に應ずるが如きなり、【主量必平】主は注と通ず、一句の意は、水は其の經る所の坑に注ぎ入りて、必ず平に滿たし、然して後過ぐるとなり、【槪】は斗斛を平にする木なり、【綽約】は柔弱なり、【微達】は微細なる處までしみ達くをいふ、【以出以入】は萬物が水の中を出入するをいふ、【鮮絜】鮮は新鮮なり、絜は潔と同じ、清潔なり、【善化】は善く人を敎化する者なり、【萬折】はいろ〳〵に屈折して流るゝをいふ、【必東】支那は東のみに海を承く、故に大小の川皆東に注ぐ、故に必東といひしなり、

孔子曰、吾有恥也、吾有鄙也、吾有殆也、幼不能彊學、老無以敎之、吾恥之、去其故鄕、事君而達、卒遇故人、曾無舊言、君鄙之、與

小人處者、吾殆之也、

○第六章、孔子の恥づる所と、鄙しむ所と、危む所との言を擧げたり、

孔子曰く、吾は恥づる所のことあり、吾は鄙む所のことあり、吾は危む所のことあり、幼少の時、勉めて學ばざるときは、老年に至りても才藝の以て人を敎ふるものなし、吾之れを恥づるなり、其の故鄕を去り、君に事へて位官上達し、意氣大に揚り、卒如として故人に遇うても、舊き昔の親しき交りの言葉をかはすなきものは、吾之れを鄙むなり、小人と同じく處る者は、吾之れを危むなりと、

【殆】は危なり、アヤブムと訓む、【彊學】彊は强に同じ、勉なり、彊學は勉め學ぶなり、【達】は位官の上達するなり、【舊言】は舊き昔の親しき交りの言葉なり、

孔子曰、如垤而進、吾與之、如丘而止、吾已矣、今學曾未如肬贅、則具然欲爲人師、

○第七章、學問は暫くも止むべからざることを說き、當今の學者を誡飭せり、

孔子曰く、學問は止まざるを貴ぶ、故に垤の如き卑小なるものにても、進みて學を勉むるものは、吾之れに與せん、丘の如く高く大なるものにても、學問をすることを止まるものは、吾之れを見棄てん、現今の學者を見るに、其の學問の大さは、いぼこぶにも如かざるに、自ら滿足して人の師とならんと欲す、誠に嘆はしき至なりと、

【如垤】垤は蟻封なり、如垤とは卑小なる人に喩へていふ、【進】は進みて學び勉むるなり、【與】はクミスと訓む、【如丘】は高く大なる人、即ち多く學問をした人に喩へていふ、【止】はもう之れで充分と、學問を止むるなり、【已】は之れに與するをやめんにて、見棄つる意なり、【學】は學者を指す、【肬贅】はいぼこぶの類なり、【具然】は自ら滿足せる貌なり、

孔子南適楚、厄於陳蔡之間、七日不火食、藜羹不糂、弟子皆有

飢色、

此の節は、孔子陳蔡の間に苦むことを記せり、

孔子楚の昭王に聘せられ、將に南して楚に適かんとす、陳蔡の大夫謀りて曰く、孔子楚に用ひらるゝときは、陳蔡危しと相與に兵を發して、之れを野に圍む、孔子行くことを得ず、頗る困厄せり、七日の間、火にて烹たるものを食はず、藜の羹に米をまぜて食ふことすら出來ず、弟子皆飢ゑたる色あり、

【孔子南適楚厄於陳蔡之間】は魯哀公六年孔子年六十三のときなり、史記孔子世家に曰く、聞孔子在陳蔡之間、楚使人聘孔子、孔子將往拜禮、陳蔡大夫謀曰、孔子賢者、所刺譏皆中諸侯之疾、今者久留陳蔡之間、諸大夫所設行、皆非仲尼之意、今楚大國也、來聘孔子、孔子用於楚、則陳蔡用事大夫危矣、於是乃相與發徒役圍孔子於野、不得行、絶糧とあり、【火食】は火にて烹たる食物なり、【藜】はあかざなり、【羹】はあつものなり、【糂】は米を羹にまぜること、我國のざうすゐの如きなり、

子路進問之曰、由聞之、爲善者天報之以福、爲不善者、天報之以禍、今夫子累德積義、懷美行、之日久矣、奚居之隱也、孔子曰、由不識、吾語汝、汝以知者爲必用耶、王子比干不見剖心乎、汝以忠者爲必用耶、關龍逢不見刑乎、汝以諫者爲必用耶、伍子胥不磔姑蘇東門外乎、夫遇不遇者時也、賢不肖者材也、君子博學深謀、不遇時者多矣、由是觀之、不遇世者衆矣、何獨丘也哉、夫芷蘭生於深林、非以無人

而不芳、君子之學、非爲通也、爲窮而不困、憂而意不衰、知禍福終始、而心不惑也、夫賢不肖者材也、爲不爲者人也、遇不遇者時也、死生者命也、今有其人、不遇其時、雖賢其能行乎、苟遇其時、何難之有、故君子博學深謀、修身端行、以俟其時、

此の節は、子路が君子にして困厄せるを怪しみ問ひしに、孔子が時に遇はず天命なりと、之れを慰め諭せしことを記せり、

時に子路進み問うて曰く、『由之れを聞く、『善を爲す者は、天之れに報ふるに幸福を以てし、不善を爲す者は、天之に報ふるに禍災を以てす』と、今先生德を累ね義を積み、美行を懐かるゝの日久し、然るに何故に此處にて窮厄せらるゝや、天は先生の德義を知らざるにや」と、孔子曰く、「由は其のわけを知らざるか、吾汝に物語らん、汝は智者を以て、必ず君に用ひらるゝものとなすか、彼の殷の王子比干は智者なり、然るに殺されて心を剖かれずや、汝又忠義の者を以て、必ず君に用ひらるゝものとなすか、彼の夏の關龍逢は忠臣なり、然るに刑戮せられずや、汝又諫むる者を以て、必ず君に用ひらるゝとなすか、彼の吳の伍子胥は君を諫めし忠臣なり、然るに姑蘇の東門の外に尸をさらされずや、夫れ明君に遇ひて用ひらるゝと、遇はずして顧みられざるとは、時運なり、賢と不肖とは、其の人の材質なり、故に古より君子は、博く學び深く考へても、時運に遇はざるもの多し、啻に比干、龍逢、子胥のみならざるなり、是に由りて之れを觀れば、古より世に遇ひて用ひられざる者衆し、何ぞ獨り丘のみならんや、夫れ芷蘭は深林に生ずれども、人なきを以ての故に芳しからずといふとなし、賞する人のあるとなきとに關せず、何時にても芳香を放つなり、之れと同じく、君子の學問をするは世に用ひられて身分の通達せん爲に非ざるなり、窮厄しても困しまず、

憂へても竟氣衰へず、禍福は終と始との如く相循環するものなることを知りて、心に惑はざらんが爲なり、夫れ賢と不肖とは、前にもいへるが如く其の人の材質なり、故に善を爲すと爲さゞるとは、其の人にあり、之れに反して、世に遇ひて用ひらるゝと、遇はずして用ひられざるとは、時運なり、死と生とは、天命なり、人力の得て如何ともすること能はざる所なり、今其處に人あり、其の時運に遇はざるときは、賢なりと雖、其れ能く道を行ひ得んや、之れに反し、苟も其の時運に遇ふときは、賢者は言ふ迄もなく、普通のものにても其の道を行ふに、何の難きこと之れあらんや、故に君子は博く學び深く考へて、身を修め行を端正にし、以て其の時運の至るを俟つなり」と、

【子路】は孔子の弟子なり、大略篇に傳せり、【由】は子路の名なり、【奚居】は何居に同じ、猶何故といふが如し、【隱】は窮厄なり、【知者】は智者に同じ、【王子比干】は殷の皇族にて紂王の臣なり、紂王を諫めて殺され、心を剖れしことは、臣道篇に解せり、【關龍逄】は夏の桀王の臣なり、王を諫めて殺さる、【伍子胥】は呉王夫差の臣なり、王を諫めて殺さる、詳しきことは臣道篇に述べたり、【磔】は尸をさらす刑をいふ、【姑蘇】は呉の都なり、【材】は材質なり、【深謀】は深く思考するなり、【丘】は孔子の名なり、【芷蘭】は香草なり、勸學篇に解せり、【非爲通】は世に用ひられて身分の通達するをいふ、【禍福終始】に禍福は終と始との相循環するが如く、ぐる〳〵まはること、【爲不爲】は善を爲すと爲さゞるとなり、【端行】端は正なり、タヾシと訓む、

孔子曰、由居吾語汝、昔晉公子重耳霸心生於曹、越王勾踐霸心生於會稽、齊桓公小白霸心生於莒、故居不隱者思不遠、身不佚者志不廣、女庸安知吾不得之桑落之下乎哉、

此の節は、孔子古より大事を成すものは、必ず窮厄の

地に居りて悟る所あり、我も亦此に於て悟る所あり、他日發展の基礎を得るに非ざるを知らんやといひて、再び子路を論誡せり、

暫くして孔子再び子路を誠諭して曰く、「坐せよ吾汝に物語らん、昔晋の文公重耳の天下に霸たらんとせし心は、曹の國にて辱められし時に生ぜり、越王勾踐の天下に霸たらんとせし心は、會稽山に苦みし時に生ぜり、齊の桓公小白の天下に霸たらんとせし心は、莒に奔りし時に生ぜり、是れ故に、平居窮厄せざるものは、其の思慮遠大ならず、身奔竄して困苦せざるものは、其の志廣大ならず、汝どうして、吾此の困窮せる時に於て、覺悟を得ざるを知らんや」と、

【晋公子重耳】は後に位に即きて文公といふ、五霸の一人にて、其の聲名齊の桓公に亞ぐ、【生於曹】重耳の父を獻公といふ、驪姫を寵し、其の讒を信じて太子申生を殺す、重耳禍の身に及ばんことを恐れ、出奔して諸國を流浪せり、曹の國を過ぐるとき、曹の共公重耳の駢脅なることを聞き、其れをして浴せしめ、簿りて之れを観る、重耳此れに因り激怒して、天下に霸となり暴諸侯を平定せんとの心を生ぜり、【越王勾踐】は春秋時の末に出で、呉を滅ぼし、遂に南方に霸たり、【生於會稽】初め勾踐呉王夫差と夫椒に戰ひて勝たず、乃ち退いて會稽山に籠り、大夫文種をして呉王の寵臣太宰伯嚭に賂し、降を乞はしむ、呉王之れを許す、是れより勾踐嘗膽の苦を經て、遂に呉を滅せり、其の事春秋左氏傳及び國語に詳なり、【桓公小白】小白は桓公の名なり、桓公の事は仲尼篇に解せり、【生於莒】齊の襄公（桓公の兄）無道なり、桓公禍の身に及ばんことを恐れ、莒に奔りて備に苦辛を嘗め、遂に發憤の心を生ぜり、【居不隱】居は平居なり、隱は窮厄なり、【不佚】佚は逸と同じ、奔竄すること、【女】は汝なり、【庸】は豈なり、アニと訓む、【安】イヅクンゾと訓む、【不得之於桑落之下】之は覺悟を指す、桑落は索郎の反語なり、索は蕭索をいふ、郎は郎當をいふ、皆困窮の貌をいふ、時に孔子阨に當り、子路怒れり、故に隱語を作りて其の志意を發したるなり、

○以上第八章、孔子陳蔡の間に窮厄せしとき、孔子天命を説き、時運の非を論じて、子路を誠諭せし話を記せり、

子貢觀ル二於魯廟之北堂一、出テ而問ウテ二

於孔子曰、鄉者賜觀於太廟之北堂、未既輟、還復瞻北蓋、彼皆綴、彼有説耶、匠過絶耶、孔子曰、太廟之堂、亦嘗有説、官致良工、因麗節文、非無良材也、蓋曰貴文也、

○第九章、孔子の博識なる逸話なり、

子貢魯の宗廟の北堂を觀、出でゝ孔子に問うて曰く、嚮に賜は太廟の北堂を觀、未だ見盡くさずして止め、引き還して復び北堂の戸扇を瞻たり、彼の戸扇は板が絶ちきれて、はなれ居れり、此れは何か理由のあることなるか、或は大工が過つて絶ちきりしものかと、孔子曰く、太廟の堂の戸扇の板の絶ちきれはなれたるは、當に説あるべし、聞く所によれば、彼の廟を造るとき、官にて良工を招致し、因つて文飾を施せり、此の時絶ちきらざる良材なきに非ざりしかども、蓋し餘り文飾を貴びしに因り、かくなせしなりとぞと、

【魯廟】は魯の宗廟なり、【北堂】は神主の在る所なり、【鄉】は嚮と通ず、サキニと訓む、【賜】は子貢の名なり、【未既】既は盡なり、ツクと訓む、未既とは未だ見盡くさゞるなり、【輟】は止なり、ヤムと訓む、【北蓋】蓋は戸扇なり、北堂の戸扇なり、【彼】は北蓋を指す、【綴】は絶の古字なり、戸扇の板が絶ちきれて、はなれ〴〵になり居るをいふ、故意にかく造りしなり、裝飾の爲なり、【匠】は大工なり、【嘗有説】嘗は當と通ず、マサニ……ベシと訓む、【麗】は施なり、ホドコスと訓む、【節文】は文飾なり、【文】は文飾なり、

子道篇第二十九

此の篇は、子たるものゝ道を説く、故に子道篇と名づく、末四章は子道に關せざるものあり、弟子の雜記の故か、或は他篇の脱簡か、

入孝出弟、人之小行也、上順下

篤、人之中行也、從道不從君、從義不從父、人之大行也、若夫志以禮安、言以類接、則儒道畢矣、雖舜不能加毫末於是矣、

此の節は子たるもの〻行を三段に別ちて說けり、家に入りては、親に事へて孝を盡くし、外に出で〻は、長者に向ひて悌の道を致すは、是れ人の小さき行なり、上君父に事へて忠順に、下卑幼のものを愛すること篤きは、是れ人の中位の行なり、正道に從ひて、君の命にても道に悖るあれば從はず、正義に從ひて、父の命にても義に悖るあれば從はざるは、是れ人の大なる行なり、若し夫れ此の大行あり、而して其の志は禮を守りて之れに安んじ、以て妄動せず、言語は法度によりて、以て人と應接し、毫も奇怪に走らざるに至りては、是れにて我儒道は畢れりと謂ふべし、大孝なる舜帝と雖、少しも此の上に加へ出づること能はざるなり、

【弟】は悌に同じ、【上順】は上君父に事へて忠順なるなり、【下篤】は下卑幼の者に向つて懇篤なるなり、【類】は法なり法度なり、【接】は應接なり、【毫末】は少なり、毫は毛なり、毛の末は微少なり、故に少しの意に用ふ、

孝子所以不從命有三、從命則親危、不從命則親安、孝子不從命乃衷、從命則親辱、不從命則親榮、孝子不從命乃義、從命則禽獸、不從命則修飾、孝子不從命乃敬、故可以從而不從、是不子也、未可以從而從、是不衷也、明於從不從之義、而能致恭敬忠信端愨、以愼行之、則可謂大

孝矣、傳曰、從道不從君、從義不從父、此之謂也、

此の節は、前節の從道不從君從義不從父の解釋なり、

孝子の父の命に從はざる所以の場合三あり、親が惡だくみをなせる時の如き、親の命に從ふときは則ち親の身危く、命に從はずして諫止するときは則ち親の身安し、かゝるときは孝子たるもの親の命に從はずして、乃ち始めて親に忠となる、又親の命に從ふときは則ち親辱められ、命に從はざるときは則ち親の榮譽をうく、かゝるときは、孝子たるもの親の命に從はずして、乃ち始めて親に對して義となる、又親の命に從ふときは則ち親の身を禽獸の行に陥らし、命に從はざるときは則ち親をして修飾して善を爲さしむ、かゝるときは、孝子たるもの親の命に從はずして、乃ち始めて親を敬ふこととなる、是れ故に、以て親の命に從ふ可くして從はざるは、是れ不孝の子なり、未だ以て親の命に從ふ可からずして從ふは、是れ不忠の子なり、命に從ふ可き場合と、從ふ可からざる場合との義理を明にして、能く恭敬忠信端誠の心を致し、以て愼みて之れを行ふときは、則ち大孝と謂ふべし、傳に曰く、「正しき道に從ひて、君の命道に悖らば之れに從はず、正義に從ひて、父の命義に悖らば之れに從はず」と、此れ大孝の人の謂なり、

【衷】は忠と通ず、まことなり、【禽獸】は禽獸の行に陥るをいふ、【修飾】は修飾して善を爲すなり、【不子】は不孝の子なり、【不衷】は不忠の子なり、【端愨】端は正なり、愨は誠なり、

故勞苦彫萃、而能無失其敬、災禍患難、而能無失其義、不幸不順見惡、而能無失其愛、則非仁人莫能行、詩曰、孝子不匱、此之謂也、

此の節は、如何なる辛苦に遭ひ苦勞をなすとも、道義を守りて、而も親を忘れざるは、仁人に非ざれば能く

なすことなきをいへり、

以上述ぶる通りなるが故に、道義を是れ守りて、如何に苦勞し傷みやつれても、親に對して能く其の恭敬の心を失ふことなく、如何なる災禍に遇ひ艱難にかゝるとも、親に對して其の忠義を失ふことなく、不幸にして親に順はざるを以て、痛く惡まれても、能く其の孝愛の心を失ふことなきは、大孝の人即ち仁人に非ざれば、能く行ふことなきなり、昔の詩に曰く、「孝子は心を竭して親に事へざるなし」と、此の仁人の謂なり、

【彫萃】彫は傷むなり、萃は顇に同じ、やみやつるゝなり、【不順見惡】は道義を守りて親の命に順はずして、親に惡まれてなり、【詩曰】此の詩は詩經大雅既醉の篇にあり、【不匱】匱は竭なり、ツクと訓む、不匱とは親に事ふること竭きずにて、即ち心を竭くして事ふるの意なり、

○以上第一章、子たるものゝ行を三段に別ち、最上段の行、即ち大行を詳説して人子の向ふべき標的となせり、

魯哀公問於孔子曰、子從父命孝乎、臣從君命貞乎、三問、孔子不對、孔子趨出、以語子貢曰、鄕者君問丘曰、子從父命孝乎、臣從君命貞乎、三問而丘不對、賜以爲何如、子貢曰、子從父命孝矣、臣從君命貞矣、夫子有奚對焉、孔子曰、小人哉賜、不識也、昔萬乘之國、有爭臣四人、則封疆不削、千乘之國、有爭臣三人、則社稷不危、百乘之家、有爭臣二人、則宗廟不毀、父有爭子、不行

無禮、士有争友、不爲不義、故子從父、奚子孝、臣從君、奚臣貞、審其所以從之、之謂孝、之謂貞也、

○第二章、孔子の臣子は道義に從ひ、妄に君父の命に從ふ可からざることを説けり、

魯の哀公孔子に問うて曰く、子父の命に從ふは孝か、臣君の命に從ふは貞かと、三たび問へども孔子對へず、孔子趨りて退出し、以て子貢に語りて曰く、嚮に我君丘に向ひ、子父の命に從ふは孝か、臣君の命に從ふは貞かと、問ひ給へり、三たび問ひ給ひしが丘對へざりき、賜よ汝は御尋ねの言を如何に思ふやと、子貢即坐に答へて曰く、子にして父の命に從ふは孝なり、臣にして君の命に從ふは、貞なり、先生よ之れに對ふるに於て、何の難きことか之れあらんと、孔子曰く、小人なる哉賜よ、汝は忠孝の道を知らざるなり、昔より萬乘の國に、争諫の臣四人あるときは、則ち君不義に陷らず、故に封疆を削り取られず、千乘の國に、争諫の臣三人あるときは、即ち君不義に陷らず、故に社稷危からず、百乘の家に争諫の臣二人あるときは、則ち君不義に陷らず、故に宗廟毀壞されず、父に争諫の子あれば、無禮を行はず、士に争諫の友あれば、不義を爲さずといへり、是れ故に、子にして父の命に惟れ從ふものは、奚ぞ孝子といはれんや、臣にして君の命に惟れ從ふものは、奚ぞ貞臣といはれんや、其の之れに從ふ所以の義か不義かを審にして、義なるを見て從ひ、不義なるを見て諫むる、之れを孝子といひ、之れを貞臣といふなり、我君に對へざりしは、明らさまにいふときは、畏れ多き故なりと、

【貞】は忠貞の意なり、【孔子不對】は子父の命に惟れ從ふは孝ならず、臣君の命に惟れ從ふは忠貞ならずと、明らさまに對ふる時は、却て君の感情を傷つくる懼あるを以て、殊更に對へざりしものなり、【鄕】は嚮と通ず、サキニと訓む、【丘】は孔子の名なり、【賜】は子貢の名なり、【有奚對焉】は之に對ふるに於て、何の難きことかあらんやとなり、【萬乘之國】は戰車一萬乘を出だす國にて、天子の領地をいふ、戰國時代にては諸侯自ら萬乘と稱するに至りたれども、玆にては矢張り天子の領地に見るべし、【争臣】は君の非行

を争ひ諫むる臣なり、【千乘】は戰車千乘を出だす國にて、諸侯の國をいふ、【社稷】社は土地の神、稷は五穀の神なり、諸侯國を享くる、必ず此の二神を祀りて、國家守護の神となす、故に轉じて國家の義に用ふるに至れり、【百乘之家】は戰車百乘を出だす家柄にて、大夫をいふ、【宗廟不毀】は祖先の宗廟毀壞されず、保存するを得るをいふ、【爭子】は親の非行を争ひ諫むる子なり、【爭友】は我非行を争ひ諫むる友なり、【奚子孝】は奚孝子といふに同じ、奚臣貞も亦此れと同句法なり、【審其所以從之】は君父の命に從ふ所以の義か不義かを審にするをいふ、

子路問於孔子曰、有人於此、夙興夜寐、耕耘樹藝、手足胼胝、以養其親、然而無孝之名何也、孔子曰、意者身不敬與、辭不遜與、色不順與、古之人有言、曰衣與食與、不女聊、今夙興夜寐、耕耘樹藝、手足胼胝、以養其親、無此三者、則何爲而無孝之名也、

此の節は、子路が苦勞して親を養ひて、孝子の名なきは、何故ぞといへるを、孔子答へて、そは不敬不遜不順なるが爲なりといへる話を擧げたり、

子路孔子に問ひて曰く、此に人あり、朝は早く起き、夜は晩く寢ねて、或は耕し或は耘り、或は植ゑつけ、或は種播きし、手や足にひびあかぎれをして働き、以て其親を養ふ、然るに孝子の名なきは、如何なる故なるかと、孔子曰く、意ふに、それは身の行を敬まざるに由るか、言辭謙遜ならざるに由るか、顏色溫順ならざるに由るか、古の人言へることあり、「汝は我に衣服を着せ、我に食物を食はせども、不敬不順なるが故に、汝に賴らざるなり」と、いま朝は早く起き、夜は晩く寐ねて、或は耕し、或は耘り、或は植ゑつけ、或は種播きし、手足にひびあかぎれをきらして働き、以て其の親を養ひて此の三の惡行なきときは、則ち

何爲ぞ孝子の名なからんや、而して其の名なきを以て見れば、此の三惡行を免れざるが爲なりと、

【耘】は草ぎるなり、【樹藝】樹は植ゑつけなり、藝は種播きなり、【胼胝】はひびあかぎれなり、【意者】はオモフニと訓む、【辭】は言辭なり、【色】は顏色なり、【不順】は温順ならざるなり、【衣與食與】與は予と通ず、ソレと訓む、一句の意は、我に衣服を着せ、我に食物を食はすとなり、【不女聊】女は汝なり、聊は賴なり、タヨルと訓む、【三者】は身不敬、辭不遜、色不順の三惡行を指す、

孔子曰、由志之、吾語汝、雖有國士之力、不能自擧其身、非無力也、勢不可也、故入而行不修、身之罪也、出而名不章、友之過也、故君子入則篤行、出則友賢、何爲而無孝之名也、

此の節は、孔子が重ねて子路を誡めたる辭にて、入りては身を修め、出でては賢友と切磋するときは、孝子の名求めずして自ら來ることを言へり、

孔子重ねて子路を誡めて曰く、由よ、之れを心に記し置けよ、吾は汝に物語せん、一國無雙の力ありと雖、自ら其の身を擧ぐる能はざるは、決して力なきに非ず、勢不可なる所あればなり、されど名をあぐるには勢不可なる所なし、故に家に入りて行修まらざるは、我身の罪なり、外に出でゝ名の彰れざるは、友人を擇ばざるの過なり、故に君子は家に入りては則ち行を篤くし、外に出でゝは則ち賢人を友とし、以て相切磋す、此くして何爲れぞ孝子の名なからんや、其名大に擧がるは、言ふまでもなし、

【由】は子路の名なり、【志】は記なり、心に記すなり、【國士】は一國無雙の士なり、【友之過】は友を擇ばざるの過なりの意なり、

○以上第三章、孝に關する孔子と子路との問答なり、口體を養ふは孝に非ず、志を養ふを孝となす意なり、

子路問於孔子曰、魯大夫練而

牀、禮耶、孔子曰、吾不知也、子路出、謂子貢曰、吾以夫子爲無所不知、夫子徒有所不知、子貢曰、汝何問哉、子路曰、由問魯大夫練而牀、禮耶、夫子曰、吾不知也、子貢曰、吾將爲汝問之、子貢問曰、練而牀、禮耶、孔子曰、非禮也、子貢出謂子路曰、汝謂夫子爲有所不知乎、夫子徒無所不知、汝問非也、禮居是邑不非其大夫、

○第四章、孔子が禮をわきまへられたる逸話なり、

子路孔子に問うて曰く、魯の大夫は、小祥に練服を着て牀に坐せり、是れは禮なるかと、孔子曰く、吾は知らざるなりと、子路出で、子貢に謂ひて曰く、吾は先生を以て何事も知らざる所なしと爲せり、然るに先生も亦知らざる所ありと、子貢曰く、汝は如何なることを問ひしかと、子路曰く、由は魯の大夫は小祥に練服を着て牀に坐せり、此れは禮なるかと問ひしに、夫子は吾は知らずと曰はれたりと、子貢曰く、吾將に汝が爲に之れを問ひ反へさんとすと、子貢入りて問うて曰く、小祥に練服を着て牀に坐するは、禮なるかと孔子曰く、禮に非ざるなりと、子貢出でゝ子路に謂ひて曰く、汝は先生を以て知らざる所ありと爲すか、先生は知らざる所なし、汝に答へられざりしは、汝の問ひ方が惡き故なり、禮に「是の國邑に居るときは、其の國邑に居る大夫をそしらず」とあり、汝は明に魯の大夫と名ざして問へり、先生若し禮に非ずと答へなば、明に大夫をそしるわけになる、是れ禮にはづるゝ故、わざと答へられざりしなりと、

【練而牀、禮耶】禮記問傳篇に期而小祥、居堊室、寢有席、又期而大祥、居復寢、中月而禫、禫而牀とあり、小祥とは喪より十三月目の祭なり、我國にていふ一

周忌なり、數へ月十三箇月、滿十二箇月となる故に、期といひしなり、此の時着る服を練服といふ、其れより期即ち十二箇月目、喪より二十五箇月目の祭を大祥といふ、我國の二周忌なり、大祥の後一月を間てゝ祭る此れを禫といふ、此の時始めて平常に復り、牀に坐す、之れにて喪は終るなり、牀は簀なり、平居座臥する所のものなり、されば小祥の祭に練服を着、禫の祭に牀に坐するを禮とす、今は之れを混同す、故に子路は疑ひて禮かと問ひしなり、【徒】はタダと訓む、語助なり、【由】は子路の名なり、【不非其大夫】非はソシルと訓む、誹謗するなり、

子路盛服見孔子、孔子曰、由是裾裾何也、昔者江出於汶山、其始出也、其源可以濫觴、及其至江之津也、不放舟不避風、則不可涉也、非維下流水多耶、今汝服既盛、顏色充盈、天下且孰肯諫汝矣、由、

此の節は、子路が盛服して得意氣なるを、孔子の戒められたる話なり、

子路は立派な衣服を着て、孔子に見ゆ、孔子曰く、由よ、是く立派なる衣服を着たるは、如何なる故なるか、昔し聞く、揚子江は源を汶山より發す、其の始めて泉より流れ出づる、その源は、觴をたゞよはす位な少しの水なれども、幾百里の間を流れ來りて、渡し場に至るころに及べば、舟を並べず、又風を避けざれば、渉る可からざるなり、此れはたゞ下流になると水が聚まりて多くなりし故に、人をして此の如く畏れ憚らしむるに至りしに非ずや、今汝の服は既に立派に、汝の顏色は得意に充ち、猛厲の氣溢れたり、猶江の下流に水の横溢するが如し、此の如くんば、天下の人、皆汝を憚りて、孰れか肯て汝の過を諫むるものあらんや、由よ少しく悟る所あれと、

【盛服】は盛大なる服なり、立派なる服をいふ、【裾裾】は衣服の立派なる貌なり、【江】は揚子江なり、【汶山】

は今の四川省成都府茂州の西北にあり、【濫觴】濫は氾なり、タヾヨフと訓む、【津】は渡し場なり、【放レ舟】放は並なり、ナラブと訓む、舟を連接するなり、【維】は唯なり、タヾと訓む、【顏色充盈】は顏色得意に猛厲の氣充てるをいふ、【由】由よと復び子路の名を呼ぶは、之れを誡諭するなり、

子路趨而出、改服而入、蓋猶若也、孔子曰、志之、吾語汝、奮於言者華、奮於行者伐、色知而有能者小人也、故君子知之曰知之、不知曰不知、言之要也、能之曰能之、不能曰不能、行之至也、言要則知、行至則仁、既知且仁、夫惡有不足矣哉、

此の節は、子路が戒められて、服を改め來りたるに由りて、孔子は再び人は正直に赤倮々たるべしと、誡められたることを記せり、

子路は孔子に戒められたれば、趨り出で、衣服を改めて入り來れり、其の樣子を推し考ふるに、平氣なり、孔子再び誡めて曰く、由よ、之れを心に記し置けよ、吾は汝に物語らん、言辭をほこり飾るものは、其の態度すべて華やかなり、行をほこり飾るものは、其態度伐りたかぶるなり、何事も知れる樣な顏つきして、自ら才能ありと、ふりまはすものは、小人なり、故に君子は知れる事を知れりといひ、知らざることを知らずといふ、此れ言語の要を得たるものなり、出來ることを出來るといひ、出來ざることを出來ずといふ、此れ行の至極なり、言語要を得るは則ち智者なり、行至極なるは則ち仁者なり、既に智者にして且つ仁者なれば、則ち聖人なり、どうして足らざることあらんや、能く愼むべしと、

【奮】は振ひ矜るなり、【華】は態度の華やかなるをいふ、【伐】は態度の振ひ高ぶるをいふ、【色知】は何事も知れる樣な顏つきするなり、【行之至】至は至極なり、

【言要則知】知は智に同じ、次の既知且仁の知も亦同じ、

○以上第五章、孔子が子路を誡められたる話なり、人は正直にして赤倮々たるべしといふが主意なり、

子路入、子曰、由、知者若何、仁者若何、子路對曰、知者使人知己、仁者使人愛己、子曰可謂士矣、子貢入、子曰、賜、知者若何、仁者若何、子貢對曰、知者知人、仁者愛人、子曰、可謂士君子矣、顏淵入、子曰、回、知者若何、仁者若何、顏淵對曰、知者自知、仁者自愛、子曰、可謂明君子矣、

第六章、孔子が子路、子貢、顏淵の三人に、知者と仁者とは如何なるものかといふ問を出し、其の才學を試みられたる話なり、三人答各異なり、以て其の得力の如何を推知すべし、

子路入りて見ゆ、孔子曰く、由よ、智者とは如何なるものぞ、仁者とは如何なるものぞと、子路對へて曰く、智者は人をして己を知らしめ、仁者は人をして己を愛せしむと、孔子曰く、此の如きは能く身を修めたる人、即ち士といふべしと、次に子貢入りて見ゆ、孔子曰く、賜よ、智者とは如何なるものぞ、仁者とは如何なるものぞと、子貢對へて曰く、智者は能く人を知り、仁者は能く人を愛すと、孔子曰く、此の如きは、德ある人、即ち士君子と謂ふべしと、次に顏淵入りて見ゆ、孔子曰く、回よ、智者とは如何なるものぞ、仁者とは如何なるものぞと、顏淵對へて曰く、智者は自己を知り、仁者は自己を愛すと、孔子曰く、此の如きは聰明の德ある君子といふべしと、

【知者】は智者に同じ、【士】は身を修めたる人をいふ、【士君子】は士より一段上の人なり、有德者の稱なり、【顏淵】は孔子の一番弟子なり、大略篇に傳せり、【回】は顏淵の名なり、【明君子】は聰明の德ある君子なり、

士君子より一段上の人なり、

子路問於孔子曰、君子亦有憂乎、孔子曰、君子其未得也、則樂其意、既已得之、又樂其治、是以有終身之樂、無一日之憂、小人者、其未得也、則憂不得、既已得之、又恐失之、是以有終身之憂、無一日之樂也、

○第七章、君子は終身の樂ありて一朝の憂なく、小人は之れに反することを說けり、

子路孔子に問うて曰く、君子は德の至れるものなり、心常に安樂なるものなり、此の如くにしても亦憂ふることありやと、孔子曰く、君子は其の未だ位を得ざるときは、則ち其の政治を爲すの意を樂めり、既に位を得れば、又其の政治を施して天下を治平にせんことを樂めり、是れを以て終身樂ありて、一日も憂ふることはなし、小人は之れに反す、其の未だ位を得ざるときは、則ち位を得ざることを心配し、既に位を得れば、又之れを失はんことを心配するなり、是れを以て終身憂ありて一日も樂しきことなし、

【未得】は未だ位を得ざるなり、【其意】は政治を爲すの意、如何にして政治を爲し、民を安んずるかといふ意なり、【得之】は位を得るなり、

法行篇第三十

禮義之れを法といふ、之れを行ふ所以之れを行といふ、此れ篇義なり、されど錄する所は、孔子及び孔門諸子の言行にして、篇義と相去るものあり、蓋し弟子の雜記する所によるの故なるべし、

公輸不能加於繩、聖人莫能加於禮、禮者衆人法而不知、聖人

法而知之、

○第一章、禮義の効用の至大なることを說けり、

公輸は至巧の工人なれど、縄墨の上に出づる能はず、即ち縄墨によらざれば、其の技巧を施すに由なきなり、聖人は至德の人なれども、禮義の上に出づる能はず、即ち禮義に由らざれば、其の德を養ふに由なきなり、禮義は此の如く大切なるものなり、衆人は之れに法り行ひて、其の義理を知らず、聖人は之れに法り行ひて、且つ其の義理を知れり、是れ聖人の至れる所以なり、

【公輸】は魯般（般一に班に作る）の號なり、魯の巧なる工人なり、禮記檀弓篇に季康子の母を葬るとき、或る機械を造りたること見ゆれば、孔子と同時代の人なり、戰國策にも其の事蹟出でたり、【縄】は墨縄なり、【不知】は其の義理を知らざるなり、【知之】は其の義理を知るなり、

曾子曰、無內人之疏、而外人之親、無身不善而怨人、無刑已至呼天、內人之疏、而外人之親、不亦反乎、身不善而怨人、不亦遠乎、刑已至而呼天、不亦晚乎、詩曰、涓涓源水、不雝不塞、轂已破碎、乃大其輻、事已敗矣、乃重大息、其云益乎、

○第二章、曾子の本を修むることを忘れて、末を勉むるの非なることを言ひし語をあげたり、

曾子曰く、家人を疏遠にして、他人を親密にすること勿れ、己が身不善にして、人の己を疏外するを怨むこと勿れ、己罪を犯し、刑戮已に身に迫り來りて、俄に上帝を呼んで救を求むること勿れ、家人を疏遠にして、他人を親密にするは、亦道理に乖き悖りたることに非ずや、己が身不善にして、人の己を疏外するを怨むは、亦迂遠の至ならずや、己罪を犯して、刑戮已に身に迫り來りて、俄に上帝を呼んで救を求むるは、亦

晩きことならずや、昔の詩に曰く、「涓々と湧き出づる源水を塞ぎとゞめざるときは、江河とならんとす、轂が既に破れ砕けて、そこで其の輻を大きくするも、施すに所なし、事業が既に失敗して、そこでため息をつく、かく豫め備へずして、水が大きくなりたり、車が壊れたり、事業が失敗したりした後に、騒ぎたり太息したればとて、其れ何の益かあらんや」と、此れに由りても、人は本を正しうし始を愼むべきこと明なりと、

【內人】は內の人なり、家人を指す、【外人】は他人なり、【反】は道に乖き悖るなり、【遠】は迂遠なり、【詩曰】此の詩は逸詩なり、【涓涓】は泉の湧き流るゝ貌なり、【不₂雝不₁塞】雝は塞と通じ、フサグと訓む、一句の意は、小さき水の時に塞ぎ塞かざるときは、江河の如き大水とならんとなり、【轂】は車のこしきなり、【乃大₂其輻₁】輻は車のやなり、一句の意は、轂が破れ砕けたるに、輻を大きくしたとて、何の役にも立たずといふことなり、【重大息】は重ねて大息するなり、ため息をつくことをいふ、【云】はコ、ニと訓む、

曾子病、曾元持ㇾ足、曾子曰、元志ㇾ之、吾語ㇾ汝、夫魚鼈黿鼉、猶以ㇾ淵爲ㇾ淺、而堀₂穴其中₁、鷹鳶猶以ㇾ山爲ㇾ卑、而增₂巢其上₁、及₂其得₁也、必以ㇾ餌、故君子苟能無₃以ㇾ利害₂義、則恥辱亦無ㇾ由至矣、

○第三章、曾子が病めるとき、我子を誡めたる逸話なり、

曾子大病のとき、子の曾元は父の足を持ちて、さすり居たり、曾子元を呼びて曰く、元よ、之れを心に記し置けよ、我は汝に物語りせん、夫れ魚鼈黿鼉の類は、淵に住めども、猶之れを淺しとなし、其の中に穴を堀りてかくれ、身の安全をはかるなり、又鷹や鳶は、山に住めども、猶之れを以て卑しとなして、其の頂上に巢を架けて身の安全をはかるなり、然るに其の之れを捕獲するには、如何なる方法に及べばよきかとい

ふに、必ず餌を以てするなり、彼れ等は己が捕へらるゝをも知らず、餌に目くらみて、災にかゝるなり、人も亦此の如し、故に君子、苟も能く利益に目くらみて以て道義を害ふことなければ、則ち恥辱といふ災禍は、如何なる場合にも至ることなきなり、

【曾子】は孔子の弟子なり、解蔽篇に傳せり、【曾元】は曾子の子なり、【持足】は足を持ちてさするなり、【鼈】はすつぽんなり、【黿】は大すつぽんなり、【鼉】は蜥蜴に似て、長丈餘、鱗甲あり、黒色なりといへば、鰐魚ならん、【增巣】增は橧と通ず、架なりかけること、【及其得】は其の之れを捕獲するに及ぶ方法はの意なり、【由至】は如何なる場合ありても、之れに由りて至るの意なり、

子貢問於孔子曰、君子之所以貴玉而賤珉者何也、爲夫玉之少而珉之多耶、孔子曰、惡、賜是何言也、夫君子豈多而賤之、少而貴之哉、夫玉者君子比德焉、溫潤而澤仁也、縝栗而理知也、堅剛而不屈義也、廉而不劌行也、折而不撓勇也、瑕適並見情也、扣之其聲清揚而遠聞、其止輟然辭也、故雖有珉之彫彫、不若玉之章章、詩曰、言念君子、溫其如玉、此之謂也、

○第四章、玉の特長を記せり、孔子の言なり、

子貢孔子に問うて曰く、君子の玉を貴びて珉を賤む所以の理は何ぞや、夫れ玉の少なくして、珉の多きが爲なるかと、孔子曰く、あゝ賜よ、是れは何といふ言ぞ、とんでもなき言なり、夫れ君子は、どうして多きが故に之れを賤み、少なきが故に之れを貴ばんや、夫れ玉は君子之れを有德者に比せり、其の色の溫柔に

して潤澤あるは、仁者の寛容温順なるに似たり、其の質の緻密堅固にして、文理あるは、智者の事を處する堅固に、且つ條理あるに似たり、又其の質の堅剛にして屈曲せざるは、義人の剛直にして利欲に回らざるに似たり、其の廉稜ありて而も物を傷けざるは、德行あるものゝ人を傷害せざるに似たり、其の摧折することありても撓まざるは、勇者の物に撓まざるに似たり、其の善き所と、瑕適とが並び見るゝは、赤倮々にして誠なるに似たり、之れを叩くときは、其の聲清く高くして遠く聞え、其の止まるやばつたりと跡をひかざるは、君子の言辭辯舌に似たり、其れ故に、珉に彫々たる采飾ありと雖、玉の章々たる德澤には及ばざるなり、昔の詩に曰く、「我君子を念ふ、其の德温順寛容にして、恰も玉の如し」と、此れは即ち玉を君子にたとへて謂ひたるなり、

【珉】は石の玉に似たるものをいふ、【惡】は歎辭なり、アヽと訓む、【賜】は子貢の名なり、【溫潤而澤】は温柔にして、光澤あるなり、潤も亦光澤なり、【縝栗而理】縝は緻密なり、栗は堅き貌なり、理は文理なり、【知也】は智也に同じ、【廉】は廉稜なり、【劌】は傷なり、傷つくるなり、折は摧折するなり、【瑕適】瑕は玉のきずなり、適は讁と通ず、矢張玉のきずなり、【並見】は善き所と瑕適と、並び見るゝなり、【情】は誠なり、誠にして赤倮々なるをいふ、【扣】は叩に同じ、タヽクと訓む、【淸揚】揚はあがるなり、高きをいふ、淸揚とは淸く高きをいふ、【輟然】はばつたりと止まる貌なり、【辭】は辭辯なり、言辭と辯舌とをいふ、【彫彫】は采飾ある貌なり、【章章】はあきらかなる貌なり、此にては德澤の章々たるをいふ、【詩曰】此の詩は詩經秦風小戎の篇にあり、【言念君子溫其如玉】原詩は、婦人が出征の良人の勇ましき姿を見、思慕したることを、詩人が作りたるものなれば、君子とは良人を指せども、此に引證せるは全く此れと異なり、君子を有德者と見たるものなるを以て、其の積りにて解釋せざる可からず、言は我なり、ワレと訓む、溫は溫順寛容なり、

曾子曰、同遊而不見愛者、吾必不仁也、交而不見敬者、吾必不長也、臨財而不見信者、吾必不

信也、三者在身、曷怨人、怨人者窮、怨天者無識、失諸己而反諸人、豈不亦迂哉、

○第五章、己を正しうして人に求めよといふ、曾子の言を擧げたり、

曾子曰く、人と同じく遊びて、人に愛せられざる者は、吾必ず不仁なるが故なり、又人と交りて、人に敬はれざる者は、吾必ず長者を敬はざるが故なり、貨財を取り扱ふに臨みて、人に信用せられざる者は、吾必ず信實ならざるが故なり、此の三の惡行吾身にあるは、自分のわるき故、何ぞ人を怨まんや、すべて人を怨む者は窮困し、天帝を怨む者は見識なきものなり、仁、敬、信の善行を、己の身より取り失ひて、却て人が己を愛せず敬せず信せざるを怨むは、豈亦迂遠の至ならずやと、

【不長】長は長者を敬はざるなり、【三者】は前の不見愛、不見敬、不見信を指す、【識】は見識なり、【失諸己】は此の仁、敬、信といふ、善行を己の身に失ふなり、【反諸人】は却て人が己を愛せず敬せず信せざるを怨むといふ意なり、【迂】は迂遠なり、

南郭惠子問於子貢曰、夫子之門、何其雜也、子貢曰、君子正身以俟、欲來者不距、欲去者不止、且良醫之門多病人、檃栝之側多枉木、是以雜也、

○第六章、子貢が孔子の門に人多き所以を説明せる話なり、

南郭惠子子貢に問ひて曰く、孔夫子の門には賢者もあれば不肖者もあり、何ぞ雜多なるやと、子貢曰く、君子は身を正しうして以て來るものを俟てり、故に門に來らんと欲する者は拒まず、又門を出で去らんと欲する者は引き止めず、且つ夫れ良醫の門には病人多く集まり、檃栝の側には、枉曲の木多く集まるなり、夫子の門に、賢者といはず、不肖者といはず、種々

雜多の人が來り集るも、亦此れと同じわけなりと、【南郭惠子】は其の姓名を詳にせず、蓋し南郭に居るを以て號となすならんといふ、莊子齊物篇にも南郭子綦の名見ゆ、されど別人なることは言ふを待たず、【夫子】は孔夫子を指す、【雜】は雜多なり、賢者もあり不肖者もあり、故に雜多といふ、【君子】は暗に孔子を指す、【距】は拒なり、コバムと訓む、【檃栝】は曲れる木を正す器なり、【枉木】は曲れる木なり、

孔子曰、君子有三恕、有君不能事、有臣而求其使、非恕也、有親不能報、有子而求其孝、非恕也、有兄不能敬、有弟而求其聽令、非恕也、士明於此三恕、則可以端身矣、

○第七章、君子に三恕あることをいへり、

君子には三の思ひやりあり、己君ありて忠を盡して事ふる能はざるに、己の臣に向ひては、其の使令に從はんことを求むるは、思ひやりに非ざるなり、己親ありて其の恩を報ふること能はざるに、子に向ひては、其の孝養を盡くさんことを求むるは、思ひやりに非ざるなり、己兄ありて敬ひ事ふること能はざるに、弟に向つては、其の己の命令を聽かんことを求むるは、思ひやりに非ざるなり、士たるもの、此の三つの思ひやりの道を明に會得するときは、則ち以て己が身を端正にすべしと、

【恕】は思ひやりなり、【有臣】は己に臣ありて、其れに向つての意なり、以下有子、有弟皆此れと同句法なり、【求其使】は其の使令に從はんことを求むるなり、【求其孝】は其の孝養を盡くさんことを求むるなり、【令】は命令なり、【端】は正なり、タヾスと訓む、

孔子曰、君子有三思、而不可不思也、少而不學、長無能也、老而不教、死無思也、有而不施、窮無

與也、是故君子少思長則學、老思死則教、有思窮則施、

○第八章、君子は己が將來のことに就て、三つの思ふことあるを說けり、

孔子曰く、君子は三つの思ふことあり、此れはどうしても思はざる可からざることなり、少壯の時に學問せざるときは、成長して無能無藝なり、無能無藝ならば困窮するなり、又老いて人を敎へ導かざるときは、死しても人々に思慕さるゝことなきなり、又己が財あるときに人に施與せざるときは、己が窮乏せしときに、人も亦己に施與するものなきなり、是れ故に、君子は少年の時に、學び勉めざるときは、成長して無能無藝となり、困窮することを思ふときは、則ち大に學び勉め、老年の時に人々を敎へ導かざれば、死しても人々に思慕さるゝことなく、草木と同じく朽つることを思ふときは、則ち諄々として人を敎へて倦まず、己が財あるときに人々に施與せざるときは、己が窮乏したるとき、人々も亦己に施與せざることを思ふときは、則ち務めて人々を憫みて物を施與し、之れを救ふなり、此れ即ち君子が三つの思ふ所なり、

【死無思】は死しても人々より思慕さるゝことはなきをいふ、【有而不施】は財ありて施與せざるなり、【窮無與】は己窮乏せるとき、人々施與して己を救はざるなり、【思長】は成長して無能無藝となり困窮するを思ふなり、【思死】は死して人々より慕はるゝなきを思ふなり、【思窮】は己窮乏せるとき、人々より施與して救はるゝことなきを思ふなり、

哀公篇第三十一

此の篇、首に魯哀公問於孔子の語あり、故に取りて篇に名づく、全篇哀公と孔子との問答なり、問答は禮制、人物、政治に關するものなり、末に定公と顏淵との問答一章あり、

魯哀公問於孔子曰、吾欲論吾國之士、與之治國、敢問何如取之耶、

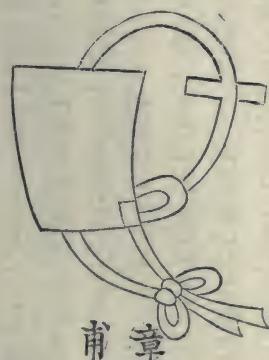
此節は、哀公が士を見る法に就ての問なり、
魯の哀公孔子に問うて曰く、吾吾國の秀逸の士を論撰し、之れと共に國家を治めんと欲す、敢て問ふ如何なる方法にて之れを擇び取るべきやと、
【論】は論撰なり、評論して撰擇するなり【何如取之】は如何なる方法にて之を擇び取るべきやの意なり、

孔子對曰、生今之世、志古之道、居今之俗、服古之服、舍此而爲非者、不亦鮮乎、

此の節は、孔子の古の道に志す者は、賢士なりといふ對なり、
孔子對へて曰く、今の世に生れて古先王の道に志し、今の習俗に居て古先王の法服を服するものは、賢士なり、此の古先王の道に居りて、非事を爲す者は、亦鮮かるべし、されば此の如き士を擇びて、國政を與になさるべしと、
【古之道】は古先王の道なり、【古之服】は古先王の法服なり、【舍此】舍は處なり、ヲルと訓む、此は古先王の道を指す、【非】は非事なり、【不亦鮮乎】は亦鮮からずや、鮮かるべしの意なり、

哀公曰、然則夫章甫絇屨、紳而搢笏者、此賢乎、

此の節は、孔子が先王の法服を服するものは賢者なりと對へたるに就て、哀公の問なり、
哀公曰く、先生は今の習俗に居りて古先王の法服を服するものを、賢士と言はれたり、然らば則ち彼の章甫の冠をかぶり、絇屨をはき、大帶を帶びて笏を搢む者は、此れ賢者といふ可きかと、
【章甫】は殷代の冠なり、周にては之れを委貌といふ、


章甫


絇屨

形稍異なれり、【絇屨】屨はくつなり、絇は屨の頭につける飾なり、狀刀衣鼻に似たり、【紳】は大帶なり、禮論篇に圖解せり、【搢笏】搢は挿なり、サシハサムと訓む、笏を大帶に挿むなり、笏のこと及び其の形狀は禮論篇に出づ、

孔子對曰、不必然、夫端衣玄裳、絻而乘路者、志不在於食葷、斬衰菅屨、杖而啜粥者、志不在於酒肉、生今之世、志古之道、居今之俗、服古之服、舍此而爲非者、雖有不亦鮮乎、

此の節は孔子の對なり、

孔子對へて曰く、必ずしも古の先王の法服を着たるものは、皆賢者とは申されず、夫れ玄端の衣を着、玄裳を穿ち、冕を冠りて、大車に乘る者は、其の志齋戒にありて、葷を食ふにあらず、斬衰の服を着、菅屨をはき、杖をつきて、粥をすゝる者は、其の志哀戚にありて、酒肉にあらざるなり、かく凡て服は其の心を制するものなり、故に古の先王の法服を着るときは、心自ら引きしまり言行自ら謹肅となるなり、是れに由りて之れを觀れば、今の世に生れて古先王の道に志し、今の習俗に居りて古の先王の法服を服するものは、賢者なり、此の先王の道に處りて、非事を爲す者は、たまには之れあるを保し難けれども、亦鮮かるべきは、言ふを待たざるなりと、

【端衣玄裳絻而乘路者】は祭の時齋戒する者をいふ、端衣は玄端の衣なり、富國篇に圖解せり、玄裳は黑色の裳なり、裳は腰より下に着る衣にて、我國の袴に似たり、【絻】は冕に同じ、大夫以上の冠をいふ、【路】は大車なり、帝王の路を車といふが普通なれども、此の文に由れば、必ずしも帝王のみに限らざることを知るべし、【志不在於食葷】は志齋戒にありて葷を食ふに在らずの意なり、葷は葱、薤の屬にて、齋戒者の禁食なり、【斬衰菅屨、杖而啜粥者】は父母の喪に居る者をいふ、斬衰は喪服、菅屨は喪者のはくくつなり、共に禮論篇に圖解せり、啜はすゝるなり、スヽルと訓む、喪

に居る者は必ず粥をすゝるを禮とす、故に啜粥といふ、【志不在於酒肉】は志哀戚にありて、酒肉に非ずの意なり、

哀公曰、善、

此の節は哀公の納得されし言をあげたり、

哀公曰く善しと、

○以上第一章、哀公が士を問はれたるに就て、孔子が古先王の道に志す者は賢士なりと對へられる話なり、

孔子曰、人有五儀、有庸人、有士、有君子、有賢人、有大聖、

此の節は、孔子が哀公に向ひ人に五種類あることをいへる言を掲げたり、

孔子哀公に謂ひて曰く、人には五等あり、凡庸人あり、士あり、君子あり、賢人あり、大聖あり、是れなり、

【五儀】儀は等なり、五儀とは猶五等といふが如し、

【庸人】は凡庸人なり、

哀公曰、敢問、何如斯可謂庸人矣、孔子對曰、所謂庸人者、口不能道善言、心不知邑邑、不知選賢人善士託其身焉、以爲己憂、動行不知所務、止立不知所定、日選擇於物、不知所貴、從物如流、不知所歸、五鑿爲正、心從而壞、如此則可謂庸人矣、

此の節は、孔子哀公の問に應じて庸人を說けり、

哀公曰く、敢て問ふ、如何なる人を庸人と謂ふべきやと、孔子對へて曰く、所謂庸人とは、口に善言をいふこと能はず、心常に憂ひ念ひて、賢人善士を選びて其の身を托し、以て己の憂をのぞくことを知らず、行動すれども、己が務む可き所を知らず、止り立てども、其の定居する所を知らず、日々種々の物を選擇すれ

ども、貴び重ず可き所の物を擇ぶことを知らず、外物に誘はるれば、だらしなく之れに從ひ、毫も歸着する所を知らず、五官が政を爲して、心は之れに從ひて、次第に壞るゝ、此の如きものは則ち凡庸の人と謂ふべしと、

【心不知邑邑不知選賢人善士託其身焉以爲己憂】此の句は、古來の注者脫簡あるを疑ひ、注解亦明晰なるものなし、今は姑く猪飼敬所の說に從ふ、邑邑は悒悒に同じ、憂ひ念ふなり、爲はヲサムと訓む、をさめのぞく意なり、一句の意は、心常に憂念すれども、賢人善士を選びて其の身を託することを知らず、かく己が身を託して以て己が憂ををさめのぞくことを知らずとなり、約言すれば、心常に憂念すれども、賢人善士を選びて己が身を托し、以て己が憂を除くことを知らずといふことなり、【不知所貴】は貴び重ず可き所のものを擇ぶを知らずの意なり、【從物如流】如は而と通ず、シカウシテと訓む、流はだらしなきなり、一句の意は、外物に誘はれてだらしなく、之れに從ふなり、【歸】は歸着なり、【五鑿爲正心從而壞】五鑿は五官なり、正は政と通ず、マツリゴトと訓む、五官が政を爲して、心がそれに從ひて壞るゝをいふ、約言すれば、心が五官に役せらるゝことなり、

哀公曰善、敢問何如斯可謂士矣、孔子對曰、所謂士者、雖不能盡道術、必有率也、雖不能徧美善、必有處也、是故知不務多、務審其所知、言不務多、務審其所謂、行不務多、務審其所由、故知既已知之矣、言既已謂之矣、行既已由之矣、則若性命肌膚之不可易也、故富貴不足以益也、卑賤不足以損也、如此則可謂士矣、

此の節は、孔子哀公の問に應じて士を說けり、
哀公曰く善し、敢て問ふ如何なる人を士と謂ふべきやと、孔子對へて曰く、所謂士といふ者は、正しき道をことごとく行ふこと能はずと雖、必ず正しき道に循ひて離れざるあるなり、美しき事善き事を、徧く守ること能はずと雖、必ず其の一隅に處りて執り守る所あるなり、是れ故に、智は多く物事を知らんことを務めず、務めて其の當に知る可き所を審にして之れを研め、言說は多く吐かんことを務めず、務めて其の當に言ふ可き所を審にして之れを言ひ、行は多く行はんことを務めず、務めて其の當に由り沿ふべき所を審にして、之れに沿ひて行ふ、故に智は既に其の知るべき所を知り、言說は既に其の言ふ可き所を言ひ、行は既に由るべき所に由るときは、則ち志操堅實にして移らざること、恰も性命肌膚の移し易ふ可からざるが如し、故に富貴も以て此の志操を益すに足らず、卑賤も以て此の志操を損するに足らざるなり、此の如きものは、則ち士と謂ふべし、
【道術】術も亦道なり、故に二字にて道の意に見て可なり、【率】は循ふなり、道に循うて離れざるなり、【處】はヲルと訓む、美しき事善き事の一隅に居りて離れず、執り守るなり、【知不レ務レ多】知は智なり、一句の意は、智は多く知らんことを務めずとなり、【審二其所一レ知】は其の當に知る可き所を審にして、之れを研むるなり、【審二其所一レ謂】謂は言ふなり其の當に言ふ可き所を審にして之れを言ふとなり、【審二其所一レ由】は其の由り沿ふ可き所を審にしてより沿ひ行ふとなり、【知既知レ之】上の知は智に同じ、【富貴不レ足二以益一也】は富貴の力にても其の志操を益すに足らずにて、志操堅實にして、富貴の力と雖、之れを動かすこと能はざるをいふ、次の卑賤不レ足二以損一も亦此れと同句法なり、

哀公曰、善、敢問、何如斯可レ謂二君子一矣、孔子對曰、所謂君子者、言忠信而心不レ德、仁義在レ身、而色不レ伐、思慮明通、而辭不レ爭、故猶然如レ將レ可レ及者、君子也、

此の節は、孔子哀公の問に應じて君子を說けり、哀公曰く善し、敢て問ふ如何なる之れを君子と謂ふべきと、孔子對へて曰く、所謂君子とは、言說は忠信なれども心自ら以て德ありとせず、仁義の道身に備れども、誇りたる顏色をせず、思慮通明なれども、辯辭を弄して人と爭はず、故に一寸見ては和ぎ謹みて將に及ぶことの出來る樣に見ゆるものは、君子なり、

【伐】は誇なり、ホコルと訓む、【辭】は辯辭を弄すること、【猶然】は油然に同じ、和ぎ謹む貌なり、【如將可及】は將に及ぶことの出來る樣に見ゆるなり、

哀公曰、善、敢問、何如斯可謂賢人矣、孔子對曰、所謂賢人者、行中規繩、而不傷於本、言足法於天下、而不傷於身、富有天下、而無怨財、布施天下、而不病貧、如此則可謂賢人矣、

此の節は、孔子哀公の問に應じて賢人を說けり、哀公曰く善し、敢て問ふ如何なる人を賢人と謂ふべきやと、孔子對へて曰く、所謂賢人は其一擧一動は、凡て法則に中りて過激ならず、故に其の身を傷つけず、言說は天下の人々の法則となるに足りて危激ならず、故に其の身を傷つけず、富は天下の財を有ちても、私財を蓄へて利をはからず、廣く恩澤を天下に布き施して、己の貧乏を憂へず、此の如き人は、則ち賢人と謂ふべし、

【規繩】規は筆規、繩は墨繩なり、共に法則に喩ふ【本】は身なり、【怨財】怨は蘊と通ず、蘊畜なり、怨財とは私財を蘊畜して利をはかるなり、【病】は憂なり、ウレフと訓む、

哀公曰、敢問、何如斯可謂大聖矣、孔子對曰、所謂大聖者、知通乎大道、應變而不窮、辨乎萬物之情性者也、大道者所以變化

遂成萬物也、情性者所以理然不取舍也、是故其事、大辨乎天地、明察乎日月、揔要萬物於風雨、繆繆肫肫、其事不可循、若天之嗣、其事不可識、百姓淺然、不識其鄰、若此則可謂大聖矣、哀公曰善、

此の節は、孔子哀公の問に應じて大聖を說けり、哀公曰く善し、敢て問ふ如何なる人を大聖人と謂ふべきやと、孔子對へて曰く、所謂大聖人とは、智識は天地の大道に通じ、種々の變化に應じて窮ることなく、且つ萬物の情性を辨別するものなり、大道とは、萬物を變化し其の性命を遂げ成さしむる所以の道なり、萬物の情性を辨別すとは、萬物の是き所、非しき所、取るべき所、舍つ可き所を辨別して、之れを治め、宜しきに合はしむる所以なり、是れ故に其の治化の事功は、大を以て言へば、天地に徧く、明を以て言へば、日月より明なり、かくして萬物を統べ領めて、之れをして發育を遂げしむるは、恰も風雨の草木を生成せしむるが如し、其の爲す所の事は、深遠純粹にして、循ひて之れを知る可からず、其の爲す所の事は、上帝の如く微妙なるを以て、人力にて得て識る可からず、百姓は識見淺はかなるが故に、其の手近き所の恩德をすら知らず、無爲にして化するが如く思へり、此の如き人は、即ち大聖人と謂ふべしと、哀公曰く善しと、

【知通乎大道】知は智に同じ、【應變而不窮】は種々の事變に應じて窮らざるなり、【辨乎萬物之情性】辨は辨別なり、【變化遂成萬物】は萬物を變化し、之れをして其の性命を遂げなさしむるなり、萬物は少壯老と變りゆくものなり、故に變化すといふ、【理然不取舍】理は治なり、ヲサムと訓む、然不は然否に同じ、然否は是非に同じ、一句の意は、是き所、非しき所、取る可き所、舍つ可き所を辨別して、之れを治め、宜しきに合はしむるをいふ、【辨乎天地】辨は徧と通

ず、アマネクと訓む、【察】は昭著なり、アキラカと訓む、【揔要萬物於風雨】は難解の句なり、故に注家脱誤ありと疑ふものあり、今暫く楊倞の注に從ふ、揔要とは猶統領といふが如し、一句の意は、萬物を統べ領めて、之れをして發育を遂げしむることは、恰も風雨の草木を生育せしむるが如しとなり、【繆繆】は穆穆に同じ、音ボク〳〵、深遠の貌なり、【肫肫】は純純に同じ、純粹の貌なり、【循】は循ひ識ること、【天之嗣】嗣は司に通ず、ツカサと訓む、天之嗣とは、天帝をいふ、【淺然】は淺はかなる貌なり、【不識其鄰】鄰は近なり、一句の意は、其の手近なる恩德をすら識らず、無爲にして化すると思へりとなり、所謂日出而作、日入而息、鑿井而飲、畊田而食、帝力於我有何力哉の歌の意なり、此の歌は、堯の時、老翁が堯の德化を頌して歌へるものなり、

○以上第二章、孔子哀公の問に應じて凡庸の人、士、君子、賢人、大聖人の別を說明せり、

魯哀公問舜冠於孔子、孔子不對、三問不對、哀公曰、寡人問舜冠於子、何以不言也、孔子對曰、古之王者、有務而拘領者矣、其政好生而惡殺焉、是以鳳在列樹、麟在郊野、烏鵲之巢、可俯而窺也、君不此問、而問舜冠、所以不對也、

○第三章、哀公舜の用ひし冠の事を問ふ、孔子其の問の誤れるを以て對へざりし話なり、

魯の哀公、舜帝の用ひし冠のことを、孔子に問ふ、孔子對へず、公三問すれども、猶對へず、公曰く、寡人舜帝の用ひし冠のことを、たび〳〵子に問ふに、子は何故に言はざるやと、孔子對へて曰く、古の帝王は、兜鍪帽を冠り曲領にて居るものあり、其の施政の法を見るに、凡て物を生かすことを好みて、殺すことを惡めり、是れを以て、天下太平、人と禽獸と相伍して遊べり、故に鳳凰は列れる樹木に留りて歌ひ、麟は郊野

に出でゝ彷徨し、烏鵲の巣は俯して窺ふを得き、舜帝の御世も亦に實に此の如し、然るに君は此の至德の世を問ひ給はずして、徒に舜帝の用ひし冠を問ひ給ふ、是れ臣の對へざりし所以なりと、

【舜冠】は舜帝の用ひし冠なり、【古之王者、有務而拘領者】淮南子には古者有鍪而綣領以王天下者矣に作れり、古之王者は三皇の時を指す、務は鍪と音通なり、兜鍪帽なり、かぶと風の帽なり、拘領は曲領なり、まがりたる領なり、鍪も曲領も極め粗末なる冠衣なり、【列樹】はならび列れる樹なり、【鵲】はかさゝぎなり、

魯哀公問於孔子曰、寡人生於深宮之中、長於婦人之手、未嘗知哀也、未嘗知憂也、未嘗知勞也、未嘗知懼也、未嘗知危也、孔子曰、君之所問聖君之問也、丘小人也、何足以知之、

此の節は、哀公が未だ嘗て哀み、憂ひ、勞苦、恐懼、危險を知らざることに就て問はれしに、孔子知らずと答へられしことを記せり、

魯の哀公、孔子に問うて曰く、寡人は深宮の中に生れ、婦人の手に生長せし故、未だ嘗て哀みといふものを知らず、未だ嘗て憂といふものを知らず、未だ嘗て勞苦といふものを知らず、未だ嘗て恐懼といふものを知らず、未だ嘗て危險といふものを知らず、此れ等は如何なるものなりや、知りて見たしと、孔子對へて曰く、君の問ひ給ふ所は、聖君の問なり、丘は小人なり、何ぞ以て之れを知るに足らんや、

【寡人】は諸侯自ら稱するの名なり、猶天子が朕といひ給ふが如し、寡德の人の義なり、【聖君之問也】かく其の問を美大にせしは、哀公をして奮勵する所あらしめんが爲なり、【丘】は孔子の名なり、【何足以知之】其の問を美大にせし故に、謙遜してかくいひしなり、

曰、非吾子、無所聞之也、孔子曰、

君入廟門而右、登自胙階、仰視榱棟、俛見几筵、其器存其人亡、君以此思哀、則哀將焉不至矣、君昧爽而櫛冠、平明而聽朝、一物不應、亂之端也、君以此思憂、則憂將焉不至矣、君平明而聽朝、日昃而退、諸侯之子孫、必有在君之末庭者、君以此思勞、則勞將焉不至矣、君出魯之四門、以望魯四郊、亡國之虛、則必有數蓋焉、君以此思懼、則懼將焉不至矣、且丘聞之、君者舟也、庶人者水也、水則載舟、水則覆舟、君以此思危、則危將焉不至矣、

此の節は、哀公再問し、孔子詳に對へしことを記せり、孔子の對は、例を取ること切實、最も公の身に當れり、

哀公復曰く、吾子に非れば之れを聞く所のものなし、願くは之れを教へよと、孔子對へて曰く、君先祖を祭らるゝとき、宗廟の門に入りて右し、東階より登りて、仰ぎて榱や棟を視、俯して几や筵を見給ふときは其の先祖の用ひ給ひし器は則ち存すれども、其の之れを用ひ給ひし人は則ちなし、君此れを以て哀しみを思ひたまはゞ、則ち哀しみの情どうして至らざらんや、君まだほのぐらきときに起き、髮を櫛りて冠をつけ、明るくなりたるとき、朝廷に出でゝ政を聽き給ふ、一物一事にても理に當らざるときは、則ち騷亂の端緒となる、君此れを以て憂を思ひ給ふときは、則ち憂の心どうして至らざらんや、君夜の全く明るくなりたるとき、朝廷に出でゝ政を聽き、夕方前に退出し給ふ、此の時諸侯の子孫にして、必ず亡命して魯に來

り、君の末庭にあり、以て臣下の禮を執る者あらん、君此れを見て以て勞苦を思ひ給ふときは、則ち勞苦の情どうして至らざらんや、君魯の都の四方の門を出で、以て四方の郊を望み給ふときは、亡國の遺墟則ち必ず數區あり、君此れを見て恐懼を思ひ給はゞ、則ち恐懼の心どうして至らざらんや、且つ丘之れを聞けり、君は舟にて庶人は水なり、水は則ち能く舟を浮べ載すれども、亦能く波を起して舟を覆すと、君此れを以て危險を思ひ給ふときは、則ち危險の心どうして至らざらんや、

【廟門】は宗廟の門なり、【胙階】胙は阼と通ず、阼階は東階なり、階上に登るには東西二階あり、東階は主人の登る階、西階は客の登る階なり、【榱】はたるきなり、【俛】は俯に同じ、フスと訓む、【几】は机の種類なり、【筵】は竹を編みて造りたる席なり、【其器】其は祖先を指す、【昧爽】昧は闇きなり、爽は明なり、闇く明るき時にて、曉のまだほのぐらき時をいふ、【櫛冠】は髮を櫛り冠をつけるなり、【平明】は全く夜のあけてあかるくなりたるときなり、【聽朝】は朝政を聽くなり、【不應】は理に當らざるをいふ、【端】は端緒なり、【日昃】は日中を過ぎて日の西に傾きたるときをいふ、夕方前なり、【諸侯之子孫、必有在君之末庭者】は諸侯の子孫にして、亡命して魯に來り、君の末庭に事へて、臣下の禮を執るものあらんとなり、末庭は下位の者の居る所なり、【魯之四門】は魯の都の四門なり、【四郊】は四方の郊なり、都の外百里の間を郊といふ、【亡國之虛】虛は墟と通ず、遺墟なり、魯の郊內には、太古の帝王たりし少皞氏の遺墟、大庭氏の遺墟あり、【數蓋】は猶數區といふが如し、【君者舟也】の一句は古語なり、故に丘聞之といふ、

○以上第四章、哀公未だ哀み、憂ひ、勞苦、恐懼、危險を知らずとて、其の如何なるものなるかを問はれしかば、孔子切實なる例を引きて說明し、公の心を勵ませし話なり、

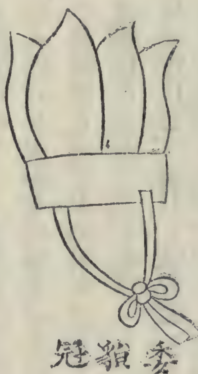
魯哀公問於孔子曰、紳委章甫、有益於仁乎、孔子蹴然曰、君號然也、資衰苴杖者、不聽樂、非耳不能聞也、服使然也、黼衣黻裳

者不茹葷、非口不能味也、服使然也、且丘聞之好肆不守折、長者不爲市、竊其有益與其無益、君其知之矣、

○第五章、孔子と哀公との問答にて、服は心を制することを説けり、

魯の哀公、孔子に問うて曰く、大帶を帶び、委貌章甫の冠をつけたりとて、人に益あるかと、孔子色を變じて曰く、君は何故にかゝることを仰せらるゝや、夫れ齊衰の服を着、苴杖をつける喪者は、音樂を聽かざるなり、耳にて聞く能はざるに非ざるなり、着たる服が自然に心を制してさやうにならしめしなり、黼衣を着黻裳を穿ちたる祭祀に從ふ者は葷を食はず、口にて味ふ能はざるに非ざるなり、着たる服が自然に心を制して、さやうにならしめたるなり、且つ丘之れを聞けり、商賣を好む者は利を得るを主とす、故に節義を守らず、長者は仁惠を好む、故に市場に出で利をはからずと、かく人は其の境遇によりて、或は惡に赴き、或は善に走るものなり、服の心に於けるも亦此の如し、故に君心を平にして、其の何れが益あるかと、其の何れが益なきかとを觀察し給ふときは、自ら之れを會得し給はんと、

【紳委章甫】紳は大帶なり、委は委貌冠なり、章甫は章甫冠なり、章甫は殷代の冠にて、前に圖解せり、委貌は章甫に同じ、たゞ稍、其の製法の異なれるのみ、左圖の如し、一句の意は、大帶を帶び、委貌或は章甫の冠を被るとなり、【仁】は人と音通なり、ヒトと訓む、



委貌冠

委貌冠は其の形式一ならず、説者各、其の説を異にす、今は聶崇義の是定する所のものによる、

【蹴然】は驚きて顏色を變ずる貌なり、【號】は胡と通ず、ナンゾと訓む、【資衰苴杖者】は喪者をいふ、資は齊と通ず、齊衰は一年の喪服なり、禮論篇に圖解せり、苴杖は枯れて蒼白色となれる竹の杖にて、喪者の

つくものなり、【黼衣黻裳者】は祭祀に從ふ者をいふ、黼衣は白と黑との色の衣なり、黻裳は黑と青との色の裳なり、【茹葷】茹は食なり、クラフと訓む、葷は葱蒜の種類にて、祭祀に從ふ者の禁食なり、【肆】は市肆なり、商賣のこと、【折】は節と通ず、節義なり、【不爲市】は市場にて利を得ることを爲さずとなり、【竊】は察と通ず、音サツ、觀察なり、

魯哀公問於孔子曰、請問取人、孔子對曰、無取健、無取詌、無取口啍、健貪也、詌亂也、口啍誕也、故弓調而後求勁焉、馬服而後求良焉、士信愨而後求知能焉、士不信愨、而有多知能、譬之其豺狼也、不可以身尒也、

○第六章、哀公と孔子との問答にて、人を取る法を說けり、

魯の哀公孔子に問ひて曰く、人を採用する法を請ひ問ふと、孔子對へて曰く、酷薄の人を取る勿れ、佞才の人を取る勿れ、多言の人を取る勿れ、酷薄の人は功を貪るものなり、佞才の人は政を亂るものなり、多言の人は君を誕るものなり、是れ故に、弓は調ひて而して後勁からんことを求め、馬はよく馴練して而して後順良ならんことを求むべし、之れと同じく、士は忠信誠實にして而して後智能あるものを求むべし、士忠信誠實ならずして、而も又智能多きものは、之れを譬ふるに豺狼なり、前にあげし三者是れのみ、是れに向つては身を以て近づく可からず、近づくときは必ず禍にかゝるなりと、

【健】は酷薄の義なり、【詌】は拑と通ず、拑は憸と音義相通ず、佞才の義なり、【口啍】は多言なるをいふ、【貪也】は功を貪るなり、【誕】は君を誕るなり、【服】は馴練なり、【信愨】信は忠信なり、愨は誠實なり、【有多知能】有は又と通じ、マタと訓む、【尒】は邇に同じ、近なり、チカヅクと訓む、

語曰、桓公用其賊、文公用其盜、故明主任計不信怒、闇主信怒不任計、計勝怒者彊、怒勝計者亡、

○第七章、明君は政は賢者に相談するといふ公平なる心が、一時の怒の心に勝つ故に國榮ゆれども、暗君は然らざるが故に、國滅ぶことを說けり、孔子が哀公に對へたる語の一節ならんも、前後の章と意相屬せず、他章の脫簡なるべし、

語に曰く、齊の桓公は、其の賊たる管仲を用ひて覇となり、晉の文公は、即位の初に其の盜たる頭須を用ひたり、此の如く度量寬弘なりし故覇者となれりと、此れ故に、明君は、政は何事も賢者に相談するといふ公平なる心に任せて國に臨み、一時の怒に任せて國を治めず、之れに反して、闇君は、一時の怒に任せて、國を治め、政は賢者に相談するといふ公平なる心に任せて國を治めず、政は賢者に相談するといふ公平なる心が、怒の心に勝つ君は其の國強く、怒りの心が、賢者に相談するといふ公平なる心に勝つ君は、其の國滅亡するなり、

【桓公用其賊】桓公は齊の君なり、其の賊は管仲を指す、管仲は桓公の兄糾の臣なり、桓公と糾と位を爭ひて鬪ふとき、管仲は桓公を射て鉤に中てたり、桓公勝て位に即くや、鮑叔の言を用ひ、怨を措いて管仲を用ひて相となし、遂に天下に覇となれり、故にいふ、【文公用其盜】文公は晉の君なり、其盜は頭須を指す、初め文公公子たりし時、父獻公愛妃驪姬の讒を信じて文公を逐ふ、公即ち出でゝ他國に走る、此のとき給事の頭須といふもの、公の藏にある寶を盜みて去れり、後公國に還りて位に即くに及び、頭須亦來りて見えんことを求む、公前の罪を忘れて之れを見、用ひたり、故にいふ、【任計】任はまかすなり、計は政は賢者に相談するといふ公平なる心を指す、【信】は任なり、マカスと訓む、

定公問於顏淵曰、子亦聞東野子之善馭乎、顏淵對曰、善則善

矣、雖然其馬將失、定公不悅、入謂左右曰、君子固讒人乎、三日而校來謁曰、東野畢之馬失、兩驂列、兩服入廐、定公越席而起曰、趨駕召顏淵、顏淵至、

此の節は、顏淵定公に向ひ善御者東野畢の馬の奔逸せんことを豫言して適中せしことを記せり、

定公顏淵に問ひて曰く、子も亦東野子の御術に巧なることを聞くかと、顏淵對へて曰く、之れを聞けり、彼は巧なることは則巧なり、されど其の御する所の馬は、必ず將に命を用ひずして奔逸することあらんと、定公悅び給はずして、入りて左右の臣に謂ひて曰く、君子は固より人を讒るものに非ずと思ひしに、亦此の如く人を讒るものなるかと、其の後、三日ばかりたちて、校人來り謁して曰く、今日東野畢の馬が、畢の命に從はずして奔逸せり、即ち兩方の驂馬がむながひをはづして奔逸し、兩方の服馬のみ車を牽きて廐に入れりと、定公は俄に席を越えて起ちて曰く、駕をせかして顏淵を召せよと、是に於て左右の臣は急使を顏淵の宅に馳せければ、顏淵は取るものも取り敢へず參廷したり、

【定公】は魯の君にて哀公の父なり、【東野子】東野は氏にて、名を畢といふ、【馭】は御に同じ、馬を御することなり、【失】は逸と通ず、音イツ、奔逸なり、【校】は校人なり、馬を養ふことを掌る官なり、【兩驂列】兩驂は兩方の驂馬なり、驂馬とはそへ馬にて、車につなげる四頭の中、外側の二つの馬をいふ、列は裂と通ず、タツと訓む、一句の意は、兩方の驂馬が、むながいをたちきりて奔逸せりとなり、【兩服】は兩方の服馬にて、車につなげる四頭の中、眞中にある二匹の馬なり、【趨】は促と通ず、ウナガスと訓む、

定公曰、前日寡人問吾子、吾子曰、東野畢之馭、善則善矣、雖然其馬將失、不識吾子何以知之、顏淵對曰、臣以政知之、昔舜巧

於使民、而造父巧於使馬、舜不窮其民、造父不窮其馬、是以舜無失民、造父無失馬也、今東野畢之馭、上車執轡、銜體正矣、歩驟馳騁、朝禮畢矣、歷險致遠、馬力盡矣、然猶求馬不已、是以知之也、定公曰、善、可得少進乎、顏淵對曰、臣聞之、鳥窮則啄、獸窮則攫、人窮則詐、自古及今、未有窮其下而能無危者也、

此の節は、顏淵已が豫言せる理由を説明し、併せて治民の第一義は民をして困窮せしめざるにあることを説けることを記せり、

定公曰く、先日寡人吾子に東野子の御術を善くすることを問へり、そのとき、吾子對へて、東野畢の馬を御するに、巧なることは巧なり、然れども其の馬將に命に從はずして奔逸することあらんといへり、今日校人の報告によれば、吾子の言ふ通りなり、知らず吾子は如何なることによりて之れを豫知せしやと、顏淵對へて曰く、民を治むるが政なれば、馬を使ふも亦政なり、臣は東野畢が馬を使ふ政を見て之れを豫知せり、其の理由を申さん、昔し舜帝は人民を使ふに巧にして、造父は馬を使ふに巧なりき、故に舜帝は其の民をして困窮せしめず、造父は其の馬をして困窮せしめず、是れを以て、舜帝の代には他國に奔逸する民なく、造父の御する馬には命に背きて奔逸するものなかりき、今東野畢の馬を御する有樣を見るに、車に上り手綱を執るや、銜と馬の體とを正し、其れより、かけめぐりて馬を調練すること畢るや、險阻の處を歷めぐり、遠き路を極め走るなり、然れども、猶馬に馳することを求めて止まず、此の如くなれば、馬はどうして之れに服從すべきや、いつかは命に背きて奔逸せんは必定なり、かゝる

理由にて、之れを知れりと、定公曰く、善し、今少し其の說を進めて、外の事を言ふことを得べきやと、顏淵對へて曰く、臣嘗て、鳥が困窮するときは則ち物を擇ばずして啄み食ひ、獸が困窮するときは則ち何にてもつかみ捕へ、人が困窮するときは則ち詐僞を弄して至らざる所なしと聞けり、民詐僞を弄するに至らば、國家危亡に陥るは明なり、而して其の本を極むれば、人君の政治の殘暴なるにあり、故に古より今に至るまで、未だ其の下民を困窮せしめて、能く危きことなき人君はあらざるなりと、

【造父】は周の穆王の御者にて、王の爲に八駿馬を御し天下を周遊せしは、名高き話なり、【轡】はくつわづら、即ち手綱のこと、【銜體】銜はくつわなり、體は馬の體なり、【步驟馳騁】四字にてかけめぐる意に見て可なり、【朝禮】朝は調と通ず、馬を調練する儀式なり、【致遠】致は極なり、キハムと訓む、遠は遠き路程なり、【求馬】は馬にかけめぐることを求むるなり、【攫】はつかみとるなり、

○以上第八章、定公と顏淵との東野畢の馬を御することに關する問答なり、淵は畢が馬を困しむるを驗し、由つて人君も亦民を困しむ可からざることを述べたり、

堯問篇第三十二

此の篇、首に堯問於舜の語あり、故に取りて篇に名づく、錄する所は、古の君臣の逸話なり、

堯問於舜曰、我欲致天下、爲之奈何、對曰、執一無失、行微無怠、忠信無倦、而天下自來、執一如天地、行微如日月、忠誠盛於內、賁於外、形於四海、天下其在一隅耶、夫有何足致也、

○第一章、堯と舜との問答にて天下を招致するの術を說けり、併し此れは實事に非ずして、假托なるべ

し、假托せし人は、荀子なるか、或は荀子以前の諸子なるか、明ならず、

堯帝舜に問ひて曰く、我天下の民を召致せんと欲す、奈何にせば可なるやと、舜對へて曰く、專一に心を執り守りて失ふことなかれ、細微なる事を忽にせず、つとめ行ひて怠ることなかれ、人に接し己を修むるに、忠信にして倦怠することなかれ、かくすれば、天下の民自ら歸服せん、專一に心を執り守りて動かざることは、恰も天地の變易することなきが如く、微細の事を忽にせず行ふは、恰も日月の光の微細なる所まで、照さゞる所なきが如く、忠誠の心内に盛なれば、言行の上に美しく飾りあらはれ、其の德光やがて四海にあらはるゝなり、かゝれば、天下の廣きもそれ一隅にあるものゝ如く、之れを招致すること甚容易にして、毫も力を勞するに足らざるなりと、

【致天下】致は召致なり、【執一】は專一に心を執り守るなり、【行微】は細微なる事を忽にせず、之れを行ふなり、【如天地】は天地の變易せざるが如きなり、【如日月】は日月の光の細微の所まで照臨せざるることなきが如きなり、【賁】は飾なり、カザルと訓む、立派に著るゝこと、【形】は現なり、アラハルと訓む、【天下其在一隅耶、夫有何足致也】有は又と通ず、マタと訓む、一句の意は、夫れ一隅にある物は招致すること甚易し、かく德光輝くに至らば、廣大なる天下も一隅にあるものゝ如く、之れを招致すること甚容易にして、毫も力を勞するに足らずとなり、

魏武侯謀事而當、群臣莫能逮、退朝而有喜色、吳起進曰、亦嘗有以楚莊王之語、聞於左右者乎、武侯曰、楚莊王之語何如、吳起對曰、楚莊王謀事而當、群臣莫逮、退朝而有憂色、申公巫臣進問曰、王朝而有憂色何也、莊王曰、不穀謀事而當、群臣莫能

逮、是以憂也、其在中蘬之言也、曰、諸侯自得師者王、得友者霸、得疑者存、自爲謀而莫己若者亡、今以不穀之不肖、而群臣莫吾逮、吾國幾於亡乎、是以憂也、莊王以憂、而君以憙、武侯逡巡再拜曰、天使夫子振寡人之過也、

○第二章、魏武侯の志を改められし美談なり、

魏の武侯事を謀りて必ず當る、群臣能く侯の手腕に逮ぶものなし、是に於て侯朝廷より退きて喜び顏色にあらはる、將軍吳起進みて曰く、臣下亦嘗て楚の莊王の物語を以て、左右にまで申し上げしものあるかと、武侯曰く、否、楚の莊王の物語とは如何と、吳起對へて曰く、楚の莊王事を謀りて必ず當る、群臣能く逮ぶものなし、是に於て、王朝廷より退きて憂顏色にあらはる、申公巫臣進み問うて曰く、王朝廷より歸りて憂色あるは如何なるわけなるかと、莊王曰く、不穀事を謀りて必ず當る、群臣能く逮ぶものなし、是れを以て憂ふるなり、其の意は、湯の相たりし仲蘬の言にあり、其の言に曰く、諸侯にして自ら師たる可き聖人を得るものは、則ち其の力によりて天下に王となり、友とすべき賢臣を得るものは、其の力によりて諸侯の霸となりて強く、輔佐の臣を得るものは、其の力によりて國存し、君自ら謀を盡して己に及ぶものなしとするものは、慢心增長して國亡ぶと、今不穀の不肖なる身を以て、群臣吾に逮ぶものなし、是れ我に師友とすべき臣なきなり、此の如くなれば、吾國はそれ亡滅にちかゝらんか、是れを以て憂ふるなりと、斯く莊王は事を謀りて當りて憂ひ、君は喜び給ふ、是れ臣の怪む所なりと、武侯あとずさりして、再拜して曰く、上帝が先生をして寡人の過を救はしめ給へるなりと、痛く謝せられたりといふ、

【魏武侯】は戰國時代の初の賢君なり、【吳起】は武侯の將軍にて名聲あり、卷首楊倞の序の條に小傳を揭

げたり、【楚莊王】は五霸の一人にて、賢名齊の桓公、晉の文公に亞ぐ、【申公巫臣】は莊王の大夫なり、申といふ邑を領するを以て、申公といふ、【不穀】禮記曲禮に、四夷の中にある霸者は、自ら國內に於て不穀と稱すといへり、穀は善なり、不善德のものゝ義なり、猶寡人と言ふが如し、楚は南蠻にありて、莊王は霸者なり、故にいふ、【中蘬】は殷の湯王の左相なり、蘬音キ、又虺に作る、音同じきを以て通用するなり、【疑】は官名なり、輔佐の臣の義なり、禮記文王世子に、虞夏商周、有師保、有疑丞、とあり、孔穎達の疏に、古者天子必有四鄰、前曰疑、後曰丞、左曰輔、右曰弼とあり、【莫己若】若は如なり、シクと訓む、及ぶの意なり、【幾】は近なり、チカシと訓む、【憙】は悅なり、ヨロコブと訓む、【逡巡】はあとずさりすること、【夫子】は猶先生といふが如し、吳起を指す、【振】は救なり、スクフと訓む、

伯禽將歸於魯、周公謂伯禽之傅曰、汝將行、盍志而子美德乎、對曰、其爲人寬、好自用以愼、此三者其美德也已、

此の節は、伯禽の傅、周公の問に對へて、伯禽の美德をいへる話を記せり、

伯禽將に領地なる魯國に歸らんとするとき、父周公は伯禽のもり役に謂つて曰く、汝は將に魯に行かんとす、何ぞ汝がもりする所の子に就て、記臆せる美德を言はざるやと、もり役の人對へて曰く、其の人と爲りや寬弘なり、好んで自ら智を用ひ身を以て人に先んじ、且つ謹愼綿密なり、此の三つのものは其の美德なりと、

【伯禽】は周公旦の子なり、【傅】はもり役なり、【盍志而子美德乎】志は記なり、シルスと訓む、而は汝なり、ナンヂと訓む、汝子とは汝がもりする所の子にして、伯禽を指す、一句の意は、何ぞ汝がもりする所の子に就て記臆せる美德を言はざるやとなり、【好自用】は好て自ら智を用ひ、身を以て人に先んずるの意なり、【愼】は謹愼綿密なり、【三者】は、寬と、好自用と、愼となり、

周公曰、嗚呼以人惡爲美德乎、君子好以道德、故其民歸道、彼其寛也、出無辨矣、汝又美之、彼其好自用也、是所以窶小也、君子力如牛、不與牛爭力、走如馬、不與馬爭走、知如士、不與士爭知、彼爭者均者之氣也、汝又美之、彼其愼也、是其所以淺也、聞之、曰、無越踰不見士、見士問曰、無乃不察乎、不問即物少至、少至則淺、彼淺者賤人之道也、汝又美之、

此の節以下終まで、周公の意見なり、此の節は、もり役の美德とせしことは、皆美德に非ざることをいへり、周公之れを聞きて曰く、嗚呼汝は人の惡德を以て美德と爲すか、君子は好んで道德を以て人を敎ふ、故に其民化して皆道德に歸服するなり、彼の伯禽は、其れ寛弘なり、寛弘なるものは、剛決の氣象に乏しく、惡と知りて猶看過するの癖あり、此の如くんば、其の出だす所の政令の是非を辨別することなきに至らん、汝之を察せずして美とするは何ぞや、彼の伯禽は、其れ好んで自ら智を用ひ、身を以て人に先んず、是れ度量の狹小なる所以なり、君子は力牛の如く大なれども、牛と力を爭はず、走ること馬の如く速なれども、馬と走ることを爭はず、智は臣下の老練の士の如く明敏なれども、臣下と智の多少を爭はず、謙恭自ら持するものなり、彼の爭といふものは、力相均しきものの、氣に任せてすることなり、君子の行に非ざるなり、然るに汝は之れを美とするは何ぞや、彼伯禽は其れ謹愼綿密なり、謹愼綿密なるものは、たゞ己の行の過失なからんことを是れ懼る、故に廣く士に接し以て見聞を廣むること能はず、是れ其の見識の淺近な

る所以なり、之れを聞く、古語に曰く、人君は破格を以て士を見ざることなし、士を見れば即ち問うて曰く、我に考へ及ばざることなきか、腹藏なく言ひて敎へよと、それ廣く士を接見して問はざるときは、知る所の事少なし、知る所の事少なければ、則ち見識淺近なり、彼の淺近なる道は、賤しき人の道なり、君子の道に非ず、然るに汝又之れを美とするは、何ぞや、誤れるの甚しきものに非ずや、

【好以道德】は好んで道德を以て人を敎ふとなり、【出無辨】は政を出だすに是非を辨別することなきなり、【窶小】窶は小なり、故に二字にて小の意に見てよし、度量の狹小なるをいふ、【知如士】知は智に同じ、下句の不與士爭知の知も亦同じ、【均者之氣】は力相均しきものゝ氣に任せてなすことなりの意なり、【淺】は見識の淺近なるをいふ、【無越踰不見士】越踰は階級をこえてにて、破格のことなり、一句の意は、破格を以て、廣く天下の士を接見せざることなしとなり、【不察】は考へ及ばざることなり、【物少至】物は事なり、知る所の事が、我方に至ること少なしにて、知る事の少なきをいふ、

吾語汝、我文王之爲子、武王之爲弟、成王之爲叔父矣、吾於天下不賤矣、然而吾所執贄而見者十人、還贄而相見者三十人、貌執之士者、百有餘人、欲言而請畢事者、千有餘人、於是吾僅得三士焉、以正吾身以定天下、吾所以得三士者、亡於十人與三十人中、乃在百人與千人之中、故上士吾薄爲之貌、下士吾厚爲之貌、人皆以我爲越踰好士、然故士至、士至而後見物、見

物、然後知其是非之所在、戒之哉、汝其以魯國驕人幾矣、夫仰祿之士、猶可驕也、正身之士、不可驕也、彼正身之士、舍貴爲賤、舍富而爲貧、舍佚而爲勞、顏色黎黑、而不失其所、

此の節は、周公自ら恭謙士に下り、以て天下を治平せしことをいひ、伯禽の誡となせり、

周公語をつぎて曰く、吾汝に物語せん、我は文王の子にて、武王の弟、成王の叔父たり、吾は天下に於て、誠に賤しからざる身分なり、然り而して吾自ら贄を執りて見て、敎を請ふもの十人あり、贄を執りて吾に臣事するものゝ中にて、贄を還して相接見し、其の言を聞くもの、三十人あり、禮を以て待つ所の士、百有餘人あり、卑賤の士にして、言はんと欲して言ひ盡し得ざるものあり、是に於て吾先づ其の抱負を腹藏なく言ひ盡くさんことを請ふもの、千有餘人あり、是の多くの人々の中に於て、吾は僅に三人の傑士を得、以て吾身を正しうし、以て天下を平定せり、吾此の三士を得し所以を考ふるに、尊敬せる十人と三十人との中より得ることなくして、乃ち其れより以下なる百人と千餘人との中より得たりき、是れに於て、吾は士に接すること廣からざるときは、則ち賢人を得るに由なきことを知れり、是れ故に、上士既に位高く自ら尊敬を加ふ、故に薄く之れに禮貌を加ふ、下士は位卑しと雖、賢者其の中になくんばあらず、故に吾厚く之れに禮貌を加ふ、されば人皆我を以て士を好み過ぐるとなせり、かく士を好むが故に、士遠きを厭はず慕ひ來るなり、士來りて然る後、種々の事を見知る、種々の事を見知りて然る後、其の是非のある所を知り、以て是に就き非を去り、我智德を硏くなり、我天下を料理する貴き身分にありながら、士に下ること此の如し、汝其れ眇たる魯國の主を以て、人と智能を爭ひ、之れに驕るが如きあらば、國は危きぞ、之れを戒めよや、夫れ吾に仰ぎ事へて祿を受くるの士には、猶驕るべきも身を正しうして節を枉げざるの士には、

驕る可からざるなり、彼の身を正しうして節を枉げざるの士は、貴き位をすてゝ賤しきものと爲り、富める祿をすてゝ貧しきものとなり、安佚をすてゝ勞苦を爲し、奴隷の如く顔色が眞黑になりても、其の守る所を失はざるものなり、かゝる士には驕るべからず、驕らば來らず、須らく恭謙之れに下り、以て吾智德を研かざる可からずと、

【文王之爲レ子】は爲二文王之子一の倒句なり、武王之爲レ弟、成王之爲二叔父一の句法、此れと同じ、【所レ執レ贄而見レ者】贄は幣物なり、弟子の始めて師に見ゆるとき、臣の始めて君に事ふるときに執る所のものなり、一句の意は、贄を執りて見え、敎を請ふ所の者をいふ、【還レ贄而相見者】は贄を執りて吾に臣事せんとするものゝ中にて、贄を還して敢て臣とせず、己と同等の人として相接見し、其の言を聞くものをいふ、【貌執之士】貌は禮貌なり、執は待の意なり、禮貌を加へて待遇するの士をいふ、【欲レ言而請レ畢レ事】畢は盡すなり、事は抱く所の事即ち抱負なり、一句の意は、卑賤の士にして、言はんとして敢て言はざるものあり、是に於て、吾先づ其の人に對ひ、其の抱負を言ひ盡くさんことを請ひて、其の言を聞くものとなり、【亡】は無なり、ナシと訓む、【爲二之貌一】貌は禮貌なり、【越踰好レ士】は越え踰えて士を好むにて、士を好み過ぐるをいふ、【見レ物】物は事なり、未だ見聞せざる種々の事柄なり、【以二魯國一】は猶ほ眇たる魯國を以てといふが如し、【幾】は危と通ず、アヤウシと訓む、【仰レ祿之士】は仰ぎ事へて祿を受くるの士なり、【正レ身之士】は身を正しうして節を枉げざるの士なり、【佚】は逸と通ず、安逸なり、【黎黑】黎も亦黑なり、故に二字にて眞黑の意に見て可なり、【其所】は其の守る所なり、

是以天下之紀不レ息、文章不レ廢也、

此の節は、作者の周公を嘆美せる辭なり、周公の行、此の如し、故に其の在世中は、天下の紀綱張りて、少しも弛むことなく、禮樂粲然として行はれ、少しも廢れざりしなり、

【紀】は紀綱なり、【不レ息】は弛まざるをいふ、【文章】は禮樂を指す、

○以上第三章、周公が我子伯禽の師傅を訓戒されたる話なり、

語曰、繒丘之封人見楚相孫叔敖曰、吾聞之也、處官久者士妬之、祿厚者民怨之、位尊者君恨之、今相國有此三者、而不得罪楚之士民、何也、孫叔敖曰、吾三相楚、而心愈卑、每益祿而施愈博、位滋尊而禮愈恭、是以不得罪於楚之士民也、

○第四章、楚の相孫叔敖の公廉謙恭なりし話なり、物語の書に曰く、繒丘といへる國境を守れる役人が、楚の宰相孫叔敖を見、問ひて曰く、吾之れを聞けり、官に處ること久しきものは士之れを妬み、俸祿厚く大なるものは人民之れを恨み、位尊きものは君之れを恨むと、蓋し次第に勢力の增長すればなるべし、今相國此の三つの地位にありて、而も楚の士民より妬み恨まれざるは、如何なる理由なるかと、孫叔敖答へて曰く、吾三たび楚の相となりて心いよ／＼謙り、俸祿を增す每に恩惠を施すこといよ／＼博く、位ます／＼尊くして禮義いよ／＼恭し、是れを以て、楚の士民より怨み妬まれざるなりと、

【語】は物語なり、【繒丘】は地名にて楚に屬す、他國との境にあり、【封人】は國境を守る役なり、【孫叔敖】は楚莊王の相にて、賢人なり、非相篇に小傳をあげたり、【卑】は謙るなり、【益】は增に同じ、【施】は恩惠を施すなり、【滋】はマス／＼と訓む、

子貢問於孔子曰、賜爲人下、而未知也、孔子曰、爲人下者、其猶土也、深抇之而得甘泉焉、樹之而五穀蕃焉、草木殖焉、禽獸育

焉、生則立焉、死則入焉、多其功而不悳、爲人下者、其猶土也、

○第五章、孔子と子貢との問答にて、謙恭自ら持し人の下となるの益の大なるを說けり、

子貢、孔子に問ひて曰く、賜は未だ人の下となるの益あるを知らざるなり、願くは敎を請ふと、孔子曰く、人の下となるは、譬へば土地の如し、土地は深く之れを掘るときは、甘き泉を得、之れに草木の種を樹うれば五穀蕃殖し、草木繁殖し、禽獸生育す、且つ萬物は生けるときは則ち此の上に立ち、死するときは則ち此の下に入る、かく土地は功績多けれども、自ら德とすることなし、人の下となるは猶土地の如し、土地は自ら德とせざれども人により尊重せらる、人の下となるも亦之と同じく、必らずや人々より大なる尊敬を受くるなり、其の利豈廣大ならずやと、

【賜】は子貢の名なり、【扣】は掘なり、ホルと訓む、【蕃】は蕃殖なり、【立】は土地の上に立つなり、【入】は土地の中に入るなり、【悳】は德の古字なり、

昔虞不用宮之奇、而晉幷之、萊不用子馬、而齊幷之、紂刳王子比干、而武王得之、不親賢用知、故身死國亡也、

○第六章、賢人を親み智者を用ひずして亡びたる國君を列擧せり、

昔虞公は宮之奇の謀を用ひずして亡び、晉之れを幷せ取れり、萊公は子馬の謀を用ひずして亡び、齊之れを幷せ取れり、殷の紂王は王子比干の諫を聽かず、殺して其の胸を刳けり、故に國亡び、周の武王其の天下を得たり、彼等は皆賢人を親み智者を用ひざるが故に、身死し國亡ぶるなり、

【虞不用宮之奇】晉の獻公虢を討たんとし、名馬と寶玉とを以て幣物と爲し、路を虞にからんことを請ふ、虞公幣物に目くらみ、之れを許さんとす、此時宮之奇は、晉は虢を滅して歸りに虞をも滅する考なり、故に幣物を厚くして君の歡心を買ひしなり、決して

其要求を聞く可らずと、諫めたれども、虞公きかず、之れを許せしかば、宮之奇は一族を率ゐて國を去れり、後晉は果して虢を滅して歸る途に、虞を滅せり、【萊不用子馬而齊幷之】子馬の姓名詳ならず、春秋左氏傳襄公二年に、齊侯伐萊、萊人使正輿子賂夙沙衞以索馬牛皆百匹、齊師乃還とあり、同六年に、齊侯伐萊、萊王湫帥師、及正輿子棠人、軍齊師、齊師大敗之、云云、滅之とあり、或は子馬は正輿子の字には非ざるかといふ人あれども、確據あるに非ず、疑を缺いて可なり、【紂剖王子比干】は臣道篇に解せり、剖は剖なり、サクと訓む、【知】は智に同じ、智者なり、

○左の一章は、本書の後序にして、荀子の弟子の作なり、荀子の德を頌贊して其の世に遇はざるを嘆息せり、

爲說者曰、孫卿不如孔子、是不然也、孫卿迫於亂世、鰌於嚴刑、上無賢主、下遇暴秦、禮義不行、敎化不成、仁者詘約、天下冥冥、行全刺之、諸侯大傾、當是時也、知者不得慮、能者不得治、賢者不得使、故君上蔽而無覩、賢人距而不受、然則孫卿懷將聖之心、蒙佯狂之色、視天下以愚、詩曰、既明且哲、以保我身、此之謂也、是其所以名聲不白、徒與不衆、光輝不博也、今之學者、得孫卿之遺言餘敎、足以爲天下法式表儀、所存者神、所過者化、觀其善行、孔子弗過、世不詳察、云

非聖人奈何、天下不治、孫卿不遇時也、德若堯禹、世少知之、方術不用、爲人所疑、其知至明、修道正行、足以爲綱紀、嗚呼賢哉、宜爲帝王、天地不知、善桀紂、殺賢良、比干剖心、孔子拘匡、接輿避世、箕子佯狂、田常爲亂、闔閭擅彊、爲惡得福、善者有殃、今之爲說者、又不察其實、乃信其名、時世不同、譽何由生、不得爲政、功安能成、志修德厚、孰謂不賢乎、

此の章は押韻せり、韻を換ふること七たび、刑、秦、成、冥、傾、一韻なり、慮、治、使、覩、受、愚一韻なり、白博一韻なり、儀、化、過、何一韻なり、治、時、之、疑、紀一韻なり、王、良、匡、狂、彊、殃一韻なり、名、生、成一韻なり、各韻今韻にては相同じからざるものありと雖、古は相通せしなり、

世の說を爲すもの曰く、孫卿は孔子に如かずと、是れ然らざるなり、孫卿は亂世に生れて窘迫し、嚴酷なる刑罰に迫られて困厄せり、壯にしては則ち事ふべき賢主なく、晩年には則ち暴亂なる秦王に遇ふ、故に禮義は行はれず、敎化は成らず、天下眞暗にして、行全きも刺り傷つけらる、是れを以て、仁者は屈辱せられて窮約し、諸侯亦輔佐其の人なきを以て衰頽せり、是の時に當りてや、智者も救濟の策を慮り畫するを得ず、才能ある者も之れを治めて太平にすること能はず、賢者も此の亂民を使役して己の意に從はしむること能はず、故に君上は邪曲の徒に蔽はれて、遠識の士を見ることなく、賢人は拒絕されて其の言を受け納れられず、然る故に、孫卿は內に聖人に近きの心を懷きて、外に佯り狂せるが如き容貌をなし、天下の人

に示すに愚鈍なるもの丶如くせり、故に窘迫困厄の中にありと雖、身全きを得たるなり、昔の詩に曰く、既に聰明の德あり、且つ通達の識あるも、誇らず高ぶらず、謙恭自ら持し、以て能く其の身を保護せりと、此の詩は、孫卿の如きものを謂ひたるなり、是れ孫卿の名聲の顯ならず、弟子の衆からず、其の德の光輝の博く及さゞる所以なり、然れども、今の學者其の遺せし言、餘りの教を得て、學ぶときは、以て天下の人々の手本標的となるに足る、聖人の居る所は、人々神の如く畏れ服し、聖人の過ぐる所は、人々皆化して美となる、孫卿の教を以て民に臨むも、亦此の如し、孫卿の善行を觀るに、孔子と雖之れに過ぎず、然るに世人は詳に觀察せず、孫卿を聖人に非ずといふは、如何なることぞ、或は天下の治まらざるを以て、孫卿の罪に歸さんも、此は無理なる注文なり、孫卿時に遇はず、其の力を施す能はざればなり、孫卿德堯禹の如しと雖、世に之れを知るもの少なく、抱ける所の道德用ひられず、却て人々に疑はる、されど孫卿は其の智至つて明なるを以て、如何に不遇なればとて、屈せず撓まず、ます〳〵道を修め、行を正しうす、故に其の一言一行、悉く以て天下の大綱となすに足るなり、嗚呼賢なる哉孫卿や、宜しく帝王たるべき資ありといふべし、然るに上帝も地神も、之れを知り給はず、桀紂の如き惡人を善みして、賢良の士を殺し給ふ、見よ忠臣比干は胸を剖き殺され、聖人孔子は匡に拘はれて苦しみ、賢人接輿は世の濁亂を避けて困厄の中に沒し、箕子は佯り狂して奴となり、以て身の安全をはかれり、之れに反して、惡臣田常は亂を爲して國を奪ひ、闔閭は弑逆の大罪を犯して君上の位に安んじ、强大なる勢を擅にふるへり、かく惡を爲すものは福を得、善人は殃に遇ふは、古今よりして然り、孫卿の不遇なる、亦何ぞ怪むに足らん、然るに今の世の說を爲す者は、毫も其の實情を察せずして、乃ち其の世間にて稱ふる評判のみを信じて、くだらなき言を弄す、豈誤れるの甚しきものに非ずや、嗚呼孫卿が遇へる時世は、古の聖王の御世と同じからず、濁亂の世なり、名譽何に由つて起らんや、又用ひられて政を爲すを得ず、安んぞ能く功績を成すを得んや、されど孫卿は屈せず撓まず、其の志はます〳〵修り正しく、其の德はます〳〵厚く大なり、孰れか之れを賢人ならずと謂はん

や、
【迫於亂世】迫は窘迫なり、亂世に生れて窘迫するなり、【鰌於嚴刑】は鰌は迫なり、セマルと訓む、一句の意は、嚴酷なる法刑に迫まられて困厄するとなり、一歩にても誤らば直に刑罰に觸るゝ危險なる境遇にあるを云、【上無賢主下遇暴秦】上は壯年の頃を指し、下は晩年を指す、【詘約】詘は屈なり、屈辱をいふ、約は窮約なり、【冥冥】は眞暗なる貌なり、【傾】は傾き覆るにて衰頽せるをいふ、【知者】は智者に同じ、【不得使】亂世の民を使役して命に從はすことを得ざるなり、【覩】は睹に同じ、ミルと訓む、賢人をみるなり、【距而不受】は拒絶せられて其の言を受け納れられざるなり、【將聖之心】將は殆なり、殆ど聖人に近き心をいふ、【蒙佯狂之色】蒙はかうむることなり、色は容貌なり、一句の意は、佯り狂せるが如き容貌をかうむるなり、外にあらはすをいふ、【視天下】視は示と通ず、シメスと訓む、【詩曰】此の詩は、詩經大雅烝民の篇にあり、【哲】は通なり、通達の識をいふ、【不白】白は明なり、アキラカと訓む、【徒與】は仲間なり、弟子を指す、【法式】法はのりなり、式も亦のりなり、故に法式とは模範の義なり、【表儀】は儀表に同じ、標的なり、【方術】方は道なり、術も亦道なり、故に方術とは道德の義なり、【其知至明】知は智に同じ、【綱紀】は紀綱に同じ、大綱なり、【孔子拘匡】は孔子が匡人に拘はれて困厄せしことにて、成相篇に解せり、【接輿避世】接輿は楚の賢人なり、世の濁亂し身の危きを恐れて、佯り狂じて世を避く、故に狂接輿といふ、孔子楚に行かれしとき、接輿は孔子の門を過ぎ、鳳兮鳳兮、何德之衰、往者不可諫、來者猶可追、已而已而、今之從政者殆而と歌ひて、孔子が萬難を排して世を濟はんとするを諷せり、孔子之れを聞き、走り出でゝ語らんと欲せしに、忽ち走り去りて相見ざりきといふ、【箕子佯狂】は殷の箕子が紂王を諫めて聽かれず、佯り狂となりて身を完うせしをいふ、臣道篇に解せり、【田常爲亂】田常は齊の大夫なり、私恩を民に施し、權勢中外を傾く、簡公を弑して平公を立て、國政を專にす、其の曾孫の和に至りて、遂に侯となり、齊を領せり、【闔閭擅彊】闔閭は吳王なり、初め吳王壽夢四子あり、長を諸樊といひ、次を餘祭といひ、次を餘昧といひ、次を季札といふ、壽夢季札の賢なるを愛

し、之れに位を讓らんと欲す、季札兄に讓りて受けず、よつて諸樊に位を讓り、次を以て弟に讓り、以て季札に及ばしむ、諸樊卒し、餘祭、餘昧相つぎて位を嗣ぐ、餘昧卒す、季札逃れて位に卽かず、由りて餘昧の子僚、立ちて王となる、諸樊の子光、心平ならず、謀臣を招致し、勇士を呼び、遂に僚を殺して自立す、之れを闔閭となす、闔閭立ち、楚を破り國勢大に張る、故に擅彊といふ、【時世不同】は孫卿の遭遇せる時世は古の聖王の世と同じからずとなり、

○左の一章は、前漢の劉向が命を奉じて荀子の書を校定し業を終りしとき、目錄に添へて上りし復命書なり、唐の楊倞目錄を改正してより、此の目錄を舊目錄といふなり、復命書中には、備に荀子の學德功績を稱揚せり、嚮に楊倞の序を講じたれば、此れも亦其の大意を說くべし、

荀子新書十二卷三十二篇

勸學篇第一
修身篇第二
不苟篇第三
榮辱篇第四
非相篇第五
非十二子篇第六
仲尼篇第七
成相篇第八
儒效篇第九
王制篇第十
富國篇第十一
王霸篇第十二
君道篇第十三
臣道篇第十四

致士篇第十五
議兵篇第十六
强國篇第十七
天論篇第十八
正論篇第十九
樂論篇第二十
解蔽篇第二十一
正名篇第二十二
禮論篇第二十三
宥坐篇第二十四
子道篇第二十五
性惡篇第二十六
法行篇第二十七
哀公篇第二十八
大略篇第二十九
堯問篇第三十
君子篇第三十一
賦篇第三十二

以上は即ち劉向が校定して上りし目錄にて、以下は復命書なり、

護左都水使者光祿大夫臣向言、所校讐中孫卿書凡三百二十二篇、以相校、除復重二百九十篇、定著三十二篇、皆以定殺青簡、書可繕寫、

此の節は、荀子を校定し畢りたることを說けり、

護左都水使者光祿大夫、臣向、申し上ぐ、命を奉じて

校訂する所の書、正しきに中れり、孫卿の書凡て三百二十二篇あり、以て相比較校訂して、重復せるもの二百九十篇を除き、定めて三十二篇となし、之れを著錄せり、皆以て青き簡を炊りてよく油を殺ぎとりて、之れにそろへ寫すべし、

【護左都水使者光祿大夫】は護左都水使者にして光祿大夫を兼ねたるなり、護左都水使者は、今の河道總督にあたる、黃河を司る役なり、光祿大夫は、宮殿を衞ることを掌る役なり、【臣向】天子に上る故に臣といふ、向は名なり、姓をあげざるは禮なり、劉向は字を子政といふ、前漢の人なり、宣帝の時、散騎諫大夫給事中に進み、元帝の時、散騎宗正給事中となり、時の賢臣蕭望之等と心を同じくして輔佐せしが、宦官弘恭の爲に劾せられ獄に下さる、後帝之れを悔い、允して復諫大夫となす、成帝の時、郎中に任ぜらる、向は外戚王氏の權を專にするを痛み、洪範五行傳を撰し、之れを諷する所あり、帝其の忠精を知れ共、終に斷じて王氏の權を奪ふ能はざりき、建平元年卒す、年七十二、著す所、新序十卷、說苑二十卷、古列女傳七卷、及び文集あり、【校讐】書物を訂正するを校といひ、二つの本を照し合せて相校訂するを讐といふ、【中】はアタルと訓む、正しきに中るなり、【復重】は重復に同じ、【箸】は著と通ず、著錄なり、【定殺青簡】定は熟なり、充分の意なり、殺はそぎのけるなり、青簡は青き生の簡なり、一句の意は、青き生の簡を火にて炒り、充分に其の油をそぎとりてとなり、古は紙なきを以て、竹の油を炒りてぬき、之れに書すを常とす、故にいふ、【繕寫】はそろへ寫すなり、

孫卿趙人、名況、方齊宣王威王之時、聚天下賢士於稷下、尊寵之、若鄒衍、田駢、淳于髡之屬甚衆、號曰列大夫、皆世所稱、咸作書刺世、是時孫卿有秀才、年五十始來游學、諸子之事、皆以爲非先王之法也、孫卿善爲詩書

易春秋、至二齊襄王時一、孫卿最爲二老師一、齊尚修二列大夫之缺一、而孫卿三爲二祭酒一焉、

此の節以下、孫卿の評傳なり、此の節は、孫卿の在齊時代を記せり、

孫卿は趙人にて、名は況といふ、齊の國は、宣王威王の時に當りて、廣大なる館を稷下に築きて、天下の賢士を聚め、之れを尊崇寵遇せり、鄒衍、田駢、淳于髡の屬の如き名士甚衆かりき、此れ等の名士を號して列大夫といへり、皆世の稱する所なり、此れ等の名士は、みな書を作りて世を諷刺せり、此の時孫卿は秀才の名あり、年五十始めて齊に來り游學せり、孫卿以爲らく、鄒衍等諸子の修むる事は、皆先王の法典に非ずと、獨り善く詩禮易春秋を修學し、先王の道を窮めたり、齊の襄王の時に至りて、孫卿最も老先生たり、此の時齊にては、尚列大夫の缺員を補ひ居たれば、孫卿は三たび祭酒となり、非常なる尊崇を受けたりき、

【孫卿】卿は字なり、【宣王】は名は辟彊、威王の子なり、父王と共に戰國時代の名主にて、孟子の游事せし所なり、史記田敬仲世家に、宣王喜二文學游説之士一、自如二鄒衍、淳于髡、田駢、接予、愼到、環淵之徒、七十六人、皆賜二列第一、爲二上大夫一、不レ治而議論、是以齊稷下學士復盛、且二數百千人一とあり、其の學者を優遇せしことを知るべし、【威王】は宣王の父なり、名は因齊、賢士を聚めて之れを優遇せり、善く政を治めて、國家富强に、四隣を震懼せしめたり、【稷下】は稷門の下なり、稷門は齊の都の城門なり、【鄒衍】は齊の人にて、孟子より稍後れたり、陰陽學派の泰斗なり、稷下に遊ぶの後、燕にゆき昭王に禮遇せられたり、【田駢】は齊人にて道家なり、鄒衍と同時代なり、田子二十五篇を著はせしが、今は散佚して傳らず、【淳于髡】は齊人なり、博聞强記なれども、學は主とする所なし、稷下に遊び、又梁の惠王に禮遇せられ、卿相の位を以て待たれしが、辭して去る、終身仕へずして終れり、孟子と問答したることは、孟子離婁章に見ゆ、【屬】はともがらなり、【列大夫】は列りならべる多くの大夫の義なり、【襄王】名は法章、宣王の孫、湣王の子なり、【脩二列大夫

缺】は列大夫の缺員を補ふの意なり、齊は湣王の時、燕の昭王の將、樂毅の爲に破られ、王は出奔し、七十餘城燕に降り、齊國は殆ど破壞せられたれば、昔時天下の賢士輻湊して盛を極めし稷下も亦衰頽したるなり、故に襄王位に即くに及び學士を招致し、昔時の盛況に復したるなり、【祭酒】禮に、食するときは必ず先づ其の食を造りし人を祭る、酒を飲むときも亦然り、必ず席中の尊者一人を以て祭主となす、之れを祭酒といふ、荀子は老先生にして諸學士中の尊者なり、故に推されて祭酒となりしなり、

齊人或讒荀卿、乃適楚、楚相春申君以爲蘭陵令、人或謂春申君曰、湯以七十里、文王以百里地、孫卿賢者也、今與之百里地、楚其危乎、春申君謝之、孫卿去之趙、後客或謂春申君曰、伊尹去夏入殷、殷王而夏亡、管仲去魯入齊、魯弱而齊强、故賢者所在、君尊國安、今孫卿天下賢人、所去之國、其不安乎、春申君使人聘孫卿、孫卿遺春申君書刺楚國、因爲歌賦以遺春申君、春申君恨、復固謝孫卿、孫卿乃行、復爲蘭陵令、春申君死、而孫卿廢、因家蘭陵、李斯嘗爲弟子、而相秦、及韓非號韓子、又浮丘伯皆受業爲名儒、

此の節は、在楚時代の孫卿を記せり、孫卿は稷下にありて尊崇せられしが、或る齊の人が

之れを妬み、襄王に讒言せしかば、孫卿は乃ち齊を去りて楚にゆけり、楚の宰相の春申君は、孫卿の賢を知り用ひて以て蘭陵の令となせり、或る人又之れを妬み、春申君に謂ひて曰く、殷の湯王は七十里の地を以て、周の文王は百里の地を以て、天下の王となりき、孫卿は賢者なり、今之れに蘭陵百里の地を與ふ、孫卿若し湯王文王の政を行はゞ、楚國は其れ危からんかと、春申君之れを聞きて大に驚き、孫卿を謝絶せり、是に於て、孫卿去りて趙の國に行けり、其の後或る食客春申君に謂ひて曰く、昔し伊尹夏の國を去りて殷の國に入りて用ひらる、故に殷天下を一統して王となり、夏は亡びたり、又管仲は魯の國を去りて齊の國に入り用ひらる、故に魯は弱くして齊は强くなれり、此れ故に、賢者の在る所は君尊く國安し、今孫卿は天下の賢人なり、去る所の國は其れ安からざるか、必ずや危弱に陷らんと、春申君又大に驚き、使者を趙にやり孫卿を招聘せしむ、孫卿乃ち春申君に書簡を遺りて楚國の失政を刺り、因りて歌賦を作りて以て春申君に遺り、之れを辭せり、然るに春申君は深く之れを遺恨に思ひ、復び使者を趙にやりて固く孫卿に禮謝せしかば、孫卿乃ち楚に行き、復び蘭陵の令と爲れり、其れより深く信用されしが、春申君死して孫卿も亦官を廢められたり、因りて蘭陵に家居せり、李斯嘗て弟子と爲り、後秦の始皇の宰相となり、天下を一統せり、又韓非あり、韓子と號す、刑名の學を以て名あり、又浮丘伯などの人々あり、皆業を荀卿に受け、名儒となりき、

【春申君】は黃歇なり、成相篇に傳をあげたり、【客】は春申君の食客なり、【伊尹去夏入殷】史記殷本紀に、湯王伊尹を聘し任ずるに國政を以てす、其の後伊尹湯を去りて夏に適く、既にして有夏を醜んで復亳(湯王の都)に歸り湯に從ふとあり、其の夏に行きしは桀王を匡救せんとせしなるべし、【管仲去魯入齊】齊の襄公無道なり、二弟糾と小白と、禍の身に及ばんことを恐れて、國を去る、糾は管仲と召忽との二臣、保護して魯に奔り、小白は鮑叔保護して莒に奔れり、襄公弑に遇ふに及び、二弟位を爭ひ、莒魯二國各、之れに應援せしが、小白は大夫高傒國に在りて內應せしを以て先づ國に入りて位に即けり、之れを桓公とす、魯兵を送りて之れを拒みしか

ば、桓公伐つて大に之れを破り、魯君に書を遺り糾を處置せんことを請ふ、魯君恐れて竊に糾を殺せり、時に召忽は自殺し、管仲は囚はれたり、其の後鮑叔桓公にすゝめて管仲を召さしむ、桓公乃ち魯君に管仲を請ひ、遂に用ひて相となし、天下に霸たり、【歌賦】は賦篇の終にある佹詩なるべし、【廢】は官を廢せらるゝなり、【李斯】は秦の始皇の宰相にて、始皇を輔けて天下を一統したる豪傑なり、二世皇帝のとき、趙高の爲に擠せられ、獄中に殺さる、史記李斯列傳に、李斯楚上蔡人也、從荀卿學帝王之術とあり、然れども後に儒を棄てゝ刑法の學を修めたり、【韓非】は韓の諸公子なり、韓の日に弱きを見、秦に使して國の爲に謀る所あらんとせしが、李斯に惡まれ毒殺せられたり、史記列傳に、與李斯俱事荀卿とあり、されど後に李斯と同じく刑法の學を修め、學識才幹斯の上に出づるに至れり、其の毒殺に遇ふ、亦其の能を妬まれしなり、著す所韓子五十五篇あり、現存せり、號韓子後世は唐の韓愈と分たんが爲めに、韓非子と號せり、唐以前は皆韓子といふ、【浮丘伯】は齊人なり、荀子に學びて詩に深し、魯人申公之れに從學し、魯詩の祖となれり、申公は漢の高祖の時の人なり、

孫卿之應聘於諸侯、見秦昭王、昭王方喜戰伐、而孫卿以三王之法說之、及秦相應侯皆不能用也、至趙、與孫臏議兵趙孝成王前、孫臏爲變詐之兵、孫卿以王兵難之、不能對也、卒不能用、

此の節は、孫卿が諸侯に遊説せしことを記せり、孫卿の諸侯の招聘に應ぜし概略を說かん、其の秦の昭王に見ゆるや、昭王は此の時戰爭を喜び以て國の强大をはからんとせり、孫卿は乃ち三王の政法を以て、之れに說けり、又昭王の宰相應侯とも論議し、仁義の說をすゝめけるが、皆其の言を用ふること能はざりき、其の趙に至るや、孫臏と兵を孝成王の前に論議せり、孫臏は奇變詐謀の兵を談ぜしかば、孫卿は王者の兵を說きて之れを攻擊せしに、臏は對ふること

能はざりき、されど王は卒に孫卿を用ふること能はざりき、

【見秦昭王】孫卿が秦の昭王に見えしは楚より趙に歸りしときなり、其の問答は、詳に儒效篇に見ゆ、昭王の傳も同篇に略說せり、【戰伐】は猶戰爭といふが如し、【三王之法】は夏殷周三王の政法なり、【應侯】は范雎なり、雎應に封ぜらる、故に應侯といふ、孫卿との問答は彊國篇にあり、雎の傳も亦同篇に略說せり、【至趙與孫臏議兵趙孝成王前】孫卿が趙に至りて孫臏と兵を論ぜしは、楚より趙に歸りしときなり、其の問答は議兵篇に詳なり、同篇には孫臏を臨武君に作れり、其の可否は詳に同篇臨武君の解釋の條下に辨じ置きたり、【王兵】は王者の兵なり、王者の兵は仁義の兵なり、【難之】は之れを攻擊するなり、

孫卿道守禮義、行應繩墨、安貧賤、孟子者亦大儒、以人之性善、孫卿後孟子百餘年、孫卿以爲人性惡、故作性惡一篇、以非孟子、蘇秦張儀、以邪道說諸侯、以大貴顯、孫卿退而笑之曰、夫不以其道進者、必不以其道亡、

此の節は、孫卿の道を守りて進退せし高節を記せり、孫卿は、道は禮義を守りて、行は法則にあたり、禍福を以て其の志を二にせず、能く貧賤に安んぜり、大儒といふ可し、孟子も亦大儒なり、以爲らく人の性は善なりと、孫卿は孟子に後るゝこと百餘年にして出づ、以爲らく人の性は惡なりと、故に性惡一篇を作りて、以て孟子を非れり、蘇秦、張儀邪惡の道を以て諸侯に遊說し、大に貴ばれ顯る、孫卿退いて之れを笑ひて曰く、夫れ其の道を以て進まざるものは、必ず其の道を以て亡びず、非業の運命に陷るべしと、

【應】は當なり、アタルと訓む、【繩墨】はすみなはなり、法則を指す、【蘇秦、張儀】は戰國時代にて名高き策士なり、○卷首楊倞の序の條に其の略歷を說けり、

孫卿卒不用於世、老於蘭陵、疾

濁世之政、亡國亂君相屬、不遂大道、而營乎巫祝、信禨祥、鄙儒小拘、如莊周等、又滑稽亂俗、於是推儒墨道德之行事興壞、序列著數萬言而卒、葬蘭陵、而趙亦有公孫龍、爲堅白同異之辨、處子之言、魏有李悝、盡地力之教、楚有尸子、長盧子、芋子、皆著書、然非先王之法也、皆不循孔氏之術、唯孟軻、孫卿爲能尊孔子、蘭陵多善爲學、蓋以孫卿也、長老至今稱之曰、蘭陵人喜字爲卿、蓋以法孫卿也、至漢興、江都相董仲舒亦大儒、作書美孫卿、

此の節は、孫卿の書を著して孔子を祖述せしこと、及び其の遺化をあげたり、

孫卿は卒に世に用ひられず、蘭陵に隱居せり、濁亂せる世の政は、亡國亂君相續ぎて出で、大正至中の道を遂げずして、巫祝の荒誕なる說に惑ひ、無稽なる禨祥を信じ、見識鄙陋なる儒者は、些細の事に拘りて君を匡し國を救ふを得ず、莊周等の如きは、猾稽なる言を弄して、世俗の人を惑し亂すを疾めり、是に於て、儒學、墨學、道德學の行事と、其の得失とを推究して、秩序正しく書き列ね、數萬言を著して卒せり、蘭陵に葬れり、而して當時書を著はせし人々は、孫卿のみならず、趙にも公孫龍あり、堅白異同の辯を修めたり、又處子の言論あり、魏には李悝あり、地力を盡くして國を富ますの教を說けり、楚には尸子、長盧子、芋子あり、各〻自說を唱へたり、此れ等の諸子は、皆書を著はせり、然れども、先王の法に非ず、皆孔子の道に循はず、所謂異端の徒なり、此の中にて、たゞ孟軻と孫卿

とのみ、能く孔子を尊崇して、其の道を修めたり、蘭陵の人が、多く善く學問を修むるは、蓋し孫卿の感化に由るなり、長老の人々、今に至るまで之れを稱して曰く、蘭陵の人は、喜んで字を卿と爲すと、蓋し孫卿が卿と字せしに、法るなり、我漢室興るに至りて、江都の宰相董仲舒あり、亦大儒なり、書を作りて孫卿を稱揚し、深く思慕の意を致せり、孫卿が遺化亦大なりと謂ふ可し、

【厲】は續なり、ツグと訓む、【大道】は大正至中の道なり、【營】は惑なり、マドフと訓む、【巫祝】は神に事ふるものにて、みこなり、男のみこを祝といひ、女のみこを巫といふ、【禨祥】禨は祥と同義なり、祥は吉凶の兆なり、禨祥とは占ひて吉凶を豫言することをいふ、【小拘】は些細の事に拘泥するなり、【莊周】は莊子の作者なり、解蔽篇に略傳をあげたり、【滑稽】莊周は滑稽の言を弄して、學者を刺譏す、故にいふ、【墨】は墨子の學なり、【道德】は道家の學を指す、史記老子列傳に、老子修二道德一、其學以二自隱無一レ名爲レ務、云云、著二書上下篇一、言二道德之意一とあり、【興壞】は興ると壞るゝとなり、猶得失といふが如し、【序列】は秩序正しく列ぬるなり、【公孫龍】は詭辯家なり、修身篇に小傳をあげたり、【堅白異同之辨】は、修身篇に解せり、【處子之言】は處子の言論の義なり、漢書藝文志法家に處子九篇あり、此の人なるべし、【李悝】は魏の文侯の相にて、國を富まし兵を強くせり、法家の學を修め、李子三十二篇を著せり、其の書亡佚して傳はらず、【盡二地力一】は土地の力を盡すにて、土地を闢きて農を興すをいふ、【尸子】は尸佼なり、佼は晉人にて、秦の相商鞅の客と爲る、鞅刑せられ、佼併せ誅せられんことを恐れ、亡逃して蜀に入れり、玆に楚人とせしは、蜀に入りしを誤りたるならんといふ、其の學は雜家にて著す所二十篇あり、今は散佚して僅に後人の彙輯せしものに由りて其の一斑を知り得べきのみ、【長盧子】は事蹟詳ならず、著す所九篇あり、今は散亡せり、【芊子】漢書藝文志儒家に芊子十八篇あり、注に名は嬰、齊人にて七十子の後なりとあり、然るに玆には楚人とあり、何れか是なるを知らず、【以二孫卿一也】は孫卿の感化によりて以ての意なり、【長老】は老者の尊稱語なり、【江都相董仲舒】仲舒は廣川の人なり、春秋を治むるを以て、孝景帝の時博士となり、孝武帝のと

き江都（孝武帝の兄易王）の宰相となれり、後公孫弘に疾まれ、家居して卒せり、孝武帝が儒教を用ひて諸子を斥けしは、仲舒の對策に本づけり、著す所、春秋繁露、詩文集等あり【作書美孫卿】美は稱揚するなり、仲舒の學は荀子より來る、故に其の著春秋繁露、及び賢良對策の文中には、其の說を祖述せる所あり、故にかくいひしなり、

孟子、孫卿、董先生皆小五伯、以爲仲尼之門、五尺童子、羞稱五伯、如人君能用孫卿、庶幾於王、然世終莫能用、而六國之君殘滅、秦國大亂、卒以亡、觀孫卿之書、其陳王道甚易行、疾世莫能用、其言悽愴甚可痛也、嗚呼使斯人卒終閭巷、而功業不得見於世、哀哉、可爲霣涕、其書比於記傳、可以爲法、謹第錄、臣向昧死上言、

此の節は、孫卿の功德を頌して、其の用ひられざるを悲み、其の書を校訂して上ることを記せり、

孟子、孫卿、董先生は、孔子歿後の大儒なり、皆五霸を輕んじ、以爲らく仲尼の門にては五尺の童子も五霸の事を稱するを羞づと、若し人君能く孫卿を用ふるときは、天下を一統して王たるに近かし、然れども世終に能く用ふることなかりき、かくして六國の君は傷つき滅び、秦國天下を一統したるも、間もなく大に亂れ、卒に以て亡滅せり、今孫卿の書を觀るに、其の王者の道を陳ぶること甚明確にして、行ひ易し、而して卿は世の人々の能く其の言を用ふることなきを嫉めり、其の言論悲痛、讀んで甚痛嘆すべきなり、嗚呼斯人をして卒に村里の中に死し、功業世に見るゝことを得ざらしむ、哀しい哉、爲に流涕嘆息すべきなり、其の書は諸家の著書に比して、中正穩健、以て天

下の法則と爲すべし、因りて謹みて次第を立てゝ編錄せり、臣向昧死して上言す、

【小五伯】小は輕んずるなり、伯は霸と通ず、五伯は五霸なり、卷首楊倞の序の條に解せり、【五尺童子】は仲尼篇に解せり、十二三歲の兒をいふ、【庶幾】は近なり、チカシと訓む、【六國】は韓、魏、趙、燕、齊、楚をいふ、【殘滅】殘は傷つくなり、【悽愴】は悲痛なり、【斯人】は孫卿を指す、【閭巷】閭は村の門なり、巷は村の中の道をいふ、されど二字にて村里の意に見てよし、【霣】は隕なり、オツと訓む、【記傳】記は記錄なり、傳は賢人の書をいふ、二字にて諸賢の著述を指す、【第錄】は次第を立てゝ編錄するなり、【昧死】昧は冒に通ず、人臣上書するに、若し言ふ所理に當らざれば、死を以て謝せざる可からず、故に昧死といふ、秦以來上書の套語となれり、

護左都水使者光祿大夫臣向言、所校讐中孫卿書錄、

此の節は結尾の語なり、再び首に言ひし通り、結尾に言ふは、上疏文の禮なり、

護左都水使者光祿大夫、臣向申し上ぐ、命を奉じて校訂する所の書、正しきに中る、孫卿の書、之れを著錄して萬代に傳ふ、

荀子國字解下 終

荀子考異

例言

一、荀子考異は、荀子講義の附錄にして、各本の文字の異同を校勘し、且つ講義に於て改補削正せし文句を、原文と對照し、其改削の理由を述べしものなり。

一、校勘は專ら久保筑水の荀子增注本により、宋台州本（假に宋本と稱す）、韓本（宋本によりて飜刻せし朝鮮刊本）、元本、世德堂本（解題荀子傳來の條參考）、標注本、謝墉の荀子箋釋本（假に箋釋本と稱す）、王先謙の荀子集解本（假に集解本と稱す）を參照し、其他のものは之れを省けり。何となれば、以上の諸本は、荀子の書中に於て、最も信據すべきもの、最も普く行はるゝものにして、又各時代の代表本たればなり。

一、荀子以後の典籍にして、荀子の文を引用せるものは、皆取りて異

同を校勘せり。

一、荀子以後の典籍にして、荀子の文を改訂して轉載せるもの多し。此等は其の尤も必要なる點のみを取りて、異同を校勘するに止む。何となれば、之れを完全に校勘せんとするときは、全文をあげて相對照せざる可からず、徒に紙數を費すに過ぎず、益なければなり。

一、講義は原文を改補削正せるもの多きも、獨斷に走らず、諸家の見の是なるものを擇びて、之れを取れり。考異に於ては、改訂せる文句と、原文とを對照して、其の理由を述ぶ。諸家の見にして、確的易ふ可からざる者は、「是なり故に之れを改む(或は補ふ或は削る)」と書し。可なる者は、單に「今之れに從ひて改む(或は補ふ。或は削る)」と書せり。

荀子考異目次

（了）

荀子考異

湖村　桂　五十郎撰

荀子注序

【荀子注序】　世德堂本、注の字なし、　【諸侯力政】　宋本、韓本、力を分に作れり、　【漢代亦嘗立㆓博士㆒】　世德堂本、代を氏に作れり、　【傳習不㆑絕】　世德堂本、習を誓に作れり、　【復編簡爛脫】　世德堂本、復を獲に作れり、　【以㆓脫誤㆒不㆑終】　世德堂本、脫を說に作れり、　【申㆓抒鄙思㆒】　宋本、抒を杼に作れり、閩本、思を意に作れり、　【或求㆓之古字㆒或徵㆓之方言㆒】　世德堂本、之を諸に作れり、　【十二卷三十二篇】　元本、三十二篇の四字なし、　【時爲㆓荀子㆒】　世德堂本、荀の下に卿の字あり、　【歲在㆓戊戌㆒大唐睿聖文武皇帝元和十三年】　標注本、時大曆睿聖文武皇帝元和十三年、歲在㆓戊戌㆒十二月也に作り、末に大理評事楊倞謹序の八字あり、

荀子卷第一

勸學篇第一

【學不㆑可㆓以已㆒】　大戴禮勸學、已の下に矣の字あり、　【青取㆓之於藍㆒】　元本、於の字なく、取を出に作れり、　【槁㬥】　大戴禮勸學篇、槁を枯に作れり、㬥原本暴に作れり、盧文弨曰く、㬥舊本暴に作るは非なり、說文に一は㬥に作る、晞なり、一は暴に作る、疾く趣く所あるなりと、顏氏家訓之れを分つと極めて明なり、今此の注乾くと訓すと雖、然も乾くに因りて暴起するなる時は、則下當に本に从ふべしと、今之れに從ひて改む、　【知明而行無㆑過矣】　宋本、增注本知を智に作れり、今箋釋本によりて改む、　【先王之遺言】　大戴禮勸學、言を道に作れり、　【于越夷貉之子】　于の字、大戴禮勸學には於に作り、漢書賈誼傳に引ける文は、胡に作り、宋本箋釋本、集解本

は、干に作れり、漢書賈誼傳に引ける文は、越を粤に作れり、○宋本貊を貉に作れり、【吾嘗終日而思矣】大戴禮勸學、吾の上に孔子曰の三字あり、【聞者彰】　大戴禮勸學篇、彰を著に作れり、【舟檝】　宋本檝を楫に作れり、【絕江海】諸本皆海を河に作る、王念孫曰く、江河は本江海に作る、海は里（上文の千里の里）と韻を爲す、下文の不積小流無以成江海も、亦里と韻と爲す、今本海を河に作る、則ち其の韻を失へり、文選海賦の注に、此れを引き正に絕江海に作る、大戴記勸學篇、說苑說叢篇、竝に同じ、文子上仁篇は濟江海に作る、文には小異ありと雖、江海に作るは則ち同じと、是なり、故に之れを改む、【君子生非異也】　大戴禮勸學、生を性に作れり、【蒙鳩】　大戴禮勸學、蒙を蠓に作れり、【葦苕】　韓詩外傳、葭葦に作れり、【蓬生麻中不扶而直、白沙在涅與之俱黑】　洪範正義、此の文を引きて而を自に作れり、○諸本皆白沙以下八字なし、王念孫曰く、蓬生麻中不扶而直の下、白沙在涅與之俱黑の二句あり、今本之れを脫せり、大戴記も亦此の二句を脫せり、今本荀子此の二句なきは、疑ふらくは後人大戴記に依りて之れを删りしならん、楊氏二句を釋かざれば、則ち見る所の本已に今本と同じきか、此れは善惡は常なく唯、人の習ふ所によるを言ふ、故に白沙在涅は蓬生麻中と、義正に相反し、且つ黑と直と韻を爲す、若此の二句なければ、則ち既に其の義を失ひ、又其の韻を失ふなり、洪範正義に云ふ、荀卿書云、蓬生麻中不扶自直、白沙在涅與之俱黑と、褚少孫續三王世家に云ふ、傳曰蓬生麻中不扶自直、白沙在涅與之皆黑者、土地敎化使之然也と、索隱に曰く、蓬生麻中以下竝見荀卿子と、然らば則ち漢唐人見る所の荀子には、皆此の二句ありしなり、大戴に此の二句なきを以て、之れを删るを得ざるなりと、久保筑水も亦此れと同見なり、是なり、故に之れを增す、【蘭槐之根】　大戴禮勸學、蘭氏之根を懷氏之苞に作れり、【君子居必擇鄕】　大戴禮勸學、君子の下に、靖居恭學、修身致志の八字あり、【物類之起必有所始】　大戴禮勸學、起を從に作り、始を由に作れり、【肉腐出蟲】　宋本、出を生に作れり、【彊自取柱】　宋本、彊を强に作れり、○大戴禮勸學、柱を折に作れり、【怨之所構】　世德堂本、構を搆に作れり、

り、【施レ薪若レ一】大戴禮勸學、施を布に、若を如に作れり、【水就レ濕也】宋本、濕を溼に作れり、【禽獸群居】諸本皆居を焉に作る、久保筑水曰く、大戴禮群焉を群居に作る、是なるに似たりと、王念孫も亦曰く、群居と疇生と文を對す、今本居を焉に作る者は、下文の四焉字に涉りて誤るなりと、是なり、故に之れを改む、【質的張】大戴禮勸學、質的を正鵠に作れり、【醯酸而蚋聚】大戴禮勸學、蚋を蜹に作れり、【愼二其所一レ立焉】元本、愼其を其愼に作れり、〇諸本皆焉を乎に作る、獨り大戴禮勸學篇、焉に作る、是なり、故に之を改む、【聖心備焉】世德本、箋釋本、備を循に作れり、【無三以至二千里一】大戴禮勸學、至を致に作れり、【無三以成二江海一】宋本、增注本、海を河に作る、今大戴禮勸學篇に從ひて改む、說は前にあり、【騏驥一躍】大戴禮勸學、躍を躒に作れり、【不レ能二千里一】諸本千里を十步に作る、今大戴禮勸學篇に從つて改む、【駑馬十駕、則亦及レ之】大戴禮勸學、十駕を無極に作れり、〇則亦及之の四字は、諸本皆なし、楊倞曰く、下に駑馬十駕則亦及レ之と云ふに據れば、此れも亦當に同じかるべし、疑ふらくは一句を脫せしならんと、是なり、故に之れを補ふ、【螾無二爪牙之利、筋骨之彊一】宋本、韓本、螾の上に蚯の字あり、彊を強に作れり、大戴禮勸學篇骨を脈に作れり、【八跪而二螯】、諸本皆八を六に作れり、盧文弨曰く、案ずるに說文に蟹に二敖八足とあり、大戴禮亦同じ、此の六の字疑ふらくは八の字の訛ならんと、是也、故に之れを改む、【蛇蟺之穴】大戴禮勸學、蟺を蛆に作れり、【冥冥之志】大戴禮勸學、冥を憤に作れり、【惛惛之事】大戴禮勸學、惛を緜に作れり、【衢道】大戴禮勸學、跂塗に作れり、【目不レ能二兩視一而明、耳不レ能二兩聽一而聽】增注本、元本、箋釋本、能の字なし、盧文弨曰く、兩不字の下、宋本倶に能の字あり、大戴と同じ、元刻なしと、王念孫曰く、元刻に兩能字なきは、上下の句、皆六字にして、此の二句獨り七字なるを以ての故に、兩能字を刪り、以て畫一に歸せしものにて、古人の文是の若く拘らざるを知らざるなり、若し兩能字なきときは則ち文意足らざるなりと、是なり、故に之れに從ふ、【鼫鼠】鼫、諸本皆梧に作り、大戴禮勸學、鼯に作る、楊倞曰く、梧當

に跬に作るべし、蓋し本誤りて蹞字と爲し、傳寫して又誤りて梧と爲すのみと、故に之れを改む、　【鴟鳩】　宋本、鳲を尸に作れり、　【流魚】　大戴禮勸學、流を沈に、韓詩外傳は潛に作れり、　【玉在山而木潤】　宋本、增注本、箋釋本、皆木の上に草の字あり、元本のみなし、王念孫曰く、玉在山而草木潤、淵生珠而崖不枯、元刻草の字なし、案ずるに元刻是なり、木は崖と對文なり、故に上句一字少し、宋本木の上に草の字ある者は、淮南說山訓に依りて之れを加へしなり、文選吳都賦の林木爲之潤黷の李善の注に此れを引きて、玉在山而木潤に作り、大戴記玉居山而木潤に作る、則ち本草の字なきこと明なりと、是なり、故に之を削る、○大戴禮勸學篇、崖を岸に、在を居に作れり、　【爲善積邪】　諸本積の上に不の字あり、久保筑水曰く、不の字群書治要になし、此れ蓋し衍なりと、王念孫も、亦此れと見を同くす、是なり、故に之れを削る、○群書治要、此の文を引きて邪を也に作れり、　【安有不聞者乎】　大戴禮勸學、安を豈に、聞を至に、乎を哉に作り、者の字なし、　【類之綱紀也】　諸本類の字に群の字あり、元本獨りなし、王念孫曰く、元刻是なり、宋本群類に作る者は、蓋し類字の義を曉らず、意を以て群の字を加へしなり、類は法と相類する者を謂ふを知らざるなり、此の文に云ふ、法之大分、類之綱紀と、非十二子及び大略篇並に云ふ、多言而類聖人也、少言而法君子也と、王制大略二篇又云ふ、有法者以法行、無法者以類擧と、皆類と法とを以て文を對す、楊注に據るに云ふ、類謂禮法所無、觸類而長者、猶律條之比附と、則ち本群の字なきや明なりと、是なり、故に之れを削る、　【著乎心】　宋本、著を箸に作れり、　【端而言、蝡而動】　宋本、端を喘に、蝡を臑に作れり、標注本、元本、蝡を蠕に作れり、　【財四寸耳】　諸本財を則に作る、楊倞韓侍郎の說を引きて曰く、則は當に財に作るべしと、故に之れを改む、○宋本、耳の字なし、【傲非也】　宋本、非也の二字なし、　【尊以徧周於世矣】　諸本皆徧の下に矣の字あり、桃白鹿曰く、徧矣の矣は衍なりと、久保筑水も亦同見なり、是なり、故に之れを削る、　【學雜識順詩書而已耳】　諸本、識の下に志の字あり、荻生徂徠曰く、按ずるに志の字は衍なり、當に是れ習讀する者音するに志字を以てせしを、

後來傳寫し、本文に誤錯せしなるべし、按ずるに、周禮保章氏の掌天星以志星辰日月之動の註に、志は古文の識なり、識は記なりとあり、疏に釋して曰く、古は文字少く、志意の志は記識の識と同じ、後代自ら記識の字あり、復志を以て識と爲さずと、故に云ふと、王引之は、識の字を衍文として曰く、志は即ち古の識の字なり、今本識志二字を竝出する者は、校書者識字を旁記せるを、寫す者因て誤りて正文に入れしのみ、學雜志順詩書、皆二字を句と爲となすと、二氏の說皆可なり、今は姑く荻生氏の說によれり、○宋本、韓本、耳を爾に作れり、

【以戈舂黍也以錐飡壺也】 元本、兩以字の上に猶の字あり、○諸本飡を飧に作る、盧文弨は解して飧は餐に同じといへり、王念孫曰く、呂錢本、飡に作り、元刻飧に作る、按ずるに說文に飧餔也、從夕食、思魂切、餐呑也、從食、奴聲、或從水、作湌、七安切とあり、玉篇廣韻には飧を飡に作り、而して飧餐の二字は皆異音異義なり、古音にて餐は寒部に屬し、飧は魂部に屬す、故に魏風伐檀首章の餐は、檀干漣廛貆と韻を爲し、三章の飧は、輪漘淪囷鶉と韻を爲す、兩字判然として同じからず、爾雅釋文始めて誤りて餐を以て飧と爲してより、集韻遂に餐飧を合して一字と爲せり云々、錢本飡に作るは、自ら是れ湌の俗字なり、飧字に非ざるなりと、是なり、故に之れを改む、

【謹愼其身】 世德堂本、愼を順に作れり、

【不觀顏色】 宋本、韓本、顏を氣に作れり、

【匪交匪紓】 宋本、韓本、紓を舒に作れり、

【百發失一】 增注本、一失に作る、宋本、箋釋本、集解本、皆失一に作る、文義を考ふに、失一の方是なり、故に之れに從ふ、

【塗巷之人】 宋本、箋釋本、集解本、塗を涂に作れり、

【不全不粹之不足以爲美】 元本、之の字なし、

【天貴其明地貴其光】 諸本、皆兩貴字を見に作る、兪樾曰く、按ずるに兩見の字、竝に當に貴に作るべし、蓋し貴の字漫漶して其の下半の貝のみを止存す、因りて誤りて見と爲せしのみ、光は廣に通ず、天は貴其明、地貴其廣、君子貴其全なり、貴誤りて見に作るときは、則ち君子の句と一律ならず、荀子の語意を失ふなりと、是なり、故に之れを改む、

修身篇第二

【必以自存也】宋本、韓本、必の下に有の字あり、【不善在身】世德堂本、箋釋本、集解本、身の下に也の字あり、【受諫而能誡】宋本、誡を戒に作れり、【怨人之賊己】宋本、韓本、箋釋本、集解本、怨を惡に作れり、【諫諍】宋本、箋釋本、集解本、諍を爭に作れり、【潝潝訿訿】元本、箋釋本、集解本、噏噏呰呰に作れり、【扁善之度】韓詩外傳扁を辯に作れり、【宜於時通利以處窮】韓詩外傳、宜於時則達厄於時則處に作れり、【勃亂提優】韓詩外傳、提優の二字なし、【由禮則和節】韓詩外傳、和を知に作れり、【觸陷生疾】韓詩外傳、觸を蟄に作れり、【不由禮則夷固辟違】韓詩外傳、固辟違の三字なし、【保利弃義謂之至賊】箋釋本、弃を非に作れり、○標注本、弃を棄に、賊を賤に作れり、【血氣剛彊】宋本、箋釋本、集解本、彊を强に作れり、【智慮漸深】箋釋本、集解本、智を知に作れり、○韓詩外傳、漸を潛に作れり、【勇膽猛戾】韓詩外傳、勇毅强果に作れり、【輔之以道順】韓詩外傳、順を術に作れり、【齊給便利、則節之以動止】韓詩外傳、利を捷に、節を安に、動止を靜退に作れり、【卑濕重遲】宋本、濕を溼に作れり、【怠慢僄弃】標注本、弃を棄に作れり、【愚款】韓詩外傳、愿婉に作れり、【通之以思索】韓詩外傳、此五字なし、【驕富貴矣】宋本、集解本、矣の字なし、【輕王公矣】宋本、集解本、矣の字なし、【內省則外物輕矣】宋本、則を而に作れり、【心埶詐】諸本皆埶を執に作れり、王引之曰く、執詐は當に埶詐に作るべし、字の誤なりと、是なり、故に之れを改む、【術愼墨】諸本皆愼を順に作る、楊倞曰く、順墨は當に愼墨に作るべしと、故に之れを改む、【行而供翼】諸本、皆翼を冀に作る、楊倞曰く、冀は當に翼に作るべしと、故に之れを改む、【行而俯項】宋本、項を頃に作れり、【比俗之人】宋本、比を此に作れり、【其折骨絕筋】元本、其を則に作れり、【故曰學遲】諸本皆故學曰遲に作る、桃白鹿曰く、學は當に曰の下に移すべし、凡そ故曰と稱する者は、多くは古語なり、時に或は己が素言ひし所を稱す、書を引く者には則ち故の字なし、詩曰、書曰の類是れなり、非相篇易曰に故の字あるは衍文のみ、遲は去聲に

て待なり、君子の學は必ず中道に止り、以て後學の者を待つ、故に後學の者之れに及ぶことを得るなり、故に曰く學は遲と、學遲は當に是れ古言なるべし、解蔽篇に、故曰心容と、文法合符す、又何ぞ疑はんと、是なり、故に之れを改む、　【蹞步不レ休云云累レ土不レ輟】　宋本、韓本、箋釋本、集解本、步及び土の下に而の字あり、　【才性之相懸也】　宋本、箋釋本、集解本、懸を縣に作れり、　【豈若二跛鼈與一六驥一矣哉】　諸本皆矣を足に作る、久保筑水曰く、足は當に矣に作るべし、字の誤なりと、是なり、故に之れを改む、　【或不レ爲レ之耳】　宋本、韓本、集解本、之の字なく、耳を爾に作れり、　【其出レ人不レ遠矣】　諸本皆人を入に作る、久保筑水曰く、出入當に出人に作るべし、衆に秀出するを謂ふなり、韓詩外傳、出レ人不レ遠矣に作る、方苞刪定荀子亦同じと、郝懿行、王念孫も亦此れと同說なり、是なり、故に之れを改む、　【學也者法レ禮也】　世德堂本、箋釋本、集解本、法禮を禮法に作れり、　【行二乎冥冥一】　宋本、此下に而の字あり、　【窮窮而通者積焉】　諸本不窮窮に作る、桃白鹿曰く、不の字衍なり、窮レ窮は老レ老と同意なりと、是なり、故に之れを改む、　【雖レ有二大禍一】　諸本、禍を過に作る、古屋昔陽曰く、過は恐くは禍の誤ならんと、兪樾も亦同說なり、是なり、故に之れを改む、　【其遠レ害也早】　世德堂本、箋釋本、害を思に作れり、　【勞勸而容貌不レ枯、好レ文也】　諸本皆文を交に作れり、桃白鹿曰く、交は當に文に作るべし、樂記に曰く、禮減而進、以レ進爲レ文と、疏に云ふ、禮は人の倦む所なり、故に減し易しと、禮論に云ふ、孰レ知夫禮義文理之所二以養一情也と、又曰く、貴レ本之謂レ文、親レ用之謂レ理と、王念孫も亦曰く、交は當に文に作るべし、隸書交の字或は交に作る、文と相似て誤るなりと、是なり、故に之れを改む、

【法勝レ私也】　宋本、箋釋本、集解本、法の上に是の字あり、

荀子卷第二

不苟篇第三

【負レ石而赴レ河】　宋本、韓本、負石の上に故懷の二字あり、　【齊秦襲】　諸本皆此下に、入二乎耳一出二乎口一

の六字あり、久保筑水曰く、此の六字勸學篇の語、錯亂して此に入るのみ、今衍文と爲すと、是なり、故に之れを削る、　【惠施鄧析能」之】　世德堂本、能の下に精の字あり、　【與」舜禹」俱傳】　宋本、舜禹を禹舜に作れり、　【故曰、君子行不」貴」苟難、說不」貴」苟察、名不」貴」苟傳」】　元本、世德堂本、曰の字なし、○元本、說以下の十字なし、○世德堂本、傳を得に作れり、　【維其時矣】　世德堂本、箋釋本、集解本、維を唯に作れり、　【君子易」和】　諸本、和を知に作る、久保筑水曰く、韓詩外傳知を和に作る、是なりと、郝懿行、王念孫、兪樾亦同意見なり、故に之れを改む、　【言辯而不」辭】　韓詩外傳、辭を亂に作れり、　【直立而不」勝】　諸本、皆直を寡に作る　久保筑水曰く、寡の字疑ふらくは直の誤ならん、蓋し寡或は寘に作る、直の字と似たりと、王念孫も亦此れと同說也、是なり故に之れを改む、　【維德之基、此之謂也】　世德堂本、箋釋本、集解本、維を惟に、也を矣に作れり、　【揚」人之美」】　元本、美を善に作れり、　【擧」人之過惡」】　元本、箋釋本、集解本、惡の字なし、　【擬」於禹舜」】　箋釋本、集解本、舜禹に作れり、　【君子之能以」義】

宋本、箋釋本、集解本、之の字なし、　【屈伸變應】　箋釋本、集解本、應の下に故の字あり、○宋本、韓本、箋釋本、集解本、伸を信に作れり、　【敬」天而道】　諸本、敬の字なし、久保筑水曰く、天而道、韓詩外傳に敬」天而道に作る、是なりと、王念孫も亦同見なり、故に之れを補ふ、　【見」由則恭而止】　標注本、止を正に作れり、　【喜則和而理】　韓詩外傳、理を治に作れり、　【憂則靜而理】　韓詩外傳、理を違に作れり、箋釋本も亦此れに同じ、　【小心則淫而傾】　宋本、韓本、淫の上に流の字あり、　【擾盜而漸】　韓詩外傳、漸を徹に作れり、　【喜則輕而翾】　宋本、翾を猥に作れり、　【窮則弃而傫】　諸本、皆傫を儑に作る、荻生徂徠曰く、韓詩外傳、弃而累也に作れり、今龍龕手鑑を檢するに、傫、力追切、嬾解貌也、又力罪切、儽同」上、又音類、病困也、傫同」上、又落戈切、疲勞也、儑、五盍切、傝儑不」著事也、傝、他盍切、傝隸儜劣也、又傝儑不」謹貌とあり、通雅を檢するに曰く、濕、溼、漯、顯、顯、以」形相借、說文、濕水名、他合切、即禹貢之漯と、丁度集韻に漯、濼、濕三字同じとあり、合して之れを觀るに、弃而儑は亦當に弃而傫に作るべし、

韓氏累に作る者は、偏傍を脱するのみと、今之れに從ひて改む、　【君子治」治非」治」亂也、曷謂耶】　箋釋本、集解本、耶を邪に作れり、　【治二禮義一者也】　元本、也の字なし、　【然則國亂、將」弗」治與】　元本、則を而に作れり、　【爲」修而不」爲」汙矣】　宋本、箋釋本、集解本、矣を也に作れり、　【挈二其辯一】　挈の字、世德堂本は挈に作り、韓詩外傳、元本、韓本、標注本は潔に作れり、○韓詩外傳、辯を身に作れり、　【馬鳴而馬應」之】　韓詩外傳、此の句の下に牛鳴而牛應」之の六字あり、　【己之憔憔】　憔の字世德堂本は焦に、韓詩外傳は嚼に作れり、　【人之惑惑】　諸本、皆惑を掝に作る、楊倞曰く、掝は當に惑に作るべしと、故に之れを改む、　【是何邪則操術然也】　宋本增注本、則を是に作る、久保筑水曰く、元本則に作る、是に似たりと、故に之れを改む、　【端秆】　諸本皆秆を拜に作る、王念孫曰く、端拜二字義相屬せず、拜當に秆に作るべし、秆は今の拱の字なり、形拜と相似たり、因て訛して拜と爲りしなりと、是なり、故に之れを改む、　【摠二天下之要一】　宋本、集解本、摠を總に作れり、　【君子不」下」堂】　宋本、堂の下に室の字あり、　【行無二常愼一】　增注本及び諸本、愼を貞に作り、獨り標注本愼に作る、愼字穩なり、故に之れを改む、　【熟二計之一】　宋本、箋釋本、集解本、熟を孰に作れり、　【常不」失陷」矣】　宋本、失を大に作れり、　【將三以盜二名於晻世一者也】　標注本、將を時に作れり、　【是非二人之情一也】　諸本、皆人の上に仁の字あり、兪樾曰く、仁の字は衍なり、上文は蓋し富貴の者に遇へば卒ね之れに傲慢し、貧賤の者に遇へば務めて之れを柔屈するは、此れ人情に非るを言ふなり、正に上文の人之所」惡者吾亦惡」之と相應ず、上文泛く人を言ふときは、則ち此の文も亦當に仁人と言ふ可からず、後人下に是姦人將三以盜二名於晻世一者也と云ふに因ての故に、上句に於て仁の字を加へ以て、下の姦字に對す、而して其の義の非なるを知らざるなりと、是なり、故に之れを削る、

榮辱篇第四

【憍泄】　世德堂本、箋釋本、憍を橋に作れり、　【屛二五兵一】　諸本、皆屛を偋に作る、楊倞曰く、偋當に屛に作るべしと、故に之れを改む、○世德堂本、兵を六に作る

【危足無所履者】 宋本、者の下に也の字あり、 【巨塗則讓、小塗則殆】 宋本、箋釋本、集解本、塗を涂に作れり、 【博而窮者訾也】 宋本、博の下に之の字あり、 【而喪終身之軀】 標注本、而を即に作れり、 【室家立殘】 宋本、韓本、家室に作れり、 【君上之所惡也】 元本、也の字なし、 【下忘其身】 諸本皆下を憂に作る、楊倞或人の説を引きて曰く、當に下忘其身に作るべし、下誤りて夏と爲し、又夏轉じ誤りて憂の字と爲すのみと、是なり、故に之れを改む、以下の此句皆然り、 【乳狗云云狗彘】 宋本、韓本、箋釋本、集解本、狗を猗に作れり、 【小人下忘其身】 宋本、韓本、箋釋本、集解本、小人を人也に作れり、 【乳彘不觸虎】 世德堂本、箋釋本、集解本、不の字なし、 【以君子與小人相賊害也、下以忘其身、內以忘其親、上以忘其君】 元本、標注本、三其の字共になし、 【欲屬之狂惑疾病邪】 世德堂本、耶を也に作れり、 【狗彘之勇】 朱本、箋釋本、集解本、狗を猗に作れり、 【賈豎之勇】 諸本、皆豎を盜に作る、猪飼敬所曰く、盜は疑ふらくは豎に作るべしと、是なり、故に之れを改む、 【唯飲食之見】 諸本、飲の上に利の字あり、久保筑水曰く、利の字衍なりと、王引之亦曰く飲食の上、本利の字なし、唯飲食之見とは、狗彘唯飲食あるを見るのみを言ふなり、下文の恈恈然唯利之見は、此の文と同一の例なり、今本利飲食之見に作るは、即ち下文の利の字に涉りて衍するなりと、是なり、故に之れを削る、 【爲事利輕死而暴】 諸本、皆爲事利の三字、上文の爭貨財無辭讓の上に在り、桃白鹿曰く、三字錯簡なり、當に下文の輕死而暴の上に移して、一句と爲すべしと、是なり、故に之れを改む、 【豈不亦迂哉】 宋本、韓本、亦迂を迂乎に作る、 【朴憨者】 諸本、皆朴を材に作る、汪中曰く、材疑ふらくは當に朴に作るべし、字の誤なり、朴憨は蕩悍と、安利は危害と、樂易は幽險と、壽長は夭折と、皆文を對すと、是なり、故に之れを改む、 【政令法】 元本、政法令に作れり、 【下則能保職】 宋本、職の上に其の字あり、 【修法則度量刑辟圖籍】 宋本、修を循に作れり、 【祿秩】 元本、秩祿に作れり、 【孝悌原憨】 宋本、箋釋本、集解本、悌を弟に作れり、 【有以賢人矣】 世德堂本、以を似に作り、

矣を也に作れり、　【夫不ㇾ知其與ㇾ己無㆓以異㆒也】　標注本、夫の下に人の字あり、　【熟㆓察小人之知能㆒】　宋本、熟を孰に作れり、　【是注錯習俗之節異也】　元本、之の字なし、　【汙漫突盗】　漫の字、諸本背優に作る、楊倞曰く、優は當に漫に作るべしと、故に之れを改む、　【故君子道㆓其常㆒】　元本、世德堂本、故の下に曰の字あり、　【小人道㆓其怪㆒】　宋本、韓本、怪の下に也の字あり、　【好ㇾ利而惡ㇾ害】　宋本、惡の下に而の字あり、　【鹹酸】　宋本、鹼鹹に作り、韓本、酸鹹に作れり、　【是又人之所㆓生而有㆒也】　諸本皆生の上に常の字あり、久保筑水は以て衍文と爲せり、王先謙も亦曰く、案ずるに、常の字、文義を以て之れを求むるに、當に有るべからず、上下の文所㆓生而有㆒の句、竝に常の字なし、此の常の字は上下の文に緣りて衍とすべしと、今之れに從ひて削る、　【可㆓以爲㆓堯禹㆒】　韓本、堯禹を禹舜に作れり、　【在㆓注錯習俗之所㆒積耳】　諸本、在の下に勢の字あり、箋釋本、集解本は埶に作れり、久保筑水は以て衍文と爲せり、王先謙も亦曰く、案ずるに埶の字義なし、衍文と爲すべしと、今之れに從ひて削る、○宋本、耳の字を爾に作れり、○諸本皆此句の下に、是又人之所㆓生而有㆒也、是無ㇾ待而然者也、是禹桀之所ㇾ同也の二十三字あり、桃白鹿曰く、二十三字は上文の複出なり、當に刪るべしと、王念孫も亦曰く、案ずるに此の二十三字は、上文に涉りて衍するなり、下文爲㆓堯禹㆒則常安榮、爲㆓桀紂㆒則常危辱云云は、上文の在㆓注錯習俗之所㆒積の句と緊く相承接す、若し此の二十三字を加ふるときは、則ち上下の語脈を隔斷す、故に衍文たるを知ると、今之れに從ひて削除せり、　【人多爲ㇾ此而寡爲ㇾ彼】　諸本、皆人多爲ㇾ此を人力爲ㇾ此に作れり、塚田大峯曰く、力は讀みて務と爲すも、亦通ずべしと雖、然れども寡に對して穩ならず、疑ふらくは力は多の誤ならんのみ、下文同じと、猪飼敬所曰く、力は當に多に作るべし、古字相似たりと、兪樾の說亦二氏と同見なり、是也、故に之れを改む、　【成㆓乎修爲㆒】　諸本皆成㆓乎修修之爲㆒に作る、桃白鹿曰く、修字の二字は衍なりと、猪飼敬所も亦之れを贊す、兪樾亦曰く、修之の二字は衍なり、起㆓乎變故㆒爲㆓乎修爲㆒の二語は、相對して文を爲す、下文に曰く、非㆓熟修爲之君子㆒莫㆓之能知㆒也と、正に修爲二字連文たるを證すべしと、今之

れに從ひて削る、〇元本、一の修字なし、【惟利之見耳】宋本、惟を唯に作り、耳を爾に作れり、韓本も亦耳を爾に作れり、【惟菽藿糟糠之爲睹】宋本、惟を唯に作れり、【秉芻豢稻粱而至】宋本、稻粱の二字なし、【芻豢之縣糟糠】宋本、韓本、芻豢の下に稻粱の二字あり、【然而人多爲此】諸本、多を力に作り、今改めて多となす、說前に出づ、【仁者好告示人】世德堂本、仁者を人者に作れり、【累世不知足】諸本、皆不知不足に作る、楊倞曰く、當に不知足に作るべし、不字を剩すのみと、故に之を削る、【方多畜雞狗猪彘】宋本、箋釋本、集解本、多を知に作れり、〇世德堂本、畜を蓄に作れり、〇宋本、猪を豬に作れり、【約者有筐篋之藏然而衣不敢有絲帛餘刀布有囷窌然而行不敢有輿馬】諸本皆餘刀布有囷窌然而衣不敢有絲帛約者有筐篋之藏然而行不敢有輿馬に作る、猪飼敬所曰く、餘刀布有囷窌の句は、當に下文然而行不敢有輿馬の上に移すべし、約者有筐篋之藏の句は、當に上文然而不敢有絲帛の上に移すべし、絲帛は宜しく筐篋を承くべし、刀布囷窌は筐篋より富むなりと、今之れに從ひて改む、【非不欲也、長慮顧後、而恐無以繼之故也】諸本、非不欲也の下に、幾不の二字あり、王念孫曰く、案ずるに非不欲也の二句は、文意緊く相承接す、中に當に幾不の二字あるべからず、蓋し下文幾不甚善に涉りて衍するなり、下文の幾字に音ありて此には音なし、則ち衍文たること明なりと、今之れに從ひて削る、【節用御欲】宋本、御を禦に作れり、【收斂蓄藏】宋本、蓄を畜に作れり、【糧食太侈】宋本、韓本、糧の字なし、〇元本、太を大に作れり、【其澤厚矣】諸本、皆澤を溫に作る、久保筑水曰く、溫當に澤に爲るべし字の誤なり、王覇篇に曰く、其利澤誠厚と、今之れに從ひて改む、【順熟修爲之君子】諸本順の字なし、王念孫曰く、禮論篇に曰く、非順熟修爲之君子莫之能知也と、此の文順字を脫せるなりと、今之れに從ひて補ふ、〇宋本、箋釋本、集解本、熟を孰に作れり、【一之而可再也】元本、再を載に作れり、【使有貴賤之等、長幼之差、知愚能不能之分】增注本、宋本、箋釋本、智の下に賢の字あり、王念孫曰く、元刻は賢の字なし、是なり、知は讀んで智と爲す、

智は愚に對し、能は不能に對す、則ち賢の字あるを得ざること明なり、下文以㆓仁厚知能㆒盡㆓官職㆒とあり、知能の二字正に此れと相應ず、是れ其の證なり、宋本賢の字ある者は、蓋し知を誤り讀みて知識の知と爲す、故に愚の上に於て賢の字を加へ、以て知㆓賢愚能不能之分㆒と爲せしなり、知らず使有の二字は、直貫して智愚能不能の分に至りて止ることを、若し知を讀みて知識の知となすときは、則ち使有の二字と相聯屬せずと、今之れに從ふ、○宋本、有の字なし、【縠祿】諸本皆縠を愨に作れり、塚田大峯曰く、愨は縠の誤字のみと、久保筑水亦曰く、愨當に縠に作るべし、字の誤なり、王覇篇に云ふ、縠祿莫㆓厚㆒焉と、兪樾も亦此れと同說なり、是なり、故に之れを改む、【仁厚知能】宋本、韓本、仁の上に其の字あり、

荀子卷第三

非相篇第五

【相古之人無㆓有也㆒】元本、相の下に人の字あり、【術正而心順】世德堂本、順の下に之の字あり、【面長三尺、眉廣三寸】諸本皆眉を焉に作る、獨り廣文選引きて眉に作れり、桃白鹿之れを賛して曰く、淵鑑類函列士傳を引く干將が子赤鼻にして眉の廣三寸ありと、是れに据れば公孫呂が外にも亦眉の廣三寸なる者ありと、是也故に之れを改む、【定㆓楚國㆒如㆑反㆓手耳㆒】宋本、耳を爾に作れり、【仁義功名善㆓於後世㆒】標注本、後を后に作れり、【士不㆑揣㆑長】世德堂本、士を事に作れり、【徐偃王之狀、目可㆑瞻㆑馬】元本、世德堂本、馬を焉に作れり、久保筑水曰く馬焉の字形似たるを以て誤れるなりと、是なり、【論㆓志意㆒比㆓類文學㆒耶、云云、相欺傲邪】元本、邪を耶に作れり、【束㆓乎有司㆒而戮㆓乎大市㆒】元本、而の字なし、【後㆓悔其始㆒】標注本、後を后に作れり、【聞見之不㆑衆、論議之卑爾】宋本、箋釋本、論の上に而の字あり、久保筑水曰く、非なりと、王先謙も亦之れを賛せり、故に削る、【知行淺薄】宋本、知を智に作れり、【曲直有㆓以相縣㆒矣】元本、箋釋本、增注本、相の字なし、宋本、韓本、皆相の字あり、王念孫曰く相の字あるを正しとすと、今之れに從

ひて補ふ、　【仁人不レ能レ推、知士不レ能レ明】元本、人士の二字なし、　【見レ晛聿消】宋本、箋釋本、集解本、見晛を宴然に作る、久保筑水曰く、非也と、故に從はず、　【莫ニ肯下遺ニ】宋本、遺を墜に作れり、　【式居屢驕】世德堂本、增註本、屢を婁に作れり、宋本によりて改む、　【飢而欲レ食、】世德堂本、飢を饑に作れり、　【非ニ特以ニ二足而無ニ毛也】世德堂本、特の下に以の字なく足の下に而の字なし、　【今夫猩猩言笑亦二足而無レ毛也】宋本、箋釋本、集解本、猩猩を狌狌に作り、○諸本皆言笑を形笑に、無毛を毛に作れり、久保筑水曰く、本草註形笑を言笑に作り、藝文類聚此の文を引きて猩猩能言笑と曰ふ、案ずるに形笑は古當に是れ言笑に作れるなるべしと、今之れに從ひて改む、荻生徂徠曰く、毛の上恐くは無の字を脱するならんと、兪樾も亦之れを言へり、是なり、故に之れを補ふ、　【故人之所ニ以爲ニ人者、非ニ特以ニ其二足而無レ毛也】元本、故而の二字なし、　【禽獸有ニ父子ニ而無ニ父子之親ニ】世德堂本、有を爲に作れり、　【曰文久而見】諸本皆曰の上に故の字あり、王念孫曰く、故は衍字なり、此の句自ら曰ふなり、當に故の字ある可からずと、久保筑水も亦之れを言へり、是なり、故に削る、　【守ニ法數ニ之有司、極而褫】諸本、皆極の下に禮の字あり、兪樾曰く、極禮而褫は文通ず可からず、疑ふらくは禮の字衍文なり、極而褫の三字を句と爲す、上に文久而見、節族久而絕と云ひ、此に極而褫と云ふ、正に久而息、久而絕と一律なり、楊註に曰く、褫解也、有司世世相承守ニ禮之法數ニ至ニ於極久ニ亦下脱也と、是れ楊氏見る所の本、尚未だ禮の字を衍さず、故に至ニ於極久ニ亦下脱と云ふ、是れ極の下に禮の字なきなり、云ふ所の守ニ禮之法數ニとは、此の禮の字は、乃ち楊氏增出して以て法數の誼を解くなり、正文に禮の字あるに非ざるなり、今極禮而褫に作るは即は注文に因りて衍まれるなりと、是なり、故に削る、

【後王是也】標註本、後を后に作れり、以下後王皆同じ、　【欲レ觀ニ千歲ニ則審ニ今日ニ】宋本、箋釋本、集解本、審を數に作れり、盧文弨は數に作るを是とし久保筑水は審に作るを是とす、今久保氏の說に從ふ、

【以ニ其治亂異ニ道】諸本亂の下に者の字あり、久保筑水曰く、韓詩外傳に引きて者の字なし、是なりと、今之れに從ひて削る、○宋本以其を其以に作る、

王念孫曰く、此の文本其所㆓以治亂㆒者異㆑道に作る、呂錢本以其を其以に作り所の字を脱去す、盧本又誤りて以其に作る則ち義通ず可からず、韓詩外傳正に其所㆓以治亂㆒異㆑道に作ると、集解本此の説に從ひ改めて其以となす、今は從はず、　【愚而無知】　諸本無知を無説に作る、久保筑水曰く、韓詩外傳引きて無知に作る、是なりと、今之れに從ひて改む、　【安人者、門庭之間、猶誣欺焉】　諸本、猶の下に可の字あり久保筑水曰く、韓詩外傳可の字なし、此れ蓋し衍ならんと、兪樾も亦曰く、可の字は衍文なり、上文猶可㆑欺也に渉りて衍せるなりと、是なり、故に削る、○宋本、焉を也に作れり、　【聖人何以不㆑可㆑欺】　諸本皆可の字なし、王念孫曰く、不㆑欺は當に不㆑可㆑欺に作る可し聖人不㆑可㆑欺は、正に上文の衆人可㆑欺に對して言ふ、下文鄕㆓乎邪曲㆒而不㆑迷云云は、正に所謂㆓聖人不㆑可㆑欺なり、今本可の字を脱するときは則ち其の義を失ふ、楊注に云ふ、人不㆑能㆑欺亦不㆑欺㆑人と、則ち見る所の本已に可の字を脱するに因りての故に、曲げて之れが説を爲して上下の文と合はざるを知らざるなり、外傳正に不㆑可㆑欺に作れりと、久保筑水も亦之れを唱ふ、是なり、故に之れを補ふ、　【古今一也】　諸本皆一の下に度の字あり、王念孫曰く、古今一度也は、當に古今一也に作るべし、以㆑人度㆑人より以下、皆古今の異なきを言ふ、故に古今一也と曰ふ、彊國篇に云ふ、治必由㆑之、古今一也と、正論篇に云ふ、有㆑擅㆑國無㆑擅㆓天下㆒、古今一也と、君子篇に云ふ、故尊㆑聖者王、貴㆑賢者覇、敬㆑賢者存、慢㆑賢者亡、古今一也と、文意並に此れと同じ、則ち一の下當に更に度の字ある可からず、蓋し上の數度の字に渉りて衍せるなり、外傳なしと、是なり、故に之れを削る、　【故鄕㆓于邪曲㆒而不㆑迷】　宋本、箋釋本、集解本、于を乎に作れり、【五帝之中無㆓傳政㆒、非㆑無㆓善政㆒也、久故也】　世德堂本、誤り此の十五字を注文に入る、　【傳者久則俞略、近則俞詳】　諸本皆俞を論に作る、兪樾曰く、兩論の字、皆兪字の誤なり、兪は讀んで愈と爲す、兪誤りて侖に作り、因て誤りて論に作れるなり、韓詩外傳正に久則愈略、近則愈詳に作る、據りて正す可しと、今之れに從ひて改む、　【君子之於㆑善也、志好㆑之、安㆑之、樂㆑言㆑之】　標注本、於を于に作れり、○諸本皆善を言に作る、王引之曰く、君子之於㆑言也の言は、當に善に

為るべし、善の字は、本善に作る、其の半を脱して言と為し、又上下の文の言の字に渉りて誤れるなり、志好之行安之樂言之の三の之字は、皆善を指して言ふなり、下文に云ふ、凡人莫不好言其所善、而君子為甚と、是れ其の明證なり、下文又云ふ、故君子之行仁也無厭、志好之、行安之、樂言之と、仁は即ち所謂善なり、今本の如く善を言に作るときは、則ち下文三の之字皆義通ず可からずと、是なり、故に之れを改む、

【聽人以言、樂於鐘鼓琴瑟】 元本、世德堂本、箋釋本、以を之に作れり、○宋本、箋釋本、集解本、鐘を鍾に作れり、

【好其實不恤其文】 宋本、恤を卹に作れり、

【善者於是間也】 標注本、於を于に作る、以下同じ、

【緩急嬴絀】 諸本皆嬴を贏に作る、久保筑水曰く、贏は當に嬴に作るべしと、今之れに從ひて改む、

【梁堰隱栝】 諸本梁を渠に作る、王引之曰く、渠の字疑ふらくは梁の字の誤ならん、爾雅に、隄謂之梁とあり、鄭仲師周禮𩺰人を注して云ふ、梁は水偃なりと、偃は匽と通ず、即ち堰の字なり、梁は匽と義を同じうす、故に梁匽を以て文を連ぬ、梁と渠と形相似たるより、遂に誤りて渠と為せしのみと、是なり、故に之れを改む、○宋本、箋釋本、集解本、堰を匽に作れり、

【接人則用枻】 諸本皆枻を抴に作る、楊註或人の説を引きて曰く、抴は當に枻に作るべし、枻は楫なり、楫櫂を以て舟船を進むるが如きを言ふなりと、荻生徂徠、桃白鹿の二家之れを賛す、是なり、故に之れを改む、

【度己以繩、故足以為天下法則矣、接人用枻、故能寬容、因衆以成天下之大事矣】 元本、足の上の故の字及び兩矣の字なし、○諸本衆を求に作る、王念孫曰く、因求の二字義通ず可からず、求は當に衆の字の誤為るべし、唯寬容なり故に能く衆に因て以て事を成す也、上文の與時遷徙、與世偃仰は、正に所謂衆に因るなり、楊注に云ふ、成事在衆と、衆と言ひて求と言はず、則ち求は衆の誤たるや甚明なりと、今之れに從ひて改む、

【齊莊以涖之】 宋本、箋釋本、集解本、齊を矜に作れり、

【譬稱以諭之、分別以明之】 諭の字、元本は論に作り、箋釋本、集解本、世德堂本、增註本は喩に作れり、宋本に從ひて改む、○諸本皆分別以明之譬稱以諭之に作る、王念孫曰く、分別は當に下句にあるべし、譬稱は當に上句にあるべし、韓詩外傳及び說苑善

說篇此れを引きて、並に譬稱以喩之、分別以明之に作ると、久保筑水も亦此れと同說なり、今之れに從ひて改む、【小人辯言險、君子辯言仁也】、世德堂本、險の下に而の字あり、【其辯不若其吶也】世德堂本、其の字なし、【故仁言大矣、起於上所以導於下、政令是也、起於下所以忠於上、諫救是也】標注本、於を于に作れり、○世德堂本、箋釋本、集解本、導を道に作り、政を正に作り、道與導同、正或作政の註あり、今宋本に據りて之れを改む、○諸本諫を謀に作る、王念孫曰く、謀救の二字義に於て取るなし、楊注以て嘉謀匡救と爲し、謀の上に嘉の字を加へ、以て曲げて其の義を通ず、其の失や迂なり、余謂ふ、謀救は當に諫救に爲るべし、字の誤なり、周官に司諫司救あり、說文にいふ救は止なり、論語八佾篇女弗能救與の馬註は、說文と同じ、然らば則ち其の君の過を諫止する、之れを諫救といふ、故に曰く、起於下所以忠於上、諫救是也と、是なり、故に之れを改む、【不如本分】諸本本分の上に見の字あり、王引之曰く、本分の上に本見の字なし、此れ上に兩の見端あるに涉りて衍せるなり、楊註にいふ、見端不如見本分と、則ち見る所の本已に見の字を衍す、下文に小辯而察、見端而明、本分而理とあり、皆此の文を承けて之れを言ふ、而して本分の上見の字なし、故に見は衍文たるを知ると、今此れに從ひて削る、【文而致實】元本、文の下に辯の字あり、【上不足以順明王公】諸本公の字なし、桃白鹿曰く、王の下に公の字を脫すと、是なるに似たり、故に之れを補ふ、【口舌之均、噡唯則節、足以爲奇偉偃師之屬】宋本、韓本、均を於に作れり、○諸本師を却に作る、猪飼敬所曰く、却疑らくは當に師に作るべし、列子に曰く、偃師造倡者、歌合律、舞應節と、小人の辯、聲音調あるが如く言語節あるが如く、徒に以て人の耳を樂ますに足るのみ、以て聲伎の屬に比すべきを言ふなりと、今之れに從ひて改む、

非十二子篇第六

【⿰氵梟亂天下】諸本⿰氵梟を梟に作る、今宋本によりて改む、元本鴞に作るは非なり、【欺惑愚衆、矞宇嵬瑣】元本、欺惑愚衆の四字なし、【禽獸之行】宋本、集解本、之の字なし、【苟以分異人爲高】元

本、荀の上に若の字あり、　【不レ知下壹二天下一建中國家之權稱上】　宋本、壹を一に作れり、　【下則取二從於俗一】　標註本、於を于に作る、以下同じ、　【及レ紃二察之一、則倜然無レ所レ歸宿一】　元本、及を反に作れり、【好二治怪說一、玩二琦辭一】　世德堂本、辭を辯に作れり、【甚察而不レ急】　諸本皆急を惠に作る、王念孫曰く、惠は當に急の字の誤なるべきなり、甚察而不レ急とは、其の言甚察なりと雖、用に急ならざるなり、故に下句に辯而無レ用也といふ、天論篇に云ふ、無用之辯、不急之察と、性惡篇に云ふ、雜能旁魄而無レ用、析速粹孰而不急と、皆其の明證なりと、是なり、故に之れを改む、　【然而材劇志大】　諸本、然の上に猶の字あり、宋本は材の上に猶の字あり、桃白鹿曰く、猶は衍字なりと、猪飼敬所も亦之れを賛せり、今之れに從ひて削る、　【仲尼子弓爲二茲厚於後世一】　諸本弓を游に作る、塚田大峯曰く、游は弓の誤なりと、桃白鹿、久保筑水、郭嵩燾の諸氏、皆之れと同見なり、是なり、故に之れを改む、　【告レ之以二大道一】　諸本皆道を古に作る、久保筑水曰く、太古韓詩外傳大道に作る、是なるに似たりと、今之れに從ひて改む、○世德堂本、大を太に作れり、　【歛然聖王之文章具焉】　諸本皆歛を斂に作る、王引之曰く、古歛然二字を以て文を連ぬる者なし、歛は當に歙字の誤なるべきなり、歙然とは聚集の貌なり、聖王の文章歙然として皆此に聚るを言ふなり、漢書韓延壽傳に曰く、郡中歙然莫レ不二傳相敕厲一と、匡衡傳に曰く、學士歙然歸レ仁と、義竝同じ、楊注も亦當に歙然聚集之貌に作るべきなりと、是なり、故に之れを改む、　【則六說者不レ能レ入也】　元本、集解本、則の字なし、　【成名況乎諸侯莫レ不レ願二得以爲一レ臣】　諸本皆得の字なし、王引之曰く、儒效篇には、願の下に得の字あり、非相篇の婦人莫レ不レ願レ得以爲レ夫、處女莫レ不レ願レ得以爲レ士は、文義正に此れと同じ、楊註に據るも亦當に得の字あるべしと、桃白鹿も亦此の說を唱ふ、是なり、故に之れを補ふ、　【是聖人之不レ得レ勢者也】　宋本、箋釋本、集解本、勢を埶に作れり、　【養二長生民一、兼二利天下一、通達之屬、莫レ不二服從一】　宋本、韓本、箋釋本、集解本、養二長生民一を長二養人民一に、服從を從服に作れり、　【則聖人之得レ勢者舜禹是也】　宋本、韓本、則の下に是の字あり、○箋釋本、集解本、勢を埶に作れり、　【今夫仁人也、將何

務哉】 元本、也の字なし、 【故知默猶知言也】 宋本、猶を由に作れり、 【喆然雖辯小人也】 喆の字、諸本湎に作る、久保筑水曰く、湎然は大略篇に喆然に作れり、今按ずるに喆は音を以て誤りて靦となし、復形を以て誤りて湎となすなり、當に大略篇を以て正と爲すべきなりと、是なり、故に之れを改む、 【辯不急而察】 諸本皆急を惠に作る、王念孫曰く、惠は當に急に作るべしと、是なり、故に之れを改む、○宋本、不の下に給の字あり、 【聽明聖智】 宋本、箋釋本、集解本、智を知に作れり、 【齊給速通、不以先人】 諸本以を爭に作る、王念孫曰く、不爭先人は、當に上下の文に依て不以先人に作るべし、今本以を爭に作る、下文與人爭に涉りて誤れるなり、韓詩外傳には不以欺誣人に作る、說苑敬愼篇には無以先人に作る、文同じからずと雖、而も以の字は則ち同じと、桃白鹿も亦此れと同見なり、是なり、故に之れを改む、 【以後爲德】 諸本後を然に作る、桃白鹿曰く、然は當に後に作るべし、人に後るゝを以て德と爲すを言ふなり、不以先人と相應ずと、今之れに從ひて改む、 【無不愛也】 元本、無の上に故の字あり、 【古之所謂仕士者、云云、今之所謂仕士者】 諸本皆仕士を士仕に作る、王念孫曰く、士仕は當に仕士に作るべし、下の處士と對文なりと、塚田大峯、久保筑水も亦同說なり、是なり、故に之れを改む、 【敦厚者也、合羣者也】 世德堂本、箋釋本、集解本、敦厚を厚敦に作れり、 【知命者也、著時者也】 宋本、箋釋本、集解本、著を箸に作れり、○諸本時を是に作る、久保筑水曰く、標註本是を時に作る、是なるに似たりと、今之れに從ひて改む、 【行爲險穢】 諸本皆爲を僞に作る、桃白鹿曰く、僞は當に爲に作るべしと、久保筑水も亦之れを賛し、敷演して曰く、行僞は當に行爲に作るべし、音の誤なり、詩采苓篇人之爲言を或は僞言に作るが如きは、音近きが故なり、賦篇に曰く、行爲動靜、待之而後適者邪と、今之れに從ひて改む、 【離縱而跂訾者也】 增註本、縱を蹤に作れり、宋本によりて改む、 【士君子之所能爲不能爲】 諸本皆不の上に爲の字なし、王念孫曰く、此の文本士君子之所能爲不能爲に作る、乃ち下文を總冒する詞なり、下文君子能爲可貴、不能使人必貴己の六句は、皆此の文を承けて言ふ、宋本より

上の爲の字を脫せしならんと、今之れに從ひて補ふ、【儼然莊然】 諸本皆莊を壯に作る、楊註に或說を引きて曰く、壯は當に莊に作るべしと、今之れに從つて改む、【紫然洞然】 宋本、箋釋本、集解本、紫を訾に作れり、【吾語學者之嵬容】 元本、世德堂本、增註本、容の字なし、今宋本によりて補ふ、【其冠俛】 諸本皆俛を絻に作る、楊倞曰く、絻は當に俛に爲るべし、大に前に向ひて低俯するを謂ふなりと、是なり、故に之れを改む、【無廉耻而忍諓詢】 宋本、箋釋本、集解本、諓を謏に作れり、【第佗其冠】 宋本、箋釋本、集解本、第を弟に作れり、【沖澹其辭】 諸本皆沖澹を神禫に作る、楊倞曰く、神禫は當に沖澹に作るべし、其の淡泊なるを謂ふなりと、今之れに從ひて改む、

仲尼篇第七

【仲尼之門、五尺之豎子、言羞稱乎五伯】 諸本皆門の下に人の字あり、王念孫曰く、仲尼之門人の人字は、後人の加ふる所なり、下文兩つ曷足稱乎大君子之門と言ふ、皆此の門の字と相應ずるときは、則ち人の字なきや明なり、春秋繁露對膠西王篇にいふ、仲尼之門、五尺童子、言羞稱五伯、爲其詐以成功苟爲而已也、故不足稱於大君子之門と、風俗通窮通篇にいふ、孫卿小五伯、以爲仲尼之門、羞稱其功と、語皆荀子に本づきて、亦人の字なし、文選陳情表註解嘲註兩ながら荀子を引きて、皆人の字なしと、是なり、故に之れを削る、下文同じ、【其行事也、若是其險汙淫汏也、】 宋本、韓本、箋釋本、集解本、行事を事行に作れり、○元本、事也の也の字なし、【彼固曷足稱乎大君子之門哉、】 宋本、彼の上に如の字ありて、如彼を上句に屬せり、○箋釋本、彼の字なし、【若是而不亡而乃霸何也、】 標註本、霸を伯に作れり、以下同じ、【安忘其怒忘其讎遂立以爲仲父】 諸本皆怒の下に出の字あり、王念孫曰く、安は語詞なり、忘其怒、忘其讎、遂立以爲仲父の三句、文義甚明なり、則ち忘其讎の上に、當に出の字ある可からず、蓋し衍文なりと、久保筑水も亦此の說を唱ふ、是なり、故に之を削る、【與之高國之位】 元本、

高の上の之の字なし、　【貴賤長少、莫レ不ニ秩秩焉從ニ桓公一而貴ニ敬之一】　宋本、箋釋本、集解本、秩秩焉の三字、莫字の上にあり、　【仲尼之門、五尺之豎子、言羞レ稱ニ乎五伯一是何也、曰然、彼非レ平ニ政教一也、非レ致ニ隆高一也】　宋本、韓本、箋釋本、集解本、仲尼の上に然而の二字あり、○諸本皆平を本に作る、王引之曰く、五伯亦政教あり、五伯非レ本ニ政教一と言ふを得ず、本は當に平の字の誤なるべきなり、致士篇に曰く、刑政平而百姓歸レ之と、孟子離婁篇に曰く、君子平ニ其政一と、昭二十年左傳に曰く、是以政平而不レ干と、周南芣苢序の箋に曰く、天下和政教平と、五伯は猶未だ其の政教を平にすること能はざるなり、故に曰く非レ平ニ政教一也と、平ニ政教一の三字、本篇に一たび見え、王制篇に兩び見え、王覇篇に兩び見ゆ、其の誤りて本ニ政教一と爲す者四、唯王制篇の一のみ未だ誤らざるのみ、今據りて以て訂正すと、是なり、故に之れを改む、　【非レ服ニ人之心一也】　世德堂本、之の字なし、　【彼王者則不レ然】　元本、則の字なし、○標註本、彼の字なし、　【致ニ彊而能以寛一弱】　宋本、能の上に賢の字あり、非なり、　【人不レ務レ得レ道、而廣ニ有其勢一】　宋本、箋釋本、集解本、勢を埶に作れり、　【信而不レ處レ謙】　宋本、韓本、箋釋本、處の上に忘の字あり、　【財利至則善而不レ及也】　諸本善の上に言の字あり、王念孫曰く、元本言の字なし、是なり、楊註に據るに云ふ善而不及而如也と、則ち善の上に言の字なきや明なりと、是なり、故に之れを削る、　【是持レ寵處レ位、終身不レ厭之術也】　宋本、位終の二字なし、　【貧窮徙處之勢】　宋本、箋釋本、集解本、勢を埶に作れり、　【善處ニ大重一任ニ大事一】　諸本皆任の上に理の字あり、兪樾曰く、理の字は衍文なり、處ニ大重一と、任ニ大事一とは、相對して皆善の字を蒙りて義を爲す、楊註曰く、大重謂ニ大位一也と、理の字の義を釋かず、楊氏註を作るの時尚理の字なきを知るなり、理の字は蓋し即ち重の字の誤りて衍せる者なりと、是なり、故に之れを削る、　【除レ怨而無レ妨ニ害之一】　宋本、韓本、箋釋本、集解本、之を人に作れり、　【愼行ニ此道一】　宋本、箋釋本、集解本、通の下に也の字あり、　【能不レ耐レ任】　世德堂本、箋釋本、集解本、能の下に而の字あり、　【是事レ君者之寶、而必無ニ後患一之術也】　元本、寶の下に也の字あり、術の下に也の字なし、

【故知者之擧」事也】　宋本、知の下に兵の字あり、　【以爲」人則必聖】　諸本皆人を仁に作る、兪樾曰く仁は當に人に作るべし、以て君に事ふれば則ち必ず通達し、以て人と爲れば則ち必ず聖知となるを言ふなり、楊註に曰く、仁仁人と、之れを失へりと、今之れに從ひて改む、以下同じ、　【以」忝嗇而不」行施道乎上」爲」重】　宋本、忝を吝に作れり、　【可」炊而僵」也、是何也】　諸本皆僵を傹に作る、楊倞曰く、傹は當に僵に爲るべし、氣を以て之れを吹きて僵仆すべきを言ふなりと、今之れに從ひて改む、○宋本、何を行に作れり、　【頓窮以從」之】　諸本皆以の字を則に作る、塚田大峯曰く、則は當に以に作るべし、否れば則ち上下の文勢に應ぜずと、桃白鹿も亦同說なり、是なり、故に之れを改む、○元本、標註本、增註本、從」之の二字なし、非なり、桃白鹿曰く、從」之は先」之と相應ず、當に從」之の二字ある者を以て、正となすべしと、　【愛敬不」勧】　宋本、韓本、勧を倦に作れり、○元本、敬の下に如の字あり、　【是之謂」天下之行術」】　世德堂本、行の字なし、　【勢不」在」人上」而羞」爲」人下」】　箋釋本、集解本、勢を埶に作れり、○元本、下の上に之の字あり、　【救」經而引」其足」】　淮南子、足を索に作れり、　【故君子時屈則屈、時伸則伸也】　宋本、箋釋本、集解本、屈を詘に作れり、○元本也の字なし、

荀子卷第四

儒效篇第八

【履」天子之籍」】　諸本子を下に作る、王念孫曰く、天下は宋本に天子に作る、是なり、文選江淹雜體詩の註に、此れを引きて正に履」天子之籍」に作る、淮南氾論篇の周公履」天子之籍、聽」天下之政」の語は、卽ち荀子に本づけるなりと、是なり、故に之れを改む、

【天下不」稱」貪焉】　元本、貪を戾に作れり、　【不」可」以」假攝」爲也】　元本、攝の字なし、　【周公鄉有」天下、今無」天下」非」擅也】　諸本皆周公の下に、無」天下」矣の四字あり、猪飼敬所曰く、此の四字衍なりと、是なり、故に之れを削る、　【抑亦變化矣】　元本、箋釋本、抑を仰易に作り、矣の字なし、　【夫是之謂」大

儒之效】 宋本、是の下之の字なし、 【秦昭王問孫卿曰】 宋本、箋釋本、集解本、卿の下に子の字あり、 【儒無益於人之國】 元本、於の字なし、 【孫卿子曰、儒者法先王、隆禮義、謹乎臣子、而致貴其上者也】 群書治要及び元本、卿の下に子の字なし、○新序、致の上に能の字あり、○元本、也の字なし、 【勢在本朝而宜】 勢の字、箋釋本、集解本は埶に、新序は進に作れり、 【窮困凍餧】 宋本、集解本、餧を餒に作れり、 【不以邪道爲貪】 新序雜事、貪を食に作れり、【嗚呼而莫之能應】 新序雜事、嗚を叫に作れり、 【勢在人上則王公之材也】 箋釋本、集解本、勢を埶に作れり、 【明於持社稷之大義】 宋本稷を禝に作れり、○元本、持を爲に作れり、 【人莫不貴之】 元本、人の上に一の字あり、非なり、 【仲尼將爲司寇】 宋本、司の上に魯の字あり、 【蚤正以待之也】 諸本皆蚤の上に必の字あり、兪樾曰く、必の字は衍文なり、下文の孝弟以化之也は、此の句と相對す、下に必の字なきときは、則ち此にも亦當に必の字なかるべしと、之れに從ひて削る、○世德堂本、之の下に者の字あり、 【闕黨之子弟罔罘分】 元本、箋釋本、分の上に必の字あり、○諸本皆罘を不に作る、劉台拱曰く、罔不分は當に罔罘分に作るべし、罘は兎罟なり、一に麋鹿罟なりと曰ふ、新序卷一に畋漁分有親者取多に作り、其卷五に罔罘分有親者取多に作る、此の文と大に同じと、是なり、故に之れを改む、 【孝悌以化之也】 宋本、箋釋本、集解本、悌を弟に作れり、 【在下位則美俗】 元本、下を其に作れり、 【此若義信乎人矣】 諸本皆若を君に作る、王念孫曰く、君は當に若字の誤なるべきなり、此若義とは猶此義といふが如し、若も亦此なり、此若と連言する者は、古人自ら複語あるのみ、此若義の三字は上文を承けて言ふ、此の義人に信ぜらるゝなり、新序雜事篇に若義信乎人に作る、是れ其の明證なりと、今之れに從ひて改む、○宋本、韓本、義の上に子の字あり、 【貴名白而天下願矣】 諸本皆願を治に作る、顧千里曰く、治は疑ふらくは當に願に作るべし、榮辱篇にいふ、身死而名彌白、小人莫不延頸擧踵而願と、王制篇にいふ、若是名聲白天下願と、致士篇にいふ、貴名白天下願と、以て證すべしと、今之れに從ひて改む、 【遠者竭蹶而趨

之】　新序雜事、蹶を走に作れり、

【莫不從服】　元本、從服を服從に作れり、

【先王之道、仁之隆也】　世德堂本、箋釋本、之を人に作れり、

【道者非天之道、非地之道、人之道也】　諸本皆人の上に所以の二字あり、桃白鹿曰く、所以の二字は、衍なりと、之れに從ひて削る、

【有所止矣】　諸本皆止を正に作る、楊註或説を引きて曰く、正は當に止に作るべし、禮義に止まるを謂ふと、久保筑水曰く、羣書治要正を止に作る、然らば則ち唐初未だ誤まらざりしなりと、是なり、故に之れを改む、

【相高下、視墝肥】　元本、墝肥を肥墝に作れり、

【通財貨、相美惡】　元本通貨財の三字なし、

【不恤是非然不然之情】　宋本、箋釋本、集解本、恤を卹に作れり、

【君子不若惠施鄧析也】　元本、箋釋本、集解本、也の字なし、

【言必當理】　宋本、當理を治當に作れり、

【是君子之所長也】　諸本皆是の下に然後の二字あり、桃白鹿曰く、然後の二字は衍なりと、是なり、故に之れを削る、○羣書治要、是の字なし、

【凡事行有益於理者立之】　宋本、事行を行事に作れり、

【姦事姦道、治世之所棄】　元本、道の下に者の字あり、○宋本、棄を弃に作れり、

【堅白同異之分隔也】　宋本、同異を異同に作れり、

【曾不如好相雞狗之可以爲名也】　元本、箋釋本、集解本、好の字なし、

【我欲賤而貴、愚而智、貧而富】　宋本、智を知に作れり、

【彼學者行之士也】　諸本士の上に曰の字あり、桃白鹿曰く、曰の字は衍なりと、久保筑水も亦之れを賛せり、今之れに從ひて削る、

【混然塗之人也】　宋本、箋釋本、集解本、塗を涂に作れり、

【圓廻天下於掌上】　諸本皆圓を圖に作る、俞樾曰く、楊註にいふ、圖謀運轉と、兩義倫せず、恐らくは其の旨に非ず、圖は圓の誤字なり、廣雅釋詁に、圓圓也とあり、圓回とは猶圓轉の如きなり、淮南原道篇に曰く圓者常轉と、是れ其の義なり、圓回天下於掌上とは、天下の大なるも、掌上に圓轉すべきを言ふなり、隸書圖の字或は圖に作る、圓字と相似たり、學者圖を見ること多くして圓を見ること少なし、因りて誤りて圖と爲せしのみと、今之れに從ひて改む、○宋本、箋釋本、集解本、廻を回に作れり、

【行貸而食】　宋本、韓本、箋釋本、集解本、貸を貣に作れり、

【是杅杅富人已】　宋本、富を當

に作る、非なり、【遵遁則積、夸誕則虛】諸本皆遁を道に作る、王念孫曰く、道は當に遁の字の誤なるべきなり、遵遁は即ち逡巡なり、文選上林賦註に廣雅を引きて曰く、逡巡は郤退なりと、管子戒篇には逡遁に作り、小問篇には遵遁に作る、荀子と同じ、遵遁は夸誕と對文なり、遵遁則積は上文の讓之則至を承けて言ひ、夸誕則虛は上文の爭之則失を承けて之れを言ふ、故に下文に云ふ、君子務積德於身而處之以遵遁と、退讓を以て自ら處るをいふなり、若し遵道に作るときは、則ち夸誕と對せず、且つ上文と相應せずと、今之れに從ひて改む、【處之以遵遁】諸本皆遁を道に作る、王念孫曰く、遁誤りて道に作ると、今之れに從ひて改む、【貴名起如日月】元本、世德堂本、箋釋本、增註本、起の上に之の字あり、宋本なし、是なり、故に削る、【比周而譽愈少】元本、譽を與に作れり、【求安利其身愈危】宋本、身の下に而の字あり、【是猶傴身而好升高也】身諸本皆伸に作る、楊倞曰く、伸は讀んで身と爲す、字の誤なりと、是なり、故に之れを改む、【明主謫德而序位】諸本謫を譎に作る、塚田大峯曰く、上文に曰く、謫德而定次と、譎は謫の誤のみと、是なり、故に之れを改む、【以從俗爲善】元本、增註本、從を容に作る、非なり、【以養生爲己至道】韓詩外傳、生を性に作れり、【行法至堅】韓詩外傳、行法而志堅に作れり、【撟飾其情性】撟の字、宋本、箋釋本、集解本は、橋に、羣書治要は矯に作れり、【應當時之變】宋本、時を世に作れり、【若運四枝】諸本皆運を生に作る、久保筑水曰く、韓詩外傳に生を運に作る、是なりと、之れに從ひて改む、【若詔四時】韓詩外傳、詔を推に作れり、【億萬之衆而博、若一人、如是則可謂賢人矣】諸本賢を聖に作る、盧文弨曰く、聖に作るは誤なりと、是なり、故に之れを改む、【井井兮其有理兮】元本、世德堂本、理の上に條の字あり、【介介兮其有終始也】諸本皆介介を分分に作る、王念孫曰く、分分は當に介介に爲るべし、字の誤なり、隸書介分相似たり、故に傳寫するもの多く譌す、修身篇にいふ善在身介然必以自好也と、楊注に云ふ、介然堅固貌と、此介介も亦堅固の貌なり、固守して變らず始終一の如し、故に介介兮其有終始と曰

ふ、若し分分に作るときは、則ち義通ずべからずと、今之れに從ひて改む、　【恐人之不當也】　元本、之の字なし、　【脩脩兮其統類之行也】　諸本其の下に用の字あり、王引之曰く、統類の上に當に用の字ある可からず、蓋し上句に渉りて衍まれる也と、今之れに從ひて削る、　【盡善挾治謂之神】　諸本治を洽に作る、王念孫曰く、洽の字は乃ち注文周洽に渉りて衍せる也、呂錢本治を治に作れり、挾は浹と同じ、全體皆善し故に盡善と曰ふ、全體皆治まる故に浹治といふ、挾治と盡善と對文なり、若し挾治に作るときは則ち盡善と對せずと、今之れに從ひて改む、　【曷謂固、曰、萬物莫足以傾之、之謂固】　諸本皆曷謂固曰の四字なし、王引之曰く、萬物の上に、當に曷謂固曰の四字あるべし、萬物莫足以傾之之謂固は、曷謂固と上下正に相呼應す、曷謂固は上文の曷謂一、曷謂神と、皆文同一の例なり、曷謂神、曷謂固は上の執神而固を承けて之れを言ふ、下文の神固之謂聖人は、又上の曷謂神、曷謂固を承けて之れを言ふ、今本曷謂固曰の四字を脱去するときは、則ち上下の文と相應せずと、是なり、故に之れを補ふ、　【詩書禮樂之道歸是矣】　諸本皆道の字なし、劉台拱曰く、之の下に當に道の字あるべし、上の兩の道と對文なりと、桃白鹿も亦此れと同說なり、是なり、故に之れを補ふ、　【取是而文之也】　元本、而を以に作れり、以下同じ、　【小雅之所以爲小雅者】　宋本、下の小雅雅の字なし、　【大雅之所以爲大雅者】　宋本、下の大雅雅の字なし、　【天下之道畢是矣】　世德堂本、是の字なし、　【自古及今、未嘗有也】　元本、有を聞に作れり、　【非孔子之言】　宋本、箋釋本、集解本、言の下に也の字あり、　【履天子之籍】　元本、箋釋本、增注本、子を下に作れり、非なり、　【負扆而立】　諸本皆立を坐に作る、盧文弨曰く、坐は當に立に作るべしと、今之れに從ひて改む、　【至氾而汎】　諸本皆氾を汜に作る、盧文弨曰く、汜は當に氾に作るべし、左傳の鄙在鄭地氾の釋文に、音凡、字从㔾不从巳、其地在成皐之間と、楊氏汜の當に氾に爲るべきを知らずして即ち音して祀と爲すは誤なりと、今之れに從ひて改む、　【旦厭於牧之野】　諸本皆旦厭を厭旦に作る、桃白鹿曰く、厭旦は當に旦厭に作るべし、甲子の昧爽殷の軍を牧

野に厭して陳するを言ふなり、左傳成公十六年に、楚晨壓㆓晉軍㆒而陳とあり、文法徵すべしと、久保筑水、兪樾も亦之れと同じ、是也、故に之れを改む、【遂乘㆓殷人㆒而進誅㆓紂㆒】宋本、箋釋本、集解本、進の字なし、

【詔濩廢矣】宋本、元本、箋釋本、集解本、濩を護に作れり、【外闔不閉】閉の字、宋本は閇に、世德堂本は閑に作れり、【跨㆓天下㆒而無㆓斮㆒】世德堂本、箋釋本、斮を斬に作れり、【無㆓弓矢㆒則無㆑所㆑見㆓其巧㆒】宋本、弓を弧に作れり、【調㆓一天下㆒制㆓彊暴㆒】宋本、彊を强に作れり、【地不㆑能㆑埋】元本、埋を理に作れり、【不㆓學問㆒無㆓正義㆒】宋本、不の上に有の字あり、【是俗人者也】世德堂本、也の字なし、【術繆學雜】諸本皆雜の下に舉の字あり、猪飼敬所曰く、韓詩外傳舉の字なし、此れ恐くは衍ならんと、今之れに從ひて削る、【法㆓後王㆒而壹㆓制度㆒】宋本、箋釋本、集解本、壹を一に作れり、【隆㆓禮義㆒而敦㆓詩書㆒】諸本皆敦を殺に作る、郝懿行曰く、殺は蓋し敦の字の誤ならんと、今之れに從ひて改む、以下同じ、【其衣冠行爲已同㆓於世俗㆒】諸本皆爲を僞に作る、久保筑水曰く、行僞は當に行爲に作るべしと、郝懿行も、亦此れと同說なり、今之れに從ひて改む、【已無㆑異㆓於墨子㆒矣】宋本、無の下に所以の二字あり、○箋釋本、集解本、無の下に以の字あり、【然而不㆑能㆑別】諸本皆而の下に明の字あり、猪飼敬所曰く、明の字恐くは衍ならんと、今之れに從ひて削る、○宋本、増注本、別の上に分の字あり、盧文弨以て衍文となす、今之れに從ひて削る、【億然若㆓終身之虜㆒】諸本皆億を僡に作る、王念孫曰く、僡は蓋し億字の誤なり、說文にいふ億安也從㆑人意聲と、億然は安然なりと、今之れに從ひて改む、【法㆓後王㆒一㆓制度㆒】元本、一の下に天下の二字あり、【其言行已有㆓大法㆒矣】元本、言の字なし、○世德堂本、已を以に作れり、【內不㆓自以誣㆒】宋本、誣の下に外の字あり、【外不㆓自以欺㆒】宋本、欺の下に內の字あり、【法㆓後王㆒統㆓禮義㆒】諸本皆後を先に作る、楊倞曰く、先王は當に後王に爲るべしと、是なり、故に之れを改む、【以㆑今持㆑古】諸本皆以㆑古持㆑今に作る、楊倞曰く、以㆑古持㆑今は當に以㆑今持㆑古に作るべしと、是なり、故に之れを改む、○元本、持を行に作る、上句の以㆑淺持㆑博の持

も亦同じ、　【無所儗慸】　諸本皆慸を㤨に作る、久保筑水曰く、㤨は當に慸に作るべし、字の誤也、慸は滯と同じと、今之れに從ひて改む、　【明之謂聖人】　宋本、箋釋本、集解本、謂を爲に作れり、

【不失毫釐】　宋本、箋釋本、集解本、毫を豪に作れり、　【勇則必爲賊】　元本、賊を敗に作れり、

【能則必爲亂】　諸本皆能の上に云の字あり、桃白鹿曰く、云の字衍なり、下同じ、非十二子篇に曰く、今之所謂處士者、無能而云能者也、無知而云知者也と、按ずるに、云の字非十二子篇に在りては則ち通ず、此に在りては則ち通ぜず、蓋し荀子を寫す者、是に於て偶々非十二子の云能を思ひ、因りて誤りて云の字を加へしなりと、是なり、故に之れを削る、　【能則速成】　諸本皆能の上に云の字あり、削る、說上に見ゆ、

【師法者所得乎積】　諸本皆積を情に作る、楊注或說をあげて曰く、情は當に積に爲るべし、積習に得る所にして天性に受くるに非ずと、是なり、故に之れを改む、　【積也者非吾所有也】　諸本皆積を情に作る、楊註或說をあげて曰く、情は當に積に爲るべし、積習は天然と殊なり、故に曰く、非吾所有と、是なり、故に之れを改む、　【并一而不貳】　宋本、箋釋本、集解本、貳を二に作れり、　【積土謂之山、積水謂之海】　宋本、世德堂本、箋釋本、集解本、積土而爲山、積水而爲海に作れり、　【塗之人百姓】　宋本、箋釋本、集解本、塗を涂に作れり、　【小人則日徼其所惡】　宋本、日を曰に作れり、　【其愚陋溝瞀、而冀人之以己爲知也】　宋本、其を甚に作れり、

【天子三公也】　世德堂本、子の下に之の字あり、

【言政治之求不下於安存】　諸本皆政治を道德に作る、楊倞曰く、道德は當に政治に爲るべし、下に道德之求あるを以て、故に誤りて重寫せしのみと、是なり、故に之れを改む、　【不下於士】　世德堂本、士を事に作れり、　【小之巨之】　諸本皆巨を臣に作る、楊倞曰く、臣は當に巨に作るべしと、是なり、故に之れを改む、　【君子之所以騁志意於壇宇宮庭也】　元本、以の字なし、　【百家之說不及後王則不聽也】　諸本皆後を先王に作る、桃白鹿曰く、先は當に後に作るべしと、今之れに從ひて改む、

【行有防表】　宋本、箋釋本、集解本、表の下に也の字あり、

荀子卷第五

王制篇第九

【不レ待レ須而廢】世德堂本、須を頃に作れり、【雖二王公士大夫之子孫一也】韓詩外傳、王公士大夫を公卿大夫に作れり、○箋釋本、集解本、也の字なし、【不レ能レ厲二於禮義一】諸本皆厲を屬に作る、久保筑水曰く、屬は當に厲に作るべし、字似て誤まれるなり、禮記聘義に曰く、相厲以レ禮と、富國篇の勤屬或は勤厲に作れり、羣書治要勤礪に作るの類、證すべしと、今之れに從ひて改む、【不レ安レ職則弃】宋本、集解本、弃を棄に作れり、【王者之事畢矣】宋本、王の上に則の字あり、【不レ好レ假二道人一】宋本、道を導に作れり、【無レ所レ凝二止之一】元本、標注本、箋釋本之を也に作れり、【公平者聽之衡也】諸本、皆聽を職に作る、劉台拱曰く、職之衡は當に聽之衡に作るべし、此れ上文の職の字に涉りて誤を致せるなりと、今之れに從ひて改む、【其有レ法者以レ法行】羣書治要、元本、其の字法の上にあり、【勢齊則不レ一】宋本、箋釋本、集解本、勢を埶に作れり、以下同じ、又三本ともに一を壹に作れり、【爭則亂】宋本、箋釋本、集解本、亂の上に必の字あり、【然後君子安レ位】宋本、後を后に作れり、【大節是也、小節是也】宋本、小節是也を小節非也に作れり、非なり、【未レ及レ取レ民 者也】諸本皆者の字なし、桃白鹿曰く、民の下に者の字を脱せりと、久保筑水も亦之れを賛せり、今之れに從ひて補ふ、【子產取レ民者也、未レ及二爲レ政者一也】羣書治要、者の字なし、○世德堂本、取の上に不の字あり、【未レ及二脩レ禮者一也】羣書治要、者の字なし、【霸奪二之與一】世德堂本、與を與に作れり、【是大者之所二以反削一也】諸本皆是の下に以の字あり、荻生徂徠曰く、是以の以は衍なりと、兪樾も亦此れと見を同じうす、是なり、故に削る、【諸侯莫レ不レ懷二怨交接一】諸本皆怨の字交接の下にあり、兪樾曰く、怨の字當に交接二字の上にあるべし、本諸侯莫レ不レ懷二怨交接一而不レ忘二其敵一に作る、懷怨交接とは猶怨を懷して其の人を友す

といふが如きなり、故に其の敵を忘れざるなり、傳寫のとき怨字を奪ひて、誤りて之れを接字の下に補ひしのみと、今之れに從ひて改む、【承二彊大之敵一】元本、敵を弊に作れり、○宋本、敵の下に也知彊大之敵の六字あり、非也、【天下無二王霸一】諸本皆霸の下に主の字あり、楊註或説をあげて曰く、主は衍字と、今之れに從ひて削る、【材伎之士】宋本、伎を技に作れり、【幷レ之見則諸侯疏矣】宋本、箋釋本、增註本、疏の下に之の字あり、王念孫曰く、元刻疏の下に之の字なき是なり、下文の則諸侯離矣は離の下に之の字なし、是れ其の證と、是なり、故に之れを削る、【天下無レ王 則常勝矣】諸本皆王の下に霸主の二字あり、桃白鹿曰く、霸主の二字は衍なりと、今之れに從ひて削る、【明賑二毫末一】諸本皆賑を振に作る、猪飼敬所曰く、振は當に賑に作るべし、視也と、今之れに從ひて改む、【折レ暴禁レ悍】諸本皆折暴を析愿に作る、王念孫曰く、析愿二字義通ずべからず、當に韓詩外傳に從ひ折暴に作るべし、字の誤なり、折暴は禁悍と對文なり、下文に曰く、如レ是而可二以誅レ暴禁一レ悍矣と、富國篇に曰く、不レ足二以禁レ暴勝レ悍と、皆暴悍を以て對文とするときは、則ち此れも亦當に折レ暴禁レ悍に作るべきや明なりと、猪飼敬所も亦之れと同見なり、是なり、故に之れを改む、【王者之法、等レ賦政レ事】諸本皆法の字なし、王念孫曰く、之の下に當に法の字あるべし、王者之法は、乃ち下文を總目するの詞なり、下の是王者之法也は、正に此の句と相應ず、上文王者之人、王者之制、王者之論皆上下相應ず、此の文法の字を脫するときは、則ち上下相應せずと、塚田大峯、桃白鹿も亦此れと見を同じくす、是なり、故に之れを補ふ、【以レ時禁發】世德堂本、發を法に作れり、【東海則有二紫綌魚鹽一】諸本皆綌を紶に作る、王引之曰く、下文に云ふ、中國得而衣二食之一と、則ち紫紶は衣るべきの物にして、魚鹽は食ふべきの物たるや、較然として甚明なり、紫は茈と通ず、紶は當に綌に爲るべし、右傍の谷の字去と相似たるより誤れるなり、葛の精なるを絺と曰ひ、麤なるを綌と曰ふ、管子輕重丁篇にいふ、東方之萌、帶レ山負レ海漁獵之萌也、治二葛縷一而爲レ食と、葛を以て絺綌と爲すを言ふなり、是れ東海に綌あるの證なり、紫と綌と皆以て衣と爲すべし、故に曰く中國得而衣レ之

と、今之れに從ひて改む、　【舍是天下以衰矣】　韓本、箋釋本、集解本、是の下に而の字あり、　【萬物之揔也】　宋本、揔を總に作れり、　【上無君師下無父子、夫是之謂至亂】　宋本、夫の下に婦の字あり、　【分何以能行、曰以義】　元本、集解本、以の字なし、　【無他故焉】　宋本、箋釋本、集解本、他を它に作れり、　【能以事兄謂之悌】宋本、箋釋本、集解本、悌を弟に作れり、　【政令時則百姓一】　世德堂本、令を命に作れり、　【聖王之制也】　宋本、王を主に作れり、　【塞滿天地之間】　諸本皆滿を備に作る、玉引之曰く、塞備の二字、義相屬せず、備は當に滿の字の誤なるべきなりと、今之れに從ひて改む、　【一與一、是爲人者、謂之聖人】　宋本、聖人の下に也の字あり、　【犧牲牢之數】　宋本、箋釋本、集解本、牢之を之牢に作れり、　【乘馬之數】　諸本皆馬を白に作る、古屋昔陽曰く、白は當に馬に作るべし、音の誤なり、禡の通じて伯に作るが如し、音近き故なりと、亦之れに從ひて改む、　【脩堤梁】　宋本、箋釋本、集解本、堤を隄に作れり、　【安水藏】　宋本、箋釋本、集解本、藏を臧に作れり、以下同じ、　【農夫樸力而寡能】　世德堂本、樸を朴に作れり、　【趨孝悌】　宋本、箋釋本、集解本、悌を弟に作れり、　【穰擇五卜】　宋本、箋釋本、集解本、穰を攘に作れり、　【脩埰清】　諸本皆埰を採に作る、兪樾曰く、採は乃ち埰字の誤なり、方言に曰く塚秦晉之間謂之埰と、是れなり、清は說文厂部に廁清也といひ、急就篇に屏廁清溷糞土壤といへり、字亦圊に作る、玉篇口部に圊圊圂也とあり、蓋し墟墓の間、清溷の處、皆穢惡の積聚する處なり、故に必ず時を以て之れを修治するなりと、今之れに從ひて改む、　【平質律】　諸本皆質を室に作る、久保筑水曰く、室は當に質に作るべし、音の誤なり、王覇篇に曰く、質律禁止而不偏と、注に云ふ、周禮小宰聽賣買以質劑と、今之れに從ひて改む、　【使賣旅安而貨財通、治市之事也】　諸本皆賣を賓に作る、王引之曰く、賓客の事は市を治むる者の掌る所に非ず、且つ貨財を通ずると渉るなし、賓は當に賣字の誤なるべきなり、說文に賣行賈也、從貝商省聲と、今商の字に通用す、考工記に通四方之珍異以資之謂之商旅と、鄭註に曰く、商旅販賣之客也と、月令に曰く、易關市、來商旅、

納貨賄と、故に使賓旅安而貨財治市之事也と曰ふ、王覇篇に商旅安貨財通とあり、是れ其の明證なりと、是なり、故に之れを改む、〇宋本、貨を賓に作れり、

【折暴禁姦】　諸本皆折暴を抃急に作る、猪飼敬所曰く、抃急は折暴に作るべし、下に云ふ使暴悍以變と、證すべきなりと、是なり、故に之れを改む、

【以時順脩、使百吏免盡而衆庶不偸】　世德堂本、箋釋本、集解本、順を愼に作れり、

【諸侯倍反】　諸本皆倍を俗に作る、久保筑水曰く、俗反の俗は當に倍に作るべし、字の誤なりと、是なり、故に之れを改む、

【安危臧否】　諸本皆否の下に也の字あり、荻生徂徠曰く、也の字衍なり、句法上の三句に似たるを以ての故に誤れるなりと、今之れに從ひて削る、

【存亡安危之所隨】　諸本皆隨を墮に作る、荻生徂徠曰く、墮は廼ち隨の誤なり、隨ひて至る所を言ふなりと、是なり故に之れを改む、

【誠以其國爲危殆滅亡之所、亦危殆滅亡】　元本、以其國の三字なし、

【暴國之相捽】　諸本皆捽を卒に作る、久保筑水曰く、卒は疑ふらくは當に捽に作るべし、捽は摶なり、國語に曰く戎夏交捽と、今之れに從ひて改む、

【案脩仁義】　宋本、箋釋本、集解本、案の下に然の字あり、

【敵國案自屈矣】　宋本、箋釋本、集解本、屈を詘に作れり、

【其民之親我】　宋本、箋釋本、集解本、我の下に也の字あり、

【故古之人】　諸本皆故の上に彼以奪矣の四字あり、塚田大峰曰く、此の四字は衍なるに似たりと、久保筑水も亦之れを贊せり、今之れに從ひて削る、

【閎材伎之士】　宋本、箋釋本、伎を技に作れり、

【是以猒然畜積脩飾】　宋本、是以を以是に作れり、

【日日暴露毀折之中原】　元本、日日を日月に作れり、

【彼日積斃】　宋本、箋釋本、集解本、斃を敝に作れり、下同じ、

【之所以接下之人百姓者、則庸寛惠】　宋本、人の字なし、

【擧佞悦】　宋本、箋釋本、集解本、悦を倪に作れり、

【好用其藉歛矣】　宋本、箋釋本、集解本、藉を籍に作れり、

【幽險詐故】　宋本、世德堂本故の下に人の字あり、

【不善擇之者亡】　宋本、之の字なし、

荀子卷第六

富國篇第十

【爲人役也】諸本皆役を數に作る、猪飼敬所曰く、數疑ふらくは當に役に作るべし、人の使用する所と爲るを言ふなりと、今之れに從ひて改む、【勢同而知異】宋本、箋釋本、集解本、勢を埶に作れり、【羣衆未懸】宋本、箋釋本、集解本、懸を縣に作れり、下同じ、【彊脅弱也】宋本、彊を强に作れり、【下違上】諸本下の上に民の字あり、塚田大峰曰く、民の字疑ふらくは衍と、久保筑水も亦之れを贊せり、是なり、故に之れを削る、【壯者有分爭之禍矣】諸本皆爭分を分爭に作る、古屋昔陽曰く、分爭疑ふらくは倒にすべし、下文爭功爭色と對すと、桃白鹿も亦此れと同說なり、是なり、故に之れを改む、【善藏其餘】宋本、箋釋本、集解本、藏を臧に作れり、○羣書治要、餘の下に也の字あり、【夫裕民故多餘】諸本皆夫を彼に作る、久保筑水曰く、彼の字穩ならず、疑ふらくば夫の字の誤なりと、今之れに從ひて改む、【此は無他故焉、生於節用裕民也】宋本、箋釋本、集解本、他を它に作れり、下同じ、【無禮節用之】箋釋本、節を而に作れり、【若德裕乃身】宋本、身の下に不廢在王庭の五字あり、【必時藏餘】宋本、箋釋本、集解本、藏を臧に作れり、【天下之大利也】諸本皆大を本に作る、楊倞曰く、本は當に大に爲るべしと、今之れに從ひて改む、【彫琢刻鏤】宋本、箋釋本、集解本、彫を雕に作れり、以下同じ、【鐘鼓管磬】宋本、箋釋本、集解本、鐘を鍾に作れり、【非特以爲淫泰也】世德堂本、特の下に所の字あり、【固以爲王天下、治萬變、材萬物、養萬民、兼制天下者、莫若仁人之善也夫】羣書治要、元本、固の字なし、○羣書治要、材を財に作れり、○諸本皆莫の上に爲の字あり、【以養其厚】宋本、箋釋本、集解本、厚の下に也の字あり、【以養其德】宋本、箋釋本、集解本、德の下に也の字あり、【出死斷亡而不愉者】諸本皆不の字なし、王念孫曰く、愉は讀んで偸と爲す、愉の上に當に不の字あるべし、王霸篇に曰く爲之出死斷亡而不愉と、羣書治要引きて不偸に作る、此の篇の誤を正すに足ると、是なり、故に之れを補ふ、下同じ、【百姓之勢】宋本、箋釋本、

集解本、勢を埶に作れり、【今世不然】羣書治要、而の字なし、【以靡弊之】宋本、箋釋本、集解本、弊を敝に作れり、【使民不偸】宋本、箋釋本、集解本、民を人に作れり、【農率之事也】諸本皆農を將に作る、久保筑水曰く、將率未だ詳ならず、疑ふらくは當に農率に作るべし、夏小正に曰く、農率均田と、是なり、故に之れを改む、【五穀以時熟】宋本、箋釋本、集解本、熟を孰に作れり、【天地之事也】諸本地を下に作る、久保筑水曰く、天下疑ふらくは當に天地に作るべし、字の誤なりと、是なり、故に之れを改む、【凍餧之患】箋釋本、集解本、餧を餒に作れり、【然後黿鼉魚鼈】諸本皆然後の二字なし、桃白鹿曰く、黿の上に然後の二字を脱すと、今之れに從ひて補ふ、【固有餘足以衣人矣、夫不足非天下之公患也】諸本皆不足の上に有餘の二字あり、王先謙曰く、文義を以て之を求むるに、不足の上に當に有餘の二字あるべからず、此れ上文の兩の有餘に縁りて誤りて衍せるなりと、今之れに從ひて削る、【非將隳之也】宋本、韓本、箋釋本、集解本、隳を墮に作れり、【不威則罰不行】

諸本罰の上に賞の字あり、盧文弨曰く、賞の字は衍なりと、塚田大峰、桃白鹿、久保筑水皆同説なり、是なり、故に之れを削る、【賢者不可得而進也、不肖者不可得而退也】宋本、也の字なし、【知爲人主上者不美不飾之不足以一民也】宋本、箋釋本、集解本、知の下に夫の字あり、【不威不彊】宋本、彊を强に作れり、【吹笙竽】宋本、笙竽を竽笙に作れり、【知己之所願欲之舉在于是也】箋釋本、集解本、于是を是于に作れり、【萬物得宜、事變得應】宋本、韓本、宜の字應の字の上に、其の字あり、【則財貨渾渾如泉源】宋本、則の字なし、【無所藏之】宋本、箋釋本、集解本、藏を臧に作れり、【何患乎不足也】元本、乎の字なし、【大而富、佚而功】諸本佚而を使有に作る、劉台拱曰く、使有功は當に佚而功に作るべし、形近くして譌りしなりと、王念孫、古屋昔陽も亦同説なり、是なり、故に之れを改む、【磬筦將將】宋本、箋釋本、集解本、管磬瑲瑲に作れり、【是又偸偏者也】諸本皆又の下に不可の二字あり、猪飼敬所曰く、不可の二字は衍なりと、王先謙も亦同説なり、今

之れに從ひて削る、○元本、者の字なし、

【徒毀壞墮落】　諸本皆毀の字なし、太宰春臺曰く、徒の下に毀の字を脫するに似たりと、久保筑水之れを贊して曰く、本注を考ふるに太宰氏の說是なるに似たりと、今之れに從ひて補ふ、○元本、集解本、徒を徙に作れり、

【故古人爲之不然】　宋本、韓本、古の下に之の字あり、

【君國長民者】　元本、國の字なし、

【惟民其勑懋和若有疾】　箋釋本、集解本、勑を力に作れり、○宋本、韓本、箋釋本、集解本、若を而に作れり、

【勤厲之民】　諸本皆厲を屬に作れり、楊註或說を引きて曰く、屬は或は厲に作ると、王念孫曰く、厲に作る者是なり、羣書治要勤勵に作る、勵は即ち厲の俗書なれば、則ち本厲に作るや明なりと、塚田大峰、桃白鹿、久保筑水も亦同說なり、是なり、故に之れを改む、

【下疑俗險】　諸本皆險を儉に作る、楊倞曰く、儉は當に險に爲るべし、險は徼幸に罪を免れ、苟且に賞を求むるを求むるを謂ふなりと、今之れに從ひて改む、

【明禮義以一之】　宋本、箋釋本、集解本、一を壹に作れり、

【保社稷也】　宋本、也を矣に作れり、

【都邑露】　元本、世德堂本、露を路に作れり、

【凡主相臣下百吏之屬】　諸本皆屬を俗に作る、兪樾曰く、俗は當に屬に爲るべし、聲近くして譌するなりと、是なり、故に改む、下同じ、

【順熟盡察】　諸本皆順を須に作る、久保筑水曰く、須は當に順に作るべし、字の誤なり、禮論篇に順熟脩爲の語ありと、是なり、故に之れを改む、○宋本、箋釋本、集解本、熟を孰に作れり、

【觀國之彊弱貧富有徵驗】　宋本、箋釋本、集解本、彊を强に作り、驗の字なし、

【上好攻取功則國貧】　元本攻取の二字なし、

【夫下必有餘而上不憂不足】　諸本皆夫を天に作る、王先謙曰く、此の文上下對擧す、下の上下倶富も亦上下を以て文を對すれば、則ち下の字の上に應に天の字あるべからず、天は當に夫字の誤なるべきなりと、是なり、故に之れを改む、

【年穀復熟】　宋本、箋釋本、集解本、熟を孰に作れり、

【是之謂至貧】　諸本皆貧を貪に作る、桃白鹿曰く、貪は當に貧に作るべしと、王先謙も亦曰く、是之謂至貪と上句とは意貫かず、貪は疑ふらくは貧に爲るべし、此れは國の貧富を觀るに徵あり、本を伐り源を竭くす時は覆亡立ろに見る、故に倉廩實府庫滿つ

と雖、而も之れを至貧といふを言ふなり、貧貪形近くして誤れるなりと、是なり、故に之れを改む、【其所以失之一也】宋本、也を矣に作れり、【綦文理】綦諸本皆期に作る、楊倞曰く、期は當に綦に爲るべし、文理を極むとは其の條貫あるをいふなりと、是なり、故に之れを改む、【布衣紃屨之士】宋本、屨を履に作れり、【脩小大彊弱之義】宋本、箋釋本、集解本、彊を强に作れり、【非特將持其有而已也】宋本、也を矣に作れり、【彊暴之國】宋本、箋釋本、集解本、彊を强に作れり、下同じ、【事之彌順】諸本皆順を煩に作る、王念孫曰く、韓詩外傳煩を順に作る、義に於て長れりと爲すと、今之れに從ひて改む、【珮寶玉】宋本、箋釋本、集解本、珮を佩に作れり、【遇中山之盜】宋本、箋釋本、集解本、盜の下に也の字あり、【詘要撓膕、若廬屋妾】宋本、箋釋本、集解本、撓を橈に作れり○諸本皆廬を盧に作る、楊倞曰く、盧は當に廬に爲るべしと、今之れに從ひて改む、○諸本皆若を君に作る、劉台拱曰く、君は疑ふらくは若に作るべし、要を詘し膕を撓むること、廬屋の妾の若きを言ふなりと、今之れに從ひて改む、【由將不足以免之】宋本、箋釋本、集解本、之の下に也の字あり、【不足以持國安身】宋本、箋釋本、以の下に爲の字あり、【遠方致願】韓詩外傳、致願を願至に作れり、

荀子卷第七

王霸篇第十一

【國者天下之利用也】諸本皆利の上に制の字あり、楊倞曰く、制は衍字のみと、今之れに從ひて削る、【積美之源也】宋本、源を原に作れり、【及其綦也】元本、世德堂本、及の上に有也の二字あり、【挈國以呼禮義】元本、挈の上に故の字あり、【擽然扶持身國】元本、增注本、擽を櫟に作れり、宋本によりて改む、○諸本皆身國を心國に作る、久保筑水曰く、心國は當に身國に作るべし、身國は古對言す、下文に身死國亡といふが如き是れなりと、是なり、故に之れを改む、【之所與爲之者、則擧義士也】增注本、首の之の字なし、○世德堂本、箋釋

本、集解本、則の上に之人の二字あり、久保筑水曰く、之人二字は衍文なりと、今之れに從ひて削る、 【之所以爲布陳於國家刑法者】 增注本、之の字なし、 【之所極然帥群臣而首嚮之者】 諸本皆首の之の字の上に主の字あり、王引之曰く、之所の上に、本主の字なし、此れ後人文義を曉らずして妄に之れを加へしなりと、猪飼敬所も亦同說なり、是なり、故に之れを削る、○宋本、箋釋本、集解本、嚮を鄕に作れり、 【著之言語】 宋本、集解本、著を箸に作れり、 【剖發於天地之間】 諸本皆剖を部に作る、楊倞曰く、部は當に剖に作るべしと、是なり、故に之れを改む、 【以國濟義】 諸本皆濟を齊に作る、楊倞曰く、齊は當に濟に作るべしと、故に之れを改む、 【雖在僻陋之國】 宋本、在の上に末の字あり、 【天下莫之敢當也】 世德堂本、箋釋本、集解本、也の字なし、 【無他故焉、略信也】 宋本、箋釋本、集解本、他を它に作れり、下同じ、○群書治要、略の字なし、 【濟其信】 諸本皆濟を齊に作る、久保筑水曰く、齊は當に濟に作るべし、群書治要濟に作ると、今之れに從ひて改む、 【不脩正其所以有】

諸本皆不の上に內の字あり、顧千里曰く、內の字は疑ふらくは當に有る可からず、上の內則不憚詐其民に涉りて衍れるなり、下文の不好修正其所以有に內の字なし、是れ其の證なりと、今之れに從ひて削る、 【淡淡然常欲人之有】 諸本皆淡淡の二字なし、王念孫曰く、下文に啖啖然常欲人之有と言ふときは、則ち此の文も然の上に亦當に啖啖の二字あるべし、今文之れを脫せるなりと、猪飼敬所も亦同見なり、故に之れを補ふ、 【明主之所謹擇也、而仁人之所務白也】 宋本、箋釋本、集解本、兩所の字の下に以の字あり、下同じ、○世德堂本、主を王に作り、而の字なし、 【錯險則危】 宋本、韓本、箋釋本、險の上に之の字あり、 【塗薉則塞】 宋本、箋釋本、集解本、塗を涂に作れり、 【曰道王者之法】 諸本皆曰を故に作る、王引之曰く、故は當に曰に爲るべし、上文何法之道云云は、是れ問ひの詞にして、此文曰道王者之法云云は、是れ答の辭なり、下文兩び問答の辭を設く、皆曰の字あり、則ち此れも亦當に然るべし、今本曰を故に作るときは、則ち義通ず可からず、此れ下文の諸の故字に涉りて誤れるなりと、今

之れに從ひて改む、　【與二王者之人一爲レ之則亦王】　群書治要、王の下に矣の字あり、下の則亦覇、則亦亡の下同じ、　【世所二以新一者也】　群書治要、所の字なし、　【改レ玉則改レ行也】　宋本、箋釋本、集解本、玉を王に作れり、　【厭焉有二千歲之國一】　諸本皆國を固に作る、塚田大峯曰く、固の字一本國に作る、群書治要亦國に作る、固に作るは字の誤のみと、久保筑水、猪飼敬所、王先謙も亦同見なり、是なり、故に之れを改む、　【彊固榮辱】　世德堂本、固を國に作れり、　【不レ恤二親疏一不レ恤二貴賤一】　宋本、箋釋本、集解本、恤を卹に作れり、　【小巨分流者、亦若レ彼也亦一若レ此也】　宋本、箋釋本、集解本彼の下の也亦の二字なし、　【故錯レ之而人莫二能誣一也】　三故の字、宋本、韓本、集解本は既に、箋釋本は正に作れり、○宋本、韓本、箋釋本、集解本、莫の下に之の字あり、　【詩云如二霜雪之將將一】　宋本、云を曰に作れり、　【不レ爲レ之則亡】　宋本、韓本、箋釋本、集解本、之の字なし、　【今君レ人者、急レ逐レ樂而緩レ治レ國】　元本、今を令に作れり、○群書治要、逐を遂に作れり、　【是猶レ好二聲色一而姡レ無二耳目一也】　宋本、箋釋本、集解本、猶

を由に作れり、○諸本皆姡を恬に作る、兪樾曰く、恬は當に姡に作るべし、字の誤なり、爾雅釋言にいふ、靦姡也と、釋文李巡孫炎の注を引く、竝に曰く、人面姡然たるなりと、是姡然を人面の貌と爲す、故に詩何人斯篇の有二靦面目一の毛傳に曰く、靦は姡也と、鄭箋に曰く、姡然有二面目一と、是れ其の義なり、姡無二耳目一とは、猶姡然無二耳目一と言ふが如し、學者恬を見ること多くして、姡を見ること少なし、因りて姡を誤りて恬と爲せるなりと、今之れに從ひて改む、　【身欲レ綦レ佚】　諸本皆身を心に作る、猪飼敬所曰く、心は當に身に作るべし、下に云ふ形體好レ佚と、今之れに從ひて改む、　【無レ具則五綦者不レ可二得而致一也、】　宋本、箋釋本、集解本、具の上に其の字あり、　【恬愉無二患難一矣】　宋本、恬を怡に作れり、　【憂患者生二於亂國一者也】　元本、者の字なし、　【急レ逐レ樂而緩レ治レ國者、非レ知レ樂者一也】　羣書治要、緩を忘に作り、國の下の者の字なし、　【闇君者必將急レ逐レ樂而緩レ治レ國】　箋釋本、集解本、者の字なし、○元本、世德堂本、急を荒に作れり、　【一日而曲二別之一】　諸本皆別を列に作る、王念孫曰く、君道篇には一日而曲二

辨之一に作れり、辨と別とは古字通ずるときは、則ち列は別の譌たるべきなりと、今之れに從ひて改む、【是所レ使三夫百吏官人爲二也】世德堂本、所の上に以の字あり、【人主者守至約而詳】元本、世德堂本、集解本、人を之に作れり、【海內之民】宋本、箋釋本、集解本、民を人に作れり、【勞苦耗悴】宋本、箋釋本、集解本、悴を顇に作れり、【與二天子一易二勢業一】宋本、箋釋本、集解本、勢を埶に作れり、以下勢の字同じ、【三公摠レ方而議】宋本【摠を總に作れり、【天子共レ己而已矣】羣書治要、而已を而止に作れり、○箋釋本、集解本、矣の字なし、【在二人之知一レ之也】宋本人の上に於の字あり、【道足二以一レ人而已矣】宋本、箋釋本、集解本、一を壹に作れり、以下一の字同じ、【奚去レ我而適レ他】宋本、箋釋本、集解本、他を它に作れり、【循二其舊法一】元本、循を脩に作れり、【好利之人】元本、人を民に作れり、【著二仁義一】宋本、集解本、著を箸に作れり、【追レ速致レ遠】諸本皆追を及に作る、久保筑水曰く、淮南子に及を追に作れり、是なるに似たりと、今之に從ひて改む、【則莫レ若三王良造父一矣】宋本、王の上に使の字あり、【欲レ得レ調二一天下一、制中秦楚上】元本、世德堂本、得の字なし、【綦可レ樂也】羣書治要、韓本、綦を甚に作れり、【重二財物一而制レ之】元本、物の字なし、【功績如二天地一】世德堂本、績を積に作れり、【應レ之如二影響一】箋釋本、集解本、影響を景嚮に作れり、【皋二牢天下一】諸本皋を睪に作る、增注本は睾に作れり、盧文弨曰く、案ずるに後漢書馬融傳皋二牢陵山一の章懷の注に云ふ、皋牢猶二牢籠一也と、此れを引きて皋牢に作れり、皋は俗に皐に作る、亦轉じて睪に爲れるなりと、是なり、故に之れを改む、【爭レ職而妬レ賢】宋本、妬を妒に作れり、【無レ恤二親疏一】宋本、箋釋本、集解本、恤を卹に作れり、【無レ倫二貴賤一】諸本皆倫を偏に作る、王念孫曰く、偏は當に倫に作るべし、字の誤なり、倫は論と同じ、貴賤を論せざるを言ふなりと、今之れに從ひて改む、【禹舜還至】宋本、箋釋本、集解本、禹舜を舜禹に作れり、【有二可レ樂如レ是其美焉者一乎】元本、焉の字なし、【哭二衢塗一】宋本、箋釋本、集解本、塗を涂に作れり、以下塗の字同じ、【過二舉蹞步一不レ覺】箋釋本、擧を於に

作れり、○諸本皆不を而に作る、久保筑水曰く、而は當に不に作るべし、篆文相似たり故に誤れるなりと、是なり、故に之を改む、　【兩者並行而國存、上偏而國安、下偏而國危】　諸本存を在に作り、下偏の上に在の字あり、猪飼敬所曰く、下文を以て之れを推すに、上の在の字は當に上句に屬すべし、即ち存の字の誤なり、下の在の字は衍なりと、王念孫も亦略〻之れと說を同じくす、是なり、故に之れを改削す、　【其法治、其佐賢】　世德堂本、箋釋本、法治を治法に作れり、　【甲兵不勞】　世德堂本、甲を用に作れり、　【通達之屬、莫不服從】　宋本、箋釋本、集解本、服從を從服に作れり、　【索爲匹夫而不可得也】　元本、而の字なし、　【厚於有天下之勢】　諸本皆厚を序に作る、荻生徂徠曰く、序は當に厚に作るべし、厚於有天下之勢は上に見ゆと、王念孫塚田大峯も亦同說なり、是なり、故に之れを改む、○宋本、箋釋本、集解本、勢を埶に作れり、　【百王之法不同、所歸者一也】　諸本皆所の上に若是の二字あり、久保筑水曰く、若是の二字は衍なりと、今之れに從ひて削る、　【所以接下之人百姓】　元本、百姓の下に者の字あり、　【是百王之所同也】　諸本皆所の下に以の字あり、久保筑水曰く、以の字は衍なりと、今之れに從ひて削る、　【三公摠方而議】　宋本、摠を總に作れり、　【天子共己而止矣】　標注本、止を正に作れり、　【若出若入、天下莫不平均】　宋本、箋釋本、集解本、若出若入を、出若入者に作れり、　【莫得不循乎制數度量然後行】　元本、循を脩に作れり、○宋本、箋釋本、集解本、制數度量を制度數量に作れり、　【立隆正於本朝而當】　諸本皆正を政に作る、塚田大峯曰く、政は當に正に作るべし、上下の文見るべしと、久保筑水も亦之れを言へり、今之れに從ひて改む、　【立隆正本朝而不當】　宋本、標注本、正を政に作れり、　【社稷必危】　宋本、稷を禝に作れり、　【是人君者之樞機也】　標注本、者の字なし、　【身有何勞而爲】　標注本、勞を熒に作れり、　【故古之人有大功名者】　元本、人の字なし、　【敬分安制、以化其上】　世德堂本、箋釋本、以の上に禮の字あり、　【當一不正百】　諸本皆治一不治二に作る、塚田大峯曰く、治一不治二は、下文を以て之れを見れば、當に當一不正百に作るべ

きに似たりと、今之れに從ひて改む、　【既能治」明、又務見」幽】　羣書治要、見を治に作れり、　【是過者也、猶」不」及也】　羣書治要、元本、集解本、猶の上に過の字あり、　【三得者具】　宋本、得を德に作れり、以下同じ、　【脩」其道」行」其義」】　宋本、箋釋本、集解本、脩を循に作れり、　【時」其事」輕」其任」】　宋本輕を經に作れり、　【辨」政令制度」所」以接」下之人百姓」】　諸本皆下の上に天の字あり、王念孫曰く、天下之人百姓の天の字は、後人の加ふる所なり、下は上に對して言ふ、上文に云ふ、上之於」下、如」保」赤子」、政令制度所」以接」下之人百姓」、有」不理者如」豪末」、則雖」孤獨鰥寡」必不」加焉と、文正に此れに同じと、久保筑水も同說なり、是なり、故に之れを削る、　【有」非理如」毫末」】　宋本、箋釋本、集解本、毫を豪に作れり、　【俳優侏儒婦女之請謁】　元本、之の字なし、　【使」民則綦」勞苦」】　元本、綦を致に作れり、　【賤」之如」尩」】　諸本尩を尫に作る、郝懿行曰く、尫は當に尩に作るべし、鬼と相韻すと、今之れに從ひて改む、　【投」籍之」、去」逐之」】　宋本、箋釋本、集解本、籍を藉に作れり、〇宋本、逐を遂に作れり、　【審」吾所」以適」人、人之所」以來」我也」】　諸本皆人之の上に適の字あり、王念孫曰く、下の適の字は上の適の字に涉りて衍せるなり、楊注に審愼」其與」人之道」、爲」其復來報」我也と云ふときは、則ち下の適の字なきや明なり、羣書治要には下の適の字なしと、桃白鹿、久保筑水も亦同見なり、今之れに從ひて削る、　【不」好」脩」正其所」以有」】　諸本脩を循に作る、盧文弨曰く、循正は本卷前に脩正に作る、脩字是なるに似たりと、今之れに從ひて改む、〇增注本、正を政に作れり、　【成」俗於不」隆」禮義」而好」傾覆」也」】　世德堂本、箋釋本、於の字なし、　【敬」節死」制」】　元本、敬を貴に作れり、　【罕」興」力役」】　諸本興を擧に作る、久保筑水曰く、富國篇擧を興に作る、是なりと、今之れに從ひて改む、　【然後兵」勁」】　諸本皆後を而に作る、楊倞曰く、然而は當に然後に作るべしと、今之れに從ひて改む、　【商旅安、貨財通」】　諸本皆貨財通を貨通」財に作る、王念孫曰く、貨通」財は則義通ずべからず、王制篇に云ふ、使」賓旅安而貨財通」と、是れ其の證なりと、久保筑水も亦同說なり、是なり、故に之れを改む、　【器用巧便」】　元本、巧の字なし、

荀子卷第八

君道篇第十二

【足二以徧一矣】宋本、矣の字なし、【雖レ博臨レ事必亂】世德堂本、博の下に傳の字あり、【急レ得二其勢一】宋本、箋釋本、集解本、勢を埶に作れり、以下勢の字同じ、【惟文王敬忌】宋本、惟を唯に作れり、【斗斛敦槩】元本、斗を勝に作れり、【乘レ是而鄙】宋本、世德堂本、集解本、鄙なし、【以二無度一取二於民一】元本、民を人に作れり、以下民の字同じ、【非二治之源一也】宋本、箋釋本、集解本、源を原に作れり、以下原の字同じ、【有司不レ勞而事治】元本治を理に作れり、【而勸二上之事一】元本、而勸を勉に作れり、【籍歛忘レ費】宋本、箋釋本、集解本、籍を藉に作れり、【王猷允塞】宋本、猷を猶に作れり、【以レ禮侍レ君】侍の字、韓詩外傳は事に作り、宋本、箋釋本、集解本は待に作れり、【敬愛而致レ恭】諸本皆恭を文に作る、郝懿行曰く、文は韓詩外傳に恭に作る、義に於て較長れりと、久保筑水も亦同説なり、今之れに從ひて改む、【致レ臨而有レ辨】韓詩外傳、致を照に、辨を別に作れり、【柔從聽侍】宋本、韓本、侍を待に作れり、【俱立而治、其足二以稽一矣】韓詩外傳、俱を具に作れり、○元本、其の字なし、【並遇變態而不レ窮】諸本態を應に作る、盧文弨曰く、應は宋本態に作ると、王念孫曰く、案ずるに元刻下文に應變の字あるによりての故に、變態を改めて變應と爲すなりと、今之れに從ひて改む、○箋釋本、集解本、並を竝に作れり、【寡怨寬裕而無レ阿】韓詩外傳、寬裕寡怨而弗レ阿に作れり、【其爲レ身也、謹愼修勑而不レ危】世德堂本、其の下に所の字あり、○諸本皆愼の字なし、久保筑水曰く、謹の下疑ふらくは愼の字を脫せしならんと、今之れに從ひて補ふ、○勑の字、宋本、韓本は飭に作り、箋釋本、集解本は飾に作れり、【其於二天地萬物一也】元本、其の字なし、【不レ務レ說二其所一以然、而致二善用二其材一】元本、不の字なく、材を成に作れり、【其於二百官之事伎藝之人一也】元本於の字なし、○宋本、箋釋本、集解本、伎を技に作れり、【其侍レ上也忠

順而不懈】　宋本、韓本、箋釋本、集解本、侍を待に作れり、　【緣類而有義】　諸本緣義而有類に作る、今韓詩外傳及び元本によりて改む、　【其交遊也、寛容而不亂】　宋本、箋釋本、遊を游に作れり、〇諸本皆寛の字なし、久保筑水曰く、容の上に、疑ふらくは寛の字を脱す、臣道篇に曰く、調而不流、柔而不屈、寛容而不亂と、今之れに從ひて補ふ、　【兼覆天下而不窮】　諸本皆窮を閔に作る、久保筑水曰く、韓詩外傳閔を窮に作れり、是なりと、今之れに從ひて改む、　【明達周天地】　韓詩外傳、達を通に作り、周の字なし、〇諸本皆周を用に作る、王念孫曰く、用天地は義通ずべからず、用は當に周の字の誤なるべきなりと、久保筑水も亦同說なり、是なり、故に之れを改む、　【理萬變而不疑】　元本、變の上に物の字あり、疑を凝に作れり、　【審之禮也】　元本、之の字なし、　【君者儀也】　帝範注引きて、此の句の下に民者景也の句あり、　【君者槃也】　帝範注引きて、此の句の下に民者水也の句あり、宋本同じ、　【君者盂也、盂方而水方】　帝範注引きて、此の二句なし、　【楚莊王好細腰】　宋本、腰を要に作れり、　【君者民之源也】　宋本、箋釋本、集解本、源を原に作れり、　【故有社稷者、而不能愛民】　元本者の下に也の字あり、民を人に作れり、以下民の字同じ、　【求民之親愛己】　元本、之の字なし、　【人不爲己用】　群書治要、宋本、箋釋本、集解本、人を民に作れり、　【求無危削不滅亡】　元本、不の字なし、　【不胥時而落】　宋本、韓本、落を樂に作れり、　【彼或積蓄、待之者不世絕】　宋本、韓本、箋釋本、集解本、積蓄を蓄積に作れり、〇諸本皆待を得に作る、猪飼敬所曰く、或人曰く得は當に待に作るべしと、今之れに從ひて改む、　【是子獨好之、云云、是子獨爲之、云云、是子猶將爲之也】　諸本皆是子を于是に作る、王念孫曰く、三の于是は皆義通ず可からず、當に外傳によりて是子に作るべし、是子の二字は上文の王公と民とに對して言ふ、下文に曰く非于是子莫足以擧之、故擧是子而用之と是れ其の證なり、今本于是に作る者は、是子譌して是于に爲る、後人因て改めて于是と爲すのみと、是なり、故に之れを改む、〇諸本皆猶將の上に獨の字あり、王念孫曰く、獨猶將爲之は、當に猶將爲之に作るべし、之れを好む者は貧しく、之

れを爲す者は窮すと雖、而も是の子猶將に之れを爲すなり、猶の上に當に獨の字あるべからず、蓋し上文の兩の獨の字に涉りて衍せるなり、外傳なしと、今之れに從ひて削る、　【天下之民莫爲之】　諸本皆爲を欲に作る、王念孫曰く、莫欲之は當に外傳に依り莫爲之に作るべし、莫好之と獨好之と相應ず、莫爲之も亦獨爲之と相應ず、今本欲之に作るときは、則ち既に爲之と相應せず、又好之と相複ると、今之れに從ひて改む、　【介人維藩】　宋本、介を价に作れり、　【君者何也】　元本、也の字なし、　【四統者具】　諸本皆具を俱に作る、久保筑水曰く、俱は當に具に作るべしと、今之れに從ひて改む、　【是所以生養之也】　世德堂本、生養を養生に作れり、　【使人載其事而各得其所宜】　諸本使の下に其の字あり、王念孫曰く、人載其事而各得其所宜とは、人人皆其の事を載ひて其の宜しきを得るを謂ふなり、使の下に當に其の字ある可からず、蓋し下の兩の其の字に涉りて衍せるなり、榮辱篇に曰く、皆使人載其事而各得其宜と、正論篇に曰く、皆使民載其事而各得其宜と、使の下に皆其の字なしと、今之れに從ひて削る、　【雕琢刻鏤】　宋本、箋釋本、集解本、雕を琱に作れり、　【騁其能】　元本、騁を躬に作れり、　【居安而遊樂】　宋本、箋釋本、集解本、遊を游に作れり、　【重色而爲文章重味而成珍備是所衍也】　韓詩外傳、章成の二字なく、重味を累味に、珍備を備に作れり、○元本、成珍備の成の字なし、○元本、標注本、所衍を術に作れり、　【聖王財衍】　元本、標注本、財衍を則術に作れり、　【天下曉然皆知其所非以爲異也】　元本、箋釋本、集解本、所の字なく、下に連ねて一句と爲す、　【主道大形】　諸本主を至に作る、片山兼山曰く、至は當に主に爲るべし、王覇篇に主道治近不治遠とありと、今之れに從ひて改む、　【蹇論公察】　諸本皆蹇を纂に作る、猪飼敬所曰く、纂は當に蹇に作るべし、撰と通ず、上の擇撰論定する所の者、公正明察なるを言ふなりと、今之れに從ひて改む、　【賞免罰偷】　諸本皆免を克に作る、王念孫曰く、克は當に免に作るべし、字の誤なり、免は勉と同じ、勉むる者は之れを賞し、偷む者は之れを罰するを言ふなり、韓詩外傳正に賞勉罰偷に作ると、今之れに從ひて改む、　【職分

【而民不レ慢】　諸本皆慢を探に作る、王念孫曰く、不探の二字義通ず可からず、外傳不慢に作る、是なり、隷書曼の字或は㬅に作る、罙の字と略〻相似たり、故に慢誤りて探と爲せるなりと、今之れに從ひて改む、○宋本、韓本、箋釋本、集解本、職の上に故の字あり、　【脩レ己而後敢安レ止】　宋本、箋釋本、集解本、止を正に作れり、　【如二四胑之從一レ心】　宋本、胑を支に作れり、　【今人主有二大患一】　諸本皆大を六に作る、桃白鹿曰く、六は當に大に作るべしと、兪樾も亦曰く、下文の使二賢者爲一レ之則與二不肖者一規レ之と、使二知者慮一レ之則與二愚者一論レ之と、使二脩士行一レ之則與二汙邪之人一疑レ之と、止〻三患と云ふ可し、六患と云ふ可からず、六は疑ふらくは大の字の誤なり、學者誤りて下文一句を以て一患と爲す、故に臆改して六と爲し、二句を合して方に一患と成るを知らずと、是なり、故に之れを改む、　【汙邪之人】　羣書治要、汙を奸に作れり、下同じ、　【雖レ欲二成立一得乎哉】　羣書治要、宋本、箋釋本、集解本、立を功に作れり、　【循二乎道一之人】　元本、循を脩に作れり、　【行爲動靜】　諸本皆爲を義に作る、片山兼山曰く、行義は當に行爲に作るべしと、今之れに從ひて改む、　【擧措遷移】　宋本、箋釋本、集解本、措を錯に作れり、　【能無二流慆一】　元本、流の字なく、慆を陷に作れり、　【可レ誣邪哉】　諸本皆誣を詘に作る、久保筑水曰く、詘は疑ふらくは當に誣に作るべし、字の誤なりと、今之れに從ひて改む、　【此明王之道也】　元本、王を主に作れり、　【欲レ得二善射射レ遠中一レ微者一】　元本、宋本、韓本、一射字なし、○韓詩外傳、射レ遠を及レ遠に作れり、　【欲レ得二善馭及レ速致一レ遠者一】　宋本、箋釋本、集解本、及の字なし、○諸本皆此の句の下に一日而千里の五字あり、塚田大峯曰く、此の五字は註の誤りて正文に入れるものか、然れども此の篇註なければ、則ち五字は蓋し後人の傍書ならんのみと、今之れに從ひて削る、　【今有二十數一焉】　諸本皆十數を數十に作る、塚田大峯曰く、有二數十一は、當に富國篇に依りて有二十數一に作るべし、久保筑水も亦同見なり、今之れに從ひて改む、○宋本、十を千に作れり、　【調二壹上下一】　宋本、壹を一に作れり、　【是無二他故一】　宋本、箋釋本、集解本、他を它に作れり、以下他の字同じ、　【本不レ利二於所一レ私也】　羣書治要、本を夲に作れり、　【倜然

乃擧太公於州人】　韓詩外傳、超然乃擧太公於舟人に作れり、　【以爲故邪】　宋本、邪を也に作れり、　【齺然而齒墜矣】　諸本皆齺を齫に作る、盧文弨曰く、齫は當に齺に作るべし、齵と同じ、韓詩外傳齵に作れりと、久保筑水も亦同見なり、今之れに從ひて改む、○宋本、而を兩に、墜を墮に作れり、　【夫文王欲立貴道、白貴名、以惠天下】　元本、夫の字なし、○諸本皆道の下に欲の字あり、塚田大峯曰く、下の欲字は恐くは衍ならんと、久保筑水も亦同見なり、今之れに從ひて刪る、　【非于是子莫足以擧之】　宋本、子の字なし、　【故擧是子而用之】　增注本、是子を于是に作る、非なり、　【隱其所憐所愛】　元本、所憐の二字なし、　【其不可以不知也】　宋本、韓本、集解本、其の下に中の字あり、　【遊觀安燕之時】　宋本、遊を游に作れり、　【卿相輔佐人主之几杖也】　諸本皆几を基に作れり、桃白鹿曰く、基は疑ふらくは几の誤ならん、几の篆は𠘧にして、其の篆は丌なり、甚相似たり、蓋し几誤りて丌となり、遂に今文に從ひて其と爲し、又轉じて基と爲りしなり、几は凭りて坐する所、杖は扶けられて行く所、卿相輔佐を以て之れに比するは、尤も的切なりと、今之れに從ひて改む、　【故人主必將有卿相輔佐足任者】　宋本、故の字なし、　【鎭撫百姓】　宋本、箋釋本、集解本、鎭を塡に作れり、　【其齊斷足以距難不還私】　宋本、距を拒に作れり、○諸本皆私を秩に作る、王念孫曰く、秩は當に私に爲るべし、字の誤なり、還は讀んで營と爲す、私を營まざるを言ふなりと、久保筑水も亦同見なり、今之れに從ひて改む、　【謂之闇】　宋本、之謂闇に作れり、下句謂之獨謂之孤も同じ、　【所使於四鄰諸侯者非其人】　宋本、其の字なし、　【是官人使吏之材也】　增注本、使を史に作れり、　【脩飾端正】　宋本、箋釋本、集解本、飾を飭に作れり、　【守職循業】　元本、循を脩に作れり、　【可世傳也】　諸本皆世傳を傳世に作る、久保筑水曰く、傳世疑ふらくは世傳に作るべし、永世相傳ふべきを言ふなりと、今之れに從ひて改む、

【不敢損益】　世德堂本、損益を益損に作れり、

【知隆禮義之爲尊君也】　元本、義の字なし、

【知愛民之爲安國也】　元本、民を人に作れり、

【是卿相輔佐之材也】　世德堂本、也の字なし、

【是謂人主之道也】 謂の字、世德堂本は爲に、元本は然後の二字に作れり、 【人主不能論此三材者】 元本、主の字なし、 【不知道此道、安値將卑埶出勞、併耳目之樂、而親自貫日而治詳、一日而曲辨之、慮】 元本此の三十二字なし、〇世德堂本埶を執に作れり、〇宋本、箋釋本、集解本一日を一內に作れり、〇王覇篇、曲辨を曲列に作れり、

荀子卷第九

臣道篇第十三

【外不足使距難】 宋本、距を拒に作れり、下同じ、 【諸士不信】 諸本士を侯に作る、猪飼敬所曰く、下に功臣を說いて云ふ、士信之と、諸侯は當に諸士に作るべしと、今之れに從ひて改む、 【不恤公道通義】 宋本、箋釋本、集解本、恤を卹に作れり、以下恤の字同じ、 【內足使一民、外足使距難】 宋本、箋釋本、集解本、使の下に以の字あり、 【形下如影】 宋本、箋釋本、集解本、形を刑に作れり、〇宋本、影を景に作れり、 【推類接與】 諸本皆與を譽に作る、塚田大峯曰く、譽は疑ふらくは與の誤なり、其の統類を推して以て物に接與するを言ふなりと、今之れに從ひて改む、 【秦之張儀、可謂態臣也】 諸本皆臣の下に者の字あり、久保筑水曰く、者の字は衍と、今之れに從ひて削る、 【齊之管仲、晉之咎犯】 元本、晉之咎犯齊之管仲に作れり、 【吉凶賢不肖之極也】 世德堂本、吉凶を凶吉に作れり、 【將危國家殞社稷之懼也】 增注本、懼を具に作る、非なり、 【進言於君】 標注本、言を賢に作れり、 【彊君撟君】 說苑臣術、彊君の君の字なし、〇撟の字宋本は橋に、羣書治要は矯に作れり、 【明君之所尊厚也】 宋本、羣書治要、厚の上に所の字あり、 【闇主惑之】 元本、箋釋本、集解本、之を君に作れり、 【平原君之於趙也】 元本、箋釋本、集解本、也の字なし、下句の魏也の也も同じ、 【無撟拂】 宋本撟を橋に作れり、下句撟然剛折端志の撟同じ、 【防其躬身】 世德堂本、箋釋本、集解本、防を妨に作れり、 【不敢有以私決擇也】 元本、以の字なし、下句の以私取與、以順上の以の字同じ、

【若㆑馭㆓樸馬㆒】宋本、樸の上に其の字あり、【若㆑食㆓餧人㆒】韓本、餧を餒に作れり、【故不順之爲㆑道】諸本皆不順を無德に作る、久保筑水曰く、無德疑ふらくは當に不順に作るべしと、今之れに從ひて改む、【墮㆑功滅㆑敬】諸本皆敬を苦に作る、荻生徂徠曰く、苦は恐らくは敬に作るべしと、今之れに從ひて改む、【以㆑德復㆑君而化㆑之】韓詩外傳、羣書治要、復を覆に作れり、○韓詩外傳、韓本、德を道に作れり、【以㆑德調㆑君而補㆑之】韓詩外傳、補を輔に作れり、【以㆑是諫㆑非而怒㆑之】韓詩外傳、怒を怨に作れり、【偷合苟容以持㆑祿養㆑交而已耳】諸本皆以の下に之の字あり、久保筑水曰く、羣書治要、之の字なし、是なりと、今之れに從ひて改む、【人賢而不㆑敬】世德堂本、敬を能に作れり、【災及㆓其身㆒】宋本、箋釋本、集解本、身の下に矣の字あり、【莫㆑知㆓其佗㆒】宋本、箋釋本、集解本、佗を它に作れり、【疎而敬㆑之】宋本、箋釋本、集解本、疎を疏に作れり、【夫是之謂㆑通㆓逆之順㆒】諸本皆逆を忠に作る、猪飼敬所曰く、忠は疑ふらくは當に逆に作るべし、蓋し下文の致㆑忠に因りて誤りしなりと、今之れに從ひて改む、【過而同㆑情】宋本、韓本、箋釋本、集解本、同を通に作れり、【不㆑論㆓曲直㆒】宋本、韓本、論を治に作れり、

致士篇第十四

【致士篇】世德堂本、士を仕に作れり、非なり、【開聽而明㆓詧之㆒】諸本皆開を聞に作る、荻生徂徠曰く、聞は當に開に作るべしと、今之れに從ひて改む、○諸本皆詧を譽に作る、桃白鹿曰く、譽は當に詧に作るべし、察と同じと、久保筑水も亦同說なり、是なり、故に之れを改む、【禮義備而君子歸㆑之】元本、備を脩に作れり、【貴名白】標注本、名を明に作れり、【魚龍之居也】宋本、箋釋本、集解本、魚龍を龍魚に作れり、以下同じ、【道法之摠要也】宋本、摠を總に作れり、【人主之患、不㆑在㆓乎不㆑言㆑用㆑賢】宋本、増注本、不言の不の字なし、非なり、【在㆓誠不㆑用㆑賢】諸本皆不を必に作る、猪飼敬所曰く、徐幹中論此れを引きて、必を不に作る、意義甚明なりと、是なり、故に之れを改む、【口行相反】世德堂本、反を返に作れり、【明㆓其火㆒】元本、其

明火に作れり、　【水深則回】宋本、集解本、則を而に集れり、　【詩曰、無言不讎、無德不報、此之謂也】元本、此の十四字を下句不若利淫の下にあり、

荀子卷第十

議兵篇第十五

【臨武君與孫卿子議兵於趙孝成王前】羣書治要、元本、子なし、以下皆同じ、　【在乎一民】宋本、箋釋本、集解本、一を壹に作れり、○韓詩外傳、此の句を附親士民而已に作れり、　【是乃善用兵者也】元本、善と者との二字なし、　【兵之所貴者勢利也】宋本、箋釋本、集解本、勢を埶に作れり、以下勢の字皆同じ、　【莫知其所從出】元本、其の字なし、　【王者之志也】韓詩外傳、志を事に作れり、　【攻奪變詐者】宋本、箋釋本、集解本、者を也に作れり、　【路亶者也】新序、路亶を落單に作れり、　【渙然有離德者也】諸本皆渙を滑に作る、王引之曰く、滑は當に渙に爲るべし、說卦に曰く、渙者離也と、雜卦に曰く、渙離也と、下文にいふ、事大敵堅則渙然離耳と、是れ渙は離るゝ貌たるなり、故に曰く、渙然有離德と、新序雜事篇には、正に渙然有離德に作ると、是なり、故に之れを改む、○世德堂本、者の字なし、　【猶巧拙有幸焉】羣書治要、巧拙の二字なし、　【以指撓沸】新序、撓を繞に作れり、　【若赴水火、入焉焦沒耳】韓詩外傳、抱羽毛而赴烈火、入則燋也に作れり、　【仁人之兵百將一心】諸本皆之兵を上下に作る、久保筑水曰く、仁人以下必誤あり、新序には仁人之兵に作ると、今之れに從ひて改む、　【和傳而一】諸本皆傳を傳に作る、久保筑水曰く、傳は疑ふらくは當に傳に作るべし、附と同じと、是なり、故に之れを改む、　【莫耶之利鋒】宋本、箋釋本、集解本、耶を邪に作れり、　【圜居方正】新序雜事、箋釋本、集解本、正を止に作れり、　【鹿埵隴種】諸本皆鹿の上に角の字あり、塚田大峰曰く、角の字は衍なりと、今之れに從ひて削る、　【而其民之親我】元本、而の字なし、　【豈又肯爲其所惡、賊其所好者哉】新序雜事、又を有

に作れり、【反ㇾ之者亡】 元本、反の上に然の字あり、 【武王載ㇾ發】 毛詩、發を旆に作れり、 【莫㆓我敢遏㆒】 毛詩、遏を曷に作れり、 【將率末事也】 元本、末の上に皆の字あり、 【彊弱存亡之效】 宋本、彊を强に作れり、 【治者彊】 宋本、箋釋本、集解本、彊を强に作れり、以下彊の字同じ、 【上不ㇾ卬則下不ㇾ可ㇾ用也】 諸本皆卬の上に足の字あり、盧文弨曰く、注を以て之れを觀るに、正文は本是れ上不ㇾ卬なるべし、足の字を衍すと、王先謙も亦之れを贊せり、今之れに從ひて削る、 【不ㇾ齊者弱】 元本、集解本、不の上に民の字あり、 【賜㆓贖錙金㆒】 宋本、箋釋本、集解本、賜の上に則の字あり、 【事小敵毳】 漢書刑法志、毳を脆に作れり、 【渙焉離耳】 宋本、焉を然に作れり、 【是其去㆓賃市傭㆒而戰ㇾ之幾矣】 世德堂本、去を出に作れり、 【負㆓服矢五十箇㆒】 元本、服の字なし、○宋本、箋釋本、集解本、箇を个に作れり、 【冠ㇾ軸帶ㇾ劍】 元本、冠の字なし、○漢書、冠ㇾ冑帶ㇾ劍に作れり、 【贏㆓三日之糧㆒】 世德堂本、贏を羸に作れり、 【其生ㇾ民也陜阸】 世德堂本、增注本、陜阸を狹隘に作れり、 【招延募選】 諸本皆延を近に作る、楊倞曰く、近は當に延に爲るべし、傳寫の誤なりと、今之れに從ひて改む、 【以㆓錐刀㆒墮㆓太山㆒】 宋本、太を大に作れり、 【拱挹指麾】 宋本、箋釋本、挹を揖に作れり、 【殆㆓鄰敵㆒】 諸本皆殆を治に作る、桃白鹿曰く、治は當に殆に作るべしと、久保筑水も亦之れを贊して曰く、王制篇に云ふ、威彊未ㇾ足㆓以殆㆒鄰敵㆒也と、是なり、故に之れを改む、 【相㆓爲雌雄㆒耳矣】 元本、矣の字なし、 【燕之繆蟣】 元本、蟣を織に作れり、 【是皆世俗之所謂善用ㇾ兵者】 宋本、箋釋本、集解本、者の下に也の字あり、 【是其巧拙彊弱、則未ㇾ有㆓以相若㆒也】 元本、其の字なし、○宋本、箋釋本、集解本、彊を强に、若を君に作れり、 【至ㇾ無ㇾ悔而止矣】 宋本、韓本、箋釋本、集解本、至の上に事の字あり、 【成不ㇾ可ㇾ必也】 元本、成の字なし、 【處舍收藏】 宋本、箋釋本、集解本、藏を臧に作れり、 【無ㇾ急ㇾ勝而忘ㇾ敗】 世德堂本、忘を亡に作れり、 【凡慮ㇾ事欲ㇾ熟】 宋本、箋釋本、集解本、熟を孰に作れり、 【敬ㇾ吏無ㇾ壙】 宋本、韓本、吏を終に作れり、 【取

死」轡】　宋本、箋釋本、集解本、馭を御に作れり、【格者不」赦】　宋本、箋釋本、集解本、赦を舍に作れり、【有」捍」其賊」】　宋本、箋釋本、集解本、捍を扞に作れり、【般之民服】　諸本皆民服を服民に作る、王先謙曰く、服民は當に民服に作るべし、此れ誤倒のみ、當に封ずべくして封じ、當に殺すべくして殺す、皆其の民を生養する所以なり、故に般民之れに服せるなりと、今之れに從ひて改む、【謌謳而樂」之】　宋本、箋釋本、集解本、謌を歌に作れり、【四帝兩王】　世德堂本、二帝四王に作れり、【遠方慕」其義」】　諸本皆義を德に作る、王念孫曰く、慕」其德」の德は本義に作れり、後人義を改めて德と爲し、以て服極と韻を爲す、而して下文の德の字と相複るを知らざるなり、文選爲」袁紹」檄」豫州」文の注、石闕の銘の注、太平御覽兵部五十三、此れを引きて竝に義に作れりと、今之れに從ひて改む、【德盛」於此」】　元本、盛を成に作れり、【淑人君子、其儀不」忒、其儀不」忒、正」是四國」】　諸本皆其儀不」忒正」是四國」の八字なし、陳奐曰く、上文の語意を玩ぶに、其の下に尚其儀不」忒正」是四國」の二句あるべし、今は之れを脱せしなりと、久保筑水も亦同說なり、是なり、故に之れを補ふ、【彊固之本也】　宋本、箋釋本、集解本、彊を强に作れり、○諸本皆固を國に作る、久保筑水曰く、史記に國を固に作る、是なりと、王先謙も亦此れと同說なり、是なり、故に之れを改む、【功名之揔也】　揔の字宋本、集解本は總に、箋釋本は惣に、韓詩外傳は統に作れり、【所」以得」天下」也】　史記禮書、韓詩外傳、元本、得を一に作れり、【宛鉅鐵鉇】　史記禮書、宛之鉅鐵に作れり、【輕利嫖遬】　諸本皆嫖を僄に作る、楊註或說をあげて曰く、僄は當に嫖姚の嫖に作るべし、嫖は驍勇なりと、今之れに從ひて改む、【兵殆」於垂沙」】　史記禮書、沙を涉に作れり、【臣下凜然】　宋本、箋釋本、集解本、凜を懍に作れり、【城郭不」辨】　宋本、辨を辦に作れり、【溝池不」抇】　諸本皆抇を拑に作る、楊注或說を引きて曰く、拑は當に抇に作るべし、篆文抇の字、拑の字と相近し、遂に誤れるのみと、今之れに從ひて改む、【國晏然不」畏」外、而固者無」它故」焉】　諸本皆固の上に明の字あり、王念孫曰く、明の字は下文の明」道に涉りて衍せるなりと、太宰春臺も亦同見なり、故に

之れを削る、○諸本皆固をを内に作る、楊倞曰く、内は當に固に爲るべし、史記に晏然不レ畏レ外而固也に作ると、是なり、故に之れを改む、○元本、者無二它故一焉の五字なし、○世德堂本、它の字なし、【明二道而鈞一分之二】 諸本皆鈞分を分鈞に作る、久保筑水曰く、史記、韓詩外傳、俱に分鈞を鈞分に作る、是なりと、故に之れを改む、【然後俟レ之以レ刑】 宋本、後を后に作れり、○諸本皆俟を誅に作る、王念孫曰く、誅レ之以レ刑は、本俟レ之以レ刑に作る、此れ後人俟の字の義を解せずして、妄に之れを改めし也、韓詩外傳、史記、皆俟レ之以レ刑に作る、正義俟を訓して待と爲す、王制篇に曰く、以二不善一至者待レ之以レ刑と、此れと互に相證するに足るや明なりと、今之れに從ひて改む、【罪人不レ尤二其上一】 韓詩外傳、人を下に、尤を非に作れり、○宋本、箋釋本、集解本、尤を郵に作れり、【刑罰省而威流】 史記禮書、威流を威行如レ流に作れり、【無二他故一焉】 宋本、箋釋本、集解本、他を它に作れり、以下他の字皆同じ、【刑措而不レ用】 宋本、箋釋本、集解本、措を錯に作れり、【所二以接一下之人百姓一者】 諸本皆人の字なし、王念孫曰く、下之百姓は、下之人百姓に作るべし、人百姓は衆百姓なり、今本人の字なきは、乃ち後人古義を曉らずして妄に之れを刪れるなりと、塚田大峯、久保筑水も亦同見なり、是なり、故に之れを補ふ、【險二阸其下一】 諸本險を除に作る、王念孫曰く、除阸の二字義相屬せず、除は當に險に爲るべし、俗書の誤なり、俗書險の字除に作る、形除と相似たり、故に誤れるなり、險は阸と同義なり、馮衍顯志賦に悲二時俗之險阸一とあり、是なりと、是なり、故に之れを改む、○世德堂本、阸を扼に作れり、【大寇至則使二之持一レ危城則必畔】 世德堂本、至則を則至に作れり、【下反二制其上一】 元本、其の字なし、【賞慶刑罰勢詐之爲レ道也】 世德堂本、箋釋本、集解本、也を者に作れり、【傭徒鬻賣之道也】 宋本、箋釋本、集解本、鬻を粥に作れり、【尙レ賢使レ能】 世德堂本、尙を賞に作れり、【循二上之法一】 諸本皆循を脩に作る、王念孫曰く、脩は當に循に爲るべし、字の誤なり、隸書循脩の二字は、傳寫するもの往往譌して溷る、循は順なり上の法に順ふを謂ふなりと、久保筑水も亦同見なり、今之れに從ひて改む、【爲二之化一而順】 諸本皆所レ存者神

所為者化而順】に作る、桃白鹿曰く、下文に据りて之れを推すに、所存者神所の五字は衍なり、爲は去聲なり、爲の上に脱文あり、者は當に之に依るべしと、盧文弨も亦同見なり、是なり、故に之れを改削す、

【王猷允塞】 宋本、集解本、猷を猶に作れり、 【辟門除塗】 宋本、箋釋本、集解本、塗を涂に作れり、

【兼人而兵兪彊】 宋本、箋釋本、集解本、彊を强に作れり、 【稟窌之粟】 諸本皆稟を掌に作る、王引之曰く、掌は當に稟に爲るべし、稟は古の廩の字なり、隷書掌或は掌に作る、稟と略相似たり、故に諸書稟の字、或は譌して掌に爲ると、是なり、故に之れを改む、 【巳綦三年】 諸本皆綦を朞に作る、兪樾曰く、朞の字は蓋し綦の字の誤なり、巳綦三年とは猶已極三年と云ふが如し、宥坐篇綦三年而百姓往矣と、證すべしと、今之れに從ひて改む、 【唯堅凝之難焉】 元本、唯の字なし、 【完全富具】 宋本、箋釋本、集解本、具を足に作れり、 【又不能凝其有則必亡】 元本、有を人に作れり、 【兼并無疆】 宋本、并を兵に作れり、○諸本疆を彊又は强に作る、塚田大峯曰く、彊は當に疆に作るべし、限極なきを言ふなりと、今之れに從ひて改む、

荀子卷第十一

彊國篇第十六

【刑范正】 宋本、刑を形に作れり、 【剖刑而莫耶】 宋本、箋釋本、集解本、耶を邪に作れり、 【不砥礪】 宋本、箋釋本、集解本、礪を厲に作れり、下同じ、 【盤盂】 宋本、盤を槃に作れり、 【彊固之剖刑已】 諸本皆固を國に作る、久保筑水曰く、國は當に固に作るべし、例王覇篇にありと、是なり、故に之れを改む、 【不敎誨不調一】 宋本、誨の上一の上並に不の字あり、 【不敢攖也】 宋本、箋釋本、集解本、攖を嬰に作れり、 【幽險而亡】 世德堂本、亡の上に盡の字あり、 【不可不熟察也】 宋本、箋釋本、集解本、熟を孰に作れり、以下熟の字同じ、 【其誅殺猛而必】 宋本、其の字なし、 【黭然而雷擊之如牆厭之】 韓詩外傳、黭然を闇に、厭を壓に作れり、 【劫則致畏】 世德堂本、致

の字なし、　【執拘則冣】　諸本皆冣を最に作る、郝懿行曰く、最は字書に依れば應に冣に作るべし、音は才句切、即ち古の聚の假借字なり、俗最に作るは非なり、韓詩外傳に聚に作るは是なりと、今之れに從ひて改む、　【敵中則奪】　韓詩外傳此の四字なし、　【劫之以形勢】　宋本、箋釋本、集解本、勢を埶に作れり、以下勢の字同じ、　【黥灼之】　諸本皆黥を刑に作れり、久保筑水曰く、刑は疑ふらくは黥に作るべし、王制篇及び議兵篇に曰く、若灼黥若仇讎と、今之れに從ひて改む、　【不和人心】　宋本、心の上に之の字あり、　【成乎滅亡】　宋本、箋釋本、集解本、亡の下に也の字あり、　【子發將而伐蔡】　諸本皆而を西に作る、王念孫曰く、蔡は楚の北にあり、楚の西にあるに非ず、西伐蔡と言ふを得ず、西は當に而に作るべし、子發兵に將として蔡を伐つを言ふなりと、是なり、故に之れを改む、　【厲其二三子而理其地】　宋本、箋釋本、集解本、理を治に作れり、　【大事已擧】　諸本皆擧を博に作る、久保筑水曰く、博は疑ふらくは當に擧に作るべしと、今之れに從ひて改む、　【抑卑其後世】　宋本、韓本、其を乎に作れり、　【不以勝人之道】　宋本、韓本、以の下に行の字あり、　【莫不願以齊爲歸】　宋本、以の下に爲の字あり、非なり、　【安直爲是世俗之所以爲】　宋本、箋釋本、集解本、安を案に作れり、　【勁魏鉤吾右】　增注本、鉤を鈎に作れり、非なり、　【楚人則又有襄賁開陽以臨吾左】　諸本皆又を乃に作る、俞樾曰く、乃は疑ふらくは又の字の誤ならん、上に已に巨楚縣吾前と云ふ、故に此に楚人則又有襄賁開陽以臨吾左と云ふなりと、今之れに從ひて改む、　【是一國作謀、三國必起乘我】　宋本、箋釋本、集解本、謀の下に則の字あり、　【國若假城耳】　宋本、箋釋本、集解本、城の下に然の字あり、　【兩者孰足爲之】　宋本、箋釋本、集解本、之を也に作れり、　【惡桀紂而貴湯武】　宋本、韓本、惡の上に疾の字あり、貴の下に帝の字あり、　【無他故焉】　箋釋本、集解本、他を它に作れり、以下他の字同じ、　【桀紂善爲人所惡也、而湯武者善爲人所好也】　宋本、韓本、人の下に之の字あり、上の也の字なし、　【人之所惡何也】　宋本、韓本、惡の下に者の字あり、　【禮讓忠信是也】　宋本、韓本、禮の下に

義辭の二字あり、【陶誕比周以爭與】世德堂本、爭を相に作れり、【是弃己之所以安彊】宋本、弃を棄に作れり、下同じ、〇世德堂本、以の字なし、下句己之所以危弱、己之所以不足、己之所以有餘の字も亦同じ、【愈務愈遠】宋本、愈を兪に作れり、【苟得利而已矣】宋本、得を富に作れり、【所以養生樂安者】諸本皆樂安を安樂に作る、荻生徂徠曰く、安樂は當に樂安に作るべしと、王念孫も亦同見なり、是なり、故に之れを改む、【介人維藩】宋本、箋釋本、集解本、介を价に作れり、【諰諰然】宋本、然の字なし、【曷謂威彊乎湯武、曰陽武也者、乃能使說己者使耳】諸本皆謂の下に乎の字あり、久保筑水曰く、上の乎の字は衍なりと、是なり、故に之れを改む、〇諸本皆曰の字なし、王先謙曰く、下文を以て之を例するに、此の處、當に曰の字あるべし、而して今は之れを脫せるなりと、是なり、故に之を補ふ、【視可伺間】世德堂本、箋釋本、集解本、伺を司に作れり、【安欲剡其脛而以蹈秦之腹】宋本、箋釋本、集解本、安を案に作れり、【曷謂廣大乎舜禹也】世德堂本、謂を爲に作れり、【曷

【百王之一天下臣諸侯】宋本、箋釋本、集解本、侯の下に也の字あり、【俱是乃江南】宋本、箋釋本、集解本、南の下に也の字あり、【北與胡貊爲鄰】宋本、箋釋本、集解本、貊を貉に作れり、【乃有臨慮】世德堂本、有を在に作れり、【乃據圍津】諸本圍を圉に作る、楊倞曰く、圉は當に圍に爲るべし、漢書に曹參下脩武度圍津とあり、顏師古曰く、東郡に在りと、豈古圍津と名づけしを、傳寫して圉と爲せしものかと、今之れに從ひて改む、【是地偏天下也、此所謂廣大乎舜禹也、威動海內、彊殆中國、然而憂患不可勝校也、諰諰然常恐天下之一合而軋己也】諸本皆此所謂廣大乎舜禹也の句、一合而軋己也の句の下にあり、兪樾曰く、案ずるに上文の威彊乎湯武と、廣大乎舜禹と、相對して文を爲す、是れ湯武に於ては威彊を言ひ、舜禹には廣大を言ふなり、若し威動海內彊殆中國の下、此所謂廣大乎舜禹也に接するときは、則ち文義錯雜するなり、此所謂の句は、當に是地偏天下也の句の下に移在すべし、試に上文を以て之れを例するに、上文に曰く、是乃使讐人役也此所謂威彊乎湯武也と、此の文に

曰く、是地徧天下也此所謂廣大乎舜禹也と、文法正に相準す、威動海內、彊殆中國の二句は、又威彊乎湯武の句を承けて、以て下文を起す、威彊を言ひて廣大を言はざるは、一を擧げて以て其の一を包むのみと、是なり、故に之れを改む、【治曲直聽咸陽】宋本、韓本、直の下に而の字あり、【築明堂】諸本此の句の下に、於塞外の三字あり、楊倞曰く、於塞外の三字は衍なり、前に兵不復出於塞外とあるを以ての故に、誤りて重ねて此の三字を寫せしならんのみと、是なり、故に之れを改む、【殆可矣】世德堂本、殆の上に使の字あり、【應侯問孫卿曰】宋本、韓本、箋釋本、集解本、卿の下に子の字あり、以下同じ、【其固塞險】宋本、韓本、固を國に作れり、【則甚有其諰也】宋本、箋釋本、集解本、甚の字なく、也を矣に作れり、【兼數具者而盡有之】宋本、韓本、箋釋本、集解本、數の上に是の字あり、【倜然其不及遠矣】諸本皆倜然を倜倜然に作る、久保筑水曰く、倜倜一字を衍すと、今之れに從ひて削る、【其殆無儒耶】宋本、箋釋本、集解本、耶を邪に作れり、【夫熟比於小事】元本、夫を大に作れり、○熟の字、宋本孰に、箋釋本、集解本は孰に作れり、【國之禍敗】宋本、箋釋本、集解本、圖の上に亡の字あり、【可以時記也】諸本皆記を託に作る、桃白鹿曰く、託は當に記に作るべしと、久保筑水、兪樾も亦此れと見を同じうす、是なり、故に之れを改む、【鮮克擧之】世德堂本、之の字なし、【有棄義之志有趨姦之心】宋本、韓本、箋釋本、集解本、志の下に而の字あり、【此姦人之所以起也】世德堂本、人の字なし、【譬之猶響之應聲影之像形也】宋本、譬を辟に作れり、【倍信而天下亂】宋本、倍を背に作れり、【白及捍乎胷】宋本、箋釋本、集解本、捍を扞に作れり、

天論篇第十七

【應之以治則吉】宋本、治を理に作れり、【脩道而不貳】宋本、貳を貮に作れり、【水旱不能使之飢渴】宋本、渴の字なし、以下同じ、【祆怪未至而凶】羣書治要、至を生に作れり、【皆知其所以成莫知其無形夫是之謂天功】諸本皆功の字

なし、楊注或說を引きて曰く、當に夫是之謂天功に作るべし、功の字を脱せしのみと、今之れに從ひて補ふ、　【好惡喜怒哀樂藏焉】　宋本、箋釋本、集解本、藏を臧に作れり、　【暗其天君】　宋本、暗を闇に作れり、　【大智在所不慮】　宋本、智を知に作れり、　【已其見和之可以治者矣】　諸本皆和を知に作る、楊註に曰く、知或は和に作ると、王念孫曰く、和に作る者是なり、上文に云ふ、陰陽大化、萬物各得其和以生と、是れ其の證なり、和の字と知の字と相似て誤れるなりと、是なり、故に之れを改む、　【治亂天耶】　宋本、箋釋本、集解本、耶を邪に作れり、以下同じ、　【曰日月星辰瑞曆】　元本曰の字なし、○曆の字、宋本、箋釋本は歷に、集解本は厤に作れり、　【畜積收藏於秋冬】　宋本、箋釋本、集解本、藏を臧に作れり、　【天不爲人之惡寒也而輟冬】　宋本、箋釋本、集解本、而の字なし、下句遼遠也の下、匈匈也の下の而の字同じ、　【小人之匈匈】　世德堂本、箋釋本、集解本、之の字なし、　【天有常道矣、地有常數矣、君子有常體矣】　漢書東方朔傳、道を度に、數を形に、體を行に作れり、　【君子道其常小人計其功】　宋本、韓本、箋釋本、集解本、小人の上に而の字あり、　【詩曰、禮義之不愆、何恤人之言兮】　諸本皆禮義之不愆の五字なし、久保筑水曰く、東方朔傳、何の上に禮義之不愆の五字ありと、兪樾も亦同見なり、是なり、故に之れを補ふ、　【志意脩、德行厚】　諸本皆志を心に作る、王念孫曰く、心意は當に志意に作るべし、字の誤なり、荀子の書皆志意脩と言ひて、心意脩と言ふ者なし、脩身篇に曰く、志意脩則驕富貴と、富國篇に曰く、脩志意正身行と、皆其の證なり、又榮辱篇に曰く、志意致脩、德行致厚と、正論篇に曰く、志意脩德行厚と、皆此の文と同一なり、尤も其の明證なりと、久保筑水も亦同見なり、是なり、故に之れを改む、　【君子敬其在己者】　宋本、敬を慕に作れり、　【君子小人所以相懸者在此耳】　宋本、箋釋本、集解本、懸を縣に作れり、　【星墜木鳴】　宋本、箋釋本、集解本、墜を隊に作れり、以下同じ、　【怪之可也、畏之非也】　宋本、箋釋本、集解本、畏の上に而の字あり、以下同じ、　【日月之有蝕】　羣書治要、宋本、蝕を食に作れり、　【怪星之黨見】　韓詩外傳、黨を書に作れり、　【楛耘失

」歲】　諸本皆耘耨失」薉に作る、盧文弨曰く、耨耘失」薉は、韓詩外傳に枯耘傷」歲に作る、枯は楛と同じ、疑ふらくは是ならんと、王念孫も亦曰く、盧說是なり、楛耘失」歲は上は楛耕傷」稼に對し、下は政險失」民に對す、今本耘耨失」薉に作るときは、則ち文義を成さず、歲の薉たる乃ち下文田薉稼惡に涉りて誤れるなりと、塚田大峯も亦同見なり、是なり、故に之れを改む、　【田薉稼惡】　世德堂本、田稼薉惡に作れり、　【政令不」明、擧錯不」時、本事不」理、勉力不」時、則牛馬相生、六畜作」祆、夫是之謂』人祆、禮義不」脩、內外無」別、男女淫亂、父子相疑、上下乖『離、寇難並至、夫是之謂』人祆、祆是生』亂、三者錯至無』安國、其說甚邇、其菑甚慘、可怪也而亦可」畏也】　勉力不」時、則牛馬相生、六畜作」祆の三句、宋本は禮義不」脩の上にあり、其の他の諸本は其菑甚慘の下にあり、王念孫曰く、韓詩外傳に曰く、何謂』人妖、曰、枯耕傷」稼、枯耘傷」歲、政險失」民、田穢稼惡、糴貴民饑、道有』死人、寇賊並起、上下乖離、鄰人相暴、對門相盜、禮義不」循、牛馬相生、六畜作」妖、臣下殺」上、父子相疑、是謂』人妖、是生』於亂』と、案ずるに、此の文荀子と略同じ、牛馬相生、六畜作」妖は、是れに在りては人妖の上に在り、是れ牛馬相生の二句、乃ち人妖なり、然らば則ち荀子の原文、政令不」明、擧錯不」時、本事不」理、勉力不」時、則牛馬相生、六畜作」祆、夫是之謂』人祆』に作るや明なりと、今之れに從ひて改む、〇諸本皆父子相疑の上に則の字あり、王念孫曰く、案ずるに內外無」別二句を一類と爲し、父子相疑二句を一類と爲す、父子の上に當に則の字あるべからず、羣書治要則の字なしと、桃白鹿も亦同見なり、是なり、故に之れを削る、〇諸本皆祆是生」亂の亂の上に於の字あり、猪飼敬所曰く、於の字は衍なりと、今之れに從ひて削る、〇諸本皆三者錯至の至の字なし、桃白鹿曰く、錯の下疑ふらくは至の字を脫すと、今之れに從ひて補ふ、〇其說甚邇の邇の字、宋本、箋釋本、集解本、爾に作れり、〇諸本皆可」畏也を不」可」畏也に作る、王念孫曰く、不可」畏也は當に亦可」畏也に作るべし、蓋し星隊ち木鳴るは、乃ち天地の變陰陽の化にして、人事の招く所に非ず、故に怪」之可也而畏」之非也と曰ふ、牛馬相生じ六畜祆を作すが若きは、則ち政亂の致す所にして、所謂人祆なり、其說甚邇其菑甚慘、可」怪也而亦可」畏矣ものなり、上文に云ふ、物之已至者、人祆則

可レ畏也と、正に此の句と相應ず、若し不レ可レ畏に作るときは、則ち上文と相反すと、是なり、故に之れを改む、　【傳曰、萬物之怪書不レ說】　韓詩外傳、傳曰の下に、天地之災、隱而廢也の八字あり、　【雩而雨何也曰無レ何也】　宋本、韓本、何を它に作れり、　【卜筮而後決二大事一】　宋本、箋釋本、集解本、而を然に作れり、　【以爲レ神則凶】　宋本、箋釋本、集解本、凶の下に也の字あり、　【珠玉不レ暏二乎外一、則王公不三以爲レ寶】　諸本皆暏を睹に作る、王念孫曰く、不レ睹二乎外一の四字は、文義明ならず、睹は當に暏に爲るべし、說文に暏旦明也、從レ日者聲とあり、玉篇には丁古切とあり、暏の言たる著なり、上に日月不レ高則光輝不レ赫、水火不レ積則輝潤不レ博と言ふときは、即ち此に珠玉暏二乎外一といふ、亦光采の外に著るゝを謂ふ、故に上文に云ふ在レ物莫レ明二於珠玉一也と、世人睹を見ること多くして暏を見ること少なし、故に暏誤りて睹と爲れるなりと、是なり、故に之れを改む、　【權謀傾覆幽險而亡矣】　世德堂本、箋釋本、集解本、亡の上に盡の字あり、

荀子卷第十二

正論篇第十八

【上下無三以相胥一也】　諸本皆胥を有に作る、王先謙曰く、有は當に胥に爲るべし、字の誤なり、注に據るにいふ、是不二相須一也と、則ち正文相有に非るや明なり、胥と有と形近きより誤を致せしなりと、是也、故に之れを改む、　【克明レ德】　諸本克明二明德一に作る、久保筑水曰く、今の書は一の明の字なしと、猪飼敬所曰く、此れ蓋し下詩に因りて、誤りて一明字を衍せる也と、是なり、故に之れを改む、　【豈特玄之耶哉】　諸本皆耶を耳に作る、久保筑水曰く、耳は疑ふらくは當に耶に作るべし、君道篇に云ふ、可レ詘耶哉と、今之れに從ひて改む、　【常有二天子之籍一則然、親有二天子之籍一則然】　諸本皆天子を天下に作る、王先謙曰く、天下は當に天子に作るべしと、是なり、故に之れを改む、○下の然の字、諸本皆不然に作る、王引之曰く、則不然は當に則然に作るべし、今本則然を則不然に作るは、下句に涉りて誤れるのみと、今之れに從ひて改む、　【廢易遂亡】　諸本皆遂を逐に作る、久保筑水

曰く、遂は疑ふらくは當に逐に作るべし、字の誤なりと、是なり、故に之れを改む、　【勢籍之所在也】　宋本、箋釋本、集解本、勢を埶に作れり、以下勢の字皆同じ、　【安能誅之】　標注本、能を得に作れり、　【必不傷害無罪之民】　宋本、不の字なし、非なり、　【由此効之也】　宋本、箋釋本、集解本、効を效に作れり、　【以天下之合爲君】　增注本、之の字なし、　【未嘗有說也、直隳之耳】　諸本未の上に天下の二字あり、王念孫曰く、天下の二字は上文に涉りて衍せるなり、楊注に據るに云ふ、自古論說未嘗有此と、則ち本天下の二字なきや明なりと、今之れに從ひて改む、○宋本、箋釋本、集解本、隳を墮に作れり、　【非至明莫之能和】　世德堂本、和を知に作れり、　【其志意至闇也】　宋本、箋釋本、集解本、志を至に作り、闇也の下に至意當爲志意の注あり、　【其行爲至亂也】　諸本皆行の下に之の字あり、桃白鹿曰く、之の字衍と、是なり、故に之れを削る、　【爲天下之大僇】　宋本、箋釋本、集解本、僇を繆に作れり、　【至罷不容妻子、桀紂是也】　宋本、者を是に作れり、　【傴巫跛覡】　世德堂本、跛を跂に作れり、○諸本皆覡を匡に作る、久保筑水曰く、匡は當に覡に作るべしと、今之れに從ひて改む、　【可以有奪國不可有以奪天下】　宋本、韓本、箋釋本、集解本、有以を以有に作れり、以下同じ、○諸本皆國及び天下の上に人の字あり、王先謙曰く、下の竊國竊天下を以て之れを例するに、兩人の字は當に衍なるべし、下文に擅國無擅天下の句あり例亦同じと、今之れに從ひて削る、　【奪可以有國】　諸本皆可以奪之者可以有國に作る、猪飼敬所曰く、下に竊可以得國と云へば、此れは可以之者の四字を衍すに似たりと、今之れに從ひて改む、　【國者小具也】　諸本皆者の字なし、久保筑水曰く、上下の例に據れば、國の下に者の字あるべしと、今之れに從ひて補ふ、

【墨幪】　諸本皆幪を黥に作る、楊注或說を引きて曰く、墨黥は當に墨幪に作るべし、但し黑巾を以て其頭を幪ふのみと、今之れに從ひて改む、　【剕慅頭】　諸本皆剕の字なし、古屋昔陽曰く、慅嬰の上に當に剕の字あるべしと、今之れに從ひて補ふ、　【宮艾畢】　諸本皆宮を共に作る、荻生徂徠曰く、共は即ち宮の誤なりと、郝懿行も亦同見なり、今之れに從ひて改

む、　【荆紂屨】　諸本皆荆を韮に作る、荻生徂徠曰く、韮は荆の誤なりと、今之れに從ひて改む、○諸本皆紂を對に作る、楊倞曰く、對は當に紂に作るべし、傳寫の誤のみと、今之れに從ひて改む、　【以爲治耶】　宋本、箋釋本、集解本、耶を邪に作れり、　【庸人不知惡也】　宋本、箋釋本、集解本、也を矣に作れり、　【方起於亂今也】　諸本方を並に作る、荻生徂徠曰く、班史此れを引きて、並を方に作ると、今之れに從ひて改む、　【懸之赤旆】　箋釋本、集解本、懸を縣に作れり、○旆の字宋本は斾に、箋釋本は旂に作れり、　【征暴誅悍】　世德堂本、悍を捍に作れり、　【是百王之所同也】　增注本、也の字なし、　【犯亂之罪固輕】　宋本、箋釋本、集解本、輕の下に也の字あり、　【稱遠近而等貢獻】　世德堂本、箋釋本、集解本、近を邇に作れり、　【荒服者王】　諸本皆王の上に終の字あり、顧千里曰く、終の字は、疑ふらくは當にある可からず、上文の四句の祭祀享貢を觀るに、日月時歲を言はず、此の句の王終を言はざるや明なること甚しきを知るべし、下の終王之屬也及び楊注に涉りて衍せる也、久保筑水も亦同見也、是なり、

故に之れを削る、○宋本、終王の二字なし、　【是王者之制也】　諸本皆制を至に作る、王念孫曰く、至は當に制に作るべし、上文に云ふ、彼王者之制也、視形勢而制械用、稱遠邇而等貢獻と、下文に云ふ、則未足與及王者之制也と、皆其の證なりと、塚田大峰、久保筑水も亦同說なり、是なり、故に之れを改む、　【然後田受制耶】　宋本、箋釋本、集解本、耶を邪に作れり、　【是規摩之說也】　諸本摩を磨に作る、郝懿行曰く、磨は當に摩に作るべし、古今の字也、規摩とは蓋し規畫揣摩して必しも失ふこと無からざるを言ふ也と、是なり、故に之れを改む、　【淺不足與測深】　宋本、足を可に作れり、　【愚不足與謀知】　世德堂本、與を以に作れり、　【智慧甚明】　宋本、箋釋本、集解本、慧を惠に作れり、　【使民載其事而各得其宜】　世德堂本、使の字なし、　【聖王已沒】　世德堂本、已を以に作れり、　【天下有聖而在後子者】　諸本皆子の字なし、兪樾曰く、後の下に當に子のあるべし、　文に云ふ聖不在後子而在三公則天下如歸と、是なり、故に之れを補ふ、　【天下厭然】　世德堂本、然を焉に作れり、　【猶復而振之

矣】　世德堂本、矣を也に作れり、　【以㆑堯易㆑堯】　宋本、韓本、箋釋本、集解本、易を繼に作れり、　【智慮取舍則無㆑衰】　宋本、智を知に作れり、　【志無㆑所㆑詘、形不㆑爲㆑勞】　宋本、箋釋本、集解本、形の上に而の字あり、　【綦㆓臭味㆒】　諸本皆綦を期に作る、楊倞曰く、期は當に綦に爲るべし、極なりと、是なり、故に之れを改む、　【萬而饋】　諸本皆萬を曼に作る、楊倞曰く、曼は當に萬に爲るべし、饋は食を進むるなり、萬舞を列ねて食を進むるなりと、是なり、故に之れを改む、　【伐㆑睪而食】　諸本皆伐を代に作る、久保筑水曰く、代は當に伐に作るべし、睪は臯鼛と同じ、考工記に云ふ、韗人爲㆓臯鼓㆒と、注に大鼓也とあり、淮南子に曰く、鼛鼓而食、奏㆑雍而徹と、又詩に云ふ、鼓㆑鐘伐㆑鼛と、合せて之れを觀るに、代の字は伐の誤なるや明なりと、劉台拱も亦同説なり、是なり、故に之れを改む、○世德堂本、箋釋本、集解本、睪を睪に作る、久保筑水曰く、本注の意を考ふるに、古睪に作るや明なりと、今之れに從ひて改む、　【雍而徹㆓乎五祀㆒】　宋本、增注本、乎の字なし、　【宗祝有㆑事】　諸本皆祝を祀に作る、楊倞曰く、祀は當に祝に作るべしと、是なり、故に之れを改む、　【乘㆓大路㆒】　宋本、箋釋本、集解本、路の下に趨の字あり、　【庶士介而夾㆑道】　元本、箋釋本、增注本、夾を坐に作れり、　【莫㆓敢望視㆒】　宋本、箋釋本、集解本、望視を視望に作れり、　【猶有㆓善於是㆒者㆑與】　元本、猶を獨に作れり、　【老者休也】　諸本皆老の上に不の字あり、楊注或説を引きて曰く、不字は衍のみ、夫れ老は休息の名也、豈更に休息安樂此れに過ぐることあらんを言ふ也と、是なり、故に之れを削る、○世德堂本、者の字なし、　【不㆑知㆓逆順之理、小大至不至之變㆒者也】　世德堂本、者の字なし、　【堯舜不㆑能㆓教化㆒】　宋本、韓本、舜の下に者の字あり、　【朱象之罪也】　世德堂本、也を矣に作れり、　【不㆑怪㆓朱象㆒而非㆓堯舜㆒】　宋本、舜の下に也の字あり、　【不㆑能㆘以㆓撥弓曲矢㆒中㆖微】　諸本皆微の字なし、桃白鹿曰く、中の下に微の字を脫すと、陳奐も亦同見なり、是なり、故に之れを補ふ、　【大古薄葬】　宋本、集解本、大を太に作れり、　【葬不㆑妨㆑田】　諸本皆葬の下に田の字あり、久保筑水曰く、葬田の田は衍なりと、是なり、故に之れを削る、　【不㆓以備㆒不足㆓】　諸本皆不足の下

に足の字あり、盧文弨曰く、下の足の字は衍なりと、久保筑水も亦同見也、是なり、故に之れを削る、

【富厚優猶知レ足】　諸本皆富を當に作る、王念孫曰く、當厚の二字は詞とならず、蓋し富厚の誤なりと、久保筑水も亦同見なり、是なり、故に之れを改む、○宋本、箋釋本、集解本、足の上に不の字あり、注に不レ知足不字亦衍耳の八字あり、

【自不レ取二於塗一】　宋本、箋釋本、集解本、塗を涂に作れり、

【琅玕龍茲華瑾】　諸本皆瑾を覲に作る、楊倞曰く、覲は當に瑾に爲るべしと、是なり、故に之れを改む、

【夫亂今而後反レ是】　宋本、韓本、箋釋本、集解本、而を然に作れり、

【財物屈而禍亂起】　宋本、箋釋本、集解本、屈を詘に作れり、

【於レ是桀紂羣居】　宋本、箋釋本、集解本、是の下に焉の字あり、

【安禽獸行】　宋本、安を必に作れり、

【保而埋レ之】　宋本、箋釋本、集解本、埋を薶に作れり、下同じ、

【夫曰太古薄葬故不レ抇也】　世德堂本、曰の字なし、○宋本、箋釋本、太を大に作れり○宋本、也の字なし、

【欺二愚者一而淖二陷之一】　淖諸本皆潮に作る、盧文弨曰く、潮は當に淖に作るべし、古は潮の字淖に作る、故に淖を誤りて淖と爲し、又誤りて潮と爲せるなりと、久保筑水も亦同見なり、是なり、故に之れを改む、

【俳優侏儒狎徒】　宋本、俳を倡に作れり、

【入二其缺瀆一竊二其猪彘一】　諸本皆缺を央に作る、久保筑水曰く、央は當に缺に作るべし、字の誤なりと、今之れに從ひて改む、○宋本、箋釋本、集解本、猪を豬に作れり、下同じ、

【然則鬪與レ不レ鬪耶】　宋本、箋釋本、集解本、耶を邪に作れり、

【金舌蔽レ口】　宋本、箋釋本、集解本、蔽を獘に作れり、

【將以爲レ有レ益二於人一耶】　宋本、箋釋本、集解本、耶の字なし、

【天下之大隆也】　宋本、箋釋本、集解本、也の字なし、

【莫レ非下以二聖王一爲上レ師】　諸本皆莫を是に作る、王引之曰く、是非は當に莫非に作るべし、正文に云ふ、莫レ非下以二聖王一爲上レ師と、故に楊注に云ふ、皆以二聖王一爲レ師と、皆の字正に莫非の二字を釋く、今本莫非を是非に作るときは、則ち義通ずべからず、蓋し上文の兩の是非の字に涉りて誤れるなりと、是なり、故に之れを改む、

【夫是之謂二勢榮一】　世德堂本、之の字なし、

【流淫汙漫】　諸本皆漫を優に作る、楊倞曰く、優は當に漫に爲るべしと、是なり、故に之れを改む、

【然後兼二有之一】　宋本、然を而

に作れり、　【百姓以爲成俗】　宋本、韓本、爲の字なし、　【以己之情欲爲多】　宋本、集解本、欲爲を爲欲に作れり、　【目不欲綦色】　諸本皆目の上に欲の字あり、盧文弨曰く、此の欲の字は衍なりと、久保筑水も亦同見なり、是なり、故に之れを削る、　【欲富而不欲貨】　諸本富の下に貴の字あり、久保筑水曰く、貴の字疑ふらくは衍なりと、今之れに從ひて削る、　【今子宋子以人之情爲欲寡而不欲多】　諸本皆人を是に作る、久保筑水曰く、是は當に人に作るべしと、是なり、故に之を改む、○宋本、箋釋本、集解本、多の下に也の字あり、　【成文典】　諸本皆典を曲に作る、王念孫曰く、成文曲は義通ずべからず、曲は當に典に爲るべし、字の誤なり、非十二子篇に云ふ、終日成文典と、是れ其の證なりと、久保筑水も亦同見なり、是なり、故に之れを改む、　【不免以至治爲至亂矣】　宋本、箋釋本、集解本、矣を也に作れり、

荀子卷第十三

禮論篇第十九

【欲而不得、則不能無求、求而無度量分界則不能不爭】　史記禮書、求を忿に作り、分界の二字なし、　【亂則窮】　史記禮書、此の句なし、　【相持而長】　史記禮書、持を待に作れり、　【是禮之所起也】　宋本、所の下に以の字あり、　【五味調盉】　諸本皆盉を香に作る、王念孫曰く、香は臭なり、味に非ざるなり、五味調の三字と義相屬せず、香は當に盉に爲るべし、說文にいふ、盉調味也從皿禾聲と、今通じて和に作る、盉と香と字相似たり、故に盉誤りて香と爲りしなりと、是なり、故に之れを改む、○史記禮書、調盉の二字なし、　【椒蘭芬苾】　宋本、韓本、苾を芳に作れり、　【側載睪芷】　史記禮書、睪芷を臭茝に作れり、　【龍旂九斿】　諸本皆旂を旗に作る、久保筑水曰く、史記旗旂に作る、是なり、周禮司常職に曰く、交龍爲旂、熊虎爲旗と、考工記に曰く、龍旂九斿以象大火也と、今之れに從ひて改む、　【寢兕特虎】　諸本皆特を持に作る、盧文弨曰く、持は當に特に爲るべ

し、字の誤なりと、是なり、故に之れを改む、　【蛟韅絲末】　史記禮書、蛟を鮫に作り、絲末の二字なし、　【信至教順】　諸本皆信を倍に作る、史記禮書によりて改む、　【孰㆓知夫出㆑死要㆑節之所㆒以養㆑生也】　增注本孰を熟に作れり、今史記禮書及び宋本によりて改む、以下三熟知の熟の字同じ、　【怠惰偸懦之爲㆑安】　宋本、箋釋本、集解本、儒を懦に作れり、○宋本、安の下に居の字あり、　【情說之爲㆑樂】　史記禮書、說を勝に作れり、　【無㆓天地㆒惡生】　大戴禮禮三本、惡を焉に作れり、以下惡出惡治の惡の字同じ、　【三者偏亡焉無㆓安人㆒】　史記禮書、焉を則に作れり、　【諸侯不㆓敢壞㆒】　史記禮書、壞を懷に作れり、　【所㆓以貴㆑始、貴㆑始得之本也】　諸本皆貴の上に別の字あり、猪飼敬所曰く、別の字は衍なりと、今之れに從ひて削る、○大戴禮禮三本、得を德に作れり、　【郊止㆓乎天子㆒社至㆓於諸侯㆒道及㆓士大夫㆒】　宋本、韓本史記禮書、大戴禮禮三本、止を至に作れり、○箋釋本、集解本、至を止に作れり、○史記禮書、道を函に作れり、　【宜大者巨】　史記禮書、大戴禮禮三本、大巨の二字共に鉅に作る、　【宜㆑小者小也】　世德堂本、箋釋本、也の字なし、　【有㆓天下㆒者事㆓七世㆒】　諸本皆七を十に作る、楊倞曰く、十は當に七に爲るべし、穀梁傳に天子七廟に作ると、是なり、故に之れを改む、

【特㆑手而食者、不㆑得㆑立㆓宗廟㆒】　諸本皆特を持に作る、久保筑水曰く、持は當に特に作るべし、莊子に曰く、河上有㆘家貧恃㆓緯蕭㆒而食者㆖と、今之れに從ひて改む、○特手の二字、大戴禮禮三本は待年に、史記禮書は有㆓特牲㆒に作れり、○宋本、韓本、宗を祭に作れり、　【所㆓以別㆓積厚㆒積厚者流澤廣㆒】　別の字、增注本は表に、史記禮書は辨に作れり、○史記禮書、大戴禮禮三本、積厚の二字、重ならず、　【俎㆓生魚㆒】　史記禮書、俎の下に上の字あり、生を腥に作れり、以下同じ、　【祭躋㆓大羹㆒】　躋の字、諸本は皆齊に、史記禮書、大戴禮禮三本は嚌に作れり、兪樾曰く、齊は當に躋に作るべし、文二年左傳躋㆓僖公㆒の杜注に躋升也とあり、然らば則ち躋㆓大羹㆒とは升㆓大羹㆒也、正に上文の尙㆓玄尊㆒先㆓黍稷㆒と一律と、今之れに從ひて改む、○史記禮書、躋の下に先の字あり、　【貴㆑本之謂㆑文】　諸本皆文を情に作る、桃白鹿曰く、文は當に情に作るべし、本を貴ぶは情なり質なり、文に非ざるなり、情理

の兩者合して妏を成す、始めて之れを文と謂ふと、是なり、故に之れを改む、　【豆之先二大羹一】　箋釋本、集解本、豆を俎に作れり、　【利爵之不レ醮】　醮の字、大戴禮禮三本は卒に、史記禮書は啐に作れり、　【三宥之不レ食】　諸本皆宥を臭に作る、荻生徂徠曰く、三臭は史記に三宥に作る、索隱に曰く、禮祭必立レ宥以勸二尸食一、至二三飯一而後止、毎飯有レ宥二一人一、故有二三宥一と、按ずるに宥は、即ち侑なり、當に史記を以て正と爲すべしと、是なり、故に之れを改む、　【大昏之未レ發レ齊也】　宋本、韓本、大の字なし、　【大廟之未レ入レ尸也】　宋本、韓本、大を太に作れり、　【大路之素末】　諸本皆末を未に作り、下に集の字あり、猪飼敬所曰く、未は當に末に作るべし、即絲末の末にて、幦に同じ、大戴記幭に作り、史記幬に作る、即ち幭の字の訛なり、集の字は衍なりと、兪樾も亦同見なり、是なり、故に改削す、　【三年之喪、哭之不レ反也】　諸本皆反を文に作る、盧文弨曰く、不文は、大戴禮、史記に皆不レ反に作る、注の意を觀るに、此れも亦本不レ反に作るに似たり、文の字疑ふらくは誤なりと、是なり、故に之れを改む、　【尙二拊膈一】　諸本皆拊の下に之の字あり、久保筑水曰く、拊之膈は史記に拊膈に作れり、此れは蓋し之の字を衍す、白虎通に曰く、拊革著以レ糠と、搏拊、拊博、拊膈、拊革は蓋し一物なりと、是なり、故に之れを削る、　【始二乎脫一】　脫の字、宋本は稅に、其の他の諸本は梲に作り、史記獨り脫に作る、今之れに從ひて改む、　【終二乎悅一】　悅の字、史記禮書は稅に、大戴禮禮三本は隆に作れり、○諸本皆悅の下に校の字あり、荻生徂徠曰く、大戴禮史記皆校の字なし、校は當に是れ衍なるべしと、是なり、故に之れを削る、　【萬變而不レ亂】　諸本皆萬の下に物の字あり、久保筑水曰く、大戴禮物の字なし、今本注の意を按ふるに、此の書古物の字なきに似たりと、是なり、故に之れを削る、○大戴禮禮三本篇而の字なし、　【貳之則喪】　貳の字、諸本皆貮に作れり、大戴禮禮三本は貸に作れり、王先謙曰く、貮は乃ち貳の誤なりと、今之れに從ひて改む、　【至文以有レ別、至察以有レ說】　史記禮書、以有を有以に、別を辨に作れり、　【暴慢恣輕睢俗之屬】　史記禮書、宋本、韓本、箋釋本、集觧本、俗の下に以レ爲レ高の三字あり、　【禮之理誠深矣】　史記禮書、理を貌に作れり、以下二の其理

の理も亦同じ、〇箋釋本、集解本、滚を深に作れり、　【規矩誠施矣】　宋本、韓本、箋釋本、集解本、施を設に作れり、　【無窮者廣之極也】　史記禮書、無窮の上に日月者明之極也の一句あり、　【故學者固學爲二聖人一也、非三特學爲二有方之民一也】　史記禮書、此の二十字なし、〇諸本皆有方を無方に作る、塚田大峰曰く、無方之民は當に有方之士に作るべし、傳寫する者、上文に因りて之れを作るのみと、今之れに從ひ、無方を有方に改め、民は舊に從ふ、　【禮者以二財物一爲レ用】　史記禮書、禮者の二字なし、　【以二多少一爲レ異】　宋本、異を用に作れり、　【文理繁、情用省】　史記禮書及び本書大略篇、理を貌に作れり、〇史記禮書、用を欲に作れり、　【步驟馳騁厲鶩不レ外是矣】　世德堂本、鶩を騖に作れり、史記禮書、厲を廣に作り、是矣の二字なし、　【是君子之壇宇宮庭也】　宋本、箋釋本、集解本、庭を廷に作れり、〇史記禮書、是以君子之性守二宮庭一也に作れり、　【人有レ是士君子也】　史記禮書、有レ是を域是域に作れり、　【於二是其中一】　史記禮書、其の字なし、　【天子棺椁七重】　宋本、椁を槨に作れり、〇諸本皆七を十に作る、王引之曰く、十は疑ふらくは當に七に作るべし、禮は上より以下降殺するに兩を以てす、天子は七重、故に諸侯は減じて五と爲り、大夫は減じて三と爲るなりと、久保筑水も亦同見なり、是なり、故に之れを改む、　【士再重】　世德堂本、再を載に作れり、　【衣食多少厚薄之數】　諸本皆食を衾に作る、盧文弨曰く、衣衾は注を案ふるに當に本衣食に作れるなるべしと、是なり、故に之れを改む、　【翣蔞文章之等】　諸本皆蔞を萋に作る、楊倞曰く、翣萋は當に翣蔞に作るべしと、今之れに從ひて改む、　【足三以爲二人願一】　宋本、箋釋本、集解本、足の上に一の字あり、　【棺厚三寸】　諸本皆厚を椁に作る、久保筑水曰く、椁は當に厚に作るべし、正論篇に棺厚の語ありと、今之れに從ひて改む、　【各反二其本一】諸本皆本を平に作る、王引之曰く、平の字文義明ならず、平は當に本に爲るべし、字の誤なりと、今之れに從ひて改む、　【月朝卜レ宅、月夕卜レ日】　諸本皆卜宅と卜日と其の位を易ふ、王引之曰く、月朝卜レ日、月夕卜レ宅は、當に月朝卜レ宅月夕卜レ日に作るべし、今本宅日二字上下互に誤れるのみ、斷じて先づ日を卜ひて後宅を卜ふの理なしと、是なり、

故に之れを改む、　【故三月之葬、其貌以生設飾死者也】　宋本、葬の下に殯の字あり、○宋本、箋釋本、集解本、貌を貇に作れり、　【喪禮之凡】　宋本、韓本、喪を卒に作れり、　【厭則怠、怠則不敬】　諸本皆怠を忘に作る、久保筑水曰く、忘は當に怠に作るべし、字似て誤れるなりと、今之れに從ひて改む、　【茲成行義之美者也】　諸本皆茲を滋に作る、久保筑水曰く、本注の意を考ふるに、滋の字古は茲に作るに似たりと、今之れに從ひて改む、　【哭泣憂戚】　世德堂本、哭を哀に作れり、　【不至於瘠弃】　宋本、弃を棄に作れり、　【斯止矣】　諸本皆斯を期に作る、楊倞曰く、期は當に斯に作るべしと、是なり、故に之れを改む、　【將以有爲者也】　世德堂本、也の字なし、　【魚肉餰鬻】　諸本皆餰鬻魚肉に作る、兪樾曰く、魚肉の二字は當に餰鬻の上に在るべし、蓋し芻豢稻粱酒醴魚肉は吉に屬し、餰鬻菽藿水漿は凶に屬す、方に上下の文と一律なり、今魚肉の字誤倒して餰鬻の下にあるときは、則ち吉凶と倫せずと、是なり、故に之れを改む、　【菽藿水漿】　諸本皆水を酒に作る、王念孫曰く、酒漿は當に水漿に作るべし、芻豢稻粱酒醴魚肉は、吉事の飲食なり、餰鬻菽藿水漿は凶事の飲食なり、今本水漿を酒漿に作るときは、則ち既に凶事と合はず、又上文の酒醴と相複る、此の酒の字は即ち上の酒醴に涉りて誤まれるなりと、古屋昔陽も亦同見なり、故に之れを改む、　【𢍏絻黼黻文織】　諸本皆𢍏を卑に作る、王念孫曰く、卑絻は疑ふらくは當に𢍏絻に爲るべし、𢍏は即ち今の弁の字なり、弁絻、黼黻、文織皆二字平列す、且つ弁絻の二字は、上下を兼ねて言ふ、此の篇に曰く、弁絻黼黻文織と、君道篇に曰く、冠弁黼黻文章と、曾子問に曰く、天子賜諸侯大夫冕弁服と、九年傳に曰く、吾與子弁冕端委と、昭元年左傳に曰く、猶衣服之有冠冕と、或は弁冕と言ひ、或は冕弁と言ひ、或は冠冕と言ひ、或は冠弁と言ふ、皆二字平列し、且つ上下を兼ねて言ふ、故に知る卑絻は𢍏絻の誤なるを、説文にいふ覍冕也、籒文作𢍏、或作弁と、今經傳皆弁に作る、而して覍𢍏弁の三字遂に廢せるなりと、今之れに從ひて改む、　【莫不順比】　宋本、韓本、順比の下に純備の二字あり、　【足以爲萬世則是禮也】　宋本、韓本、箋釋本、集解本、則の下に則の字あり、　【成聖

人之名】 世德堂本、箋釋本、集解本、成の字なし、 【事死如生、事亡如存】 諸本如死如生如存如亡に作れり、箋釋本、集解本は下句を如亡如存に作れり、兪樾曰く、如死如生如亡如存は義通ずべからず、當に事死如生事亡如存に作るべし、篇末に云ふ、哀夫敬夫事死如事生、事亡如事存と、此の文の譌、當に據りて以て訂正すべきを知るべしと、是なり、故に之れを改む、 【喪禮者以生者飾死者也】 宋本、韓本、喪を卒に作れり、 【象生術也】 諸本皆術を執に作る、久保筑水曰く、執は當に術に作るべし、音の誤なり、術は道なりと、今之れに從ひて改む、 【說褻衣】 宋本、說を設に作れり、 【冠有鍪而毋縱】 世德堂本、縱を縦に作れり、 【薄器不成用】 諸本皆用を內に作る、楊注或說をあげて曰く、內或は用に爲る、禮記に曰く、竹不成用、瓦不成味と、今之れに從ひて改む、 【笙竽具而不和、琴瑟張而不均】 宋本、韓本、笙竽を竽笙に作れり、○禮記具を備に、均を平に作れり、 【象徙道也】 宋本、韓本、徙の下に之の字あり、 【版蓋斬柫】 諸本皆斬を斯に作る、兪樾曰く、斯は疑ふらくは斬の字の誤なり、斬の本義を當膺と爲す、古は或は借りて報と爲すと、今之れに從ひて改む、○諸本皆柫の上に象の字あり、楊倞曰く、象の字は衍なりと、今之れに從ひて削る、 【帟帷幬幄】 諸本皆帟を菲に、幄を尉に作る、荻生徂徠曰く、菲は恐らくは是れ帟の字の誤にして、尉は恐らくは是れ幄の字の誤ならん、幬は讀んで帳と爲す、鄭康成に本づくと、今之れに從ひて改む、 【槾棱番閼】 諸本皆棱を茨に作る、猪飼敬所曰く、茨は疑ふらくは當に棱に作るべし、聲の誤ならんと、今之れに從ひて改む、 【喪禮者無他焉】 宋本、韓本、喪を卒に作れり、 【不可益損也】 禮記三年問、益損を損益に作れり、 【無適不易之術也】 禮記三年問、適不の二字なく、術を道に作れり、○箋釋本、易を是に作れり、 【痛甚者其愈遲】 宋本、愈を瘉に作れり、 【三年之喪者稱情而立文】 禮記、三年問、之喪を者の字に作れり、 【斬衰苴杖】 諸本皆斬を齊に作る、久保筑水曰く、禮記に齊を斬に作れり、是なりと、今之れに從ひて改む、 【居廬食粥、席薪枕塊】 禮記、三年問廬の上に倚の字あり、席薪を寢苫に作れり、 【有血氣之屬、莫不有知】

宋本、韓本、箋釋本、集解本、禮記三年問、莫不を必に作れり、　【莫不愛其類】　禮記三年問、愛の上に知の字あり、　【過故鄕則必徘徊焉】　世德堂本、鄕を卿に作れり、非なり、○禮記三年問、徘徊を翔回に作れり、　【有啁噍之頃焉然後能去之也】　宋本、箋釋本、集解本、也の字なし、　【愚陋淫邪之人】　禮記、三年問愚陋を患に作れり、　【然而縱之】　禮記、三年問縱を從に作れり、　【安爲之立中制節】　禮記三年問、焉爲之立中制に作れり、　【一使足以成文理則舍之矣】　禮記三年問、舍を釋に作れり、　【然則何以分之】　禮記三年問、分之を至期也に作れり、　【天地則已易矣、四時則已徧矣】　世德堂本、已を以に作れり、○禮記三年問、徧を變に作れり、　【其在宇中者莫不更始也】　宋本、箋釋本、集解本、也を矣に作れり、　【故先王案以此象之也】　禮記三年問、故先王案の四字なし、　【然則三年何也】　禮記三年問、三年何也を何以三年也に作れり、　【故再期也】　世德堂本、再を載に作れり、　【緦麻小功】　宋本、箋釋本、集解本、麻の字なし、　【下取法於地】　諸本皆法を象に作る、久保筑水曰く、禮記象を法に作る、是なりと、今之れに從ひて改む、　【人所以群居和一之理盡矣】　禮祀三年問、人の下に之の字あり、○世德堂本、理盡矣の三字なし、　【曰君者治辨主也】　世德堂本、曰の字なし、　【詩云、愷悌君子】　宋本、箋釋本、集解本、云を曰に作れり、　【彼君者固有爲民之父母之說焉】　諸本皆君の下に子の字あり、兪樾曰く、子の字は衍なり、此れ本君の喪を三年する所以の故を說く、故に詩を引きて而して之れを釋きて曰く、彼君者固有爲民父母之說焉と、下文に云ふ、父能生之不能養之、母能食之不能敎誨之、君者已能食之矣、又善敎誨之者也と、下に君者と言ふときは、卽ち此の文も亦當に君者に作るべし、上の愷悌君子の文に涉りて、子の字を衍すのみと、是なり、故に之れを改む、　【君曲備之者也】　世德堂本、備を被に作れり、　【大夫士三月】　宋本、箋釋本、集解本、士の字なし、　【憚詭唈僾】　宋本、韓本、唈を悒に作れり、　【鐘鼓管磬】　宋本、韓本、箋釋本、鐘を鍾に作れり、　【武酌桓箾象】　宋本、韓本、箋釋本、集解本、酌を汋に作れり、○諸本皆象の上に箾の字あり、王念孫曰く、箾象は卽ち

左傳の象箾なり、鐘鼓管磬より以下皆四字にて句を爲す、即ち箾象の間當に箾の字ある可からず、疑ふらくは、即ち箾の字の誤りて衍するものならんと、是なり、故に之を削る、【斬衰苴杖居レ盧食レ粥】諸本皆斬を齊に作る、久保筑水曰く、齊は當に斬に作るべしと、今之れに從ひて改む、【齊戒脩レ涂】世德堂本、箋釋本、集解本、齊を齋に作れり、○增注本、涂を塗に作れり、

荀子巻第十四

樂論篇第二十

【人情之所二必不一レ免也】禮記樂記、史記樂書、必不を不レ能に作れり、【故人不レ能レ無レ樂】史記樂書、此の六字なし、【形二於動靜一而人之道】禮記樂記、而の字なく、道の下に也の字あり、【性術之變】宋本、韓本、性を生に作れり、【故人不レ能レ不レ樂】禮記樂記、不を無に作れり、【足三以辨二而不一レ息】辨の字、禮記樂記は論に、史記樂記は綸に作れり、○諸本皆息を謟に作る、久保筑水曰く禮記史記謟を息に作る、是なり、蓋し息は俗に謟に作る、故に誤りて謟と爲すのみと、盧文弨も亦同見なり、是なり、故に之れを改む、【曲直繁省】禮記樂記、省を瘠に作れり、【使三夫邪汚之氣無二由一レ得レ接焉】禮記樂記、史記樂書、不レ使三放レ心邪氣得一レ接焉に作れり、【而墨子非レ之奈何】禮記樂記、史記樂書、此の一句なし、以下同じ、【閨門之内、君臣上下同聽レ之則莫三不二和敬一】禮記樂記、史記樂書、閨の上に在の字あり、○宋本、則の字君の上にあり、○韓本、則の字なし、【父子兄弟同聽レ之則莫三不二和親一】宋本、則の字父の上にあり、○韓本、則の字なし、【鄉里族黨之中長少同聽レ之則莫三不二和順一】禮記樂記、史記樂書の首に在の字あり、鄉里族黨を族黨鄉里に作れり、○諸本皆黨を長に作る、禮記義疏に云ふ、長は當に黨に作るべしと、今之れに從ひて改む、○宋本、則の字長少の上にあり、○韓本、則の字なし、【合奏以成レ文者也】禮記樂記、史記樂書、宋本、韓本、合奏を節奏合に作り、者也の二字なし、【是先王立レ樂之術也】禮記樂記、術を方に作れり、【而志意得レ廣焉】禮記樂記、史記

樂書、而の字なし、下句而容貌而行列の而の字同じ、　【習二其俯仰屈伸一】　宋本、伸を申に作れり、　【出以征誅則莫レ不二聽從一、入以揖讓則莫レ不二從服一】　諸本皆出入の下に所の字あり、久保筑水曰く、二の所の字は衍なりと、是なり、故に之れを削る、　【天地之大齊也】　諸本皆地を下に作る、禮記樂記、史記禮書によりて改む、○禮記樂記、史記樂書、大の字なし、○禮記樂記、齊を命に作れり、　【人情之所二必不一レ免也】　禮記樂記、史記樂書、必不を不能に作れり、　【喜怒皆得二其齊一焉】　禮記樂記、齊を儕に作れり、　【喜而天下和レ之怒而暴亂畏レ之】　禮記樂記、史記樂書、而を則に作れり、亂の下に者の字あり、　【欲レ之レ楚而北求レ之】　世德堂本、箋釋本、欲の字なし、　【光輝於二是大一】　宋本、輝を暉に作れり、　【流慢鄙賤】　世德堂本、箋釋本、集解本、慢を優に作れり、以下同じ、　【審二詩商一】　諸本皆詩商を誅賞に作る、久保筑水曰く、王制篇誅賞を詩商に作る、是なりと、王先謙も亦之れを言へり、是なり、故に之れを改む、　【太師之事也】　宋本、韓本、太を大に作れり、　【儒者爲レ之過也】　宋本、韓本、也を矣に作れり、

【其移レ風易レ俗也速】　諸本也速の二字なし、猪飼敬所曰く、下に蓋し也速の二字を脱すと、今之れに從ひて補ふ、○史記樂書、風移俗易に作れり、　【帶二甲嬰レ胄】　宋本、箋釋本、集解本、胄を軸に作れり、　【歌二於行伍一使二人之心惕一】　諸本皆惕を傷に作る、兪樾曰く、行伍に歌ひて何を以て人心をして傷ましむるや、義通ず可からず、傷は當に惕に爲るべし、荀子の書、多く惕の字を用ふ、修身篇に曰く、加惕悍而不レ順と、注韓侍郎を引きて云ふ、惕與レ蕩同と、又榮辱篇に曰く、惕悍憍暴と、注亦云ふ惕與レ蕩同と、行伍に歌ふときは、則ち人の心をして之れが爲に動蕩せしむ、故に使二人之心惕一と曰ふ、惕傷形似たり、因て譌を致すのみと、今之れに從ひて改む、　【目不レ視二姦色一】　諸本皆姦を女に作る、荻生徂徠曰く、女は當に姦に作るべしと、今之れに從ひて改む、　【以二鐘鼓一導レ志】　宋本、鐘を鍾に作れり、　【從以二磬管一】　禮記樂記、史記樂書、元本、磬を簫に作れり、　【俯仰周旋】　周旋の二字、禮記樂記は周還に、元本は隨還に作れり、　【美善相樂】　箋釋本、增注本、莫二善於樂一に作れり、　【樂者所二以導一レ樂也、金石絲竹者所二以導一レ樂

也、樂行而民鄕」方矣】 宋本、韓本、箋釋本、集解本、導を道に、鄕を鄕に作れり、○宋本、箋釋本、集解本、下の導」樂の樂を德に作り、竹者の者の字なし、 【和之不」可」變者也】 禮記樂記、和を情に作れり、 【樂合」同、禮別」異、禮樂之統、管」乎人心」矣】 禮記樂記、合を統に、別を辨に、統を說に作れり、○史記樂書、管を貫に作れり、 【窮」本極」變】 禮記樂記、史記樂書、極を知に作れり、 【明王已沒、莫」之正」也】 宋本、已を以に作れり、 【乃斯聽也】 諸本皆斯聽を其德に作る、兪樾曰く、窮」本極」變樂之情也より、弟子勉學無」所」營也に至るまでの十八句は、皆有韻の文なり、獨り德の字韻に入らず、當に必ず誤あるべし、荀子の原文は、疑ふらくは乃斯聽也に作れるならん、斯は此と文異にして義同じ、乃斯聽也と不」此聽」也と反復して相明かすなり、古人韻を用ふる重複を避けず、采薇の首章、二玁狁之故を連用し、正月の一章、二自日の字を連用し、十日之交の首章、二而微の字を連用し、車舝の三章、二庶幾の字を連用し、文王有聲の首章、二有聲の字を連用し、召旻の卒章、二百里の字を連用するが如き、竝に其の例なり、後人兩句聽字を疊用するを得ずと疑ひ、因て上句を改めて乃其德也と爲す、特り韻に於て諧はざるのみならず、亦其の義を失へりと、今之れに從ひて改む、 【弟子勉學】 元本、世德堂本、勉を免に作れり、 【鼓大麗、鐘充實】 宋本、韓本、大を天に作れり、○諸本皆充を統に作る、豬飼敬所曰く、統は當に充に作るべし、淮南子に曰く鐘音充と、今之れに從ひて改む、 【竽笙肅和】 諸本皆肅を簫に作る、王引之曰く、簫は當に肅に爲るべし、竽笙の聲既に肅且つ和なるなりと、久保筑水も亦之れを言ふ、是なり、故に之れを改む、

【鼓其樂之君耶】 宋本、箋釋本、集解本、耶を邪に作れり、 【竽笙筦籥】 世德堂本、笙の字なし、諸本皆笙の下に簫の字あり、久保筑水曰く、簫の字は衍なりと、是なり、故に之れを削る、○箋釋本、集解本、筦の上に和の字あり、非なり、○宋本、韓本、筦を和に作れり、非なり、 【鞉鼓拊鞷椌楬】 諸本皆鼓を柷に作る、久保筑水曰く、鞉柷は當に鞉鼓に作るべし、下に椌楬あり、豈上に柷敔ある可けんや、字の誤なりと、是なり、故に之れを改む、○增注本、鞷を韋に作れり、○世德堂本、椌楬を椌楬に作れり、非なり、

【附會之節】諸本皆附を俯に作る、久保筑水曰く、俯は附に作る是なりと、今之れに從ひて改む、【衆積譁譁乎】宋本、韓本、箋釋本、集解本、積の下に意の字あり、【吾觀於鄕】禮記鄕飲酒義、家語觀鄕射、上に孔子曰の三字あり、【衆賓皆從之】禮記鄕飲酒義、元本、皆を自に作れり、【衆賓皆入】禮記鄕飲酒義、家語觀鄕射、元本、皆を自に作れり、【至于門外】家語觀鄕射、至於正門之外に作れり、【及介省矣】宋本、韓本、介の上に其の字あり、○家語觀鄕射、介の下に升則の二字あり、【升受坐祭】家語觀鄕射、升受を升而受爵に作れり、禮記鄕飲酒義、受爵同じ、而の字なし、【不酢而降】宋本、世德堂本、箋釋本、降の字なし、非なり、【工入升歌三終、主人獻之】家語觀鄕射、之を賓に作れり、【笙入三終、主人獻之】家語觀鄕射、人の下に又の字あり、【合樂三終】家語觀鄕射、終を闋に作れり、【工告樂備遂出】家語觀鄕射、遂の上に而の字あり、【二人揚觶】禮記鄕飲酒義、家語觀鄕射、二を一に作れり、【終於沃洗者】宋本、箋釋本、洗の字なし、【知其能弟長而無遺也】禮記鄕飲酒義、家語觀鄕射、也を矣に作れり、【降脫屨】世德堂本、箋釋本、集解本、脫を說に作れり、【朝不廢朝】家語觀鄕射、上の朝を旰に作れり、【暮不廢夕】世德堂本、箋釋本、集解本、暮を莫に作れり、【貴賤明隆殺辨】家語觀鄕射、明と辨との上に既の字あり、【此五行者】家語觀鄕射、行の字なし、【足以正身安國】宋本、韓本、箋釋本、集解本、足の上に是の字あり、【彼國安而天下安】家語觀鄕射、天下安の下に矣の字あり、【其文章縟而采】諸本皆縟を匿に作る、久保筑水曰く、匿は當に縟に作るべし、音の誤なり、說文に云ふ縟繁采色也と、今之れに從ひて改む、

荀子卷第十五

解蔽篇第二十一

【一則復經】諸本皆一を治に作る、久保筑水曰く、下文に曰く、心枝則無知、傾則不精、貳則疑惑と、呂氏春秋に曰く、一則治、兩則亂と、仍て案ずるに、治の字は

恐らくは當に一の字の誤なるべしと、今之れに從ひて改む、

【兩則疑惑矣】 諸本皆兩疑則惑矣に作る、楊注に曰く、一本作兩則疑惑矣と、是なり、故に之れを改む、

【或是或非或理或亂】 宋本、或を惑に作れり、○箋釋本、集解本、理を治に作れり、

【始繆於道而人誘其所殆也】 諸本皆始を姤に作る、桃白鹿曰く、姤の字甚謂なし、當に始に作るべし、道を求むるは則ち其の始にあり、一たび道を繆る時は、則ち人々其の好む所より入りて之れを誘ふあり、遂に習うて其の道を私するに至るを言ふなりと、今之れに從ひて改む、○諸本皆殆を迨に作る、久保筑水曰く、迨は當に近と訓ず可からず、當に是れ殆の字の誤なるべし、或は疑ふ楊倞の時未だ誤らず、故に近と訓ず、其の後注文を幷せて誤りしかと、今之れに從ひて改む、

【與治離走】 諸本皆離を雖に作る、楊注に曰く、雖は或は離に作ると、是なり、故に之れを改む、

【心不在焉則白黑在前而目不見】 諸本皆在を使に作る、猪飼敬所曰く、使の字通せず、恐らくは當に在に作るべし、即ち大學の心不在焉、視而不見、聽而不聞也と、今之れに從ひて改む、○元本焉を爲に作れり、

【故爲蔽】 元本、世德堂本、箋釋本、故を數に作れり、

【末喜斟觀】 諸本皆斟を斯に作る、楊注に曰く、韓侍郎云ふ斯は或は當に斟に爲るべし、斟觀は夏と同姓の國と、今之れに從ひて改む、

【桀死於鬲山】 諸本皆鬲を亭に作る、楊倞曰く、亭山或本鬲山に作ると、而して鬲を以て灊の誤となす、王念孫曰く、鬲山に作る者、是なり、鬲は讀んで歷と同じ、字或は歷に作る、太平御覽皇王部七尸子を引きて曰く、桀放於歷山と、淮南修務篇にいふ、湯整兵鳴條、困夏南巢、譙以其過、放之歷山と、歷山は即ち鬲山なり、史記滑稽傳、銅歷爲棺の索隱に曰く、歷即釜鬲也と、是れ鬲歷古字通ずるなり、楊鬲山を以て灊山の誤となすは、非なりと、是なり、故に之れを改む、

【成湯鑒於夏桀】 宋本、箋釋本、集解本、鑒を監に作れり、下同じ、

【人又莫之諫】 世德堂本、人の字なし、

【不危辱滅亡者】 元本、危辱の二字なし、

【仁智且不蔽故能持管仲】 宋本、箋釋本、集解本、智を知に作れり、下同じ、

【輔賢之謂能】 元本、世德堂本、箋釋本、增注本、能を彊に作れり、

【申子蔽於勢】 宋本、箋釋本、集解本、勢を埶に作れ

り、以下同じ、　【故由用謂之道盡利矣、由欲謂之道盡嗛矣】　元本、世德堂本、增注本、矣を也に作れり、○諸本皆欲を俗に作る、楊倞曰く、俗は當に欲に爲るべしと、是なり、故に之れを改む、　【此數具者】　世德堂本、此の下に而の字あり、非なり、　【猶未之能識也】　宋本、韓本、箋釋本、集解本、猶を而に作れり、　【兼陳萬物而中懸衡焉】　宋本、箋釋本、集解本、懸を縣に作れり、　【心不可以不知道】　元本、以の字なし、　【不合於道人】　諸本皆不の下に知の字あり、久保筑水曰く、疑ふらくは知の字を衍すと、今之れに從ひて削る、　【與不道人論道人】　宋本、增注本、不道人を不可道之人に作れり、　【治之要在於知道】　元本、在を存に作れり、○諸本皆道の下に人の字あり、久保筑水曰く、疑ふらくは人の字を衍すと、是なり、故に之れを改む、　【虛一而靜】　宋本、箋釋本、集解本、一を壹に作れり、　【心未嘗不兩也】　諸本皆兩を滿に作る、楊倞曰く、滿は當に兩に爲るべし、兩は同時に兼知するをいふと、是なり、故に之れを改む、　【不以所已臧害所將受】　宋本、箋釋本、所已を已所に作れり、　【不以夫一害此一謂之一】　宋本、箋釋本、集解本、之一の一を壹に作れり、　【未得道而求道者、謂虛一而靜】　諸本、皆虛の上に謂之の二字あり、古屋昔陽曰く、謂之の二字は、衍文なりと、今之れに從ひて削る、○宋本、箋釋本、集解本、一を壹に作れり、下虛一の一同じ、　【將須道者虛則入、將事道者一則盡】　諸本皆虛と一との上に之の字あり、久保筑水曰く、文例を以て之れを考ふるに、二之の字衍文なり、然らずんば則ち靜の上に當に之の字あるべしと、今之れに從ひて削る、○諸本皆入を人に作る、王引之曰く、今入を誤りて人に作ると、塚田大峯、久保筑水も同見なり、是なり、故に之れを改む、○宋本、箋釋本、集解本、一を壹に作れり、　【謂之大淸明】　元本、大の字なし、　【處於今而論久遠】　元本、論を聞に作れり、　【宇宙裹矣】　諸本皆裹を裏に作る、久保筑水曰く、裏は恐らくは裹の誤ならん、字形頗る似たり、莊子曰く、充滿天地、包裹六極と、今之れに從ひて改む、　【是之謂大人】　世德堂本、箋釋本、集解本、是の上に夫の字あり、　【其精之至也不貳】　世德堂本、箋釋本、集解本、精を情に作れり、　【以參稽

之、萬物可兼知也】　諸本皆參を贊に作る、久保筑水曰く、贊の字上文の例を以てするときは、則ち當に參の誤りなるべしと、今之れに從ひて改む、以下參稽の參の字同じ、　【知者擇一而一焉】　宋本、箋釋本、集解本、下の一を壹に作れり、　【農精於田而不可以爲田師、賈精於市而不可以爲市師、工精於器而不可以爲器師、精於物者也、有人也、不能此三技、而可使治三官、曰精於道者也、精於物者以物物、精於道者兼物物】　世德堂本、箋釋本、集解本、市師を賈師に作れり、○諸本皆精於物者也の五字、曰精於道者也の下にあり、盧文弨曰く、此の句當に不可以爲器師の下に在るべし、誤り脫して此に在るなりと、古屋昔陽も亦同說なり、是なり、故に之れを改む、○宋本、曰精於道者也の者の字なし、　【君子一於道】　宋本、箋釋本、集解本、一を壹に作れり、下句一於道則正の一も亦同じ、　【處一之危】　諸本之危を危之に作る、楊倞曰く、危之は當に之危に爲るべしと、是なり、故に之れを改む、　【導之以理】　宋本、韓本、箋釋本、集解本、導の上に故の字あり、　【不足以決麤理也】　宋本、箋釋本、集解本、也を矣に作れり、　【倉頡獨傳者一也】　宋本、箋釋本、集解本、一を壹に作れり、以下同じ、　【好幾者衆矣】　諸本皆幾を義に作る、桃白鹿曰く、好義者衆矣、舜獨傳者一也、此の言、本より解す可からざるなり、義を視て仁義の義と爲すが如きは、村學究と雖尙其の當らざるを知れり、愚謂ふ、義は當に幾に作るべし、幾は機なり、天文を正すの器にて玉を以て之れを飾れるものを璿璣と曰ふ、後幾を儀に作り、玉儀と稱すること尙書考靈曜に見ゆ、蓋し玉儀は舜の巧思に出づ、故に舜典に曰く、在璿璣玉衡以齊七政と、別に其の官を載せず、則ち知る、舜專ら巧思を此の器に用ひ、以て自ら天文を正せしことを、其の精密羲和の上に出でしならんと、今之れに從ひて改む、　【惡能與我歌矣】　元本、矣を乎に作れり、　【蚊䖟之聲聞則挫其精】　䖟字、宋本は蝱に、箋釋本は虻に、集解本は蝱に作れり、　【孟子惡敗而出妻、可謂能自彊矣、未及思也、有子惡臥而焠掌、可謂能自忍矣、未及好也、闢耳目之欲、而遠蚊䖟之聲、可謂能自危矣、未可謂微也】　諸本皆孟子惡敗而出妻可謂能自彊矣、有子惡臥而焠掌、可謂能自忍矣、未及好也、闢耳目

之欲、可謂能自彊矣、未及思也、蚊䖟之聲聞則挫其精、可謂危矣、未可謂微也に作る、郭嵩燾曰く、下の可謂能自彊矣の六字は衍なり、未及思也の句は、當に前の可謂能自彊矣の下にあるべしと、郝懿行曰く、闢耳目之欲以下錯亂讀む可からず、當に闢耳目之欲、而遠蚊䖟之聲、可謂能自危矣、未可爲微也に作るべし、此の如く訂正するときは、方に讀むべし、餘は皆上文に涉りて衍せりと、今二氏の說を折衷して改削す、【此治心之道也】元本、治を理に作れり、【見寢石以爲伏虎也】宋本、石を木に作れり、【見植木以爲候人也】諸本皆木を林に、候を後に作れり、猪飼敬所曰く、林は當に木に作る可し、後は當に候に作るべし、植木を見て以て停止して己を候ふ者と爲すを言ふなりと、今之れに從ひて改む、【聽漠漠而爲哅哅、勢亂其官也】宋本、箋釋本、集解本、漠漠の下に而の字あり、勢を埶に作れり、以下勢の字同じ、【從山上望牛者】世德堂本、上を下に作れり、非なり、【水動而影搖】宋本、箋釋本、集解本、影を景に作れり、【安能無過乎】元本、安を定に作れり、【愚而善畏】元本、而を以に作れり、【比至其家】世德堂本、家の下に者の字あり、【疑玄之時定之】諸本皆定を正に作る、王念孫曰く、正は當に定に爲るべし、聲の誤なり、楊注に據るに、必ず此時を以て其の鬼あるを定むると云ふときは、則ち見る所の本是れ定の字なるや明なりと、今之れに從ひて改む、下句の已以定事の定の字も亦同じ、【擊鼓鼙則必有敝鼓喪豚之費矣】諸本皆鼙を鼓鼓痺に作る、塚田大峯曰く、此れ當に擊鼓鼙に作るべし、鼙の字誤りて鼓痺の二字となれるなりと、久保筑水も亦同見なり、是なり、故に之れを改む、○世德堂本、敝を弊に作れり、【可以知物之理也】元本、以の字なし、下可以知の二句の以の字同じ、【曰聖王也】諸本皆王の字なし、楊倞曰く、或曰く聖の下に更に王の字あるべし、誤り脱せるのみと、今之れに從ひて補ふ、【治其法以求其統、以務象効其人】世德堂本、箋釋本、集解本、治を法に作れり、○諸本統の下に類の字あり、元本獨りなし、王念孫曰く、元刻是なり、治其法以求其統以務象效其人の三句一氣貫注す、若し一の類字多きときは、則ち上下の語脈を膈斷すと、今之れ

に從ひて削る、○宋本、箋釋本、集解本、効を效に作れり、　【有レ知非以慮レ是則謂二之惡一】　諸本皆惡を懼に作る、猪飼敬所曰く、懼は疑ふらくは、當に惡に作るべし、古文惡を悳に作り、懼を愳に作る、字似て誤まれるなり、非を爲すに智ありて、以て正道を傾けんことを謀慮する者は、之れを惡と謂ふを言ふなりと、今之れに從ひて改む、　【孰二察非一以分レ是】　諸本皆察孰に作る、久保筑水曰く、察孰は疑ふらくは當に地を易ふべしと、是なり、故に之れを改む、　【多二能非一以脩レ是則謂二之蕩一】　諸本皆脩の下に蕩の字あり、蕩を知に作れり、荻生徂徠曰く、脩二蕩之一は是を脩飾するを言ふなり、蕩の字恐らくは衍なり、下謂二之知一の知は、當に蕩に作るべしと、今之れに從ひて改む、　【非レ察レ是即察レ非】　諸本皆即を是に作る、猪飼敬所曰く、下の是は當に即に作るべし、天下一道あり、是を察するに非ざれば、則ち非を察するなり、察は學んで之れを明にするを謂ふなりと、今之れに從ひて改む、　【有下能分二是非一治二曲直一者上耶】　宋本、箋釋本、集解本、耶を邪に作れり、　【分レ物而爲レ辯】　諸本皆分を言に作る、猪飼敬所曰く、論衡に曰く、公孫龍著二堅白之論一、析レ言剖レ辭と、言レ物は當に分レ物に作るべし、堅白石を分ちて三と爲すの類を言ふなりと、今之れに從ひて改む、○世德堂本、而を以に作れり、　【廣焉能弃レ之矣】　宋本、弃を棄に作れり、　【詩曰墨以爲レ明、狐狸其蒼】　宋本、箋釋本、集解本、曰を云に作れり、○元本、明を朗に作れり、○箋釋本、集解本、其を而に作れり、　【詩云明明在レ下】　宋本、箋釋本、集解本、云を曰に作れり、

荀子巻第十六

正名篇第二十二

【心慮而能爲二之動一謂二之僞一】　元本、僞を爲に作れり、下同じ、　【所下以能二之在一レ人者謂中之能上】　諸本皆所の上に知の字あり、荻生徂徠曰く、知の字は衍なりと、盧文弨も亦同見なり、是なり、故に之れを改む、　【析レ辭擅作】　諸本皆作の下に名の字あり、王念孫曰く、析レ辭擅作の下に本名の字なし、名の字あるときは則ち累句を成す、此の名の字は下の正名に涉りて

衍す、下文の離正道而擅作の作の下に名の字なし、即ち其の證なりと、今之れに從ひて削る、　【使民疑惑多辨訟】　諸本皆惑の下に民の字（宋本、箋釋本、集解本は人に作れり）あり、久保筑水曰く、下の民の字は衍なりと、今之れに從ひて削る、　【故其民莫敢爲奇辭以亂正名】　元本、民を一人の二字に作れり、下句其民莫云云の句同じ、○宋本、韓本、箋釋本、集解本、敢の下に託の字あり、下句其民莫云云の句同じ、　【易使則功】　諸本皆功を公に作る、顧千里曰く、公は疑ふらくは當に功に作るべし、荀子屢、功を言ふ、以て證と爲すべし、下文にいふ、其迹長矣、迹長功成、治之極也と、此の功を承けて之れを言ふ、公に作らざるや明なること甚しと、今之れに從ひて改む、　【一於道法】　元本、箋釋本、集解本、一を壹に作れり、　【謹於循令】　元本循を脩に作れり、下句有循於舊名の循の字同じ、　【與所緣有同異】　元本、有の字なし、　【名實互紐】　諸本皆互を玄に作る、王念孫曰く、今本互の字、上下皆誤りて點を加ふ、楊の見る所の本已に然り、故に誤り讀みて胡消切となす、而して說く所皆非なりと、蓋し古互に作れるを、後人點を加へて互となし、又譌して玄となせることを言ふなり、今之れに從ひて改む、　【知者爲之分別】　元本、爲の下に人の字あり、非なり、

【聲音清濁調節奇聲】　諸本皆節を竽に作る、王先謙曰く、調竽は當に調節に爲るべし、竽節の字、皆竹に從ふ、故に節誤りて竽と爲れるなり、禮記仲尼燕居篇、樂也者節也の孔疏に節制也とあり、檀弓篇品節斯の疏に、節制斷也とあり、是れ節は制たるなり、調は說文に和也とあり、聲音の道、調して以て之れを和合し、節して以て之れを制斷す、故に調節と曰ふ、清濁と同じく對文を爲す、奇聲は下の奇味奇臭と對文なりと、是なり、故に之れを改む、　【腥臊漏庮】　諸本皆漏を洒に作る、楊注或說を引きて曰く、洒は當に漏に作るべし、篆文稍相似たり、因りて誤れるのみと、今之れに從ひて改む、○諸本皆庮を酸に作る、王念孫曰く、酸は庮の字の誤なり、庮は酉の聲に從ふ、酸の左畔と相同じ、又上文の辛酸に涉りて誤れるなり、周官內饔及び內則並に云ふ、牛夜鳴則庮先と、鄭司農云ふ、庮朽木臭也なりと、內則の注に曰く、庮惡臭也と、酸亦味なり、臭に非ざるなりと、今之れに從

ひて改む、　【滑皴輕重】　諸本皆皴を鈹に作る、猪飼敬所曰く、鈹は當に皴に作るべし、滑利ならざるなりと、今之れに從ひて改む、　【待五官之當簿其類】　諸本皆五を天に作る、兪樾曰く、疑ふらくは天官は乃ち五官の誤ならん、下文に云ふ、五官簿之而不知、心徵之而無說と、即ち此の文を承けて言ふ、天官は五官の譌たるを知る可しと、是なり、故に之れを改む、　【人莫不謂之不知】　諸本皆莫不の下に然の字あり、王念孫曰く、然の字は上下の文に渉りて衍すと、久保筑水も亦同說なり、是なり、故に之れを削る、　【知異實者之異名也、不可亂也、故使異實者莫不異名也、猶使同實者莫不同名也】　諸本皆不可亂也の一句、使異實者莫不異名也の下にあり、久保筑水曰く、不可亂也の一句、當に故の字の上に在るべし、文に於て順と爲すと、今之れに從ひて改む、○諸本皆同實を異實に作る、楊注或說を引きて曰く、異實は當に同實に爲るべしと、是なり、故に之れを改む、　【有時而欲偏擧之、故謂之鳥獸】　諸本皆偏を徧に作る、荻生徂徠曰く、徧は當に偏に作るべし、其の一を擧げて以て之れを言はんと欲するを言ふなりと、兪樾も亦同見なり、是なり、故に之れを改む、　【名無固善】　諸本皆無を有に作る、荻生徂徠曰く、有は當に無に作るべしと、是なり、故に之れを改む、　【同狀而爲異所者雖可合謂之二實】　宋本、箋釋本、集解本は同狀を狀同に作り、韓本は同狀に作れり、上に別也の二字あり、世德堂本、增注本は同狀を別也に作れり、猪飼敬所曰く、宋本には而の上に狀同の字ありと、若し然らば可別也の三字は衍なるに似たりと、今之れに從ひ、宋本の狀同は韓本によりて同狀に作り、可別也の三字を削れり、　【狀變而實無別而爲異者謂之化而無別謂之一實】　元本、無の字なく、而爲の而の字なし、非なり、　【後王之成名、不可不察也】　元本、名の下に也の字あり、　【驗之所爲有名、觀其孰行、則能禁之矣】　諸本皆所の下に、以の字あり、王引之曰く、驗之所下の以の字及び、下文の驗之所緣の下無の字は、皆後人の增す所なり、注に據るに、驗其所爲有名驗其緣所同異と云ふときは、則ち上に以字なく、下に無の字なきや明なること甚しと、是なり、故に之れを改む、○世德堂本、孰を熟に作

れり、下同じ、　【大鐘不加樂】、世德堂本、箋釋本、集解本、鐘を鍾に作れり、　【驗之所緣以同異】諸本皆緣の下に無の字あり、削る、說上に見ゆ、　【白馬非馬也】諸本皆白の字なし、猪飼敬所曰く、上に白の字を脫すと、是なり、故に之れを補ふ、　【不可與共故】元本、故の字なし、　【明君臨之以勢】宋本、箋釋本、集解本、勢を埶に作れり、以下勢の字同じ、　【辯說惡用矣哉】諸本皆說を勢に作る、荻生徂徠曰く、勢は當に說に作るべし、乃ち音の訛なりと、盧文弨も亦同見なり、是なり、故に之れを改む、　【今聖王沒天下亂】宋本、韓本、王を人に作れり、　【名也者所以期異實也】諸本皆異を累に作る、楊注或說を引きて曰く、累實は當に異實に爲るべしと、是なり、故に之れを改む、　【辭也者兼異實之名以諭一意也】諸本皆諭を論に作る、王念孫曰く、論は當に諭に爲るべし、字の誤なり、諭は明なり、異實の名を兼說して、以て之れを明すを言ふなり、字或は喩に作る、下文に曰く、辯說也者不異實名以喩動靜之道也と、是れ其の證なりと、久保筑水も亦之れを言へり、是なり、故に之れを改む、　【心也者道之主宰也】諸本皆主を工に作る、標注本は、王に作れり、久保筑水曰く、工宰は恐らくは主宰の誤ならんと、是なり、故に之れを改む、　【辯合於說】諸本皆辯を辭に作る、荻生徂徠曰く、辭は恐らくは辯に作るべしと、今之れに從ひて改む、　【正道而辨姦】宋本、箋釋本、集解本、正の上に以の字あり、　【白道而冥窮】宋本、冥の上に不の字あり、非なり、　【是聖人之辯說也】世德堂本、是の下に以の字あり、　【令聞令望】宋本、聞を問に作れり、　【豈弟君子】宋本、豈弟を愷悌に作れり、　【不治觀者之耳目】諸本皆治を治に作る、王念孫曰く、治の字義通ず可からず、治は當に治に爲るべし、字の誤なり、不治觀者之耳目とは、祆辭を爲し以て衆人の耳目を惑はさゞるなりと、是なり、故に之れを改む、　【不賂貴者之權勢】宋本、者の字なし、　【不利便辟者之辭】諸本皆便を傳に作る、荻生徂徠曰く、傳は當に便に作るべしと、今之れに從ひて改む、　【咄而不奪】諸本皆咄を吐に作る、兪樾曰く、吐は當に咄に爲るべし、形似て誤れるなりと、今之れに從ひて改む、　【足以相通則舍之矣】宋本、箋釋

本、集解本、此の句の下に、苟之姦矣の四字あり、【故名足以指實】　宋本、名の下に之の字あり、【困於多欲者也】　宋本、多欲を欲多に作れり、【愚者拾以爲己寳】　宋本、寳を實に作れり、【有欲無欲異類也性之具也】　諸本皆性之具を生死に作れり、王念孫曰く、生死也の三字は、上下の文と義相屬せず、生死也は當に性之具也に作るべし、下文の性之具也は即ち此の句の衍文なり、有欲無欲は是れ生れて然るものなり、故に性之具と曰ふなり、性之具也情之數也の二句、相對して文を爲す、下文雖爲守門、欲不可去、雖爲天子、欲不可盡の四句も亦相對して文を爲す、若し性之具也の一句を闌入するときは、則ち上下の語氣を隔斷すと、今之れに從ひて改む、【欲不待可得、求者從所可】　標注本、從を於に作れり、【求者從所可、所受乎心也】　諸本受の上の所の字なし、久保筑水曰く、受の上に所の字を脱するに似たりと、是なり、故に之れを補ふ、【所受乎天之欲、制於所受乎心之計】　諸本皆欲の上に一の字あり、猪飼敬所曰く、一の字は衍なりと、今之れに從ひて削る、○諸本皆計を多に作り、下に固難類所受乎天の七字あり、楊倞曰く、此の一節未だ詳ならず、或は恐らくは脱誤あらんのみ、或人曰く當に所受乎天之一欲制於所受乎心之計に爲るべし、其の餘は皆衍字なりと、今之れに從ひて改削す、【以欲爲可得而求之】　世德堂本、集解本、欲の上に所の字あり、○世德堂本、爲の上に以の字あり、【雖爲守門、欲不可去】　諸本皆此の句の下に性之具也の一句あり、削る、説上に見ゆ、【欲節求也】　元本、求の下に必の字あり、【知道之莫之若也】　元本、標注本、莫の上に知の字あり、非なり、【離南行而北走也哉】　元本、也の字なし、【爲夫所欲之不可盡也】　元本所の字なし、【人動而不可以不與權俱】　諸本皆動の上に無の字あり、荻生徂徠曰く、無の字は衍なるに似たりと、今之れに從ひて削る、○元本、增注本、不可以の三字なし、【重懸於仰】　宋本、箋釋本、集解本、懸を縣に作れり、下同じ、【觀其隱而難察者】　諸本察の上に其の字あり、王念孫曰く、其の字は上文に渉りて衍せるなり、楊注に云ふ、隱而難察と、則ち其の字なきや明なりと、久保筑水も

亦同見なり、是なり、故に之れを削る、　【假而得レ間而嗛レ之】　諸本皆間を問に作る、王念孫曰く、得問の二字義通ず可からず、當に得間に爲るべし、字の誤なりと、猪飼敬所も亦同見なり、今之れに從ひて改む、○元本、增注本、而得の二字なし、　【其與レ盜無レ以異一】　世德堂本、箋釋本、集解本、盜の上に夫の字あり、　【雖レ乘レ軒戴レ絻、其與無レ足無レ以異一】　世德堂本、箋釋本、集解本、雖の字なし、○世德堂本、其與を與其に作れり、　【色不レ及レ備】　諸本皆備を傋に作る、久保筑水曰く、傋は當に備に作るべし、下同じ、共に字の誤なりと、是なり、故に之れを改む、下句聲不レ及レ備の備も亦同じ、　【局室蘆簾藁蓐】　諸本皆局を屋に、蘆簾を盧庾に作り、藁の上に葭の字あり、王念孫曰く、初學記器物部引きて局室蘆簾藁蓐に作る、義に於て長れりと爲す、藁蓐蘆簾と文を對するときは、則ち藁の上に當に葭の字あるべからず、且つ葭は即ち蘆なり、又蘆と相複ると、今之れに從ひて改む、○宋本、箋釋本、集解本、藁を稾に作れり、　【其私樂少矣】　諸本皆私を和に作る、王念孫曰く、和は當に私に爲るべし、字の誤なり、私樂は天下之樂に對して言ふ、若し和樂少と云ふときは、則ち義通ず可からずと、塚田大峯も亦同見なり、是なり、故に之れを改む、

荀子卷第十七

性惡篇第二十三

【生而有二耳目之欲一好二聲色一焉】　諸本皆好の上に有の字あり、王先謙曰く、下の有の字は疑ふらくは衍ならんと、是なり、故に之れを削る、　【合二於犯文亂理一而歸二於暴一】　諸本皆文を分に作る、兪樾曰く、犯分は當に犯文に作るべし、此の本、文理を以て相對す、上文に曰く、順レ是故淫亂生而禮義文理亡焉と、下文に曰く、合二於文理一而歸二於治一と、並に其の證なり、合二於犯文亂理一は、合二於文理一と、正に相對して義を成す、今犯分に作るときは、則ち下文と合はず、當に後人犯分を習ひ聞きて、犯文を聞くこと罕なるに由りて、誤りて之れを改めしなるべきのみと、今之れに從ひて改む、　【古者聖王以二人之性惡一以爲二偏險而不一レ正、悖亂而不レ治】　元本、王を人に作れり、　【出二於治一合二於

道一】 元本、治を理に作れり、○世德堂本、道を導に作れり、 【今之人化二師法一積二文學一】 元本、之の字なし、 【安二恣睢一而違二禮義一】 元本、而違を慢字に作れり、 【孟子曰人之學者其性善也】 世德堂本、箋釋本、集解本、也の字なし、 【不レ察二乎人之性僞之分一者也】 元本、標注本、人之性僞之分を、僞之情の三字に作れり、○宋本、乎人を乎人人に作れり、 【可二事而成一之在レ人者謂二之僞一】 元本、成の下の之の字なし、 【必失而喪レ之】 元本、之の字なし、 【使三夫資朴之於レ美、心意之於レ善、若二夫可一以見之明不レ離レ目、可二以聽一之聰不レ離レ耳、目明而耳聰上也】 諸本皆目明の上に、故曰の二字あり、猪飼敬所曰く、故曰の二字は衍なり、使夫以下三十六字一氣に讀むと、今之れに從ひて削る、 【子之代二乎父一、弟之代二乎兄一】 元本、乎の字なし、 【器生二於陶人之僞一】 諸本皆陶を工に作る、楊注或說を引きて曰く、工人は當に陶人に爲るべしと、是なり、故に之れを改む、 【是生二於聖人之僞一】 世德堂本、於の字なし、 【是皆生二於人之情性一者也】 元本、者の字なし、 【必且待レ事而後然者、謂二之生一於僞一】 元本、者の字なし、 【僞起而生二禮義一】 僞起の下に、宋は於信の二字あり、世德堂本、箋釋本は於性の二字あり、 【所三以同二於衆一而不二過於衆一者性也】 諸本皆而を其に、過を異に作る、桃白鹿曰く、其の字は當に而に作るべしと、猪飼敬所曰く、異は當に過に作るべしと、今之れに從ひて改む、 【所二以異而過一衆者僞也】 元本、過を制に作れり、 【假二之有レ資レ財而分者一】 宋本、箋釋本、集解本、之の下に人の字あり、○諸本皆資の上に弟兄の二字あり、王先謙曰く、下文讓二乎國人一と言ふに據るときは、則ち兄弟財を分つの謂に非ず、明に弟兄の二字は衍文なり、財を資りて分つあるに、情性に順へば則ち兄弟相奪ひ、禮義に化するときは則ち國人に讓る、文義正に相對峙す、兄弟は財を分ちて國人に讓及するが若きは、情理の有る所に非ず、弟兄の二字は、乃ち淺人下文の兄弟相拂奪に緣りて妄に之れを加へしなりと、是なり、故に之れを削る、 【兄弟相拂奪】 宋本、拂を怫に作れり、 【若レ是讓二乎國人一矣、】 元本、乎の字なし、 【貴而不レ願レ勢】 宋本、箋釋本、集解本、勢を埶に作れり、以下勢の字同じ、 【苟有二之中者一必不レ求二於外一】 諸本皆求を及に作る、久保筑

水曰く、及は當に求に作るべし、音の誤なりと、是なり、故に之れを改む、【然則性而已則人無禮義】　宋本、箋釋本、集解本、性を生に作れり、【然則性而已則悖亂而已】　諸本皆下の而已を在已に作る、桃白鹿曰く、在は當に而に作るべしと、是なり、故に之れを改む、〇宋本、箋釋本、集解本、性を生に作れり、【今嘗試去君上之勢】　諸本皆嘗を當に作る、桃白鹿曰く、當は應に嘗に作るべし、字の誤なりと、久保筑水も亦之れを言へり、是なり、故に之れを改む、【觀天下民人之相與也】　元本人の字なし、【凡論者貴其有辨合符驗】　宋本、韓本、符の上に有の字あり、增注本は、其の字あり、【無辨合符驗】　元本、合の上に不の字あり、【性惡則與聖王貴禮義矣】　世德堂本、箋釋本、增注本、與を興に作れり、非なり、【堯舜之與桀跖其性一也】　世德堂本、跖の下に也の字あり、【猶陶埏而生之也】　世德堂本、箋釋本、猶の字なし、【然則禮義積僞者豈人之性也哉】　元本、者の字なし、【然而曾騫孝已】　元本、而を則に作れり、【以綦於禮義故也】　元本、於の字なし、【不如齊魯之孝共敬文者何也】　諸

本共を具に作れり、王念孫曰く、孝具の二字詞とならず、且つ敬文と對せず、具は當に共に爲るべし、字の誤なり、孝共は即ち孝恭にして、正に敬文と對すと、今之れに從ひて改む、〇諸本皆文を父に作れり、楊倞曰く、敬父は當に敬文に爲るべし、傳寫の誤のみと、是なり、故に之れを改む、【今不然、塗之人者皆內可以知父子之義、外可以知君臣之正】　諸本皆不然の二字、今の上にあり、兪樾曰く、不然の二字は、當に今の字の下に在るべし、今不然の三字句を爲す、上文に云ふ、今不然人性惡と、是れ其の例なりと、是なり、故に之れを改む、【本夫仁義之可知之理、可能之具】　元本、仁義の下の之の字なし、【思索熟察】　宋本、箋釋本、集解本、熟を孰に作れり、【故塗之人可以爲禹、然則塗之人能爲禹、未必然也】　元本、可以爲禹の下に、未必然也、塗之人可以爲禹の十一字あり、〇諸本皆然則を則然に作り、上句に屬す、桃白鹿曰く、則然は當に然則に作るべし、下句に屬すと、今之れに從ひて改む、【然而未嘗能相爲事也】　世德堂本、而を則に作れり、【其未嘗不可以相爲明矣】　諸本皆未嘗の二字なし、久

保筑水曰く、其の下未嘗二字を脱するに似たりと、今之れに從ひて補ふ、　【擧事多悔】 世德堂本、悔を侮に作れり、　【雜能旁魄而毋用】 世德堂本、箋釋本、集解本、毋を無に作れり、　【析速粹熟而不急】 世德堂本、箋釋本、析を折に作れり、○宋本、箋釋本、集解本、熟を孰に作れり、　【君王有道】 諸本皆君を先に作る、塚田大峯曰く、先王は當に君王に爲るべし、此れ時王を以て之れを謂ふなりと、今之れに從ひて改む、　【上不循於亂世之君】 元本、循を脩に作れり、　【下不沿於亂世之民】 諸本皆沿を俗に作る、荻生徂徠曰く、俗は當に沿に作るべしと、是なり、故に之れを改む、　【天下不知之】 元本、知之を知也に作れり、　【欲與天下同苦樂之】 太平御覽人事部引きて同苦を共の字に作れり、【體恭而意儉】 諸本皆體を禮に作る、久保筑水曰く、禮は當に體に作るべし、脩身篇に曰く、體恭敬而心忠信と、是なり、故に之れを改む、　【苟不恤是非然不之情】 世德堂本、箋釋本、集解本、苟の下に免の字あり、○諸本然不の下に然の字あり、王先謙曰く、不然の然の字は衍と、今之れに從ひて削る、　【然而不得排擯】 宋本、箋釋本、集解本、擯を檄に作れり、　【莊君之曶】 世德堂本、增注本、曶を冐に作れり、　【然而不加砥礪】 宋本、箋釋本、集解本、礪を厲に作れり、　【驊騮騹驥】 元本、驥を騏に作れり、　【鐵離綠耳】 諸本鐵を纖に作る、久保筑水曰く、纖は當に鐵に作るべし、字似て誤れるなり、離は讀んで驪と爲す、月令に鐵驪ありと、今是れに從ひて改む、　【必前有銜轡之制後有鞭策之威】 諸本皆必前を前必に作る、王念孫曰く、前必有は本必前有に作る、前有後有皆必の字を承けて言ふ、若し前必有に作る時は、則ち下句と貫かず、羣書治要及初學記人部中、太平御覽人事部四十五竝に引きて、必前有に作ると是なり、故に之れを改む、　【身日加於刑戮而不自知者靡使然也】 諸本日を且に作る、桃白鹿曰く、且は當に日に作るべしと是なり故に之れを改む、

天子篇第二十四

【天子篇】 諸本皆天を君に作る、楊倞曰く、凡そ篇名は多く初發の語を用ひて、之れに名づく、此の篇は皆人君の事を論ず、即ち君子は當に天子に作るべし、恐

らくは傳寫の誤ならんと、今之れに從ひて改む、【勢至重形至佚】宋本、箋釋本、集解本、勢を埶に作れり、【百吏官人】標注本、吏官を官吏に作れり、【莫敢犯上之禁】諸本皆犯の下に大の字あり、塚田大峯曰く、羣書治要の大字なし、下文に見て、無きを是と爲すと、是なり、故に之れを削る、【皆知夫盜竊之不可以爲富也、皆知夫賊害之不可以爲壽也】諸本皆之の下に人の字あり、王念孫曰く、盜竊之、賊害之の下、皆人の字なし、後人兩人の字を加へしなり、盜竊之人、賊害之人と、犯上之禁とを以て對文とするは謬なり、盜竊不可以爲富賊害不可以爲壽は、皆其の事を指して言ふ、其の人を指して言ふに非ず、兩人の字を加入するを得ざるなり、羣書治要に人の字なしと、今之れに從ひて削る、【世曉然皆知夫爲姦則雖隱竄逃亡之由不足以免也】世德堂本、箋釋本、世の上に治の字あり、【故莫不服罪而請】宋本、故の字なし、【刑罰不過罪】諸本皆過を怒に作る、塚田大峯曰く、刑罰不怒罰、此れ亦通ずべしと雖、然も上文に據りて當に過罪に作るべしと、今之れに從ひて改む、下句刑罰過罪の過も亦之れに同じ、【介然各以其誠通】諸本皆介を分に作る、王念孫曰く、分は當に介に作るべし、介然は堅固貌なり、誠心介然上下相通ずるを言ふなり、若し分然に作るときは、則ち義通ずべからずと、今之れに從ひて改む、【亂世則不然】元本、則の字なし、【先祖嘗賢、子孫必顯】諸本皆嘗を當に作る、楊倞曰く、當は或は嘗に作ると、是なり、故に之れを改む、○世德堂本、箋釋本、集解本、子の上に後の字あり、【事知所利則知所出矣】諸本皆則の下に動の字あり、兪樾曰く、四句相對して文を成す、下句應に動字を多くす可からず、注も亦動字の誼に及ばず、則ち動の字は衍文なりと、今之れに從ひて削る、【二者是非之本、得失之源也】宋本、本の下に而の字あり、○宋本、箋釋本、集解本、源を原に作れり、【吳有伍子胥而不能用、國至于亡】于の字、宋本は乎に、箋釋本、集解本は於に作れり、【主尊下安】元本、主を王に作れり、【忠者敦愼此者也】宋本、箋釋本、集解本、敦を惇に作れり、

荀子卷第十八

成相篇第二十五

【請布基、愼聽之】　諸本皆聽之を聖人に作る、兪樾曰く、人の字韻に入らず、疑ふらくは當に愼聽之に作るべし、聖と聽と音近くして譌せるなり、尙書無逸篇此厥不聽を、漢の石經には不聖に作れり、秦泰山碑皇帝躬聽を、史記には躬聖に作れり、竝に其の證なり、聽譌して聖に作るときは、則ち聖之の二字義を成さず、後人因て改めて聖人と爲せしなり、請布基愼聽之とは、人をして其の言を愼聽せしめんとするなりと、今之れに從ひて改む、　【曷謂罷、國多私】　世德堂本、多の上に明の字あり、非なり、　【上能尊主下愛民】　諸本皆下愛民を愛下民に作る、王念孫曰く、愛下民は當に下愛民に作るべし、上能尊主と文を對すと、桃白鹿も亦之れを言へり、是なり、故に改む、　【大其園囿高其臺】　宋本、世德堂本、臺の下に榭の字あり、非なり、　【封之於宋】　宋本、之の字なし、　【穆公得之】　世德堂本、箋釋本、集解本、得を任に作れり、　【愼墨季惠】　諸本皆李を季に作る、猪飼敬所曰く、韓非子曰く、李惠朱墨、論有迂深閎大、非用也と、季は當に李に作るべし、老子を謂ふなりと、今之れに從ひて改む、　【譏夫弃之】　宋本、弃を棄に作れり、　【一而有執】　諸本皆一の字なし、楊倞曰く、而有の上に疑ふらくは一の字を脫すと、今之れに從ひて補ふ、○諸本皆執を埶（元本は勢）に作れり、塚田大峯曰く、埶は當に執に作るべしと、今之れに從ひて改む、　【直而用抴】　諸本皆枻を抴に作る、荻生徂徠曰く、抴は當に枻に作るべし、後語は廼ち木に從へりと、是なり、故に之れを改む、　【暴人芻豢仁糟糠】　諸本皆仁の下に人の字あり、王引之曰く、下の人の字は上の人の字に涉りて衍す、上已に暴人と言へば、則ち下の人の字は上に蒙らして省くべし、此の篇の例、兩三字句の下、皆七字句を用ふ、是れを以て之れを明にすと、猪飼敬所も亦之れを言へり、是なり、故に之れを削る、　【國家既治、四海平】　元本、家を爭に作れり、　【治之志後勢富】　宋本、箋釋本、集解本、勢を埶に作れり、以下勢の字同じ、　【好而一之神以成】　宋本、箋釋本、集解本、一を壹に作れり、　【精神相及一而不二】

諸本皆及を反に作る、王引之曰く、反は當に及に爲るべし、字の誤なり、精神相及ぶ故に一にして貳せざる也と、是也、故に之れを改む、○箋釋本、集解本、二を貳に作れり、【尙レ德推レ賢不レ失レ序】 諸本皆德を得に作る、楊倞曰く、得は當に德に爲るべしと、今之れに從ひて改む、【禹勞レ力、堯有レ德】 諸本力の上に心の字あり、王引之曰く、力の上に本心の字なし、後人左傳に君子勞レ心小人勞レ力と言ふを以ての故に、心の字を加へしのみ、且つ此の篇の例、凡そ首二句は皆三字なり、一の心字を加ふるときは、則ち全篇の例と符せずと、猪飼敬所も亦之れを言へり、是なり、故に之れを削る、【身讓二卞隋一擧二務光一】 宋本、箋釋本、集解本、隋を隨に作れり、【長由二姦詐一】 諸本皆長を良に作る、王念孫曰く、良は當に長に爲るべし、楊注に長用二姦詐一と、是れ其の證なりと、今之れに從ひて改む、【阪二先爲一】 諸本皆阪爲先に作る、荻生徂徠曰く、恐らくは當に阪先爲に作るべし、韻協ふとなすと、桃白鹿も亦之れを贊せり、是なり、故に之れを改む、【迷惑失レ指易二上下一】 元本、易の上に木の字あり、非なり、【忠不二上達一】 世德堂本、箋釋本、集解本、忠を中に作れり、【正直惡、心無レ度】 宋本、直を是に作れり、【已無二尤人一】 宋本、箋釋本、集解本、尤を郵に作れり、【豈無レ故】 諸本皆豈の下に獨の字あり、楊注に、或説を引きて曰く、或は曰く下に獨の字なしと、是なり、故に之れを削る、【恨愎遂レ過】 諸本皆愎を後に作る、猪飼敬所曰く、恨後は當に恨愎に作るべしと、王念孫も亦略、同見なり、今之れに從ひて改む、【不レ知レ備】 諸本皆知を如に作る、楊倞曰く、如は當に知に爲るべしと、是なり、故に之れを改む、【爭レ寵嫉レ賢相惡忌】 諸本皆相を利に作る、王念孫曰く、利惡忌の三字は、義相屬せず、利は當に相に爲るべし、字の誤なり、相惡忌は正に爭レ寵嫉レ賢を承けて之れを言ふと、是なり、故に之れを改む、【郭公長父之難】 諸本皆郭を孰に作る、楊注或説を引きて曰く、孰或は郭に作ると、是なり、故に之れを改む、【欲二對衷一】 諸本皆對衷を衷對に作る、朱熹曰く、衷對は當に對衷に作るべし、乃ち韻と叶ふと、今之れに從ひて改む、【剄以二獨鹿一棄二之江一】 世德堂本、箋釋本、集解本、以を而に作れり、【利佳卬レ上】 諸本皆佳を往に作

る、王引之曰く、往の字文義順ならず、往は當に佳に爲るべし、佳は古の唯の字なり、臣民の利唯上に仰ぐを言ふなり、凡そ隷書イに從ひイに從ふの字、多く相亂る、故に往の字或は佳に作り、佳と相似て誤りしならんと、今之れに從ひて改む、○世德堂本、卬を印に作れり、【孰他師】宋本、箋釋本、集解本、他を它に作れり、【罪過有律】諸本皆過を禍に作る、久保筑水曰く、禍は當に過に作るべしと、是なり、故に之れを改む、【請牧基明有祺】諸本皆請牧祺、明有基に作る、桃白鹿曰く、請牧祺は當に請牧基に作るべし、第一章に見ゆ、有基は當に有祺に作るべしと、猪飼敬所も亦之れを贊せり、是なり、故に之れを改む、【五聽脩領】宋本、韓本、脩を循に作れり、【莫不理績孰主持】諸本皆績を續に作り、孰主持を主執持に作る、王念孫曰く、續は當に績に爲るべし、主執持は當に孰主持に爲るべし、莫不理績孰主持とは百官各其の事を理めざることなし、夫れ孰れか得て之れを主持せんと言ふことなり、上文に曰く、莫得輕重威不分と、正に所謂孰主持なり、又曰く、莫得擅與孰私得と、又曰く莫得貴賤孰私王と、並に此の文と同一例なりと、今之れに從ひて改む、【言有飾】諸本皆飾を節に作る、猪飼敬所曰く、節は當に飾に作るべし、民に僞飾あるを言ふなりと、今之れに從ひて改む、【吏謹將之無皴滑】諸本皴を鈹に作る、猪飼敬所曰く、鈹は當に皴に作るべし、無皴滑とは猶敢て伸縮なしと言ふが如きなりと、今之れに從ひて改む、【各以所宜】諸本皆所の字なし、朱熹曰く、以の下疑ふらくは所の字を脫せりと、今之れに從ひて補ふ、【臣謹循】諸本皆循を脩に作る、王念孫曰く、脩は當に循に爲るべし、字の誤なり、臣は當に謹んで舊法に循ふべきを言ふなり、此の篇の例、首句は韻に入らざるものなし、今本循を脩に作るときは、則ち既に其の義を失ひ、又其の韻を失ふと、是なり、故に之れを改む、

賦篇第二十六

【三軍以彊】宋本、箋釋本、集解本、彊を强に作れり、【此夫文而不采者與】宋本與を歟に作れり、下同じ、【以施下民】諸本皆施を示に作る、王念孫曰く、示は本施に作る、俗音の誤なり、廣雅に曰く

施予也と、今之れに從ひて改む、　【常不齊均】　諸本皆常を帝に作る、王念孫曰く、帝は本常に作る、字の誤也、皇天智を降し以て下民に施予するに、厚薄常に齊均ならざるを言ふなりと、是なり、故に之れを改む、　【涽涽淑淑】　宋本、涽涽を潛潛に作れり、【跖以穿室】　元本、穿を空に作れり、　【大參乎天】　藝文類聚、引きて參を齊に作れり、　【百姓待之而後泰寧】　諸本皆泰寧を寧泰に作る、楊倞曰く、寧泰は當に泰寧に爲るべしと、是なり、故に之れを改む、【臣愚而不識】　元本、箋釋本、集解本、而の字なし、【安寬平而危險隘者耶】　宋本、箋釋本、集解本、耶を邪に作れり、以下耶の字同じ、　【能揜迹】　世德堂本、能の上に不の字あり、非なり、○宋本、箋釋本、集解本、揜を弇に作る、　【充盈乎大禹】　宋本、増注本、盈大乎寓宙に作る、○箋釋本、集解本、充を大に作れり、　【卬卬兮天下之咸蹇也】　世德堂本、卬を卭に作る、　【充盈太宇而不窕、入郄穴而不偪者與】　宋本、箋釋本、集解本、太を大に作れり、○宋本、與を歟に作る、下同じ、　【行遠疾速而不可託訊】　諸本皆訊の下に、者與の二字あり、王念孫曰く、訊の下の者與の二字は、蓋し上下の文に因りて衍せしなりと、今之れに從ひて削る、　【弃其耆老】　宋本、弃を棄に作れり、　【請占之帝帝占之曰】　諸本皆上の帝の上に五の字あり、久保筑水曰く、五の字疑ふらくは衍ならんと、今之れに從ひて削る、○元本、箋釋本、集解本、二帝の字皆五泰に作れり、　【喜溼而惡雨】　元本、溼を濕に作る、　【頭銛達而尾趙繚者耶】　増注本、尾を剽に作れり、非なり、【鐕以爲父】　諸本皆鐕を簪に作れり、猪飼敬所曰く、簪は當に鐕に作るべし、玉篇に無蓋釘也とありと、兪樾も亦同見なり、今之れに從ひて改む、　【列星殞墜】　標注本、墜の字なし、　【幽闇登昭】　宋本、箋釋本、集解本、増注本等皆闇を晦に作る、王念孫曰く、幽晦元刻幽闇に作る、是なり、楊注にいふ幽闇の人と、是れ其の證なりと、猪飼敬所も亦同見なり、今之れに從ひて改む、　【憋革戒兵】　諸本皆戒を貳(宋本は二)に作る、王念孫曰く、貳兵の二字文義明ならず、貳は當に戒に爲るべし、字の誤なり、戒兵は憋革と義を同じうすと、今之れに從ひて改む、　【敖暴擅彊】　宋本、彊を强に作れり、　【拂乎其遇時之

不祥也、郁郁乎其欲禮義之大行也】　諸本皆郁郁乎其遇時之不祥也拂乎其欲禮義之大行也に作る、楊倞曰く、此れ蓋し誤れるのみ、當に拂乎其遇時之不祥也、郁郁乎其欲禮義之大行也に爲るべしと、是なり、故に之れを改む、　【憂無疆也】　世德堂本、疆を彊に作れり、非なり、　【其小歌曰】　諸本曰を也に作る、盧文弨曰く、曰各本多く也に作る、一本曰に作るあり、今之に從ふと是れなり、故に之れを改む、　【何其蹇矣】　諸本皆蹇を塞に作る、盧文弨曰く、塞は或は蹇の字の誤ならんと、今之れに從ひて改む、　【仁人詘約】　世德堂本、詘を絀に作れり、　【讒人般矣】　諸本皆般を服に作る、楊注に曰く、本或は讒人般矣に作ると、是なり、故に之れを改む、　【閭娵子都】　諸本皆都を奢に作る、楊倞曰く、子奢は當に子都に爲るべし、鄭の美人なり、詩に曰く不見子都と、蓋し都の字誤りて奢と爲りしのみと、是なり、故に之れを改む、　【嫫母刁父】　韓詩外傳、元本、箋釋本、集解本、刁を力に作れり、

荀子卷第十九

大略篇第二十七

【天子召諸侯諸侯輦輿就馬禮也】　宋本、諸侯の字重ならず、　【我出我車】　宋本、箋釋本、集解本、車を輿に作れり、　【天子袞冕】　諸本皆袞を山に作る、豬飼敬所曰く、山冕は疑ふらくは袞冕の誤ならんと、今之れに從ひて改む、　【諸侯玄冕】　諸本皆冕を冠に作る、久保筑水曰く、富國篇に曰く、諸侯玄裷衣冕、大夫裨冕、士皮弁服と、玄裷衣冕は即ち司服職の袞冕なり、然らば則ち此の玄冠は、當に富國篇に據りて玄冕に作るべしと、今之れに從ひて改む、　【以其敎士畢行】　諸本皆士を出に作る、王念孫曰く、敎出は當に敎士に爲るべし、常に敎習する所の士を謂ふなり、大戴禮虞戴德篇に云ふ、諸侯相見卿爲介、以其敎士畢行と、文此れと同じきなりと、今之れに從ひて改む、　【財侈則歾禮】　諸本皆歾を殄に作る、古屋昔陽曰く、殄は當に歾に作るべし、歾沒と通ずと、是なり、故に之れを改む、　【不敬文不驩欣】　諸本皆文を交に作る、兪樾曰く、不敬交は疑ふら

くは、不敬文の誤ならん、勸學篇に曰く、禮之敬文也と、禮論篇に曰く、事生不忠厚不敬文謂之野、送死不忠厚不敬文謂之瘠と、性惡篇に曰く、不如齊魯之孝共敬父者何也と、注に曰く、敬父當爲敬文と、此の敬文誤りて敬交と爲れるは、猶彼敬文の誤りて敬父と爲れるが如し、是なり、故に之れを改む、

【非爲聖人也】　諸本皆聖人を成聖に作る、猪飼敬所曰く、成聖は當に聖人に作るべし、下文に因りて誤れる也と、今之れに從ひて改む、

【堯學於君疇】　君疇、韓詩外傳は尹壽に、路史は尹中に作れり、

【舜學於務成昭、禹學于西王國】　世紀、昭を軺に、國を悝に作れり、

【唯恐不能】　世德堂本、箋釋本、唯を惟に作れり、

【背禮者也】　世德堂本、箋釋本、集解本、背を皆に作れり、

【仁非其里而處之非仁也】　諸本皆處を虛に、非仁の仁を禮に作れり、王念孫曰く、虛は當に處に爲るべし、字の誤なり、下文に云ふ、君子處仁以義と、是れ其の證なり、非禮也は當に非仁也に爲るべし、此の文に云ふ、仁非其里而處之非仁也、義非其門而由之非義也と、下文に云ふ、君子處仁以義然後仁也行義以禮然後義也と、前後正に相呼應すと、桃白鹿も亦同見なり、是なり、故に之を改む、

【遂理而不節】　諸本皆節を敢に作る、猪飼敬所曰く、下文を以て之れを推すに、敢は當に節に作るべしと、今之に從ひて改む、

【審節而不和】　諸本皆和を知に作る、楊注に曰く、知或は和に作ると、是なり、故に之れを改む、

【玉貝曰含】　宋本、箋釋本、集解本、含を唅に作れり、

【上卿進曰】　韓詩外傳、上卿を大宗に作れり、

【中卿進曰】　韓詩外傳、中卿を大史に作れり、

【下卿進曰】　韓詩外傳、下卿を大祝に作れり、

【以辟君也】　諸本皆以の上に所の字あり、久保筑水曰く、禮記に所の字なし、是なりと、今之れに從ひ改む、

【言語之儀、穆穆皇皇、朝廷之儀、濟濟鎗鎗】　諸本皆儀を美に作る、鄭玄曰く、美は皆當に儀に爲るべし、字の誤なりと、今之れに從ひて改む、○禮記少儀、鎗鎗を翔翔に作れり、

【䙝衣不踰祭衣】　諸本皆䙝を設に作る、王念孫曰く、設は當に䙝に爲るべし、字の誤なりと、久保筑水も亦之れを言へり、是なり、故に之れを改む、

【失所履則顚蹷陷溺】　宋本、箋釋本、集解本、則を必に作れり、

【君臣不得不尊、父子不

得不」親、兄弟不」得不」順、夫婦不」得不」驩、少者以長、老者以養、故天地生」之、聖人成」之】 此の句諸本皆第二十九章喪事尙」親の下にあり、汪中曰く、君臣以下四十一字は錯簡なり、當に後の國家無」禮不」寧の下にあるべし、此れ上の尙」尊尙」親の文に因りて誤るなりと、今之れに從ひて改む、 【和鸞之聲】 諸本皆鸞を樂に作る、久保筑水曰く、樂は當に鸞に作るべし、字の誤なり、禮論鸞に作ると、是なり、故に之れを改む、 【習」容而後出】 宋本、後を后に作れり、○諸本皆出を士に作る、王念孫曰く、士は當に出に作るべし、容に習ひて後出づるを言ふなりと、猪飼敬所も亦同見なり、今之れに從ひて改む、 【霜降逆」女、冰泮殺止】 諸本皆止の字なし、王引之曰く、此の文本霜降逆」女、冰泮殺止に作る、霜降りて始めて女を逆へ、冰泮くるに至りて殺止するなり、召南標有梅、及陳風東門之楊の正義、此文を兩引し、皆冰泮殺止に作る、周官媒氏の疏に、王肅の論を載す、此の文及び韓詩傳を引く、亦皆冰泮殺止に作る、又春秋繁露循天之道篇も、亦云ふ、古之人霜降而逆」女冰泮而殺止と、楊見る所の本より殺の下に始めて止の字を脫せりと、是なり、故に之を改む、 【而大」之、六六三十六】 世德堂本、大を六に作れり、非なり、 【文貌情用】 禮論篇、貌を理に作れり、 【國妖也】 宋本、妖を祆に作れり、下同じ、 【百畝田】 標注本、田の上に使の字あり、 【立」大學」】 宋本、大を太に作れり、 【明」七教」所」以導」之也】 諸本皆七を十に作る、楊註に或說を引きて曰く、十或は七に作ると、王念孫曰く、王制に曰く、司徒脩」六禮」以節」民性」明」七教」以興」民德」と、六禮は冠昏喪祭鄕相見にして、七教は父子兄弟夫婦君臣長幼朋友賓客なるときは、則ち七教に作る者是れなりと、故に之れを改む、○宋本、箋釋本、集解本、導を道に作れり、 【釋」箕子之囚」】 宋本、釋を式に作れり、 【有」俊士」】 宋本、俊を儁に作れり、 【勿」以爲」笑】 宋本、箋釋本、集解本、以を用に作れり、 【齊衰大功】 宋本、箋釋本、齊を齎に作れり、 【從」諸侯」來】 諸本皆來を不に作る、楊倞曰く、不は當に來に爲るべしと、是なり、故に之れを改む、 【雖」堯舜」不」能」去」民之欲」利】 漢書蕭望之傳に引きて、舜の字なく、民之欲利を民欲」利之心に作れり、 【雖」桀紂」不」能」去」民之好」義】 漢蕭

望之傳に、引きて紂の字なく、民之好義を民好義之心と作れり、　【士不通財貨】　宋本、箋釋本、集解本、財貨を貨財に作れり、　【家卿不脩幣施】　諸本皆施の字なし、兪樾曰く、上に士不通財貨と云ふ楊注にいふ、不得貿遷如商賈也と、家卿不脩幣と云ふ、註に謂不脩財貨販息之也と、然らば則ち士不通財貨と、何を以て異ならんや、韓詩外傳に據るに家卿不脩幣施に作る、疑ふらくは此の文施の字を奪へるならん、幣は乃ち敝の誤にして、施は當に杝と爲るべし、古同聲の假借字なり、杝は即ち今の離の字なり、家卿不脩敝杝とは、離落敝壞するも、之れを脩せざるを謂ふなり、下文の大夫不爲場園と、正に同一の意にして、皆民と利を爭はざるの義なりと、今之れに從ふ、されど幣施を改めず、幣は敝に、施は杝に通ずとなして解せり、　【上好義則民闇飾矣】

諸本皆義を羞に作る、王念孫曰く、羞は當に義に爲るべし、羞の字は上半義と同じ、又上文の兩羞字に渉りて誤れるなりと、久保筑水も亦之れを言へり、今之れに從ひて改む、　【二者治亂之衢也】　諸本皆治の字なし、劉台拱曰く、二者の二字は、上の兩句を承けて言ふ、則ち亂の上に當に治の字あるべしと、久保筑水も亦之れを言へり、是なり、故に之れを補ふ、

【負施矣】　諸本皆傾絶矣に作る、桃白鹿曰く、傾絶は疑ふらくは當に負施に作るべし、轉寫して誤を致せるなりと、今之れに從ひて改む、　【上好富則人民之行如此】　元本、則の字なし、　【列官職差爵祿】　宋本、爵祿を祿爵に作れり、　【先王之道則堯舜已】　宋本、韓本、箋釋本、集解本、先王の上に曰の字あり、　【六蓺之博】　諸本皆蓺を貳に作る、盧文弨曰く、貳は當に蓺に作るべし、聲の誤なりと、今之れに從ひて改む、　【其行効】　宋本、箋釋本、集解本、効を效に作れり、下同じ、　【隘窮而不失】　標注本、隘を陝に作れり、　【絪席之言】　諸本皆絪を細に作る、郝懿行曰く、細席は恐らくは茵席の形譌なり、蓋し茵假借して絪に爲り、絪又譌して細に爲れるのみと、今之れに從ひ、改めて絪となす、　【夫盡小者大、積微者著、德至者色澤洽、行盡者聲聞遠】　諸本皆聲聞の上の者の字を、而に作る、王念孫曰く、而は蓋し者の誤なり、四句一例と、是なり、故に之れを改む、○宋本、夫を人に作れり、○元本、洽を治に作れ

り、非なり、　【其心同也】　世德堂本、心同を同心に作れり、　【晏子送於郊】　諸本皆送を從に作る、久保筑水曰く、從は家語、晏子、說苑共に送に作る、此れは蓋し誤れりと、是なり、故に之れを改む、　【大山之木也】　宋本、箋釋本、集解本、大を太に作れり、　【蘭茝槀本】　家語、蘭本三年に作れり、　【漸於蜜醴】　家語、蜜醴を鹿醢に作れり、　【玉佩易之】　諸本皆玉を一に作る、桃白鹿曰く、一は疑ふらくは當に玉に作るべしと、今之れに從ひて改む、

【井里之厥也】　晏子春秋、厥を困に作れり、　【爲天下寶】　諸本皆下を子に作る、王念孫曰く、天子は當に天下に作るべしと、久保筑水も亦之れを言へり、是なり、故に之れを改む、　【未問則不言】　諸本皆言を立に作る、王念孫曰く、立の字義通ず可からず、立は當に言に爲るべし、大戴記曾子立事篇にいふ、君子疑則不言、未問則不言と、此の篇の文、多く曾子と同じ、隸書言の字、或は音に作る、因て其の半を脫して立に爲れるならんと、久保筑水も亦之れを言へり、是なり、故に之れを改む、第百二章の未問則不言の言も亦同じ、　【孝子不匱永錫爾類】　韓詩外傳、夙夜匪懈、以事一人に作れり、　【刑于寡妻、至于兄弟、以御于家邦】　韓詩外傳、妻子好合、如鼓琴瑟、兄弟既翕、和樂且耽に作れり、　【然則賜願息於朋友、孔子曰、詩云、朋友所攝、攝以威儀、朋友難、朋友焉可息哉】　韓詩外傳、此の一條なし、　【然則賜無息者乎】　家語、然則賜將無所息者乎に作れり、　【望其壙、皐如也、嵮如也、鬲如也】　家語、壙を廣に作り、嵮の上に視其高則の四字あり、又鬲を隔に作り、上に察其從則の四字あり、〇元本、皐を睪に作れり、

【傳曰國風之好色也】　諸本皆傳曰の二字也の下にありて下句に屬す、猪飼敬所曰く、傳曰は當に國風の上にあるべしと、今之れに從ひて改む、　【君子也者好之其人也、其人而不敎不祥】　諸本皆也の字而の上にあり、王念孫曰く、其人也而不敎の也の字は、當に上句其人の下に在るべし、下文に非君子而好之非其人也、非其人而敎之、齎盜糧借賊兵也とあり、上の非其人の下に也の字ありて、下の非其人の下に也の字なし、是れ其の證なりと、久保筑水も亦之れを言へり、今之れに從ひて改む、　【衣則豎褐不完】　元本、完を它に作れり、非なり、　【匹夫者不

レ可二以不一レ愼レ取レ友】　宋本、集解本、者の字なし、

【如レ此之著也】　宋本、集解本、著を箸に作れり、

【取レ友善人】　世德堂本、友の下に求の字あり、

【懦弱易レ奪】　宋本、箋釋本、集解本、懦を愞に作れり、

【是弃レ國捐レ身之道也】　世德堂本、捐を損に作れり、

【其出者是其反者也】　諸本皆其出の上に乘の字あり、王念孫曰く、乘の字は疑ふらくは上の乘の字に渉りて衍せるなりと、猪飼敬所も亦同見なり、是なり、故に之れを削る、○世德堂本、也を巳に作れり、

【禍之所二由生一レ生自二纖纖一也】　宋本、禍之の二字なし、○元本、箋釋本、集解本、由生の下に也の字あり、

【流言止二於智者一】　宋本、箋釋本、集解本、智を知に作れり、

【曾子食レ魚有レ餘曰、泊レ之、門人曰泊レ之傷レ人】　諸本皆泊を洎に作る、王念孫曰く、洎は當に泊に爲るべし、周官士師泊鑊水の鄭注に曰く、泊謂レ增二其沃汁一と、襄二十八年左傳去二其肉一而以二其泊一饋の正義に曰く、添レ水以爲二肉汁一、遂名二肉汁一爲レ泊と、然らば則ち水を添へて以て魚汁と爲すも、亦之れを泊と謂ふを得、泊レ之とは水を添へて以て之れを漬すを謂ふなり、呂氏春秋應言篇にいふ、多泊レ之則淡而不レ可レ食、少泊レ之則焦而不レ熟と、高注に曰く、肉汁爲レ泊と、彼の多泊レ之少泊レ之と言ふは、即ち此の所謂泊レ之なり、泊を以て魚を漬すときは、則ち腐爛を致して食ふに宜しからざるを恐る、故に曰く、泊レ之傷レ人と、隸書甘の字或は目に作り、自の字と極めて相似たり、故に泊誤りて洎と爲りしのみと、今之れに從ひて改む、

【移而從レ所レ任】　諸本任を仕に作る、塚田大峯曰く、仕は恐らくは任の誤なり、己の才の任ふる所に從ふを言ふなりと、兪樾も亦之れを言へり、是なり、故に之れを改む、

【察辯而操僻】　宋本、箋釋本、集解本、僻を辟に作れり、

【勇果而亡レ禮】　元本、亡禮を妄に作れり、

【少言而法君子也】　元本、言の下に言の字あり、

【惡二民之串一以レ無レ分得上也】　元本、以無を無以に作れり、

【有二分義一則容二天下一而治】　世德堂本、箋釋本、集解本、分の上に夫の字あり、

【雖二各特意一哉】　世德堂本、箋釋本、集解本、雖を唯に作れり、

【何以異下於變二易牙之和一、更二師曠之律上】　宋本、以の字なし、

【三王之法】　世德堂本、箋釋本、法を治に本れり、

【不レ飲不レ食者蜉蝣也】　宋本、箋釋本、集解本、蜉を浮に作れり、

【不

稱㆓其所㆒短也】 元本、也の字なし、

荀子卷第二十

宥坐篇第二十八

【觀㆓於魯桓公之廟㆒】 韓詩外傳、說苑敬愼、觀㆓於周廟㆒に作れり、 【有㆓攲器㆒焉】 諸本皆攲を欹に作れり、塚田大峯曰く、欹は當に攲に作るべし、去倚の反、頃くなり、欹は倚と同じ、於離の反、家語舊本亦欹に作るは誤のみと、猪飼敬所も亦之れを言へり、今之れに從ひて改む、 【此蓋爲㆓宥坐之器㆒】 說苑敬愼、宥を右に作れり、 【吾聞宥坐之器者】 家語三恕、者の字なし、 【注㆑水焉】 家語三恕、注の上に試の字あり、 【聰明聖知】 家語三恕、聖を睿に作れり、 【勇力憮㆑世】 諸本皆憮を撫に作る、盧文弨曰く、注に據れば則ち撫は乃ち憮の字の誤なりと、今之れに從ひて改む、家語三恕篇は振に作れり、 【門人進問曰】 家語始誅、門人を子貢に作れり、 【心達而險】 達の字、家語始誅には逆に、說苑指武には辯に作れり、 【記醜而博】 記醜の字、尹文子大道篇には、彊記に作り、說苑指武には志愚に作れり、 【彊足㆓以反㆑是獨立㆒】 宋本、箋釋本、集解本、彊を强に作れり、○家語始誅、彊の下に禦の字あり、 【誅㆓尹諧㆒】 說苑指武、誅㆓蠋沐㆒に作れり、 【誅㆓潘止㆒】 止の字、元本、家語始誅は正に、說苑指武は阯に作れり、 【誅㆓華仕㆒】 家語始誅、仕を士に作れり、 【誅㆓付里乙㆒】 家語始誅、里の字なし、○說苑指武、史附里子に作れり、 【誅㆓鄧析史付㆒】 家語三恕、誅㆓史何㆒に作れり、○說苑指武、史付の二字なし、 【三日不㆑別】 宋本、別の下に也の字あり、 【季孫聞㆑之不㆑悅】 宋本、箋釋本、集解本、悅を說に作れり、 【聽㆓其獄㆒】 宋本、獄を訟に作れり、 【今嫚㆑令謹㆑誅賊也】 諸本皆令の字也の下にあり、下句に屬す、王念孫曰く、今の字は當に嫚令謹㆑誅の上にあるべし、下の三字を總べて之れを言ふと、今之れに從ひて改む、○元本、今を令に作れり、 【生也有㆑時、斂也無㆑時】 諸本生也の二字なし、盧文弨曰く、生也の二字各本皆脫す、今注を案へて增すと、今之れに從ひて補ふ、○家語始誅、此の句を徵斂無㆑時に作れり、 【已㆓此三

者】　家語始誅、已を政無の二字に作れり、　【勿庸得卽予】　家語始誅、予を汝心に作れり、　【朞三年而百姓徃矣】　諸本皆朞を棊に作る、猪飼敬所曰く、棊は當に朞に作るべし、期と同じと、是なり、故に之れを改む○、家語始誅、若是三年而百姓正矣に作れり、　【然後俟之以刑】　家語始誅、俟を待に作れり、　【是以威厲而不試、刑錯而不用、詩曰、尹氏大師、維周之氐、秉國之均、四方是維、天子是庳、卑民不迷、此之謂也】　諸本皆是以以下十二字、卑民不迷の下にあり、桃白鹿曰く、此の十二字は當に詩曰の上にあるべしと、今之れに從ひて改む、　【其民迷惑而墮焉、則從而刑之】　家語始誅篇、墮を陷に作れり、○諸本皆刑を制に作る、久保筑水曰く、制は當に刑に作るべし、字似て誤れるなりと、今之れに從ひて改む、
【三尺之岸而虛車不能登也】　家語始誅、岸を限に、虛を空に、也を者に作り、下に何哉峻故也の五字あり、　【任負車登焉】　家語始誅、重載陟焉に作れり、　【眷焉顧之】　毛詩、眷焉を睠言に作れり、
【潸焉出涕】　世德堂本、焉を然に作れり、　【偏與諸生而無爲也】　諸本皆偏の上に大の字あり、王念孫曰く、偏與の上に當に大の字あるべからず、蓋し上文の大水に涉りて衍せるなりと、今之れに從ひて削る、　【洸洸乎不淈盡、似道】　家語三恕、浩浩乎無屈盡之期、此似道に作れり　【其應佚若聲響】　世德堂本、響を嚮に作れり、　【赴百仞之谷】　元本、百を千に作れり、　【主量必平】　家語三恕、主を至に作れり、　【綽約微達】　諸本皆綽を淖に作れり、楊倞曰く、淖は當に綽に爲るべしと、今之れに從ひて改む、家語三恕には綽に作れり、　【以就鮮絜、似善化】　家語三恕、就以化絜此似善化也に作れり、　【其萬析也必東似志】　說苑雜言、其折必東也似意に作れり、　【吾有鄙也】　元本、此の四字なし、　【幼不能彊學】　宋本、彊を强に作れり、　【藜羹不糂】　家語在厄、糂を充に作れり、　【汝以知者爲必用耶】　宋本、箋釋本、集解本、汝を女に、耶を邪に作れり、以下同じ、　【關龍逢不見刑乎】　元本、關を干に作れり、　【伍子胥不磔姑蘇東門外乎】　宋本、箋釋本、集解本、伍を吳に作れり、　【汝以諫者爲必用耶】　世德堂本、諫の上に爲の字あり、　【夫遇不遇者時也、賢不肖者材也】　元本、者の

字なし、　【何獨丘也哉】 元本、也の字なし、【夫芷蘭生於深林】 宋本、箋釋本、集解本、夫の上に且の字あり、　【憂而意不衰】 諸本衰の下に也の字あり、久保筑水曰く、也の字は恐らくは衍ならんと、是なり、故に之れを削る、　【昔晉公子重耳覇心】 元本、昔の字なし、　【安知吾不得之桑落之下乎哉】 世德堂本、箋釋本、集解本、乎哉の二字なし、【未既輟、還復瞻北蓋、彼皆㡭、彼有說耶】 世德堂本、箋釋本、集解本、未の上に吾亦の二字あり、既の字なし、諸本、皆北を九に作る、楊倞曰く、九は當に北に爲るべし、傳寫の誤のみと、是なり、故に之れを改む、○世德堂本、箋釋本、集解本、彼皆の彼の字、瞻の下にあり、○諸本皆彼を被に作る、楊倞曰く、被は皆當に彼に作るべしと、是なり、故に之れを改む、○諸本皆㡭を繼に作る、王念孫曰く、繼は輟說絕と韻相協はず、繼は當に㡭に爲るべし、字の誤なり、說文に㡭は古文の絕とあり、正に輟說絕と韻を爲すと、是なり、故に之れを改む、○宋本㡭の下に、耶の字あり、○宋本、箋釋本、集解本、耶を邪に作れり、下同じ、【亦嘗有說】 元本、標注本、亦の下に未の字あり、○宋本、嘗を常に作れり、

子道篇第二十九

【言以類接】 世德堂本、箋釋本、集解本、接を使に作れり、　【不能加毫末於是矣】 宋本、矣を也に作れり、　【不幸不順見惡而能無失其愛、則非仁人莫能行】 諸本皆則の字不幸の上にあり、桃白鹿曰く、則の字は當に非の字の上に移すべしと、今之に從ひて改む、　【鄉者君問丘】 宋本、箋釋本、集解本、丘の下に也の字あり、　【爭臣四人】 家語三恕、四を七に作れり、　【爭臣三人】 家語三恕、三を五に作れり、　【百乘之家】 元本、家を國に作れり、【爭臣二人】 家語三恕、二を三に作れり、　【宗廟不毀】 元本、毀を輟に作れり、　【衣與食與】 諸本皆食を繆に作る、久保筑水曰く、今韓詩衣歟食歟に作る、是なりと、今之れに從ひて改む、　【則何爲而無孝之名也】 諸本皆何の下に以の字あり、荻生徂徠曰く、以の字は衍なりと、王念孫も亦同見なり、今之れに從ひて改む、　【君子入則篤行】 韓詩外傳、篤行を篤孝に作れり、　【練而牀禮耶】 宋本、箋

釋本、集解本、耶を邪に作れり、以下耶の字同じ、【汝何問哉】 宋本、箋釋本、集解本、汝を女に作れり、下同じ、 【是裾裾何也】 裾裾の字、家語三恕は倨倨に、說苑雜言は襜襜に、韓詩外傳は疏疏に作れり、【昔者江出於岷山】 家語三恕、昔者江を夫江始に作れり、〇宋本、箋釋本、集解本、岷を崏に作れり、【不放舟】 放の字、家語三恕は舫に、韓詩外傳は方に作れり、 【非維下流水多耶】 說苑、雜言家語三恕、宋本、維を唯に作れり、〇說苑雜言、水多を衆川之多に作れり、 【改服而入】 宋本、韓本、服の上に衣の字あり、 【蓋猶若也】 猶若の字、韓詩外傳は攝如に、說苑は自如に、家語三恕は自若に作れり、 【可謂士君子矣】 家語三恕、君子の字なし、【可謂明君子矣】 家語三恕、明を士に作れり、

法行篇第三十

【無內人之疏而外人之親】 元本而の字なし、 【內人之疏而外人之親不亦反乎、身不善而怨人、不亦遠乎】 諸本皆反を遠に、遠を反に作る、王念孫曰く、遠は當に反に爲るべく、反は當に遠に爲るべし、內人は親しくして外人は疏し、今內を疏じて外を親しむ、是れ反するなり、故に不亦反乎と曰ふ、身不善にして人を怨むは、是れ近きを舍てゝ遠きを求むるなり、故に不亦遠乎と曰ふ、韓詩外傳正に內疏而外親不亦反乎、身不善而怨他人、不亦遠乎に作ると、今之れに從ひて改む、 【事已敗矣、乃重大息】 世德堂本、已を以に、大を太に作れり、 【魚鼈黿鼉】 宋本、鼈を鱉に作れり、 【堀穴其中】 諸本皆穴の字なし、兪樾曰く、堀の下當に穴の字あるべし、堀穴其中と、增巢其上と、相對して文を爲す、晏子春秋諫篇に、古者嘗有處橧巢窟穴とあり、亦窟穴を以て橧巢に對す、是れ其の證なりと、今之れに從ひて改む、 【增巢其上】 元本、增注本、增の字なし、 【爲夫玉之少而珉之多耶】 宋本、箋釋本、集解本、耶を邪に作れり、 【縝栗而理】 宋本、集解本、縝の字なし、〇禮記聘義、家語問玉、縝密以栗理に作れり、 【折而不撓】 宋本、箋釋本、集解本、撓を橈に作れり、 【清揚而遠聞】 元本、揚を越に作れり、 【珉之彫彫乎】 宋本、箋釋本、集解本、彫彫を雕雕に作れり、 【三者在身曷怨人】 元本、曷を易に作れり、非なり、

【失諸己而反諸人】宋本、箋釋本、集解本、上の諸の字を之に作れり、【南郭惠子】尙書大傳略說は東郭子思に、說苑雜言は東郭子惠に作れり、【櫽栝之側】宋本、櫽を隱に作れり、【孔子曰君子有三恕】世德堂本、孔子曰の三字なし、【有思窮則施】宋本、箋釋本、集解本、施の下に也の字あり、

哀公篇第三十一

【敢問何如取之耶】諸本皆取の字なし、大戴禮哀公問五義、家語五儀解、之れあり、盧文弨、久保筑水あるを可とす、故に之れを補ふ、○宋本、箋釋本、集解本、耶を邪に作れり、【志不在於食葷】家語五儀解、葷を焄に作れり、【有大聖】家語五儀解、大聖を聖人に作れり、下同じ、【心不知邑邑】大戴禮哀公問五義、心を志に作れり、○諸本皆邑邑を色色に作る、郝懿行曰く、色は當に邑に爲るべし、字の誤なり、大戴記志不邑邑に作ると、是なり、故に之れを改む、【動行不知所務、止立不知所定】諸本皆動を勤に、立を交に作る、郝懿行曰く、大戴記勤を動に作り、交を立に作る、韓詩外傳四同じ、動行は止立と對す、疑ふらくば此れは皆形の誤ならんと、是なり、故に之れを改む、【五鑿爲正】大戴禮哀公問五義、正を政に作れり、【雖不能徧美善、必有處也】標注本、美を義に作れり、【卑賤不足以損】家語五儀解、卑を貧に作れり、【何如斯可謂君子矣】宋本、謂の下に之の字あり、非なり、【言忠信而心不德】家語五儀解、德を怨に作れり、【猶然如將可及】家語五儀解、由然若將可越而終不可及に作れり、【富有天下而無怨財】家語五儀解、怨を宛に作れり、【如此則可謂聖人矣】宋本、可の字なし、非なり、【揔要萬物於風雨】揔の字、宋本は總に、箋釋本は摠に、集解本は總に作れり、【繆繆肫肫】大戴禮哀公問五義、穆穆純純に作れり、【百姓淺然不識其鄰】大戴禮哀公問五義、淺を淡に作れり、【未嘗知哀也】世德堂本、箋釋本、集解本、未の上に寡人の二字あり、【何足以知之】新序、知を言に作れり、【非吾子無所聞之也】新序、非を微に作れり、【哀將焉不至矣】元本、箋釋本、集解本、焉の下に而の字あり、以下憂將焉、勞將焉、懼將焉の下同じ、【平明而聽

朝】新序、明を旦に作れり、【則必有數蓋焉】元本、則の字なし、〇家語五儀解、蓋の字なし、【君號然也】家語五儀解、號を胡に作れり、【資衰苴杖】家語五儀解、資衰を衰麻に作れり、【長者不爲市】宋本、者の字なし、非なり、【君其知之矣】元本、君子所以知に作れり、【譬之其豺狼也、不可以身尒也】家語五儀解、譬之豺狼、不可邇に作れり、【任計不信怒】新序雜事、信を任に作れり、【計勝怒者彊、怒勝計者亡】宋本、韓本、彊を强に作り、者の字を則に作れり、【子亦聞東野子之善馭乎】諸本皆子亦聞の三字なし、久保筑水曰く、家語東の上に、子亦聞の三字あり、是なり、此は蓋し脱文ならんと、今之れに從ひて補ふ、〇家語顏回、子を畢に、馭を御に作れり、【君子固讒人乎】讒の字、家語顏回は誣に、說苑は譖に作れり、【校來謁曰】校の字、家語顏回は牧に、說苑は廐人に作れり、【兩驂列兩服入廐】家語五儀解、列を曳に作り、入の下に于の字あり、【其馬將失、不識吾子何以知之】世德堂本、其を則に作れり、【不窮其馬】新序雜事、窮を盡に作れり、【衘體正矣】新序雜事、衘を御に作れり、

堯問篇第三十二

【堯問篇】世德堂本、篇の字なし、非なり、【忠信無倦】宋本、箋釋本、集解本、倦を勌に作れり、【天下其在一隅耶】宋本、箋釋本、集解本、耶を邪に作れり、【嘗有以楚莊王之語語左右者乎】世德堂本、嘗を常に作れり、【自得師者王】諸本皆自の下に爲の字あり、久保筑水曰く、爲の字衍なりと、是なり、故に之れを削る、〇得の字、韓詩外傳は取に、新序は擇に作れり、下同じ、【而君以憙】宋本、憙を喜に作れり、【此三者其美德也已】宋本、箋釋本、集解本、也の字なし、【汝又美之】宋本、箋釋本、集解本、汝を女に作れり、以下汝の字同じ、【是其所以淺也】宋本、所の字なし、【聞之曰無越踰不見士】宋本、曰を日に作れり、【不問卽物少至】諸本皆問を聞に作る、楊倞曰く、聞或は問に作ると、是なり、故に之れを改む、【彼淺者賤人之道也、汝又美之】宋本、美之の下に乎の字あり、【汝其以魯國驕人幾矣】宋本、箋釋本、集解本、

其の字なし、【緇丘之封人】淮南子道應訓、狐丘丈人に作れり、【相楚而心愈卑】宋本、箋釋本、集解本、愈を瘉に作れり、下同じ、【爲人下者其猶土也】宋本、箋釋本、集解本、者の下に乎に作れり、【深抇之而得甘泉焉】抇の字、元本相に作る、非なり、韓詩外傳は掘に作れり、【五穀蕃焉】宋本、蕃を播に作れり、【草木殖焉】家語困誓、殖を植に作れり、【生則立焉】說苑、則を人に作れり、下同じ、○家語困誓、立を出に作れり、【多其功而不悳】諸本皆悳を息に作る、王引之曰く、息は當に悳に爲るべし、古の德の字なり、繫辭傳に曰く、有功而不德と是れなりと、今之れに從ひて改む、○家語困誓、不悳を一無其意に作れり、【故身死國亡也】宋本、故の字なし、【爲說者曰、孫卿不如孔子、是不然也】宋本、箋釋本、集解本、如を及に作り、也の字なし、

後序

【仁者詘約】世德堂本、箋釋本、集解本、詘を絀に作れり、【知者不得慮、能者不得治】世德堂本、不の下に不の字あり、非なり、【所過者化】宋本、箋釋本、增注本、過を遇に作れり、【脩道正行】宋本、箋釋本、集解本、脩を循に作れり、【接輿避世】宋本、避を辟に作れり、【闔閭擅彊】宋本、箋釋本、集解本、彊を强に作れり、

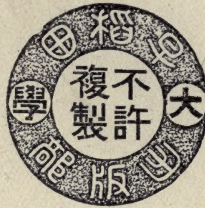
劉向叙錄

【荀卿新書十二卷三十二篇】箋釋本、集解本、十二卷の三字なし、【年五十始來游學】風俗通、讀書志、五十を十五に作れり、【或讒孫卿乃適楚】箋釋本、集解本、乃適楚を孫卿乃適楚に作れり、【春申君使人聘孫卿】戰國策楚策、韓詩外傳、聘を請に作れり、【李斯嘗爲弟子而相秦】史記孟荀傳、箋釋本、集解本、而の上に已の字あり、【又滑稽亂俗】宋本、增注本、亂俗の二字なし、【處子之言】史記孟荀傳、處を劇に作れり、【長廬子芉子】箋釋本、集解本、廬を盧に作れり、○史記孟荀傳、芉を吁に作れり、【至漢興江都相董仲舒亦大儒作書美孫卿】諸本皆此の句孫卿卒不用於世の上にあり、盧文弨曰く、至漢興以下十七字は、當に此にある

べからざるに似たり、應に下文の蓋以法孫卿也の句下にあるべしと、今之れに從ひて改む、

荀子考異終

明治四十四年九月二十五日印刷
明治四十四年九月二十八日發行



編輯者　早稻田大學編輯部

發行者　早稻田大學出版部

右代表者　高田早苗
東京府豐多摩郡戸塚村大字下戸塚五十八番地

印刷者　渡邊八太郎
東京市牛込區榎町七番地

發行所　早稻田大學出版部
東京府豐多摩郡戸塚村大字下戸塚五十八番地
振替東京一一二三番　電話番町三七四 二四二三番

日清印刷株式會社印刷

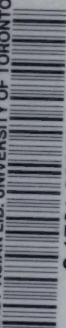
明治四十四年九月二十五日印刷
明治四十四年九月二十八日發行

編輯者　早稻田大學編輯部
發行者　早稻田大學出版部
代表者　高田早苗
印刷者　渡邊八太郎



發行所　早稻田大學出版部

日清印刷株式會社印刷




早稲田大學出版部